國譯一切經

大東出版社藏版

LIBRARY
JUN 0 1 1995
UNIVERSITY OF TORONTO

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

毗曇部 二十七

赤沼智善譯

目次

阿毘達磨順正理論解題（あびだつまじゆんしやうりろんかいだい）……〔（本丁）一——四〕……（通頁）一

阿毘達磨順正理論（あびだつまじゆんしやうりろん）（八十巻中自巻第一至巻第十八）……〔一——四九〕……五

巻の第一……〔一——二七〕……五

〔辯本事品第一の一〕……五

總序……一三

本論第一界品……一三

第一章　萬有分類の基礎。有漏無漏及び有爲無爲……一三

第一節　有漏法及び有漏の意義……一三

第二節　無漏法及び無漏の意義……一八

第三節　特に三無爲に就て……一八

第四節　有爲法及び其の異名……一九

第五節　有漏の異名……二一

第二章　五蘊　附十二處十八界の分類……二三

第一節　色蘊……二三

第二節　五根………二三
第三節　五境………二五
卷の第二……………………………………………………〔二八――五四〕……………………………二五
〔辯本事品第一の二〕…………………………………………………………………………………………………三三
第四節　無表………三三
第五節　四大種……三四
第六節　色の意義………………………………………………………………………………………………………三八
第七節　十處界の建立…………………………………………………………………………………………………四〇
第八節　受想行三蘊……………………………………………………………………………………………………四五
卷の第三……………………………………………………〔五五――八〇〕……………………………五九
〔辯本事品第一の三〕…………………………………………………………………………………………………五九
第九節　識蘊………五九
第十節　特に意界に就て………………………………………………………………………………………………六〇
第三章　三科分別の規準………………………………………………………………………………………………六一
第一節　一切法の相攝及び其の規準…………………………………………………………………………………六一
第二節　十八界……六四
第三節　蘊處界の差別…………………………………………………………………………………………………六五
第四節　蘊處界建立の理由……………………………………………………………………………………………六八
第五節　特に五蘊の分類に就て――受想別立の理由…………………………………………………………………七〇

第六節　五蘊と無爲法……七一
第七節　五蘊の順序……七三
第八節　處界門に於ける次第……七四
第四章　三科分別の餘論……七七
第一節　色處と法處……七七
第二節　法　蘊……七九
第三節　八萬四千の法蘊……七九
第四節　蘊相攝論結語……八〇
第五節　空界と識界……八一

卷の第四……〔八一――一〇六〕……八五

〔辯本事品第一の四〕……八五
第五章　十八界の法の諸門分別……八五
第一節　有見無見の三門……八五
第二節　界繫門――十八界の法と三界の關係……九〇
第三節　有漏無漏門……九二
第四節　有尋有伺門……九三
第五節　三種の思惟（分別）……九四
第六節　有所緣無所緣と有執受無執受……九五
第七節　大種及び所造法と極微積集法と非積集法……一〇三

卷の第五……〔一〇七——一三〇〕……一一
〔辯本事品第一の五〕……一一
第八節　能斫諸斫等三門……一二四
第九節　五類門分別……一二五
第十節　得成就門……一三三
卷の第六……〔一三一——一五三〕……一三三
〔辯本事品第一の六〕……一三三
第十一節　內外門……一三五
第十二節　同分彼同分門……一四一
第十三節　三斷門……一四三
第十四節　見非見門……一四八
卷の第七……〔一五四——一七五〕……一五八
〔辯本事品第一の七〕……一五八
第十五節　附論第一　一眼見と二眼見……一六六
第十六節　附論第二　認識過程に於ける根境の接觸不接觸……一七四
卷の第八……〔一七六——一九八〕……一八〇
〔辯本事品第一の八〕……一八〇
第十七節　附論第三　認識過程に於ける量的關係……一八八

第十八節　附論第四　極微に關する諸問題……一八九
第十九節　附論第五　六識の所依根に關する時間的規定……一九〇
第二十節　附論第六　生識の緣としての根を所依と名け根と名けざる理由……一九三
第二十一節　附論第七　識の名の由來……一九四
第二十二節　附論第八　認識問題に關聯しての根境身識四の地的規定……一九六
第二十三節　識所識等の三門……二〇一

卷の第九……〔一九九――三五〕……二〇三

〔辯差別品第二の一〕……二〇三

本論第二　根　品……二〇三

第一章　根……二〇三
第一節　根の意義……二〇三
第二節　根の立て方に關する疑問と共の根本的要件……二一〇
第三節　諸根の說明……二一三
第二章　二十二根の諸門分別……二一五
第一節　有漏無漏門……二一五
第二節　異熟非異熟門……二一七
附論　留捨壽行に就いて……二一七
第三節　有異熟無異熟門……二一九
第四節　三性門……二二〇
第五節　界繫門……二二〇

第六節　三斷門……………………………………………二二二
第三章　二十二根と得……………………………………二二二
第一節　三界初生位の初得根……………………………二二二
第二節　三界死位の終滅根………………………………二二三
第三節　二十二根と四果…………………………………二二五
第四節　根の成就に關する二十二根相互の關係………二二七
第五節　根成就の數的局限………………………………二二八
卷の第十……………………………〔二三六―二四九〕……二三〇
〔辯差別品第二の二〕…………………………………………二三〇
第四章　諸法の生起と諸法相互の關係…………………二三〇
第一節　法の生起に必俱なる諸法………………………二三〇
第二節　色法の俱生………………………………………二三〇
第三節　心心所不相應三法の俱生………………………二三三
第五章　心心所法…………………………………………二三三
第一節　心所法とは如何…………………………………二三三
卷の第十一…………………………〔二五〇―二七七〕……二五四
〔辯差別品第二の三〕…………………………………………二五四
第二節　大善地法…………………………………………二一九

第三節　大煩惱地法……二六一
第四節　大不善地法……二六二
第五節　小煩惱地法……二六三
第六節　心所法の俱生……二六四
第七節　類似心所の相互的差別……二六八
第八節　心心所法の異名……二七四
卷の第十一……〔二七八——三〇三〕……二八二
〔辯差別品第二の四〕……二八二
第六章　心不相應行法……二八二
第一節　心不相應行法とは何ぞや……二八二
第二節　得と非得……二八二
第三節　得の諸門分別……二八九
第四節　三世の諸法と三世の得……二九一
第五節　非得の四門分別……二九二
第六節　同分……二九五
第七節　無想果……二九八
第八節　無想定……二九九
第九節　滅盡定……三〇一
第十節　無想定と滅盡定との異同……三〇五
卷の第十二……〔三〇四——三三〇〕……三〇八

〔辯差別品第二の五〕……三〇八
第十一節　命　根……三一三
附論一　壽と死……三一五
附論二　壽と隨相續轉、一起便住の問題……三一五
第十二節　生住異滅の四相……三一八
卷の第十四……〔三三一——三五六〕……三三五
〔辯差別品第二の六〕……三三五
第十三節　名句文……三四七
第十四節　不相應法の諸門分別……三五八
卷の第十五……〔三五七——三七九〕……三六一
〔辯差別品第二の七〕……三六一
第七章　六因四緣……三六一
第一節　六種の因……三六一
第二節　能作因……三六四
第三節　俱有因……三六六
第四節　傍論　心隨轉法……三六八
卷の第十六……〔三八〇——四〇五〕……三八四
〔辯差別品第二の八〕……三八四

第五節　同類因……三八四
第六節　相應因……三九七
第七節　遍行因……三九九
第八節　異熟因……四〇二
第九節　六因の義門分別……四〇六
第十節　六因と三世との關係……四〇九
卷の第十七……〔四〇六——四三二〕……四一〇
〔辯差別品第二の九〕……四一〇
第十一節　五　果……四一〇
卷の第十八……〔四三三——四九九〕……四三七
〔辯差別品第二の十〕……四三七
第十二節　六因と五果との關係……四三七
第十三節　五果の細相……四三九
第十四節　六因の取果と與果……四四四
第十五節　法と因との關係……四四八

◇　◇

索　引……卷　末

阿毘達磨順正理論解題

一

西域記卷四秣底補羅國の下に

德光伽藍北三四里、有大伽藍、僧徒二百餘人、並學小乘法敎。是衆賢論師壽終之處。論師迦濕彌羅國人也。聰敏博達幼傳雅譽、特深研究說一切有部毘婆沙論。時有世親菩薩、一心玄道求解言外、破毘婆沙師所執、作阿毘達磨倶舍論。辭義善巧理致淸高。衆賢循覽遂有心焉。於是沈研鑽極十有二歲、作倶舍雹論二萬五千頌、凡八十萬言矣。所謂言深致遠窮幽洞微。告門人曰、以我逸才持我正論、逐斥世親、挫其鋒銳、無令老叟獨擅先名。於是學徒四三俊彦、持所作論、推訪世親。世親是時、在磔迦國奢羯羅城、遠傳聲聞。衆賢當至。世親聞已、卽治行裝。門人懷疑前進諫曰、大師德高先哲、名擅當時。遠近學徒莫不推謝。今聞衆賢、何惶遽、必有所下、我曹厚顏。世親曰、吾今遠遊非避此子、顧此國中無復監達。衆賢後進也。詭辯若流。我衰耄矣。莫能持論。欲以一言頽其執異、引至中印度、對諸髦彦、察乎眞僞、詳乎得失。尋卽命侶、負笈遠遊。衆賢論師、當後一日、至此伽藍、忽覺氣衰。於是裁書、謝世親曰、如來寂滅、弟子部執、傳其宗學、各擅專門、黨同道、疾異部。愚以寡昧、猥承傳習、覽所製阿毘達磨倶舍論、破毘婆沙師大義。輒不量力、沈究彌年。作爲此論、扶正宗學。智小謀大、死其將至。菩薩宣暢微言、揚抑至理、不毀所執、得存遺文、斯爲幸矣。死何悔哉。於是歷選門人有辭辯者、而告之曰、吾誠後學、輕凌先達、命也如何。當從斯沒、汝持是書乃所製論、謝彼菩薩、代我悔過。授辭適畢、奄爾云亡。門人奉書、至世親所、而致辭曰、我師衆賢、已捨壽命、遺言致書、責躬謝咎、不墜其名、非所敢望。世親菩薩、覽書閱論、沈吟久之、謂門人曰、衆賢論師、聰敏後進、理雖不足、辭乃有餘、我今欲破衆賢之論、若指諸掌、顧以垂終之託、重其知難之辭、苟緣大義、存其宿志。況乎此論發明我宗、遂爲改題、爲順正理論。門人諫曰、衆賢未沒、大師遠迹、既得其論、又爲改題、凡厥學徒、何顏受愧。世親菩薩、欲除衆疑、而說頌曰、如師子王避豕遠逝、二力勝負、智者應知、衆賢死已。焚屍收骨於伽藍西北二百餘步、菴沒羅林中、起窣堵波、

今猶現在。

―大正藏五一・八九一下―八九二中

以上の玄奘三藏所傳の史話は、眞諦三藏所傳の婆藪槃豆法師傳(大正藏五〇・一九〇)に依つても、略同樣の事實として記述されてゐるが、それに依れば、世親の倶舍論は、その六百餘偈が能く毘婆沙の義を攝し盡してゐるに拘らず、長行となると、薩婆多部の義を立てゝは居るが、要所々々を經部の義を以て破してゐるので、薩婆多部の人々はこれを喜はず、薩婆多部の僧伽紱陀羅法師(Saṅgha-bhadra)卽ち衆賢は、二論を作り、一は光三摩耶論にして一萬偈あり、毘婆沙の義を述ぶるに止め、二は隨實論であつて、十二萬偈有り、毘婆沙の義を救うて倶舍論を破つた。衆賢は論成つて世親と會して論決せんと欲したが、世親は後進の衆賢と論難するを欲せず、これを避けたといふのである。

この二つの記述の中で、我々の確かめ得ることは

一に世親の倶舍論が經部義を以て薩婆多部の義を破してゐること

二に順正理論が倶舍論の發表後、それに憤慨して薩婆多部の義を護り、經部義及び世親の說を破してゐること

の二つの點である。この順正理論が出來上つて後、果して衆賢は世親を論難せんとして面接を求めたかどうか。世親はその面接を避けて他へ行き、兩者遂に相遇ふの日が無かつたかどうか。世親は一方自らの倶舍論の所論を確信すると共に、玄奘が傳へてゐる如く、順正理論を自らかくの如く命名するほどに推奬したかどうか。これらの事は今日確かめうる十分の史料は無い。

然し倶舍論が阿毘達磨論藏の中で非常に優れた大著であつたやうに、この順正理論も亦非常に苦心を要した大著述であり、かるが故に又若しこの書が世親の眼に觸れるならば、世親はそれが反對の立場にあるものにしても、決して滿幅の推奬を惜しまなかつたものであつたであらうことは十分に諾かれるものである。我我は衆賢のことに就ては今日多く知るところがないが、この書がいかに熱烈火の如き愛宗護法の念を以て、身を削り骨を刻む底の苦心を拂ひ、長き年月を費やして書かれたものであるかを知ることが出來るのである。所謂、理長爲宗の世親の自由の立場に於て、自由に批評的に書かれた倶舍論にも敬意を拂はねばならないが、同時に又自己の屬する薩婆多部の法城をその一人になるまでも護らんとした衆賢の熱烈な護法的述作にも尊敬の念を持たざるを得ないのである。倶舍論と順正理論の議論の理非曲直は今日では問題ではない。それはたゞ立場の相違であつて、その立場は何れも旣に千餘年前のも

のであり、今日では全く立場を異にし、問題を別にしてゐるのである。兩書は阿毘達磨論藏の良書として、今日そのゆたかな材料を提供する點に於て不滅の書なのである。殊にこの順正理論は倶舍論そのものを研究するに於て無くてはならぬものであり、又經部師に關する資料を多く有する點に於ては三藏中この書の右に出づるものはないのである。

二

この書には順正理論、倶舍雹論、隨實論の三名があるが如くであり、先に出した西域記の記述から見ると順正理論は世親がこの書に名けた名のやうであるが、然し事實はさうでなく、衆賢自ら顯宗論序品（大正藏二九・七七七上）に云ふ所の「我以二順理廣博言一對二破餘宗一顯二本義一若經主言順二理教一則隨印述不レ求レ非、少違二對法旨及經一決定研盡誓除遣、已說論名二順正理一」の文から見て、今日論の名となつてゐる順正理は衆賢自ら名けるところであり、倶舍雹論はその順正理のこの論の意味するところから別名として呼ばれたものであらう。婆藪槃豆法師傳の隨實論の名は順正理論と同語の異譯であらうと思はれる。又西域記三（大正藏五一・八八七下）に依れば、この書は迦濕彌羅國の一伽藍に於て製作されたものであるといふことである。

衆賢が自ら云つてゐるやうに、この論は、「若經主言順二理教一、則隨印述不レ求レ非」であつて、倶舍論の頌をその儘生かして、その偈を委しく解釋し、議論のないところでは倶舍の言をその儘に採用してゐる。たゞ僅かの數の偈に就いて些かの小言を言つてゐる程度のものである。然し「少違二對法旨及經一決定研盡誓除遣」の語の如く、世親が些かでも經部師に黨し、その義を用ゆるが如きところあれば遠慮會釋なく、徹に入り細に亘つて論難して餘すところがなく、猶その他にも重要なところでは經部師の說を出して論破し、頗る苛烈な批評の語をも與へてゐるのである。そこに今日の我々としては、經部師それ自身の提供する材料を缺いてゐるのであるから、玆に豐かな資料を見出す幸福を得ると共に、衆賢の愛宗護法の熱誠に動かされざるを得ないのである。

又この書には阿毘達磨顯宗論といふ姉妹編があるのであるが、その顯宗論の序品にあるやうに、順正理論は破邪が目的であつて、頗る廣博な書となり、「樂二思擇一者所應學、文句派演隔難レ尋、非三少劬勞所二能解一」となつたので、次に「爲下撮二廣文一易上了、故造二略論一名二顯宗一……對二彼謬言一申二正釋一顯二此所宗眞妙義一」と、順正理の廣論に對して略論を作り、顯正の意味にて主として有部の正義を述べた

ものである。結構は兩書とも(左の如く)同じいものである。

倶舍論三十卷(九品)	順正理論八十卷(八品)	顯宗論四十卷(九品)
界品	辯本事品	序品 辯本事品
根品	辯差別品	辯差別品
世間品	辯緣起品	辯緣起品
業品	辯業品	辯業品
隨眠品	辯隨眠品	辯隨眠品
賢聖品	辯賢聖品	辯賢聖品
智品	辯智品	辯智品
定品	辯定品	辯定品
破我品		

三

この論を和譯するに當つて臺本としては大正藏經二十九卷所載のものを用ひ、章節を切り、註釋を加へるには、荻原雲來、木村泰賢兩博士の譯註された國譯大藏經論部第十一卷の倶舍論に依つた。殊に章節科段は既に殆んど完全に又新しい樣式に於て、倶舍論が丁寧に章節を切られてゐるので、それに依ることは兩書の如き關係にある書に於ては當然であると考へたので、全然それを借用することにした、從つて本論の章節としては繁簡の當を失したやうなところもあるでのあるが、その點は後日學者の是正を得ることとして、大方の讀者の寬恕を請ひたい。又譯者としての私の阿毘曇教學に對する十分な知識と讀書力の缺乏とが私としては出來る限りの可成りな努力を拂つたに拘らず、飜譯及び註釋に於て十分な成績を擧げることを妨げ、又過誤を犯さしめてゐる點も多數にあらうと思はれるのであるが、その點も讀者の寬恕を請ふと共に是正を仰ぎたいと思ふ。

この飜譯は文學士大島金作君が書き下し、私が一々文に當つて訂正したので、私の飜譯といふに決してはゞかるところがあるのでなく、隨つて過誤は私の犯した過誤となつてゐるのである。過ぐる年からこの讀み悪い本論につかまつて苦心を重ねて來られた大島君の努力が無かつたなら、決してこの書は生れなかつたであらうことを記して茲に大島君に感謝の意を表する。

昭和八年四月廿日

譯者　赤沼智善　識

阿毘達磨順正理論

尊者衆賢造る。

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す。

巻の第一

〔辯本事品第一の一〕

一、總序

[一]諸の、一切種と、諸の冥を滅し、　衆生を拔いて、生死の泥を出でしむ。

是くの如き、如理の師を敬禮して、　對法藏論を、我れ當に說くべし。

論じて曰はく、諸(の人)論を造らんと欲せば、必ず宗承あり。奉尊する所に於て、理として先づ歸敬す。所以は、[二]經主、諸の世間が、皆邪師の異論の爲めに惑され、[三]自師永く一切の諸の冥を離れ、教を立つること虛からず。大師の位に處して、尊勝の不共の功德を成就し、緣と爲りて[四]殷淨の信心を引發するを觀じ、正しく彼の所立の教を流通せんと欲するが故に先づ佛[五]薄伽梵の自利、利他圓滿の功德を讃禮し、用つて嘉瑞を標し、許んで論端を發すなり。

此の中、世尊は[六]智と[七]斷との二德を皆具足するが故に、自利圓滿なり。[八]恩德備はるが故に利他圓滿なり。所以は如何。一切種の冥、皆永く滅するが故に智德圓滿なり。諸の境界の冥も亦永く滅するが故に、斷德圓滿なり。正教の手を授けて、衆生を拔いて、生死の泥を出でしむるが故に、恩

【一】倶舍論第一偈。此の偈は四句より成り、本論書の序分に配すべきものである。第一句は世尊の自利の德の圓滿せる事を表し、第二句は利他の德の圓滿せるを示し、第三句は、かゝる佛世尊に敬禮する事を述べ、最後に第四句を以て、これより對法論藏を說かんとする意志を示せるものなり。古來、此の偈の初めの三句を歸敬序と稱し、後の一句を發起序と稱す。

【二】經主。世親菩薩の事なり。

【三】自師。釋尊を言ふ。

【四】殷淨。さかんにして淸淨なる。

【五】薄伽梵。Bhagavat(梵) Bhagavan(巴)又は婆伽婆とも言ふ。世尊の意なり。

【六】智。智德の意にして、三德の一なり。如來が平等の智慧を以て、一切法を照了し給ふ德を言ふ。

【七】斷。斷德の意にして、三德の一なり。解脫德とも名づく。一切の煩惱惑業を斷盡せる如來の德を言ふ。

【八】恩德。三德の一にして、如來が大願力を以て衆生を救護し給ふこと。

德圓滿なり。[九]聲聞と[一〇]獨覺とは、諸の冥を破すと雖も、而も猶、未だ能く一切種を滅せざるが故に一切種智を成就せず、未だ所有る無知の差別を得ず、智を行ぜざるが故に、意樂隨眠の智等しく闕くるが故に、如理に有情を濟拔すること能はず。自利、利他の德未だ滿たざるが故に、聖德ありと雖も、而も師とは名けず。唯、佛世尊のみ[一一]二德圓滿にして、無倒に一切有情を濟拔し給ふ。希奇にして廣大なる名稱を成就し、位尊極に居り、獨り大師と號す。故に先づ大師の功德を讚禮し、以て說く所の對法藏論を開く。對法とは何ぞ。頌に曰はく。

[一二]淨慧と隨行とを對法と名く。　及び能く此れを得る諸の慧と論となり。

論じて曰はく、慧とは[一三]擇法の義なり。淨とは[一四]無漏の義なり。諸の漏を垢と名く。擇法は垢を離るるが故に淨慧と名く。何に緣りて、此の無漏の慧を名けて對法と爲すを知ることを得るや。佛世尊、[一五]天帝等の請ひ向ふ所を恣にするを以ての故に。[一六]契經に言ふが如し。『我れに甚深の阿毘達磨及び毘奈耶あり。汝の請問を恣にす』と。此は聖道と及び聖道の果を以て、天帝釋の意に隨ふ請問を恣にす。[一七]筏蹉の類の請問を恣にするも亦爾なり。

復、何に緣りてか、唯無漏慧を以て、名けて對法と爲すや。此れに由りて諸法の相を[一八]現觀し已り、迷を重ねざるが故に。豈、現觀は唯慧のみ能くするに非らざるにあらずや。是れ則ち對法は應に唯慧のみに非らざるべし。實に唯慧のみにあらず。謂はく及び隨行となり。

何をか隨行と謂ふ。謂はく、慧と隨轉する色、受、想等の諸の[一九]心所法、[二〇]生ずる等及び心、此れ則ち總じて淨慧の隨行と說く。

[二一]無漏の五蘊を名けて對法となす。何が故に受等の隨行を名けて對法と爲すと說かざるや。慧は見等の[二二]三現觀中に於て、皆能あるが故に。生等及び色は[二三]事あるも餘あらず。受等は唯、[二四]緣と事との現觀に通ず。受等は各々[二五]領納等の用あり。慧の如きは能見なれば、應に對法と名くべし。受等

【九】聲聞。Śrāvaka(梵)Sāvoka 二乘、三乘、五乘の一。佛の教誨の聲を聞きてさとる人の意。

【一〇】獨覺。Pratyekabuddha(梵)Paccekabuddha(巴)二乘、三乘の一、師によらずして獨悟する故に獨覺と稱し、十二因緣を觀じて覺ると稱せらる。辟支佛はこの音譯にして、緣覺と譯せらるゝこともあるも、緣(Pratyāya, Paccaya)と獨(Pratyeka, Pacceka)の原語の混亂より來る不正の譯なり。

【一一】二德。自利、利他の二德なり。

【一二】淨慧 Prajñāmalā, 隨行 Sānucarā, 對法 Abhidharma.

【一三】擇法。Dharmavicaya(梵)Dhammavicaya(巴)擇は簡擇の意なれば、智慧の異名なり。

【一四】無漏。Anāśrava(梵)Anāsava(巴)煩惱を增上せしめざるものを言ふ。

【一五】天帝。忉利天 Trāyastriṃśāḥ(梵)Tāvatiṃsā(巴)の王、即ち帝釋 Sakka devānaṃ inda(巴)のこと。

【一六】契經。經文は人の機に契ひ、法の理に合ふが故に契と言ふ。この經典、長一四釋提桓因問經なり、相當巴利經典及び類經典に就ては『赤沼

は盲の如し。豈、對法と名けんや。[二六]四聖諦を簡別すること能はざるが故に。苦等の相を現覺する中に於て、其の見の現觀を以て最も殊勝とす。諸諦中に於て、簡擇し轉ずるが故に。受等は淨慧と[二七]俱行すと雖も、而も慧の力に持せられて、彼々の境に趣く。故に現觀中最勝と爲すに非ず。是の故に、無漏の慧根を成就するを、說いて[二八]勝義の阿毘達磨とす。

[二九]世俗の阿毘達磨ありとせんや。彼れを觀じ、此れを說いて勝義とせんや。有るが謂はく、「能く此れを得る諸の慧と論となり。此かとは謂はく、所得の無漏の慧根なり。能得の諸の慧とは謂はく、彼の世間の殊勝の[三〇]修慧、[三一]思慧、[三二]聞慧、及び彼の隨行なり。是の如き慧、及び隨行を離れて、無漏の慧根を能く證得すべきに非ず。彼れは是れ能く此れを得る方便なるが故に、無漏の慧と同じく對法の名を受く。慈の方便も亦、慈等と名くるが如し。能得の諸の論とは、謂はく、彼の根本阿毘達磨なり。是れは無漏の慧の勝れたる[三三]資糧なるが故に、亦對法と名く。[三四]業の異熟の如き、漏等の資糧も亦業等と名く(るが如し)。前の諸の慧の言は、亦、[三五]生得を說く。生得の慧を離れて、能く對法の教を誦持する者なし。唯、生得の慧のみ能く正しく、契經等の法を誦持するが故に、彼れも亦、阿毘達磨と名く。豈に此の論は、是れ無漏の慧の勝れたる資糧なるが故に、亦、對法と名けざらんや。何が故に乃ち對法と名くるや。[三六]俱舍の頌に曰はく、

[三七]彼の勝義を攝すると、彼れに依るとの故に、　此に對法俱舍の名を立つ。

論じて曰はく。此れは[三八]依主、及び[三九]多財に就て釋す。藏は謂く堅實なり。猶し樹藏の如し。對法論の中の諸の堅實の義、皆此れに入れて攝す。是れは彼れの藏の故に對法藏と名く。即ち是れ對法の堅實の義なり。藏或は所依、猶し刀藏の如し。謂く彼の對法、是れは此の所依なり。彼の義言を引いて此の論を造るが故に。此の論は彼の對法を藏と爲すを以て對法藏と名く。即ち是れ對法は所依の義なり。

目錄」四頁を見よ。

【二七】筏蹉。委しくは筏蹉氏(Vaccha-gotta 巴)、佛に種々の質疑となせし婆羅門なり、印度固有名詞辭典七二三—七二四頁を見よ。

【二八】現觀 Abhisamaya. 慧が現に諦理を見ること。

【二九】心所法。Caitasikā dharmāḥ(梵) Cetasikā dhammā(巴)。心所有法の略。心識が外境を認識する時、外境の總相を認取する心王に從屬して起り、外境の別相を具さに認取する精神作用を言ふ。

【三〇】生等。生住異滅の四相等。

【三一】無漏の五蘊。Anāsravā Pañcaskandhāḥ(梵) Anāsavā Pañca Khandhā(巴) 煩惱を隨增せざる色受想行識の義にして、畢竟、かゝる煩惱を隨增せざる身心全體の意なり。前の淨慧と隨行のことなり。

【三二】三現觀。この所說俱舍論二十三にあり。
一に見現觀　正しく諦を見る法に就て立つるもの、唯無漏の慧なり。
二に緣現觀　能緣の法に就て立つるもの、即ち此れ無漏の慧と及び此の慧に相應する一聚の心心所を合はせて現觀となす。
三に事現觀　同一の事業を作

此の論の所依の阿毘達磨は何に因るが故に說き、誰れか復た先に說けるや。應に對法を說ける人を問ふべからず、佛教は法に依りて、人に依らざるが故にと雖も、而も必ず人を以て量と爲さんと欲せば、此と及び前問、今當に總じて答ふべし。頌に曰はく、

[四〇]若し擇法を離れては、定んで餘の能く　諸惑を滅する勝方便無し。
惑に由りて世間は、有海に漂ふ。　此れに因りて、佛は對法を說けりと傳ふ。

論じて曰はく、擇法を離れて、勝方便の能く世間引苦の諸惑を滅することなきに由るが故に、世尊の言はく『若し一法に於て、未だ達せず、未だ知らざれば、我れ終に能く正しく苦を盡せりと說かず』と。世間は未だ諸の煩惱を滅せざるが故に、[四一]三有の海に於て生死輪廻す。世間をして、擇法を修習し、諸の煩惱を滅せしめんが爲めの故に、此れに因りて佛、對法を說けりと言ふ。佛若し說かざれば、[四二]舍利子等の諸の大聲聞も亦、能く諸法の相に於て、理の如く簡擇することあることなし。是の故に、此の論の所以たる根本阿毘達磨は、定んで是れ佛說なり。經主は[四三]傳と稱して、已の阿毘達磨は是れ佛の所說なりと信ぜざることを顯す。何に緣りて信ぜざるか。「尊者[四四]迦多衍尼子等造と傳聞するが故に。對法を所依と爲すと說かざるが故に。世尊、阿難陀に告げて言ふが如し。『汝等、今より當に經量に依るべし。諸部の對法は義宗異なるが故に』と。此れ皆然らず。諸の大聲聞は佛の聖教に從つて[四五]結集するが故に。阿毘達磨は是れ佛の許す所にして、亦佛の說と名くべし。雜染と淸淨の因果を遍知する智に順ふが故に、諸の契經の如きも、若し佛の許す所にして、佛說と名けざれば、便ち應に無量の契經を棄捨すべし。[四六]若し依を說かざるを佛語に非ずとせば毘奈耶藏は應に佛說にあらざるべし。涅槃の時に臨みて、依を勸めざるが故に。若し亦、[四七]苾芻に、當に[四八]別解脫經に依るべし、と勸む（るが故に）、斯の過なしと言はゞ、是れ則ち應に廣毘奈耶を佛の所說にあらずと許すべし。便ち定量にあらず。若し毘奈耶は即ち是れ戒の經本を廣釋するが故に、是れ

す法に就て立つるもの、即ち此の能緣の心心所並に道共戒不相應法等、盡く同一の事業を作せば總じて現觀と名く。(俱舍論二十三參照)

【二三】 事。事現觀の略なり。(二一)を見よ。

【二四】 緣。緣現觀の略なり。(二一)を見よ。

【二五】 領納。受領、うけこむことの意なり。

【二六】 四聖諦。Catvāryāryasatyāni(梵)Cattāri aniyasac=cāni(巴) 苦・集・滅・道の四の聖諦なり。即ち迷悟兩界の因果を說きたるものなり。

【二七】 俱行。Sahagata(巴)俱時に行ずる事なり。二つ以上のものが同時に起り働くとなり。

【二八】 勝義阿毘達磨 (Para=mārthikābhidharma)。

【二九】 世俗阿毘達磨(Sāmjvē=tikābhidharma)。

【三〇】 修慧。三慧の一なり。修習して成ずる正智を言ふ。定散の中にては、定に屬するものなり。

【三一】 思慧。三慧の一なり。自から理を思惟して得る智慧なり。定散の中にては、散に屬するものなり。

【三二】 聞慧。三慧の一なり。敎法を聞くに由りて生ずる慧解を言ふ。

佛説なりとせば、阿毘達磨は契經を廣釋す。何が故に佛の所説にあらずと爲疑するや。

又、即ち慧蘊と及び隨行と並びに勝資糧とを、名けて對法と爲す。[四九]四依の中、智は是れ所依と説き、言に依れと説かず。不成の過あり。又、彼には唯經のみ定依に非ずと説きて、而して意に阿毘達磨及び毘奈耶の依に差別あるを言はず。又、定んで應に阿毘達磨は、是れ經の差別と許すべきが故に所依成ずべし、或は應に頌等も亦所依に非ざるべし。世尊は唯經量に依るを勸むるが故に。

又、今、依と言ふは、何んの義を顯はさんと欲するや。若し量を顯はすとせば、理未だ必ず然らず。如何が世尊は先に[五〇]四量を説き、而して今但經のみを説いて量と爲すや。或は應に先の時、依は唯一と説くべし。法等の三は、經の所攝なるが故に。或は即ち彼に於ては、已に人に依るを遮し、亦即ち經の差別に依ることを勸む。而して今復た説かば[五一]唐捐の過あるが故に今依と言ふは應に別義を顯すべし。謂はく『汝、昔より來心は我に屬す。是れ則ち[五二]補特伽羅に依使するなり。自今以往別の所依なし。應に唯經に依るべし。忘失せしむること勿れ』と。[五三]

又、今經と言ふは、總じて説けば一切の如來の聖教なり。若し爾らざれば、頌等の教は應に所依に非ざるべく、而して復、別解脱に依れを勸むるは、戒に於て尊重の心を起さしめんが爲めなり。彼の戒經は應に[五四]義を求むべからざるを以て、唯當に恭敬し説の如く行ふべし。重戒を毀する者は修治すべからず。故に重ねて依を勸め、戒を堅持せしむるなり。是の故に依と言ふは、唯量の義にあらず。

又、[五五]阿難に經量に依れを勸むるは、正しく阿毘達磨に依れを勸めんが爲めなり。[五六]是れは經の量なるが故に經量と名く。即ち是れ衆經所有の定義なり。阿毘達磨は能く衆經を決し、經の[五七]了義、不了義を判ずるが故に。阿毘達磨は能く一切の聖教の理言に違せざる言を總攝すと名くるが故に、此の理に順ずるを了義經と名け、此の理と違するを不了義と名く。不了義は恐らくは法性に違す。正

【三三】資糧。道を修むる基本となるもの。世間の資財と糧食に喩へていふ。

【三四】業の異熟。Karmavipāka(梵) Kammavipāka(巴) 善又は惡の業因によりて得るところの非善非惡の無記性の結果のこと。

【三五】生得。修得に對す。經驗、學問等を俟たず、先天的に生れ乍らにして有すること。又性得に同じ。

【三六】倶舍。阿毘達磨倶舍論(Abhidharmakośa śāstra)の事にして、世親菩薩の造るところのものなり。

【三七】此の頌は要するに、對法藏の意義を二によつて定義したるものなり、即ち一は對法倶舍の名は六足發知婆沙等の諸論の勝義を攝する藏なるを明し、二は專ら此等の諸論に依りて、編せるものなるを示したるものなり。

【三八】依主。六合釋中の一にて對法の藏と云ふ時を依主釋と云ふ。喩は樹藏即ち樹の芯なり。

【三九】多財。六合釋の一にて、有財釋とも云ふ。對法を藏として依用する意味なり、喩は刀藏即ち刀の鞘なり、倶舍論を對法藏と云ふ時、對法の藏、即ち對法の精要を攝したる書と云ふ意味と、對法を藏とし

しき理教に依りて、應に意旨を求むべし。若し此と異らば、先に但了義經に依ると說くが如く、今も亦應に爾るべし。唯經に依れと勸むるを量と言ふべからず。

言ふ所の「諸部の阿毘達磨は義宗異なるが故に、佛說に非ず」とは、經も亦應に爾るべし。諸部の經中、文義に差別あるを現見するが故に。經に別あるに由りて、宗義同じからず。謂はく、有る諸部には、[58]七有經を誦す。彼の對法中、[59]中有を建立す。是の如く、[60]漸現觀等を建立す。[61]讃學根本異門等の經は[62]說一切有部中に誦せず。[63]撫掌喩等の衆多の契經は、餘部中に於ては、曾つて未だ誦せざる所なり。衆經有りて諸部同じく誦すと雖も、然も其の名句互に差別あり。謂はく有る經に說く、『汝、[64]阿氏多よ、當に來世に於て、等正覺を成ずべし』。[65]非黑非白、非黑非白異然業』等なり。無量の名句は諸部同じからず。是の故に應に義宗の異に由つて、阿毘達磨は便ち佛說に非すと(爲す)べからず。阿毘達磨は定んで是れ佛說なり。

佛、三藏の教を攝受するに由るが故に、世尊の說くが如し。「老耄の出家して吾が三藏を持すること甚だ得難しと爲す」と。若し此の言は[66]雜藏に依りて說くと謂はゞ、理必ず然らず。彼は卽ち是れ經の差別なるを以ての故に。曾て處として別に彼(雜藏)を持つと說くことなきが故に。唯、處として[67]素怛纜、及び毘奈耶、[68]摩怛理迦を持つと說くあり、而して別處に雜藏を持つと言ふこと無し。亦雜藏は卽ち是れ摩怛理迦なりと說くべからず。別釋に由るが故に。大尊者、[69]迦葉波の言ふが如し。『摩怛理迦の名は何等に目くるぞ。謂はく、[70]四念住、廣說乃至、[71]八支聖道に至り、[72]四正行、[73]四法迹、[74]四無礙辯、[75]空空、[76]無願無願、[77]無相無相、[78]諸現觀邊の[79]諸世俗智、[80]雜修靜慮[81]無諍願智、[82]邊際定智、[83]止觀等の法、及び[84]集異門、[85]法蘊、[86]施設、是の如き等の類、[87]一切總じて摩怛理迦と謂ふ』と。雜藏中には此等の諸法を具足して得べきに非ざるが故に。雜藏は卽ち是れ[88]第三と說くは善說と爲すに非ず。

てその中の義言を述べたる書といふ意味と二樣あると云ふことなり。

【四〇】 此の頌は、此の對法藏論が何故に說かれねばならないか、その所以を示し、且つ又、此れが由來を說けるものなり。

【四一】 三有。Trayā bhavā(梵) tayo bhavā(巴) 欲界、色界、無色界の三界のことなり。有は存在の意味。因果空しからずして存在する義なり。

【四二】 舍利子。Śāriputra(梵) Sāriputta(巴) 舊譯に身子、新譯に鶖鷺子と譯す。佛の十大弟子の一人なり。名は優波帝沙(Upatissa)。もと目連と共に六師外道の一人沙然に從ひ、二百五十の弟子に長たりしが、釋尊の弟子となるや、佛教團の第一の地位を占め、智慧第一の稱をうけ、法王子の嘉號あり。佛に先つて入寂す。

【四三】 倶舍一・三右。因此傳佛說彼對法。

【四四】 迦多衍尼子。Kātyāyaniputra(梵)又は加陀衍那子、迦旃延子、加旃延尼子とも言ふ。西北印度の佛教を宣揚せる大論師にして佛滅三百年の出世なり。

【四五】 結集。Saṅgīti 佛弟子相集りて、佛の教說を編輯す

又、契經に說かく『阿毘達磨、阿毘毘奈耶に於て、應に勤めて修學すべし』と。故に知んぬ。佛、阿毘達磨を說けりと。若し爾らば、阿毘毘奈耶藏は應に第四と爲すべし。爾らず。毘奈耶藏は卽ち是れ阿毘毘奈耶と許すに由るが故に。所有の最勝の增上の[89]尸羅相應の論道にして、能く現に毘奈耶に對するを以ての故に、阿毘毘奈耶と名く。所有の甚深の諸法の[90]性相相應の論道にして、能く現に法性の相に對するを以ての故に、阿毘達磨と名く。或は諸の契經を名けて達磨と爲す。論は能く現前に其の義を決擇する(が故に)、阿毘達磨と名く。別解脫本を毘奈耶律と名く。唯、現前に廣く緣起を辯ずるを阿毘毘奈耶と名く。是の故に言ふ所、疑難を成ぜず。又、佛の聖教は[91]三蘊に收めらる。猶、契經の如し。毘奈耶藏、阿毘達磨も、定んで量に揀すべし。[91]正法滅經も亦是の說を作す。

阿毘達磨と毘奈耶と、[93]阿笈摩との中の要なる文義は、
當に諸の弟子に傳はらざるものあるべし。聞きて齊しく己に[94]輕凌あることを恐れよ。

又、「此の法」、「此の毘奈耶」と說くは、此の(法)とは大師の敎法にして卽ち對法なり。經中を現見するに、[95]前句の事あり。或る時は彼の事、前句を離れて說かる。正等覺の如きは、或は但覺と言ひ、增上尸羅は唯尸羅と說き、諸の欲貪等は但貪等と說く。故に知んぬ。此の法とは卽ち是れ對法なりと。世尊、有る處に(於て)は、亦、法の聲を以て方便して、阿毘達磨ありと說く。謂はく、若し契經に隨順すと說くこと有るは、毘奈耶の法性に違せざることを顯はす。應に此等の理教に隨つて、阿毘達磨は眞に是れ佛說なりと信知すべし。正法を謗る罪は深くして怖るべきなり。[96]自愛の人、語粟行を習ひ、對法を訕謗して、佛說にあらずと言ふこと勿れ。傍論已に了る。

上に言ふ所の如く、世間をして擇法を修習せしめんが爲めに、此れに因りて佛は阿毘達磨を說く。

ること。

【四六】不說依。四依中に阿毘達磨に依れと云ふことなきを云ふ。四依のこと、後に出づ。

【四七】苾芻。Bhikṣu(梵) Bhikkhu(巴) 比丘とも寫す。乞士と譯す。出家者なり。

【四八】別解脫經。戒本なり。戒本中に別解脫律義を說けばなり。別解脫律義とは別解脫戒のことにして、三種戒の一なり。受戒の作法に依りて、五戒乃至具足戒を受けて、身口の惡業を別々に解脫する戒法なり。

【四九】四依。四依に行四依、說四依、人四依、法四依の四ある中、此の四依は法四依を言ふ。卽ち法四依とは、一法に依り人に依らず、二了義經に依り不了義經に依らず、三義に依り語によらず、四智に依り識に依らず。

【五〇】四量。前の四依に就き、法と了義經と義と智とが量度となることを云ふ。

【五一】唐捐。いたづらにして重說の過あるを云ふ。

【五二】補特伽羅。Pudgala(梵) Puggala(巴) 又、富特伽羅、福伽羅、補伽羅、富伽羅等と作る。人又は衆生と譯さる。

【五三】阿毘達磨に依れと云ふことなきに就き、依の語を取つて種々に解釋せしなり。

本論第一界品

第一章　萬有分類の基礎。有漏無漏及び有爲無爲

第一節　有漏法及び有漏の意義

何等を名けて彼の所擇法と爲すや。頌に曰はく、

九七 有漏と無漏との法なり。　道を除きて、餘の有爲は、
彼に於て漏隨增す。　故に說いて有漏と名く。
無漏は謂はく道諦と、　及び三種の無爲となり。
謂はく、虛空と二滅となり。　此の中、空は無礙なり。
擇滅は謂はく、離繫なり。　繫の事に隨ひて各別なり。
畢竟して、當生を礙ふるは、　別に非擇滅を得す。

論じて曰はく、一切法を說くに略して二種あり。一には有漏、二には無漏なり。是れ即ち總說なり。次に當に別辨すべし。九八道聖諦を除く餘の九九有爲法、是れを有漏と名く。此れ復云何ぞ。謂はく、一〇〇五取蘊なり。(即ち)一〇一色乃至一〇二識なり。說くが如し。『云何が色取蘊と名くるや。謂はく、有漏の色、諸の取に隨順す。廣說乃至、識も亦是くの如し』と。何に緣りて取蘊を名けて有漏と爲すや。彼れの中に於て、漏隨增するを以ての故に。一〇三有身見等の諸の煩惱の中に漏の名想を立つ。染汚の心を常に漏泄せしむるが故に。漏と相應すると、及び漏の境界とは、漏を隨增するが故に、漏隨增と名く。一〇四隨增眠の義は後に當に廣く辨ずべし。

此れに由りて已に不同の界地と及び無漏緣との煩惱の境界と隨眠の有漏とを遮す。彼れと此れと

（一）阿毘達磨に依れと云ふ語なきより阿毘達磨は佛說に非ずと云はゞ、廣律も佛說に非ずといふこととなる。（二）四依中不了義經に依らずとあるが、阿毘達磨及毘奈耶は經の差別にして了義經なるが故に所依となる。（三）若し經の語を狹く取つて解釋することゝなれば頌等も經に非ざるが故に所依とならず、故に經の語は廣く解釋せざる可からず。（四）依といふ語の意味は單なる量の意味に非ず何故なれば依は量に同じとせば四量の說と矛盾することゝなる。（五）依を只經に限る場合はその經に中に法・義・智の三を含めて顯はすものなり。（六）四依に於ては先づ人に依るなといふことが主眼にて、了義經と義と、智と法とに依れとすゝめ、茲に經量に依れと云ふは、我に迷ふ自分に依らず經言を尊重せよといふ意味なり。

【五四】波羅提木叉は論議すべきものに非ず、尊量して實行すべきものなるを云ふ。

【五五】阿難。Ānanda(梵)阿難陀のことなり。歡喜・慶喜・無染と譯す。佛十大弟子の一。佛の從弟なり。二十有餘年間、佛に隨ひ、多聞第一と稱せらる。

【五六】是れとは、阿毘達磨を

展轉して隨增せざるが故に、相對して是くの如き二名を立つるに非ず。

有漏と無漏とは復何の相ありや。世尊の言ふが如し『有漏法とは、謂はく、所有の色、諸の取に隨順す。是れ能く諸有の取を增益するの義なり。廣說乃至、識も亦是くの如し』と。此れと相違するは、是れ無漏法なり。

有漏、無漏の略相は是くの如し。廣く分別せんが爲めに、復是の言を作る。謂はく、過去、未來、現在の諸の所有の色に於て、現の[一〇五]貪、或は瞋、或は癡、或は一一に隨ふ餘の[一〇六]隨煩惱、諸の心所法を生長するなり。乃至廣說』[一〇七]。

復、何の義の爲めに是くの如きの說を作すや。別して諸の取に順ふ義を分別せんが爲めなり。若し爾らば唯應に能く貪等の煩惱を生長すと說くべし。或は一一に隨ふ餘の隨煩惱と總相を說くは能く別して了知するに非ず、一切をして別に義を知らしめんが爲めの故に。一切一切の煩惱皆[一〇八]現行すべきに非ざるが故に唯總じて、或は一一に隨ふ餘の隨煩惱と說く。又諸の隨眠の行相は微細にして、彼の現行位は知る能はざることあり。忿等の行相は麁顯にして知り易きが故に唯總じて餘の隨煩惱と說く。或は墮世間を名けて有漏と爲す。世間に攝せらるゝを墮世間と名く。謂はく、世間に處して出でざるの義なり。[一〇九]苦諦の體に依りて世間の名を立つ。故に契經に言ふ。『吾れ當に汝の爲めに世間及び世間の[一一〇]集を宣說すべし』と。又、是の言を作さく。世間の集を觀ずるに世間に於て無なり。是れ非有と爲す。乃至廣說』と。

復、云何んが諸の墮世間を皆有漏と名くるを知るや。契經に言ふが如し。『吾れ當に汝の爲めに有漏法と及び無漏法を說くべし。有漏法とは、謂はく、諸の所有の眼、諸の所有の色、諸の所有の眼識、諸の所有の眼觸、諸の所有の眼觸を緣と爲して內に生ずる所の或は樂受、或は苦受、或は不苦不樂受、是の如く乃至、墮世間の意、墮世間の法、墮世間の意識、墮世間の意觸、廣說乃至……有

指す。

【五七】了義。不了義に對す。眞實の理義を明了に詮顯すること。

【五八】七有經。倶舍論八・六右引用、不知出所。

【五九】中有。四有の一、前世に死したる後未だ次の生を受けざる間を言ふ。この間の人類の身量は小兒の五、六歲位の形量にして、微細の淨色を以て成り、肉眼には見えず、而してその時間に就いては、或は極少時、又は七日、七七日無定限なりと言ひ、その說一定せず。(倶舍論九參照)

【六〇】漸現觀。四諦を漸次に現觀することにて頓現觀に對す。

【六一】讃學根本異問經とはMūla puriyāya S. のことなるべし、現存中阿含經(有部若くは有部に近き部派の所傳)に缺く。

【六二】說一切有部。Sarvāstivādin(梵)Sabbatthivādā(巴)小乘廿部の一、聖根本說一切有部、薩婆多部、說因部、有部とも言ふ。佛滅三百年の初め上座部より分派して、遂に一派をなす。我空法有、三世實有法體恒有の義を立て、諸法を五位七十五法に分つ。大毘婆沙論及び六足論發智論等はこの部の敎義を述べたる書

漏法と名く。無漏法とは、謂はく、出世間の意、出世間の法、出世間の意識、廣說乃至……無漏法と名く』と。此の聖言に依り、及び正理に由りて、有漏、無漏の法相成立す。法の自ら制すること無し。

一一譬喩論師は理に違ひ、經に背きて妄りに是の說を作す。「一二非有情の數と一三離過の身中の所有の色等を無漏法と名く」と。此れは必ず然らず。契經に違するが故に。契經に言ふが如し。謂はく、『過去、未來、現在の諸の所有の色に於て現の貪、或は瞋、或は癡、……を生長す。乃至廣說』と。非有情の數と離過の身中の所有の色等は、既に能く有情の貪等を生長す。云何ぞ無漏ならんや。所以は何んぞ。一四無比、一五指鬘、一六烏盧頻螺迦葉波等は、世尊の身を緣じて貪、瞋、癡等の漏を生長するが故に。彼れ計す「於」の言は、一七境の第七に非ず。是れ一八依の第七なり。油の麻に於るが如く、漏の所依と爲るが故に有漏と名く』と。此れ理に應ぜず。去來に於て、現を起すことを說くを以ての故に。未だ曾つて去來に依りて、現在の貪等を起さず。是の故に彼の計は決定して善に非ず。

又上の經に『或は一一に隨ふ餘の隨煩惱諸の心所法』と言ふ。隨煩惱に非ざるに心所にも非ざるあり、彼に簡ばんが爲めの故に、復心所と言ふ。故に知んぬ。復心所法と言ふは、「於」の言は、是れ境の第七なるを顯はさんが爲めなり。又滅道は是れ無智の依なる應し。無明は苦等に於て無智なるを以て性と爲すと言ふが如し。此の中、「於」の言は第七の聲の故に、若し此の「於」の言、依と許すに非ずば、何に因て彼れ定んで是れ依なりと固執するや。故に色等に於て、癡等を生長すとは、定んで、漏の依を方に有漏と名くるに非ず。

又、一切の聲は皆應に無漏たるべし。聲は定んで漏の所依に非ざるを以ての故に。應に聲は定んで是れ無漏と執すべからず。經に聲の體は是れ雜染と言ふが故に。無漏を說いて名けて雜染と爲すは是れ理に應ずる言に非ず。

なり。

【六三】擕掌喩。不明。

【六四】阿氏多。Ajita、阿逸多等と寫す、中六六說本經（大正五・七六左）には汝未來轉輪聖王となるべしと記す。阿氏多に成佛を記するは阿氏多と彌勒を混同するものなり、四阿含五部中この文に近きもの見當らざるが如し。

【六五】非黑非白。na Kaṇha na Sukka(巴）黑は不善、白は善の異名なるが故に、不善にもあらず、善にもあらざるものゝ意なり。業及び異熟に關する經文なり。

【六六】雜藏。この諸藏に二義あり。(一)大衆部にては經律論の外に雜藏を建て、龍樹の云ふ菩薩藏に等しく、(二)四分、五分、毘尼母、僧祇律の云ふ雜藏は巴利の小部に似、西域記は五藏の一として出す、今是れ經の差別ありと云ふを以て正理も(二)なること知るべし。有部は雜藏を立てず、故に雜藏の語を否定するなり。

【六七】素怛纜。Sūtra(梵)Sutta(巴）修多羅、修妬路等と音ひ、契經、法本、線などゝ譯す。總て聖敎の稱なり。又、三藏の一の經、十二部經の一なり。

【六八】摩怛理迦。Mātṛkā(梵)

又、諸の一一九異生の身中の善識は應に無漏を成ずべし。漏の依に非ざるが故に。若し漏分隨逐の故にと言はゞ、學位の諸の識は皆應に有漏たるべし。

又、一二〇顯色等の糞、穢酒等は漏の依に非ざるが故に、皆應に無漏たるべし。

又、一二一阿羅漢の身、是れ無漏とは正理に應ぜず。故に契經に說かく『諸の所有の苦は皆取を緣と爲す』と。然るに阿羅漢の身は定んで是れ苦なり。故に契經に言ふ。

阿羅漢は壽、終つて、　深く大歡喜を生ず。
其は猶し毒器を捨するがごとく、　亦衆病の除くるが如し。

譬喩者は說かく『先業の引く所の一二二六處を壽と名く』と。此れ若し無漏ならば、聖は應に毒器の如し等と觀ずべからず。契經に言ふが如し。『諸の阿羅漢は常に自ら己が身を羞厭訶毀す』と。聖者は應に諸の無漏法を羞厭訶毀すべからず。故に阿羅漢の身の定んで有漏なり。契經の言に由るに、『無明に蔽はれ、貪愛に縛せられ、愚夫も、智者も同じく有身を感ず』と。若し「無明所感の身滅せば、餘の明所引の身復續いて生ず。智者は應に無明と貪愛との所感の有身無かるべし」と謂はゞ便ち經說に違す。

又、諸の一二三覺分は應に有果を成ずべし。若し阿羅漢の身、非有ならば、病の如く、毒の如く、厭毀すべき身、而も彼の三有の所攝に非ずと言ふは、譬喩師を除きて、誰れか此の計を爲さんや。

又、眼等の法は過、離過あり。體相同じきが故に。應に別に執すべからず。又、譬喩部は異生の身中の眼等も亦諸漏の依止に非ずとす。彼は一二四五識は染汚なしと執ずるが故に。若し阿羅漢に諸の取蘊なくんば、豈に經に違せざらんや。（經に）說くが如し。『彼は自らの五取蘊を一二五癰病等の如しと觀ず』と。又、彼は「非有情數の外法は是れ苦にして而も苦諦に非ず」と傳執す。應に有貪は貪隨眠に非ず、眼は眼界に非ず、受は受蘊に非ずと執すべし。契經に言ふが如し。觸と俱に生する受

Mātikā（巴）又は摩德勒迦と言ふ。本母、行母と譯す。論藏のことなり。普通論議は一切の義理を生ずる母なるが故に此の名ありと解せらる。然しもとは本文を引き出す、生み出す目次の意味なり。

【六九】　迦葉波。Kāśyapa（梵）Kassapa（巴）迦葉、迦攝波とも言ひ、飲光と譯す。此處に於ける加葉波は摩訶迦葉の事なり。故に佛十大弟子の一人にして、佛滅後、衆を率いて第一結集をなし、自ら論議の誦出をさせりと傳へらる。能く頭陀の上行を修したる人なるが故に、上行第一と稱す。

【七〇】　四念住。Catvāri smṛtyupasthānāni（梵）Cattāro satipaṭṭhānā（巴）四念處とも言ふ。三賢位のうち念處位に於て修する觀法なり。身念住 Kāya satipaṭṭhānā、受念住 Vedanā satipaṭṭhānā、心念住 Citta satipaṭṭhānā、法念信 Dhamm satipaṭṭhānā の稱なり。

【七一】　八支聖道。Āryāṣṭāṅgamārga（梵）Ārya-aṭṭhaṅgiko maggo（巴）中正にして理に契ひ、涅槃に至る道なるが故に正道と言ひ、八種の支あるが故に八支聖道八正道と言ふ。八支とは正見（Sammā-diṭṭhi）、正思（Sammāsam-

を名けて受蘊と爲す。故に應に諸の苦は皆是れ苦諦なり。契經に『若しは諸の苦に於て、或は苦集に於て迷惑し猶豫す』と言ふに由りて、是れ苦諦、集諦に於て疑を生じたるなり。是の如く已に譬喩の論宗の至理を闕くことを辨じたり。

至敎ありて彼の執を證すとせんや。彼れ謂はく、「亦あり。故に契經に言ふ。『貪、瞋、癡を離るれば、則ち諸漏を離る』と。又說く、『六の[一二六]心栽覆事あり。所謂、有漏、有取の諸の色の心栽覆事なり。聲等も亦爾なり』と。彼れ謂はく、此の中、心栽覆事とは、既に有漏、有取の諸色と說きたり。故に知んぬ。別に無漏の諸色あり。廣說乃至、觸も亦是の如し」と。彼れは義准に依りて、妄りに是の計を爲す。然れども此の義准の理門に依りて諸の戲論を起すべからず。契經に說くが如し。『我が諸の所有の觸所生の受、一切皆滅す』と。亦別に諸受あつて、觸所生にあらずと義准すべきも、而も應に許すべからず。又、契經に說かく。『大迦葉波は施主の家に於て、心に繫著なし』と。亦『餘の阿羅漢は施主の家に於て心に繫著あり。』と義准すべきも、又、彼の經中義准す容きに非ず。「若」の聲なきが故に、彼に謂、「若しは有漏、有取の諸色の心栽覆事」と言はず、但だ有漏、有取の諸色の心栽覆事と言ふに由り、此れは色の過を顯はすものにて、色を簡ぶには非ず。是の故に彼の宗も亦至敎なし。彼の[一二七]上座は誤りて經に『若し諸の苾芻、有漏、有取なれば、彼れは現法に於て般涅槃せず』と言ふを引き、又、經の言の

　眞の梵は諸漏を離れて、　世間に染まず。
　謂はく、獨覺と世尊は　自在に諸漏を離る。

と(言ふ)を引くと雖も、此れは彼の義に於て、都て相應せず。我も亦阿羅漢等は漏と取と有りと許さゞるが故に。眼等は有漏、[一二八]順取と名くと雖も、而も[一二九]取漏には非ず。經も亦「阿羅漢等は順取の法無く、諸の有漏を離る」とは言はず。「染まず」と言ふは、謂はく、世間の一切の境界に於て煩

---

kappo)、正語(Sammāvācā)、正業(Sammākammanto)、正命(Sammā-ājivo)、正精進(Sammāvāyāmo)、正念(Sammāsati)、正定(Sammāsamādhi)なり。

【七二】四正行。阿育王傳の所說に合せ考ふる時、或は四通行を意味するものかと考へらる、四通行は、樂速通行(Sukhāpaṭipadā khippābhiññā)樂遲通行(Sukhāpaṭipadā dandhābhiññā)苦速通行(Dukkhāpaṭipadā khippābhiññā)苦遲通行(Dukkhāpaṭipadā dandhābhiññā)。

【七三】四法迹。Cattāri dhammapadāni(巴)又、四法足、四法句とも云ふ。法の根本、又は基礎となるべきものとしての四を集めたもの。即ち、無貪法迹(Anabhijjhā dhammapada)無瞋法迹(Avyāpāda dhammapada)正念法迹(Sammāsati dhammapada)正定法迹(Sammāsamādhi dhammapada)

【七四】四無礙解。四無礙智、四無礙辨とも言ふ。正しく四種の解智なり。法無礙解、義無礙解、詞無礙解、樂無礙解なり。

【七五】空空。重三三昧の一、阿羅漢、先に無漏智を以て諸法の空無我を觀じ、更に有漏

惱を斷ずる故なり。契經に『貪等を染と名く』と說くに由りてなり。謂はく、『世間に攝受せらるゝ事、及び一切趣に於て、永く貪等を離るるが故に不染と名く』と。此れに由りて卽ち餘の契經の『佛、苾芻に告げたまはく。阿羅漢等は諸の世間に於て、已に繫を離るゝを得たり。世間に行ずと雖も、而も能く摧伏し、世間の染汚する所と爲らず』と言ふを釋して謂はく、世間の諸の有漏の事に於て、一切の煩惱の縛する所と爲らず。是の故に說いて阿羅漢等は諸の世間に於て、已に繫を離ることを得、世間に行ずと雖も、而も能く摧伏し、世間の染汚する所の者と爲らず』と言ふと。此の經の意は阿羅漢等は世間に處し、亦、復た成就すと雖も、而も世間に於て對治を得るが故に世間の煩惱と染汚を摧伏すと說くなり。是の故に彼の宗、都て至敎なし。

又、彼れ執を起し、[一三〇]訓詞門に依つて、漏と倶なるを名けて有漏と爲すと謂ふも、此の釋は理に非ず。相を立つること異なるが故に。契經に言ふが如し。『謂はく、過去、未來、現在の諸有の色等に於て、現の愛、或は恚、或は慢を生長す。乃至廣說』。如何が[一三一]去來は現と倶起せんや。

又、譬喩者は唐に虛空を攪す。[一三二]十八界の中の前十五界の一向に有漏なることとは、經の說く所なるが故に。謂はく、契經に言ふ。『有漏法とは、諸の所有の眼、諸の所有の色、諸の所有の眼識、是の如く乃至、身觸、身識』と。諸の所有の言は餘り無きの義を顯す。彼れは「我等此の經を誦せず」と言ふ。經を誦せずして能く樂ふ所を成ずるに非ず。樂ふ所を成ぜんと欲せば當に勤めて經を誦すべし。又、彼は一切の契經を以て、皆定量と爲さず。豈に經部と名けんや。謂はく、契經を見て、自ら執する所の宗義と相違すれば、卽便ち誹撥す。或は自らの執に隨つて改めて異文を作り、本經の文は傳誦者の失なり、或は復一切を皆信受せずと言ふ。[一三三]順別處等の經の如し。皆聖敎の攝に非ず、是れ對法者の實に自宗を愛し、制造して阿笈摩の內に安置すと言ふ。彼れ此れに由るが故に無量の經に背き、聖言に違越し、多く異執を興す。我れ此の論中、漸く當に顯示すべし。

智を以て、前の空智を觀じて空相をなし、之れも厭捨するを言ふ。

【七六】 無願無願。重三三昧の一、苦・集・道三諦の苦無常等の相を觀じて、更に之れを厭捨するを言ふ。

【七七】 無相無相。先づ無漏智を以て、涅槃の滅靜妙離を觀ず、更に有漏智を以て、此の智を滅盡せる擇滅無爲の靜相を觀じて、前の無相を厭捨するを言ふ。

【七八】 諸現觀邊。四諦等を現觀する時のこと。

【七九】 諸世俗智。世俗智は十智の一にして、多く世俗の事物を所對の境となす智慧の事なり。有漏智に同じ。

【八〇】 雜修靜慮。色々と靜慮(Samādhi)を修めることなり。

【八一】 無諍願智。Asaraṇī praṇihita jñāna(梵)Asaraṇī paṇihita ñāna(巴) 無諍智の事にして、諍とは煩惱の異名なり。他人をして已身に對して貪欲瞋恚の煩惱を起さしむる智を言ふ。

【八二】 邊際定智。色界第四靜慮の最上品を邊際定と云ふ、その定より起る智。

【八三】 止觀。Samatha vidarśana(梵)Samathā vipassanā(巴)止は禪定と同意義の語に

第二節　無漏法及び無漏の意義

已に有漏と及び有漏の因を辯じたり。云何が無漏なるや。謂はく、道聖諦と及び[一三四]三無爲なり。[一三五]有るが異釋して言ふ。漏と等類なるが故に有漏と名く。有種族の如し。復、有るが釋して言ふ。漏の爲めに汚せらるゝが故に有漏と名く。有毒食の如し。或は有るが釋して言ふ。漏と倶に斷ずるが故に有漏と名く。天帝釋の有相策迦なるが如し。彼と倶に墮する(が故に)。是の如き等類の訓釋衆多なり。彼と相違するを無漏法と名く。

道聖諦とは、謂はく、有漏の色等の五蘊に非ざるなり。三無爲とは虛空と二滅なり。所謂る擇滅と及び非擇滅なり。此の虛空等の三種の無爲と及び道聖諦となり。是の因緣に由りて、名けて無漏と爲す。[一三六]次前に已に其の道聖諦を說けり。後に當に廣く辨ずべし。

第三節　特に三無爲に就て

略して說く所の三無爲の中に於て、虛空は但、無礙を以て性と爲す。中に於て諸法最も極めて顯現するが故に、虛空と名く。是れ則ち無障を以て其の相と爲す。所有の大種及び(所)造の色聚、一切、遍ねく覆障すること能はざるが故に。或は所障にも非ず、亦能障にも非ず。是の故に說いて、無障を相と爲すと言ふ。

已に虛空を說きたり。[一三七]擇滅は即ち離繫を以て性と爲す。四聖諦に於て、各別に簡擇するが故に名けて擇と爲す。即ち是れ善慧の差別を性と爲す。離繫涅槃は是れ此の果なるが故に名けて擇滅と爲す。有るが是の言を作す。「諸の所斷の法は同一の擇滅なり」と。對法者は言ふ。繫の事に從つて別なり。若し諸の所斷、同一の擇滅ならば、[一三八]苦法智忍の所斷の煩惱の滅を證得する時、餘の煩惱

して、觀は慧と同意義なり。

【八四】 集異門。有部六足論の一なる阿毘達磨、集異門足論 (Abhidharma saṅgīti paryāya pāda śāstra) の事なり。尊者舍利弗の說と傳へられてゐる。玄奘の譯せるもの二十卷本あり。

【八五】 法蘊。有部六足論の一なる阿毘達磨法蘊足論 (Abhidharma dharma skandha pāda śāstra) の事なり。同じく玄奘譯の一二卷本あり。目犍連の作と傳へらる。

【八六】 施設。有部六足の一なる阿毘達磨施設足論 (Abhidharma prajñapti pāda śāstra) のことなり。法護の譯七卷本あり。迦旃延尼子造と傳へらる。

【八七】 摩怛理迦に含まるゝこれらの名目に就ては、有部、雜事三九(寒二・九二左)、阿育王經六(藏一〇・四八右)、阿育王傳(藏一〇・一三)を見よ。

【八八】 說第三、即ち論藏となすは當らずの義なり。

【八九】 尸羅。Sīla (巴) 戒と譯さる。身口意の三業の罪惡、能く行人を焚燒し熱惱せしむ。戒は能く其の熱惱を消息すれば清涼とも名く。

【九〇】 性相。性とは法の自體なり。內に在つて改易すべからざるもの。相とは相貌なり、

の滅を證得すとせんや不や。若し證得せば、餘の對治を修することは則ち無用と爲る。若し證得せずば、是れ則ち一物にして、（その）少を證し餘に非らず。理と相違す。分の過あるが故に。是れに由りて定んで應に離繋の事は繋の事の量に隨ふと許すべし。正理に違せず。

已に擇滅を說きたり。永く當生を礙へて、[一三九]非擇滅を得す。擇とは謂はく、如理の勤の成ずるところの慧なり。此の慧に由らずして、法あつて永く未來の法の生ずるを礙へるを非擇滅と名く。眼と意と一色を專らにする時、所餘の色及び一切の聲、香、味、觸等の念念に滅する中に於て、彼に對する少分の意處と法處とは[一四〇]非擇滅を得す。五識身と及び一分の意識身等とは、已滅の境に於て、終に生ずること能はざるを以てなり。[一四一]倶なる境を緣ずるが故なり。彼の生用は同時の所依と緣とに繋屬するに由るが故に。若し法ありて能く彼の法の生用を礙ゆれば、此の法は慧を離れて定んで彼の法を礙へて、未來に住し、永く生ぜざらしむるが故に、非擇滅を得す。此の法の實有なることは後に當に成立すべし。

第四節　有爲法及び其の異名

本文の次第に隨順する理の故に。前に道を除く餘の有爲法を是れを有漏と名くと說けり。何をか有爲と謂ふ。應に當に辯說すべし。頌に曰はく。

[一四二]又、諸の有爲法は、　謂はく、色等の五蘊なり。
亦は[一四三]世路、言依、　有離、有事等といふ。

論じて曰はく、老、病、死等の災横の差別を隱積し、損伏するが故に名けて蘊と爲す。戒等と別せんが爲の故に、色等と言ふ。[一四四]戒等の五蘊は、一切の有爲を具に攝すること能はず。色等の五蘊は有爲を具に攝す。故に此れを偏に說く。

外に現はれて分別すべきものなり。有爲無爲相對すれば、無爲法は性、有爲法は相なり。而して有爲、無爲共に性相あり、自體を性と言ひ、識るべきを相と言ふ。

【九一】三蘊。戒と定と慧。

【九二】正法滅經。婆沙論一八三（牧三・二八左）この經を引くが如し、巴利尼柯耶になし出所不明。

【九三】阿笈摩。Āgama（梵巴）の音譯なり。阿含とも寫さる。一般に所謂小乘經典の總名なり。但し、今は律と論とに對する經典を指して云ふ。

【九四】輕凌。かろんじ、あなどること。

【九五】前句事。前置詞 prefix のこと。abhi（對）等の如し。

【九六】自愛人。自分を愛着する人。自身を愛する人の意。

【九七】此の頌文は、一切の萬法を有漏と無漏の二法によつて分類し、該攝せしものにて、此の頌の前言の示す樣に、此等を正しく覺了して、擇法を修習せしめんとするものなり。

【九八】道聖諦。詳しくは苦滅道聖諦（Dukkhanirodhagā=minī paṭipadā ariyasaccaṃ）四諦の第四にて八正道これなり。

【九九】有爲法。Saṃskṛta dha=

有爲と言ふは、衆縁の聚集して、共に生ずる所なるが故なり。未來は未だ起らざるに、何ぞ有爲と謂ふや。是れ彼の類の故に、亦有爲と名く。燒かるゝ薪の、未だ燒けざる位に於て、是れ彼の類の故に、亦薪と爲すが如し。或は曾と當とに據つて名を立つるも失なし。琴瑟等を名けて有聲と爲すが如し。亦乳房、蓮華池等の如き諸の不生の法も彼の類を越へざるが故に、有爲と名く。

此の有爲法を彼々の經の中に、世尊は義に隨つて、[一四五]世路等と名く。彼れ復た云何ぞ。謂はく、諸の有爲を亦世路と名く。色等の五蘊は生滅の法なるが故に。未來、現在、過去の路の中に而も流轉するが故に。諸の不生の法は衆縁闕くるが故に、復た生ぜずと雖も、是れ彼の類の故に、名を立てゝ失なし。有るが說く。「無常の呑食する所なるが故に、世路と名く」と。

或は[一四六]言依と名く。言と謂ふは言音なり。或は謂はく、能說なり。此れ則ち語聲の相續の差別なり。依と謂ふは、名と倶なる義なり。卽ち具に五蘊を攝す。契經に說くが如し。[一四七]言依に三あり、四なく、五なし。此れに由りて善く[一四八]品類足論に通ず。彼れに說く、「言依は五蘊の攝する所なり」と。豈、亦無爲に依りて說を起さずや。何が故に彼の義に、言依を立てざるや。彼の義は名と、倶なる理なきが故に。說くが如し。「言依は謂はく、名と倶なる義なり」。若し義と名と倶に說くべくば、立てゝ言依と爲す。無爲の義と有爲の名とは、倶に說くべからず、倶の義なきを以ての故に、言依を立てず。墮世と離世は倶なる理なきが故に。或は此の滅の故に無爲を建立するが故に。契經に言ふ。『蘊の滅を滅と名く』と。滅は言依に非ず。言依は是れ蘊なり。復た有るが釋して言ふ。「若し是の處に於て、[一四九]三分得べくんば、立てゝ言依と爲す。謂はく、依と義と語となり、無爲は唯義のみなるが故に言依に非ず」と。有るが說かく。「亦依にして、語を闕く」と。

或は[一五〇]有離と名く。[一五一]諸趣に輪廻し、生死に沈溺するを涅槃は永く捨するが故に、涅槃を名けて離と爲す。是れ諸の趣に恒に流轉するを息む義なり。若し已に至り得れば定んで還來らず。此れは離

---

armā (梵) saṅkhatā dhammā(巴) 爲(爲作造作)を有する意、因緣によりて生じたる諸現象、七十五法の中、三無爲を除き、百法のうち、六無爲を除きたる他の諸法これなり。

【一〇〇】五取蘊。Pañca upādāna skandha (梵) Pañca upādāna khandhā(巴) 有漏の五蘊の意なり。取は煩惱の異名にして、煩惱の蘊を生じ、蘊また煩惱を生ずるが故に、蘊のことを取蘊と言ふ。

【一〇一】色 (Rūpa)。色法又は色蘊の略なり。

【一〇二】識。Vijñāna(梵) Viññāṇa (巴) 根に依りて境を認識する主觀の心を言ふ。識蘊の元にて廣釋すべし。

【一〇三】有身見。Kāya dṛṣṭi (梵) Kāya diṭṭhi(巴) 五見の一、身見とも言ふ。五蘊が假和合して生じたる吾人の身體に對して、常一主宰なる我なるものありと迷執し、また一切の事物は、如幼最有にして、自他の所屬なきものなるを、此れは我がものなり、と固執する偏見をいふ。卽ち我見と我所見との稱なり。

【一〇四】隨增眠。後の四十五卷に明す。

【一〇五】貪・瞋・癡。Lobho, Doso, Moho(巴) 三不善根、又は三

を有するが故に、說いて有離と名く。有財の者を名けて、有財と爲すが如し。卽ち是れ有爲は出離を有する義なり。一切の有爲は皆船筏に同じ。是の故に聖道も亦應に捨離すべし。[一五二]契經に言ふが如し。『法尙應に斷ずべし、何んぞ況んや非法をや』と。

或は[一五三]有事と名く。事は謂はく所依なり。或は是れ所住なり。卽ち是れ因の義なり。果は因に依り、因より生ずるが故に。子の母に依るが如し。或は果は因に住し、能く因を覆ふが故に。人の床に住するが如し。是れ因は果の爲めに映蔽せらるゝ義なり。因果は前後の故に、及び細麁の性なるが故に。此れは事を有するが故に、說いて有事と名く。喩へば前に說くが如し。此れは唯、有爲なり。是の如きの等の類は、有爲法の諸名の差別を說きたるなり。

第五節　有漏の異名

此に說く所の有爲法の中に於て、頌に曰はく、

[一五四]有漏を取蘊と名く。　亦、說きて有諍と爲す。
及び苦、集、世間、　見處、三有等ともなす。

論じて曰はく、豈に前に道聖諦を除く餘の有爲法を名けて有漏と爲すと說かずや。何が故に此の中、復た重ねて說くや。前に已に說けりと雖も、而も彼の差別の名想を顯はさんと欲し、或は彼の名想の定義を顯はさんが爲めの故に重ねて說くなり。前に[一五五]一切の有爲を蘊と名くと說きたり。今は有漏を名けて取蘊と爲すと說く。義准して無漏を但だ名けて蘊と爲す。卽ち諸漏の中、取の名想を立つ。能く三有の生を執取するを以ての故に。或は能く、後有を引く業を執持するが故に、名けて取と爲す。蘊は取より生じ、或は能く取を生ず。故に取蘊と名く。[一五六]草穅の火の如く、花果樹の如し。卽ち有漏法を亦、[一五七]有諍と名く。謂はく、煩惱中、諍の名想を立つ。善品を觸動するが故に、

毒とも言はれ、一切の煩惱の根源をなすものなり。又三不善因とも言はる。

【一〇六】隨煩惱。隨惑とも言ふ。倶舍論に二義あり。一は一切の煩惱に名く。一切の煩惱は皆心に隨逐して惱亂の事をなせばなり。二は六隨眠にて、根本煩惱に對して自餘の煩惱を隨煩惱と名く。又根本に對して枝末惑とも言ふ。

【一〇七】乃至廣說。受想行識の四蘊に就て同樣に說くなり。

【一〇八】現行。顯れ起ること。

【一〇九】苦諦。Duḥkhaṁ ārya-satyaṁ(梵) Dukkhaṁ ari-yasaccaṁ(巴) 四諦の一、三界生死の果報は、畢竟苦患にして安樂の性あることなし。此の理決定して眞なるが故に苦諦と言ふ。

【一一〇】集。Samudaya(梵巴) 原因の意にして、此處に於ける集は苦の集の意にて、苦の原因の事なり。

【一一一】譬喩論師。經部の一派を指す。

【一一二】非有情。非情とも言ふ。有情に對する稱にして、草木土石等の情識なきものを言ふ。

【一一三】離過の身中。煩惱の過を離れたる聖者の身體のこと。

【一一四】無比 (Anupamā)。本名 Māgandiyā、その美貌比類

自他を損害するが故に。蘊は諍と倶なり、或は諍と蘊と倶にして生起を得るが故に、有諍と名く。此の中の意、蘊と諍ど、隨つて一を闕くも餘の生を得可きに非ざるを顯はすなり。「及」とは餘の有漏の名想を顯はす。

謂はく、或は苦と名く。即ち五取蘊は是れ諸の逼迫の所依の處なるが故に。自性麁重にして不安穩の故に。[一五八]

或は名けで集と爲す。即ち彼の種類は能く因と爲るが故に。能く集成するが故に。

或は世間と名く。毀壞すべきが故に。世尊の說くが如し。『性、毀壞すべきが故に世間と名く。若し爾らば、道諦は應に是れ世間たるべし。爾らず。第二の毀壞なきが故に。道諦の毀壞の性は不定なるが故に。世間の毀壞の性は決定するが故に。[一五九]

或は[一六〇]見處と名く。[一六一]薩迦耶等の五見、中に住して眠を隨增するが故に。豈に有漏は一切の煩惱を皆隨增せずや。豈、諸見は漏と取と諍とに攝すること前に已に說かずや。此の理ありと雖も、而も彼の諸見は有漏の法に於て、一切種と時と相の無差別と堅執して無動に、隨增眠するが故に體用增盛なり。有漏は是れ能く此の諸見を生長する處なることを顯さんが爲めの故に、應に重ねて說くべし。貪等と癡と疑とは則ち是くの如くならず。彼の貪等は一切種なるも、一切時なく、癡は一切時なるも差別無きに非ず、疑は差別無きも堅執ならざるを以て、是の故に有漏を彼の處と說かず。

或は三有と名く。有の因、有の依にして、三有に攝するが故に。等の言は、[一六二]「有染と名く」等を攝せんが爲なり。是の如き等の類は、是れ有漏の法の義に隨つての別名なり。

第二章　五蘊　附十二處十八界の分類

第一節　色蘊

なきが故に無比女と呼ばる。拘深國の一婆羅門、摩因提の一女なり。その美貌を以て優塡王の妃となり、佛に仇を爲す。

【一二五】指鬘。央掘摩羅（Aṅgulimālya）の事なり。釋尊在世の時、舍衞城に住し、惡師を信じ、千人を殺さんと願を立て、九百九十九人を殺し、千人目に佛に救はる。指鬘の名は、その殺せし人の指を以て鬘とせしより此の名あり。

【一二六】烏盧頻螺迦葉波 Uruvela kāśyapa（梵） Uruvela-kassapo（巴） 三迦葉の一、釋尊成道後、事火外道たりし彼は、徒衆一千を率ひて佛に歸依す。

【一二七】境の第七。梵語文典の名詞の格の第七格、即ち於格のこと「に於て」。

【一二八】依の第七。第七格は第七格なれども第四格、具格に代用せられ「に依り」を意味すといふこと。即ち何々の上に（於格）煩惱を起すといふことに何々に依つて煩惱を起すことなりと譬喩師は具格に解して說明せんとし、正理を飽く迄於格に取つて說明せんとするものなり。

【一二九】異生 Prithagjana（梵） Puthujjana（巴） 凡夫のこと。凡夫は聖者に異る生類にし

上に言ふ所の如く、色等の五蘊を有爲法と名く。色蘊とは何ぞ。頌に曰はく、

[163] 色とは、唯、五根と　　五境と、及び無表となり。

論じて曰はく、「色」は謂はく、色蘊なり。[164]「五根」と言ふは、所謂る眼、耳、鼻、舌、身根なり。[165]「五境」と言ふは、所謂る色、聲、香、味、觸境なり。謂はく、眼等の所攝、所行なり。「及び[166]無表」とは、謂はく法處の色なり。「唯」とは、唯、此に顯はす所の[167]十處と一處の少分を名けて色蘊と爲す。

第二節　五　根

[168] 是の如き諸色の其の相は云何ん。頌に曰はく、

彼の識の依たる淨色を、　眼等の五根と名く。

論じて曰はく、「彼」とは謂はく、前に説くところの眼等の五根なり。「識」とは即ち眼、耳、鼻、舌、身識なり。依とは、眼等の五識の所依なり。是の如き所依の[169]淨色を體と爲す。即ち此の淨色の眼等の根と名く。故に薄伽梵は契經の中に於て、『眼等の根は淨色を相と爲す』と説けり。[170]本論も亦説く。「云何ぞ、眼根なる。眼識所依の淨色を性と爲す」と。是の如く廣く説けり。諸の聖教中、根を以て識を別ち、境界を以てせず。故に知んぬ。彼と言ふは根を顯はし、境に非ざるなり。

[171] 有るが説かく、「彼とは是れ境にして根に非ず。而も意識、色等を縁ずるが故に、色等の識と名け、彼の識の所依を眼等と名くるの過なし。淨色の言に簡別せらるゝに由るが故に」と。[172]若し爾らば、色の言は應に無用と成るべし。彼の識の依たる淨を、眼等の根と名くること、義已に成ずるが故に。識の所依は淨にして、而して色に非ず。彼を簡ばんが爲めの故に、色の言を用ゆべき無し。若し色の言は是れ契經に説くと謂はゞ、契經は爾るべし。識の依の差別の言を説かざるが故に。若し此の言は是れ本論に説くと謂はゞ、彼も亦、同疑なり。應に倶に思擇すべし。[173]是くの如き釋は、疑難

て、また五趣等の異類の生を受くるが故に、此の名あり。

【二三〇】顯色。Varṇa-rūpa(梵) Vaṇṇa-rūpa(巴) 三種色の一、青・黄・赤・白・影・光・明・闇・雲・煙・塵・霧の十二を言ふ。顯現分明なるが故に名く。

【二三一】阿羅漢。Arhat(梵) Arahant(巴) 應供と譯す。如來十號の一なり。又聲聞四果の一、三界の見思の煩惱を斷盡し、盡智無生智を得て無學位に住し、世間の供養を受けたる聖者を言ふ。

【二三二】六處。Ṣaḍāyatanāni(梵) Saḷāyatanāni(巴) 眼・耳・鼻・舌・身・意の内の六處の事なり。

【二三三】覺分。Bodhyaṅga(梵) Bojjhaṅga(巴) 菩提分の事にして、覺に順ずる支分三十七法あり。覺分と名く。即ち三十七科の道品なり。

【二三四】五識。Pañca vijñānā(梵)Pañca viññāṇā(巴) 眼・耳・鼻・舌・身の前五識なり。

【二三五】癰・病。癰は惡性のふきでもの、病は他の疾病。

【二三六】心栽覆事。心を覆ひつつむもの、即ち六境を指して云ふ。

【二三七】上座。Thera(巴)Sthavira(梵)。譬喩師を指して云ふ。

【二三八】順取(Upādāniya)。取

を遣らんが爲めに、色の言を置くべしとなり。若し識の依の言、有財に就て釋するときは、則ち淨信を眼等の根と名くべきが故に。色の言を置くは此の釋を簡ばんが爲めなり。一法も、識を以て依と爲す色にして、而も是れ淨なるもの有ること無し。此の釋を爲すべし。是れに由りて、色の言は甚だ有用と爲す。此れに由りて、即ち本論の言ふ所を釋す。

又、此の中に於て、前の言は耳等の四根を簡ばんが爲なり。彼は皆な淨色を用て性と爲すと雖も、而も彼は眼識の所依と爲るに非ざるが故に。彼の四根は、眼根の攝に非ず。後の言は[一七四]無間滅の依を簡ばんが爲めなり。彼れも亦、眼識の所依と爲ると雖も、而も彼れは淨色を用て、性と爲すに非ず。故に彼の意根は眼根の攝に非ず。或は復前の言は、[一七五]同分眼を顯はし、後の言は[一七六]彼同分眼を顯はさんが爲めたり。餘根も亦、爾り。若し爾らば、淨色の相は別なきが故に、應に五を成ぜざるべし。爾からず。功能に差別あるが故に。如何が功能の別なることを知ることを得とならば、不共の境の識の所依は定まるが故なり。又、因の別なるが故なり。現前するに因を別にすれば、果に差別あり。猶し琴瑟、簫笛等の聲の如し。然も眼、耳等の所因の四大は各々差別あり。因の差別の故に、眼等の淨色の體に差別あり。「體に別ありと雖も、因、異ること無きが故に、其の果なる淨色は、應に別なかるべし」とは、此の難は然からず。同一の相なりと雖も、現見するに異なるが故に。猶し

[一七七]內外の大種の差別の如し。若し聲は、因に別ありと雖も、而も相一なるが故に、同一處の攝なるが如く、眼等の五根も亦、應に爾るべしと言はば、是くの如き過なし。聲は因別なりと雖も、一識の與に境界と爲るが故に、一處の所攝なり。眼等の五根は、別類の境の識の所依性なるが故に。又、是れは別の依の用の所顯なるが故に、諸根を同一處に攝すべからず。又、識と受との如きは、同じく了別し、領納すること一相　りと雖も、因の別なるに由るが故に、[一七八]六識、三受の差別あること、此れ亦、是の如し。彼の識と受とに六と三との異ありと雖も、而も相の同じきが故に、一處に攝せ

着を起さしむるもの。取と順取の關係は漏と有漏の關係の如し。

【一二九】取漏。取 Upādāna、漏 Āsrava, Āsava。眼等は取着、煩惱に非ざるが故に取漏に非ずと云ひ、而も取着を起さしめ、煩惱を生長せしむるが故に有漏順取と云ふ。

【一三〇】語の構成より說明する事にて、有漏は Sa十Āsrava なるが故に Sa は Saha にて俱、又は俱起の義なりと云ふなり。

【一三一】未來は現と俱起せず、故に未來は現の煩惱にとりて、俱起する意味に於て有漏に非ずの意なり。故にこの有即ち Sa は俱起の義に非ずして增長する義なること明かなり。

【一三二】十八界。Aṣṭhadaśa dhātuyā（梵）Aṭṭādasa dhātuyo(巴) 眼・耳・鼻・舌・身・意・色・聲・香・味・觸法・眼識・耳識・鼻識・舌識・身識・意識の十八の界なり。次の前十五界とは、此の中、意・法・意識の三界を除きたる殘りを言ふ。

【一三三】順別處經。不明なり。

【一三四】三無爲。虛空無爲(Ākāśa asaṃskṛta)、擇滅無爲(Pratisaṃkhyānirodha.)、非擇滅無爲（Apratisaṃkhyā=

らるるが如く、眼等も亦、應に一處の攝なるべしとは、受と無爲と何に因つて同處ぞ。故に一處に攝するは自相の同を顯はすに非ず。自相に異ありと雖も同處に攝すること有るが故に。

第三節　五　境

已に眼等の相を辯じたり。色等を今當に說くべし。頌に曰はく、

一七九 色は二あり、或は二十なり。　聲は唯、八種あり。
味は六あり。香は四種、　觸は十一を性と爲す。

論じて曰はく、「色に二あり」と言ふは、是れ二種の義なり。謂はく、顯と形となり。此の中、顯色に十二種あり。一八〇 形色に八あり。故に「或は二十なり。」顯の十二とは、謂はく、青、黃、赤、白、雲、烟、塵、霧、影、光、明、闇なり。十二の中に於て、青等の四種は是れ正顯色なり。雲等の八種は是れは此の差別なり。其の義の隱なるば、今當に略釋すべし。地より水氣の騰る、之れを說きて霧となす。光明を障へて起り、中に於て餘色の見る可きを影と名く。此れに翻ずるを闇と爲す。日燄を光と名け、月、星、火藥、寶珠、電等の諸燄を明と名く。

形色の八とは、謂はく、長、短、方、圓、高、下、正、不正なり。此の中、正とは、謂はく、平等の形にして、不平等の形を名けて、不正と爲す。餘の色は了し易きが故に、今は釋せず。

有るが說かく。「色に二十一種あり。空は一の顯色にして第二十一なり」と。此れ卽ち空界の色の差別なり。顯色の中に於て、青、黃、赤、白、影、光、明、闇は、唯、顯として知るべし。形色の中に於て、一八一 身表業の性は、唯、形として了すべし。餘色は形、顯倶に了知すべし。如何ぞ、一八二 一の事に二體ありとは、一八三 宗の許す所に非ざるが故に、此の過なし。辯業品の中に、當に更に思擇すべし。

已に色處を說きたり。當に聲處を說くべし。能く呼召することあるが故に名けて聲と爲す。或は

nirodha)の三なり。

【一三五】有漏の原語。Sāsrava, Sāsava (sa+āsava) を種々に解釋するなり。(一)Sakula(有種族)の如し、この場合のsaは等類(Sādiśa)の義なり。(二)Saviṣa bhojana(有毒食)の如し、この場合のsaは混じ汚されある義なり。(三)Satakṣaka(有怛策迦)の如し、帝釋天の異名?、怛策迦は龍王の名にして、帝釋天、彼の怛策迦と倶に墮するが故に有怛策迦と呼ばる、ての出所及び意味不明なり。

【一三六】先きの雜藏を明せるところを云ふ。

【一三七】擇滅。Pratisaṃkhyā-nirodha(梵) 擇滅無爲のこと、無明煩惱等の繫縛を離るる處にあらはれる無爲にして、この無爲は智慧を以て揀擇したるものなるが故に擇の滅と云ふ。

【一三八】苦法智忍。八忍、十六心の一。世第一法の無間に欲界の苦諦を觀緣して、うる忍なり。忍とは信なり。理を信んじて疑はざる智にして、是れ苦法智を得る因なれば、苦法智忍と名く。智は果、忍は因なり。

【一三九】非擇滅。Apratisaṃkhyānirodha(梵) 智慧の揀擇力を以て得たる滅理に非ずし

唯、音響これを説いて聲と爲す。善逝の聖教は咸た是の言を作す『聲は是れ耳根の取る所の境界にして、是れ四大種所造の色性なり』と。此の聲に八種あり。謂はく、[一八四]有執受と或は[一八五]無執受の大種を因と爲すと、及び有情數、非有情數の差別との四と爲す。此れ復た可意及び不可意の差別にて八を成ず。執受の大種とは、謂はく、現在世の有情數の攝にして長養、[一八六]等流、異熟地等なり。此れと相違するを無執受と名く。此の中、執受の大種を因と爲す聲に二種あり。謂はく、有情類の[一八七]加行の生ずる所と、及び餘の加行を待たずして起る所のものなり。其の有情類の加行の所生に、復二種あり。一は手等の加行の所生と、二は[一八八]語表業を自性と爲すものなり。此の語表業に、復二種あり。謂はく、名に依りて起るものと及び名を待たざるものなり。名に依りて起る者に、復二種あり。一に[一八九]有記、二に無記なり。名を待たざる者の二種も亦然り。是れ有執受の大種を因と爲す聲相の差別なり。

其の無執受の大種を因と爲す聲も亦、二種なり。一は有情の加行の所起、二は諸界の擾動の所生なり。初は謂はく、螺貝、鍾鼓等の聲なり。後は謂はく、風林河等の發す所なり。有情數とは語と手と等の聲なり。餘の聲は卽ち是れ非有情數なり。是の如き諸の聲の聞いて悅を生ずる者を、可意の聲と名け、此れと相違するを、不可意と名く。「八の中、唯、初の二のみ有りて理に應ず。有情數、非有情數は、卽ち是れ有執受及び無執受の大種を因と爲す聲の所攝なるを以ての故に。色等の中に於ても亦、應に可意等の異を說くべし。何んぞ獨り聲のみに在らんや。色等も亦、應に有執受、及び無執受の大種を因と爲すを說くべし」。理、實に應に說くべし。然るに、聲處の自性は知り難きに由るが故に、但、因に就いて二種ありと說く。色等は爾らず。是の故に說かず。本論所攝の聲相異なること無きが故に、此の八種の聲を立つべからず。豈、聲の有執受及び無執受の大種を用て因となして生起を得るもの有らずや。手と鼓等の合して生ずる所の聲の如し。是の如き聲なし。二は四大の各別の果を具するが故に。二の四大、同じく一果を得、[一九〇]俱有因と爲るに非ず。過失を成ず

て、法がその生ずべき緣かけて、再び生じ得ざるに至りしものゝ事。

【一四〇】俱舍一・四右、この場合五識身等非擇滅を得ずとし、正理は今少分の意處と法處と非擇滅を得すとなす、俱舍は十八界門に就て語り、正理は十二處門に就て談る相違なり、故に正理は直に又五識身と一分の意識身等とは已滅の境に於て生ずる能はざるを以てと云へり。要するに眼が一つの花を見て專注してゐる時他の心的活動に緣闕の故に生ぜず非擇滅を得すると云ふことなり。

【一四一】この場合五識身等は過去の境を緣する能はず、時を同じくする境を緣ずるが故にの意味なり、俱舍は不能緣過去境緣不具故とせり。

【一四二】此の偈は有爲法を、その體より、又はその意義上より、種々の異名を出したるものにて、體としては五蘊、意義上より言へば、有爲の語が示すが如く、衆緣の聚集して結成するの意なり、

【一四三】世路(Adhvan梵)。言依(Kathāvastu梵)。有離(Sa-niḥsāra梵)。有事(Savastuka梵)。

【一四四】戒等五蘊。戒・定・慧・解脫・解脫智見の五を云ふ。

るが故に。有執受と無執受と、二の四大種、共に相ひ扣擊すと雖も、而も倶に因と爲つて、各別に聲を發す。彼の聲、各、自からの所依に據るが故に、[一九一]三體を成ぜず。有執受と無執受との手と鼓の大種、相ひ擊ち、因を爲して二聲を發生すと雖も、而も相ひ映奪して一種を隨取す。其の差別の相、知るべきこと易からず。是の故に聲處は唯、二種あり。

已に聲處を說きたり。當に味處を說くべし。次を越えて說くは、彼の境の識を生ずることの定なきことを顯はすが故なり。味とは、謂はく、所噉なり。是れ可嘗の義なり。此れに六種あり、甘、醋、鹹、辛、苦、淡の別なるが故に。

已に味處を說きたり。當に香處を說くべし。香とは。謂はく、所鼻なり。此れに四種あり。好香、惡香、等(香)、不等香の差別あるが故に、等(香)、不等香とは、依身を增益し損減すること別なるが故に。有るが說かく、「微弱と增盛と異なるが故に」と。[一九二]本論中には「香に三種あり。好香、惡香、及び平等香なり」と說く。若し能く諸根の大種を長養する、を名けて好香と爲し、此れと相違するを、名けて惡香と爲す。前の二用のなきを、平等香と名く。或は諸の福業の增上の所生を、名けて好香と爲す。若し諸の罪業の增上の所生を名けて惡香と爲す。唯、四大種の勢力の所生を、平等香と名く。此れは[一九三]增上の果なりと雖も、而も亦差別あり。故に唯、大種の勢力の所生なるも亦、是れ有情の增上果に攝す。

已に香處を說きたり。當に觸處を說くべし。觸とは謂はく、所觸なり。十一を性と爲す。卽ち十一の實を以て體と爲す義なり。謂はく、四大種、及び[一九四]七造觸なり。滑性、澀性、重性、輕性、及び冷、飢、渴なり。若し爾らば、身根は應に所觸と成るべし。此は旣に能く彼に觸れ、彼は定んで此に觸るるが故に。有るが說かく、「身根は唯、能觸にして所觸に非ず。譬へば、眼根は唯、能見にして所見に非ざるが如し」と。復說く者有り。「少法の能く少法に觸るゝもの有ることなし。所依、

【一四五】世路。Adhvan (梵)三世の法の、過去に行じ去り、現在行じつゝあり、又未來必ず行ずべく、而も世は有爲法が經過すべき歷程なるが故に此を路と名く。
【一四六】言依。Kathāvastu (梵) 有爲法は我等が言を以て表詮し得るものなる義なり。卽ち言は名を詮し、名は義を詮す。
【一四七】言依の三とは、名(Nāma)、句(Pada)、文(Vyañjana)なり。
【一四八】品類足論。有部六足の一なる阿毘達磨品類足論(Abhidharma prakaraṇa pāda śāstra)の事なり。玄奘譯の十八卷本あり。世友の作と傳へらる。品類足論に通ずの所引の文は、同本卷九(大正經二六・七二八上)に出づ。
【一四九】三分。卽ち依と義と語のことなり。
【一五〇】有離。sanihsāra (梵) 一切の有爲法は最後には遠離せらるべきものなるが故に有離と名けらる。
【一五一】諸趣。六趣のことなり。趣とは、衆生が煩惱を起し、業を作りて、その惑業に引かれて趣き住む所の稱。
【一五二】M. 22 Alagaddupamas. (I. p. 135)。中阿含經二〇〇阿黎吒經(昃七・六五右)。增一阿含經四三・五(昃三・一

所緣の無間に生ずる時、觸の名想を立つ」と。若し此れに依つて識、能く彼の境を得るとき、此れを彼の境に於て、假りに能觸と說く。境は識の依に非ざるが故に能觸に非ず。卽ち此の因に由りて、唯、[一九五]地等を說いて、名けて所觸と爲す。彼れに依る色等は定んで所觸に非ず。此の中の意、身根に依る識は彼の境を緣じて、生起せざることを顯はすが故に。若し彼の色等、所觸に非ずんば、如何んぞ、華等は身の觸るゝ時に由りて、色等を變壞するや。彼の所依の損壞せらるゝに由るが故なり。現見するに所依に損益あるが故に、能依も損益す。此れ相違するに非ず。地の方所の如き、甘澤、潤沃なれば、稼穡叢林も鮮榮滋茂し、烈日の迫る所、此れと相違す。故に知んぬ。所依の大種、損せらるれば能依の色等、變壞して餘に非ず。是くの如きの義言、後に當に廣く辯ずべし。此の中の大種は、次に至つて當に說くべし。今は應に略して、滑澁等の相を釋すべし。滑は卽、是れ性の故に滑性と言ふ。別、卽、性の故に別性と言ふが如し。詞を訓釋せば、和ひ、遍つて、觸るべきが故に、名けて滑と爲す。卽ち是れ輭煖なり。執持に堪ふる義なり。此れ澁用あるが故に、有澁と名く。毛ある者を說いて有毛と爲すが如し。澁は卽、是れ性の故に、澁性と言ふ。是の力は廉燥、堅硬の異名なり。能く鎭壓するが故に、名けて重と爲す。是れは能く他を成辦し摧伏するの義なり。重、卽、是れ性の故に重性と言ふ。毘婆沙は說く。[一九六]「稱權を昇らしむるが故に、名けて重と爲す。移轉すべきこと易きが故に、名けて輕と爲す」と。世間を現見するに、物の形、大なりと雖も、而も輕きものあるが故に、遷動せしむること易し。輕、卽是れ性の故に、輕性と言ふ。毘婆沙は說く[一九七]「稱首を墮さしめざるが故に、輕と名く」と。彼れに由りて逼られ、煖を希ふ欲生ずるが故に、名けて冷と爲す。又、凝結し、及び了知し易からしむるが故に、名けて冷と爲す。是れは彼の損益の疾きことを、知るべき義なり。食欲を飢と名け、飲欲を渴と名く。豈に欲は是れ心所法の故に、觸相と違せずや。[一九八]因の中に於て、果の名を立つるを以ての故に、相違の失なし。[一九九]河も樂しく、階隥も亦、

一右）に出で、楞伽經（黃六・八四左）、大寶積經無邊莊嚴會（地一・一六右）にも出づ。

【一五三】有事。Savastuka（梵）事は因の義にして、一切有爲法は皆因を有する故に有事と名く。

【一五四】此の偈は有漏の異名を[?]きて、有漏の種々の名想、又は彼の名想の定義を顯はさんとせしものなり。

【一五五】又諸有爲法。謂色等五蘊。

【一五六】俱舍一・五左には、蘊從取生故名取蘊如草糠火。……或蘊生取故名取蘊、如花果樹とし、別に蘊（繫）屬取故名取蘊如帝王臣の一解釋を附す。

【一五七】有諍。Saraṇā（梵）Saraṇa（巴）有漏法の異名。諍は煩惱のこと、有漏の諸法は煩惱を隨增せしむるが故に有諍と名く。

【一五八】俱舍論一・五左、違聖心故の理を加ふ。

【一五九】俱舍論一・五左、有對治故の理を加ふ。

【一六〇】見處。Dṛṣṭi āyatana（梵）Diṭṭhi āyatana（巴）有漏法の異名。有漏の諸法は五見（身見・邊見・邪見・見取見・戒禁取見）の生起する依處なるが故に見處と名く。

【一六一】薩迦耶。有身見の意にして、卽ち身見のことなり。

樂し、食を人の命となし、草を畜の命となすと云ふが如し。[二〇〇] 餘の未だ說かざる所の悶力劣等は、此の中に攝在す。故に別に說かず。悶は滑を離れず。力は卽ち澀重、劣は輭軟にあり。輕性の中に攝す。是の如く其の餘の所觸の種類は、其の所應に隨つて、十一の中に攝す。

何によりて、滑等は展轉して差別あるや。所依の大種の增微、別なるが故に。水火界、增するが故に、滑性生ず。地風界、增するが故に、澀性生ず。地水界、增するが故に、重性生ず。火風界、增するが故に、輕性生ず。故に死身の內の重性は偏へに增す。水風界、增するが故に、冷を生ず。是れに由りて、亦、此に生ずる所の悶を說く。若し爾らば、云何ぞ、滑を離れずと言ふや、一一の增するに隨つて此れ有り。過無し。或は復た、悶は是れ滑の差別にして、唯、滑の性には非ず。應に知るべし、此の因も亦、差別あり。是の故に滑性は或は水風界の增するに因るが故に起り、或は水火界の增するに因るが故に生ず。所以に二言相違の失なし。風界の增するが故に、飢を生じ、火界の增するが故に、渴を生ず。餘は所應に隨つて、皆應に配釋すべし。是の如き所造は、大種を離れて、外に別に體性あり。後に當に廣く辯ずべし。

(Satkāya dṛṣṭi (梵) Sakkāya diṭṭhi (巴) 五蘊が假に和合せる體を執着して、眞實の我ありと思ひ、我々所の見を起すを言ふ。

【一六二】有染。Parāmṛṣṭha(梵) Parāmaṭṭhā(巴) 有漏法の異名。染は染汚にして漏と同じ。

【一六三】此の頌は有爲法としての色等の五蘊を釋する前に、先づ色蘊に就いて述べたものである。卽ち色蘊の攝として五根、五境、無表を上げ、之等に就いて以下に說明してゐる。

【一六四】五根。Pañca indriyāni(巴)。眼根(Cakkhundriyaṁ)、耳根(Sotindriyaṁ)、鼻根(Ghānindriyaṁ)、舌根(Jivhindriyaṁ)、身根(Kāyindriyaṁ)の五根にて、感覺するものを五つあげ、次の五境と共に、感覺的であることに於て色と言はれるものなり。

【一六五】五境。Pañca āyatanāni(巴)。色境(Rūpa āyatanaṁ)、聲境(Saddāyatanaṁ)、香境(Gandhāyatanaṁ)、味境(Rasāyatanaṁ)、觸境(Phoṭṭhabbāyatanaṁ)の五境にて、感覺されるものゝ五つを上げ、それが各々五根の對境となつて存在してゐる事から、同じく色と言はれるものなり。此處に於ける色境の色は狹義の色にして、可見有對の色のみを意味するものなり。

【一六六】無表。法處所攝の色(Rūpaṃ dhammāyatanaṃ pariyāpannaṁ)にて、不可見無對の色なり。卽ち他に表示することなき色法の意にして、吾人が身口の二業を起す時、他日その業作の果報を招感すべき原因を同時に自己の內に薰發し、而して、その薰發せられたる原因は無形無象の色法にして、他に表示すること能はざるが故に無表色と言ふ。

【一六七】十處は意と法とを除く他の十處。一處の小分とは法處の少分の意なり。

【一六八】此の頌は眼等の五根を釋せるものなり。頌中の「彼」の解釋によりて兩釋あるものなり。卽ち「彼」を彼の色境を緣ずる識の……と解するものと、又彼の眼根に依する識の……と解するものなり。前者は世親釋にして、後者が本論の解するところのものなり。

【一六九】淨色。Prasāda (梵) Pasādo(巴) 淨は淸淨の意にして、五根は光明瑠璃の如ければ淨色と言ふ。

【一七〇】本論。品類足論のことなり。卽ち縮、冬一〇・一三

右、品類足論第一なり。

【一七一】有說。俱舍一・六右の僻釋を指す、俱舍もこの正理の說に當るものを出して、この釋は品類足論に順ふとせり。

【一七二】若し爾らばより、應に思擇すべし、までは根別識に對する難として、淨色の言を單に淨とすべしと述べたるものあり。

【一七三】これより以下は上の難に答へたるものにて、則ち有財釋による時には淨信と區別せんが爲めの故に色の言を置くと、救ふものなり。Vijñānāśraya rūpaprasādaḥ とある原文に就いて Vijñānāśraya は當然識の依の有財釋にて識に依るものゝ意に非ず、識の依と僻して Vijñānāśraya prasāda とあれば識の依の淨信と解せざるにも非ず、今は淨信を意味するものに非ず、根の淨色を意味するもの故に Rūpaprasāda と色の語を入れたるなりと說明するなり。

【一七四】無間滅。Niruddhasamanantarā(巴) 無間に滅するの意にして、無間とは間隔の無き意なれば、前念より後念よりの轉廻に、その間、なんらの間隔なく轉じ終る意が無間滅なり。茲に前の語と云ふは彼の識(正理風に僻して眼等識)にて、これにて耳等の四根を簡び、後の語と云ふは淨色にて、これにて無間滅の意を簡ぶと云ふ意なり。依といふ字を中心にしてその前後の語の意味なり。

【一七五】同分眼。同分なる眼の意なり。同分とは次の彼同分に對する語にして、根・境・識の三者和合して各自己の業作をなし活動することなり。分とは自己の作用を言ふことなり。卽ち根境識の三者各同時に同じく自己の作用を有するが故に同分と言ふ。

【一七六】彼同分眼。彼同分なる眼の意なり。彼同分とは、根境識の三が和合せず、各々自己の業作をなさゞるを言ふ。同分に非ざれども、彼の同分と種類分同なるが故に、彼同分と名く。

【一七七】內外の大種。此處に於ける內(Ajjhattaṁ)、外(Bahiddhā)は、正報の人身と、依報の諸色との別を顯はしたるものなり。而して一切萬法は皆四大によつて作られたものなるが故に、此處に內外の四大を出だせるものなり。

【一七八】六識・三受。六識とは眼・耳・鼻・舌・身・意の六識、三受とは樂・苦・不苦不樂の三受の事なり。

【一七九】此の頌は色等の五處を釋せるものなり。

【一八〇】形色。Saṁsthāna(梵)三種色の一にして、長・短・方・圓・高・下・正・不正八種の形を、それ〴〵持てる色を言ふ。

【一八一】身表業。三表業の一、他の見るべき身の動作なり。卽ち取捨屈伸等なり。

【一八二】事。Dravya(梵) 極微を意味す。

【一八三】俱舍一・七右、如何一事具有顯形と云ふ難詰を出すなり、世親はこの問難を出し、婆沙十三の顯形の二體の極微あるに依るといふ答を取らず、經部の形色は顯色の安布上の差別と說くを暗に肯定し、一事の上に顯形の見ゆるは、可知の方面、卽ち認識の方面より云ふことにて實在の方面から云ふことに非ずといふ毘婆沙師の僻釋を出し、若しこの解釋に從へば身表業の中にも顯色の認識あることゝなるとなせり、正理に今の世親の難を引いて、毘婆沙師の正義は一事に二體あることを許さず、形顯共にあるは形顯の二事が俱にあることにて、それは一事に二體あるに非ず、故に身表業は只形色にして顯色に非ず、世親の云ふ難なし、猶この身表業のことは下業品の下にて僻釋すべしと云ふなり。

【一八四】有報受。Upādiṇṇā(巴) Upātta(梵) 吾が分に屬する四大の如き、己が心識に執持せらるゝ者を有執受と言ふ。故に有執受の聲と云へば知覺ある人の身體より發する聲なり。

【一八五】無執受。Anupādiṇṇā(巴) Anupātta(梵) 外境に對して執著覺受なきもの、故に無執受の聲と云へば知覺なき山河大地風林等の發す聲を云ふ。

【一八六】等流。等しく流ると言ふこと、一類のものが同じき一類に相續すること。

【一八七】加行。功用を加へて行ずること。或る事をなし遂げるにその手段を努め盡すこと。

【一八八】語表業。口に發動して言語と顯たれたる業作のこと。

【一八九】有記。Vyākata(巴)。無記(Avyākata)の善にも惡にも、その何れとも記別すべからざる中間性なるに反し、善又は惡と記別し得らるゝものを言ふ。

【一九〇】俱有因。六因の一、同一の時間中にありて、自他五

に因果關係をなし資助するを言ふ。
【一九一】有執受の聲と無執受の聲と有執受無執受の聲。
【一九二】本論。品類足論第一(大正藏二六・六九二下)。
【一九三】增上果。五果の一、六因の中、能作因に依りて得る所の結果なり。卽ち一つの結果に對して、他の一切の萬有が皆因となる事が能作用にて、此の能作同の增上力に依りて生ずる結果を言ふものなり。
【一九四】七造觸。とは滑性(Saṇhaṃ)、澁性(Kakkhaḷaṃ)、重性(Garukaṃ)、輕性(Lahukaṃ)、冷(Sīta)、飢(Jighucchā)、渴(Pipāsā)。
【一九五】地等。地(Paṭhavī)、水(Āpo)、火(Tejo)、風(Vāyo)の四大種のこと。
【一九六】稱權。はかりをかけてそのものゝ重さにて稱權(ハカリ)を昇らしむること。
【一九七】不令稱首墜。稱權の首を墮さしめず、はかりの先きの上らざること。
【一九八】果の名を以て因の觸を顯はしたるもの。
【一九九】河樂階隥樂。戒經の語にて、下第八節の下に再出す。河や階隥を樂しと云ふは、果の受を以て因の觸を顯はしたるものゝ義なり、食を人の命、草を畜の命と云ふも同じ。
【二〇〇】資疏一の餘大系本一・一二〇引用す。

卷の第二

〔辯本事品第一の二〕

第四節　無表

色蘊中に於て已に根と境とを說きたり。唯、餘の無表、此れを今、當に說くべし。頌に曰はく、

[一]亂心と無心等に、　隨流して淨と不淨となり。
大種所造の性なり。　此れに由りて、無表を說く。

論じて曰はく、亂心と無心等とは、等の言は、謂はく、兩處に通ず。卽ち不亂心と及び[二]有心位なり。不善と無記とを亂心と名け、餘の心を不亂と名く。[三]無想と[四]滅定とを無心と名く。此れ能く心を滅するが故に、更に餘の無心の果位ありと雖も、而も無表色の隨流するところに非ざるが故に、無心の言は、彼を攝せず。[五]三性の心と及び無心位に於て、相似に相續するが故に、隨流と名く。淨、不淨とは、謂はく、善、不善なり。善心の等起を淨無表と名け、相似に相續するを說いて[六]律儀、或は非律儀と爲す。不善心の等起は不淨無表と名け、相似に相續するを說いて不律儀或は非不律儀となす。若し無記心も亦、[七]二種と爲せば、刹那等起も、此れに由りて、卽ち二等起心を說く。然るに淨、不淨の二無表色は、其の隨轉する心、或は相似せず。若し淨無表、或は全く無心ならば、因等起心の二は各相似す。

已に亂心と無心等の隨轉して淨、不淨となるを說きたり。復大種所造と說くは、餘に隨流する淨、不淨の得あり。[八]彼を、簡ばんが爲めの故に、造色の言を說く。此の中、造とは卽ち[九]因の義を表はす。云何にして然るを知るや。契經に說くが如し。『色は我見を造る』と。卽ち是れ色に因りて

【一】此の頌は色法の最後の一項として、茲に無表を釋したものなり。

【二】有心位。心王の起りつつある時を言ふ。有部に於ては二心幷起を許さゞるが故に、六識中のいづれかゞ働きゐる時を言ふ。亂心(Vikṣipta citta)不亂心とは、無表を得たるその時の心は不亂心にしてそれと異なる心は亂心なり。

【三】無想。無想定のことなり。(Asaṃjñisamāpatti)第四靜慮の攝にして、解脫を目的とし、煩惱を醫せん爲めに、出離想の作意をなして無心定に入らんとする時、心想の生起は阻止せらる。之れを無想定と稱す。不想應法の一なり。

【四】滅定。滅盡定のことなり。(Nirodhasamāpatti)一切の心想すべて滅盡して寂靜となる定にして、無色界の第四、非想非々想處天に屬する定なり。不相應法の一なり。

【五】三性心。善・不善・無記の三心を言ふ。

【六】律儀。戒のことにして、單に律儀と言ひば、不律義に對して善戒を意味す。故に不律儀は惡戒なり。此の外に非律儀、非不律儀あり。これは善戒にもあらず(非律儀)惡戒にもあらざる(非不律儀)

我見を起す義なり。

「復た此れに由りて無表を說く」と言ふは、善、不善の心所の等起に由り、諸位に隨流する淨、不淨は、色は表業の如しと雖も、而も表示して、他を了知せしむるに非ざるが故に無表と名く。是の如き名を立てゝ、因緣を顯はさんが爲めの故に、『此れに由りて』と言ふ『說く』とは、此れは是れ〔一〇〕餘師の意なることを顯はす。經主、是の如き種類の無表色を許さざるが故なり。要を以て之を言はゞ、身語の表業の差別と及び善、不善心等の差別に依止して生ずる所の無礙の善、不善の色、是れを無表と名く。今、謂ふ。經主、此の頌の中に於て、具に無表色の相を說くこと能はず。隨流を無表と名くと說くを以ての故に。〔一一〕彼れ自ら釋して、相似に相續するを說いて隨流と名くと言ふ。初刹那を相續と名くべきに非ず。太過失あること勿んや。是の故に、決定して初念の無表は所說の相の中に入らず。又、相續は、是れ假にして實に非ず。無表、實に非ずんば、對法の宗を失す。又、定の所發は、亂心と無心との位に、隨流せざるが故に、應に無表に非ざるべし。若し「不亂(心)と有心の位の中に、此れは隨流するが故に、此の過なし」と言はゞ、淨、不淨の表業は應に無表の相あるべし。又、「等」の言は無心に通ずと謂はば、此の言は無用なり。前に已に攝したるが故に。亂心等の言は、已に一切の餘の有心位を攝したり。第二の等の言は、復何を攝する所ぞ。經主、應に思ふべし。或は、後の等は不亂心を攝す。前は無用なりと謂はば、此れ應に然るべからず。攝すべきなきが故に。何ぞ、後の等に不亂心を攝すべけんや。遮する言は理として相似の處に於て起る。無に乘じて起る「等」は、理、餘に及ばず。故に全く攝するに非ず。或は亂心の言、無用と成るべし。又、簡んで、唯、淨無表のみ。無心の位に於て、隨流す。餘に非ずと言ふべし。自釋の中に於ても亦、簡別せず。故に、此の理に於て、經主、應に思ふべし。云何ぞ、失を離れて無表の相を說くとは、

非戒律的の善惡の無表色を意味するものである。卽ち律儀は極善、不律儀は極惡である。其の他の善惡は善惡共に其の勢用微劣なれば、之れを處中の善、處中の惡と稱して、共に非律儀、非不律儀となすものである。卽ち一言を以てせば非戒律的なる善惡なり。

〔七〕有覆無記・無覆無記。

〔八〕彼。これは不相應行法の得を意味するものにて、得は相似に相續するものなれど大種の所造に非らざるが故にこれを簡んで言ひしものなり。

〔九〕因。因とは生等の五種の因の事にして、卽ち、大種は總て所造の色に對して五因の義あり。五因とは一、生因(Janana-hetu)、二、依因(Nisraya-hetu)、三、立因(Pra'istha-hetu)、四、振因(Upas'ambha-hetu)、五、養因(Upabrimhana-hetu)の五なり。

〔一〇〕餘師。餘師とは有部宗を指すものである。卽ち世親は如上の無表の實有說を信ぜざるものなれば、『說く』の言を用ひたものであり、世親は經部の無表假立說をとる。此の段より以下は衆賢、世親の說を反問して、有部の正宗を立てんとするものなり。

〔一一〕俱舍論一・八左。

一二 作等、餘心等、　及び無心と有記の
無對所造の性　是を無表色と名く。

第五節　四大種

已に無表を說けり。此の中、言ふ所の大種所造の大種とは云何ん。頌に曰はく、

一三 大種は謂はく、四界なり。　卽ち地、水、火、風なり。
能く持等の業を成す。　堅、濕、煖、動の性なり。

論じて曰はく、此の諸の大種を何に緣りて界と名くるや。一切の色法の出生の處なるが故に。亦、大種より大種、出生す。諸の出生の處を、世間說いて界と名く。金等の鑛に金等の界の名を立つるが如し。或は種々の苦の出生處なるが故に、說いて名けて界と爲す。喩へば前に說くが如し。一四 有るが說かく「能く大種の自相及び所造の色を持するが故に、名けて界と爲す。是の如き諸界を亦、大種と名く。」と。

何が故に種と言ひ、云何んぞ大と名くるや。種々の造色の差別生ずる時、彼々の品類の差別、能く起る。是の故に種と言ふ。有るが說かく「有情の業、增上するが故に、無始の生死、未だ嘗つて非有ならず。是の故に種と言ふ」と。或は法の出現を卽ち名けて有と爲す。有性を生長す、是の故に種と言ふ。卽ち是れ法の有性を生長する義なり。或は是れ有情の身を坐長する義なり。或は能く一五 十種の造色を顯了す。是の故に種と言ふ。此の勢力に由りて、彼れ顯了するが故に。若し爾らば、便ち大過失あり。一切の因緣は、果の生ずる位に於て、皆な用を有するが故に。大過失なし。大用あるが故に。大用と言ふは、謂はく、諸の有情の根本の事の中、是くの如きの四種、勝れたる作用あり。此れに依りて、識と空とを建立す。乃ち說いて有情の根本と爲すことを得。所餘と別たんが

【一二】 顯宗二（大正二九・六八一ｃ—二ａ）に此の偈を出し釋す。

【一三】 此の頌は、如上まで說き來たれる色蘊組成の原理たる四大種とは云何なるものかを釋せるものなり。四大種の性は地等のそれに
地 Pathavī-堅 Khaṭa
水 Āpo——濕 Sineho
火 Tejo——煖 Usmā
風 Vāyo——動 Chambhitatta
堅等の性があり、これを以て大種の本質となし、又これら各々に任持と攝と成熟と長養との用があるものなり。

【一四】 有說とは倶舍論一・九右の說なり。

【一五】 十種の造色、色多香味觸の五境色と眼耳鼻舌身の五根色を云ふ。

爲めの故に、復た大と名く。又、愚文を誑惑(きやうわく)する事の中に於て、此の四最勝なり。故に名けて大と爲す。矯賊中の事業の勝なる者を、餘と別つが故に、大矯大賊と名くるが如し。是の如く、此の四、因緣中に勝るゝを大と名けて餘と別つ。太過失なし。有るが說かく『此の四、普く一切の餘の色の所依と爲ること廣きが故に、大と名く」と。有るが說かく「一切の色等の聚の中、具に堅等有るが故に、名けて大と爲す」と。風の增聚中、色等を闕す。火の增聚の中には、味等を闕く。[一六]色界の諸聚は皆な香味なし。青等の聚中、黃等を闕き、滑等の聚中、澀等を闕く。聲等は不定なり。是の故に唯、此の四種を大と名く。何が故に虛空を大種と名けざるや。彼れは大種の相を成立せざるが故に。能く損益するが故に、大種の名を立つ。虛空は然らず。故に大種に非ず。豈に虛空は容受あるが故に、能く損益せずや。虛空は實に容受の用なし。可聚の色の所住の方に隨つて、虛空が開避するに非ず。云何(いかん)が容受せんや。然も[一七]無對なるが故に、彼の住を障へず。是れに由りて虛空は損益の用なし。若し爾らば、何の意にて、是の如き說を作すや。「能く容受するが故に、名けて虛空と日ふ」と。此の說の意に言はく、虛空あるが故に、有對色をして展轉して相ひ容れしむ。虛空界と虛空と相の少分相ひ似たるを以ての故に、此有る處に假りに虛空と號するなり。[一八]空界は卽ち是れ咽喉等の穴なり。能く衆生をして、飮食を呑咽し、及び轉變、便利等の事あらしむ。容受、損益の功能なきを以て、是の故に虛空は定んで大種にあらず。又、諸の大種は非一、非常なり。自相、衆多にして果も、別に無量なり。虛空の自性は、是れ一にして是れ常なり。相に差別なく、全く果あることなし。[一九]無別の因、有別の果を生ずるに非ず。是の故に、虛空を大種と名けず。若し「餘の因、差別あるが故に、能の虛空を助けて別果を生ずれば、卽ち此れ別因の能く別果を生ずるなり」と謂はば、何(なん)ぞ此の虛空を執つて因と爲すを用ひんや。有るが說かく「虛空は其の性、常なるが故に、法の生滅の位に相に差別無し。地等は爾らざるが故に法同じからず。大種を現見するに、種等

【一六】色界(Rūpa dhātu)。三界の一にして、欲界の上にある天界なり。欲界の穢惡の色を離ると雖も、尙清淨の色あるが故に色界と名く。又四禪天とも言はれ、此の界には男女の別なく、又・香・味なしと言はる。

【一七】無對。Apratighā (梵) Appatighā(巴) 質礙のなき事を無對と言ふ。卽ち抵抗關係のなきことを無對と言ふのである。之れに反して質礙あるを有對と言か。卽ち抵抗關係にあるものを言ふ。前者は無表色の如き、後者は五根五境の如き色なり。

【一八】空界。婆沙論(收三・一〇一左)には虛空と空界とを分けて、虛空―非色―無見―無對―無漏―無爲、空界―色―可見―有對―有漏―有爲とす。倶舍論一には諸有門牕及口鼻等內外竅隙名爲空界とす。

【一九】單一無別の因が衆多有別の果を生ずることなし。

の位の中に、其の相、轉變して芽等の位起る。虛空は無爲なれば、則ち是の如くならず。性相の常なるが故に、作用都て無し。既に生ずること能はざるが故に、大種に非ず」と。

又此の中に於て、大及び種の二の言を具ふるに由るが故に、唯、四のみ義を成ず。虛空には大ありて、種の義なし。種と能生とは名の差別なるが故に。有るが說かく「虛空には亦、大の義なし。體色に非ざるが故に」と。造色及び餘の有爲の非色性は、能く生ずるが故に、是れ種なれども大にあらず。前の所說の如く、大種の二義、互に成ぜざるが故に。隨つて一種を闕くも、所造の色を生成すること能はず。故に、大種は唯、四にして不增、不減なり。毗婆沙者は是の如き言を作す。「減すれば卽ち能なし。增せば便ち用なし。故に唯、四あり。牀座の足の如し。有るが說かく「大種は法爾として、唯、四なり」と。有るが說かく「大種は所造の色に於て、持・攝・熟・長の四業を須ゆ。若しは減じ、若しは增すも無能、無用なり」と。云何が此の四大種、恒に相ひ離れずと知ることを得るや。入胎經及び大造經の如く、應に了知すべきが故に。又、理として應に然るべし。何等をか理と爲すや。謂はく、石等の中に現に能攝と生火と增墮の三業ありて得べきが故に。此に於て、水火風あつて、恒に相ひ離れざるを知る。諸の水の中に於て、現に持攝と煖性と流動との三業有りて得べきが故に。此に於て、地火風あつて恒に相ひ離れざるを知る。火燄の中に於て、現に任持と、攝聚と擊動との三業有りて得べきが故に。此に於て、地水風あつて、恒に相ひ離れざるを知る。風聚中に於て、現に能持と、起冷煖觸との三業有りて得べきが故に。此に於て、地水火あつて、恒に相ひ離れざるを知る。

復、云何が是の如きの四界、此の因緣に由りて、恒に相ひ隨逐するを知るや。此れに由りて、能く持等の業を成ずるが故に。謂はく、地等の界は、次の如く能く持・攝・熟・長の四種の事業を成ず。此の因緣に由りて、諸の色聚に於て、若し持等の四業の得可きもの有れば、卽ち此の中、地等の界

あつて、互に相ひ離れず、恒に相ひ隨逐するを知るなり。

能持等の四業は卽ち是れ界の自相とせんや。爾らず。云何ぞ。是の如き四界は、其の次第に隨つて、堅・濕・煖・動を以て自相と爲す。應に知るべし。此の中、性を說いて體を顯はす體と性と相ひ離れざるを明さんが爲めの故なり。云何が應に地等の四種に、堅等の相と異なる持等の業ありと知るべきや。復た云何が地等の四種の相と業と異なしと知るや。徵審す。異なりや。相と業の差別あるを見ざるが故に、我等は堅等、持等の相と業と異あるを見ず。故に反つて徵審す。汝は、我れ堅等の相を離れて、條然として別に持等の業ありと言ふと謂ふや。然るに持等の業と堅等の相とは非離、非卽なり。

堅等は卽ち是れ地等の自相なり。所觀なきが故に。持等の業用は、別に所觀あつて、施設するが故に。自相を持つを、此れを持の業と說くに非ず。一切法は持の業あるが故に、皆な名けて地と爲し、太過失を成ずること勿れ。是の故に應に知るべし。地界の堅相は別の所觀なし。別に持つ所を觀じて能持の業と說く。水界の濕相は別の所觀なし。別に攝する所を觀して能攝の業と說く。火界の煖相は別の所觀なし。別に熟する所を觀じて能然の業と說く。風界の動相は別の所觀なし。別に長ずる所の[20]羯刺藍等、或は復た芽等を觀じて、能長の業と說く。長は謂はく、增盛なり。或は復、流引なり。動は謂はく、能く大種造色を引いて、其れをして相續し生じて餘方に至らしむ。是の故に持等の業は、卽ち堅等の相に非ず。

有るが說かく。「三時、一時、異なるが故に、相と業と其の義同じからざるを知る」と。

有るが說かく。「地等は持等の業あり。若し地界等ならば堅等の相あり」と。此の說は然らず。風と風界とは差別なきが故に。長と動とは應に一なるべし。風界若し動を以て性と爲さば、何が故ぞ、契經及び[21]品類足論に、皆な「風界は謂はく、輕き等しき動くの性なり」と言ふや。復、輕性を說い

【二〇】羯刺藍。Kalala（巴）父母の兩精初めて和合凝結せしもの。受生の初より七日間の位。胎內五位の一。

【二一】品類足論第一（大正藏二六・六九二下）凡界云何、謂輕等動性。

て、所造の色と爲すや。動を說いて風と爲し、輕を造色と爲すは是れ自相を顯はす。輕を風と爲すは、果を擧げて因を顯はすなり。是れ風の果なるが故に。豈に火界も亦、是れ輕の因ならずや。火風の增して、輕を生ず」と說くが故に。是の說ありと雖も、而も火は不定なり。若し輕性の火增を因と爲すことあらば、是の處必ず增盛の風界あり。或は輕性の風增を因と爲すことあるも而も其の中に於て、增盛の火界なし。葦等の花の飄擧する輕性の如き、此の中、火界、若し增盛すれば、其の中、應に熱觸の得べきことあるべし。此れに由りて風界は遍く輕の因と爲る。故に別して輕を擧げて、偏へに風界を顯はす。然るに地等の相は了知すべきこと易きが故に、重等の果を說いて顯はすを須ゐず。堅等の三に對して、動は了し難きが故なり。

第六節　色の意義

地等の界は卽ち地等と爲すや。爾らず。云何ぞ。頌に曰はく、

[二一] 地は謂はく、顯形色なり。　世想に隨つて名を立つ。
水火も亦、復た然り。　風は卽ち界なり。亦た爾り(とも云ふ)。

論じて曰はく、地の言は唯　顯形の色處を表す。豈に總じて地は[二二]四處の合成ならずや。何が故に但、顯形を地と爲すと言ふや。此の中、香・味・觸處ありと雖も、而も世想に隨ふが故に、是の言を作す。諸の世間の地を相示する者の、顯形色を以て、相示するに由るが故に。若し爾らば　世間の衣等を相示するも亦、顯形を以て相を表示し、衣等、白し等、長し等と四處を許して衣等の性と爲すと言ふが如く、地も亦、應に然るべし。何が故ぞ唯、色なるや。

又、諸の世間も亦、香等に於て、地の名を施設す。謂はく、此の言を作す。我れ今　地を齅ぎ、地を嘗め、地に觸ると。此の事ありと雖も、而も顯形色は、地・水・火に於て、能く通じて表示す。

[二一] 此の頌は上に說ける實の四大と、現實に吾々の經驗し得る假の四大との別義を明かしたるものなり。
[二二] 四處。色・香・味・觸の四處なり。

所以は何んぞ。世多く我れ水を齅ぐと說かず。亦、多く火を嘗め齅ぐと說かず。[24]地等に觸ると言ふと雖も、而も卽ち地等の界なり。是の故に地中に香等ありと雖も、顯形色勝るが故に、偏へに說く。又、顯形色は[25]二界の地等を表示して異なし。是の故に偏へに說く。若し爾らば、顯形にて衣等を表示するは、香等に勝るが故に、亦應に偏に說くべし。世(間)の想名を起すに決定あることなし。故に對法者は、世(間)の想名に隨つて、地等、衣等の差別を示現す。又、實有の物は世の共成に非ず。世の共成する所は、皆な是れ假有なり。故に假法に於ては、應に世間の起すところの想名に隨つて、差別して說くべし。是れに由りて、香等を假りに說いて地と爲すも亦失あることなし。

且く顯形に就いて地を表示せば、是くの如き說を作す。諸の世間の想名の定まり無きに由りて、一を以て、餘は皆な同じと例すべからず。已に衣等は[26]四處を性と爲すと說きたり。諸餘の總法は應の如く當に知るべし、衣等の物の中にも亦、[27]生等あり。彼の物は應に[28]五處を以て性と爲すべし。非有に非ずと雖も、而も諸の世間は、彼に於て衣等の想名を起さず。若し爾らば、聲處は應に衣等と名くべし。世間は衣等の聲を聞くと說くを以てなり。亦聲ありと雖も、而も相續に非ず。色等は恒に有なるが故に、唯四と說く。地の但顯形を用ひて體と爲すが如く、水火も亦然り。世想に隨ふが故なり。世間は水の青長等を現見するが故に、顯形を水の自性なりと說く。世間は水流の相を見觸し已つて、便ち是の說を作す。此の中、水流る。と。然も此の流體は理實に水に非ず。眼等の五根の境は各別の故に。亦顯色にあらず、身觸る〻可きが故に。又、形色にあらず。[29]八に攝せざるが故に。顯形を離れて、別に色處あるに非ず。云何ぞ、水流の相を見觸するや。衆水、聚集して風力に推され、彼々の方に生じ、展轉し相續す。世間は此れに於て流の想名を起す。是の如き衆水の異方に生ずる時、中に於て顯形は、眼の爲めに見られ、其の間の濕性は身の爲めに觸れらる。是の故に顯形と濕性とは、風力に擊せられて、展轉し相推し、異方に生ずる時、說いて流性と爲す。

【二四】觸の十一の內初め四は地等の四大種なるを云ふ。

【二五】二界。欲界・色界を云ふ。

【二六】四處。前に記すが如く色・香・味・觸。

【二七】生等。生等の四相。

【二八】五處。色・聲・香・味・觸の五處なり。

【二九】八とは長・短・方・圓・高・下・正・不正の八なり。

此の外を離れて、別に流體あるに非ず。故に水流等は、是れ假にして眞に非ず。世間は火の赤さ長さ等を現見するが故に、顯形を說いて、火の自性と爲す。又、卽ち色と觸と轉變して生ずる時、火燄炭と名く。是れ假にして實に非ず。一の實物の、身と眼とにて得するもの無きが故なり。

已に地等と界との差別を說きたり。世間は動に於て、風の名を立つるが故に、風と風界と差別あることなし。此の道理に由りて、風卽ち界と言ふ。豈に世間は、顯形色に於ても亦、風想を生ぜずや。世間は現に[三〇]黑風、團風を以て、更に相示するが故に。有は此の難を通ず。故に、說いて「亦」と言ふ。是れは、地等の如く界と別なる義なり。古昔の諸師は咸な是の說を作す。地は中に於て雜るが故に見ること此の如し。其の風は卽ち是れ風界なることを顯はさんが爲めの故に、復た「爾り」と言ふ。爾とは義を定むるなり。此の二說の中、前說を勝と爲す。遍處と不淨と差別なきが故に、不淨は唯、色處境を緣ずるが故に。

第七節　十處界の建立

頌に曰はく、

[三一]此の中、根と境と、　卽ち十處界なりと說く。

論じて曰はく、已に實物の根と境と無表とを色蘊の性なりと說けり。此の中、根と境とを亦、卽ち說いて十處、十界と爲す。處門の中に於て、立てゝ十處と爲す。謂はく、眼處等なり。界門の中に於て、立てゝ十界と爲す。謂はく、眼界等なり。已に色蘊を立て、幷に處界を立てたり。[三二]此の中、色蘊は何に緣りて色と名くるや。善逝の聖教に『且く變壞の故に名けて色と爲す』と說く。此の說の意に言く、苦受の因なるが故に、有觸對なるが故に、可轉易の故に、名けて變壞と爲す。變壞に由るが故に說いて名けて色と爲す。苦受の因とは、色は變壞あり、能く苦受を生ず。[三三]義品に

【三〇】黑風。Kālaka vāyu(梵) Kālaka vāyo(巴)。團風。Kaṇvadikāra vāyu(梵) Kabaḷinkāra vāyo (巴)。

【三一】此の頌は上述の五根、五境を處界に割り當てゝ考究せる一段なり。卽ち十二處を以てせば此等の五根、五境は意・法の二處を除ける十處に配せられ、又十八界を以てせば、此等は意・法・六識の八界を除ける餘の十界に配せらる。

【三二】『此の中』より以後は色の意義に就いて論じたるものにて、倶舍論に於ては、此の段に相當するものは本論の十處界建立の以前に於て論ぜり。色法を何が故に色と名くるか。色(Rūpa)は語源的に言へば Rup=Rup(變る、破れる)より來たれるもの故に、變壞、卽ち變化破壞するものと解するが第一義なり。更にかゝる法の特質として質礙、卽ち礙性を有すると言ふ點より、變礙するものも色とせられるに至る。阿毘曇教學に於ては、常に此の變壞と變礙の二義が色蘊を色と名くる所以として擧げらる。

【三三】義品。光・寶共に法救の所集と言へる巴利の經集 Suttanipāta 中の第四品なる

言ふが如し。

諸の欲を趣求する人、　常に希望を起す。
諸の欲は、若し遂げざれば、　惱壞すること、箭に中るが如し。

有觸對とは、手等の觸るゝ所の色、便ち變壞す。是れ有對礙にして、變壞すべき義なり。可轉易は、牛羊等の身の如き、可轉易なり。是れ轉易し、及び貿易すべき義なり。可轉易に由るが故に、變壞と名く。云何んか色法は可轉易なるか。謂はく、異相生ずるが故に、轉易と名く。

或は能く[三四]宿の所習の業を表示するが故に名けて色と爲す。契經に說くが如し『此の[三五]摩納婆は宿に能く惡の形色を招く業を習ふ』と。忿恨の多きを謂ふ。或は能く內心の所有を表示するが故に名けて色と爲す。契經に說くが如し。『[三六]具壽、汝今、諸根凝悅す。定んで[三七]甘露を證す』と。豈に此の說は唯、[三八]有見有情數の色に就いて、色を訓釋する詞ならずや。唯此れは、能く宿の所習の業と及び內心を表するが故に。若し爾らは、無見非有情數の色は、應に皆な色に非ざるべし。斯の過失なし。唯色聚の中に此の義あるが故に。諸の色は皆な能く表示すと說かず。且つ一切の非色聚の中に於ては能く表示すること無きが故に、此の詞を釋する理、成立することを得。契經に『業を生因と爲す』と說くが如し。此は諸の生は皆な業を因とするを說き、諸業皆な是れ生の因なりと言はず。今應に業は生の因に非ざれば便ち非業と爲すと難ずべからず。若し爾らずんば、善逝の訓詞も亦、難を爲すべし。一切の色は皆な變壞するに非ざるが故に。世尊は、且らく有對礙の色に據りて、是の如きの言を說く。『變壞あるが故に、說いて名けて色と爲す』と。又、此の言を作す。『誰か能く變壞す。謂はく、手觸るゝが故に、卽便ち變壞す。乃至廣說』と。復た此の言を作す。『諸の習欲者は、惡業にして爲す所に非ざるものあることなし』と。諸の聖者は全く欲を習はざるにあらざるも、而も竟に惡趣を招く業を爲さず。故に知んぬ。彼の說は唯、異生に據る。此れも亦應に然るべし。難

義品 Atthaka-vaggo なり。引く處の頌文は其の第二頌なり。義足經上三丁右。

【三四】 宿所習。前世より薫じ來たれる煩惱の習氣のことなり。

【三五】 摩納婆。Mānavaka(梵) 摩納縛加・摩那婆・摩納とも作る。儒童・善慧・年少淨行と譯す。婆羅門の青年のことなり。

【三六】 具壽。Āyuṣmat 比丘の尊稱なり。世間の壽命、及び法身の慧命を具有するの義にて芽出度き人、といふ程の意なり。

【三七】 甘露。Amṛta(梵) 不死とも譯す。天酒、美酒とも言ふ。轉じて如來の敎法、涅槃解脫を意味す。卽ち法味うるはしく衆生の心身を養ひ、恰も涅槃の心境の如くならしめる事より起れるものなり。

【三八】 有見。可見 Sanidassana の意なり。卽ち肉眼によつて見る事の出來るの意なり。有見に對する無見は不可見の事にして可見の反對なり。

を爲すべからず。或は一切の色皆な能く宿の所習の業を表示す。非有情の色も亦、共に宿業の果と爲すと許すが故に。

無見の諸色は云何にして表示するや。有見の色と相ひ離れざるが故に。無見を離れて有見あるに非ず。有見、無見は一業の果なるが故に。此れに由りて、無見も能く表の義を成ず。而も受等も亦色と成る過なし。業より生ずと雖も、恒有に非ざるが故に。設ひ恒有なるも、細かに知り難きが故なり。異熟生の色は、思慮より生ずるに非ず。無間に隨轉す。故に唯、諸色は能く宿の所習の業を表示することあり。若し爾らば、聲は異熟生に非ざるが故に、應に色と成らざるべし。業生に非ずと雖も、而も能く宿所習の業を表示す。[三九]臘賢等の如きは、是れが引く所の證なり。又、聲の生ずる因の處たる無心定も亦、常に現有なるが故に、釋する所の色の義に於て、違なし。

有るが說かく。「變礙の故に、名けて色と爲す」と。若し爾らば、[四〇]極微は云何が變礙するや。一極微の現在獨住すること無し。積集して住するが故に、變礙の義成ず。有るが說かく。亦「獨住の極微あり。然るに變礙有るも而も識を發さず。五識の依と緣とは要ず積集するが故に。極微を立つるが如き、方分なく亦、觸對なしと雖も、而も極微は礙あり、對あり、障用ありと許すが故に、應に知るべし、變礙の義も亦、是の如し。已滅、未生は是れ彼の類なるが故に、所燒の薪の如く、彼同分なること明なり。

又、世に說くが如し。急食、急行の故に、名けて馬と爲す。而も一切には非ず。彼の德なしと雖も、而も彼に似たるが故に、種類の義成ず。但、少分に隨つて名想を建立す。此れも亦、是の如し。此れに由りて卽ち定んで不生の法も、色相に住するが故に亦、色の名を得すと釋す。

又、世間に未だ用あらざるに於て、逆に當に有るべしと說くが如し。當火今若し欻に起らば、村邏を焚燒し、一も存することを得ることなしと言ふが如し。亦、世間に用の已に滅したるに於て、

【三九】臘賢。Lakuṇṭaka bhaddiya　佛弟子にして容貌醜陋なれども美妙の音聲を有せし人なり。

【四〇】極微。色法を最微の點まで分割したるものにて、今の科學にいふ分子の如きもの。隙遊塵の八十二萬三千五百四十三分の一に當る。隙遊塵とは空中に飛散して肉眼にて見らるゝ最小の塵なり。

追うて曾つて有りしと說くが如し。昔火今若し欻に起らば、村邏を焚燒し、一も存することを得ることなしと言ふが如し。未有の用及び用の已滅は、能く實に焚燒するに非ず、而も相ひ類同して說くも亦、理に應ず。定んで不生の法も理、亦、應に然るべし。彼れ設し當に生ずべくば亦、應に變礙すべし。是の故に變礙にて色を釋する義成ず。

去來は爾なりと雖も、無表は云何ぞ。[四一]有るが釋す。「表色に變礙あるが故に、無表も彼れに隨つて亦、色の名を受く」と。此れ理に應ぜず。隨心轉の色は表より生ぜず。應に色に非ざるべきが故に。經主は[四二]「此に於て、誤りて前宗を立て、「樹の動くとき、影も亦、隨つて動くが如し」と言ふ。卽ち過言を說く。樹の滅する時、影の必ず隨つて滅するが如く、表色の滅する時、無表は應に滅すべし。然るに彼れの喩に非ず。所立異なるが故に。謂はく、所依に變礙あるが故に、[四三]此れも亦、色と名くと立て、是の喩の言を說く。無表の所依は卽ち四大種なり。彼の大種の成就せざる時、無表隨轉するに非ざるが故に、此の中に於て、是の如き失なし。又、此れと相違すれば、不定の過あり。謂はく、決定して、此れは彼れより生じて。彼れ若し滅する時、此れも亦、隨つて滅せず。父と工匠と種等の滅する時、子と殿堂と、芽等と隨つて滅するに非ざるが如し。又、所依の[四四]金剛喩定は滅して成就せず。所生の盡智は蘊の相續に至りて、滅せずして隨轉するが如く、又、無漏と俱生の所依は、上界に生ずる時、所依滅すと雖も、無表は隨轉するが如し。若し所依の大種、變礙するを以て、能依の無表も亦、色と名くとは、眼等の五識は所依の五根、變礙あるが故に、應に亦、[四五]色と名くべし。[四六]有るが此れを釋して言く、「斯の過失なし。無表、大種に依止して轉ずる時、形の樹に依り、光の珠寶に依るが如きも、眼等の五識の眼等に依る時は、則ち是の如くならず。唯、能く[四七]助生の緣と作る爲めの故なり」と。[四八]經主、謂はく、「此の影の樹に依り、光の寶に依るが如しとの言は、毘婆沙の義に符順すとなすに非ず。影等の顯色の極微は各、自ら四大種に依止すと許すに

【四一】有るが釋すとは、雜心論主の釋なり。
【四二】俱舍論一・一〇左。
【四三】此れとは無表の意なり。
【四四】金剛喩定。有頂の惑を斷ずる第九の無間道の定なり。この定最も勝れ一切の惑を斷ずる功力あるが故に、金剛を以て喩とす。
【四五】色と名くべしとの、そのものは五識を意味す。卽ち所依の大種に變礙あるが故に、能依の無表も亦、色と言ひ得るならば、所依の五根たる色法に變礙あるが故に、能依の五識も亦色法と名け得べしとの意なり。
【四六】有るが釋すは、古古親學徒の釋なり。俱舍論一・一〇左。
【四七】助生緣は、識の助生緣となる意なり。卽ち、無表と色法との關係は密接なれども五根と五識との關係は、然らずと云ふ理なり。
【四八】俱舍論一・一〇左。

由るが故に」と。此れは本論毘婆沙の說に非ず。亦毘婆沙の義に順ぜざるに非ず。此の言の意は說かく、影等の大種は樹等の大種を所依と爲す故なり。所以は何ぞ。影等の大種は、生・住・變の時、皆な彼に隨ふが故に。此の影、光の言の意は總聚を表はす。唯、顯色のみに非ず。樹と寶との言の如し。是の故に影等の[四九]顯色の極微は、影等の大種に依止して轉ず。影等の大種は復た樹等の大種に依りて生ず。故に此の中に於て不順の過なし。經主、復說く。[五〇]「設ひ影と光とは、樹と寶とに依止すと許すと雖も、而も無表色は[五一]彼の依に同じからず。所依の大種は滅すと雖も、而も無表色は、隨つて滅せずと許すに由るが故に」と。此の難は毘婆沙の義に闕せず。能依と所依とは倶滅すと許すが故に。無表の所依の大種、若し滅すれば、能依の無表、未だ嘗つて滅せずんばあらず。初念の無表は所依の大種と倶に滅すべし。第二念等の無表は云何。第二念等の大種、若し無くんば、其の無表色、豈に現有を得んや。此の位の中、大種なきに非ずと雖も、而も彼の大種、[五二]此の所依に非ず。生因に非ざるが故に。奇なる哉、是の如く善く對法を解す。豈に唯、生因の大種は、所造の色に望めて、能く所依と爲るに非ざるにあらずや。然るに更に、[五三]餘の四因の大種あつて、所造の色に望めて、依と爲ると許すが故に。若し彼の所依の大種、滅し已りて、能依の無表、猶ほ滅せずんば、聖は[五四]無色に生じ、無漏の無表、既に成就して、應に現前を得と許す、べし。生依の二因の大種、滅し已れば、無漏の無表、成ずと雖も行ぜず。故に知んぬ。[五五]欲界の無表の行ずるは、定んで所依の大種の滅せざるに由る。此れ若し爾らずんば、彼れ云何ぞ然らん。此れに由りて、諸師は咸是の說を作す。「諸の所造の色に二種の依あり。一に生起依、二に力轉依なり。聖の無色に生ずるは力轉依に由る。大種なきが故に。無漏の無表は復た成就すと雖も、而も現行せず」と。無倒に解釋する對法の諸師を承奉せざるに由りて、斯の迷亂を致す。

然るに眼等の識は所依の五根に變礙ありと雖も、而も色を成ぜず。彼の種類、別異あるに由るが

【四九】本文影色、他本顯に作る。

【五〇】俱舍論一・十一右。

【五一】彼の依と同じからずとは、樹と影との如くならずとの意なり。即ち樹滅すれば影も亦滅するも、無表色の場合は爾らざるなり。

【五二】此れ所依に非らずは、此れ所依の大種に非らずの意なり。即ち初念の大種は、已に滅したるを以てなり。依つて生因に非らずと言ひ得らる。

【五三】餘の四因とは、依因・立因・振因・養因の四なり。

【五四】無色。無色界（Arūpa dhātu）のことなり。無色界とは三界の一にして、四無色定によりて成立する領域にして、この界に於ては總て形色なく、たゞ識のみありて信ず。故に無色界と言ふ。

【五五】欲界。Kāma dhātu 三界の一、地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間、及び六欲天を總稱す。此界の衆生は、下は地獄より上は天界まで、男女多く食欲・色欲・眠欲等の諸欲にふけるが故に此の名あり。

故に。識の種類ありて、色に依らず。唯、五識身は色に依りて起る。六證は皆な意を用つて所依と爲す。無色界の中の意も亦得べし。又、[五六]下地の眠夢、定等に於て、意の用は得べきも、五根の用なし。又、理として[五七]六識の自性は一法の種類にして、亦は色、非色なるべからず。
無表は色に依らずして、生ずることあること無きが故に、應に所依に變礙あるが故に、能依の無表も亦、色の名を得べし。又、色と言ふは、牛、孔雀の如く小分類に依りて、以て想名を立てゝ、差別なきに非ず。應に難を爲すべからず。

第八節　受想行三蘊

已に色蘊を說きたり。當に受等を說くべし。頌に曰はく、

[五八]受は領納す。觸に隨ふ。　想は取像を體と爲す。
四が餘を行蘊と名く。　是の如きの受等の三、
及び無表と無爲とを、　法處、法界と名く。

論じて曰はく、觸に隨つて生じ、可愛と、不可愛と、倶相違の觸とを、領納するを名けて[五九]受蘊と爲す。領納とは、卽ち是れ能受用の義なり。此れに復た三種あり。謂はく、樂と及び苦と不苦不樂となり。身心を能益するが故に、名けて樂と爲し、身心を能損するが故に、名けて苦と爲し、領納する所あつて、苦樂に非ざるを、不苦不樂と名く。黑に非ず、白に非ざるが如し。復云何にして、此れが別の體あるを知るや。有るが說かく、「能く諸根の大種を增益し、損減し、及び倶相違の三用、別なるを以ての故に、三體あるを知る」と。或は有る說者は、「貪・瞋・癡の隨眠を增す別の故に、三體あるを知る」と(言ふ)。諸受に於て、一切を隨增すと雖も、而も所緣と及び相應に由るが故に、別相に就いて說く。又、癡は三受と相應すと雖も、貪と瞋とは各〻二にして、多分の相應に就いて

【五六】下地。三界を九地に分ち、境界の劣れるを下地とし、優れたるを上地とす。
【五七】六識はその自性みな同じ識とあり乍ら色となり非色となる道理なし。
【五八】此の頌は受・想・行の三蘊、卽ち心所法と之れが處・界を釋したるものなり。
【五九】受蘊。Vedanā skandha(梵) Vedanā kkhandha(巴) 受とは感覺と感情とを合したる心作用を指し、卽ち感受すること一般をいふものなり。觸に隨ふとは、感觸することによつて感受するが故なり。

現行す。故に是の說を作す。復た有說者は「貪・瞋・癡の行相と相似するが故に、」と、是の說を作す。有餘師は說かく、「對法中に樂受の中に於て、貪の隨增すと言ふは、樂受は唯、能く貪のみを起すと說かず。但、其の貪、樂受に隨つて起ると說く。二受と瞋、癡とは應に知るべし。亦爾なり」と。今、正しく說けば、教及び理に由りて、第三受の決定して無に非ざるを知る。教とは『樂の斷に由るが故に、及び苦の斷の故に、此の中、唯、不苦不樂あり』と言ふが如し。理とは、受を離れては心必ず生ぜず。苦と樂とを離れて心現に得べきが故なり。焉んぞ、受を離れて、心の必ず生ぜざるを知るや。諸の契經の同じく說く所に由るが故に。契經に說くが如し。眼及び色、緣となりて眼識を生じ、[六〇]三和合の觸、倶に受・想・思を起す。是の如く乃至、意及び法、緣と爲りて、意識を生じ、三和合の觸、倶に受・想・思を起す。[六一]第七心は受を離れて起ることなし。故に知んぬ。決定して第三受ありと。

又、諸受に略して二種ありと說く。一に[六二]執取受、二に[六三]自性受なり。執取受とは、謂はく、能く自の所緣の境を領納するなり。自性受とは、謂はく、能く自の所隨の觸を領納するなり。故に世尊の言ふ。『順樂受觸、順苦受觸、及び順不苦不樂受觸』と。是れは樂受等の所領の觸の義なり。所緣を領する受は境を一にする法と、差別の相、了知すべきこと難し、契經に言ふが如し。『領受を具足す』と。此の領受の言は慧に依つて說くに似たり。故に彼の契經に次に後に復た說く。『後有を受けずと如實に了知す』と。受も亦、能く境界を領納すと雖も、而も此の領納は、自性知り難し。故に觸を領納するを自性受と爲す。此れ餘に共せず、差別を了し易し。是の如きの諸受は心等の法と所緣を同じくするが故に、領納異なるが故に、所緣の事別なり、所領の事別なり。此れに由りて觸の受に於て、若し時に[六四]所領と爲れば、是の時、所緣に非ず、若し時に所緣と爲れば、是の時、所領に非ず。故に緣と領と事別なり。此れに由りて、善く是くの如き文句を通ず。『樂受を受くる時、如

【六〇】 三和合の觸とは、根・境・識の三和合して觸を成立すとの意である。
【六一】 第七心。眼耳鼻舌身意の六識を除き他の心所を指すものなり。
【六二】 執取受。一切の心心所法の前境を執取するを皆な執取受と名く。
【六三】 自性受。受の能く自所隨の觸を領納して、觸の勢分を取るを、觸を領納すと言ひ、觸を領納することが自性受なり。卽ち此の受は自體を領納するなり。領觸とは、觸はこれ因にして、受は果なり。受は能く觸の順・違・倶の相を領納す。領納は觸の果なり。果は卽ち是れ受にして、卽ち自體を領し、觸の相を領す。此の故に自性受とは觸を領納することなりと言はる。
【六四】 所領とは觸を意味し、所緣は對境の意なり。

實に樂受を受くと了知す。乃至廣説』と。此の中の意は説く。能く覺慧を以て無倒に、三受の差別を審知す。樂に非ざるを苦と謂ひ、苦に非ざるを樂と謂ひ、苦樂に非ざるを、倶に相違すと謂ふ。餘も亦是くの如し。此の中受、は自性を領受するに非ず。卽ち受性なるが故に。但、所緣の受及び餘法を領す。一切は皆な是れ心及び心所の領受する所なるが故に。阿笈摩に能く此の理を顯はす。契經に言ふが如し『種々の界に緣りて、種々の觸あり。種々の觸に緣りて、種々の受あり。種々の受によりて、種々の愛あり』と。種々の界とは、謂はく、根・境・識の種々の性相に差別あるが故なり。何が故に種々の界に緣りて、種々の受ありと言はざるや。復何ぞ、種々の界に緣りて、種ゝの愛ありと言はざるや。此れも亦同疑なり。故に應に倶に釋すべし。次第に法爾に安立して過なし。世間を現見するに、先の種子より後の果を生ずる時、花乳等の差別あるに由るが故に、果に差別あり。次第に生ずるに因果を立つること定まるが如く、倶生の因果も亦、應に定んで立つべし。是の故に諸の受も亦、界を因とす雖も、而も要ず觸を用ひて以て近因と爲す。又、兩木の相ひ磨して、火を生ずるに風を近緣と爲すが如し。是の如く、三法和合して受を生ずるに、觸を近緣と爲す。故に觸を領するに就いて、受の自性と爲す。所緣を領するに非らず。理定んで成立す。[65]此の受、世に約して、總じて説いて三と爲す。觸の所依に就いて、別に分つて六と爲す。

已に受蘊を説きたり。第三の[66]想蘊は、取像を體と爲す。謂はく、一切に於て、本に隨つて安立す。靑、長等の色、琴、貝等の聲、生蓮等の香、苦、辛等の味、滑、澁等の觸、生滅等の法を、所緣の境の中に、相の如く取るが故に名けて想と爲す。是の故に、此の想は德に從つて名を立つ。能く像を取るを以て、名けて想と爲す。總別の三、六は、受の如く應に知るべし。

已に想蘊を説きたり。第四の[67]行蘊は、四の餘の諸行なり。謂はく、前に説ける色・受・想の三を除き、及び當に説くべき識の第四を除き、餘の有爲法を名けて行蘊と爲す。此れに[68]相應と及び不

【六五】 三受は、樂・苦・不苦不樂の三受にして、六受とは、眼・耳・鼻・舌・身・意觸所生の受の事なり。

【六六】 想蘊。 Saṁjñā skandha(梵) Saññākkhandha(巴) 想とは、六識の各々によつて事物の相が心上に想ひ浮かべられ、又は想ひ浮かべられたる狀態のことなり。卽ち想とは取像性を云ふものなり。

【六七】 行蘊。 Saṁskāra kk handha(巴) 受・想・識の三蘊以外の充ての心作用を行蘊とせり、又有部に於ては、此の中に不想應法をも入れて考ふるに至つてゐる。

【六八】 相應 (Saṁpra utta) は心相應の意にして、卽ち心所法を意味し、從つて恩等と言はれ、不相應 (Vipayutta) は心不相應の事にして卽ち得等、非心非色の法を言ひるものである。

相應とあり。思等と得等と其の次第の如し。契經に唯、六思身と說くは、最勝に由るが故なり。所以は何ぞ。思は是れ業性にして、因と爲り、果を感ずる其の力最も強なるが故なり。世尊の言はく、『若し能く有漏、有爲を造作するを行取蘊と名く』と。若し唯、此れをのみ行蘊と名くと謂はゞ、理必ず然らず。餘の行は色等の攝せざる所なるが故に。應に蘊の攝に非ざるべし。若し此の如くんば、何の過ありと言はゞ、則ち苦集に非ず。〔六九〕知斷應に無かるべし。設し爾らば何の失ありや。聖敎に違するが故に。世尊の言ふが如し。『若し一法に於て、未だ達せず、未だ知らざれば、我れ能く苦の邊際を作さずと說く』と。未斷、未滅を說くも亦、是の如し。若し餘行は、猶し虛空及び非擇滅の如し、斷の過なしと謂はば、理亦然らず。彼れは是れ我執を增長する事なるが故に。我執は能く苦盡の法を障ゆるが故に。〔七〇〕彼の上座は「行蘊は唯、思のみ、餘の作意等は是れ思の差別なり」と說く。復た是の言を作す。「作意等の行は、思を離れて、別に體ありと知るべからず。或は餘行を離れて、別に少分の思の體得べきあり、此れに由りて、行蘊は一物に非ずと雖も、而も一思の攝なり。是の故に契經に、一思を擧ぐと雖も、而も理に違せず」と。

〔七一〕復、云何が作意等の行は一切皆な思を用て自體と爲すと知るや。「薄伽梵は契經の中に於て、〔七二〕六思身を說いて、行蘊と爲すを以ての故に。貪、瞋等を說いて、意業と名くるが故に。非黑非白無異熟の業は能く諸業を盡すとは、此れ思の名を以て、聖道を說く（ものなる）が故に。諸の靜慮の無量の無色を說いて、白白異熟業と爲すを以ての故に。應に異名を以て異法を說くべからざるが故に。一に非ざるを一と說くは、是れ謬言なるが故に。諸の薄伽梵は終に謬言なし」と。彼の上座の宗として說く所此の如し。理然らずと謂ふ。前後の所立、且く相違するが故に。謂はく、彼は前には行蘊は、唯、思なりと說き、後には行蘊は、唯、一物に非ずと言ふ。何ぞ、一思は卽ち一物に非ざるべきや。唯、六思を說いて、行蘊と爲すが故に、作意等は思を體と爲すを知るとば、其の理然らず。

【六九】知斷。應知應斷の意にして、苦集は知らるべきもの、斷ぜらるべきものなりの意なり。

【七〇】彼の上座。經部師を云ふ。

【七一】つゞいて經部師の說を擧げて破するなり。

【七二】六思身。Cha saññā-kāya(巴) 六根の刺激による意志的反應を言ふ。

說法異なるが故に。經中を現見するに、世尊の說法に種々の異あり。或は初めを擧げて後を攝し、或は後を擧げて初を攝す。或は初と後とを擧げて以て中間を攝し、或は中間を擧げて以て初と後とを攝す。何等の經中、初を擧げて後を攝するや。謂はく、靜慮・食・瞿波洛迦・不退墮法・集諦等の經なり。靜慮は卽ち是れ四修等持なり。契經中に說かく『若し初靜慮を修せば、[七三]現法樂住を得』と。餘は現法樂住を得ざるに非ざるも、初を擧げて後を攝するが故に、是の說を作す。是れに由りて、如來の所說に減なし。[七四]食とは、謂はく、四食なり。契經中に說かく『第一の段食に麁あり、細あり』と。餘の三食に麁細あることなきに非ざるも、初を擧げて後を攝するが故に、是の說を爲す。[七五]瞿波洛迦とは、謂はく、彼の經に色を了知せずと說けり。餘の四蘊は已に了知することを得たるに非ざるも初を擧げて後を攝するが故に、是の說を作す。[七六]不退墮法とは、謂はく、彼の經に預流果の人は惡趣に墮せずと言ふ。餘の聖者、諸の惡趣に墮するに非ざるも初を擧けて後を攝するが故に、是の說を作す。集諦とは、謂はく、彼の契經中に、愛を集諦と爲すと說く。餘の染法を集諦に收めざるにあらざるも、初を擧げて後を攝するが故に、是の說を作す。思擇諦中に當に別に顯示すべし。諸の是の如き等の無量の契經は皆な最初を擧げて以て後を攝す。是れに由りて如來の所說に減なし。

何等經中、後を擧げて初を攝するや。謂はく、得自體・識住・讃頌福田等の經なり。得自體とは四得自體なり。契經中に說かく『非想非々想天に生在せば、自害すべからず、他害すべからず』と。一切の色、無色天は非可自害非可他害ならざるに非ざるも、後を擧げて初を攝するが故に、是の說を作す。[七七]識住とは、謂はく、彼の七識住なり。經に是の如き說を爲す。[七八]『有色の有情は、[七九]身一想異にして、[八〇]極光淨天の如し。是れ[八一]第三識住なり』と。[八二]少光、[八三]無量光天も亦、有色身一想異と名けざるに非ざるも、後を擧げて初を攝するが故に、是の說を作す。讃頌福田とは、謂はく、彼の

【七三】 現法樂住。Drṣṭi dharma sukha vihāra(梵) Diṭṭhi dhamma sukha vihāra (巴) 七種定の一、禪定を修めて、一切の妄想を離れ、身心寂滅の法樂をうる安住不動なる定のこと。

【七四】 食。Āhāra 四食の意にして、卽ち段食・觸食・思食・識食の四なり。段食(Kabaliṅkāra-Āhāra) は肉菜等の有形の食物にして、觸食Phassa-Ā.)は喜悅の情を起す感觸によりて身を支ふることにして、思食(Manosañcetanā-Ā.)は思想、希望によりて身を支へ、識食(Viññāṇa-Ā.)は心の力能く身を考ふることである。

【七五】 瞿波洛迦。Gopālaka 牧牛經と譯す。

【七六】 不退墮法。惡趣に墮せざる人又は果のことにして、四果に達したる人を言ふ。四果とは預流果・一來果・不還果・阿羅漢果なり。

【七七】 識住。七識住 Sattaviññāṇatthitiyā(巴) のことなり。三界五趣に於て識を長養して、識自ら住せんことを樂ぶ所を差別して七識住を立つ。

【七八】 有色有情。色界の有情の義なり。

經に說く、

若し阿羅漢に於て、　　恒に妙施の福を修せば、
常に爲めに諸の天神、　　勸讃して嘉瑞を呈す。

前の三に於て、妙施の福を修するも、天等の勸讃呈祥を蒙(かうむ)らざるに非ざるも、後を擧げて初を攝するが故に是の說を作す。若し、前の三も供養に應ずるに堪ゆるが故に、亦、阿羅漢と名くるを得と謂はば、便ち此の經、非了義の說を成ず。阿羅漢の名は、無學を主とするが故に。

何等の經中、但、初と後とを擧げて以て中間を攝するや。謂はく、讃出家と證淨を讃する等の經なり。讃出家とは、謂はく、彼の經に說く、

諸(もろ〳〵)の出家人は　　能く預流果及び
阿羅漢果を證す。　　是れを多所作と名く。

出家人の一來果及び不還果を證するも、多所作にあらざるにあらざるも、但、初と後とを擧げて以て中間を攝するが故に、是の說を作す。讃證淨とは、謂はく、彼の經に說く、

諸有(あらゆる)(の人)如來に於て、　　妙信に住し、無動にして
及び尸羅善淨なれば、　　常に嘉祥に會ふことを得。

法と僧とに於て、信に住し、無動なるも、嘉祥に會はざるにあらず。但、初と後とを擧げて以て中間を攝するが故に、是の說を作す。

何等の經中、但、中間を擧げて以て初と後とを攝するや。謂はく、契經に說かく『若し第四靜慮を修することあれば、漏盡を得ると作す』と。[八四]七依皆な能く漏を盡さゝるに非ざるも、但、中間を擧げて以て初と後とを攝するが故に、是くの說を作す。諸の是の如き等の無量の契經は、皆な中間を擧げて以て初と後とを攝す。此れに由りて如來の所說は減なし。諸經既に爾り。此れ亦、應

【七九】身一想異。Ekatva-nānātva-saṃjñina(梵) 身形に於ては小大勝劣の差別なく同一なるも、その思想に異あるを言ふ。

【八〇】極光淨天。Ābhāsvarā (梵) Ābhassarā(巴) 色界第二禪天の最上天なり。舊譯には光音天と言ふ。

【八一】第三識住。色身を有する有情にして、身一想異なる處。卽ち色界第二靜慮の三天なり。

【八二】少光。少光天 Parittābhā(梵) Parittābhā(巴) 色界二禪天の中第一天の名なり。

【八三】無量光天。Apramāṇābhā(梵) Appamāṇābhā(巴) 色界二禪天の中、第二天なり。

【八四】七依。七識住のことなり。

で然るべし。

　復た行蘊は多法の集成なりと雖も、而も但、初を擧げて思を說くこと過なし。(然れども)何んぞ、最初に作意等を擧げざるや。有爲を造作するに思最も勝るが故に。心能く導き、三處現前し、二法等を修するが如し。心能く導くとは、契經に說くが如し。『心は世間を導く』と。此の中、受、想等の法なきに非ざるも、心勝るを以ての故に、是くの如き說を作す。[八五]三處現前とは、謂はく、契經に說くが如し。『信は三處に於て現在前ずるが故に、能く多くの福を生ず』と。此の中、無貪・無瞋・正見等の法なきに非ざれども、信勝るを以ての故に、是の如き說を作すなり。二法を修すとは、契經に說くが如し。『應に二法を修すべし。謂はく、[八六]奢摩他と[八七]毘鉢舍那となり』と。善の有爲法一切を應に修すべきなれども、止觀勝るが故に是の如き說を爲す。是の如き等の經は、皆な勝法を擧げて以て初首と爲す。此れ亦、應に然るべし。又、佛世尊の有餘の說は、處々に得べし。窣堵波、諸善士趣、及び心解脫、斷結等の經の如し。窣堵波とは、契經に說くが如し。[八八]『三人は應に爲に窣堵波を造るべし』と。此の理、異生者の爲めに窣堵波を造るべからず。見諦者に非ず。當に知るべし。此の經は是れ有餘の說なり。

　善士趣とは、契經に說くが如し。[八九]『七善士趣とは謂はく、涅槃に趣く阿羅漢果なり』と。餘の聖は非善士趣に生ずるに非ず。當に知るべし。此の經は是れ有餘の說なり。

[九〇]心解脫とは、契經に言ふが如し。『阿羅漢を得ば、其の心は、欲漏、有漏及び無明漏より解脫す』と。然も實に一切の煩惱及び隨煩惱を解脫す。當に知るべし。此の經は是れ有餘の說なり。

斷結とは、謂はく、契經中に言ふ。『永く[九一]三結を斷じて、豫流果を證す』と。永く[九一]見諦所斷の一切の煩惱を斷ぜざるに非ず。當に知るべし。此の經は、是れ有餘の說なり。

是くの如きの經ば、皆な勝に就いて說く。此れも亦、是くの如く有爲を造作する功能、勝るが故

【八五】三處現前。佛法僧の三處に現前すること

【八六】奢摩他。Śamatha(梵) Samatha(巴) 止と譯す。七種定名の一。止息、寂靜の意にして、心妄りに外境に動かされず、一切の亂想を止めて寂靜なるをいふ。

【八七】毘鉢舍那。Vidarśanā(梵) Vipassanā(巴) 明觀と譯す。靜かな心にてこまかに、明かに觀察識別することなり。

【八八】三人。佛と辟支佛と轉輪王なり。遊行經に出づ。

【八九】七善士趣。不還の聖者に生般中般上流般の三あり。此の中先の二般に各三種の別あり、依つて此の六に上流般を加へて七となる。之等を善士趣と名くる所以は、趣はこれ行の義なり。自餘の有學は善を行じ不善を行ずることあるも、唯此の七趣種の不還は善を行じて不善を行ずることなく、且つ上地に行住して、還來することなければ殊に善士趣と言ふ。

【九〇】心解脫。Ceto vimutti(巴) 心の三漏より解脫し、煩惱の繫縛をはなれて自在を得るをいふ。三漏とは、欲漏Kāmāsava 欲界の煩惱にして、四十一種の煩惱を總稱す。

なり。云何ぞ、『此れ能く有爲を造る。』と說くや。謂はく、勝能あつて、果を引生するが故に。果は本有なりと雖も、而も少分の此れを生じて能く隨引するが故に立てゝ造と爲す。

彼の上座は言ふ。「有爲を造るとは、謂はく、思能く造るなり。本有爲なし。織者の我れ此の縷を持ちて、裳服を織作すと言ふが如く、此れも亦、應に然るべし」と。是くの如きの所說は、理必ず然らず。有依、無依、不同の法なるが故に。彼の意、思を能織者の如しと謂ひ、本無き有爲を裳服の如しと謂ふ。裳服の所依の縷は喩ふる所なし。若し未來の有爲の體有りて少分の用なしと許さば、造の義成ずるを得。上座の縷の喩は未來あるを顯はす、或は所立の喩は言有つて義無し。對法の諸師は、假有の法は本無にして、今有なり、此の喩を爲すべしと說く。若し實體は、亦是れ本無なりと執ずれば、彼れ定んで應に是の如き喩を立つべからず。又、彼れ應に假と實との異相を說くべし。若し異あらば、則ち譬喩なし。若し異なくば、便ち空花に似たり。

貪、瞋等を意業と爲すと說くが故に。作意等は、思を體と爲すと知るとは、理亦然らず。貪、瞋、邪見は、體業に非ずと雖も、業の資糧なるが故に、亦說いて業と爲す。餘の資糧を亦、彼々と名くるが如し。戒經に『衆聖を見る樂、[九二]河階隥の樂』と言ふが如し。彼れは樂の資糧なるが故に、亦樂と名く。又、經に說くが如し。『若し眼根あつて、調へず護らざれば、此の法能く非愛の異然を感ず』と言ふが如し。眼根は是れ無異然法なりと雖も、非愛の異然法の資糧なるが故に、亦能く非愛の異然を感ずと說く。又、經に說くが如し。『談論を樂しむ等は、[九四]五種の退具なり』と。實の退具とは、謂はく、諸の煩惱なり。退果を引くが故に。談論を樂しむ等は、是れ彼が資糧(なるが故に)亦退具と名く。又、經に言ふが如し、

愚夫は欲に著して諍を興す。　諸仙は諍なし。欲を離るゝに由る。
是の故に應に一切の欲を除くべし。　猶し麟角の獨り遊行するが如し。

有漏 Bhavāsava 色界無色界の煩惱のことなり。五十二惑あり。無明漏 Avijjāsava 三界に起る十五種の痴煩惱のことなり。

【九二】 三結。Tayo ganthā(巴) 見結 Diṭṭhi gantha、戒取結 Sīlabbataparāmāsa gantha、疑結 Vicikiccha gantha の三にして見結とは、我見なり。戒取結とは邪戒を行ふなり。疑結とは正理を疑ふなり。見惑の中此の三最も重きが故に、此の三結を以て見惑の總稱となし、此の三結を斷ずるを豫流果とす。

【九二】 見諦。四諦の理即ち眞理を見得證得する地位にて、預流果の位なり。この地位に入りて斷する煩惱を見諦所斷の煩惱と云ふ。

【九三】 上第一章第三節の下に出づ。

【九四】 退具。退轉の因なりと云ふこと。

境界に耽著して、諸の鬪諍を興す。境は、實は欲に非ず。是れ欲の資糧るが故に、亦欲と名く。
是の故に經に言ふ。

　世の諸の妙境は、眞の欲にあらず。　眞の欲とは、人の分別貪を謂ふ。

又、經に說くが如し。『増色は[九五]隨眠なり』と。色は隨眠に非ざれども是れは彼れの資糧なるが故に、彼れと同じく說く。又、經に說くが如し。

　女は[九六]梵行の垢たり。　女は衆生を惱害すればなり。

女は、實は垢に非ず。垢とは、謂はく、貪等なり。是れは垢の資糧なるが故に、亦垢と名く。又、契經中に[九七]七漏を宣說す。實の漏は唯、一なり。餘は皆な漏に非ざれども是れ漏の資糧なるが故に、亦漏と名く。此等の經に由りて、貪、瞋等は意業の資糧なるが故に、意業と名け、而も業體に非ざることを證す。道理成就す。

「非黑・非白・無異熟の業は、能く諸業を盡すとは此れ思の名を以て、聖道を說くものなるが故に。作意等は思を體と爲すと知る」とは、理亦然らず、想等の名の如きは、此れ失なきが故に。契經に言ふが如し。『無常の想を修し、能く[九八]欲愛・[九九]色・[一〇〇]無色愛を除く』と。彼れ想の名を以て諸の聖道を說くなり。既に聖道は想の差別に非ずと許す。此れも亦應に然るべし。故に失あること無し。又、受と意とは能く煩惱を斷ずと說く。故に契經に說かく。『[一〇一]喜覺支を修し、離貪の意に依り、能く巣窟を破す』と。聖道は受と意との差別に非ず。此れ亦應に然るべし。故に失あることなし。有るは經に『業は衆生を縛す』と說くを聞いて、一切の業は皆な能く繫縛すと謂ふ。是の如き邪僻の執を遣らんが爲めの故に、此の思業、能く諸業を盡すと說く。又、業の勝ることを顯はすが故に、是の說を作す。

「諸の靜慮の無量の無色を說いて、白白異熟業と爲すを以ての故に、作意等は思を體と爲すと知る」

【九五】隨眠。Anuśaya（梵）Anusaya(巴)　根本煩惱のこと。この煩惱は常に衆生に隨逐して、心を惛迷ならしめ、而もその作用微細にして知れ難きが故に名く。
【九六】梵行。Brahmacariya 梵は清淨の意にて、清淨なる行ひのこと。
【九七】七漏。見漏・修漏・根漏・惡漏・親近漏・受漏・念漏。
【九八】欲愛。Kāma tṛṣṇā(梵) Kāma taṇhā(巴)欲界五欲の境に向つて貪欲することなり。
【九九】色。色愛(Rūpa tṛṣṇā 梵、Rūpa taṇhā 巴)色界に對する貪愛。
【一〇〇】無色愛。Arūpa tṛṣṇā(梵)Arūpa taṇhā(巴)無色界に對する貪愛なり。
【一〇一】喜覺支。Prīti-bodhyaṅga(梵) Pīti-bojjhaṅga(巴)四聖諦の修習に際し、無漏の作意に相應する心の歡喜、觀喜の性、これが喜覺支である。七覺支の一なり。

とは、此れ審に察するに非ず。諸の靜慮等は、五蘊、四蘊を自性と爲すが故に。契經に言ふが如し。『此の中、所有の若しは色、若しは受、廣說……乃至、靜慮等と名く』と。譬喩師の業は、色性あるに非ず。諸の業は異然を感ずる力に於て、最も强なるを顯はさんが爲めの故に。此の中、一切の善の五蘊法を、皆な說いて業と爲す。又、此の中、受、想及び識の如きは、說いて業と爲すと雖も、而も體は思に非ず。是の如く此の中作意等の法も亦、應に業と說くべきも、而も體は思に非ず。若し受等は別蘊の攝なるが故に、斯の過なしと言はゞ、是れ則ち「異名を以て、異法を說く」を得ることを成立す。此れの既に成立すること、上に言ふ所の如し。貪、瞋等を說いて、意業と名くるが故に。謂はく、卽ち是れ思なる理成立せざること現見極成す。異性の受等を、業の名を以て說く。餘も亦應に然るべし。此れに由りて、卽ち後の所說の因、應に異名を(以て)異法を說くべからざるが故にと(云ふ)を破す。又、異名も亦、異法を說くを見る。能く香等を具ふる施を行ふと言ふが如し。施の體は是れ思なり。卽ち香等に非ず。然も香等の覺に由りて思を發すが故に。異名を(以て)異法を說くことあり。

「一に非ざるを一と說く、是れ謬言なるが故に、諸の薄伽梵は終に謬言なし。作意等は思を體と爲すと知る」とは、理亦然らず。勝に就いて說くが故に。名義の相屬、決定ならざるが故に。所化の有情の意樂、別なるが故に。不了義經は現に可得の故に。薄伽梵の謬りて、此の言を說くに非ず。若し行等の體は、但、是れ思と立つれば、彼は世尊の言、謬失あるを顯はす。世尊は一の法の體を卽ち一に非ずと爲し、復た非一の體を卽ち一と說くと許すに由るが故に。若し行蘊は一物の成ずるに非ずと說けば、此れ世尊の言、謬失なきを顯はす。是の故に、彼の因は言有りて理なし。

又、彼の所立は[一〇二]比量に違す。謂はく、行蘊の體は唯、是れ思に非ず。總想を立つるが故に。法處界の如し。若し此れに異らば、應に但、思と名くべし。一法にて成ずるが故に。受想蘊の如し。

【一〇二】比量。因明八門の一。三量の一。吾人が一の事象によりて、他の事象を正しく推知すること。煙を見てその下に火ありと推知するが如きを云ふ。

此の中の意外の第六の法處界の聲は總想を立つるが故に、十一と十七の處界に攝せざる多法を總攝するが如きことを顯はす。是の如く行の聲は、總想を立つるが故に、總じて四蘊の攝せざる多行を攝す。故に行蘊の體は、唯、思のみならざるを知る。若し爾らば、彼れの如く最後に思を說くべし。次第中、自ら當に顯示すべし。此れ文便に非ざるが故に、應に且く止むべし。又、芭蕉を以て、行蘊に喩ふ。故に行蘊の體は、唯、是れ思のみに非ざるを知る。說くが如し。『行蘊は喩へば芭蕉の如し』と。此れ多物が行蘊の體を成ずることを顯はす。又、經に相應の言を說くを以ての故に、行蘊の體は、唯、是れ思のみに非ざるを知る。契經に言ふが如し。『見を根と爲し、信證と智と相應す』と。若し信と智と倶に是れ思ならば、是れ則ち思の體と思との相應なり。自體相應は理として應に許すべからず。又、作意等は應に卽ち是れ思の差別なるべからず。契經中に作意等と離れて、別に思を說くを以ての故に。契經に說くが如し。『彼れの是くの如きの見は、卽ち是の如き思なり』と。若し彼の邪見、卽ち是れ思ならば、此の義、應に言ふべし。「彼の是くの如きの思は、卽ち是くの如き思なり」と。或は「是くの如きの見は、卽ち是くの如き見なり」と。若し是の言を作さば、其の義、何の別ぞ。

又、經に說くが如し。『彼れに是くの如き、信・欲・勤・安・念・智・思・捨有り、名けて勝行と爲す』と。若し信等の行、卽ち是れ思ならば、信等を說き已はりて、何ぞ復た思を說かん。又、此の諸法は、同時の用に似たり。如何んが一思、多體を倶起せん。

上座は此の中、是の如き釋を作す。『此の時起す所の餘行を攝せんが爲めの故に、復た思を擧ぐ。前に信等を說くは、此の時、起す所の勝行を顯はさんが爲めなり。〔〇三〕五濁法及び四修行の如し。謂はく、五濁中の見は、煩惱なりと雖も、最勝に由るが故に、復更に別に說く。四修行とは、契經に言ふが如し。『身語意の妙行と正見を修め、身語意の惡行と邪見を斷ず』と。其正邪見は意の妙惡行

【〇三】五濁法。世に流るゝ五つのいまはしきこと、劫濁・見濁・煩惱濁・衆生濁・命濁のことなり。

の攝せざる所に非ざるも勝なるが故に、別に說く。此れも亦、應に然るべし」と。理は應に然るべからず。信等は亦、思に攝せらるべきが故に、應に別に說くべからざるべし。

「豈、已に、此の時、起す所の勝行を顯はさんが爲めの故に、信等を說くと說かずや」。

已に說くを知ると雖も、然も理に應せず。一法の一時に多體、倶起すること、受想等の如く理に應ぜざるが故に。受想等の一法の體類に樂(受)、小(想)等と別に倶時に起ることあるに非ず。是の故に彼の說は佛の法の宗に非ず。

又、彼々處に、若し思を擧げざれば、彼々の契經の所說、應に闕くべし。世尊の言ふが如し。『[一〇四]學無學の[一〇五]戒・定・慧・解脫』と。此の契經の內に、既に思を擧げず。應に所餘の作意等の法を闕くべし。若し[一〇六]聞は彼れに於て已知なりと謂はゞ、則ち慧等を擧ぐるも亦、應に無用なるべし、是の故に、彼の釋の[一〇七]因は定んで然らず、喩も亦理に非ず。諸見の所持は解脫し難きが故に。諸見の縛の義、堅强なるを顯はさんが爲めの故に煩惱と總別して過を顯はす。意惡行の中、邪見は最も重し。邪見は彼の貪、瞋に勝るを顯はさんが爲めに、理として須らく總別に斷對治を說くべし。思は信等に於て、未だ勝用を見ず。何に緣りて此の思を、總別して而も說くや。是の故に彼の喩は法と齊しからず。前に彼を難ずるが如し。若し信等は思を自性と爲す。思と信等と總別して說くと執ぜば、其の理成ぜず。彼れ見の喩を立つるも、極めて相似せず。諸の煩惱。諸の意惡行の一切は皆な見を用て自體と爲すに非ず。何んぞ、見を總別に說くを以ての故に思を例して、彼と同じく應に總別に說くべきを得んや。

又、設ひ、彼の作意の法は皆な思を性と爲すと許すも、然も立つる所の思は邪見と同じからず。色界、色處の若しは、[一〇八]增上緣、若しは[一〇九]能作因、若しは分別慧、[一一〇]修三摩地、法界、法處に行蘊を安立す。作意等を除いては、多思なきが故に。

【一〇四】無學。Aśaikṣa（梵）Asekha(巴) 小乘五位の一、阿羅漢果の位を言ふ。三界の煩惱を斷じつくして更に學ぶべき法なきが故に名づく。

【一〇五】戒等。これ等は無漏出世間の五蘊、即ち五無漏根と言はれるものゝ初めの四なり。戒（Śīla 梵 Sīla 巴）、定(Samādhi)、慧（Prajñā 梵 Paññā 巴）、解脫(Vimukti 梵 Vimutti 巴)。

【一〇六】聞。聞慧(Śruta prajñā 梵 Suta paññā 巴)のこと。三慧の一なり。即ち見聞によりて得たる智慧なり。三慧とは聞慧・思慧・修慧なり。

【一〇七】因。因明三支作法の一にして、宗の命題の次にありて、その理由を說明するものなり。次に喩ありて、因を助けて宗を立せしむるものなり。

【一〇八】增上緣。Adhipati pratyaya 四緣の一にして、他の法の生起するに就いて障礙せざる一切を增上緣と云ふ。次の能作因に略同じ。

【一〇九】能作因。Kāraṇa hetu 六因の一、一つの結果に對して他の一切の萬有が皆因となるを言ふ。これに與力・不障の二種あり。與力の能作因とは有爲法に於て因となるものにして、直接・間接に資助し

又、此の經中、別に說くは何の用ぞ。謂はく、契經に言ふ。『若し所受あれば、卽ち所思あり。若し所思あれば、卽ち所想あり。若し所想あれば、卽ち所尋あり』と。彼の宗は既に[二〇]尋は卽ち是れ思なりと許す。尋を擧ぐるは[二二]乘と爲す。

彼の上座は言ふ。「此の經は乘に非ず。若し尋を擧げざれば、思は卽ち是れ作意、欲等なるを疑はん」と。此れ應に疑ふべからず。相に異あるが故に。彼の體は卽ち思なれば、相、如何ぞ異ならんや。若し爾らば、尋を擧ぐること、則ち應に無用なるべし。彼は尋と思と其の相、一なりと執するが故に。又、作意等は既に卽ち思なりと許す、思は卽ち彼なるを疑ふこと、復た何んの過ありや。是の故に彼れの言は都て義あることなし。又、彼れの言ふ所の作意等の行は、思を離るべからざるも別有を知るとは、別有の智に於て、應に正しく勤求すべし。豈に無知を以て、作意等をして皆な思の體を離れて、別有の性なからしめんや。

又、汝等の頻りに想と識との時と依と行緣と相似と轉ずるが故に、二相の差別を示すこと能はずと雖も、而も汝等の宗は、其の體異なりと許ちと言ふが如く、思と作意等と、應に亦、是くの如くなるべし。縱ひ、汝、體を知らずとも、何ぞ異なるを妨げんや。

[二三]「若し作意等の體と思ふ異ならば、何が故に經に說いて行蘊と爲すこと無きや」。[二四]亦、行と說くが故に義已に蘊を說く。謂はく、尋伺を說いて名けて[二五]說行と爲す。信欲等を說いて名けて勝行と爲す。諸の命根を說いて、壽命行と名く。此等の法體は蘊の收に非ざるに非ず。是れ有爲なるが故に。色受等の如く、經に彼れを餘の蘊の所攝と說くこと無し。而して有る經の中、彼れを說いて行と爲す。豈利根なるもの有りて、行蘊に非ずと言はんや。

又、愛を離れて、餘の後有の因の如きは、說いて集と爲し、集諦と名けずと雖も、而も汝は、諦の攝に非ずと許すべからず。諸の因果の法は、皆な諦の攝なるが故に。作意等の行も亦、應に是く

て結果を生ぜしむるものなり。不障の能作因とは、無爲法に於て因となるものにして他の生法を妨げず、他をして自在に生ぜしむるものなり。例へば虛空の萬物に於けるが如し。

【二〇】三摩地。Samādhi 大地法の一、定と譯す。心を一境に專注せしむる心作用なり。

【二一】尋。Vitarka(梵) Vitakka(巴) 舊に覺と譯す。不定地法の一にして、心をして麁く事物の義理を尋ねしむる心作用なり。伺に對す。

【二二】乘。今は餘り物、餘計ものゝ意なるべし。

【二三】經部師の言。

【二四】有部の語。

【二五】身語意行の中の語行(Vacīsaṃskāra 梵 Vacīsaṅkhāra 巴)を指す。婆沙二五(收一、一〇六)。

の如くなるべし。說いて行と爲し、行蘊と名けずと雖も、而も汝は、蘊の攝に非らずと許すべからず。一切の有爲は、蘊の所攝なるが故に。世尊は勝に就いて、且く但、思を說く。作意等は行蘊に攝せざるに非ず。

又、彼れは是くの如き說を作すべからず。世尊は緣なくして、密語を說くと、思を離れて餘法は行蘊に收めらるゝこと、前に已に論じたるが如く、理極めて成立す。豈、是れ佛、密語を說く緣に非らずや。又、行蘊は思の外の餘法を收むること、現實に是れあり。而して但、思を說くは、此れ何の密意ぞ。若し密意なければ、便ち世尊を謗る。「言、智に隨はず」と。若し密意あれば、即ち自ら佛の密語の緣を成立す。故に四餘の行を行蘊と名くと說くこと、理敎相應して義、善く成立す。是くの如く、行蘊は有依を盡すに非ざるが故に、唯、世に約して總じて三種と說く。

前に色蘊の體を分別し已つて、便ち處界に約して、二門を建立したるが如く、是くの如く、此の中、受・想・行の三蘊の體を辯じ已つて、亦應に建立して處及び界と爲すべし。謂はく、此の三蘊及び無表色、三種無爲、是くの如きの七法を、處門中に於て、立てゝ法處と爲し、界門中に於て、立てゝ法界と爲す。

卷の第三

〔辯本事品第一の三〕

第九節　識　蘊

已に四蘊の自性、處、界を說きたり。第五の識蘊の自性、處、界を今當に顯示すべし。頌に曰はく、

「[一]識は、謂はく、各了別す。　此れを卽ち意處と、
及び七界と名く。應に知るべし、　六識の轉ずるを意と爲す。

論じて曰はく。識は、謂はく、了別とは、是れ唯、總じて境界の相を取る義なり。各各、總じて彼々の境の相を取るを、各々了別すと名く。謂はく、彼の眼識は、色等の多境現前することありと雖も、然も、唯、色を取つて聲等を取らず。唯、[二]青等を取つて、青と謂ふ等に非ず。亦、可意、不可意等に非ず。男、女等に非ず、人、杌等に非ず、得失等に非ず。彼の眼識が、其の自境に於て、唯總じて相を取るが如く、是くの如く餘の識も應に隨つて當に知るべし。

有師の說かく、「唯、法性に於て、假りに作者を說くは、識を離れて、了者あるの計を遮せんが爲めなり。何處に復た、唯、法性に於て、假りに作者を說くを見るや。影を說いて、動者と爲すを現見するが故に。此は異處に於て、無間に生ずる時、動作なしと雖も、而も動者を說く。識も亦、是くの如し。異境界に於て、相續、生ずる時、動作なしと雖も、而も了者を說く。能く境を了するが故に、亦失なしと謂はゞ、云何が然ることを知るや。餘處に作者を遮するを現見するが故に。世尊、[三]頗勒具那に告げたまふが如し。『我れ終に能了者あるを說かず』と。

【一】此の頌は識の意義を了別と定義し、それを處と界とに於て分別せしものなり。識 Vijñāna, Viññāna はあらゆる心作用の中心にして、廣く言へば意識することであり、狹く言へば本頌の如く了別、卽ち分別する意味に用ひらる、卽ち識は六根に依止して生じ、五感を通じて來たる認識資料に對して、一般的判定を與ふるを、その役目とするものなり。特に有部に於ては心所法と別に識なるものを心法として立つる關係上、識はあくまで一般的判定に限り、本論の如く「總じて彼々の境を取りて、各々別す」るものであり、此れに反して心所は「別相を取る」と言はるゝものなり。

【二】青等を取つて青と謂ふ等に非ずとは、識の別相を取らざることをあらはせるもの、可意云云は觸受の所取と簡べるもの、男女等に非らず……は其の所應に隨つて、心所を簡べるものなり。

【三】頗勒具那。Phālguna, Phaggunā. 佛弟子なり。回求那とも寫す。或は Moliya-phaggunā のことなるかも知れず。不明なり。

復、有るが說いて言ふ。「刹那を法性と名け、相續を作者と名く。自の意に立つる所の思なり」と。緣起中、當に更に顯示すべし。

此の識、世に約して、總じて說いて三と爲す。所依の根に就いて、別に分つて六と爲す。應に知るべし、卽ち此の所說の識蘊は、處門中に於て、立てゝ意處と爲し、界門中に於て、立てゝ七界と爲す。及びの聲は一を析つて二門と爲すを顯はし、一一の識體を辨じて處、界に分つ。七界とは何ぞ。六識と及び意なり。謂はく、眼識界より意識界に至る。卽ち此の六識轉じて意界と爲る。此れを別に建立す。蘊、處、界門は應に知るべし、遍く諸法を攝して、皆な盡す。

第十節　特に意界に就て

此の中、應に思ふべし。若し卽ち識蘊を七心界と名くれば、前に識蘊を所依の根に就て、別に分つて六と爲すと說く。今、六識を離れて、何等の法を說いて、復た意界と名くるや。更に異法なし。卽ち此の中に於て、頌に曰はく、

[四]卽ち六識身の無間に、　滅するに由りて意と爲す。

論じて曰はく、卽ち六識身、無間に滅し已りて、能く後識を生ずるが故に、意界と名く。時分異なるが故に、別立すること失なし。猶し子果を立てゝ、父種と爲すが如し。

若し爾らば、界の體は應に唯、十七或は唯、十二とすべし。更に相攝するが故に。何に緣りて、十八界を建立するや。頌に曰はく、

[五]第六の依と成るが故に、　十八界なること、應に知るべし。

論じて曰はく、五識界の如きは、別に眼等の五界ありて依と爲るも、第六意識は、別に所依なし。所緣を離れて、識の起る義なきが如く、依を離れても亦、爾なり。識、生ずることを得ず。此の依

【四】此の頌は意界の意義を述べたるものなり。卽ち有部に於ては一刹那に二識俱起することを認めざるを以て、眼等の六識が過去に落謝せる時の位に名けたるものなり。而して、現在の六識には六の區別あれども、意根には區別なく、後識の依止となるもの故に此の意味に於て一界を建立せるなり。

【五】此の頌は意界を六識界とは別に特に一界として建立する理由を述べるものなり。卽ち意根と六識とは別體ならざるが故に、六識を立つれば意界は不必要となりて十七となり、意界を立つれば六識界無用となりて十二界とならんと言ふ難に對して、六識の中の眼等の前五識は各別に所依の根を有するを以て、第六の意識も、その所依として意根界を有すとなして、これによりて十八界を成立ちと述ぶるものなり。

を成ぜんが爲の故に、意界を說く。是の如くにして、所依と能依と境界と、應に各六にして、界は十八を成ずと知るべし。

六 如何が已に滅したるを、現識の依と名くるや。是れ現識の生ずる鄰近の緣なるが故なり。色ありと雖も、而も要ず眼に依り、眼識を生ずるを得るが如し。是の如く、所緣の境界ありて、而して後、識生ずと雖も、要ず前念の無間滅の意に依る。是の故に、前に無間滅と言ふは、前念の有間滅の心を遮せんが爲めなり。先に開避すと雖も、而も未だ生ぜざるが故に。

此の無間に已に滅したる六識が現識の依と爲るに由つて、說いて意界と爲す。或は現在の識、正しく依の用を成じ、過去し已つて等無間緣と成り、亦、現在に於て能く果を取るが故に。彼れに依りて生ずと雖も、而も彼れに隨ふに非ず。故に心の心に依るを心所と名けず。心所の品類は、必ず心に隨ふが故に。

第三章　三科分別の規準

第一節　一切法の相攝及び其の規準

七 已に諸の蘊、取蘊、處、界を釋せり。當に此の中に於て、攝の義を思擇すべし。諸蘊は一切の有爲を總攝し、取蘊は唯、一切の有漏を攝し、處と界は一切の法を總攝し盡す。五蘊と無爲を一切法と名く。別攝是くの如し。應に總攝を辯ずべし。頌に曰はく、

八 總じて、一切法を攝すること、　一の蘊と、處と界とに由る。
自性を攝して、餘に非ず。　他性を離るるを以ての故に。

論じて曰はく、一蘊とは、謂はく、色なり。一處とは、謂はく、意なり。一界とは、謂はく、法

【六】如何に下は、前頌の意界の意義を述ぶるものを、更に詳細に說明せるものにして、特に無間に滅する意を明かにせしものなり。

【七】以上五蘊を解しおはり、これより已下三科分類の規準を述ぶ。

【八】萬法を分類して五蘊、十二處、十八界とせしものを、今は一蘊(色蘊)と一處(意處)と一界(法界)とに相攝せしものなり。即ち一切法は色・心・心所・不相應の五位に過ぎざるが、これを上述の三に攝すれば、
—色蘊—五根・五境・無表色
—意處—六識・意根
—法界—心所・不相應行・無爲
となる。而して之等相攝に際しての理は、唯自性を攝して、自性任持の義をあくまで守り、同性を殘らず攝し、他性は排拒するものなり。

なり。此の三、五蘊と無爲を總攝す。總は是れ集の義なり。總の言を置くは、總じての三を知らしむるなり。各一と謂ふこと勿れ。

九 有餘部は執す「攝とは、謂はく、他を攝するなり。處々に說いて、餘は餘を攝すと言ふが故に。且く三蘊が八支聖道を攝すと說くが如し。若し自性を攝すれば、慧蘊は唯、應に正見を攝すべし。正思惟、及び正精進にあらず。定蘊は唯、應に正定を攝すべし。正念を攝せず。旣に契經中に、是の如く說かず、故に知んぬ、諸法は唯、他性を攝す」と。

一〇 此の執は然らず。定因なきが故に、若し他性を攝せば、何に因りて一、決定して慧蘊は唯、能く正思惟及び正精進を攝して、正念及び正定と、或は所餘の法を攝せざるや。若し此の攝、亦、定因あり。謂はく、正思惟及び正精進は、其の性、猛銳なり。相は般若に涉る。念、定等の法は慧の相と相違す。念は定相と涉る。思惟等に非ずと言はゞ、若し爾らば、便ち唯、自性を攝することを成ず。異相の法を攝することを許さゞるに由るが故に。諸法相ひ望むるに、異相に非ざることなし。若し片相の似たるを、相攝すと許さば、應に一切は一切法を攝すと許すべし。豈に他性と相應して而も一切は一切と相應するに非ざる如くならずや。是くの如く應に他性相攝して而も一切と一切と相攝するに非ずと許すべし。此れ例すべからず。「夫れ相應とは、唯、有緣の法の異體相ひ望んで、共に、一緣にて、轉ずる時、行相、品類等の同じきに依つて、此れを相應と說く。故に一切に非ず。其の相攝とは、一切法に通ず。何んの定因ありて、此れは唯、彼れを攝して、餘法を攝せざるか。故に應に一切は一切法を攝すべし。諸の色法と、及び不相應は展轉して相ひ望むるに、一緣の等しく互に相似たる義なきを以て、相應せざるべし。相攝は爾らず。」

若し他性を攝せば、何が故に、眼等は耳等を攝せざるか。得等を展轉相ひ望むるも亦、然なり。若し爾らば、何に緣りて、經に說くこと是の如きや。此の中、相順ずるを、假りに說いて攝と爲

【九】有餘師の異說にして、卽ち本論の自性のみを攝し、他性を攝せずとするに反して、他性をも攝すと說くものなり。その例を戒・定・慧の三蘊と八支聖道との關係を以てなすものなり。

【一〇】相攝の義を相應の語に比して、以下に於て述したものなり。

す。謂はく、正思惟及び正精進は。倶に是れ慧品なり。正見に順ずるが故に。念は是れ定品なり。正定に順ずるが故に。假りに說いて攝と名く。

若し爾らば、彼々の契經中に言ふ『[一一]信等の五根は慧根の所攝なり』。『我は[一二]四攝を以て、諸の徒衆を攝す』。『台觀の中心は衆材を攝す等』と。世間も亦、[一三]雙樞は扉を攝し、[一四]輪輞は輻を攝し、縷は衣を攝す等と說く。其の義云何ん。是の如きの一切は、假りの意趣の說なり。謂はく、方便に依りて招引して散せず。任持する意趣を假りに說いて攝と爲す。諸の引くところの他性を攝するを證する言は、是れ暫時の說なり。他を待ちて成ずるが故に。攝の因を待ちて成ずるは、義は不攝に同じ。

又、若し法は定んで他性を攝すと許さば、一法の生ずる位に、應に一切、生ずべく、一法の滅する時、應に一切、滅すべし。是れ則ち非愛の過失便ち增すなり。一部の斷ずる時、[一五]五部應に斷ずべく 勝の對法を修むること便ち無用と爲る。是くの如き等の衆くの過失を見るが故に、我が部の諸師は、自性の攝を說く。是くの如き所立の自性を攝するの言は、是れ究竟の說なり。他を待たざるが故に。攝の因を待たざる、是れ眞實の攝なり。諸法は恒時、自性を攝するが故に。

[一六]復た云何んが他性を攝せざるを知るか。一切法は、他性を離るゝを以ての故に。謂はく、眼根の性は耳等の性を離る。彼れは此れを離る。而も此の攝と言ふは、理必ず然らず。故に知んぬ。諸法は唯、自性を攝すと。

是くの如く、眼根は唯、色蘊と、眼處と眼界と、苦集諦等とに攝す。是れ彼れの性なるが故に。餘蘊、餘處界等に攝せず。彼れの性を離れたるが故に。是の如く餘法は、應に隨つて當に思ふべし。自性攝に因る。此の義、應に思ふべし。

[一七]男、女の二根は何んの界の所攝ぞ。何に緣りて此に於て、率爾に疑を生ずるや。異部中、身根に非ず。身界の攝に非ずと言ふが故に疑を生ずべし。應に此の疑を捨つべし。定んで身界の攝なり。

【一一】 信等の五根とは、五無漏根と云ひ、信根(Saddhindriyaṁ)、勤根(Viriyindriyaṁ)、念根(Satindriyaṁ)、定根(Samādhindriyaṁ)、慧根(Paññindriyaṁ)の五根にして三十七道品の最初の五根なり。

【一二】 四攝。四攝事(Cattāni saṁgaha vatthūni)の事なり。即ち、布施攝事(Dāna saṁgaha vatthu)、愛語攝事(Peyyavajja saṁgaha vatthu)、利行攝事(Atthacariya saṁgaha vatthu)、同事攝事(Samānattatā saṁgaha vatthu)にして衆生を度脫せしむるにつき、先づ用ひて衆生を攝招する四種の法なり。

【一三】 雙樞。戶を維持し、開閉に便する二つの便機。

【一四】 輪輞。車輪のワク。

【一五】 五部。見苦・見集・見滅・見道と修道の五部なり。

【一六】 倶舍論一・十三左、所以者何、法與他性恆相離故。

【一七】 男根 Purusendriyaṁ, Purisindriyaṁ. 女根 Strindriyaṁ, Itthindriyaṁ. 此等の二根を身界の所攝なりと述べ、その理由として、一、體類同じく 二、所取の境も同じく 三、能依の識も同一。の三を上げ、身類となし、而も二根を立つるは增上の義異

身と用別なるに、界云何が同じきや。類と境と識と同じきが故に、一界の攝なり。類の同じと言ふは、男女の二根、同じく身の類なるが故に。境の同じきに由るが故に、彼の類の同じきを知る。男女は身と同じく、觸を境と爲す。眼と鼻と喉との中は觸咽して便ち覺す。餘處は爾らず。豈に身根と異ならんや。此の三、境同じ。識の同類に由る。一切皆な是れ身識の依なるが故に。增上の義異なるが故に別に根を立つ。謂はく、男女と身とは類と境と識と同じきが故に、同處界なりと雖も、增上の義而も增上の義、差別あるが故に、別に二根を立つ。十一根の如きも、同處界なりと雖も、增上の義異なるが(故に)各別に根を立つ。

第二節　十　八　界

眼、耳、鼻根の各の依、二處なり。何に緣りて、界の體數、多を成ぜざるや。二を合して一と爲すが故に、唯、十八なり。何に緣りて、二を合して一界と爲すや。頌に曰はく。

一八 類と、境と、識とは同じきが故に。　二なりと雖も界の體は一なり。

論じて曰はく、眼、耳、鼻根、各二處と雖も、類等同じきが故に、合して一界と爲す。類の同と言ふは、同じく眼の性の故なり。境の同と言ふは、同じく色の境の故なり。識の同と言ふは、眼識の依なるが故なり。耳、鼻も亦、然り。故に一界を立つ。

界の體は旣に一なるに、處は何に緣りて二なるや。頌に曰はく、

一九 然るに、端嚴ならしめんが爲めに、　眼等に各二を生ず。

論じて曰はく、所依の身相を端嚴にせんが爲めの故に、界の體は一なりと雖も、而も兩處に生ず。若し眼耳の根にして、處は唯、一を生じ、鼻にして二穴なからんか、身、端嚴ならず。此の釋は然らず。駝、猫、鵄等、是くの如き醜陋に、何んの端嚴あらんや。是の故に諸根の各別の

なれる爲めとなすものなり。

【一八】十八界中に於て眼・耳・鼻の三は各々二あるを以て、十八界を增して二十一となるべきに非ざるかと言ふ疑に對して、前述の如き類・境・識が同一なる爲め各々合して一となし、且つ增上に於ても異なき爲め十八界となすことを述べしものなり。

【一九】「端嚴ならしめんが爲め」の句を解するに、二あり、これによりて二處ある所以の理由にも二あり。即ち「身相を端嚴ならしめんとす」は第一說にして、此は世親も本論も許さざるところにして、第二說の「取境のことに便ならしめ、所發の識を明了にするが必要の爲め」とするを取れり。

種類、是の如く安布差別して、生ずるは、此れ因縁を待つて、是の如く差別するなり。因縁に障あれば、或は二生せず。猶し身根の頭頂、腹背、手足等の安布の差別種類の如く、是くの如し。疑難すべからず。亦、因縁を待ちて、是くの如く差別す。因縁に障あれば、或は別異にして生ずるが故に。蛇等の身支、闕くること有るを見る。又、彼の類を見るに、舌の一生するに非ず。是の故に諸根の安布差別、因縁を待ちて起る。身を嚴らんが爲めに非ず。

若し爾らば、何に故ぞ。眼等の根、端嚴ならしめんが爲めに、各二處を生ずと說くや、此れ別義あり。身を嚴らんが爲めに非ず。世間を現見するに、諸の作用に於て、増上圓滿するをも亦、端嚴と說く。若し眼等の根、各一處を闕かば、見、聞き、齅ぐの用、皆な明了ならず。各二を具すれば、明了の用生ず。是の故に、此に端嚴の爲めと言ふは、正しく是れ用をして増上ならしむる爲めの義なり。

第三節　蘊處界の差別

已に諸の蘊及び處界の攝を釋したり。當に其の義を釋すべし。所知の境に於て、蘊は有爲を攝し、處界も亦、諸の無爲法を攝す。何が故に、是の如く、所知の境中、或は說いて蘊と名け、或は處界と名くるや。蘊、處、界の三の義の別なるに由るが故に。別義とは何んぞ。頌に曰はく、

　[二〇]聚と、生門と、種族とは、　是れ蘊と、處と、界との義なり。

論じて曰はく、積集の義は、是れ蘊の義、生門の義は、是れ處の義、種族の義は、是れ界の義なり。

何に緣るが故に、聚の義は、是れ蘊なりと知るや。經說に由るが故に。契經に言ふが如し。『諸の所有の色、若しは[二一]過去、若しは未來、若しは現在、若しは內、若しは外、若しは麁、若しは細、

【二〇】以上說き來たりし、蘊・處・界の三の義を此れより明さんとするものなり。蘊は聚(Rāśi)の義にて、一切法を色蘊ならば色蘊の概念のもとに一聚として集め、受想等もその如くになしたるものなり。處は生門(Āya-dvāra)の義、即ち生長門の意にして、六根・六境は一は所依、一は對境となりて、能く心心所を生長せしむるが故なり。界は種族(Gotra)の義、即ち六根六境六識の十八法が種類、自性各別れて、同じからざるが故なり。

【二一】過去等。あらゆる色法等を明すとき何時もこの說き方が用ひらる。過去(Atīta)、未來(Anāgata)、現在(Pratyutpanna, Paccuppanna)、內(Ādhyātmika, Ajjhatta)、外(Bāhya, Bahiddhā)、麁(Audārika, Oḷārika)、細(Sūkṣma, Sukhuma)、劣(Hīna)、勝(Praṇīta, Paṇīta)、遠(Dūra)、近(Santika)

若しは劣、若しは勝、若しは遠、若しは近、是の如き一切を略して一聚と爲し、說いて色蘊と名く。」此の經中、聚の義は、是れ蘊なるを顯はす。

何に緣るが故に、門の義は、是れ處なりと知るや。訓詞に由るが故に。處とは、謂はく、生門なり。心心所法（その）中に於て生長す。故に名けて處と爲す。是れは能く彼の作用を生長する義なり。契經に說くが如し。『梵志[二二]、當に知るべし。眼を以て門と爲し、唯、色を見ると爲す』と。此の經は、唯、門の義に六あるを證す。然るに、心心所は十二門を有す。故に契經に說く。『眼と及び色とを緣と爲して眼識を生じ、三和合の觸、受、想、思を俱起す。是の如く乃至、意と及び法とを緣と爲して意識を生じ、三和合の觸、受、想、思を俱起す』と。

有餘師の說かく。「此の依に由りて、此の心等生長す。故に名けて處と爲す」と。

何に緣るが故に、族の義は、是れ界なりと知るや。世の種族の義と相似たるが故に。一山中に、諸の雄黃、雌黃、赤土、安膳那[二三]等の衆多の種族あるを說いて多界と名くるが如し。是の如く一身、或は一相續に十八類の諸法の種族あるを、十八界と名く。彼の山中、雄黃等の生本の諸礦あるが如きを、名けて種族と爲す。是の如く、此の中、心心所の生本の諸法あるを、說いて種族と爲す。

[二四]若し爾らば、處界の義、應に相ひ濫すべし。俱に心心所の生本の義なるが故に。此れに由りて、別に應に種族の義を釋すべし。雄黃等の展轉相望して、體類同じからざるが故に、種族と名くるが如く、是の如く、眼等の展轉相望して、體類同じからざるが故に、種族と名く。

若し爾らば、意界を六識に望むるに、別の體類なし。應に別の界に非るべし。

此の難は然らず。所依、能依、體類別なるが故に。有るが說かく、「安立の時分異なるが故に」と。復た、有るが說かく、六は是れ竟の先、意は六の先に非ず。故に甚だ異あり。諸界の體、並びに三世に通ずと雖も、然も位の別なるに就て、異名を安立す」と。此れに由るが故に、六は先、意は後

【二二】梵志。婆羅門（Brāhmaṇa）の譯なり。

【二三】安膳那。Añjana 安闍那とも作る、黑色の土石、

【二四】種族を生本の義とせしより、もし有らば處と相ひ混同するの難あり、此れを如何に解すべきかを此處に釋す。

と言ふと。未來の意は六の時、位未だ分かたず。如何んが六は先。意は後と言ふべけんや。

二五 若し聚の義を以て、蘊の義を釋せば、蘊は則ち實に非ず。聚は是れ假なるが故に。

此の難は然らず。聚の所依に於て、義の言を立つるが故に、聚は卽ち義に非ず。義は是れ實物の名の差別なり。聚は實に非ざるが故に。此の釋は經に大義趣あることを顯はす。謂はく、聚と言ふも、聚の所依を離れて、別の實有の聚の體を得べき無きが如し。是の如く、我と言ふも色等の蘊の外に、應に別に實有の我體を求むべからず。蘊の相續の中、假りに我と說くが故に。世間の聚の如く、我も實有に非ず。

蘊若し實有ならば、經は何の義を顯すや。所化の生が色等の法の三時の品類、無量の差別、各是れ蘊なることを知ること勿きが故に。蘊則ち無邊ならば、便ち怯退を生じて、我れ何んぞ能く此の無邊の蘊を遍知し永斷ぜんやと謂ふ。彼を策勵せんが爲めに、蘊は無邊なりと雖も、而も相同じきが故に、總じて說いて一と爲す。又、諸の愚夫、多蘊の上に於て、一の合の想を生じて、我執を現起す。彼をして一の合の想を除かしめんが爲めの故に、一蘊の中に、衆多分ありと說く。色等の五蘊、多法合成して、是れ假にして實に非ざる事を顯示せんが爲めならず。又、一の極微は三世等に攝す。慧を以て分析して、略して一聚と爲す。蘊は卽ち聚と雖も、而も實の義成ず。餘法も亦然なり。故に蘊は假に非ず。又、一一別起の法の中に於て、亦蘊と說くが故に。蘊は定んで假に非ず。俱生の受を受蘊と名け、想を想蘊と名くと說くが如し。餘說は經の如し。一切時に於て、和合生の故に。蘊は各別なりと雖も、而も聚の義成ず。

有餘師の說かく。「分段すべき義、是れ蘊の義なり。諸の有爲法は、皆な過去、未來、現在の三分段あるが故に。二六 經主、此の釋を「經に越ち」と決判す。今謂ふ、然らず。理に違せざるが故に。處界の二義、豈に經に越せざらんや。而も其の中に於て、攝取して正と爲す。復何の理ありて、唯、蘊

【二五】以下、蘊・處・界の假實を論ず。有部は三世實有、法體恒有說を建立せる關係上、三科俱に實なりと主張するものにて、從つて蘊を假なりとする說を、然らずとなすものなり。

【二六】俱舍論一・一五左。

の義中、固く經證を求め、處界の義に於ては、唯、理釋に依り、紹へて經を求めざるや。此の義を觀じて言ふ、朋黨を專らにするに似たりと。故に應に彼れの如く、理に據るも、違なかるべし。

第四節　蘊處界建立の理由

何が故に、世尊に所知の境に於て、蘊等の門に由りて、三種の說を作せるや。頌に曰はく、

[二七]愚と、根と、樂と、三の故に、　　蘊、處、界の三を說く。

論じて曰はく、[二八]善逝の意趣は、極めて知り難しと雖も、理に據りて推尋するに、此の如くなるべきに似たり。謂はく、諸の弟子、愚と、根と、及び樂と各三あるが故に、善逝は彼に隨つて、蘊、處、界の三種の法門を說けりと。

樂とは、謂はく、勝解なり。三とは、謂はく、各に三なり。

所化の衆生の[二九]愚に三種あり。有るは心所に愚にして、總じて執して我と爲す。有るは唯、色に愚なり。有るは色と心に愚なり。

[三〇]根にも亦三あり。謂はく、利、中、鈍なり。

[三一]樂も亦三種なり。謂はく、略と、中と、及び廣との文を樂ふが故に。

[三二]所化の生の是の如き品別に隨ひ、其の次第の如く、善逝は爲めに、蘊、處、界の三を說けり。

[三三]經主、此の中の所說、猶少なり。謂はく、諸の弟子、已過作意と、已熟習行と、初修事業と、三位別なるが故に。我慢行を懷くと、我の所隨を執すると、識の依緣に迷ふと、三の過別なるが故に。命と、財と、族とを恃んで、而して憍逸を生じ、三病異なるが故に。此等の緣に由りて、其の次第の如く、世尊は、爲めに蘊、處、界の三を說けり。

[三四]彼の上座は言ふ。「蘊を說くは、所執の一と合の差別の相を明さんが爲めの故なり。處を說くは、

【二七】何が故に佛は蘊處界の三科を以て萬法を分類し教化したるか。此れに對する答が以下三個の理由を以て述べられてゐる。

【二八】善逝。Sugata 如來十號の一、幸福なる人の義なり。

【二九】愚の三種——
一、心所に愚なるもの—五蘊を說く。
一、色に愚なるもの—十二處を說く。
一、色心に愚なるもの—十八界を說く。

【三〇】根の三種、利・中・鈍のそれぞれに從ふて五蘊・十二處・十八界を說くものなり。

【三一】樂の三種。略・中・廣の三は、それぞれ略文、中文・廣文の三にして、その勝解なるを以て、五蘊・十二處・十八界の順序となるわけである。

【三二】本論は俱舍論のそれの如く、如上の說に終ることなく、以下に於て更に數種の說を上げて三科建立の理由を述ぶ。即ち左の如し。
一、已過作意—蘊
二、已熟習行—處
三、初修事業—界
四、懷我慢行—蘊
五、執我所隨—處
六、迷識依緣—界
七、恃命生憍逸—蘊
八、恃財生憍逸—處
九、恃族生憍逸—界

【三三】上座の建立に對する所

境及び有境の差別の相を明さんが爲めの故なり。界を說くは、境及び有境、並びに所生の識の差別の相を明さんが爲めの故なり。

且く處門を說かん。如何んが境、有境の相を遍立するや。此の中、眼等の五根と、及び意根とを、境性と爲すと說かざるが故に。然るに一切法は、皆な意根の境なり。此れは意の境に於て、遍說して以て處門を立つと爲すに非ず。但、七法を說いて、意の境と爲すが故に。契經に說くが如し。『苾芻、當に知るべし。法とは、謂はく、外處なり。是れ十一處の攝せざる所の法なり』と。又、處々に法を說いて、意の境と爲す。故に處を說く中、境、有境の相を遍立するに非ざるに似たり。

諸有は此に於て、復是の言を作す。契經に說くが如し。『意と及び法とを緣と爲して意識を生ず』とは、一切法は皆な意境なるを說くなり。彼は但、有るが言なり。理敎なきが故に。若し必ず爾らば、何んぞ、決定して處の相の別を立つと名くるや。且く境、及び有境を遍立せず。過則ち前に同じ。

又、上座は說く。「諸法は意の所行に非ざる無きが故に、皆な法處の攝なり」と。若し爾らば、唯、應に一法處を立つべし。一切法は皆な意境なるを以ての故に。此れ但、有るが言なり。定んで量證なし。又、彼れの言ふ所、實に一處なりと雖も、而も一の中に於て、差別の相に據りて、餘の十一を立つ。謂はく、初の眼處も亦、法處と名け、乃至意處も亦、法處と名くるも、最後の法處を、唯、法處と名く。若し爾らば、便ち順別處經に越ち。彼の經に說くが如し。『苾芻、當に知るべし。法とは、謂はく、外の處なり。是れ十一處の攝せざる所の法なり』と。又、處々に法を說いて、意の境と爲す。都て眼等の十一を名けて法處と爲すと言ふ處なし。故に皆な法處なりと雖も、而も彼の經中、別に據りて、法處は、十一處の攝せざる法を說いて、名けて法處と爲すと謂ふべからず。是の故に彼の言は、唯、自の計度なり。

說とは、
一、爲明所執一合差別相―蘊
一、爲明境及有境差別相―處
一、爲明境及有境
　並所生識差別相―界
であつて、此等に對して本論は以下に於て其の批判をなせるものである。

又、彼は境、及び有境を立つと雖も、而も極めて雜亂なり。「五は自境を取り、意は一切を緣ず。何んの雜亂あらんや。」有境を境と爲し、境を有境と爲す、豈に雜亂に非ざらんや。此の中、何者を有境、何者を境と爲すかを了せず。故に甚だ迷亂なり。我れ此の經に於て、是くの如き趣を見る。處を說くは所依の境と有境の異の雜せざらんことを顯はさんと欲するなり。此れ何んの所爲ぞ。我執を捨せんが爲めなり。執我論者は、妄りに是の言を作す。「我は是れ見者乃至智者なり。此の我は、即ち是れ樂等の所依なり」と。此の經は、多法の作用ありと示し、一法の能見者、乃至所依と名くること無きを顯はす。此の理に由るが故に、一切法は、皆な是れ意の境なりと雖も、而も不共の境、唯、是れ境なる者を立てゝ意の境と爲す。唯、此れに對して、意を立てゝ有境と爲す。彼れは此の異想を我と說くと謂ふ勿れ。諸の法處の體の、唯、是れ境なるあり。亦、有境なるあり。然れども所依には非ず。或は此れと意とを一の有境と立つ。是れ能依なるが故に。亦失あることなし。眼等と及び意は、意根の不共の境の義ありと雖も、而も唯、境のみには非ず。色等の五處は、但だ是れ境なりと雖も、而も意根の不共の境の義なし。眼等の五根は、更に餘境なし。即ち色等の境を、名けて不共と爲す。即ち此の境に對して、有境の名を說く。此の中、處の聲は、眼等の六を說いて、所依處と爲す。色等の六を說いて、所緣處と爲す。此れは緣と爲りて、異法を生長するを顯すが故に說いて處と爲す。即ち此の理に依りて、以て處の名を釋す。謂はく、心心所法を生長す。故に名けて處と爲す。是の故に處を說くは不雜の境、及び有境を立てゝ無亂にして、用ありと爲すなり。我は此の經に於て、是の意趣を見る。法を審釋する者は、應に更に尋思すべし。

第五節　特に五蘊の分類る就て——受想別立の理由

何が故に、一切の心所法の中、二法を別立して、受と、想蘊と爲すや。脇尊者[三四]は言ふ。世尊は法

【三四】脇尊者。Pārśva（梵）小乘有部衆の人にして、迦膩色迦王時代の人なり。婆沙論にては最も重んぜられたる論師なり。

に於て了達して、而して立て給ふ。斷に詰問すべからず。或は因ありと說く。頌に曰はく。

三五 淨根と、生死との因と、　　及び次第因との故に、
諸の心所法に於て、　　受と、想とを別に蘊と爲す。

論じて曰はく、世の鬪諍根に、略して二種あり。謂はく、欲に貪著し、耽嗜拘礙すると、及び見に貪著し、耽嗜拘礙するなり。初は受に因りて起り、徒は想に由りて生ず。三六 味受の力の故に、諸欲に貪著し、三七 倒想の力の故に、諸見に貪著す。

又、生死の法は、受、及び想を以て、最勝の因と爲す。樂受に耽るが故に、倒想を執るが故に。愛と見の行者は、生死に輪廻す。此の二因と、及び後に當に說くべき、次第因とに由るが故に、應に知るべし、別に受と、想とを立てゝ蘊と爲す。其の次第因は、鄰次に當に辯ずべし。

又、此の受と、想とは、能く愛、見の二雜染法の生の根本なるが故に。各別に一、の識住の名を顯はすが故に、此の二を滅するに依りて、滅定を立つるが故に、是くの如き等の因、多くの品類あり。

第六節　五蘊と無爲法

何が故に、無爲は、處と、界とに在りと說くも、蘊の攝に非ざるや。頌に曰はく、

三八 蘊には、無爲を說かず。　　義相應せざるが故に。

論じて曰はく、諸の無爲法を、若し說いて蘊と爲し、立てゝ五の中に在り、或は第六と爲すも、皆な理に應ぜず。義相違するが故に。所以は何ぞ。三九 彼れは且く色に非ず、乃至識に非ず。故に五に在るに非ず。四〇 聚の義は、是れ蘊なり。無爲法は彼の色等の如く、過去等の品類の差別ありて、略して一聚として、無爲蘊と名くべきに非ず。故に第六に非ず。

四一 又、無爲法は、顚倒依と、及び斷方便と義、相違するが故なり。有漏蘊を說いて、顚倒依を顯は

【三五】此の頌は、四十六の心所ある中、四十四の心所法を行蘊の攝となし、殘りの二を、受・想の二蘊に攝せる理由を論じたるものなり。然して本、論は次の三點を上げて之を釋せり。

一、諍根の因。諍根（Vivādamūla）とは五欲の境に貪著すると、諸の妄見に貪著すると二あり。前者は即ち受の心所にして、後者は想の心所なり。

二、生死の因。即ち受・想の二心所は、吾人を生死の淵に輪廻せしむるに最も勝れたる因となるものなり。樂受により、倒想に由るが故なり。

三、次第因（Karma karaṇa）は次に來たる五蘊の順序を述ぶる處に於て詳細に說示さる。即ち隨麁・隨染・隨器の次第によりて、特に受・想の二を別出し受・想……としたるものなり。

【三六】味受。Vedanāsvāda（梵）

【三七】倒想。Viparīta saṃjñā（梵）顚倒の想なり

【三八】此の頌は、無爲法と五蘊の關係を述べ、無爲法はその體に於ても非色非識なるを以て五蘊の中に入る事を得ず、又その用も相も全く五蘊と異なることを示すものな

し、無漏蘊を說いて、斷方便を顯はす。無爲は、此の兩義に於て、都て無し。義不相應の故に、蘊と立てず。

有るが說かく、「無爲は是れ蘊の息の故に、蘊と名くべからず。世に餅の破すれば、復た餅と稱せざるが如し。」と。

經主、〔四一〕難じて言ふ。「彼れは、處と界とに於て、例して應に失を成ずべし」と。謂はく、處と界と息めば、應に處と界とに非ざるべし。便ち所宗に違すとなり。〔四二〕全く蘊門に於て、衆生は我を計し、無餘の位に入つて、諸蘊頓に息む。處界は然らず。全生に非ざるが故に。唯、取蘊の起るを、假に說いて生と爲す。若し諸蘊の息むをも亦、立てゝ蘊と爲さば、般涅槃し已つて、餘蘊應に存すべし。衆生は蘊に多くの過患あるを畏れ、應に涅槃に於て、安穩の想なかるべし。處界の中、全く多過あるに非ざるが故に無餘の位に、處界猶隨ふ。故に蘊は、應に彼に例して、失を成ずべからず。又、此の息の言の意は、斷を顯はすに非ず。空、非擇滅は、體斷に非ざるが故に。此の言の意は、若し是の處に於て、蘊の相、都て無きを名けて、蘊息むと爲すことを顯はす。三無爲の上には、聚の義、都べて無きを、蘊息むと名くべし。門と、族との義は、彼に於ても亦無きに非ず。故に應に例すべからず。此の釋は、頌と、義善く相ひ符す。

第七節　五蘊の順序

世尊は、教を起すに、覺慧を先とす。何に依りて、蘊を說くに是の如く次第するや。頌に曰はく、

〔四四〕麁と、染と、器等と、　界別との次第に隨つて立つ。

論じて曰はく、五蘊は麁に隨ひ、染、器等、及び界別とに隨ふが故に、次第にして立つ。

麁に隨つて立つとは、五の中、最も麁なるは、謂ふ所の色蘊なり。對礙あるが故に、五識の依な

【三九】無爲法の五蘊に入らざる第一の理由なり。

【四〇】無爲法は五蘊に入らず、又五蘊の外に第六蘊ともすべきものに非ず。無爲法は蘊の義なきが故なり、此れ第二の理由なり。

【四一】第三の理由なり。蘊に有漏・無漏の別あり、有漏蘊は顚倒依なるも、無爲にはその義なく、無漏蘊は斷方便にして淸淨を意味すれども、無爲には此の義なし。卽ち無爲は此の兩義を顯はさゞるが故に蘊の義と相應せざるなり。

【四二】俱舍論一・十七左。

【四三】世親は餅の例へを破したるも、衆賢は之れを救ひて。

【四四】此の頌は五蘊の色・受・想・行・識の順序を如何なる理由の下にかくせしやを論じたるものなり、而してその理由として次の四を上ぐ。卽ち、

一、隨麁。卽ち體又は行相の上に於て麁より細に進みて、色乃至識となす。

二、隨染。染着を起こす次第順序によりて、その深より淺へて立てたるものなり。

三、隨器。食器(色)・食物(受)・助味(想)・厨人(行)・食者(識)の譬喩に相應するによりて順序次第を立てたるものなり。

るが故に、六識の境なるが故に、五の中、初に說くなり。四の中、最も麁なるは、謂ふ所の受蘊なり。形質なしと雖も、而も行相の用、了知し易きが故に、四の中、初めに說くなり。三の中、最も麁なるは、謂ふ所の想蘊なり。男女等の行相を取る作用、了知し易きが故に、三の中、初めに說くなり。二の中の麁とは、謂ふ所の行蘊なり。貪等を現起する行相の分明に了知し易きが故に、二の中、初に說くなり。識蘊は最も細なり。故に最後に說く。

染に隨つて立つとは、謂はく、無始の生死より已來、男女は身に於て、更相に染愛す。顯形等に由るが故に、初に色を說く。是の如きの色貪、受味に耽るに由るが故に、次に受を說く。此の受味に耽るは想の顚倒に由るが故に、次に想を說く。此の想の顚倒は煩惱力に由るが故に、次に行を說く。此の煩惱力は、能く後有の識を引發し、生ずるに依るが故に、後に識を說く。

器等に隨ふとは、謂はく、色は器の如し。受の所依なるが故に。受は飮食に類す。有情の身を、增益し損減するが故に。想は助味に同じ。怨親の中、平等の相を取り、受を生ずるを助くるに由るが故に。行は廚人に似たり。思貪等の業と煩惱との力に由りて、愛、非愛等の異熟生ずるが故に。識は食者に喩ふ。有情の本中、主と爲りて勝るが故に。識を上首と爲して、受等生ずるが故に。即ち此の理に由りて、受想等の隨福行の中に於て、識を說いて、隨福行者と爲す。又、此の理に由りて、行に緣つて識と說く。復た、此れに由りて、阿難陀に告げて曰はく、『識、若し無ければ、母胎に入らず。心雜染の故に、有情雜染なり。心淸淨なるが故に、有情淸淨なり。』受想等の俱起の法の中に於て、是の如き等の經は、但だ主識を標す。

界別に隨ふとは、謂はく、欲界の中、色を最も勝と爲す。諸の根と境と色を皆な具有するが故に。色界は受、勝なり。生死の中に於て、諸の勝妙の受、具に得べきが故に。三無[四五]の中、想を最も勝と爲す。彼の地は相を取ること最も分明なるが故に。[四六]第一有の中、行を最も勝と爲す。彼の思、能

四、隨界別。欲・色・無色の三界中に於て、順序次第して立てたるものなり。

【四五】三無色。空無邊處(Ākāśānantyāyatana, Ākāsānañcāyatana)。識無邊(Vijñānānantyāyatana, Viññāṇañcāyatana)無所有處(Ākiñcanyāyatana, Ākiñcaññāyatana)。

【四六】第一有。有頂天のことなり。即ち非想非々想處(Naivasaṃjñānāsaṃjñāyatana, Nevasaññānāsaññāyatana)なり。

く最大の果を感ずるが故に。[四七]此れは即ち識住にして、識其の中に住す。世間の田と種との次第に似たることを顯はす。

是の故に、諸蘊の次第は、是くの如し。此れに由りて、五蘊に増減の過なし。

即ち是くの如き諸の次第因に由りて、心所の中に於て、別に受と、想とを立つ。謂はく、受と、想とは、心所の中に於て、相麁にして、染を生じ、食に類し、助（味）に同じく、三界の中にて、強きが故に、別して蘊を立つ。

已に本頌に隨ひたり。且く[四八]轉門に就き、次第因を説けば、四種是くの如し。當に[四九]還門に就きて、復一種を説くべし。謂はく、佛法に入るに、二要門あり。一は[五〇]不淨觀、二は[五一]持息念なり。不淨觀門は、造色を觀じ、持息念門は、大種を念ず。要門の所縁の故に、先に色を説く。此の觀力に由りて、色相を分析し、刹那極微、展轉し差別し、是くの如く觀ずる時、身輕安の故に、心は便ち樂を覺ゆ。故に次に受を説く。受は身と合して、定んで損益を爲し、我を損益すること、理必ず成ぜず、斯の觀解に由りて、我想は便ち滅し、法想、便ち生ず。故に次に想を説く。此の想に由るが故に、唯法有りと達し、煩惱行ぜず。故に次に行を説く。煩惱は既に息み、心は調柔に住し、堪能する所あり。故に次に識を説く。已に順次に説きたり。逆次に應に説くべきも、繁文を恐厭するが故に、應に且く止むべし。

第八節　處界門に於ける次第

是の如く、已に諸蘊の次第を説きたり。界、處の中に於て、應に先づ六根の次第を辯説すべし。斯れに由りて、境と識との次第を知るべし。眼等は何に緣りて、是の如き次第なるや。頌に曰はく、

[五二]前の五の境は、唯、現なり。　四の境は、唯、所造なり。

【四七】「此」は「此の色・受・想・行の四は」の意にして、此等は常に識の所住なれば、恰も識は田と種との如きものなりの意。

【四八】轉門。流轉門（Anuyā=gāmino）のこと、無始以來、無明煩惱善惡の業を作り、苦樂の果を感ず、即ち惑業苦の次第緣起する迷の因果を言ふ。四諦の內、苦集の二諦は流轉門なり。

【四九】還門。還滅門（Apnca=yāgāmino）のこと。還滅とは滅即ち涅槃に還ること、還滅門とを、道を修し、涅槃を證する道のことにして、四諦の滅道は還滅門なり。

【五〇】不淨觀。五停心觀の一、貪心を治する爲めに身の不淨を觀ずるなり。

【五一】持息念。舊に數息とも言ふ。五停心觀の一なり。呼吸の數を計りて、以て散亂心を停止する法なり。

【五二】此の頌は處界の順序次第を明せるものなり。

餘は、用の遠と、速と、明となり。　　或は處の次第に隨ふ。

論じて曰はく、六根の中に於て、眼等の前五は、唯、現の境を取る。是の故に先に說く。意の境は不定なり。三世と無爲となり。或は、唯、一を取り、[五三]或は、二、三、四なり。是の故に後に說く。境の決定する者は、用に雜亂なく、其の相、分明なり。所以に先に說く。境の不定なる者は、用に雜亂あり。相は分明ならず。所以に後に說く。

言ふ所の四境、唯、所造とは、前、此に流至す。五の中、[五四]前の四の境は、唯、所造なり。是の故に先に說く。

身の境は不定なり。大種、造色、倶に境と爲すが故に。所以に後に說く。或る時は身根は唯、大種を取り、或る時は身根は唯、造色を取る。或る時は身根は倶に二種を取る。是の故に、身識は、有るは極多にして五に緣りて觸起ると說く。謂はく、四大種と滑等の隨一なり。有るは極多は十一に緣りて起ると說く。

餘とは、謂はく、[五五]前四なり。其の所應の如く、用の[五六]遠と、速と、明となり。是の故に先に說く。謂はく、眼耳根は、遠境を取るが故に、二の先に在りて說く。二の中には、眼は、用、遠きが故に、先に說く。遠の叢林、風等に擊せられ、現に搖動するを觀るも、聲を聞かざるが如きが故に。又、眼の用は速なり。先づ、遠く人の鍾鼓を撞擊するを見て、後に聲を聞くが故に。鼻舌の兩根は、用、倶に遠からず。先づ鼻を說けるは、速と明とに由るが故に。香の美なる諸の飮食に對する時、鼻、先づ香を齅ぎ、舌、後に味を甞むるが如し。

是くの如く、且く境の定、不定、用の遠、速、明に約して、根の次第を辯じたり。

或は身の中に於て、所依處の安布の上下に隨つて、根の次第を說く。傳說すらく。「身中、眼は最上に處し、又、面に顯在す。是の故に先に說く。耳、鼻、舌根の依處は漸く下る。身は多く下に處

【五三】或は、二・三・四。二とは現在と過去との如きもの、三とは現在と過去と未來の如きもの、四とは三世に無爲を加へたるものなり。

【五四】前の四の境。色・聲・香・味の四境のことなり。

【五五】前四。眼・耳・鼻・舌の四根なり。

【五六】遠等の三。即ち遠(Dūra)、速(Āśu)、明(Vyakta)

し。意は方處なく、卽ち五根に依止して生ずる者あるが故に、最後に說く」と。豈に理、實ならざらんや。鼻根の極微は、鼻頞の中に住し、眼の下に居るに非ず。三根は、橫に行列を作すと說くが如くんば、處に高下なく、華鬘を冠るが如し。理實に應に爾るべし。然るに經主の意、根の依處に就いて、假りに此くの如しと說く。經主、或は異釋を通ずるに似たりと言ふ。故に今、此に於て、別に頌文を作る。

五七 前の五は、用、先に起る。　五の用の、初二は遠。
三の用の、初二は明なり。　或は處の次第に隨ふ。

六根の中に於て、眼等の前の五は、色等の境に於て、先に功用を起す。意は後に方に生ず。是の故に先に說く。本論に言ふが如し。色等の五境を、五識、先に受く。意識は後に知る。自識の依と爲り、及び自境を取るは、應に知るべし、倶に是れ眼等の功用なり。五根の中に於て、初二の用は、遠にして境合せざるが故に、所以に先に說く。二の中、眼の用　復た耳よりも遠し。事を引く事、前の如し。是の故に先に說く。鼻等の三用は、初二は分明の故に、鼻先に居し、舌は次に、身は後なり。鼻の香に於て、能く微細を取るが如く、舌は甘苦に於て、則ち是の如くならず。舌の味に於て、能く微細を取るが如く、身は冷煖に於て、則ち是の如くならず。處の次第に隨つて、釋すること前に異ならず。

五八 若し色等の境、五識先に受けて、意識後に知らば、云何ぞ、夢中、能く色等を取るや。

有餘師の說かく。「夢の中には先に受くる所の境を憶念す。若し爾らずんば、諸の生盲の人も、其の夢中に於て、亦應に色を取るべし」と。

有るが說かく。「夢中、必ずしも先に受くる所の境を憶念するに非ず。境相、現前して分明に取るが故に。覺の位に於て、先に受くる所の境を、憶念し了別するに、夢中に在りて、色等の現前して、

【五七】此の頌は衆賢が、如上の解釋を總合して、一頌にまとめたるものなり。
五の用の初二とは、眼・耳・鼻・舌・身の五根の中の眼・耳の二根なり。
三の用の初二とは、鼻・舌・身の三根の中の鼻・舌の二根なり。
然して、此の頌の後の長行は、此の頌の釋を試みたるものなり。

【五八】以下五識と第六識との前後を問題とせるものなり。卽ち五識があつて、その後に第六意識が起るとすれば、夢中の如く、何等五識の作用あらざる時に、色相等を認識する事が出來るや、と言ふ難なり。此れに對する本論の說は、定んで五識先に受け、意識後に知るのではなく、容有に據りて說けるものなりとなせるなり。

分明に取るべきが如きに非ず。夢の位に於て、昔の境を憶する時、殊勝の德、覺の位に過るものありて、此れに由りて、先に受くる所の境を憶念して、明了に現前して、覺位に勝るに非ず。是の故に、夢中、能く昔受くる所に非ざる色等を取る。然るに、夢の位に於て、有る時は亦、能く昔の境を憶するは、此れ實の夢に非ず。分明に境相を取ること能はざるが故に。若し爾らば、生盲、何に緣りて、夢位に色を取ること能はざるや。誰か言ふ。生盲、其の夢の位に於て、色を取ること能はざると。若し夢中に必定して先に受くる所の境を憶念すと謂はゞ、先に未だ受けざるに非ず、應に信ずべし。生盲の夢中、色を取るは、昔餘生の中に、曾つて色を見たるが故に。又、夢中に於て、唯、曾つて更る所の事を夢見るに非ず。餘處に說くが如し。是の故に、生盲の夢も亦、應に爾るべし。而して本論に色等の五境を、五識先に受け、意後に知ると言ふは、容有に據りて說く。必定して然るに非ず。是の如く言ふ所の色等の境に於て、眼等先に用あり、意後に生ずとは、亦必定に非ず。眼等の五識、展轉して互に等無間緣と爲ると本論に說くが故に。此の中、且らく夢に非ざる散位に、色等を受了する次第に約して說く。此れに由りて已に定の取る所の色を釋せり。空閑に住する者は咸此の言を作す。定中は靑し等と。是れは有るは色を見るなり。此の色は、定んで是れ眼識の曾つて受くる異類の色相と說いて言ふべからず。此の定中に於て、分明に現ずるが故に。此の定境の色は、是れ定所生の大種所造にして、淸潔分明、障礙する所なく、空界の色の如し。

是くの如く、已に處界の次第を說けり。卽ち此の中に於て、應に更に思擇すべし。

第四章　三科分類餘論

第一節　色處と法處

何に緣りて、十處の體、皆な是れ色なるに、唯、一種に於て、色處の名を立つるや。又、十二處

の體、皆な是れ法なるに、唯、一種に於て、法處の名を立つるや。頌に曰はく、

五九 差別せんが爲めと、最勝と、　多と、增上との法を攝するとの故に、
一處を色と名け、　一を名けて法處と爲す。

論じて曰はく、十二處は十に色にして、(十二は)皆な法なりと雖も、而も差別せんが爲め、一に總名を立つ。差別と言ふは、謂はく、各別の處なり。若し色法は性等しきが故に、名同じければ、是れ則ち、處の名は應に二、或は一なるべし。諸の弟子等、此の總名に由りて、唯、應に總に知りて、別相を了せざるべし。境及び有境の種々の差別を了知せしめんが爲めの故に、異名を立つ。是れに由りて、如來は、其の聲等、眼等の色の上に於て、義を異にする名を立つ。色處は更に義を異にする名なきが故に、總を卽ち別に名く。能作因の如し。諸の別名を立つるは、別義を顯はさんが爲めなり。此れ別義を顯はすが故に、卽ち別名なり。法處も亦、爾なり。

最勝と言ふは、二因縁に由り、唯、色處の中、色相最勝なり。一、有見の故に。此に在り、彼に在りと差別を示す可し。二、有對の故に。手等の觸るゝ時、卽ち變壞す。又、多種の故に。六〇 三の眼の境なるが故に。世、共に此に於て色の名を立つるが故に。諸の大論師は、聲等に於て、色の名を立つるに非ざるが故に、唯、一を色と名く。

法處の中に於ては、受想等の衆多の法を攝するが故に　應に通名を立つべし。若し通名を離れては、云何んが、能く多くの別相の法を攝し、同じく一處と爲さんや。又、此の中に於て、多の品類の法の名の諸法を攝するが故に法の名を立つ。謂はく、擇法覺支、法智、法隨念、法證淨、法念住、法無礙解、法寶、法歸なり。此等の法の名、無量種あり。一切、此の法處の中に攝在す。

又、增上法とは、所謂涅槃なり。此の中に攝するが故に、獨り名けて法と爲す。

【五九】此の頌は、色處と法處とが、特に一處に就いて立てられてゐる理由を明したるものなり。卽ち十二處の中五根五境の十處は皆なこれ色蘊の所攝なるが故に、色と名くべきに、眼根の對境のみ色處と名け、又十二處は皆な任持自性の義あるが故に、すべて法と名くべきに、特に意根の對境のみに法處と名くるは、如何にと言ふなり。これに對して前者には二義を以て釋し、後者には三義を以て明す。二義とは、差別と最勝にして、三義とは差別と多と增上なり。

第二節　法蘊

諸の契經の中には、餘の種々の蘊、及び處、界の名想の得べきものあり。皆な此の攝に在り。應の如く當に知るべし。且く餘の諸蘊の名想を攝することを辯ずべし。頌に曰はく、

六〇 牟尼の法蘊を説く、　數、八十千あり。
彼の體は語なり、或は名なり。　此は色と行との蘊の攝なり。

論じて曰はく、有るが説かく。「佛の教は、語を自體と爲す。彼れの説く法蘊は、皆な色蘊の攝なり。語の用の音聲を自性と爲すが故に」と。

有るが説く。「佛の教は、名を自體と爲す。彼れの説く法蘊は、皆な行蘊の攝なり。名は不相應行を性と爲すが故に」と。語は教の異名なり。教は是れ語なる容し。名と教とは別體なり。教は、何ぞ是れ名なるや。彼は、是の釋を爲す。「名あるに由りて、乃ち説いて教と爲す。是の故に、佛の教の體は、即ち是れ名なり。所以は何ぞ、義を詮すこと實の如し。故に名は佛の教なり。名は能く義を詮す。故に教は是れ名なり。是れに由りて、佛の教は、定んで名を體と爲す。句文を攝するを以てなり」と。

第三節　八萬四千の法蘊

何んに齊りて、應に諸の法蘊の量を知るべきや。頌に曰はく。

六一 有るは言く、諸の法蘊は、　量は、彼の論に説くが如しと。
或は蘊等の言に隨ふと。　如實は行の對治なり。

論じて曰はく、有る諸師は言ふ。「八萬の法蘊は、一一の量は、法蘊足論に等しと。謂はく、彼れ

【六〇】 三眼。肉眼（Māṃsa-cakṣus）、天眼（Divyaṃ-cakṣus）、聖慧眼（Ārya-prajñā-cakṣus）。

【六一】 此の頌は、佛の説ける八萬の法蘊を五蘊中の色蘊と行蘊に攝せんとするものなり。これに二説あり、第一説は即ち八萬の法蘊は、その體を語言となすものにして、これによつて此れは五蘊中の色蘊に攝すべく、第二説は之れを名句文とするものにて、從つて名句文は不相應行法なる爲め行蘊に凡て攝すべきなりとするものなり。牟尼（Muni）は寂默の義にして、久しく山林にありて、心を修め道を學ぶ者の稱にして、一般に聖者を意味せるも、此處では釋尊の義なり。

【六二】 此の頌は、法蘊の量を明かせるものなり。此れに三説あり。

一、佛説の八萬の法蘊は法蘊足論にその一一に六千頌ありと説けるが如く、法蘊の一一に六千頌ありとするもの。

二、所説の法門に約して量を定めたものにて、蘊・處・界等一一の教門を一法蘊とするもの。

三、所化の有情には各々八萬の煩惱あるが故に、此の八

の一一に、六千頌あり。對法中の法蘊足論に說くが如し」と。

或は說かく。「法蘊は蘊等の言の一一の差別に隨ひて、數、八萬あり。謂はく、蘊、處、界、緣起、[六三]諦、食、靜慮、無色、無量、解脫、勝處、遍處、覺分、神通、無諍、願智、無礙解等、一一の教門を、一法蘊と名く。

如實の說は、所化の有情に、[六四]貪、瞋、癡、我慢、身見、及び尋、思等の八萬の行の別あり。彼の八萬の行を對治せん爲めの故に、世尊は八萬の法蘊を宣說せり。謂はく、[六五]不淨、慈悲、緣起、無常想、空、持息念等、諸の對治門を說けり。此れ即ち蘊等の言に隨ひ、蘊等の言無くば、有情の病行を對治せんが爲めならず、唐捐にして說くことを順顯するなり。

第四節　蘊相攝論結語

彼の所說の八萬の法蘊は、皆な此の五の中の二蘊に攝せらるゝが如く、是くの如く餘處の諸の蘊處界も、類するに亦、應に然るべし。頌に曰はく、

[六六]是くの如く、餘の蘊等は、　各其の所應に隨つて、
攝して前に說く中に在り。　應に審かに自相を觀ずべし。

論じて曰はく、餘の契經の中の諸の蘊處界は、應に隨ひて、前の所說の中に攝在す。此の論の中に說く所の蘊等の如く、應に審かに、彼の一一の自相を觀ずべし。

且らく、諸の經中に說く餘の五蘊とは、謂はく、戒、定、慧、解脫、解脫知見の五蘊なり。彼の中にて、戒蘊は、此の色蘊の攝なり。是れ身語業にして、意思に非ざるが故に。彼の[六七]餘の四蘊は、此の行蘊の攝なり。是の心所法は、受想に非ざるが故に。

又、諸經に[六八]十遍處等を說く。前の八遍處、及び[六九]八勝處は、無貪の性なるが故に、此れ法處の

萬の煩惱を斷ぜんが爲めに、佛は八萬の法蘊を說けるなりとせしもの。

【六三】緣起（Pratītyasamutpāda, Paccayākāra）、諦（Satya, Sacca）、食（Āhāra）、靜慮（Dhyāna, Jhāna）、無色（Arūpa Arūpa）、無量（Apramāṇa, Appamāṇa）、解脫（Vimokṣa, Vimutti）、勝處（Abhibhvāyatana, Abhibhvāyatana）、遍處（Kṛtsnāyatana, Kasiṇāyatana）、覺分（Bodhyaṅga, Bojjhaṅga）、神通（Abhijñā, Abhiññā）、無諍（Araṇā）、願智（Praṇidhi-jñāna, Paṇihita-ñāṇa）、無礙解（Pratisaṃvid, Paṭisaṃvidā）。

【六四】貪（Lobha）、瞋（Doṣa, Dosa）、癡（Moha）、我慢（Ātma-māna, Attā-māna）、身見（Kāya-dṛṣṭi, Kāya-diṭṭhi）、尋（Vitarka, Itakka）、思（Cetanā, Cetanā）。

【六五】不淨（Aśubha, Asubha）慈悲（Maitri-karuṇā, Mettā-karuṇā）、緣起（Paccayākāra）無常想（Anitya-saṃkalpa, Anicca-saṃkappo）、空（Śūnya, Suññā）、持息念（Ānāpāna-smṛti, Ānāpāna-sati）。

【六六】此の頌は上に說きし五蘊の外に、無漏の五蘊、十遍處、等を釋せるものなり。

攝なり。若し[七〇]助伴を兼ねれば、五蘊の性なるが故に、卽ち此の意處、法處の所攝なり。後の二遍處、[七一]空無邊等の四無色處は、四蘊の性なるが故に、亦、此の意處、法處の所攝なり。[七二]五解脫處は慧を性と爲すが故に、此れ法處の攝なり。若し助伴を兼ねれば、卽ち此の聲と、意と、法處との所攝なり。

復た二處あり。謂はく、[七三]無想有情天處と、及び非想非非想處となり。初の處は、卽ち此の[七四]十處の所攝なり。香味なきが故に。後の處は、卽ち此の意、法處の攝なり。無色の性なるが故に。

又、[七五]多界經に、界の差別を說くに、六十二あり。其の相に隨つて、當に知るべし。十八界の中に攝在す。

第五節　空界と識界

且らく、彼の經中に說く所の六界の地水火風の四界は、已に辯じたり。空識の二界は、未だ其の相を辯ぜず。是の如きの二界、其の相云何ん。頌に曰はく、

[七六]空界は、謂はく、竅隙なり。　傳說すらく、是れ明闇なりと。
識界は、有漏の識なり。　有情の生の所依なればなり。

論じて曰はく、內外の竅隙を名けて空界と爲す。是の如きの竅隙は、云何んが應に知るべき。傳說すらく、竅隙は卽ち是れ明闇なり。謂はく、[七七]窻指等の明闇竅隙なり。顯色の差別を、名けて空界と爲す。

本論の中、此の空界の相を辯じ、亦、說いて名けて[七八]鄰阿伽色と爲す。阿伽と言ふは、謂はく、極礙の色なり。大造積聚して、堪引往來し、能く任持あり。極めて礙を爲すが故に。鄰は是れ近の義なり。此の空界の色は、彼れと相隣る。是れは、彼れの類なりと雖も、而も卽ち彼れに非ず。色

【六七】餘の四蘊。卽ち定蘊　これは定の心所を體とす。故に行蘊に攝す。慧蘊　これは慧の心所を體とす。故に行蘊に攝す。解脫蘊　勝解の心所を體とす。故に行蘊に攝す。解脫知見蘊　慧の心所を體とす。故に行蘊に攝す。執れも此等の心所は、受・想にあらざればなり。

【六八】十遍處。卽ち觀法の對境をすべて地水火風等と觀じ、一切處に遍滿して餘す所なからしむる觀法——地大徧一切處（Pṛthivi-kṛtsna, Pathavi-kasiṇaṁ）、水大徧一切處（Āp-k., Āpo-k）火大徧一切處（Tejas-k., Tejo-k）、風大徧一切處（Vāyu-k., Vāyo-k）、青色大徧一切處（Nīla-k., Nīla-k）、黃色大徧一切處（Pīta-k., Pīta-k）、赤色大徧一切處（Lohita-k., Lohita-k）、白色大徧一切處（Avadāta-k., Odāta-k）、空無盡大徧一切處（Ākāśa-k., Ākāsānañca-k）、識無盡大徧一切處（Vijñāna-k., Viññānañca-k）。

【六九】八勝處。八解脫を修して後、觀心純熟して、轉變自在に淨不淨の境を觀ずるを言

とは、謂はく、色界、色處、色蘊を、其の自性と爲す。此の鄰極礙は、復た是れ色性なり。是の故に說いて、鄰阿伽色と名く。

有るが說く。「阿伽は卽ち空界の色、此の中無礙の故に阿伽と名く。卽ち無礙色なり、餘礙相隣る。是の故に說いて鄰阿伽色と名く」と。

(六九)言ふ所の傳說とは、信承せざることを表す。彼の說の意は言ふ。何んぞ此の理あらん。故に彼の上座、及び餘の一切の譬喩部の師は、咸、是の說を作す。「虛空界は、虛空を離れず。然るに彼の虛空の體は、實有に非ず。故に虛空界の體も亦、實に非ず」と。此れ虛言あつて、實義なし。虛空の實有なること、後に當に廣く明にすべし、今は空界に因りて、且らく略して成立す。虛空界を離れて、實に虛空あり。故に世尊の言はく。『虛空は無色、無見、無對なり。當に何んの所依ぞ。然るに光明に籍りて、虛空顯了す』と。此の經の意の說く。虛空は無數にして、所依なしと雖も、而も所作あり。謂はく、能く一切の光明を容受す。果を以て、因を顯はすに、實の體相あり。虛空無ならば、應に光明なかるべし。旣に光明あつて、眼識の取る所、是れ色の差別なり。故に虛空あり。能く光明等を容受するを以ての故に。實に虛空ある理、極めて成立す。此の所說の契經の文句に由りて、(七〇)二は分明に各々別に實有なることを顯はす。又、色界に於て、染を離るゝことを得る時、亦、此の虛空界を斷ずと說く。故に世尊の說くが如し。『色染を離るゝ時、心は(七一)五界に於て、解脫し離染す』と。唯、餘の識界は、虛空無數を斷ずと說くべからず。諸漏は中に於て、曾つて未だ轉ぜざるが故に。

(七二)又、契經に說かく。『此の虛空界に內あり、外あり』と。卽ち虛空に非ず。契經に言ふが如し。『內の虛空界とは、所謂眼の竅、乃至廣說』。外の虛空界とは、所謂空中、及び門窻等の諸有の竅隙なり』と。無爲法に非ざるを、內外と言ふべし。「豈に空界と空無爲と無障の相、同じからざらんや。體は

ふ。所緣の境を制伏して、心・境處に勝るが故に勝處と言ふ。
一、內有色想觀外色少。
一、內有色想觀外色多。
一、內無色想觀外色少。
一、內無色想觀外色多。
一、內無色想觀外色青。
一、內無色想觀外色黃。
一、內無色想觀外色赤。
一、內無色想觀外色白。

【七〇】助伴。相應隨轉の意なり。

【七一】空無邊等の四無色とは、一、空無邊處　二、識無邊處　三、無所有處　四、非想非非想處。

【七二】五解脫處（Pañca vimuttāyatanāni）とは、一、聞㆓佛等說法㆒得㆓解脫㆒。二、因㆓自讀誦㆒得㆓解脫㆒。三、爲㆑他說法得㆓解脫㆒。四、淨慮思惟、得㆓解脫㆒。五、善取㆓定相㆒得㆓解脫㆒。

【七三】無想有情天。色界第四禪天に在り。

【七四】十處とは、六根と四境なり。觸を恒に成就し、而も香・味を缺くが故に。

【七五】多界經。Bahu-dhātuka-sutta. 中阿含四十七（昃七、三一左）にあり。

【七六】此の頌は空界（Ākāśa-dhātu）と識界（Vijñāna-dhātu）を釋せるものであり、前二頌

應に異なかるべし。」此の言は理なし。所以は何んぞ。虛虛無爲は、障相なしとは、謂はく、能障に非ず、亦所障に非ず。虛空界は、能障に非ずと雖も、而も是れ所障なり。餘の障を被る(かうむ)が故に。此れに由りて、應に定んで、空界は無障を相と爲すこと、彼の虛空と同じと說くべからず。[八三]「若し爾らば、諸の造色は大種の處を離れずと說く。彼れ大種は、造色を障へ(さ)ずと說くなり。大種も亦、造色の所障に非ず。是れ則ち大種は無障を相と爲す。應に虛空と同じかるべし。」彼は非理を說く。倶に有對なるが故に。大種と造色、互に相ひ障礙す。應に各ゝ處を別にすべし。豈に相ひ容受せんや。既に相ひ容れず、如何が大種、無障を相と爲し、虛空に同じからんや。

又、彼れは、色の少分の無障を許す。故に虛空と其の相、別あり。彼れは、大と造とは、相障えずと雖も、而も餘色を障ゆと說くが故に、虛空と異なり。諸の大種は、自果を障えず、亦、復た自果の所障と爲さずと雖も、而も餘色と互に相障礙す。是の故に、虛空は無障を相と爲し、虛空界とは異なること、理成立することを得。此れに由りて、空界は即ち虛空に非ず。又、體は實有なり。經に有と說くが故に。猶し地等の如し。契經に說くが如し。『實有の六界は、假の士夫を成ず』と。又、是の有は、假士の依と爲るが故に。猶し地等の如し。

又、是の明闇は、顯色の性なるが故に。又、是れ(こ)有漏にして[八四]此を緣と爲して、母胎に入ると說くが故に。色染を離るゝ時、彼を斷ずと說くが故に。即ち此の因に由りて、體は是れ色なることを證す。又、頌に言ふが如し。

譬ひば、盛滿の月の　無垢の空輪を行くが如し。

空は即ち空界なり。空は是れ色を顯はす。有垢、無垢は、色體に在るが故に。有る別頌は言ふ。

淨滿の月輪の　虛空界を遊歷するが如し。

此れも亦、空界は障垢なきが故に、月輪の無垢の義、前に異ならず。或は復た、如何んが、有色の

は空界を釋し、後二頌は識界を明かせるものなり。此の頌に見ゆる傳說の言は、世親の有部說に對する不信を顯せるものにて、世親は經部の說なる空界の體は假法にして、別體なく、唯だ有礙の物の無を空なりとする說に同意せるものなり。

【七七】 窓指。門窓、及び指の間隙を云ふ。

【七八】 鄰阿伽色。Aghasāmantaka-rūpa　阿伽に二義あり。一は積集せる物體の義にして、有部のとる所なり。二は無形の空界の義にして、經部の說にして世親のとるところなり。即ち有部所說の鄰阿伽色とは、有形物に隣りする空隙のことなり。

【七九】 以下は衆賢が世親の傳說と言ひる語に對して、大いに反問し、自家の果たる有部說を宣揚せるものなり。

【八〇】 二とは虛空界と虛空なり。

【八一】 五界とは、地・水・火・風・空の五界なり。

【八二】 此の一段は空界と虛空との障相を論じたものなり。即ち虛空は能障・所障、その就れもなきが、空界は能障はなきも所障ありとなり。

【八三】 此の一段は大種を虛空と同樣に無障なりとする說を

法無色に行ずと說いて理と相應せんや。又『汝等、當に我が手、虛空に擧在するを觀るべし、乃至廣說』と說く。彼の諸の長老は、善く是の如き理教を諦觀せず、情に隨つて說く所あり、古の聖賢の展轉して傳授する順理の言教に於て、敬從せず。

已に空界を說きたり。識界は云何ぞ。謂はく、有漏の識なり。何に緣りて、無漏の諸の識を說きて、識界と爲さざるや。識界と義、相應せざるが故に。無漏の法は、有情の生に於て、[八五]斷、害、壞等、差別して轉ずるに由るが故に、生の所依に非ず。是くの如きの六界は、有情の生に於て、生と、養と、長との因、差別して轉ずるが故に、是れ生の所依なり。生因とは、謂はく、識界は、續生の種なるが故に。養因とは、謂はく、大種は、生の依止なるが故に。長因とは、謂はく、空界は、生を容受するが故に。尊者[八六]世友は、是の如き言を作す。『界は是れ有情の因を施設するが故に、無漏の法に非ず。契經に說くが如し。『六界を緣と爲して、母胎に入るが故に』と。此れに由りて、界の名、義に隨つて立つ。謂はく、能く生を持つが故に名けて界と爲す。母胎に入るの緣は、六界を貫通す。唯、一識界、獨り能く續生す。[八七]彼の經の六界は、此の[八八]九界の攝なり。餘は所應に隨つて、當に攝する義を觀ずべし。故に諸の餘界は、十八界の攝なり。

破し、大種は有對なるが故に無障と言ふを得ずと說くものなり。

【八四】次に引く多界經の「六界を緣と爲して母胎に生ず」の文を指す。空界は六界の第五なればなり。

【八五】斷・害・壞は、生・養・長に對するものにして、有漏の法の用に反せる無漏法の用として上げられたものなり。

【八六】世友。Vasumitra. 品類足論・界身足論の著者の世友ならんか。

【八七】彼の經とは多界經のことなり。

【八八】九界とは
┌觸界─地・水・火・風の四界
├色界─虛空界
└七心界─識界

〔辯本事品第一の四〕

第五章　十八界の法の諸門分別

第一節　有見無見等の三門

是くの如く、已に餘の蘊處界は皆な此の中に在るを說きたり。蘊處界の攝を、今當に顯示すべし。蘊處界の三の有見等の門の義類の差別は、界の中に具さに根境識を顯すが故に、諸門の義類、了知すべきこと易し。故に今は且らく、十八界に約して辯ぜん。斯れに由りて、蘊處の義類、已に成ぜり。前の所說の十八界の中に於て、幾か有見、幾か無見、幾か有對、幾か無對、幾か善、幾か不善、幾か無記なるや。頌に曰はく、

「一、有見、謂はく、色なり。　十の有色は、有對なり。
此に色と聲とを除く八は、　無記なり、餘は三種なり。

論じて曰はく、十八界の中、一は是れ有見なり。所謂色界なり。云何んが此れを說いて、有見と名くるや。二義に由るが故に。一は此の色、定んで見と倶なり。故に有見と名く。色と眼と倶時に起るに由るが故に。伴侶あるが如し。二は此の色示現あるべし。故に有見と名く。此に在り、彼に在りとの別を示すべきが故に。所緣を有するが如し。有るが說かく。「此の色、鏡等の中に於て、像の現ずべきあり。故に有見と名く」と。彼れの如く此れも亦爾りと示すべし。故に聲に谷響等あり、應に有見を成ずべしと說くべからず。倶生せざるが故に。此の相を說くに由りて、餘界の無見の義准已に成ぜり。

【一】此の頌は、諸門分別中、先づ第一に有見無見。有對・無對。善、不善、無記に就いて分別せしものなり。即ち之等を圖示すれば左の如し。

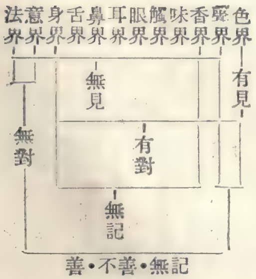

是くの如く已に有見、無見を說きたり。唯、色蘊の攝の十界は、有對なり。對は是れ礙の義なり。此れ彼の礙あるが故に、有對と名く。此れ復た三種あり。境界と、所緣と、障礙と別なるが故に。

[二]境界有對とは、謂はく、眼等の根、心、及び心所、の諸の有境の法、色等の境と和會して礙へられ、有對の名を得。故に[三]施設論に是くの如き言を作す。「有る眼は、水に於て、礙あつて陸に非ず。乃至廣說」と。彼の論の意を言へば、有る眼は、水中に、境と和會して拘礙せらる。陸境には非ず。

[四]所緣有對とは、謂はく、心心所、自の所緣に於て、和會し礙へられ、有對の名を得。境界と所緣と、復た何んの別あるや。若し[五]彼の法に於て、此れが功能あるは、卽ち彼を說いて、此の法の境界と爲す。人、彼れに於て、勝れたる功能あり。便ち彼を說いて、我れの境界と爲すが如し。心心所の法は、彼を執して、而して起る。彼れ心等に於て、名けて所緣と爲す。[六]若し法、所緣有對なれば、定んで是れ境界有對なり。心心所法の境界、若し無ければ、境を取る功能は定んで縛ぜざるが故に。境界有對なりと雖も、而も所緣有對に非ざることあり。謂はく、五色根は相應法に非ず。所緣なきが故に。

云何が、眼等の自らの境界と、所緣とに於て、轉ずる時を說きて、有礙と名くるや。[七]彼れを越へて、餘に於ては、此れは轉ぜざるが故に。

或は復、礙とは、是れ和會の義なり。謂はく、眼等の法は、自らの境界、及び自らの所緣に於て、和合して轉ずるが故に。彼を越ゆること能はず。故に有礙と名く。

[八]障礙有對とは、謂はく、可集色なり。自が他處に於て、礙えられて生ぜず。手、石等の更に相ひ障礙するが如し。

今、是くの如き三有對の中に於て、唯、障礙を揀ずるが故に、但十と言ふ。更に相ひ障礙する對の義、勝るが故に。

【二】境界有對。Viṣaya pratighāta 六根六識の十二界と、法界の一分の心所法なり。此の十三界の法は、境の爲めに拘せらるれば、有對と名く。境界が有對なるなり。

【三】施設論。阿毘達磨施設足論のことなり。(Abhidharma-prajñapti-pāda-śāstra) 迦旃延尼子の造と傳へらる。現本は法護の譯にして七卷本なり。有部六足中の第三位に數へらるるものなり。

【四】所緣有對。Ālambana pratighāta 六識及び境界の七心界と法界の一分心所法なり。此の八界は所緣の境の爲めに拘礙せらるれば有對と言ふ。所緣が有對の依主釋なり。

【五】「彼の法」とは色等の對境を意味し、「此れ」とは六根六識心所等の心作用を意味す。

【六】此の段は、境界有對と所緣有對との關係を述べたものである。

【七】「彼を越えて」とは、彼とは境界及び所緣の義なり。故に境界及び所緣を外にしての意なり。

【八】障礙有對。Āvaraṇa pratighāta 五根五境の小色を體とす。此十色互に障礙すること、手の手を礙げ、石の石を礙ぐるが如き故に障礙を名となす。障礙卽有對なり。

若し法の境界有對なるは、亦、障礙有對なりや。應に[九]四句を作るべし。謂はく、七心界と相應の法界とは、是れ第一句なり。色等の五境は、是れ第二句なり。眼等の五根は、是れ第三句なり。法界の一分の非相應の法は、是れ第四句なり。

十有色を說いて、名けて有對と爲す。義准ずるに、餘を說いて、名けて無對と爲す。

有色と言ふは、謂はく、無表を除く餘の色蘊の攝なり。變礙を色と名く。有變礙の義の故に、有色と名く。

有るが說く。「色とは、謂く能く此に彼に在りと示現する言なり、此彼有りの言の故に有色と名く」と。有るが說く、「諸の色は、自體有るが故に名けて有色と爲す。稱說し易きが故に、唯色體に於て有色の言を說く」と。

是くの如く、已に有對、無對を說けり。此に說く所の十有對の中に於て、色及び聲を除き、餘の八は無記なり。無記と言ふは、謂はく、記說して善、不善と爲すべからざるが故に、應に法を讚毀し、記說す可きは[一〇]黑白品中に在り、名けて有記と爲す。若し二品に於て、皆な容れざる所にして、體の分別ならざるを、無記法と名く。其の餘の十界は、善等の三に通ず。即ち是れは、七心、と色、と聲、と法界なり。

善とは、謂はく、惡を捨するなり。是れ惡と違する義なり。或は復、善とは、慧の攝受を名く。謂はく、若し諸法、慧の攝受する所、或は攝受の慧、皆な名けて善と爲す。或は復、善とは、是れ[一一]吉祥の義なり。能く嘉瑞を招く、吉祥草の如し。此に飜ずるは、即ち不善の義名を釋するなり。

[一二]色と聲の二界の善心の等起を、即ち名けて善と爲し、惡心の等起を、名けて不善と爲し。餘は是れ無記なり。其の[一三]七心界の若し無貪等と相應するを、善と名け、貪等と相應するを、名けて不善と爲し、餘を無記と名く。[一四]法界所攝の品類は、衆多なり。無貪等の性と相應すると、等起なると、

【九】此の四句の中第一句は境界有對にして、障礙有對にあらず。第二句は障礙有對にして、境界有對にあらず。第三句は境界有對にして、又障礙有對なり。第四句は、非相應法にして、物にも心にもあらざるが故に、境界有對も障礙有對も兩者の關係なし。

【一〇】黑白。不善、善と同義なり。

【一一】吉祥。Lakṣmī（梵）吉事の兆瑞。次の吉祥草は、吉祥童子の奉りし草なれば吉祥草と言ふ。佛の敷きて座となし、以て成佛す。

【一二】色、聲の二界は、體は此れ無記なれども、自性善、不善、相應善、不善と等起するによりて、身語の表業、無表業、不相應行法、善、不善となる。

【一三】七心界云云。心所の中に自性善、自性不善なるものあり。貪、瞋、癡、無慚、無愧は不善にして、無貪、無瞋、無癡、慚愧は善なり。これと相應して生起する心所が相應善、相應不善なり。識（心王）には自性善、自性不善はなく、唯、相應善と相應不善あるのみなり。

【一四】法界云云。衆多なりと

擇滅とを、善と名く。若し貪等の性と相應すると、等起とを、名けて不善と爲す。餘は無記と名く。

[15]其の五識身は、皆な分別なし。又、唯、一念にして境中に墮在す。云何が立てゝ、善、不善の性と爲さん。若し、五識は分別なきが故に、善、不善に非ずと謂はゞ、太過失あり。或は等引中の所有の意識は皆な分別なし。應に善性に非ざるべし。又、五識身は分別なきに非ず。尋伺と恆に相應すと許すが故に。又、一念にして境中に墮在すと雖も、誰か相應を遮せん。信貪等のあるは、意識あるに由る。復、一念にして境中に墮在すと雖も、而も善惡を成ず。故に應に此の所説の因を用ひて、五識身の善、不善の性を遮すべからず。

[16]化地部は説かく。前の四識身は、但[17]異熟生にして、唯、無記性なり。身識も亦、有る時は[18]轉變生なり。故に意識と倶に有記に通ず」と。此の説は理に非ず。契經中に、[19]六愛身を立つる義と相違するが故に。彼は是の釋を爲す。「眼觸の無間に生ずる所の貪愛を、眼觸生と名く」と。此の釋は理に非ず。受等と同じきが故に。[20]六六經中、「眼觸は受・想・思等を生ず」と説く。彼と眼觸等と倶時に生ずと許さゞるに非ず。是の故に應に是の如き釋を作すべからず、「豈に經に[21]十八意近行を説くが如くならずや。復た、三と六との不同ありと説くと雖も、而も唯、意に在り。此れも亦、應に爾るべし。」是くの如き立喩は法と同じからず。六六門を立つるは、所依の異に據り意近行を立つるは、所緣の別に就く。是の故に、應に彼れを以て此れを喩ふべからず。又、彼の所説は、但だ已が情を述ぶ。六根を防護するは、契經の説なるが故に。契經に説くが如し。『應に眼根乃至意根に於て、防護して住すべし』と。若し所説の如くんば、契經は、但だ應に、應に意根に於て、防護して住すべしと言ふべし。若し此れを釋すること意近行と同じと謂はゞ、經は是れ應に色等を防護すべしと言ふべし。又、能く苦の異熟を招くと説くが故に。契經に説くが如し。『若し六根有りて護らず。防がず、密せずして住すれば、苦の異熟を招く』と。然も五色根は無記性の故に、異熟を招かず。

は相應、等起、勝義の三あるを以てなり。即ち善、不善の四種の中三種あるを以てなり。自性、相應、等起に就いては已に前に述べたり。勝義とは、最上善、又は最上不善の義にして擇滅は最上善なり。

【一五】此れ以下は五識身に三性あるを論ぜるものなり。

【一六】化地部、Mahiṃsasaka 小乘二十部の一、上座部より分派せるものなり。

【一七】異熟生 Vipākajā 異熟して生じたるものゝ意なり。

【一八】轉變生。Vipariṇāmajā 因緣生の法の相續する中に於て、前後其の相を異にして生ずるもの。

【一九】六愛身 Cha taṇhā kāyā とは
眼觸所生愛身 Cakkhu-samphassajātaṇhā-kāya
耳觸所生愛身 Sota-s.-t.-k.
鼻觸所生愛身 Ghāna-s.-t.-k.
舌觸所生愛身 Jihva-s.t.-k.
身觸所生愛身 Kāya-s.-t.-k.
意觸所生愛身 Mano-s.-t.-k.
の六にして、これ等眼等の六根が、それ各々の對境に於て、諸の貪、等貪、執藏、防護、耽著、愛樂するを意味せるものなり。

【二〇】六六經。雜阿含十三・

應に經意を知るべし、根に依る識に就いて、是くの如き說を作すと。契經に說くが如し。『眼所識の色は、眼の希求する所なり』と。此れも亦、是くの如し。若し爾らざれば、經は唯、應に說くべし。『若し意根有りて、護らず、防がず、密せずして住すれば、苦の異熟を招く』と。又、契經に說かく。『若し眼根有りて護らず、防がず、密せずして住すれば、乃至廣說』と。豈に異熟生に不護等有らんや。又、一念に境中に墮在すと雖も、而も能く相を取るが故に、有記に通ず。契經に言ふが如し。『眼は色を見已りて、能く相を取らず、隨好を取らず』と。諸の色境は、二識の取に由るが故に。先づ眼識を起して、諸の色相を取り、後、意識を起して彼の隨好を取る。是くの如く、契經の意は、眼識の能く相を取るを顯はすが故に、亦能く染を起す。『若し爾らば、云何が唯、意識のみ是れ[33]分別ありと說くや』。應に知るべし、但だ分別力に依るが故に。諸の過失を起す。應に共に契經の意趣を思求すべし。我れは說く。若し識、一剎那に於て、能く一品類に非ざる境界を取り、一所緣に於て、多心、流注せば、是の如き相の識を、分別ありと說く。然るに五識身は、唯、現境を取り、二念の識の同一所緣なく、一所緣も前に滅を取り已れるなく、第二念の識、復た生を取るが故に。意識は能く三世の境界を緣じ、法已に滅すと雖も、猶ほ是れが所行にして、一所緣に於て、多心流注す。故に唯、此れは是れ分別ありと說く。然るに五識身は、自性分別と恆に相應するが故に、亦分別あり。而も契經に、分別なしと言ふは、謂はく、隨念と計度分別なきなり。自性分別は、其の體は是れ尋なり。五識の相應なることは、前に已に說けるが如し。然るに[34]伽他に第六は增上の王等と說くは、此の中、多分に染を起す次第を顯示す。契經に言ふが如し。『父母は子に於て、能く作し難きを作す』と。亦、子の父母に於て、能く作し難きを作すことあらざるに非ず。此の中亦爾なり。然るに諸の衆生、種々の性あり。或は軟煩惱、或は利煩惱なり。軟煩惱とは、要ず先づ、虛妄分別を發起し、然る後に煩惱、方に現在前す。利煩惱とは、分別を待たず、境纔に相順ひ、煩惱便ち起

二四―二九の六經のことなるべし。D. 33 Saṅgīti S. これに相當す。

【三二】 十八意近行。Atthārasamano-upavicārā. 意近行とは、第六意識の上にのみありて、能く意識の爲めに親近の緣となり、意識をして行ぜしむるもの、即ち喜、憂、捨の三受を言ふ。五受の中樂苦の二受は、五根及び意根に依り、意識に親近ならず。此の三受は其の所緣に各々六境あるが故に、合して十八意近行と言ふ。

【三三】 分別 Vikalpa 以下此の分別に三あり、自性分別と、計度分別と隨念分別との三なり。五識身と意識とを論じ、五識身には此の自性分別あるを以て、三性ありと論じてゐるものなり。

自性分別とは、心心所の自性現前の境に對し、尋求勤躍す、眼識の色を識別し、耳識の聲を識別するが如し。是れ現量なり。

計度分別とは、種々差別の事を猛利に思量推度するなり、これは意識に限りて比量非量なり。

隨念分別とは、經歷せし事を追念思惟するなり。これも意識に限りて比量非量なり。

【三四】 伽他。Gāthā. 頌又は

る。此の道理に由りて、或は先に染汚の意識を起すあり、或は先に染汚の餘識を起すあり。燃火する時の如く、或は先に烟起り、漸次に餤を生じ、後方に洞然たり。或は卒風に遇へて、猛餤頓發し、俄かに灰燼と成る。人の身中の如きも、病本若し少ければ、飲食、乖適して、然る後病生じ、病本若し多なれば、少しく風熱に遭ひ、外緣に觸れられ、衆疾、競ひ起る。煩惱の病の起る理も亦、應に然るべし。故に五識身も亦、三性に通ずる理成立することを得。

第二節　界繫門——十八界の法と三界の關係

已に善等を說けり。十八界の中、幾くか欲界繫、幾くか色界繫、幾くか無色界繫なりや。頌に曰はく、

二四 欲界繫は、十八なり。　色界繫は十四なり。
香味と、二識とを除く。　無色繫は、後の三なり。

論じて曰はく、二五 繫とは、謂はく、繫屬、卽ち被縛の義なり。

欲界の所繫は、十八を具足す。色界の所繫は、唯、十四種なり。香と味との境と、及び鼻と舌との識を除く。香、味を除くは、二六 段食の性なるが故なり。段食の貪を離れて、方に彼に生ずるを得ればなり。鼻、舌の識を除くことは、境界なきが故なり。境界なくして、少しく識の生ずるに非ず。若し爾らば、彼に於ても亦、應に觸なかるべし。食性に非ざる觸、彼に於て有るを得。觸界は、彼に於て食用を成ずること無し。餘用を成ずることあり。所謂身を成ず。若し爾らざれば、大種は應に無かるべし。則ち諸の所造も亦、應に非有なるべし。便ち無色と同じきを、何んぞ色界と名けんや。又、彼に於て、二七 觸は外用を成ずることあり。謂はく、宮殿及び衣服等を成ず。食染を離ると雖も、觸に別用あり。香、味は然らず。故に彼は非有なり。

諷頌と譯す。十二部經の一なり。

【二四】此の界繫門は佛敎の世界觀なる、欲界、色界、無色界（三界に就いては已に前に釋せり）の三界を以て十八界の相攝關係を論じたるものなり。卽ち十八界は欲界の有情の成立要素として立てたるものなれば、色界、無色界に於ては、十八界の總てがその成立要素とならず今その次第を以下に於て論ずるものなり。

【二五】繫 Avacara(巴)、婆沙論五十二(收三、八右)に詳し。參照すべし。

【二六】段食 Kavalīkārāhāra, Kabalīnkārāhāra 云云。香、味等の段食は、初靜慮の近分の未至定に依りて、欲界の煩惱を斷盡する時に離る。

【二七】觸外用云云。觸界中には、能造の大種を攝し、能く五根等の身を持し、又は宮殿、衣服等を持つ別の用あり。故に色界にも觸はあるべきものなり。只、香味は色界になし。

[二八]有餘師の說かく。「此に住して、彼の[二九]靜慮と、等至とに依りて、色を見、聲を聞くとき、[三〇]輕安俱起し、殊勝の觸ありて、身を攝益す。是の故に、[三一]此の三は、彼の靜慮に生じて、相ひ隨逐するに由る。香、味は然らず。故に彼に在りては無きなり」と。

經主は、此の中、前に過ありと謂ふ。[三二]言はく「彼に鼻、舌も亦、應に非有なるべし。香、味の境の如く、彼に用なきが故に。」[三三]豈、二根、は彼に於て用あらざらんや。謂はく、言說を起し、及び身を莊嚴す。[三四]起說、嚴身ならば、但須らく、依處をもちふべし。根は有見に非ず、何の莊嚴する所ぞ。」[三五]男根なく、亦、依處なきが如く、二根無ならば、依處も亦、無なるべし。[三六]彼に於て、男根の依處なかるべし。彼こに用、無きが故に。鼻、舌の依處は、彼に用あるが故に、根を離れて、應にあるべし。謂はく、身を莊嚴し、及び言說を起す。」[三七]無用と雖も、而も根生ずること有ることあり。胞胎に處して、定んで當に死すべき者の如し。[三八]中に於て、眼と耳は何の用の故に生ずるか。」

[三九]根に於て、愛及び殊勝の業あり。此れに因るが故に生ず。無用なれば、何の失ぞ。豈、色界の鼻、舌の二根は、愛と業の因あらざらんや。故に亦、應に起るべし。[四〇]「若し境愛を離るれば、根愛も亦なし。或は應に男根、彼に於て、亦有なるべし。彼に男根なし。根愛を離るゝが故に。根愛を離るゝに由りて、依處も亦なし。[四一]此の中、何に因りて、是くの如きの執を作すや。若し境愛を離るれば、根愛も亦なし。根愛なければ、處愛も亦、離るゝに非ず。根と依處と、隣逼して生ず。境界は然らず。如何ぞ、男根の依處、彼に於て、生ぜざることを倒執するや。即ち男根、彼れに於て、愛を離るゝことを顯はす。既に鼻、舌の依處、彼に生ずと許す。故に知んぬ。二根は彼の愛、未だ離れず。故に彼れ根愛を離れて、未だ處愛を離れずと執すべからず。理前に說くが如し。又、境愛を離るゝも、根なきを證するに非ず。或は有る時には眼・耳・身識の未だ愛を離るゝことを得ざるが如し。彼の所依の根も亦、其の識に同じく、未だ愛を離るゝを得ず。或は復有る時には、已に識愛を

【二八】有餘師云云。光師は之を以て、一に婆沙の宗義を弘むる後の論師の說と解して婆沙家の說と爲し、又一に世友の俱舍講論に依りて經部の室利邏多(Srilata)の說とす。

【二九】靜慮と等至とは、靜慮は色界の定を意味し、等至は身心の等しく安和の位に至る意味なるが故に、四禪四無色の定に通ずる名なり。

【三〇】輕安 Praśrabdhi, Passaddhi これに二輕安あり。即ち身輕安(Kāya-passaddhi)心輕安(Citta-passaddhi)の二なり。これ等は入定による、身心の安らかなる相なり。

【三一】此の三とは、色、聲、觸の三なり。

【三二】俱舍論二・三左。

【三三】經主世親の難に對する答なり。

【三四】經主の第二の難なり。

【三五】經主の第二難に對する答なり。

【三六】經主の第三の難なり。

【三七】經主の第三難に對する答なり。胞胎云云とは、母胎中に決定して死すべき兒は根無用なりと雖も、六處の位に六根の生ずるをいふ。

【三八】難。

【三九】答。

【四〇】難。

離るゝも、根愛は未だ離れず。須ゆる所あるに由る。是くの如く、或る時は、根愛已に盡き、其の境界愛も亦、復た隨つて滅す。或は復た、有る時には、已に境愛を離る。用を須ふるに由るが故に、根愛は未だ除かず。又、男根を引くも亦、證を成ぜず。彼れ愛を起す所依の同じからざるに由る。內身に依りて六根の愛は起る。境に依りて起るに非ず。如何んが、若し境愛を離るれば、根愛も亦なしと說くべきや。又、男根の愛を起すは、婬觸の境に依る。境愛は彼れに無し。理として根愛なし。

又、眼等の根は互に相ひ繫屬す。諸の瘂者を見るに、多分耳聾す。足を塗つて眼を塗らざるも、便ち明昧し、臍輪に沃津を塗れば唇を潤うす。鼻の中の毛を拔けば、眼即ち淚を落す。諸の是くの如き等、其の類寔に繁し。故に諸根、更に相ひ損益することを知る。眼等の諸根の用をして、微ならしむること勿きが故に、鼻、舌の根は、色界に定んで有り。玆に由りて、色界十四の義成ず。無色界繫には、唯、後の三あり。所謂る意、法、及び意識界なり。要ず色染を離れて、彼に於て、生ずることを得。故に無色の中、十色界なし。[四二]依と、緣と無きが故に。五識も亦なし。故に唯、後の三のみ無色界繫なり。

第三節　有漏無漏門

已に界繫を說けり。十八界の中、幾くか有漏、幾くか無漏なりや。頌に曰はく、

[四三]意と、法と、意識とは通ず。　所餘は、唯、有漏なり。

論じて曰はく、即ち此の意と、法と、及び意識との三は、一切皆な有漏と無漏に通ず。謂はく、道諦と、及び三無爲を除く、餘の意等の三は、皆な是れ有漏なり。道諦の所攝、及び三無爲は、其の所應の如く、三皆な無漏なり。唯、有漏に通ずるは、謂はく、餘の十五なり。道諦、無爲の攝せざる所なるが故に。

【四一】答。

【四二】依と緣とは、五根と五境のことなり。

【四三】この頌は、十八界を有漏と無漏との法によつて分別せるもの、十八界中の五根五境五識の十五界は、凡て煩惱を隨增する性質のものなれば有漏法となし、殘れる意根、意識、法界の三界は二法に通ずとせるものなり。

第四節　有尋有伺門

是くの如く、已に有漏、無漏を說けり。十八界の中、幾くか有尋有伺、幾くか無尋唯伺、幾くか無尋無伺なりや。頌に曰はく、

四四　五識は有尋有伺なり。後の三は三なり。餘は無なり。

論じて曰はく、眼等の五識は、有尋有伺なり。尋伺と恆に共に相應するに由る。此の五識身が恆に尋伺と共に相應すとは、經主、釋して言ふ。[四五]「行相麁にして、外門に轉ずるを以ての故に」と。此の因は理に非ず。意識を現見するに、內門に轉ずる時も亦、常に彼れと共に相應するが故に。應に是の釋を作すべし。五識は、唯、[四六]尋伺の隨を所の地の中に於て有るが故に。欲界と初靜慮の中に於て、心心所法尋と伺とを除いて有りて尋と伺と相應せざるに非ず。何ぞ外門を用ひて、因と爲して簡別せんや。

意と、法と、意識とを、名けて後の三と爲す。根と境と識の中、各の後に居るが故に。此の後の三界は、皆な三品に通ず。意界と意識界と及び相應の法界とは、尋と伺とを除いて、若し[四七]欲界と初靜慮との中に在りては、有尋有伺なり。靜慮中間は無尋唯伺なり。此れより以上は、無尋無伺なり。[四八]法界の一切の非相應の法と、靜慮中間の伺も亦、是の如し。彼の上地に於ては、尋伺なきが故に。非相應なるが故に。彼れ尋なきが故に。自體、自體と不相應なるが故に。尋は一切時に、無尋唯伺なり。自體、自體と相應せざるが故に。此れ常に伺と共に相應するが故に。

豈、經主、言はずや、[四九]「第二の尋なきが故に」と。設へ第二あるも、相應を許すや。第二の受あるも、而も不相應なり。第二なしと言ふは、定證と爲すに非ず。一時に二なきが故に。行相同じからざるが故に。第二ありと雖も、而も不相應なり。是くの如く此の因は便ち無用と爲す。或は應に自

【四四】此の段は、十八界を尋、伺によりて分別したもので、前五識界は有尋有伺であり、後の三とは即ち意根、意識、法界の三は尋伺を共に有し、或は尋なく、伺のみ有し、或は尋伺共に無き三場合あり、殘れる五根、五境の十界は心法にあらざるを以て、尋伺共にあらざるものとするものである。

【四五】倶舍論二、五右、行相云云。行相とは現起することの意にて、その動きが麁にて外物に働きかける故にの意なり。

【四六】衆賢は世親の內、外の門に於て解する釋をとらずして、五識は有尋有伺地、即ち欲界と初禪にのみあればかく言ふなりとせり。

【四七】欲界と初靜慮云云。前述の如く佛教に於ては、その禪定觀に應じて世界を三界に分かちて、欲界、色界、無色界とせるが、更に此の中、色界、無色界の二界を各々四段に分かちて、三界九地となせり。即ち圖示すれば左の如し。

欲界
初禪　未至定／根本定　有尋有伺地

體、自體と相應なるべし。差別なきも亦、相應すと許すが故に。此れ何に縁るが故に、異體を成ずるや。豈に還つて、自體、自體と不相應を成ぜざらんや。故に自體の行相に差別の法なし。一時に二體相應することあることとなし。是の故に此の因は能く定證と爲す。彼れは第二尋なしと言ふに非ざるが故に。伺は欲界と初靜慮との中に在りては、三品に收めず。應に何等と名くべきや。此れ應に名けて、無伺唯尋と曰ふべし。自體、自體と相應せざるが故に。此れ常に尋と共に相應するが故に。此れに由りて、有尋伺地に、法に[五一]四品あることを安立す。餘の十色界は、尋伺倶に無し。常に尋伺と相應せざるが故に。此の中、乘は便ち應に更に思量すべし。

第五節　三種の思惟(分別)

若し五識身は、有尋有伺ならば、尋は卽ち分別なるに、如何んぞ、彼を無分別なりと許すや。頌に曰はく、

[五〇] 五を無分別なりと說くは、　計度と、隨念とに由る。
意地の散慧と、意の諸念とを以て、　體と爲す。

論じて曰はく、分別に三あり。一は自性分別、二は計度分別、三は隨念分別なり。五識身は、自性(分別)ありと雖も、而も餘の二なきに由りて、無分別と說く。一足の馬を、名けて無足と爲すが如し。故に一ありと雖も、而も無と名くるを得るなり。豈に意識は唯、一種の分別の相應有るにあらずや。意識は總類して、三を具するに由依りて、分別ありと說く。

[五二] 自性分別は、體は唯、是れ尋なり。後の心所の中に、自ら當に辯釋すべし。

[五三] 餘の二の分別は、其の次第の如く、[五四]意地の散慧と、諸念とを體と爲す。散と言ふは、定を簡べるなり。意識相應の散慧を、名けて計度分別と爲す。定中は、境を計度すること能はざるが故に。

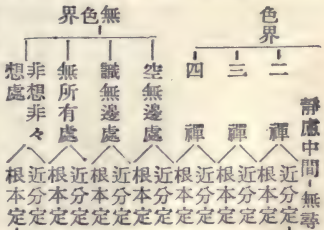

近分定とは、所謂る豫備的であり、根本定は、その定各々の立場に於いての本質的な定の意。而して初禪との間に靜慮中間あるは、その間が可成り精神的に差異あるを以てなり。然して欲界と初禪は未だ尋伺共にあり、中間定は初禪よりは、やゝその心作用が細なるを以て尋は無く唯だ伺のみあり、二禪には、全く尋伺ともになし。

【四八】法界所攝の非想應とは、十四不相應法、三無爲、無表等なれば、これ等は精神作用にあらざるを以て、勿論無尋無伺なり。又、中間定にある伺は、尋と伴ふことなく、それ自身伺なるを以て、伺と伴ふことあらざるを以て、同じく無尋無伺ありとす。

定中の慧に非ず、能く所縁に於て、此の如し、是くの如しと計度して轉ず。故に此の中に於て、定を簡んで、散を取る。

若しは定、若しは散の意識相應の諸念を、名けて隨念分別と爲す。所縁を明記して、用、均等なるが故に。

五識は、慧念と相應すと雖も、[五五]擇記の用、微なるが故に、唯、意を取る。夫れ分別は、推求の行相なり。故に尋を說いて、自性分別と爲す。簡擇と明記との行は、尋に依順するが故に、分別の名も亦、慧念に通ず。此の[五六]三行に由りて差別し、攝持し、皆な境をして、明了に轉異せしむ。已了の境に於ては、簡の行の生ずるを遮するが故に、分別の名は想に通ぜず。未了の境に於ては、印持すること能はざるが故に、分別の名は、勝解に通ぜず。

若し欲界、及び初靜慮に在りて、不定の意識は、三分別を具す。若し初靜慮の在定の意識、及び上の散心は各二分別なり。上地の意識の若しは定中に在ると、及び五識身は各一分別なり。

第六節　有所緣無所緣と有執受無執受

是くの如く、已に有尋伺等を說けり。十八界中、幾くか有所緣、幾くか無所緣、幾くか有執受、幾くか無執受なりや。頌に曰はく、

[五七]七心と、法界の半とは、　有所緣なり。餘は無なり。
前の八界と、及び聲とは、　無執受なり。餘は二なり。

論じて曰はく、六識と、意界と、及び法界の攝の諸の心所法とを、有所緣と名く。所緣を有するが故に。人の子を有するが如し。所緣所行と、及び境界と名義差別す。餘の十色界と及び法界に攝する不相應法を、無所緣と名く。義准成ずるが故に。此の中、上座は、是くの如きの言を作す。「五

【四九】　俱舍論二・五右

【五〇】　四品。一、有尋有伺。尋伺を除ける、餘の相應法。二、無尋唯伺。是れ尋なり。三、無尋無伺。一切の非相應法なり。四、無伺唯尋。是れ伺なり。

【五一】　此の頌は三種分別を明かして、五識身は自性分別あるのみにて、他の二分別なきを以て、無分別なりと言ふなり。三種分別に就いては已に、前に於て述べたり。

【五二】　自性分別　Svabhāva-vikalpa

【五三】　計度分別。Abhinirūpaṇā-vikalpa　隨念分別。Anusmaraṇa-vikalpa

【五四】　意地の散慧。意地（Mano-bhūmi）とは、地は所依の義なり。意は第六識是れ一身を支配するところ。又、萬事を發生する場所なれば心地とも言ふ。散は定に對する語にして、心の散亂して、一所に住せざるを言ふ。

【五五】　擇記。簡擇と明記のことなり。

【五六】　三行とは、簡擇、明記、推求の三行なり。

【五七】　此の一段は吾人の心作用に於て、一に主觀（所緣を有するもの）と然らざるものを十八界に於て分別し、二に苦樂の感觸（受）を領納するも

識の[五八]依と緣とは、俱に實有に非ず。極微の一一は、所依と、所緣の事を成ぜざるが故に。衆微和合し、方に所依、所緣の事を成ずるが故に」と。此の義を成ぜんが爲に、謬つて聖言を引く。『佛、多聞の諸の聖弟子に告ぐ。汝等、今は應に是くの如きを學ぶべし。諸有の過去、未來、現在の眼所識の色、此の中、都て常性、恆性なし。廣說乃至。無顚倒の性、出世の聖諦、皆な是れ虛僞、妄失の法なり。乃至廣說』と。彼れ謂はく、「五識若し實境を緣ぜば、應に聖智、彼の所緣を、皆な是れ虛僞、妄失の法なりと觀ずべからず。此れに由りて所依も亦、實有に非ず。所緣の境に准じて、說かずして成ず」と。又、彼の師徒は、世典を串習して、衆盲の喩を引き、己が義宗を證す。傳說すらく。盲の一一各住して、色を見るの用なきが如し。衆盲の和集するも、見るの用は、亦無し。是くの如く、極微の一一、各住して、依と緣の用なし。衆多の和集するも、此の用は、亦無し。故に處は是れ假にして、唯、界のみ是れ實なり。彼の部の義宗を略述すれば、是くの如し。

今謂はく、彼の論は、法宗を涉壞す。故に、智有る人は、應に欣慕すべからず。五識は、實有に非ざる境を緣とせず。和集の極微を所緣と爲すが故に。又、五識身は、分別なきが故に。衆微の和合を緣じて境と爲さず。和合の名は別に少法の分別を離れて所見乃至所觸の事成ずべきに目くに非ず。彼の和合は別法なきを以ての故に、唯、是れは計度分別の所取なり。五識は、計度の功能あること無し。是の故に、和合を緣じて境と爲さず。卽ち諸の極微は、和集し安布し、恒に五識の生起の、依緣と爲る。極微の和集せざること有ること無きが故に。設へ極微の和集せざることあるも、是れ彼れの類なるが故に、亦、依緣に屬す。然れども五識身は、唯、和集を用ひて、所緣と爲すが故に、彼を緣じて起らず、猶し、過去、未來の色等の境界ありと雖も、五識身は、唯、現境なるを以ての故に、彼を緣じて起らざるが如し。彼れを緣ぜずと雖も、而も五境の攝なり。

又、眼識は、和合を緣じて境と爲さず、青等の顯色は、應に實に非ざるべきを以ての故に。若し

のと然らざるものとを同じく十八界に於て分別せしもの。
有所緣 Sālambana
無所緣 Anālambana
有執受 Upātta
無執受 Anupātta

【五八】依と緣。依とは所依卽ち五根を意味し、緣は所緣又は依所卽ち五境を表はせるものなり。この段より以下は上座の說なる處の假にして、界のみ實なりとするを反問して處、界共に實なることを論證せるものなり。

眼識、和合を緣じて境と爲さば、靑黃等の覺は、應に決定して無なるべし。靑等は、應に是れ和合すべからざるが故に。若し是れ和合ならば、應に實有に非ざるべし。是れ則ち顯色も亦、假にして眞に非ず。眼識は靑等を取らざる容きこと無し。意識有りて能く靑等を分別す。若し靑等は、和合せる者の如しと言はゞ、其の理然らず。勝義に就かば、和合は是れ色性と許すに非ざるを以ての故に。

有餘師は說かく。「和合も亦、意識の境に非ざるが故に」と。或は五識身は、唯、勝義を緣ず。世俗は唯、是れ意識の所緣なり。故に靑等は和合に同ずる過なし。未來の不見の滅の色を取るが如きは、何の分位に於ける和合を緣ずるや。彼の所依の已滅の分位に於てなり。豈に此の位に和合ならざらんや。餘の位も亦、無し。何んぞ獨り此れを責めんや。靑等の如きは和合有ること本より無し。唯、分別心の計度して取るなり。現世の和集の色等に於て、總じて計度を起すを、和合覺と名くるが如く、是くの如く亦、應に覺慧力に由り、已滅位の不集の色等に於て、總じて計度を起すをも和合覺と名くべし。

又、覺慧の如きは、去來、現在等の色を集めて、總じて一聚と爲し、色蘊覺と名くと雖も、而も去來等の諸色は同じからず。集めて一和合聚と爲すべからず。彼の一一は各、蘊覺を起すと雖も、而も去來等の諸色は同じからず。應に總じて一色蘊覺を生ぜざるべし。然るに是くの如く、總色蘊覺あり。故に亦、已滅の色等に於て、彼れは離散し、和集すべからずと雖も、而も覺慧力は、攝して一聚と爲し、和合覺を成ずることを知る。理相違せず。一合の境を緣ずるを、和合覺と名く。已滅の靑色の境界に於て、是れ靑性なりと謂ひ、覺相分明なり。復、他の爲めに、「我れ是くの如き、是くの如き靑性を見る」と說くが如く、是くの如く、彼の已滅の色等に於て、和合覺を起し、明了現前たり。亦、他の爲めに「我れ是くの如く、是くの如き和合を見る」と說く。若し意識も亦、和

合を縁じて境と爲すこと能はずと執せば、是れ則ち應に諸の和合覺に所縁あること無しと許すべし。若し、卽ち所依を縁じて、境と爲すと謂はゞ、是れ卽ち應に色等を縁ずる覺と名くべし。色等の一一は、和合に非ざるが故に。何ぞ說いて和合覺を縁ずと名くるを得んや。若し施設[五九]と謂はゞ、理、亦然らず。無の境に施設あるべからざるが故に。畢竟の無に有を施設すべきに非ず。是の故に意識も亦、能く和合を縁じて、境と爲すことあり。五識身に非らず。彼は唯、實有の境を縁ずるを以ての故に。若し極微は不可見の故に、眼識は、實有を縁じて、境と爲さずと執せば、此の執は然らず、是れ可見の故に。而も了せざるは、彼の眼根の境を取ること麁なるに由るが故なり。又、彼の眼識は、分別なきが故なり、諸の殊勝の智慧力有る者は、乃ち能く細の極微の相を了別す。遠近に錦繡の文像を觀るが如し。

又、先に說くが如し。先に何んの說く所ぞ。謂はく、「極微は和集せざること無きが故に」と。旣に常は和集す。不可見に非ず。有るが說かく、「極微の性物は安立す。[六〇]彼れは眼識に於て、所縁と爲ること定なり。眼識は、彼れに於て定んで現に行ずるに非ず。一一に別に相見ること能はざるは、和會せざるが故なり。非相に非ざるが故に。諸法は、是れ可見なりと雖も、少因縁ありて、見ること能はざるもの有るを以てなり。水中の鹽色を見ること能はず、及び壁等の障ゆる色を見ること能はざるが如し」と。

又、義に達せずして、妄りに聖言を引く。若し彼の經に、此の義ありと執せば、意識の所縁も亦、應に實に非ざるべし。同じく虛僞妄失の法と說くが故に。若し爾らば、實を縁ずる覺慧は、應になかるべし。是れ則ち分明に法を崩壞する論なり。若し意識は無漏に通ずるが故に、斯の過なしと言はゞ、理亦然らず。無漏の意識は亦、總法を以て、所縁と爲すが故に。

汝の宗は又、眼等の五識は、無漏に通ずと許すが故に、應に五識の所縁は、唯、假にして實に非

【五九】施設。安立、建立、發起の義なり。

【六〇】彼とは、極微なり。

らずと妄執すべからず。世間智有りて、界を緣じて境と爲す、彼の所緣の界も亦、應に實に非ざるべし。然るに彼の經に說かく。『六識の所緣は、皆た虛僞等にして、差別あることなし』と。故に有漏の所緣は、唯、假なりと說く。但だ自らの樂ふ所の宗に貪著するに由る。若し爾らば、彼の經は、復、何の義ありや。愚夫は長夜に、色等の境に於て、常等眞實の性相を妄執す。是の故に、如來は、聖弟子に、如實に彼れを觀じ、諸の妄執を離るゝを教ゆ。謂はく、去・來・今の六識の所識は、彼の妄執するが如く、常等都て無なり。皆な是れ虛僞妄失の法なりと。此れは妄執所取の境の虛を顯し、所緣の皆な是れ實に非ざるを、顯はさず。故に彼の經は、後に復た是の言を作す『能く是くの如く、如實に觀ずる者あれば、去・來・今の眼所識の色に於て、諸の邪勝解の想・心・見・倒、貪身繫等、廣說、乃至、彼れ皆な永く斷ず。是の故に、中に於て愚夫が、妄見し執するところの常等を、佛の聖弟子は、觀じて虛僞妄失の法と爲す。境の體を觀じて、虛僞等と爲すに非らず。是れを契經は、理義に違せずと謂ふ。

又、是くの如く釋すれば、其の理必ず然なり。彼の經に、去・來・今の眼所識の色に於て、眼識は能く去來を識ることあるに非ずと說くに由る。又、去來は、和合あるべきに非ず。又、汝等は、去來ありと許すに非ず。是の故に、彼の聖教を引き、五識は和合の境を緣ずと證成すべからず。此の契經の義は、汝の所宗に違す。常等は是れ虛等と說くを以ての故に。

又、彼の經中、眼等の五識の境に依らず、彼の境を觀ずるに由り、所執の常等の性を遠離すと說くが故に。又、彼の境に三世の別を說くが故に。又、彼れを觀じて想と心と見の倒と貪身繫等を、皆な永く斷ずと說くが故に。又、若し言ふが如く、便ち定の執を起し、深き義趣に於て、思求せざれば受等も亦、應に勝義の有に非ざるべし。六境に於て、虛等と說くを以ての故に。

又、諸處に於て、唯、總說し、眼と色とを緣となし、眼識を生ずと言ふ。如何が界の和合を以て、

所依と緣と爲し、眼識を生ずと知ることを得るや。界の和集を所依と緣と爲すに非ず。復如何が唯、界の和集を知らんや。理は前に說けるが如し。

復、聖言ありて、眼等の識は、妄境を緣ずるに非ざるを顯はす。故に契經に言ふ。『不見に於て見と言ひ、見に於て不見と言ふ。此れ聖語に非ず。見に於て見と言ひ、不見に於て不見と言ふ。此れは是れ聖語なり』と。若し眼等の識、妄境を緣ぜば、見に於て見と言ふ、應に聖語に非ざるべし。見に於て不見と言ふ、應に是れ聖語なるべし。若し俗に隨つて說く、是くの如き言も斯の過なしと謂はゞ、則ち應に意識は實を緣ずる者と說くも亦、俗に隨ふ言なるべし。是れ則ち一切唯、假說あり。便ち壞法論宗を安住すと爲す。或は應に差別の道理を辯析すべし。

又、此の聖語は、何の境に依りて說くや。若し和合に依らば、眼識は和合を緣じて境と爲さゞること、已に廣く成立す。若し和集に依らば、卽ち是れ勝義なり。『何ぞ見の言は、世俗に隨ふと說くと謂ふや。又、所見の色は、唯、是れ勝義なり。見に於ての見の言は、俗に隨つて說く可し。言は諸方に於て、決定せざるが故に。所見の色は是れ俗に隨つて言ふに非ず。而も契經に說かく。『大母、當に知るべし。所見の中に於て、唯、見の語有り、此は常等の性相を增益するに就いて、此の唯の言を說く、見の境に於てに非ず』と。又、色處に於て、說いて有見、及び有對と名くるが故に。聲等の處に於ては、別異に說くが故に。處は假有に非ず。假有の補特伽羅、餅等の法の上に於て、差別の說あるに非ず。唯、實有の色等の法の上に於て、自と共の相の差別ありと說くが故に。

又、此の中に於て、觸と法との處と界とは、何んの差別ありて、觸と法との處は、唯、是れ假、界は是れ實と言ふや。若し此の二も亦、差別あり。多物和合して、方に處の名を得、一一の別物は卽ち界と名くるを得ると言はゞ、觸處は爾るべし。法處は云何ん。汝の宗の法處は、三法ありと雖も、而も積集なし。法界は何んぞ異ならんや。又、彼れの處界を建立すること同じからず。都て正

理、及び所餘の量なし。但だ、彼の上座は、意に隨つて、立つ。傍に觀監する人、應に信受すべからず。

又、若し處は假、界は是れ勝義なりとの上座の此の論は、便ち經說に違す。契經に說くが如し。[六一]『喬答摩よ、尊は、餘處に說いて言ふ。『我は一切を覺せり』と。何に依りて、一切を我れ覺せりと言ふや。唯、願はくは、爲めに勝義の有法を開け。世尊告げて曰はく、梵志よ。當に知るべし。一切と言ふは、謂はく、十二處なり。此れ勝義の有なり。餘は皆な虛僞なり』と。世尊は、應に不實の法に依りて、勝義の有を說くべからず。又、亦、應に唯、假有を證して、等正覺を成ずべからず。[六二]空華論者は、此の言を說くべし。「佛を稱して師と爲す。應に此に黨すべからず」と。故に十二處は、皆な是れ實有なり。假法に於て、勝義を說くべきに非ず。

是の如く上座の諸有の言ふ所を、前後諦觀するに、多く違害を成ず。信にして、而して無智なり。同じく敬承する所の具智の信人は、必ず隨順すること無し。又、衆盲の喩は、彼の自宗に違す。一一の極微は、依緣の體に非ず。衆微の和合して、依緣を成ずるの論は、彼の盲喩に對して、極めて相ひ符せず。和集の極微の依緣を爲すの論は、此れ盲喩に對して、理相違せず。一一の微は、是れ依緣と許すが故に。一一の微、可見に非らずと執ずれば、衆微の和合するも亦、應に不見なるべし。盲の喩に同じきが故に。非色の合するが如し。故に五識身は、決定して和合を用て境と爲さず。然して必ず有境の故に、實法を以て境と爲すの義成ず。

若し五識身、勝義の境を了すれば、何に緣りて五識は、結を斷ぜざるや。自相を了するが故に。外門に轉ずるが故に。等引なきが故に。分別なきが故に。一に境に墮するが故に。所緣少きが故に。勝義を了すと雖も、而も緒を斷ぜず。故に[六三]七と半の有所緣の中、五界は唯、勝義を緣じて境と爲し、餘は勝義を緣じ、亦世俗を緣ずと說く。

【六一】喬答摩。Gautama 舊譯に瞿曇と言ふ。釋種の姓なり。今は釋尊を意味す。

【六二】空華論者、Śūnyapuṣpa 小乘論師が大乘の諸論師を呼べるものなり。

【六三】七と半とは、七心界と法界半となり。

是くの如く、已に有所緣等を說けり。十八界中、九は無執受なり。何等をか九と爲す。謂はく、前の所說の七の有所緣と、並に全法界との此の八と及び聲とは、皆な無執受なり。頌中の及の言は、二義を具含す。一は總集を顯はす。謂はく、八、及び聲は、總じて無執受なり。二は異門を顯はす。謂はく、餘師の說かく、「根を離れざる聲も亦、有執受なり」と。餘の九は、二に通ず。謂はく、五色根と、色·香·味·觸なり。云何んが二に通ず。眼等の五根は、現在世に住するを、有執受と名け、六四過去未來を、無執受と名く。色香味觸も、現在世に住し、六五五根を離れざるを、有執受と名け、過去、未來と、及び現在に住し、根を離れざるに非ざるを、無執受と名く。是の故に、九界は各二門に通ず。

何等をか名けて、有執受の相と爲すや。之か心首を標して是の言を說く。本論の中に說かく。「已が身の所攝を、有執受と名く」と。此れ復た云何ん。謂はく、心心所の執して、已が有と爲す。卽ち心心所の共に執持し、攝して六六依處と爲す所のものを、有執受と名く。損と益と展轉して、更に相ひ隨ふ故なり。若し爾らば色等は、卽ち應に一向に無執受と名くべし。心心所法は、彼に依らざるが故に。根の性に非ざるが故に。爾らず。色等、若し根を離れざれば、所依に非ずと雖も、而も是れ心等の親附する所なるが故に、此の失なし。毘婆沙に說かく、「若し諸の色法、逼迫斷壞せば、便ち能く苦を生ず。此れと相違するは、卽ち能く樂を生ず。是の已身の攝なるを、有執受と名く」と。有餘師の說かく、「若し諸の有情の執して自體と爲し、一切の處時、方便して、茅灰火刺霜雹等の緣を防護し、是の已身の攝なるを、有執受と名く」と。若し爾らば、應に契經の所說に違すべし。故に契經に言ふ。『若し是の處に於て、識の所執藏、識の所隨攝を、有執受と名く』と。是の說ありと雖も、而も相違せず。

有執受の法に略して二種あり。一は有愛、及び有身見の執じて已が有と爲すを、有執受と名く。二

【六四】 過未の五根の苦、樂の覺なきを以て無執受なり。
【六五】 色等の境は、五根と合せざる時は、たとへ身內にありとも、苦、樂の覺なきが故に無執受なるも、五根と合し離れざれば苦、樂を感ずるが故に有執受なりとの意なり。
【六六】 依處とは、所依と依所とを合して言へるものなり。

は因と爲りて、能く苦樂を生ずるを、有執受と名く。宿業所引の異熟果等の分位に相續する、是れを第二と名く。此の中、有愛、及び有身見は、若し正智生ずれば、即便ち斷滅す。異熟の相續は、諸漏盡るも亦、未だ斷滅せず。是の故に若し法の既に執受し已りて、般涅槃に至るも、隨轉して捨せざる此の法を、一向に有執受と名く。是れ經論の二の義の差別と爲す。

第七節　大種及び所造法と極微積集法と非積集法

是くの如く、已に有執受等を説けり。十八界の中幾くか大種性、幾くか所造性、幾くか可積集、幾くか非積集なりや。頌に曰はく、

六七 觸界の中には、二あり。　餘の九色は、所造なり。
法の一分も亦、然り、　十色は可積集なり。

論じて曰はく、觸界は二に通ず。一は大種、二は所造なり。此の二は、前の六八十一の觸の釋の如し。六九寡學の上座は、此に於て、説いて言ふ。「觸處の中に、所造の色あるに非ず。所以は何ぞ。即ち諸の大種の形、差別するが故に、謂はく、即ち大種の次第安布、諸の金・銀・七〇頗胝迦・寶・雲母・金剛・芭蕉練等の和合聚の中に於ては、説いて滑觸と爲す。此れと相ひ反する和合聚の中を、説いて澀觸と爲す。餘は所應に隨ひて、皆な即ち大種の安布の差別なり。又、眼も亦、能く彼を覺了するが故に。彼れ謂はく、眼に依りて、大種の形量の色相を隨取し、亦能く滑澀等の物を覺了す。故に知んぬ、滑等は大種と異ならず」と。

此の説は、然らず。聖教に違するが故に。七一契經に説くが如し。『苾芻、當に知るべし。觸とは、謂はく、外處なり。是れ四大種、及び四大種所造にして、有色・無見・有對なり。』彼れは、是くの如き契經のあるを許さざるも、結集に入ると許さざるべからざるが故に。又、諸の餘の契經に違害せ

【六七】此の一段は一切の色法に就て、その性質と及びその分子的の立場より考察したものなり。從つて、此處にては心法に關するものは除外さる。その性質の方面とは、大種性と所造性の見方であり、分子的の方面とは極微の積集を問題とせるものなり。

【六八】十一の觸とは、堅、濕、煖、動（大種の四性）と滑、輕、重、澁、飢、渇、冷（所造の七性）との十一性を言ふなり。

【六九】寡學の上座云云。此の上座は倶舍論に出りても明かなるが如く覺天（Buddhadeva）の説にして、彼は所謂婆沙四大論師の一人にして、常に有部説をそのまゝ尊奉するが如きことをせず、自から一家の見を立てゝ居る人なり。

【七〇】頗胝迦。Sphaṭika（梵）玻璃のことにして今の水晶なり。

【七一】契經は、雜阿含十三（辰二・七四右）なり。然れども覺天は此の經の存在を認めず。

す。亦理に違せざるが故に應に量を成ずべし。彼れは謂はく「此の經は、結集に入るに非ず。總頌を越ゆるが故に。順別處經を製造し、立てゝ異品と爲すと說くが如し』と。若し爾らば、便ち應に一切の自部の執に違する聖教契經を棄捨すべし。[七二]「二種の空經を製造し、立てゝ異品と爲す、亦、總頌を越ゆ。是の如き等の類、互に相ひ非撥す」と說くが如し。若し「此の經は、聖の所說に非ず、餘經に違するが故に。法處は無色なりとの言を說かざるが故に、舍利子の[七三]增十經中の如き、唯、是の言を作す。『十色處あり』と。故に知んぬ、此の經は諸集に入るに非ざず。但だ是れ對法の諸師、無表色を愛し、阿笈摩の中に製造し安置す」と謂はゞ、若し爾らば、對法諸師は、豈に亦、能く是の如き說を作さゞらんや。譬喩部の師は、無表色を憎み、增十經の中に製造し安置す。是の如く展轉し、更に相ひ非撥す。便ち一切の契經を壞亂すと爲す。然るに增十經は、十種の應遍知法を顯(あらは)さんが爲めの故に、但だ說いて、十色處ありと言ふ。此の十は、一向に苦諦の攝なるが故に。苦諦は、唯、最れ應遍知の故に相違あること無し。無表は、有漏、無漏の性なるが故に。猶し意處の如し。亦應に修習すべし。是の故に、彼の增十經の中に於ては、唯、一向に應遍知法を說く。[七四]「豈に亦、是れ應永斷ならずや。」此の難は然らず。諦を立つること異なるが故に。又、舍利子は、彼の經中に於て、定んで此の意ありて、言、法を盡すに非ず。卽ち彼の經中、復た十種の應永斷法を說く。謂はく、五の內と外の[七五]諸蓋に順ずる法なり。餘法も亦、是れ永斷なきに非ず。是の故に、此れは、餘經に違せざることを成ず。是の如く、上座は、觸處の中、所造の色なしと說き、決定して此の別處經と違害す。智者は應に了すべし。[七六]「卽ち諸の大種の形、差別するが故に」と言ふは、正因を說かず。云何んが定んで知るや。卽ち諸の大種の形量の差別を、滑等の性と名く。大種と異なりて、別に滑等あるに非ず。又、諸の大種の安布差別するは、卽ち諸の大種にして諸の大種は、是れ眼の所取に非ず。眼の所取は、謂はく、顯と形となり。如何(いかん)ぞ乃ち「卽ち諸の大種の形、差別するが故

【七二】二種の空經。中阿含一九〇小空經、一九一大空經の如きか。

【七三】增十經。長阿含一〇十上經。

【七四】斷ぜらるべき法を擧げたるものにて從つて又集諦の攝に非ずやとの難なり。

【七五】諸蓋。蓋（Nivaraṇi）とは煩惱の異名にして、行者の心を覆ひて、善心を開發せしめざるが故に蓋と言ふ。

【七六】上座の主張の第一因なり。

に」と言ふや。「豈に闇中、身も亦、能く形と量との差別を取らずや。」若し爾らば、大種は應に二[七七]根取なるべし。形量は即ち大種と言ふを以ての故に。此れに由りて、即ち彼の[七八]第二因を破す。眼も亦、能く彼を覺了すと謂ふが故に。又、眼に依りて、大種の形量の色相を取るに隨ひ、亦、能く滑澀等を覺了すと謂はゞ、此の言は何の義ぞ。若し、眼は大種の形量を取ると謂はゞ、既に形量は、大種と異ならずと執す。應に眼根は能く大種を取ると許すべし。若し、眼根は、能く色相を取り、大種の形量は、此れに隨つて比知すと謂はゞ、是くの如くんば云何が、滑等の大種と異なるを遮せんや。色相を見るに由りて、滑等を比知して、即ち大種なりと言ふ。此れ何の因ありて、滑等は、大種と異ならずと言ふや。但だ虚言ありて、都て實義なし。

又、應に堅は即ち、餘の三大の安布差別して、滑澀等の如しと謂ふべし。謂はく、他も亦、能く是くの如く計度す。餘の三大種の安布差別を、即ち名けて堅と爲す。別に堅ありて、三と異なりて得べきこと無し。異因なきに由る。應に別執すべからず。故に彼の言も義も、堪能する所なし。

又、香を齅ぐによりて、苦酢を覺了す。應に苦酢の體は、香と異ならずと言ふべし。

又、滑等の相は、諸大種と異なる。故に大種と異なりて、應に別に性あるべし。謂はく、非滑性は即ち是れ堅性なり。諸の堅處は、皆な滑を有するに非ざるが故に。地の如きは、即ち堅にして、未だ嘗つて滑性と相ひ離れず。若し爾らば、應に堅を離れざるべし。亦、非滑性は、即ち是れ濕性なり。諸の濕處は、皆な滑を有するに非ざるが故に。亦、非滑性は、即ち是れ煖性なり。諸の煖處は、皆な滑を有するに非ざるが故に。亦、非滑性は、即ち是れ動性なり。息等の處に、滑得べきに非ざるが故に。此れに由るが故に知んぬ。滑は大種に非ず。亦、有ならざるに非ず。實有の法の如く、現に可得なるが故に。又、能く緣と爲りて、影像を生ずるが故に。若し唯、安布の差別のみ有りて、實體なしと謂はば、理亦然らず。安布差別は、必ず所依あり。此の所依の體は、即ち滑性な

【七七】二根取とは、眼根と身根との二根の取ならんの意なり。

【七八】第二因とは、眼亦能覺了彼故なり。

るが故に。或は應に、唯、安布差別のみを得べし。應に亦、此の中の滑性を了すべからず。

又、契經の中に、方便して、是の如き滑性ありと說く。契經に言ふが如し。

如來の皮膚は、極めて細滑なり。　一切の塵垢を、身に著せず。

又、縱へ滑性に經あるも、經なきも、然も曾つて、經に彼の有を遮すること無きが故に。又、正理と相違せざるが故に。是の如く滑性の實有の義成ず。

又、若し滑性が、四大種と異なりて、別に體あること無くば、應に假にして實に非ざるべし。是れ則ち身識は、應に了知せざるべし。身識は、唯、[七九]勝義の境を緣ずるが故に。

又、分別を離れて、滑覺は應に無かるべし。分別を離れて、諸の大種の一一の體上に於て、皆、別覺あり、卽ち身識は、諸の大種を緣とし、實物を境と爲し、假法を緣ずるに非ずと說くが如く、滑性も亦然り。旣に身の所取なり。故に是れ假にして實に非ずと說くべからず。又、一一の大種中に有るに非ず。故に大種と異なりて別に滑性あり。此の道理に由りても亦、總じて、四大種とは異なりて、澀等の性あるを成立す。

[八〇]彼の上座は言ふ。別の所造の輕重性と名くるものなし。卽ち諸の大種、或は少、或は多を、輕、重と說くが故に。又、輕重の性は相ひ待して成ずるが故に、實有の體に非ず。謂はく、卽ち一物を此に待して輕と名け、[八一]彼れに待して重と名く。堅性等は、相ひ待ちて、而して成ずるに非ず。

又、[八二]「風界に於て、輕性を說くが故に、輕は卽ち是れ風なり。[八三]本論に言ふが如し。『云何が風界と名くるや。謂はく、輕等の動性なり』と。世尊も亦說けり。『諸の輕等の動性を、內外の風界と名く』」と。此の說は然らず。前に大種は此れと相異すと說けり。此の性に非ざるが故に。若し、經論の義を了知せざるが故に、卽ち經性は是れ風界と謂はば、應に重性は、是れ何の大種と說くべきや。若し此の宗は大種、增生すること有るを重性と謂ひ、重性は卽ち是れ此の大種の性と說かば、理必

【七九】勝義の境とは、實有の境と同義なり。假法ならざるを意味す。

【八〇】此の段よりは上座の輕重なる所造色なしとするに對する議論なり。

【八一】彼とは輕なり。

【八二】上座の說。

【八三】本論。阿毘達磨品類足論第一（各一〇、一三右）にあり。

ず然らず。重と地水の相と、各異なるが故に。

[八四] 又、一切の和合聚の中に於て、皆な具有するが故に、應に差別なかるべし。若し「少多の故に、過なし」と謂はゞ、應に重性は、卽ち是れ堅濕に非ざるべし。

又、和合を輕重と爲すと許すが故に。身識は、應に彼を緣じて、境と爲すべからず。

又、卽ち大種の衆多の極微の和合聚の中、重と爲すと許すが故に、卽ち應に、一切の和合聚の中に、皆な重性あるべし。定因なきが故に。若し大種の和集差別して、能く因緣と爲り、別に重性を生ずと言はゞ、則ち斯の過なし。此れ世間に於て、現に見る所なるが故に。

[八五] 又、「輕重は相ひ待ちて成ずるが故に、實有に非ずと言ふは、此れ善說に非ず。譬へば因果の如し。輕重も亦然なり。謂はく、一物を此れに待して、因と名く。卽ち此れに待して、復た名けて果と爲すに非ず。彼れに待して果と名く。卽ち彼れに待して、復た名けて因と爲すに非ざるが如く、是くの如く一物を此れに待して、輕と名く。卽ち此れに待して、復た名けて重と爲すに非ず。彼れに待して重と名く。卽ち彼れに待して、復た名けて輕と爲すに非ず。因果は旣に實なり。此れは如何が假ならんや。故に唯、[八六]能詮の相は、待不定なり。所詮の體に、而も改易あるに非ず。

又、彼、此の岸の如く、輕重も亦然なり。謂はく、彼の物に於て、彼岸の名を立て、此岸と說いて體を改易せしむるに非ず。或は此の物に於て、此岸の名を立て、彼岸と說いて體を、改易せしむるに非ず。卽ち一物の相續し、轉ずる時を以て、此彼の邊に待して、彼此の岸と名く。輕重も亦然なり。體は不定なるに非ず。

又、黑白の如く、輕重も亦然なり。謂はく、卽ち一物を此れに待して、黑と名け、彼れに待して白と名く。而も顯色の別に體あること無きに非ず。是の故に、相ひ待するは不實の因に非ず。若し「多に待し、總じて一性と說く。緋林等の如く、是れ假にして實に非ず。此れも亦、應に然るべ

【八四】 此の段は、輕重性を和合聚の中に於て論じたるものなり。

【八五】 此の段に於ては、輕重性を因果關係に譬ひて論ぜるものなり。

【八六】 能詮。次に來たる所詮に對する語なり。詮は詮顯の義なり。經典の文句を以て能く義理を顯はすを能詮と言ひ、顯はさるゝところの義理を所詮と言ふ。因果輕重の所詮の體は不變なり、たゞこれを能詮する比較に別あるのみとの意なり。

し。故に實に非ずと言はゞ、云何にして爾るを知るや。應に其の因を說くべし。彼れは且く因に非ず。過失あるが故に。若し「堅等は相ひ待して成ずるに非ず、此れは相ひ待して成ずるが故に、實に非ず」と言はゞ、堅等の言說も亦、相ひ待して成ず。堅ならざる物に待して、堅の名を立つるが故に。堅は實ならざるに非ず。此れも亦、應に然るべし。若し「然らず。未だ曾つて相ひ待して堅を濕と爲すと說かず。相似ざるが故に。」と謂はゞ、此れ然らざるに非ず。其の所待因は、一向に決定して、義相似るが故に。然れども餘に待して堅を濕と名くるに非ずとは、更に別の所待因なきを以ての故なり。堅ならざる物に待して、此れを說いて堅と爲す。未だ曾つて彼れに待して、堅からざる物と名けず。輕重も亦然なり。故に義相似る。輕聚に於て、有る時には重と說くと雖も、而も由つて彼の輕性を捨すと說くに非ず。但だ餘緣の故に、異の能詮を起す。體は改易するに非ず。前に已に辯じたるが如し。是の故に、相ひ待するは、不實因に非ず。

或は諸の堅物も亦、待對して、異の品類を成ずることあり。謂はく、或は堅と名け、或は〔八七〕堅勝と名け、或は堅極と名く。中に於ても亦、堅を說いて不堅と名く。其の理既に同じ。汝、喜を生ずべきも、喜ばしむること能はず。輕重の二物は、堅不堅に同じ。應に一を成ずべきが故に。且つ、輕重の性は、諸の大種に異なり、實有の義成ず、然れども相ひ待すること不定にして、一物を成ずべしと、言ふべからず。黑と白との如きは、相ひ待對すと雖も、品類は同じからずして一に非ざるが故に。若し黑白は、品類異なりと雖も、而も未だ曾つて、白を黑と爲し、黑を白と爲すと說く者あらずと言はば、此れも亦、然らず。世間を現見するに、此の說あるが故に。名は不定なりと雖も、而も體は不易なり。前に已に說けるが如し。故に體同じからず。

又、汝が微火を說いて冷と爲すが如し。微煖の聚あり、此れに待して、冷と名け、彼れに待して煖と名く。名は不定なりと雖も、而も體は是れ實なり。此れも亦、應に然るべし。

【八七】堅勝云云は、堅 Khek-khaṭa より堅きものを堅勝と言ひ、それより堅く、最も堅きものを堅極と言ふなり。卽ち堅物中に於ての堅を以て比較せしめたるものなり。

諸の色聚ありて、輕の極微多く、重の極微少なければ、此の聚を輕と名く。此れと相違する彼の聚を重と名く。輕重の二性の聚は同じく體別なること、其の理、顯然たり。何に緣りて受けざるや。風界に於て輕性を說くが故に、輕は卽ち風なりと言ふは、此れも亦、然らず。大種を辯じたる中、已に此の義を釋せり。堅等の三に對して、動は最も了し難し。故に輕の果を擧げて、以て風の因を顯すなり。四大種は、皆な是れ輕の因なりと雖も、而も增强に就くが故に、是の說を作す。火は增强なりと雖も、而も決定せず。

又、輕と動と、相ひ順じ、相似たるが故に論經に、『輕等は動性なり』と言ふ。若し唯、言の如く定んで義を取れば、卽ち彼の經は『髮・毛・爪等を、內地界と名く』と說く。豈に髮毛等は、唯、地界のみならんや。是の故に彼の言には、別の意趣あり。應に彼を執して、輕の造色なるを遮すべからず。又、阿笈摩に、是くの如き頌あり。

堅重、身中に墮し、　重き舟の海に沈むが如し。
故に、重は堅の如く、　應に實有の體なるべし。

有餘師の說かく。「輕性は、唯、重無きを用て、體と爲す」と。此れも亦、然らず。虛空等に於ては、重性は旣になくして、應に輕あるべきが故に。

又、薪等に於ては、重性なきに非ざるも、亦輕有るが故に。若し爾らざれば、水內に擲置して、則ち應に浮ぶべからず。有と非有の性と、應に倶に有るべからず。亦、廣大の故に、浮ぶと說くべからず。廣大は是れ形にして、觸性に非ざるが故に。

八八 又、此の輕性は、是れ輕安の果なり。故に體は無に非ず。謂はく、修定者は、輕安に由るが故に、身に輕觸を覺ゆ。應に無を用て、輕安の果と作すべからず。若し唯、身をして重觸より離れしむるが故に、名けて果と爲すとは、理亦然らず。輕性は是れ身長養の因なるが故に。無、亦能く長養す

【八八】此の一段は輕性と輕安との關係を以て論じたるものなり。

と謂ふべからず。輕安を離れて應に長養すべきを以ての故に。若し「輕安は能く重觸を除く、唯大種生を長養者と名くと謂はゞ、應に輕安が餘の大種因を滅し、餘の大種を生ずるを即ち長養と名くべし。重を滅して何か爲ん。重性は輕の如く應に別有に非ざるべし。則ち上座の所執と、應に同じかるべし。然れども理に應ぜず。輕重の二相は、諸の大種の中、皆なあること無きが故に、若し輕性は、即ち諸の大種の少分を體と爲すと執せば、輕安、現在前するが故に、少大種生ずと執すべし。何が故に輕安と諸大種と相違して、起るや。若し相違せば、少も亦應に生ぜざるべし。若し相違せざれば、誰れぞ、多を障へて起らへしめざるや。故に輕は、應に是れ輕安の果なるべからず。又、輕は、重無きを用て、性と爲すに非ず。品類異なるが故に。猶し重性の如し。

又、阿笈摩に輕重ありと説けり。彼の所説の如くば、諸の鐵團、或は諸の鐵鍱の如し。若し時に火あり、極熾熱あれば、爾の時、便ち極輭・極輕・極調柔用あり。此れと相違すれば、極堅・極重・極不調柔なり。我が身も亦爾なり。若し輕安あれば、則便ち輕あり、調柔用あり。修斷に堪任す。此れと相違すれば、即便ち重あり、調柔用なし。修斷に任ぜずと。

巻の第五

〔辯本事品第一の五〕

一又、上座は言ふ。「火界、或は少なく、或は増強ならざるを、卽ち名けて冷と爲す。所以は何ぞ。彼れに於て、日なく、或は日を去ること遠ければ、便ち冷あるが故なり。又、極大の炎熱の起る時、別に少分の所造の觸無く、同じく唯、火大の増多すること有るを許すが如く、熱の減少する時も亦、應に是くの如く別に少分の所造の觸の生ずること無かるべし。應に唯、是の火大の減少するを許すべし。若し別に冷あれば亦、應に別に所造の觸の非煖、非冷あるを許すべし。是の故に、定んで冷の所造の觸なし」と。

二火界の少、或は増強ならざるを、卽ち名けて冷と爲すに非ず。現前するに冷觸の損害する所のものは火界の増す時、能く攝益するが故に。損害の因増して轉た、應に損害すべし。誰か智者ありて、是くの如きの執を作し、少火の害を被りて、大火に歸投せんや。若し彼れ三匱乏の火に由るが故に、損害ありて謂はゞ、理必ず然らず。定んで餘因ありて、能く損害するが故に。火の少の故に。餘の冷の増すことありて、能く損害を爲すと謂はゞ、卽ち火に由るに非ず。此れに由つて准じて冷の攝益を說けば、謂はく少因と爲す。攝益せらるゝ者は此の因若し増せば轉た應に攝益すべし。是の故に彼の論、理に應ずと爲すに非ず。

又、彼れの說く所の熱の増減する時、所造の生ずることなく、唯、卽ち火のみなりとは、亦理に應ぜず。二法を現見するに、更互に相違す。一法の増す時、餘法減ずるが故に。能斷の道と、所斷の惑との如し。道の増す時、別惑の起ること無きに非ず。道の退く位に別惑の生ずることなきに例す。

【一】前品と引き續いて、所造の性中、最後の冷性の存在に就いて論じたるものなり。

【二】此の段よりは、上座の冷性の不存在說に對する衆賢の反駁なり。

【三】匱乏。不足なること、又はとぼしきこと。

又、冷の生ずる時、和合異なるが故に。謂はく、火風界の增盛の聚中、冷の生因あり。火界に由るに非ず。應に火の增盛に就て、難を爲すべからず。

又、火界の少を、冷と爲すと執ずれば、彼の雪聚の中には火微、極て少なり。應に此に於て、冷の微極めて多なるべからず。智(者)は如々の火界漸々微少にして如是如是の火界轉た多しと言ふを應理論と爲すべからず。彼れ冷と火、別體なしと執するが故に。金少を卽ち非金と爲すべからず。故に、別物有りて大種に異なり、火界の減に由りて、彼の物體は增す。是の所造の觸を、說いて名けて冷と爲す。

有るが此の宗を執す。謂はく、「大種の增有りて冷觸を生ず、冷觸は卽ち是れ此の大種なり」とは、理亦然らず。冷と水風と相各異なるが故に。又二物より成れば、體應に是れ假なるべし。便ち應に身識の所緣と爲らず。冷と煖とは別の性なきに非ざるを以ての故に。別の冷なきに例するも理亦然らず。彼れは卽ち冷等の下等の品類にして、分位別なるが故に。有餘師の說かく。『冷等は唯煖の無を用て體と爲ず」とは此れ亦然らず。品類異なるが故に。猶し煖等の如し。無法に異の品類あるべからず。或は地等は無を用て性と爲すべし。謂はく亦唯水等の無を地等の界と名くべし。故に彼の所說、冷觸は是れ造色なることを破する因に非ず。

又、冷は能く覺の生ずる緣と爲るが故に。火界等の、卽ち煖なきに非ざるが如く、應に有色聚は、全く火あること無かるべし。有と非有と倶なること理に應ぜざるが故に。諸の色聚の中、旣に必ず火あり。是れ則ち冷觸は、應に畢竟無なるべし。故に知んぬ、火を離れて、別に冷觸あり。

又、諸の冷觸は、其の體、實有にして、相狀は分明なり。現に覺すべきが故に。猶し煖等の如し。

又、契經中に、「煖の如し』と說くが故に、體は必ず應に有なるべし。故に契經に言ふ『我れ冷煖に於て、皆な能く堪忍す。若し爾の時、冷煖調適なれば、卽ち能く成熟し、取證成就す。爾の時の

極冷、極煖に於ても非ず。若し極冷煖なれば、修業すること能はず。」と。故に冷の造色の實有の義成ず。

四 又、上座は言ふ。「飢、渇の二種は、所造色に非ず。希求性なるが故に」と。理亦然らず。此の二は、因に於て、果の名を説くが故に。觸の差別の其の身を逼切するに由りて、食飲の欲を生ず。是れ飢渇の因の故に、飢渇と名く。輕安を説いて、身輕性と謂ふが如し。輕安の果なるが故に、説いて輕安と名く。「若し爾らば、此の因は應に煖を性と爲すべし。火界の煖の能熟、能消に由りて、便ち能く食飲の欲を發生するが故に。」此の言は理に非ず。食飲の二欲は、應に是れ造色たるべし。火を因と爲すが故に。

又、火界は是の二欲の因に非ず。應に一切時に五二欲を生ずべきが故に。二欲を現見するに、恒時に有るに非ず。「豈に自ら欲の因の造觸の所依たる大種は恒に無きに非ずと雖も、而も此の造觸の體は、常有に非ずと(云ふを)宗とせずや。」此の例は然らず。欲の因の造觸は、風火界を待つ。增強の生の故に。若し二欲も亦、應に爾るべしと謂はゞ、理亦然らず。前に已に説けるが如し。二欲は應に是れ造色の性なるべきが故に。若し所觸の大種に因りて、身識を發生し、而も身識は、是れ造色の性に非ざるが如く、欲も亦、應に然るべし。と謂はゞ、此れと相似ず。識は大種の增盛に因るを要せずして、方に生起することを得。欲は卽ち然らず。增の生に因るが故に。彼の身識は、大種の或は等、或は增の差別に因らずして生起す。但だ所依に隨ひ、差別に由らず。身觸を緣となして、生起することを得。二欲は然らず。所造の色の如く、要ず大種の增盛に因りて生ず。既に大種の差別に隨つて生ず。何に緣りて遮ぎられて造色に非ざらしめむや。風火、若し盛なれば、二欲は便ち增す。風火、若し微なれば、二欲は便ち減ず。既に大種の增微に隨つて不同なり。二欲は何に緣りて、造色の性に非ざるや。若し二欲は大種に因ると雖も、而も彼れに依らざるが故に、造色に非ず。

【四】此の段より以下、上座の飢、渇の二所造性の不存在說に對し反駁す。

【五】本文一とあり、他本の二可なるべし。

謂はく、欲は心に依り、大種に依らず。故に應に難じて造色を成ぜしむべからずと言はゞ、若し爾らば、此の欲は應に大種の增盛に周るを要せずして、方に生起することを得べし。大種に依らずして、身識の諸の大種の差別に隨つて生ずるを見ず。唯、身識は大種を緣と爲し、若しは等、若しは增、但觸便ち起るを見る。二欲は若し爾らば、一切の時、增盛を待たずして、因有つて便ち起るべし。卽ち前の所說の一切の時、二欲を生すべしとの難堅住にして遣り難かるべし。

又、風火界は、有る時に增すと雖も、而も食飮の二欲を現起せず。故に知んぬ。二欲の因は、現に生ぜず。彼の因は、爾の時、何に緣りて起らざるや。所依の身に過患あるに由るが故なり。或は餘緣に障礙せらるゝが爲めの故に。「豈に卽ち此れに由るが故に、二欲は生ぜざるにあらずや。何んぞ復た別に計して、欲の因の造觸あるを須ひんや。」此れ應に然るべからず。欲と身識と、俱時に起るが故に。障礙ありと雖も、而も識は生ずることを得。欲は生ずることを得ず。此れ何んの理ありや。心所法の生ずるは、必定して、依と緣と識の合するに繫屬し、彼の三、具有なり。

又、彼の希求は大法地の攝なり。故に一切の心品と俱に生じ、欲を生ずる勝因なり。爾の時、具有にして生ぜざるは、必ず所餘の生緣の闕くる爲めの故なり。所餘の緣とは、謂はく、所造の觸なり。故に大種を離れ、實に飢渴ありて、造色を性と爲す。

又、造觸の生の障は、卽ち心心所を障ゆと言ふべからず。心等の生の障は、卽ち造觸を障ゆること勿し。異因なきが故に、且らく廣く諍ふを止めよ。必ず應に、飢渴の一體有りて、造觸を性と爲すと、信ずべし。今、應に思擇すべし。[六]若し諸の大種の色聚中、增を體と爲んや、用と爲んや。何に緣りて是くの如き思擇を勸むるや。不實の過を、蠲除せんと欲するが爲めの故なり。經主の自論の有る處に說いて言はく、「此れは是れ彼の宗の所有の過失なり。彼の宗とは、謂はく、彼の毗婆沙師なり。言はく、諸の聚中の一切の大種は、體等有なりと雖も、而も或は聚ありて、作用偏增す。心心

【六】若し諸の云云。此の以より以下に於ては大種の性に於て、增の義を大種の體とすべきか、又は用とすべきかを論じたるものなり。

所の如し。又、所覺の團中の鹽味の如し」と。未だ此の中の經主の意趣を審にせず。定んで誰をか、是の毘婆沙師と謂ふや。若し阿毘達磨を善釋する諸の大論師と謂はゞ、彼れに此の說なし。[七]彼れは大種を、體に由るが故に增なりと說く。石水燄風の諸の色聚の內、堅濕煖動の體相、偏增す。一一の聚中、各一を了するが故に。若し諸の聚の內の大種の體、均しければ、應に此の中、各唯一を了すべからず。

又、世想に隨つて、地等の名を立つるは、應に全く因なかるべし。空しく言說あり。諸の色聚の形顯、皆な同じきを以て、若し堅等の體は均しくして異なしと執せば、何に因りて、地等の別想を生ずるを得るや。若し用に因ると謂はゞ、理必ず然らず。用は自體と差別なきが故に。用若し是れ實ならば、卽ち體の增成ず。實は卽ち體の故に。用若し實に非ざるも、亦體の增は成ず。異體ならざるが故に。實に非ざる用の、體と異りて增あることなし。此れに由りて、卽ち彼の心心所の團中の鹽喩を釋す。謂はく、鹽は受等にして用は、卽ち體の故に、卽ち體用は增す。總說すれば是くの如し。然るに差別あり。謂はく、諸の大種は有對礙の故に。可積集の故に、方處の差別は、分明に了すべし。[八]受等は無對にして可積集ならず。但だ用の別に由りて、增微の異を了す。是の故に大種の體は、可積集にして、體に就きて增を說くなり。心心所法は、用の差別に就きて、增微の異を說く。

豈に色法も亦、用の增を見ざらんや。酢の水と和し、良藥の毒を和し、鹽の水等と和するが如し。兩數同じと雖も、而も用に異あり。如何ぞ。色は體に就きて增を說くと言ふや。此れは相違せず。酢と水と觸の微、等しと雖も、味は同じからざるを以てなり。酢の味の微は多く、水の味の微は少たるが故に、酢の味勝る。還、體の增に由る。諸聚の中に於て、味等の物あり。體增强なるが故なり。是れを用の增と謂ふなり。良藥と毒等は緣起の理門に差別あるが故に、體類是くの如きも、此

【七】彼とは、阿毘達磨を善釋せる諸の大論師のことなり。

【八】受等は云云。受等は心所法なるを以て無對して、可積集にあらざるなり。依つて、たゞ、心作用の別によつて、增微の異を了するなり。

れに由りて少なりと雖も、而も能く多を伏す。異の體類に別用有りて生ずるに非ず。故に用の增と執するは是れを邪計と爲す。或は類別の如く、品別も亦、爾なり。故に唯、心等は、用に就きて增を說く。體に就きて增を說くは、謂はく、諸の色法なり。譬へば多に依り、一に依りて成ずるが如きが故に。

又、諸の大種は、體に就きて增を說く。現に可得の故に。教の故に。理の故に。謂はく、大種增せば、卽ち體可得なり、用に非ず、業に非ず。集礙あるが故に、教とは、謂はく、種喩經に說くが如し。『若し地界ありて、水界なければ、應に聚集せざるべし。能攝なきが故に。』是くの如く一一、廣く說くこと經の如し。此の經の意を言へば、色聚有りて全く水界なきに非ず。若し全く無ければ、應に和合せざるべし。然るに餘の色聚を攝して、和合せしむること能はざるものあるは、其の少を以ての故なり。自餘の諸界は、釋に准じて應に知るべし。理とは、謂はく、大種、若し但だ用增し、體の聚積に非ずして而も增を說かば、應に大種、或は所造の色の一極微の上に亦、用の增あること有るべし。受等の一法の體の上に於て、時に用の增有りて獨り能く境と爲るが如し。何に緣りて、極微の一一は別住し、境と爲りて五識身を生ずること能はざるや。又、諸の極微の用の增强なる者は、其の相、麁著にして、應に極微に非ざるべし。故に諸の色法は、可積聚にして、體に對礙あるに由り、體に就いて增を說く。諸の無色法は、可積聚ならず。體に對礙なし。用に就いて增を說く。此の義は旣に成ず。傾動すべからず。

而るに經主は說かく。「毘婆沙師は言はく、諸の聚中の一切の大種の體は、等有なりと雖も、而も或は、聚の用の偏增するものあり」とは、此れ未だ宗を識らざるなり。故に是の說を作す。

九 又、今應に說くべし。堅等は何の因ぞ。是れは色の所依にして、餘の色等に非ず。此れは一切處に遍滿するを以ての故に。謂はく、諸の聚の中、地等の四相は、皆な遍く共有す。色等は然らず。

【九】 又、今應に云云。此の段け、暫らく堅等の大種性なる所以を論じたるものなり。

此れに由りて地等の三義成立す。一、所依の義、二、能生の義、三、廣大の義なり。
〔一〇〕又、是れは色等の隨逐する所なるが故に。現見するに、世間の瓶盆等の物は、火に由りて成熟し、便ち色等轉變して得べきことあり、扣擊彈撫差別あるが故に、聲轉變して生ず。餘の色等の中、是くの如きの事なし。是の故に堅等は、色等の隨ふ所なり。是れは色の所依なり。餘の色等には非ず。

又、能く餘の色物を損壞するが故に。色等は地に依り、能壞の用なし。若し爾らば、久しく雪等の盛色を觀ずるも、根は應に壞すべからず。爾らず。彼の色の所依は、能く根の所依を壞するが故に。闇の中に於て、彼の生苦を覺するを以てなり。故に知んぬ。唯、大種を壞して根に非ず。若し根を壞せば、應に彼れが身識を發生するを覺すべからず。

又、色は大種を損壞すること能はず。所觸に非ざるが故に。是の故に大種は、獨り能く餘の色物を損壞す。故に是れは色の所依にして、餘色等に非ず。

〔一一〕有るが說かく、「堅等は所觸の性の故に、能く所依と爲る」と。此の說は理に非ず。冷等は應に大種の性を成ずべきが故に。然るに冷等の觸は、遍滿するに非ざるが故に、大種を成ぜず。「豈に煖の中に冷觸あること無からざらんや。「冷觸の中に於ても亦、煖あること無し。煖は應に冷の如く、亦大種に非ざるべし。」此の難は然らず。冷に煖あるが故に。冷に覆はるに由つて知るべからず。若し「爾らば冷觸は、應に煖と同じく遍なるべし。」爾らず。冷の用は煖の中に無きが故に。冷の中に於て煖の用は得べきも、煖の中に於て、冷の用は得べきに非ざるを以て、冷は煖と同じく遍しとの、此の難應に止むべし。煖の用とは何んぞ。謂はく、能く成熟するなり。「豈に冷も亦、能く成熟するを見ざるや。煖あるが故に物爛壞せず、不爛壞の因を能成熟と名くるが如く、冷も亦是くの如し。應に煖と同じかるべし。」此れも亦然らず。水風界盛んなれば暫時に凝結す。此の中の成熟は、卽ち煖の用の故に、是の故に應に說いて、堅等は所觸の性の故に、能く所依と爲ると言ふべからず。冷

〔一〇〕此の段より以下は、堅の大種性なる義を所依の義によりて辨證せるものなり。

〔一一〕有るが說かく云云。此の段は、堅等の大種性なるを論ずるに、煖と冷とを、例にして煖の遍　るに反して、冷の遍ならざるを以て冷は所造性、煖は大種性と論ぜるものなり。

等は應に大種の性を成ずべきが故に。然るに彼の冷觸は、水風界の增なる四大の果なり。故に是れ所造の色なり。

〔一〕又、彼の冷觸は、持、攝、熟、長の四の決定の用、不可得の故に、體は大種に非ず。「豈に冷雪等の凝結に由りて、勝用あらざらんや。」此の言は理に非ず。水風界盛んなれば、造の冷觸が彼の果を生ずるが如きが故に。亦、煖に由るが故に。甘蔗の汁等は、凝結して可得なり。「若し冷は是れ大種の果なりと言はゞ、冷煖は相違して、應に和合すべからず。如何が煖より冷を生ずるや。」堅と濕と同一事の如きが故に。互に相違せず。水火も亦然り。既に同一事なり。理の相反すること無し。冷水を以て、石灰に澆灌するに、冷より熱を生ずるが如く、此れも亦應に爾るべし。諸の大種は、同一事なるを以ての故に。性は相違すと雖も、而も恒に和合す。冷は是れ水風の近く生ずる所の果なり。地界と彼とは、都て相違せず。火性は違なりと雖も、而も損を爲さず。同一の果の故に。何んぞ和合を妨げんや。

又、若し彼の諸界の增を見るが故に、諸の聚中に於て、異の大種を立つ。即ち彼の諸界の、是の能く諸の造色の因を生長するを、名けて大種と爲す。冷の增の故に、諸の聚中に於て、異の大種を立つるに非ず。故に大種に非ず。然るに煖の增の故に、諸の聚中に於て、異の大の想滅し、異の大の想生ず。冷は即ち爾らず。是の故に冷煖の能依、所依の二性は差別す。

豈、冷の增に由るが故に、水界凝結し、世間は此に於て亦、種々の氷雪雹の名を立るを現見せずや」。此の難は、前の水風界の盛にして、造の冷觸、彼の果を生ずるが如しと釋せるが如し。或は氷雪雹は、即ち水の異名なり。草木等の異名を、火と稱するに非ず。故に彼の難ずる所の理は、定んで齊しからず。是の故に眼觸は唯、所造の性なり。斯に由りて、觸界に二義あることを成ず。餘の九色界は、唯、是れ所造なり。謂はく、五色根と、色聲香味となり。法界の一分も亦、唯、所造な

〔一〕持、攝、熟、長　大種の用なり。故に大種たるものは此の用を持たざるべからざるものなるに、冷觸には、此の用あらざるが故に、大種性にあらずとの論なり。

り。此れ復た云何。謂はく、無表業は、大種に依りて生ず。故に所造と名く。〔一三〕「然り」の聲は、定んで一界も唯大種性なることなきを顯さんが爲めなり。餘の七心界と、法界の一分の無表色を除きたるは、倶に二種に非ず。義准已に成ぜり。

〔一四〕譬喩論師は、是くの如き説を作す。「諸の所造の色は、大種と異なるに非ず。所以は何ぞ。〔一五〕契經に説くが故に。説くが如し『云何が内地界と名く。謂はく、眼の肉團の中に於て、若しは内の各別の堅性、堅類、隣近の執受なり。乃至、廣説』と。若し大種と異なりて、別に諸根あれば、應に根に於て大種の性を説くべからず。又、〔一六〕餘經に説かく、『苾芻、當に知るべし。諸有の士夫は、皆な即ち〔一七〕六界なり』と。既に定んで六を説き、假の有情の所依の實事と爲す。故に知んぬ、眼等、色等の造色は、大種と異なるに非ず。若し所造の色、諸の大種と異ならば、何んの意趣ありて、此の經は、彼の言理に非ずと説かざるや。」と。契經の深き意趣を了せざるが故なり。前に引く所の經は、世の名想に順ず。故に是の説を作す。謂はく、諸の世間は、眼の肉團中に眼の名想を起す。此の眼の名想は、眼の所依の大種等に依りて起る。眼の肉團とは、總じて、一切、眼根を離れざる大種の所造を説く。若し爾らざれば、此の經は、唯、應に『謂はく、眼の内の各別等』堅性等の言を説くべし。已に慧眼を遮せり。應に肉團中の言を説くを須ひざるべし。

又、『於眼』の言は、是れ因の第七なり。『肉團中』の言は、是れ依の第七なり。此に由りて表に知る。總じて一切の因の眼の起る所の、眼根を離れざる大種の所造を攝するなり。是の因は、眼の起る所の肉團に於て其の中の所有の内の各別等にて、内地界と名く。此れは則ち眼等の生因、依因等の地を顯示するなり。此れに由りて、二の第七の言を重説し、一切の眼と及び肉團の所依の大種を總攝す。後に引く所の經は、唯、六界を説き、餘を言はざるは、別の意趣あるなり。謂はく、續生の時に眼等なきが故なり。此の位に於ても亦、身根ありと雖も、而も猶、未だ冷等の觸を覺するこ

〔一三〕偈中の法一分亦然の然の字のことなり。

〔一四〕譬喩論師云云。倶舍論二・七右左には、本論が譬喩師論とせるものを、覺天の所説として出す。

〔一五〕契經とは、雜阿含十一、初經なり。

〔一六〕餘經とは、入胎經(Garbhāvakrānti-sūtra)毘奈耶雜事十一參照。

〔一七〕六界とは、有情の成立要素なる、地、水、火、風、空、識の六なり。地水火風の四は已に説けり。

と能はず、若し法が體あるも、未だ作用を起さざれば、應に有用の品の中に在りと立つべからず。

又、唯、六界は、是れ諸の有情の有用の本事なり。續生心より命終心に至るまで、常に有用なるが故に、滅定に住する者の[一八]識は、何の用あるや。彼の過去の識、能く未來の等無間緣と作る。此れに由りて、當果は決定して現起す。是れ彼の識の用なり。若し爾らば、身根も亦、應に有用なるべし。同類因の用は、未だ嘗つて無ならざるが故に、此の難は然らず。非定の成就と、定め成就と差別あるが故に。謂はく、身根ありて成就せずと雖も、而も與果同類因の用あり。定には彼の識の體成就せずして能く當果の等無間緣となること無し。故に識と身とは、義均等に非ず。

又、身根の用は、同類因のみに非ず。識の生依と爲る。此れ身根の用なり。滅定に入る者の決定して、當に出後、識の生依たるものは、是れ前識の用なり。故に唯、六界は、是れ諸の有情の有用の本事なること、理極めて成立す。或は空界を擧げて諸の造色を表す。故に此の經を引いて、所造を遮するに非ず。空界は實有にして、是れ所造色なること、前に已に成ずるが故に。

又、造色は、大種に異ならずと執すれば則ち應に色等は、皆な同一の相、謂はく、堅等の相なるべし。若し爾らば、眼等の五根の所行は、應に差別なかるべし。是れ則ち經の所說に違す。眼等の所行は、各異なればなり。如何が色等の境界は、皆な同一の相、謂はく、堅等の相なりと執する所ぞ。然るに一切の境は、一切の根の所行に非ず。此れ智者の心を喜ばしむること能はず。若し色等の五境は、同一の相、謂く造色の相なりと雖も、而も此の失なし說くが如く、是くの如く大種と所造色とは、同一の相、謂く、堅等の相なりと雖も、而も失なしと言はば、此れ亦、然らず。造色の性は、別の法の體ありと許すに非ざるが故に。

又、眼等の根は、色等の境に於て、定んで別相を取る。定んで總に非ざるが故に。所以は何ぞ。此の宗に、所造の色の性は、堅等の相の如く、別の法體ありと許さず。故に色等は同じく所造の一

【一八】識。こゝに言ふ識とは、輪廻の主體となる識にして、六界の最後位の識界なり。

法の自性なりと雖も、而も眼根等の境の別の義成ずと說くが如く、是くの如く、色等は同じく堅等の一法の自相なりと雖も、而も眼等の根の境の別の義立つと謂ふべからず。

又、眼等の根は、色等の境に於て、定んで別相を取り、定んで總相には非ず。眼等の根と、色等の境と、總相の同じきこと勿きが故に、亦、是れ眼等の五根の所取となり、大過失を成ず。

又、受等の法と、色等の境と亦、同一の相なり。所謂る行相なり。受等も亦、應に眼等の所取なるべし。是の故に決定して、應に色等に、不共の相の種類差別あるを許すべし。此れに由りて、眼等は、一一の根、能く多相を取ると雖も、而も五根の境の雜亂する失なし。種類別なるが故に。若し彼の眼等の五根の如きは、同一の相、謂く澄淨の相なりと雖も、能く各、各別に境界を取る。是くの如く、色等は同一の相、謂く堅等の相なりと雖も、而も是れ眼等の各別の所行なりと謂はゞ、此れも亦、然らず。餘法も亦、澄淨の相あるが故に。若し澄淨の相は、是れ眼等の根の差別の相なりとは、是れ則ち應に許すべからず。所餘の法も亦、此の相あり。然も澄淨の相は亦、信に有るを許す。是の故に澄淨は、眼等の根に於て、差別相に非ず。然るに堅濕等は、是れ差別相なり。若し色等の此の相は、皆な同じと執し、而も眼根は、唯、色處を取り、觸處に非ずと言ふは、別因の證なし。

或は復、眼等は、淨相同じと雖も、而も功能異なるが故に別に境を取る。功能の異とは、因の別に由るが故に。眼等は、同じく四大種の果なりと雖も、而も諸の大種の增減は不同なり。因既に不同なり、果の功能も異なり。斯れに由りて、境を取る差別の義成ず。

又、應に色等の差別も亦、大種の增減に由りて不同なりと言ふべからず。若し爾れば、極微に不成の過あり。故に汝の此の救は理定んで然らず。

又、彼の具壽は云何が境と有境の異を安立するや。謂はく、若し人ありて、自ら身分に觸れ、既

に身觸は、皆な同一の相にして、一刹那の中、互に差別なしと執す。誰を立てゝ境と爲し、誰を有境と爲さんや。若し差別の性あれば、別の義成ず。謂はく、堅等の相の所觸を境と名け、此れと相違する身を有境と名く。身觸の性に、差別あるを許すが故に。若し差別なければ、則ち境と有境の異を安立すること無し。卽ち理敎に違す。若し意の如く、同一の相なりと雖も、而も一刹那に境、有境を立つるも、相違せずと言はゞ、理亦、然らず。意は境と爲すと雖も、而も一切時に立てゝ、有境と爲す。故に斯の過なし。然るに身根の境の堅等の大種は、未だ嘗つて、時に立てて有境と爲すこと有らず。故に彼の例の救は、理極めて齊しからず。「身根の境の堅等の大種も亦、是れ有境と許すも、復た何んの失ありや。」意の如きは、唯、應に立てゝ一處と爲すべし。是れは則ち應に決定して此を身處と爲し、是を觸處と爲すと安立すること無かるべし。應に此の中、何んの定理ありて、此れは唯、境なり、此れは唯、有境なりと判ずと說くべきや。故に彼の所宗は、雜亂にして辯じ難し。

〔一九〕又、若し色等は、卽ち諸の大種なるに、彼れ、一一の青色の極微は、卽ち四大種なり。或は唯、是れ一なりと說かば、二俱に過あり。然るに色處等は、色の名同じと雖も、而も青雄香甘冷等の性相の差別あり。此の五境展轉して不同なるに由つて眼等の五根共境の過なし。若し諸の大種性相各別にして、青の極微と體異なること無ければ、豈一ならざらんや。故に四性成ぜず。若し青の極微は、唯、一の大種なれば卽ち四大種は、應に互に相ひ離るべし。一聚は、唯、一の大種のみあるが故に。是れ則ち種喩等の經に違害す。別異すべからざる性相の大種は、無差別を成す。一の青色聚は、若し隨一の增の故に爾りと言はゞ、應に說くべし。何の界の增するが故に、青と爲るや。若し他界と謂はゞ、陂池、河海は、應に青色なかるべし。若し水界と謂はゞ、玉青石等は、應に極青ならざるべし、若し火界と謂はゞ、世間の盛火は、應に極赤なるべからず。若し風界と謂はゞ、風中、

〔一九〕此の一段は、青等の所造性の存在を論じたるものなり。

應に色不可得なるべからず。若し青色は、諸の大種と異なりて、實有の一體なりと說かば、一界の增に隨つて、多の四大種、各青色を生じ、一聚を合成すること、理に於て違なし。故に大種と異りて、所造色あり。

復た、至教ありて分明に證成す。契經に言ふが如し。『諸の所有の色は、皆な四大種、及び四大種所造の攝なるが故に』と。

「復、何の理ありて、所造の言は諸の大種と異なりて別に目くる所有りと知るや。然るに契經に說かく。『諸の愚夫あり。六觸處に由り、諸の觸對する所、樂を覺し、苦を覺す。或は隨一有り。彼の所造に由る』と。斯の所造の言に由るべからざるが故に別に第七の觸處有りて得べし。」此れは定證に非ず。異體に於ても亦、是くの如き所造の言を說くことあるが故に。具壽、阿難陀に告げて言ふが如し。『所造の我見、誰れの所造ぞ。謂はく、色の所造なり。乃至、廣說』と。若し餘處を見れば、所造の言ありて、別の所目なし。謂はく、此れも亦爾なり。應に有身見は色を以て體と爲すべし。使ち自らの所宗に乖違するの過あり。

又、應に餘の所造の言の目くる所の法體の或は異、不異を以て便ち此の經の大種の所造の言を說くを疑ふべからず。有餘の契經は定證異なるが故に。契經に說くが如し。『苾芻、當に知るべし。眼は謂はく、內處、四大種所造の淨色なり。有色、無見、有對なり。乃至、身處を廣く說くも亦、爾なり。苾芻、當に知るべし。色は謂はく、外處、四大種所造なり。有色、有見、有對なり。聲は謂はく、外處、四大種所造なり。有色、無見、有對なり。香味の二處を廣く說くも亦、爾なり。觸は謂はく、外處、是れ四大種、及び四大種所造なり。有色、無見、有對なり』と。此の中、分明に諸の大種は、唯、是れ觸處の一分の所攝なることを顯す。餘の有色處は、皆な大種に非ず。故に定んで、此の「及所造」の言は、我見經の「所造の我見」、の別に所目あるが如くにして、定んで彼の六觸處

經の「隨一所造」の別の所目なきが如きに非ず。是の故に、九色と、法界の一分は、四大種と異なりて、所造の義成ず。

是くの如く、已に大種の性等を說けり。十八界の中、五根、五境の十有色界は、是れ可積集なり。是れ極微にして體可聚の故に。義准して餘の八は、非可積集なり。體は極微に非ず、聚むべからざるが故に。

第八節　能斫所斫等三門

是くの如く、已に可積集等を說けり。十八界の中、幾くか能斫、幾くか所斫、幾くか能燒、幾くか所燒、幾くか能稱、幾くか所稱なるや。是くの如きの六門、今、應に總じて答ふべし。頌に曰はく、

能斫、及び所斫あり。
能燒と所稱には諍あり。
二〇 謂はく、唯、外の四界のみ。
亦は所燒と、能稱となり。

論じて曰はく、色香味觸は、斧薪等を成ず。此れ卽ち名けて、能斫、所斫と爲す。「唯」とは定の義なり。意は斫等は決定して、是れ外の四界にして、餘に非ざるを顯す。「及」の言は、能斫、所斫、俱に四界に通ずることを顯さんが爲めなり。豈に有爲は、刹那性の故に、都て能斫、所斫の義なからざらんや。理は是くの如しと雖も、而も諸の色聚は相逼りて續生す。二一 異緣分隔して、各をして續起せしむ。是の故に、能斫、所斫なきに非ず。此の所斫の義、身根等には無し。二二 諸の色根は、異緣分隔して、二と成し各をして相ひ續いて起らしむべきに非ず。支分は身を離るれば、則ち根なきが故に。又、身根等も亦、能斫に非ず。淨妙の相の故に。珠寶の光の如し。此れ等の義言は、「唯」の言の顯す所なり。

【二〇】此の頌は十八界中の色性のものの中に於て、切るもの、切られるもの、燒くもの、燒かれるもの、計るもの、計られるものとを分別せる門なり。卽ち色、香、味、觸の四界のみ、能斫と所斫に通じ、又、唯、所燒、能稱に通ず。能燒と所稱とに關しては、二說あり、一說は、外の色香等の四界は、能燒にして、所稱なりと言ひ、一說は、唯觸界中の火大のみ能燒にして、觸界中の重性のみ所稱とするものなり。

【二一】異緣とは、此處に於ては斧等を意味せるものなり。

【二二】諸の色根とは、諸の內の身等の色根の意なり。卽ち斫は一色を全斷し、その各々の二が、各別に續生すべき意なれば、手足等を斷たれたる時には、それらは身根をはなれて、身根たる意義を失し、手足それ自身として、相續する事の出來ないもの故に所斫に非ざるなり。

能斫、所斫の體は、唯、[二三]外の四界なるが如く、所燒、能稱も、其の體、亦爾り。謂はく、唯、外の四界を、所燒、能稱と名く。

身等の色根は、淨妙の相の故に、亦二事に非ず。珠寶の光の如し。

聲は、色等の(如く)相續して俱轉するに非ず。間斷あるが故に。六義、皆な無し。

能燒、所稱には、異の諍論あり。謂はく、或は有るが說かく。「能燒と所燒とは、體も亦、前の如く、唯、外の四界なり。」と。或は復た、有るが說かく、「唯、火界のみありて、能燒と名くべし。所稱は、唯、重のみなり」と。

第九節　五類門分別

是くの如く、已に能所斫等を說けり。十八界の中、幾くか異熟生、幾くか所長養、幾くか等流性、幾くか有實事、幾くか一刹那なる。是くの如きの五問、今、應に總じて答ふべし。頌に曰はく。

[二四]內の五は、熟と、養とあり。　聲には、異熟生なし。
八の無礙は、等流と、　亦異熟生との性なり。
餘は三なり。實は唯、法なり。　刹那は、唯、後の三のみ。

論じて曰はく、內の五とは、謂はく、眼耳鼻舌身なり。異熟生と、及び所長養とあり。等流性を遮す。是の故に說かず。豈に前生の眼等の五界は、應に後生、及び未生の眼等の諸根のために、因と爲ること決定なりと言ふべからざらんや。是の如きの眼等は、應に等流あるべし。同類因は、等流果を生ずるが故に。何に緣りて、乃ち等流性を遮すと說くや。眼等は、全く等流なしと說かず。但だ卽ち長養、異熟生の性にして別の、等流なし。故に應に長養に異なりて、異熟生あり、異熟生に異なりて、所長養あるが如きを遮止すべし。[二五]此の二と異なりて、別に等流あるに非ず。異門を辯

【二三】 外の四界とは、色、香、味、觸の四界なり。

【二四】 此の頌は、十八界を、異熟生、所長養、等流性、有實事、一刹那の五類を以て分別せしもの有り。

異熟生(Vipāka-ja)とは、前生の善又は惡の業が感ぜる無記の果報を言ふものなり。卽ち五色根、色香味觸の四境、七心界、法界は異熟性なり。

所長養(Aupacaya)とは、異熟生の先天的なるに對して、後天的に、飮食等に長養せられて增上するものに就いて名けたるものなり。卽ち、五色根、五境これなり。

等流性(Naiṣyandika)とは、等流果の意にて、善因が善果を、惡因が惡果を、無記因が無記の果を將來するを言ひ、その果に名けたるものなり。その因を同類又は遍行と名くるものなり。卽ち此れは、七心界と法界とに於けるものなり。

有實事(Dravyavat)とは、體の堅實にして生滅せざる無爲法を意味するものなり。故に此處に於ては法界のみなり。

一刹那(Kṣaṇika)とは、見道の苦法忍品には、何等等流性の如き前行の因なく、突如として初無漏法の起るを以て、かく名くるものなり。故にこれは七心界と法界のみなり。

ぜんが爲め、總を廢して、別を論ぜん。

[二六]因を離れて、熟するが故に、異熟と名く。異熟の體の生ずるを、異熟生と名く。[二七]或は是れ異熟因の所生なるが故に、異熟生と名く。中の言を略去するが故に、是の說を作す。譬へば牛車の如し。[二八]或は所造の業の得果の時に至りて、變じて能く熟するが故に、異熟と名く。果の、彼れより生ずるを、異熟生と名く。[二九]或は因の上に於て、果の名を假立す。果の上に於て、因の名を假立するが如し。契經に說くが如し。『今の[三〇]六觸處は、應に知るべし、卽ち是れ昔の所造の業なり』と。

飮食と、[三一]資助と、眠睡と、[三二]等持との勝緣に益せらるゝを、所長養と名く。飮食等の緣は、異熟の體に於て、唯、能く攝護して、增益すること能はざるも、別の增益あるを、所長養と名く。應に知るべし、此の中、長養は相續し常に能く異熟の相續を護持すること、猶し[三三]外郭の內城を防援するが如きなり。異熟生は、所長養を離れてなく、所長養は、異熟生を離れてあり。[三四]修所得の天眼、天耳の如し。

既に聲界に、異熟生なしと說けり。義准するに、等流と、長養となきに非ず。何に緣りて、聲界は異熟生に非ざるや。數々間斷して、復た還つて生ずるが故に。異熟生の色は、是くの如きの事なし。異熟の果は、欲樂するに隨つて、生ずるに非ず。聲は[三五]欲に隨て生ずるが故に、異熟に非ず。[三六]『豈に彼の施設論の如きは、「善く、麁惡語を遠離するを修するが故に、大士の梵音聲の相を感得す」と言はずや。』[三七]業感に由ると雖も、而も異熟に非ず。聲の起るは第三傳に在るを以ての故に。謂はく、彼の業に從りて、諸の大種を生じ、諸の大種に從りて、緣擊して聲を發するなり。[三八]『若し爾らば、身受も、業所生の大種を因として發するが故に、應に異熟に非ざるべし。』此の難は然らず。諸の身受は、皆な大種と因とするに非ず。及び業の生する大種を因として、發す所は亦、一切、皆な是れ異熟に非ず。然るに諸の身受は、亦、業の所生に非ざる大種、及び大種に非ざるを因として生

【二五】此の段の意は、此の五根は、前念の同類因より、後念の等流果を引きて、前後相續するも、前念の同類因も、後念の等流果も畢竟是れ、異熟、長養の五根が前後相續するものにして、此の二を離れて別の等流の性なき故に、別に等流の性を說かざるなり。

【二六】以下異熟生の義を述てゐるものであるが、これには古來より、その字義上四義あり、これは其の第一義なり。

【二七】その第二義なり。

【二八】第三義にして、所造の業は、善惡なれども、それが果として實現せる時は、無記性の物を引くに至るところより名くとせしもの。

【二九】第四義なり。

【三〇】六觸處(Cha phassāyatanāni)とは六根のことなり。これは果なり。之れを所造の業といふは、此の果を造る所の因たる業の名を假りにつけて呼べるものなり。

【三一】資助(Saṁskāra)とは、塗油等なり。印度に於ては、身に油を塗る時は、風氣を去りて深く利益すとの信あり。又食前の洗浴は疾病を消散すと稱す。之等は何れも身を養ふ資助となるが故にかく言ふ。

【三二】等持(Samādhi)とは、定のことなり。定中には依身

ずることを得るが故に。謂はく、身受の起るは、要ず身觸、身識等の緣を假る。此れに由りて亦、外の大種に緣つて起る。要ず業所感の大を待ちて、生ずるに非ず。理に於て、違ふこと無きが故に、異熟に通ず。若し聲界は、是れ界熟生なりと執せば、是くの如きの聲界は、唯、大種を因とす。唯、異熟の大種を因として生ず。前に說く所の如き過失を離れず。若し聲界は、異熟生に非ず、是くの如きの聲界は、唯、大種を因とす。通じて異熟、及び非異熟の大種を因として、起ると說かば、理に於て、違ふことなし。亦、前の所說の如き過失なし。故に應に是くの如く聲界を分別すべし。諸の身受は唯、大種の是れ異熟なるを因とするに非ず、唯、異熟の大種を、因と爲すに非ず。又、彼の違理の失あるに同じからず。是の故に所例は理、極めて齊しからず。

有餘師の說かく。「聲は異熟に非ずんば、如何んぞ異熟の大種の所生ならんや。故に應に聲は、第四傳、或は第五傳に屬するが故に、異熟に非ずと許すべし。謂はく、業より異熟の大種を生じ、此れより傳へて、長養の大種を生じ、此れ復た傳へて、等流の大種を生ず。長養の大種は、長養の聲を發し、等流の大種は、等流の聲を發す」と。此の說は、理に非ず。豈に無記の大種より、善惡の聲を發し、有執受より無執受を發し、身境界より耳境界を發するが如くならずや。是くの如く若し異熟の大種より非異熟を發するも、何んの相違あらんや。是の故に彼の說は、定んで非理と爲す。

八の[三九]無礙とは、七心と、法界となり。此れには、等流と、異熟生との性あり。若し異熟に非ずして[四〇]同類、遍行因の所生の者を、等流性と名く。若し異熟因の生起する所の者を、異熟生と名く。豈に此の中に、亦、長養あらずや。謂はく、先の因の力後の果を引きて生ず。亦、功能をして轉た明盛ならしむるが故に。契經に亦、『諸の無色の法の增長、廣大』と言ふ。應に長養あるべし。此の言ありと雖も、而も長養に非ず。卽ち等流の增長、廣大を說くなり。若し先の因の力、後の果を引きて生じ、其の功能をして、轉た明盛ならしむるとは、此れも亦、卽ち等流性に依りて說くなり。同

を增益すればなり。

【三三】外郭云云。例へば所長養の眼根は、勝義根及び扶塵根にして、資助等の緣は外部に居し、內なる異熟性の根を防護するなり。

【三四】修所得の天眼云云。天眼及び天耳を得るに二あり、一は修所得にして、二は生得なり。今は前者なれば、こは人中に於て禪定に依りて、肉眼等の上に彼の淨眼等を修得したるものなり。天眼とは、色界四大所造の淸淨の眼根にして、麁細遠近等の一切の諸色、又は衆生の未來に於ける生死の相を前知するものなり。天耳とは、これも色界四大所造にして、能く六道衆生の言語、及び遠近麁細等の一切の諸音聲を聞き得るものなり。

【三五】欲に隨つて云云。若し聲が異熟性なれば、任運に、吾人の意志の如何にかゝはらず出づる筈なれども、聲は、出さんと欲すれば出で、止めんと欲すれば止む事を得るを以て、吾人が欲に隨ふものにして、從つて異熟性にはあらざるなり。

【三六】豈に彼の云云。此の段は犢子部の難なり。卽ちその意を略說すれば、佛は過去の因位に於て、麁惡語を遠離せるを以て、その善業力に依り

類、遍行因の所生なるが故に。諸の有礙の法の極微の所成にして、同時に積集するを、長養と名くべし。諸の無礙の法は、極微に非ざるが故に、積集の義なく、長養と名けず。

軌範の諸師は、咸、是の説を作す。「餘とは、謂はく、餘の四の色香味觸にして、皆な三種に通ず。謂はく、異然生、亦所長養、及び等流性なり」と。「實は、唯、法」とは、實とは、謂はく、無爲なり。堅實なるを以ての故に。此れは、法界の攝なり。故に唯、法界のみ獨り有實と名く。

意と、法と、意識とを、名けて後の三と爲す。四二六の三の中に於て、最後に説くが故に。唯、此の三界に、一刹那あり。謂はく、四三初無漏の苦法忍品は、等流に非ざるが故に、一刹那と名く。此は正しく、現行して亦、等流に非ざる者を説く。餘の有爲法は、等流に非ざること無し。唯、初無漏の五蘊の刹那は、同類因なくして、而も生起することを得。餘の有爲法は、是くの如き事なし。等無間緣の勢力、强きが故に。前因闕くと雖も、而も此れは生ずることを得。等無間緣の勢力强しとは、初聖道と品類同じきが故に。無量の善法の長養する所なるが故に。初聖道と性相ひ等しきが故に。此れは廣く諸の加行を修するが爲めの故に。

苦法忍と相應する心を、意界とも、意識界とも名け、四四餘の倶起の法を、名けて法界と爲す。復た、有餘師は、此の中、異説す。「謂はく、一切の法は、皆な有實事なり。實相あるが故に」と。無爲法を除いては、皆な一刹那に、速かに謝滅するが故に。初無漏の心、及び助伴を除いて、餘の有爲法は、皆な是れ等流なり。四五十色の少分は、是れ所長養なり。四六十七の少分は、是れ異然生なり。此れに由りて、眼等の五の內色根は、各二種あり。謂はく、所長養と、及び異然生となり。餘の三ありと雖も、而も別の性なし。義雜亂するが故に、所以を説かず。餘は皆な此れに准ぜよ。聲界に二あり。五識も亦然り。意と、意識とは、三なり。色も亦爾り。法界は、四あり。所長養を除く。

四七上座は、此の中、「十二處に依りて、一切種は、皆な異熟生と立つ。非異熟生を、所長養と爲す。

て、大士（卽ち佛の尊稱なり）は梵音聲（三十二相の一）を得たるものなり。故に異熟性に非ずやの意なり。

【三七】業感に由る云云。有部の答にして、卽ち聲の第三傳なるを以て譯せり。第三傳とは、過去の善惡の業を第一傳とし、その業より生ぜる諸の大種を第二傳となし、其の諸の大種によりて生ずる聲を第三傳とたすと言ふ説なり。卽ちかゝる聲は善惡の業の所生なりと雖も、中間に大種をへだてゝ、その業が親しく聲を生ずるのではないと言ふ意なり。

【三八】若し爾らば云云。世親の批評なり。世親は此の三傳家說も、次に來たる五傳家說も、共に破するものなり。衆賢は三傳家說を許し五傳家說を破するものであるから、俱舍論に於けるが如く述べずに、三傳家と五傳家の說をはなして論じてゐるものなり。

【三九】無礙。Apratigha, apratigha. 無對と同義語にして、抵抗關係なきことなり。卽ち非感覺的のものなるが故に、色法にあらざるものである。よつて十八界の中、七心界と法界これに當る。

【四〇】同類因（Sabhāga-hetu）舊に習因と言ふ。前念の

纒裹、周匝、護持せらるゝが如し。

又、一身の中、眼等は應に二種類あるべきが故に、別に二の所作あるを見ざるが故に、別の長養なし。

又、彼の聲處は、應に異然生なるべし。彼の因は、是れ異熟なりと許すを以ての故に。

又、異熟とは、因の頓に引發し、任運に隨轉するなり。數々の加行を重起するを須ひずして、方(もち)に生起することを得。

又、眼等に於て、此の事は、應に同じかるべし。若し聲處は、若し是れ異熟ならば無心位に、處(を)りて應に恒に行ずべしと言はゞ、意等は云何(いかん)。若し意等は、相續ありと言はゞ、此れも亦、然らず。異熟生は、間絶せらるに非ざるが故に。」

彼の上座の宗を、略述すれば、是くの如し。而して彼の所說は、理皆な然らず。

四八 且(しば)らく十二處は、一切種皆な異熟性に非ず。四九 善、染汚(ぜんま)等は、異熟生の性、成立せざるが故に。若し善と染汚と是れ異熟生なれば、已に善根を斷ぜると及び阿羅漢とは、異熟の意の如く、應に現行することを得べし。差別の因緣、不可得の故に。又、無漏法は、是れ異熟性なること、理に應ぜざるが故に。又、十二處は、一切法を攝す。若し一切皆な異熟性と立つれば、則ち應に非情も亦、是れ異熟なるべし。若し是れ異熟なれば、理と相違す。

上座の宗とする所は、依據すべからず。巨石に憑(もた)れて、以て深きに浮かぶこと難きが如し。若し異熟生は、一切種に通ずと立つるも、一切種、唯、是れ異熟生に非ず。異熟生を除きて、應に別相を說くべし。便ち對法の義と相ひ符(ふ)あり。對法の諸師も亦、定んで一處、一界、唯、異然生と立つること無し。其の所應に隨ひて、異熟に非ざれば長養等の諸門の分別を立つ。

五〇 又、彼の說くところ、「非異熟生を所長養と爲し、纒裹(てんり)、周匝(しうさふ)、護持(ごぢ)せらるゝが如し」とは、此れ

善心、因となりて後念の善心又善業を起し、前念の惡心、因となりて後念の惡心又惡業を起す如く、各自同類の法に對して因となるものなり。これが果を等流果と言ふ。

【四一】遍行因(Sarvatraga-hetu)同類因より殊に煩惱法を別開して立てしなり。故にこれが果は同類因と同じく等流果なり。即ち見惑に於て、苦諦下の五見及び疑と無明と、集諦下の邪見、見取の二見及び疑と無明との十二は、遍く一切の惑を生ずるを以て、遍行因と名くるなり。

【四二】六の三とは、六根、六境、六識の三のことなり。

【四三】初無漏の苦法忍品とは、從前の諸念がすべて有漏法なりし後に、忽然として、而も全く初めて生ずる無漏の慧なるが故に、之れは前念の前念の同類因より生ぜず、從って等流果に非ず二刹那にわたらざるなり。苦法忍品とは苦法智忍のことにして、欲界の苦諦を觀じて、正しく其の見惑を斷ずる無間道の智なり。

【四四】餘の倶起の法とは、苦法忍品中の、心品の餘の法にして、無漏律儀の色、受想思等の相應法、及び其等の法の得、及び生住異滅の四相等なり。

【四五】十色の少分とは、五根、

宗の許す所に非ず。但だ身中に、所長養、異熟生の色あるを許す。長養の相續は、常に能く異熟の相續を護持して、間斷ならざらしむ。豈に一切は、皆な唯、異熟の勢力の所引ならずや。力の勝劣に隨ふが故に、相續あり、或は間斷あり。此れ佛の敎に非ず。一切の果、皆な宿因の造なりと說くは外道に同じきが故に。彼に同ずるの失なし。亦、現在の衆緣の功能は、引生を助くと許すが故に、若し爾らば、應に彼の一切は、皆な唯、異熟の勢力の所引と說くべからず。

又、異熟力は、一業の所引なり。應に或る時は勝あり、劣あるべからず。應に一業の力勢、或る時は增勝、或る時は微劣と許度すべからず。異熟の勢力は、業の所引に隨ふ。應に或る時は、勝あり、劣ありとすべからず。

又、憂、喜、勇、怯等の位に於て、種々の色相差別して生ず。此れは、異熟生の性と爲すべからず。相似相續して轉ずるに非ざるを以ての故に。此の色は、心と倶起し倶滅す。心に依りて轉ずるが故に。所長養と名く。

又、現見するに、身の增減は可得なり。異熟は、應に緣に隨つて增減すべからず。若し現緣に遇ひて、增益すれば、此の所增益は、業の所生に非ず。現緣の生なるが故に、定んで異熟に非ず。若し業の勢力有りて隨ふ所なりと雖も、資緣を闕くに由りて、損減せば、此の所損減は、業の所生に非ず。亦、異熟にも非ず。此の道理に由りて、應に決定して知るべし。若し增減あれば、則ち異熟に非ず、若し是れ異熟なれば、則ち增減なしと。此の二あに由りて、所長養は、異熟の體と離れて、別有の義成ずることを知る。亦、應に異熟生の色は、極微の增を離れて、增益あり、極微の減を離れて、損減ありと言ふべからず。彼の極微の聚は、現緣に繫屬して、暫時に體生じ、還卽ち滅する故に。用の增にして體に非ず。理と相違するが故に。極微の用の增の過は、前に說けるが如し。

若し一切は、唯、異熟生なりと執せば、卽ち一切の果は、皆宿因の造にして便ち宿作外道の論の失

五境の中には異熟生のものもあるを以て、少分と言ひるなり。

【四六】十七の少分とは、五根と色香味觸の四境と七心界と法界の十七は異熟生なるも、此の中には所長養なるもの、等流性なるもの、有實事なるもの、一刹那なるものもあれば、少分と言ひるなり。

【四七】此の段、上座の說として、本文に見ゆるが如く、數種の說を擧ぐ。

【四八】此の段より、上座の所說に對する批判にして、これは、彼の上座の第一說に對する反駁なり。

【四九】異熟生は無記性なるを以て、善性、不善性(染汚)の異熟性にあらず、一切法の中には善、不善性のものもあるを以て、一切は異熟生に非ず。卽ち上座の第一說に對する反駁あり。

【五〇】上座の第二說に對する反駁なり。

に同ず。

[五一]又、「一の身に眼等は應に二種類あるべし」と言ふは、此れ妨ぐる所なし。事聚の種類に、二の差別あるが故に。謂はく、異熟生と、所長養との事の種類別にして、因に異あるが故に。此れに由りて、眼等には、別の等流なし。前の二因を離れて、別因なきが故に。聚の種類に依りて、一と説くも失なし。二事一を成ず。聚の種類の故に。

又、「二の所作を見ず」と言ふは、應に依と爲りて、眼識、及び相應の法を發生する是の二の所作を見るべし。應に唯、異熟生の眼のみ、識の生依となり、所長養に非ずと説くべからず。彼の天眼は、依と爲りて、眼識を發生すること能はざるの過失を、成ずること勿きが故に。異熟生の眼は、所長養を離れては、依と爲りて、眼識を發生すること能はず。故に一識を生ずるは是れ二の功能なり。

又、彼は應に説くべし。「一身の中、二眼等ありて、總別に識を生ずと許す」と。此れは法性に於て、何の傷損ありや。但だ、應に彼れの如く、二は一根を共にすと許すこと勿るべし。彼れは聖言に違す。謬りて法性を顯はし、尚、愧怯なし。況んや、此は理に順ひ、正しく聖言を顯はし、而して慚怖を懐く。故に定んで、應に一の總身の中、眼等の五根は、各二種類にして總別に、識を生ずと許すべし。理に於て違ふことなし。

[五二]又、「聲處は、應に異熟生なるべし、彼の因は、是れ異熟なりと許すを以て」と言はゞ、理極めて麁淺なり。則ち聲處の所因の異熟の大種は、應に異熟生に非ざるべし。過失を成ずるが故に。是れに由りて、應に定んで、此の義を執すべからず。「異熟より生ずる者は、皆な異熟生と名く」と。「若し是くの如く説かば、復た何んの過あるや。」聲處は、唯、應に染觸の攝に非ざるべし。彼の所因の性類、爾なるに由るが故に。

【五一】上座の第三説に對する反駁なり。

【五二】上座の第四説に對する反駁なり。

又、聲は應に是れ所造の色なるべからず。彼の因の大種は、所造に非ざるが故に。

又、染等の所依、所緣に由りて、意識を發生す。是くの如きの意識は、應に唯、染等なるべしとは、過失を成ずるが故に。

又、一の意識が、一時に應に善、染等の過を成ずべし。彼の所依緣一時に、善、染等ある容きが故に。

此れ等の過に由りて、應に聲は異熟の生の故に、異熟生を成ずと執ずべからず。是の故に應に知るべし、初釋を善と爲すと。

五三 又、「異熟は、因の頓に引發し、任運に隨轉し、數々の加行を重起することを須ひずして、方に生ずることを得」と言ふは、此れ、聲は是れ異熟生の性なりと立つること能はず。此れに由りて、反つて能く聲は、非異熟生なることを立つ。若し聲を執して異熟生の性と爲さば、一たび起り斷じ已れば、應に更に生ぜざるべし。異熟生は、一たび起り斷じ已れば、加行因の能く重起することなきに由るが故に。我等は、皆な業感の異熟は、加行を重起するに由らずして、方に生ずと許す。汝等何に緣りて、重ねて斯の旨を述ぶるや。彼の所說を計るに、聲は、異熟生なりと證するところの用無し。只、應に己が論文を滿さんが爲め、數々此の浮詞を致す。

又、彼の執ずる所の別に隨界ありとは、便ち無用と爲す。業の所引の異熟の轉ずる中に於て、彼れ無用なるが故に。既に業因の頓に異熟を引き、數々の加行の重發を須ひずと許す。何んぞ別に此の隨界を執ずるを須ひて爲さんや。或は應に此の引業無用なりと許すべし。

又、我が意を說かば、聲は數、間斷し、欲に隨つて重ねて生ず。異熟生の色は、是くの如きの事なし。汝、今、何が故に、眼等に於て、此の事應に同じかるべしと言ふや。豈に異熟の色は、斷じ已りて重ねて起らんや。

【五三】上座の第五說に對する反駁なり。

【五四】上座の第六說に對する反駁なり。

【五五】此の段は、十八界なる種々の要素を吾等の生命の中に、要素として結合せしむる原理としての得に就いて分別せしものなり。得を細論すれば、二種ありて、一は未得と已失とを今獲すると、二は得已つて失なはずして成就するとなり。前者を獲と名くるが、こは、即ち未得と已失との法の正に現在化せんとして而も未だ現在化し了らざる位にして、後者は成就と言ひ、現在化し了れる位なり。

【五六】此の二頌は、眼根を眼識に望めて、先に成就せざるを得る四句と、得に就きての四句とを分別せしものあり。初に先不成就今獲の四句を明す。その四句とは第一句、眼根を獲し眼識を獲せず。

五四 又、我が難ずる意は、聲は、既に是れ色なれども、異熟色と、起法は同じからず。應に異熟に非ざるべしとなり。何んぞ意等に預らんや。而も汝、欻ち意等は如何と責む。汝、自ら聲の所因の大種は、是れ異熟なるが故に、聲は異熟生なりと許す。若し意等も亦、是くの如しと許さば、非異熟より生ずる所の意等は、則ち應に一向に異熟生に非ざるべし。若し異熟より生ずる所の意等は亦、應に一向に是れ異熟生なるべし。既に然るを許さず。如何が例して責むるや。

又、色と、非色の法とは異あるが故に、異熟の相續も亦、應に同じからざるべし。不生盲の異熟生の眼は、起り已りて、斷壞して終に重ねて生ぜず。卽ち意等の異熟生の法の相續をして間絕して、亦、重ねて起らざらしむるに非ず。

又、異熟心は、非異熟の間と爲る。復、異熟生ずる時、卽ち異熟は、能く彼の生因と爲り、復た、能く彼の類を斷ずるに非ず。聲の生因は、卽ち聲を斷ぜしむるに非ず。是の故に、異熟色と、意等と、相續は各異る。應に例と爲すべからず。要を以て之れを言へば、彼れの此の論に於ける異熟、長養、等流の義言は、都て解了せず。斯の紛競を致す。故に應に且らく止むべし。鑒者は當に知るべし。

第十節　得成就門

是くの如く已に異熟生等を說けり。今、應に思擇すべし。五五 若し眼界有りて先には成就せざりしも、今、成就することを得、亦、眼識も(成就することを得)とせんや。若し眼識界の先には成就せずして、今、成就することを得、亦、眼界(も成就することを得)とせんや。是くの如き等の問を、今、應に略して答ふべし。頌に曰はく、

五六 眼と、眼識界とは、　獨と、倶との得と、非と、等となり。

第二句、眼識を獲し、眼根を獲せず。第三句、眼識を獲し同時に眼根を獲す。第四句、二を倶に獲せず。

【五七】 獨得とは、第一句にして、眼根を獲して眼識を獲せざるのことなり。

【五八】 欲界に生じて云云。有情の生に於て、胎內の其の第一位の迦邏藍(Kalala)位には眼根なく、後の六處の位に至つて漸く得する故にかく言ふ。但しその時には、眼識は已に先より成就してゐる故に、今更めて得すること無きなり。

【五九】 無色より沒して云云とは、上三靜慮に生ずる中有の最初の心に付きて言ふものにして、爾の時に初めて、色界の眼根を得す。然れども、二靜慮以上は、五識皆無の故に、眼識を得すること無し。

【六〇】 第二句なり。眼識を得して、眼根を得せず。

【六一】 二三四の靜慮云云。上三定に生れての本有の位に就きて言ふ。其の時には、眼根はもとから成就しおる故に、改めて得せず。然るに此の位には眼識を固有せざるを以て、二三四靜慮にありて、眼識を起さんとするには、下の初禪の其を借らざるべからず。之れを借起識と名く。故に借起

論じて曰はく、[五七]獨得とは、謂はく、或は眼界の先には成就せずして、今、成就することを得、眼識に非ざる有り。謂はく、[五八]欲界に生じて、眼根を漸く得ると、及び[五九]無色より沒して、二、三、四の靜慮地に生ずる時となり。[六〇]或は眼識の先に成就せずして、今、成就することを得、眼界に非ざる有り。謂はく、[六一]二、三、四の靜慮地に生じて、眼識の現起すると、及び[六二]彼れより沒して、下地に生ずる時となり。

倶得とは、謂はく、二界の先に成就せずして、今、成就することを得るなり。謂はく、[六三]無色より沒して、欲界、及び梵世に於て、生ずる時なり。

非とは、倶に非なるなり。謂はく、前の相を除く。

[六四]等とは、餘所に未だ說かざる義を攝するなり。此れ復た云何。謂はく、若し眼界を成就するは、亦、眼識界なりや。應に四句を作るべし。[六五]第一句は、謂はく、二、三、四の靜慮地に生じて、眼識の起らざるなり。第二句は、謂はく、欲界に生じて、未だ眼根を得せざると、或は得し已りて失するとなり。第三句は、謂はく、欲界に生じて、眼を得して失はざると、及び梵世に生じ、若しは二、三、四の靜慮地に生じて、眼識の現起するなり。第四句は、謂はく、前の相を除く。

是くの如く、眼界と色界と、眼識と色界と、得と及び成就とは、理の如く應に思ふべし。斯の理路に由りて、例を應に思擇すべし。後の五種の三の得と、成就と、並に互に相望すると、及び捨と不成とは、毘婆沙の廣文の示現の如し。詞の繁雜を恐るゝが故に、今は述せず。

識の場合は、眼根が已に成就し居るを以て、單に眼識のみを獲と言はるゝなり。

【六二】彼より沒して云云。上三定より沒して、欲界初禪に生るゝ時には、已に眼根は前より成就し居るを以て、改めて得ることなきも、眼識は、欲界初禪に生るゝに及びて初めて得るなり。

【六三】無色より云云。無色界には眼根も眼識もなし。然るに今こゝより欲界と、初禪(梵世)に生ずれば、同時に眼根と眼識とを獲るなり。

【六四】此の段は、前段の未成就今得、即ち獲につきて眼根、眼識の關係なりしも、今は唯、成就、即ち得につきての眼根、眼識の關係を述べしものなり。

【六五】第一句は、眼根を得して眼識に非ず。二三四の靜慮等の有情は、唯化生にして、頓に已に五根を得するが故に、但し初禪の識を借りて、上地の色を見る借起識も乃至天眼通による天眼識等も起らざる位には眼識を得せざるなり。

【六六】第二句は、眼識を得して眼根に非ざるなり。欲界繫の法として、識は入胎の初念の時、已に決定して得するが故なり。

卷の第六

〔辯本事品第一の六〕

第十一節　內外門

是くの如く、已に得と、成就と、等とを說けり。十八界の中、幾くか內、幾くか外なるや。頌に曰はく、

一 內は、十二にして、眼等なり。　色等の六を、外と爲す。

論じて曰はく、六根と、六識との十二を、內と名く。外とは、謂はく、所餘の色等の六境なり。我の依を、內と名く。外とは、謂はく、此の餘なり。我の體は、既に無なり。內外何んぞあらんや。淨戒なきに非ず。淨戒の依あればなり。經主、二此の中、是くの如き釋を作す。我執の依止なるが故に、假りに心を說いて我と爲す。故に契經に說かく、

善く我を調伏するに由りて、　智者は、天に生ずる事を得。

世尊は、三餘處には、『心を調伏す』と說く。契經に言ふが如し。

應に善く心を調伏すべし。　心調へば、能く樂を引く。

故に、但心に於て、假りに說いて我と爲す。眼等は、此れが所依と爲りて、親近なるが故に、說いて內と名く。色等は、此れが所緣と爲りて、疎遠なるが故に、名けて外と爲す。

四若し爾らば、六識は、應に內と名けざるべし。未だ意の位に至らざるは、心の依に非ざるが故に。

五意の位に至る時も、六識界を失はず。未だ意の位に至らざるも亦、意の相を越ゆるに非ず。

六若し此れに、異らば、意界は、唯、應に過去世にのみあり。六識は、唯、現在と、未來とのみに

【一】此の頌は十八界を、內と外の二によつて分別せしものなり。俱舍論に於ては內(Adhyātmika, Ajjhatta)外(Bāhya, Bahiddha)と言ふは、寶師の釋する如く、その根據は、婆沙論七十四(收三、九ヵ左)にありて、六識心王を我と假稱し、その我の所依を內と名け、然らざるを外と名けたるものなり、本論は我を、心恒に自境に於て自在に行ずるが故に名けて我と爲すとするを以て、本論は此れ自體の名にして、俱舍のその所緣の義とは異なるものなり。我の依を內と名くる點は同なり。

【二】俱舍論二・十一右。

【三】餘處とは、正法念經廿七なり。

【四】若し爾らば云云。有部の法相に於ては、六識の過去に入れるを意根界と名け、此の意根界のみ、能く心の依となるが故に、六識は心の依とならず、依つて內と名け得ざるべしとの疑義なり。

【五】如上の疑義に對する釋僻なり。

【六】この段は、四の釋僻を根據として、更に反つて六識と意根界との別を以てせる前の疑義に反徵せるものなり。

在るべし。便ち自宗に、十八界は、皆な三世に通ずと許すに違はん。

「又、若し未來と、現在との六識に、意界の相なくば、設ひ過去の意界の位の中に至るも亦、應に立せざるべし。相は三世に於て、改易なきが故に。」

七 此の釋は然らず。今、且らく應に說くべし。何に緣りて、一生・一住・一滅及び一果等の心心所の中、心を說いて內と名け、心所を外と爲すや。豈に心所は、假我の心に依らざるや。是の能依の性は、彼の所依に對して極めて親近なるが故に、轉じて應に內と名くべし。

又、眼等は、眼識等のために常に所依と爲るに非ず。未だ曾つて、心ありて心所のために所依性と爲らざることあらず。故に唯、心所のみ應に名けて內と爲すべし。

或は復、此の中、何の殊る理ありて、假我の心の爲めに所依と爲る者、之れを立てゝ內と爲し、能依を立てざるや、故に彼の所言は、深き理趣なし。

八 又、心の少分が、是は我執の依なるに、一切の心の依を、皆な名けて內と爲す。此れに由りて、應に是の如きの釋を作すべからず。「我執の依止なるが故に、假りに心を說いて、我と爲す」と。

九 又、少分の心は、貪等の依なるが故に、應に一切の心は、皆な染汚を成ずべし。或は少分の心は、尋伺の依なるが故に、一切は應に有尋有伺を成ずべし、此れ既に爾らず。彼れ云何が然らん。差別の因緣、不可得なるが故に。

一〇 又、彼れは何ぞ能く、心所等の我執の依の性たるを遮するや。有身見は五取蘊な緣じて、境界と爲すを以ての故に。是の故に彼の釋の理は、定んで然らず。

若し爾らば、何に緣りて、心を說いて我と爲すや。恒に自境に於て、自在に行ずるが故に。我とは、謂はく、自境に於て、常に自在に行ずるなり。心は曾つて、時として自境を行ぜざることあること無きが故に、一切の心を、皆な名けて我と爲す。諸の心所も亦、我と名くることを得るに

【七】以上の論義に對して、以下に於ては衆賢の自が釋義を述したるものなり。

【八】此の段の意は、心全體が我執の依と爲るわけでないから、我執の依となるが故にと言ふ理由立たずと云ふなり。

【九】此の段は、前段の少分の我執依を、貪等の依、又は尋伺の依を以て說明せしものにて、此等によつても知らるるが如く、一切の心の依を內と名くるものなれば、我執と限りて述ぶべきに非ずとの意なり。

【一〇】此の段は、心所も心の如く我執の依なることを說くなり。

非ず。意を上首と爲すが故に。經に『獨行』と說くが故に。彼れは要らず、心に依りて能く境を行ずるが故に。諸の心所を、亦、調伏すと雖も、而も但だ勝に就いて、心を調伏すと說くが如し。我と說くも亦然り。唯、心にして、(心)所に非ず、若し法の此の似我の心の與に、不共の益を爲すは、彼を名けて內と爲す。此れと相違する餘法を、外と名く。故に諸の心所は、內と成る失なし。

又、諸の心所は、復た心と一生住の等なりと雖も、而も心を心に望めて、獨り名けて內と爲す。心所に非ず。同異類の心、展轉相ひ望むるに、所依性と爲りて、皆な捨せざるが故に、諸の心所法の異類を心に望むるに、必定して能依の性を捨離するが故に。謂はく、若し善心を善、染汚、及び無記心に望むるに、所依の性と爲りて皆な捨離せず。染汚、無記も、此れ亦、是くの如し。若し善の心所を、彼の染汚、及び無記心に望むるに能依の性を捨す。染汚、無記も、餘に望めて亦爾なり。故に心を心に望むるに、所依の性と爲りて、相ひ間隔すること無し。名けて內と爲すことを得。心所を心に望むるに、能依の性と爲り、相ひ間隔することあり。內の名を得ず。

又、諸の心所を同類の心に望むるに、能依の性と爲ること、或は多、或は少なり。心の所依と爲るは、則ち是くの如くならず。此れに由りて、內の名は、心に在りて(心)所に非ず。若し爾らば、大地法は應に內の名をば受くべし。爾らず。心所の朋類は壞するが故に。異生の中の不墮法の者の如し。

復た有餘師は、訓詞の理に依りて、以て內の名を釋す。謂はく、「我は彼れに於て增上の用あり。故に名けて內と爲す」と。我とは、謂はく、自體なり。所餘の法に於て、增上の用あり。彼の大德鳩摩邏多の如き、是くの如き頌を說く。

若し爪・指・舌の端、　　別の增上の用なければ、
肴膳を動・觸・嘗する作用に　　應に差なかるべし。

色・香・味・觸の諸の色聚の中、或は唯、身根のみ增上の用あり。是くの如く廣く說くこと乃至、眼

【二】鳩摩羅多。Kumāra-labdha 經部の論師なり。

根、心も亦、餘に於て增上の用あり。是の故に十二は、皆な內の名を得。

若し爾らば、受等の自體の差別も亦、餘に於て增上の用あるを見る。是れ則ち諸法は、皆な應に內と名くべし。〔二〕上座の所宗は、既に一切法は、皆な法處の攝とす。彼の宗は、云何が內外を建立するや。彼は餘の如しと說く。云何が餘の如しとは。謂はく、六識の爲めに所依とを作る者を、建立して內と爲し六識の爲めに所依と作らざる者を、建立して外と爲す。夫れ所依とは、唯、有情數の親近の不共の色等にして不定なり。彼の色等の如きは、復亦、是れ有情數の親近の不共にして、眼等と同じと雖も、所依に非ざるが故に、而も立てゝ外と爲し、立てゝ內と爲さず。是くの如く眼等は、法處の攝にして、受等と同じと雖も、是れ所依なるが故に、而も立てゝ內と爲し、立てゝ外と爲さず。所餘の法處を、唯、名けて外と爲す。

又、眼等は、皆な〔三〕二分に通ずと雖も、而も內外の性は、互に相違せず。是の故に應に此れを執して難と爲すべからず。謂はく、眼等、識の所依と作る時、立てゝ內性と爲し、若し意識の所緣の境と作る時、立てゝ外性と爲す。彼れ謂はく、意根の如きは、是れ內處の攝なれども、意識の所緣と爲れば、復た外處の攝なり。是くの如きの所說の品類の言詞は、皆な已が情を率き、過を遮すること能はず。比度に似ることあるも、眞教の理なし。所以は何ぞ。契經に違するが故に。契經に說くが如し。『苾芻、當に知るべし。法とは、謂はく、外處なり。是れ十一處に攝せざる所の法なり。無見無對なり』と、且らく此の經に於て、一切法は、皆な法處の攝に非ず。此の經の中、十一處を法處に攝するを遮するに由るが故に。亦、唯、彼の所執の別法を、名けて法處と爲すに非ず。此の經の中、意處を無色と說くが如きに非ざるに由るが故に。彼の宗は、唯、受・想・思蘊を、別の法處と名くと執す。中に於て、無色を、若し此の經中、彼の別法に依りて、法處と說けば、則ち應に說の如く無見無對にして、亦無色とも言ふべし。是の理に由るが故に、此の經中に於て、再び廣

〔二〕上座云云。內外を立つる義中の一說にして、法に依りて立てたるものなり。その中に於ても六識の所依と爲ると所緣となるとの別によつて、內外を立てしものなり。婆沙七十四參照。

〔三〕二分とは、同分、彼同分なり。

く眼等の處に異なりと遮遣す。謂はく、「是れは、十一處に攝せざる所の法にして、及び無見無對なり」と。若し色は、唯、有見有對のみ有りて、更に餘色なければ、直に別の法處を宣說せんと欲せば、應に但だ說いて言ふべし。法とは、謂はく、外處なり。意處に攝せず、亦、是れ無色なりと。此是れに由りて、已に此の別の法處は、十一の攝せざる、無見無對なるを成ぜり。

或は復た、應に無見無對にして意處に攝せず、亦、是れ無色なりと言ふべし。此の中、無色の言を說かざるが故に。

又、眼等を法處に攝するを遮するが故に。此れに由りて、別に法處の色あることを成ず。此の色とは、是れ何んぞ。謂はく、無表色なり。業の俱舍中、當に共に思擇すべし。

云何が他をして眼等の處は意の境たりと雖も、而も唯、是れ內なりと知らしむるや。故に、此の經の中、總數の攝、及び差別性を遮して、以て法處を顯す。謂はく、佛世尊は、未來世、我が生處に於て、釋子と稱するものあり、一切法は皆な是れ法處なりと執するを觀じて、彼れを遮せんが爲めの故に、顯了に說いて法處は、唯、此れ一切法に非ずと言ふ。是の故に、唯、法處の相を辯ずることに於て、十一處の攝せざる所の言を說く。眼等は、展轉、攝する義なきを以て、眼等の處に於て、是くの如きの說なし。意識は、能く一切法を緣ずるが故に、一切法は、皆な法處の收なること勿し。故に此の中に於て、是くの如く遮遣す。

又、【四】彼の上座は、復た眼等は、內外の性に通ずと立つ。定んで應に成ぜざるべし。曾つて彼の眼等、若し眼等の識の所依と作る時を、立てゝ內性となし、若し意識の所緣の境と作る時を、立てゝ外性と爲すと說く處なきを以てなり。此れに由りて、卽ち引く所の意根を破す。眼等の如く、曾つて說く處なきを以ての故に。如何が自ら善釋難師と號し、而も絕へて未だ同喩法を立つるを知らざるや。旣に能く此の如くんば、何ぞ遠く意を擧ぐるや。眼根は內外の性に通ずることを成せんが爲

【四】此の段よりは、眼等の、內、外の二性に通ずとする上座の所說を破せるものなり。

めには、只、應に近く耳を擧げて同法と爲すべし。耳根は、內外の性に通ずることを成せんが爲めには亦應に近く眼を擧げて同法と爲すべし。

彼の上座は言ふ。『眼等が、內外の性に通ずと立つる所は決定して應に成ずべし、世尊の說くが如し。『苾芻、當に知るべし。諸の所有の眼の、或は過去、或は未來、或は現在、或は內、或は外、乃至、廣說。意も亦、是の如し』と。若し爾らば、便ち太過失あり。契經に說くが如し。內の身中に於て、[一五]循身觀に住す。乃至、廣說』と。又、經に言ふが如し。『諸の所有の色の、若しは過去、若しは未來、若しは現在、若しは內、若しは外、乃至、廣說』と。色等の中に於て、既に內の性なし。經は應に諸の所有の言を說くべからず。受想、行の中、如何が內あるや。又、先に自ら說く。若し六識の爲めに所依と作る者を、建立して內と爲す。既に是くの如く許せり。色等、受等の、識の所依に非ざるは、應に唯、外と名くべし。經に何ぞ內を說くや。色受等の如きは、內の言を說くと雖も、而も內處に非ず。唯、外處の攝なり。是くの如く、眼等は、外の言を說くと雖も、而も法處に非ず。唯、內處の攝なり。

若し爾らば、經の言は、何の意趣あるや。此の經の意趣は、當に共に思求すべし。汝の上の所言は、且らく理に應ぜず。我れ今、當に此の經の意趣を釋すべし、謂はく、彼の眼等の、識の所依と爲るを、說いて名けて內と爲す。色等の所緣を說いて名けて外と爲す。彼此に諍なし。

又、眼等の、識の所依止の如き、已、正、當生を說いて名けて內と爲し、此れと相違するを、說いて名けて外と爲す。乃至、意根の內外も亦、爾なり。若し色等の境、識の所依と同一身轉ならば、說いて名けて內と爲し、此れと相違するを、說いて名けて外と爲す。是くの如く、處に就き、所依の身に就きて、內外を建立すること、聖教に違せず。法相に隨順す。是の故に、上座の所立の眼等の、內外性に通ずるは、定んで不成と爲す。但に不成なるのみに非ず。相も又、雜亂す。眼等の識

【一五】循身觀。四念處觀中の身念處觀なり。身の不淨を觀ずるに頭より足に至り、次第に巡歷して、三十六物、皆不淨と觀ずるなり。

の依緣と作るを、內外の性と爲すと執するを以て、相、雜亂するが故に。謂はく、若し意識、所依の意を緣じて境と爲して起る時、此の意は、當に置いて何の聚に在りと言ふべきや。內に在るべからず。意識の所緣の故に、外に在るべからず。意識の所依の故に。應に內外に在るべからず。經の所說に非ざるが故に。曾つて經に、是くの如きの意根、或は內、或は外、或は內外に通ずと說けること無し。『豈に內外の心ありと說かずや。』此は依身に就いて、說いて內外と爲す。若し此の釋に異ならば、應に受等に於て、內性は成ぜざるべし。

又、應に心に於て、[一六]三觀を具せず。唯、外心に於てのみ、循心觀に住すべし。容有なきが故に。彼れは是くの如く執す。心が意識の爲めに所緣と作る時を、說いて名けて外と爲す。此れは卽ち內と名く。心は常に識の爲めに、所依と作るが故に。若し眼等が意識の緣たる時も亦、唯、內と名くることを許すに、斯れ何の失あるや。彼の眼等は有る時は自ら發す所の識の爲めに、所依性と作らざるに非ず。是くの如く、上座は、內外門を立つるも、契經に違害し、成ぜず、相亂る。唯、我が阿毘達磨の諸の大論師の所立は、經に順じ、成就し、雜亂の失なし。

第十二節　同分非同分門

已に內外を說けり。十八界の中、幾くか同分、幾くか彼同分なるや。頌に曰はく、

[一七]法は同分なり、餘は二なり。　自業を作すと、作さゞるとなり。

論じて曰はく、法は同分とは、謂はく、一の法界は、唯、是れ同分のみなり。今、應に先に境の同分の相を辯ずべし。[一八]若し境、識の與めに定んで所緣と爲る。且らく法界は、彼の意識の與めに定んで所緣と爲る。是れ不共なるが如きの故に。識は、其の中に於て、已と、生と、生法となり。此の所緣の境を說いて同分と名く。意は能く遍く一切の境を緣ずるが故に。三世の境、及び非世の中

【一六】三觀とは、四念處觀の中、身念處觀を除ける、餘の心・受・法の三觀のことなり。循心觀は心念處觀のことにして、心は無常と觀ずるなり。心とは眼等の心識なり。受念處觀とは、受は苦なりと觀ずることにして、法念處觀は、法は、無我なりと觀ずるなり。

【一七】此の一段は、同分彼同分の分別門なり。同分とは、自己の役を作すの意にして、彼同分とは自己の役を作さゞるなり。法界は必ず第六意識の所緣となる點に於て、常に所謂る境同分たる作用を有すれども、他の十七界にありては、能緣・所緣、共に自業をなす場合と然らざる場合とあればなり。

【一八】若し云云。この段は境同分の相を明かしたものにて、境同分とは、その境が、たとひ現識によりて緣ぜられずとも、過去に於てか、若しくは未來に於てか、定んで緣ぜらるゝものと定まりゐる時は、その境を同分と名くるなり。本文の已・生・生法とは、過去・現在・未來の意なり。

に於て、[一九]一の法界として、其の中に於て、已と、正と、當とに、[二〇]無邊の意識を生せざるは無し。[二一]二念の意識は、卽ち能く普く一切法を緣ずるが故に。是れに由りて、法界を恒に同分と名く。

「餘は二」とは、謂はく、[二二]餘の十七界は、皆な同分と彼同分とあり。となり。

何を同分、彼同分と名くるや。謂はく、自業を作すと、自業を作さゞるとなり。若し自業を作すを名けて同分と爲し、自業を作さゞるを彼同分と名くれば、如何んが眼等を說いて、同分、彼同分と爲すや。且らく同分眼は、三種ありと說く。謂はく、色界に於て、已と、正と、當との見なり。彼同分眼は、[二三]四種ありと說く。謂はく、此れと相違すると及び不生法となり。

[二四]西方の諸師は、五種の彼同分眼ありと說く。謂はく、不生の法を、復た開きて二と爲す。[二五]有識、無識、相差別するが故に。眼、耳、鼻、舌、身の如きも亦、然なり。各自境に於て、應に自用を說くべし。意界の同分も、三種ありと說く。謂はく、所緣に於て、已と、正と、當との了なり。[二六]彼同分の意は、唯、一種あるのみ。謂はく不生法なり。色界の同分は、三種ありと說く。謂はく、眼所見の已と、正と、當との滅なり。彼同分の色は、四種ありと說く。謂はく、此と相違すると、及び不生法なり。廣說、乃至、觸界も亦爾なり。各自根に對して、應に自用を說くべし。

眼等の六識は、生と不生とに依りて、[二七]二分を立つるが故に、意界に說くが如し。[二八]眼、若し一に於て、是れ同分なれば、餘の一切に於ても亦、同分なり。此れ、若し一に於て、是れ彼同分なれば、餘の一切に於ても亦、彼同分なり。廣說、乃至、意界も亦、爾なり。色は卽ち然らず。見者に於ては、是れ同分なるも、不見者に於ては、是れ彼同分なり。或は諸の色の妙高等の山中に在りて、住する有り。一切の有情に於て、皆な是れ彼同分なり。天眼ある者も、無用なるを以ての故に、亦彼れを觀ず。或は諸の色、唯、一有情に於てのみ、名けて同分と爲すあり。獨り私隱に於て、已、正當に觀ずるが如し。或は諸の色、百千の有情に於て、名けて同分と爲すあり。共に月、舞、相撲等

【一九】以下は法の同分なるを釋せるものなり。

【二〇】無邊の意識とは、「無我觀」卽ち「諸法は無我なり」と言ふ觀念なり。卽ち法界は全體として、若しは過去・現在・未來に於て、聖者をして諸法無我の認識を起さしむる點に於て、客觀としての作用を呈すべきものなるが故に、同分なりと言ふなり。

【二一】二念云云。この段は、俱舍論に相當せる文を參照せざれば、理解し難きものなり。故に今そを參照し釋すれば、或る聖者が諸法無我なりと觀察する、その當體にありては、主觀構成をなしてゐるを以て、その要素は除かるべきである。何んとなれば、同時に主觀にして客觀たるを得ざればなり。從つてこの限り、諸法無我の初一念の中には、法界の中にも境同分ならざるもの(卽ち無我と觀ずる主觀)あれども、そは第二念に及ぶや、反省の力によつて、客觀化されるを以て、遂に二念によりて一切の境は同分となるなりと言ふ義なり。

【二二】餘の十七界云云。法界を除く十七界の同分、彼同分の意義は、法界のそれよりも狹義の意にして、六根六境の際は、その自業を作す點に於

の色を觀るが如し。

復何の緣ありて、眼の同分、及び彼同分は色に於て異なりと說くや。多の有情同じく一色を見る容し、一眼を用ひて、二の有情、觀ること無し。[二九]聲は色の如く說く。是れ共境なるが故に。香、味、觸の三は、內界の如く說く。共境に非ざるが故に。然るに諸の世間、假名の想に依りて、我等、同じく此の香を齅ぎ、同じく此の味を嘗め、同じく此の觸を覺すと言ふことあり。

[三〇]云何が同分、彼同分の義なるや。分とは、謂はく、交涉なり。同じく此の分あるが故に、同分と名く。云何が交涉なるや。謂はく、根、境、識の更に相ひ交涉するなり。卽ち是れ展轉して相ひ隨順する義なり。或は復た分とは、是れ已が作用の更に相ひ交涉するなり。故に先に說いて言はく、「若しは自業を作すを、名けて同分と爲す」と。或は復、分とは、是れ所生の觸の、根、境、識に依りて、交涉して生ずるが故に。同じく此の分あるが故に同分と名く。卽ち同じく用あり、同じく觸ある義なり。此れと相違するを、彼同分と名く。同分に非ずして、彼の同分と種類分同なるに由りて、彼同分と名く、云何が彼れと、種類分同なるや。謂はく、此れと彼れと同見等相なり。同處なり、同界なり。互に因と爲るが故に、互に相ひ屬するが故に、互に相ひ引くが故に、種類分同なり。

第十三節　三斷門

已に同分、及び彼同分を說けり。十八界の中、幾くか見所斷、幾くか修所斷、幾くか非所斷なるや。頌に曰はく、

[三一]十五は、唯、修斷なり。　後の三界は、三に通ず。
不染と、非六生と、　色とは、定んで見斷に非ず。

論じて曰はく、十五界とは、謂はく、十色界と、及び五識界となり。唯、修斷とは、此の十五界

て同分であり、然らざれば彼同分である。又五境にありては、それぞれ五根五識の爲めにの對境となる時、之れを同分と言ひ、然らざるを彼同分と名くるものなり。要するに法界は同分なりとは、無我觀なる特種の場合のみであり、十七界の兩義に通ずるは、それぞれ定まれる主觀、客觀の約束を果たすと、果たさゞるとによつて、異なれるものなり。

【三三】四種あり云云。此の說を俱舍論二・一二右に於ては、迦濕彌羅國(Kaśmīra)の毘婆沙師の說とせり。四種とは「色を見ずして已と正と當とに滅する者と及び不生法」なり。不生法とは、緣が缺けて永久に未來に止まるものゝ意なり。

【三四】西方の諸師云云。西方の諸師とは、迦濕彌羅國の西、健駄羅國(Gandhāra)の說一切有部の諸師なり。

【三五】識・無識云云。俱舍論二・一二左は、有識屬(Vijñānasamāyukta)無識屬(Avijñānasamāyukta)とせり。卽ち前者は識と根と共に具備して而も緣闕不生に終るもの、後者は根のみあり、識なく、爲めに不生に終るものなり。

【三六】意根の彼同分は、不生

の唯、所斷なることなり。

後の三界とは、意界と、法界と、及び意識界となり。六の三の中に於て、最後に說くが故に。三に通ずとは、謂はく、此の後の三界は、各[三二]三種に通ずることなり。

此の中、[三三]八十八の隨眠と、及び彼の相應の心心所法と、並に彼の諸の得と、若しは彼の生等と、諸の倶有の法とは、皆な見所斷なり。所餘の有漏は、皆な修所斷なり。一切の無漏は、皆な非所斷なり。

此の中、[三四]有るが說かく。「最初の聖道の刹那に生ずる時、諸の異生の性は、一切皆な永く成就せざることを得。是の故に、此の性も亦、見所斷なり。[三五]經に『預流は不墮法を得す』と說く。永く能く惡趣を招く身語意の業を斷ぜざるに非ず。惡趣を盡すことを得るを、不墮法と名く。又、說く、「我れ已に[三六]那落迦を盡せり。乃至、廣說。」盡は、是れ斷の義なり。阿羅漢の自ら[三七]記別して、『我が生は、已に盡きたり』と言ふが如し。是の故に、染汚の能く、惡趣を招く身語意の業も亦、見所斷なり。皆な見道と極めて相違するが故に」と。

[三八]此の說を遮せんが爲め、復、[三九]不染と、[四〇]非六生と、色とは、定んで見斷に非ずと言ふ。其の異生性は、是れ不染汚無記の性の攝なり。此れ若し染汚ならば、欲界の異生は、欲貪を離れ已りて、應に異生に非ざるべし。此の成就得は、生身に依屬す。是の故に、應に餘界地に生じて、餘界地の諸異生の性を成ずべからず。此れ若し是れ善ならば、斷善根の者は、應に異生に非ざるべし。故に不染汚無記性の攝なり。既に不染汚ならば、見所斷に非ず。若し見所斷ならば、應に[四一]忍所斷なるべし。若し忍所斷ならば、忍の正しく起る時、猶、應に成就すべし。則ち應に聖者も亦、是れ異生なるべし。又、不染法は、定んで見斷に非ず。彼を緣ずる煩惱、究竟して斷ずる時、方に斷と名くるが故に。

の法のみなり。如何んとなれば、意根は心法なるを以て、起れば必ず緣ずるを以て同分なり、從つて彼同分は畢竟不生法のみなるは明なり。

【二七】二分とは、同分、彼同分の二なり。

【二八】眼若し云云。根は不共法なるによつて、一人が色を見る時には、眼根は同分眼にして、他の人より云つて、彼同分となることなきも、色等は共法なるによつて、見る人に對しては同分なるも、見ぬ人に對しては彼同分なり。

【二九】聲は云云。凡て吾々の感官作用には、對境と、それを緣取する感官との關係に二種あり、一は離中知にして、これは根と境との間に間隔を置いて感知するを言ふものにして、從つてこれは單に一人に限らず、餘人も亦知り得るものである、譬へばこゝに言ふ聲の如きはそれである、二は合中知にして、これは根と境と相ひ接して、自知するものにして、從つてこれは、唯その當事者のみ感知すべきものである、譬へば香・味・觸の如きものである。

【三〇】此の段は分の意義を述べたるものである。

【三一】此の段は、十八界を見所斷・修所斷及び非所斷の三

又、非六生も亦、見斷に非ず。六とは、謂はく、意處なり。此れに異にして、生ずるを、非六生と名く。是れは、眼等の五根より生ずる義にして、卽ち五識等なり。色等の境を緣ずるは、外門に轉ずるが故に、見所斷に非ず。

又、諸の色法は、若し染、不染なるも亦、見斷に非ず、不染汚の法の如きは、彼を緣ずる煩惱の究竟して斷ずる時を、方に斷と名くるが故に。斷の義とは如何。略して二種あり。一は、[四二]離縛斷、二は、離境斷なり。離縛斷とは、契經に言ふが如し。『內の眼結なきに於て、如實に我れ內の眼結なしと了知す。』[四三]離境斷とは、契經に言ふが如し。『汝等、苾芻よ、若し能く眼に於て、欲貪を斷ぜば、是れ則ち名けて眼の得永斷と爲す。

阿毘達磨の諸大論師は、彼の次第に依りて、二種の斷を立つ。一は[四四]自性斷、二は[四五]所緣斷なり。若し法、是れ結にして、及び一果等の對治の生ずる時、彼れに於て斷を得るを、自性斷と名く。彼の斷に由るが故に、所緣の事に於て、便ち離繫を得。必ずしも中に於て、不成就を得せざるを、所緣斷と名く。此の中に、一切の、若しは有漏の色、若しは不染汚、有漏の無色、及び彼の諸の得生等の法の上に、見所斷及び修所斷の諸結の所繫あり。是くの如き諸結の漸次に斷ずる時、一一の品各別の體の上に於て、離繫得を起す時、彼の諸結、及び一果等を、皆な已斷と名く。彼の有漏の色、及び不染汚の有漏の無色、並に彼の諸の得生等の法の上の諸の離繫得、爾の時未だ起らざるを、未だ名けて斷と爲さず。彼の諸法は、唯、彼の地の最後の[四六]無間過に隨つて、斷ずる所なるに由るが故に。[四七]諸の見道は、能く地の別の次第に隨つて、離染するに非ず。云何ぞ能く彼の色等の法を斷ぜんや。見聖諦の者は、諸の惡趣の法の衆緣闕くるが故に、已に不生を得。彼の煩惱、未だ斷盡せざるに緣るが故に、猶ほ未だ斷と名けず。若し法未だ斷ぜず、已に不生を得、或は成就せず、此れと、已斷と、何んの差別かあるや。斷は治道に據りて、離繫を得せしむ。不生、或は不成就を謂ふに

によつて分別せしものなり。見所斷(Darśana-heya, Dassana pahātabba)とは、無漏の智によりて遠離し厭捨し得るものゝ意なり。修所斷(Bhāvanā-heya, Bhāvanāya pahātabba)とは、修行によりて習性的に遠離し得るものゝ意なり。非所斷(Na-heya, Na-pahātabba)見修のその何れにもあらず、而も擇滅のそれ自身の如く遠離しあたはざるものなり。

【三一】 三種とは、見所斷・修所斷・非所斷の三なり。

【三三】 八十八の隨眠とは、左の如し。

欲界	苦諦下―十惑 集諦下―七惑 滅諦下―七惑 道諦下―八惑	以上三十二惑
色・無色界	苦諦下―九惑 集諦下―六惑 滅諦下―六惑 道諦下―七惑	以上、各々二十八惑

卽ち此れを合して八十八となすものである。

【三四】 有るが說かくとは、光・寶兩師の說くが如く經部等の計なり。

異生性とは、人をして凡夫たらしむる本性のことにして、

非ず。

且らく、不生に非ざるが故に、名けて斷と爲す、不定なるを以ての故に。所以は何ぞ。或は已斷あり、而も猶、生ずることを得。彼の身中の異熟果等の如し。其の所應に隨つて、或は已斷あるも亦、不生を得。身見等の如し。或は未斷ありて、已に不生を得。未だ染を離れざる聖者の身中、無有愛等、一切の過去、及び未來世の諸の不生法の如し。若し諸の無爲、已に忍を得れば、邪見等の法の是くの如き一切、或は未斷あるも、而も亦生を得。所餘の法の如きは、其の所應に隨ふも亦、不成に非ず。故に名けて斷と爲す。亦、不定なるが故に。所以は何ぞ。或は已斷あるも、而も猶、成就す。彼の身中の不染汚の法の其の所應に隨ふが如し。諸の染汚法は、彼れ若し斷じ已れば、定んで成就せず。或は染汚の法を、彼れ未だ斷ぜずと雖も、而も成就せず。未だ欲を離れざる者の、[四八]煖に隨轉する戒を得て諸の犯戒の惡を捨し、而も未だ斷ぜざるが如し。最後の無間道の所斷なるが故に。[五九]身語業の九品を漸斷するに非ず。諸の染汚は、過も亦少なるが故に。是くの如きの等類は、或は未斷あるも、而も亦成就す。所餘の法の如きは、其の所應に隨ふ。

[五〇]有餘師の說かく。惡趣等を招く身語の二業は、見所斷に非ず。親等起の故に、見所斷に非ず。有餘は、此に於て過難の言を說く。餘品の親所起の業を現見するに、餘品は、道生にして、方に能永斷なり。是の故に、彼れは、定んで理に應ぜずと說く。此の難は然らず。應に審思すべきが故に。亦、此品を見るに、親等起の業にして、此の品は、道生なり、卽ち能永斷なり。何ぞ此れを引かずして、而して彼の義を證するや。若し見所斷は、應に彼の親起なるべくば、然らば應に彼を以て、定品と爲すべからず。夫れ定品とは、遍惑の力の隔別するところに非ざるに由りて、是の故に、品の別に十三ありと雖も、而も五門を說き、以て定品と爲す。是れに由りて證知す。身語の二業は、若し此の品、親起なれば、卽ち此の品と倶に此の業を斷ず。既に見所斷の惑に非ず。親等起の故に。

從つて異生性は聖道の生ずる時には存在せざるなり。故に異生性は有身見の如く見所斷なるべしとの說なり。

【三五】此の段は、前の異生性を見所斷とするが如く、惡趣の果を招く身語意の業も亦見所斷なりとする經部師の說なり。

【三六】那落迦。Naraka 地獄のこと。

【三七】記別。未來の證果を豫言することなり。

【三八】此の段よりは、如上の經部師の說に對する有部の反駁說を述べたるものなり。

【三九】不染とは、不染汚にして、卽ち有漏の善及び無覆無記なり。而して有部に於ては、異生性は無覆無記にして、不染汚の性なりと說くを以て、見所斷とは說かざるものなり。

【四〇】非六性とは、非第六意識生の義にして、第六意識によつて生ぜず、眼等の五根によつて生ずる前五識の義なり。この前五識は第六意識の如く分別識でなく、無分別なるを以て、智的に迷ふと言ふことなし。よつて之れ等は見所斷にはあらざるなり。

【四二】忍所斷とは、欲界に於て、苦諦を觀じ、正しくその見惑を斷じ(見所斷)たる、そ

見所斷に非ず。是の故に、彼の說は、非にして理に應ぜず。而も契經に言ふ。『諸の邪見の者の起す所の身業、語業、意業は、皆な是れ邪なり』とは、此れと相違せず。經は但說いて『諸の邪見の者の起す所の三業を言ひ、』邪見の起すところの三業とは言はず。或は邪見に由りて、修所斷の貪等の煩惱を起し、因等起と爲りて、此の業を發起するが故に是の說を爲す。然るに修所斷の貪等の煩惱は、能く近因の刹那等起爲りて、此の業を發起す。故に有漏の身語の二業は、唯、修所斷なりと說く。

又、契經の中に、預流者を說いて言ふ。『我れ已に那落迦等を盡せり』と。此れは、彼れに於て、非擇滅を得し、永く更に生ぜず。故に名けて盡と爲すと說く、此の中に難あり。「若し未來の法、永く更に生ぜざるを、說いて盡と名くれば、此の不の法は、其の相、如何。應に過去の如く、不滅の法と名くべし。然も彼の時に於て、全く未だ體あらず。如何ぞ、彼れは是れ生法、或は、不生法と說くべけんや」と。彼れ應に法は未來に於て、有とせんや、無とせんやを思擇して是の難を作すべし。又、彼れ、應に世尊の所言を詰むべし。說くが如し。「未だ生ぜさる惡、不善の法を遮して生ぜざらしむ」と。又、言はく、此れは滅し、餘は更に續かず」と。復說く、遮止を諸漏を斷ずと名く」と。此等の言に於ても亦、應に難詰すべし。然るに彼の時に於て、全く未だ體あらず。如何が、不生、不續及び遮止と、或は此れ相違するを說くべけんや。是の故に所說の「永く更に生ぜず。故に名けて盡と爲す」は、理に應ぜざるに非ず。

又、斷の言に、義の差別あるが如く、盡の言も亦、爾なり。倒同すべからず。契經に說くが如し。『能く財蘊を斷ず。或は少、或は多』と。又、言ふ。『殺生等の事を斷ず』と。此も亦、應に然るべし。例と爲すべからず。又、經に、見諦圓滿の補特伽羅は、終に故思して衆生の命を斷ぜず、乃至、廣說と說くと雖も、此れも亦、色業は、是れ見所斷なりと證成すること能はず。此の經中に、阿羅漢は、此れに同じとの言說くに由るが故に。然るに此の經中、初學者は、定んで重惡の意樂の隨逐な

の無間に生じたる忍智なり。故に異生性が見所斷ならば、從つてその無間に生ずる忍所斷なるべく、此處に異生にして同時に聖者なる難を生ずるに至らんとの說なり。

【四二】離縛斷。緣縛斷とも言ふ。四斷の一なり。即ち斷ずるものは、その當體にあらずして、その當體を繫縛するものを斷ずるが、これである。從つて眼の場合は、眼そのものゝ斷にはあらずして、眼を繫縛する結の斷なりとの意なり。

【四三】離境斷。境そのものに對する執着を斷たることとなり。

【四四】自性斷。四斷の一にして、煩惱(本惑・隨惑)の自性を斷盡して再び起ることなからしむを言ふ。

【四五】所緣斷とは、煩惱の自性の斷盡せるによりて所緣の事に於けて、繫縛せらるゝことなきを言ふ。

【四六】無間道とは、二道の一にして、方に惑を斷じつゝありて、惑の爲めに間隔せられざる無漏智を言ふ。無間道は解脫道に對するものにして、前者は前念の因道にして、後者は後念の果道なり。

【四七】諸の見道とは、苦法智忍に初まり、道類智に終る、

きを以ての故に、是の說を作す。諸の阿羅漢は、彼の近因を斷じ、種類斯に盡るが故に是の說を作す。是の故に諸の經は、彼の義を證するに非ず。此れに由りて、不染と非六生と色は、定んで見斷にあらず。其の理は、極めて成ず。

第十四節　見非見門

五一 是くの如く、已に見所斷等を說けり。十八界の中、幾くか是れ見、幾くか非見なる。頌に曰はく、

眼と、法界の一分の、　八種とを、說いて見と名く。
五識倶生の慧は、見に非ず。　不度の故に。
眼の色を見るは、同分なり。　彼の能依の識に非ず。
傳說すらく、　被障の諸色を觀ること能はざるが故に。

論じて曰はく、眼の全べては、是れ見なり。五二 法界の一分の八種も、是れ見なり。餘は皆な非見なり。何等を八と爲す。謂はく、身見等の五の染汚の見と、世間の正見と、有覺の正見と、無學の正見となり。法界の中に於て、此の八は、是れ見なり。所餘は見に非ず。一切の法の中、唯、二法ありて是の見の自體なり。有色法の中、唯、眼のみ是れ見なり。無色法の中、行相明利にして、境界を推度し、內門に轉ずる慧是れ見にして、餘に非ず。此の中の眼の相は、前に已に說けるが如し。世間共に了す。色を五三 觀照するが故に。闇と相違するが故に。用、明利なるが故に、眼を說いて見と名く。五の染汚の見は、隨眠品の中、當に其の相を辯すべし。

世間の正見とは、謂はく、意識相應の善の有漏の勝慧なり。

五四 有學の正見とは、謂はく、有學の身中の一切の無漏の慧なり。

五五 無學の正見とは、謂はく、無學の身中の、決定の無漏の慧なり。

十六よりなる心なり。即ち初めて無漏智を生じて、眞實の理を照見する位なり。詳細は後に到りて釋することにせん。

【四八】 煖とは、煗法のことにして、見道に對する四加行位の一なり。既に總別の念處を經了りて、此れより專ら四諦の十六行相を觀ずる位なり。之れが爲めに將に見道の無漏智が發生せんとして、先づ相似の解を生ずること火の發生せんとして、先づ煗相あるが如し。

【四九】 身語業の九品とは、善惡無記の三性業に上中下の三品を分ちて九品とす。

【五〇】 有餘師云云。此處で「有餘師の說かく」と言ふは、惡趣……見所斷に非ずの言にはあらずして、次の「有餘は此處に於て、過難の言を說く」の此の有餘なり。即ち有部の惡趣を招く身語の二業を見所斷にあらずとするを、見所斷なりとするものなり。經部師か、犢子部の說ならん。

【五二】 此の段は、十八界の中に於て、幾か見る作用あり、幾か見る作用なきかを分別したるものなり。但し此處に言ふ見とは、眼にて見る場合と、心にて見る場合とを含めるものなり。

一の正見の言は、具に三種を攝す。別に三を開くは、異生と、學と、無學地の、三の見別なることを顯さんが爲めの故なり。又、漸次修習して生ずることを顯すが故なり。譬へば、夜分、月等の明なく、雲霧晦冥にして、而して險阻に遊ぶに、所見の色像、顚倒ならざること無きが如し。五の染汚の見の法を觀るも亦、爾なり。譬へば、夜分の月等の明ありて、諸の晦冥を除き、而して險阻に遊ぶに、所見の色像、少分明淨なるが如し。世間の正見の、法を觀るも亦、爾なり。譬へば、晝分の五六雲翳、上に昇りて、日輪を掩蔽し、而して平坦に遊ぶに、所見の色像、漸く增して明淨なるが如し。有學の正見の、法を觀るも亦、爾なり。譬へば、晝分の烈日、光を舒き、雲霧廓淸して、平坦に遊ぶに、所見の色像、最も極めて明淨なるが如し。無學の正見の、法を觀るも亦、爾なり。如如の行者の漸習の慧生じて、自心の中の愚闇を除くが如き差別、是くの如し。是くの如し。諸の所緣に於て、正見の漸く明淨を增すに異あるは、所緣の境に淨、不淨あるに非ず。自の覺慧の垢障の有無に由るが故に。所緣に淨、不淨ありと謂ふ。是くの如く諸見の總類に五あり。一に無記の類、二に染汚の類、三に善有漏の類、四に有學の類、五に無學の類なり。無記の類の中の眼根は、是れ見、耳等の諸根と一切の五七無覆無記の慧等は、悉く皆な見に非ず。染汚の類の中の五見は、是れ見、餘の染汚の慧は、悉く皆な見に非ず。謂はく、貪、瞋、慢、不共の無明、疑俱生の慧、餘の染汚の法も亦、皆な見に非ず。有學の類の中、慧にして見に非ざるなし。但だ餘は見に非ず。無學の類の中、五八盡と五九無生智と及び餘は見に非ず。餘の無學の慧は、一切是れ見なり。善の有漏の類の中、唯、意識の相應の善慧は、是れ見、餘は皆な見に非ず。有餘師の說かく「意識相應の善有漏の慧も亦、見に非ざるあり。謂はく、五識身の引發する所の慧と、有表を發する慧と、命終の時の慧となり」と。

又、此の善の有漏の類の中に於て、五識俱生の慧も亦、見に非ず。何に緣りて、是くの如く遮す

【五二】法界云云。法界の一分の八種の見とは、心の作用より述べたるものにして、法界に含まる〻身見・邊見・邪見・見取見・戒取見・世間見・有學正見・無學正見の八の心所なり。

【五三】觀照。Alocana(梵)とは、根が鏡の如くに外物を映して緣取する作用なり。

【五四】有學。Sekha　倘煩惱を盡く斷ぜるにはあらず、幾かの修行を要する行者なり。即ち學ぶべきもののある狀態の人なり。

【五五】無學。Asekha　煩惱を盡く斷じ已りて、梵行已立所作已辨の阿羅漢を言ふなり。已に學ぶべき何者もなき狀態の人なり。

【五六】雲翳。雲影に同じく、雲のかげを云ふ。

【五七】無覆無記。無記を二に分け、有覆と無覆とせる內の後者なり。これは內の五根、外の山河草木等にして、此の自性は妄惑にあらざれば、聖道を隱覆することなきを以て、無覆と名くるものなり。

【五八】盡・無生智とは、盡智・無生智のことなり。盡智は、十智の中の第九にて、既に一切の煩惱を斷盡すれば、我れ已に苦を知れり、集を斷ぜり、滅を證せり、道を修せりと知

る所の諸慧は、皆な見に非ざるや。六〇決度せざるが故に。唯、前の所說の如き慧相あり。是れ見の自體なり、謂はく、無色の中、行相明利にして、境界を推度し、內門轉の慧なり。是れ見にして、餘に非ず。唯、此の相の慧は、決度の能あり。所緣の境に於て、六一審慮して轉ずるが故に。所遮の慧は、能く所緣に於て、審慮し決度するに非ず。是の故に見に非ず。決度と言ふは、謂はく、境界に於て、審慮を先と爲して、決擇を究竟とす。

六二若し爾らば、眼根は、既に此の相なし。應に見と名けざるべし。

六三豈、先に說かずや。世間共に色を觀照すと了するが故に。闇と相違ずるが故に。用、明利なるが故に、眼も亦見と名く。契經も亦、言ふ。『眼は諸色を見る』と。

六四若し眼見ならば、何んぞ同時に一切の境を得ざるや。六五斯の過失なし。少分の眼、能く色を見るを許すが故に。少分とは、何んぞ。謂はく、同分の眼なり。同分の眼の相は、前に已に說けるが如し。識に住持せられて、乃ち同分を成ず。一切根、同時に、自識に各々住持せらるゝに非ず。故に斯の答なし。

六六若し爾らば、即ち應に彼の能依の識、是れ見にして、眼には非ざるべし。要らず眼識生じて、方に能く見るが故に。

六七爾らず。眼識の力に住持せられて、勝用生ずるが故に。薪の力に依りて、勝用の火生ずるが如し。若し色を見る用、是れ識の生ずる法ならば、此の色を見る用は、眼を離れて應に生ずべし。識の長益する俱生の大種に由りて勝根を起さしめ、能く衆色を見る。故に應に能依の識を、見と說くべからず。誰か智有る者、當に是の言を作すべけんや。「諸有の因緣は、能く了別を生ず。是くの如きの了別は、卽ち彼の因緣なり」と。識は是れ見の因なり、故に見の體には非ず。

六八何に緣りて、定んで眼識は見に非ざるを知るや。

る。即ち煩惱を斷盡し了りし時に生ずる自信の智なり。

【五九】無生智は十智中の第十二にして、利根の阿羅漢に限りて有する智なり、既に知斷證修の事畢りぬれば、更に知斷證修の事なきを無生と言ふ。此無生を自覺して我れ再び知斷證修することなしと謂ふ智なり。

【六〇】決度。Santirana(梵)とは、決定し、伺度する義なり。

【六一】審慮。Upanidhyana(梵)とは、詳かに思慮する義なり。

【六三】若し爾らば云云とは、識見論者の非難なり。實は、眼が物を見ると言ふことに關して種々の異見あり、有部の中に於ても、一、根見家(世友の如き)眼根によつて見るとなすもの。二、識見家(法救の如き)眼識見るなりとす。三、想見家(妙音の如き)眼識に相應して起る慧の作用によると說く。の三種あり、更に經部說の四、和合見家、心心所和合して見ると說くもの。と犢子部の五、我見家、即ち心心所和合して我之れを見ると說くものとなり。かく五種の異論あるも、有部は世友の根見說を以て正意とするものなり。世親は俱舍論に於ては、外面は根見家なる

六九理教なきが故なり。理なしと言ふは、耳等の識と差別なきが故なり。眼識と、彼の耳等の諸識と、何んの差別ありて、獨り見と名けんや。故に應に識は、見の體と爲すと言ふべからず。若し所依の根の差別の故に、餘識と異なると謂はゞ、理應に然るべからず。識は所依に差別あるに由るが故に、但、想轉じて眼識の名を得べし。應に所依に差別あるが故に。法性を改易し、轉じて見の體を成ずべからず。草木、牛糞、糠(かう)に依りて、火の名改易すと雖も、而も煖性は同じきが如し。諸の識を相ひ望むるに、性類別なし。唯、眼識に依りて見にして餘に非ずと言ふは、此の說、情に隨うて正理に依らず。若し此れは色を緣ずるが故に、見を成ぜば、色を緣ずる意識も亦、應に見を成ずべし。唯、現色を緣ずるが故に、見を成ずとは、理も亦、然らず。異因なきが故に。三世の境を緣ずる慧も是れ見なること極めて成ず。去來の色を緣ずる識も亦、應に見を成ずべし。去來の識の緣ずる現色の境有り。應に衆盲、現色の見を成ずと許すべし。

若し意識は、見の體に非ずと言はゞ、眼識も亦、應に體は、見に非ずと許すべし。一類に於て、少は是れ見の體、少は非見の體に非ず。理相違せず如何が一類の少分は、是れ善、少分は非善なるや。此れも亦、應に然るべし。例と爲すべからず。體と義と別なるが故に。眼等の諸識は體類同なりと雖も、而も善等の義類は、差別あり。火の體と義との如し。境相を了別する識の體類の中、淨、非淨の義類の差別あるを、善、非善と名く。義類に差別あるが故に。卽ち體類も亦、差別あらしむべからず。火の如きは、猛盛、微劣、有烟、無烟の待緣の同じからざる義類の差別ありと雖も、而も其の體類は、同にして分別無く、煖を自性と爲す。是(か)くの如く諸識の境相を了別する體類同じと雖も、而も善等の義類の差別あり。故に引く所の例は、救ひの義を成ぜず。若し諸識の體類同じと雖も、而も見等の義類は、別なりと謂はゞ、其の理は然らず。現に是れ諸法の體類の別相にして、應に執して義類の別と爲すべからざるが故に。善等の如く、一切の識等の法に遍通するに非ざるが

が如きも、內心は經部說に贊成してゐることは一見して明かなり。此の段は、此の問題を論ずるものなり。

【六三】豈に先に云云。根見家の答なり。

【六四】若し眼見云云。識見家の再難なり。

【六五】斯の過失なし云云。根見家の答なり。

【六六】若し爾らば云云。更に識見家の非難なり。

【六七】爾らず云云。根見家の答なり。

【六八】何に緣りて云云。識見家の問なり。卽ち此の後は積極的に識見が、何故に不可能なるかを論じたるものなり。

【六九】理教なきが故に云云。根見家の答なり。

故に。是くの如く、且らく因縁有りて、眼識の見を成ずることなきを說き、以て理無を辯ず。

教無と言ふは、謂はく、至教の眼識を見と說き聞いて解を生ぜしむることなし。處々の經中、眼、及び慧を說いて、見と名くることを得べし。

又、眼識は、是れ見にして、眼に非ずと說けば、世間と相違す。世間は、但だ無眼を說いて盲と名く。眼識のなきには非ず。謂はく、盲は、但だ眼を成就せざるに由り、眼識の成と、不成とに由らず。(七〇)第二靜慮以上に生じ、彼に於て、眼識の現前せざる時、眼ありて、識なきを、盲者と名くべきには非ず。又、諸の盲者の、眼根を闕くと雖も、而も眼識を成ずるを應に盲と名くべからず。亦、復た無見者と名くべからず。若し見識現前せざるが故に、(七一)復た成就すと雖も、而も說いて盲と爲すと言はゞ、是れ則ち世間の、諸の目ある者の識の起らざる位も、應に亦、盲と名くべし。

又、若し眼識は、(七二)能別の相あり、餘の識と別たしめ、見と名くるを得とせば、此の能別の相、卽ち是れ見たるべし。若し此の眼識、能別の相の、餘の識と別たしむるなく、而も眼識は、是れ見にして餘に非ずと言はゞ、應に惡王の頒つ所の教令の如かるべし。豈に慧の如く此れも亦、爾らざらんや。譬へば、諸慧の擇法を相と爲すが如し。有る時は、是れ見にして、亦、是れ簡擇なり。有る時は非見にして、唯、是れ簡擇なり。是くの如く諸の識は、境を了し、相と爲すに、有る時は是れ見にして、亦、是れ了別なり、有る時は、非見にして、唯、是れ了別なり。此れに由りて卽ち、彼の有難の言を釋す。若し識、能見ならば、誰れか復た了別するや。見と識と差別なしと許すが故にと、是くの如きの引例は、理極めて齊しからず。能別の相に由りて慧を、見と名けしむ。此の能別の相は、卽ち是れ能見なり。能別の相、識をして見と名けしむるに非ず。此の能別の相は、卽ち能見なるが故に。

若し能別の相、卽ち是れ見ならば、卽ち所依の眼、能見の義成ず。識は但だ所依に由りて、唯、

【七〇】第二靜慮以上云云。前にも釋してゐることであるが、第二禪等の上三靜慮は、眼根は有すれども、眼識は固有せず。

【七一】復た成就す云云。成就すとは眼根を成就するなり。

【七二】能別の相。眼識を耳識其の他と別ならしむるもの。

名に別あるが故に。或は應に說くべし。此の定まれる能別の相、所依の根を除きて、更らに何の法ありや。唯、眼識のみ有りて、耳等の識は無なり。

又、彼の言ふ所の見と慧との如く、見と識も亦、爾なり。別なしと許せば、亦、應に識の體は、卽ち是れ慧なりと許すべし。共許相應の中、見の共の體は、唯、是れ慧なるが故に。

又、若し見と識と差別なければ、諸の識は應に卽ち見なるべし。見は應に卽ち諸識なるべし。盲睡眠等は、何に緣りて見ざるや。若し、爾の時、眼識なしと謂はゞ、此れも亦、然らず。體類同じきが故に。此れと餘識の體類と、何んの殊ぞ。餘は見の能なし。此れ獨り能見なり。斯くの如き等の救は、前に已に廣く遮せり。

或は復た、一法に應に二體あるべし。一體は能識、一體は能見なり。若し見の體は、能見なりと許すに非ざれば、卽ち汝の所宗は、太過失あり。若し慧の能見、能擇なるが如く、理は相違せず、此れも亦、然なりと謂はゞ、爾らず。見と慧とは差別なきが故に。豈に見と識も亦、無差別ならずや。

若し爾らば、有目も應に盲と異ならざるべし。何に緣りて無目にして、眼識を成就するを、說いて盲と爲し、而も彼の有目にして、餘識の現前するを盲者と名けざるを得るや。是くの如き等の過は、前に已に廣く論ぜり。是の故に、定んで眼識の見に非ざるを知る。

七三 復た有餘師は、別の道理を以て、眼識の定んで是れ見に非ざるを成立す。謂はく、「被障の色を觀ること能はざるが故に。然るに經主の意は、彼の因を忍さず。故に頌の中に於て、傳說の語を標す。謂はく、「彼れ傳說すらく、現見するに、壁等に障へられたる諸色は、則ち觀ること能はず。若し識見ならば、識は、無對なるが故に、壁等は礙へずして、應に障色をも見るべし。

七四 便ち詰答して言ふ。「彼の障色に於て、眼識は生ぜず。識、既に生ぜず。如何ぞ當に見るべけんや。」

【七三】復た有餘師とは、根見家中の一師說なり。世親は、此の說を許さゞるを以て、俱舍の頌に於て、傳說の言を以て說明せり。俱舍論二・十五右。

【七四】識見論者の答なり。

七五 此の詰は、理に非ず。眼識は、彼れに於て、設へ生ずることを得と許すも、亦、見ること能はず。前に餘識と差別なしと說けるが故に。是の故に言ふ所の「被障の色に於て、眼識は生ぜず。識、既に生ぜず。如何ぞ見ん」とは、此れは答を成ぜず。

又、應に被障の色に於て、眼識は、生ぜずと說くべからず。理、成ぜざるが故に。難ずる意を以て言ふ。若し眼識、色を見るの用ありと執すれば、識は無對の故に、被障の色に於て、應に亦、生ずるを得べし。若し識の色を了別する用の如きは被障の色に於て、生ずることを得ずと謂はゞ、理も亦、然らず。此は眼識と、有對の眼と、一境に轉ずと許すが故に。若し我が說も亦、此れに同じと言はゞ、汝は應に然るべからず。眼見を許さず。色を眼の境と爲す理、成ぜざるが故に。

又、何が故に、識、既に生ぜず、如何が當に見るべしと說くや。生は卽ち是れ見、見は卽ち是れ生なり。若し、識、既に生ぜず、如何が當に見るべしと說かば、卽ち識、既に生ぜず、如何が當に生ずべしと說く。或は、識、既に見ず、如何が當に見るべしと說く。豈に此に於て、應に總じて難じて何が故に生ぜず、何が故に見ずと。言ふべからずや。

又、若し有るが「一切の因緣は、皆な唯、前に生じて、俱起なし」と執せば、識は生ずるも生ぜざるも皆な見ること能はず。彼の所宗に依るに此れも亦、答に非ず。

又、瑠璃、雲母等の障に於て、眼識も亦、起る。何が故に說いて、被障の色に於て、眼識、生ぜずと言ふや。若し中に於て、光明、隔ることなきが故に、生ずることを得と謂はゞ、且らく眼識の被障の色に於て、生ずる義、成ずることを得るを許す。卽ち汝の前言は、自ら許す所と違するなり。

又、世に現見するに、光明を離ると雖も、而も眼識起る。人の能く諸の黑闇の色を見、夜行の禽獸も亦、黑闇に障へらるゝ諸の色を見るが如し。闇を觀んと欲して光明を待つに非ざるが故に。若し境界の法は、應に礙るべしと言はゞ、夜行の禽獸は、應に人等の如く、闇の所障に於て、識亦、

【七五】此の詰は云云。根見家の再難なり。

生ぜざるべし。一の黑闇の色は、人に對すると、畜に對すると、其の性を變異すと說いて言ふべからず。若し諸の趣の法は、應に爾るべしと言はゞ、爾らず。諸の趣は、是れ異熟なるが故に。猫、狸、犬等は、黑闇の中に於て、染汚の心を起し、諸の色を取るが故に。唯、異熟の眼は、趣の體の所攝なるが故に、中に於て、是くの如きの計を作すべし。異熟の法は、爾なり。諸の趣の中に於て或は能く闇の所障の色を取ることありと。若し夜行の禽獸等の眼は、常に光明を帶ぶるが故に、能く見ると謂はゞ、理亦、然らず。不可得の故に。若し少の故に、不可得なりと言はゞ、遠境の色に於て、照の用は、應に無なるべし。眼識は、中に於て、應に起ることを得べからず。是の故に所說の、被障の色に於て、眼識は生ぜず、識、旣に生ぜず、如何が見んとは、如理の答に非ず。唯、未鑒人の愛樂する所なり。

七六 若し爾らば、眼根能見論者は、何に緣りて、被障の諸色を取らざるや。眼、有對の故に、被障の色に於て、見の功能なし。識と所依と一境に轉ずるが故に、亦、起ることを得ず。

七七 經主は、此に於て、復た徵難して言ふ。「眼は、豈に身根の如く、境と合して、方に取るを而も有對と言ふが故に、彼を見ざらんや。

七八 此の難は、然らず。所說の有對の義を了せざるが故に。所以は何ぞ。此れは、唯、眼は是れ障礙有對法なるが故に。唯、合境をのみ取り、不合境には非ざるが故に、被障の諸色を取ること能はずと說かず。

此の中、亦、境界有對に依る義意を說いて言ふ。若し此の境に於て、拘礙せらるゝことあり、彼れ餘の境に於て、設ひ障なきも、亦、用を起さず。況んや障あるに於ておや。一切の有境の法は、應に是くの如く倶時に諸の境界を取ること能はざるべし。

七九 若し爾らば、眼識も亦、是れ有對なり。應に但だ眼のみ有對なるが故に、被障の色に於て、見の

【七六】若し爾らば云云。識見家の積極的なる反駁にして、眼・有對以下は、根見家の答なり。

【七七】經主の根見家に對する反駁にして、その意は、身根ならば合中知なるが故に、合せざる限りは被障の色を知覺すること能はずと雖も、眼根は離中知なるが故に、單に有對と言ふ理由のみを以て、眼の被障の色を見ること能はざる理由となすことは出來ずと論ぜるものなり。倶舍論二・十五右。

【七八】根見家の、それに對する答にして、單に有對と言ふも、それは障礙有對をのみ說けるものにはあらずして、その中には境界有對の義も入つてゐるから、反駁の意義をなさずとの說なり。

【七九】若し爾らば云云。識見家の難なり。

功能なしと言ふべからず。亦、應に識と、所依と、一境に轉ずるが故にと言ふべからず。彼れに於て眼識生ぜずと言ふべし。自から說いて一切の有境の法は、應に爾るべしと言ふに由るが故に。

(八〇)此の例は、然らず。意に閑はざるが故に。我が義意を說かん。眼も亦、境界有對の性なるが故に、色は、是れ障礙有對の性の故に、被障の色に於て、眼の用生ぜず。意と意識とは、所依能依決定有りと雖も、而も一境の作用の決定なし。此の二種は、能く一時に於て、一境界を取るに非ず。所依の眼根の取る所の境界、卽ち是れ能依の眼識の取る所なり。又、必ず同時なり。是の故に、彼の被障の境界に於て、眼の用を遮するが如く、識の用も亦、爾なり。是れに由るが故に、識と、所依と、一境に轉ずるが故に。彼れに於て、眼識生ぜずと言ふ可しと說くなり。識見を許さば、何に緣りて起らざらんや。豈に眼は、是れ境界有對ならずや。瑠璃等の境に拘礙せらるゝ時、、彼の所障に於ても亦、能く用を起す。何が故に說いて、若し此の境に於て、拘礙せらるゝあり、彼れ餘の境に於て、設ひ障なきも亦、用を起さず。況んや障あるに於ておやと言ふや。豈に前に俱時に取らずと說かずや。瑠璃を取る時、所障を取らず。所障を取る時、瑠璃を取らず。俱取に非ざるを以て、相違の過なし。

(八一)若し爾らば、何に緣りて、眼は、壁等の障色を取ること能はざるや。我れは、汝の、是の中に於て、光明なきが故にと言ふに同じからず。所以は何ぞ。世間を現見するに、光明を離ると雖も、而も能く取るが故に。旣に不同と謂ふ。何に緣りて取らざるや、諸の積聚の色は、障礙の性なるが故に。譬へば、明闇の障を爲す同じからざるが如し。闇と、明とは、同じく色處なりと雖も、而も闇の所障は、人取ること能はず、明の所障の色は、人則ち取ること能ふが如し。夜行の禽獸は、亦、能く闇の所障の色を取ると雖も、而も壁等の所障を取ること能はず。是の如く、能く瑠璃等の所障の諸色を取ると雖も、而も壁等の所障を取ること能はず。此れに由りて、眼根は、唯、壁等を見て、

【八〇】根見家の答なり。

【八一】衆賢の自問自答にして、眼の被障の色を見ざる理由を、世親の反駁に答へつゝ、根見說の確立につとめたものなり。

壁等の所障の諸色を見ざるなり。有積聚の色は、障礙の性なるが故に、法として應に是くの如くなるべし。推徴すべからず。根ありて、能く不合境のを取ると雖も、少礙に由るが故に、而も餘の不合境を取ること能はず。根ありて能く合境を取ると雖も、而も合境を取ること能はざることあり。故に經主の言ふ所の、「眼は、豈に身根の如く、境と合して、方に取る。有對に由るが故に、彼れを見ざらんやとは、此れ應に責めて言ふべし。若し根能く不合境を取れば、則ち應に能く一切の不合を取るべし。若し合境を取せば、則ち一切の合を、皆な能く取るべし。若し爾らざれば、言、無用を成ぜん。是の故に言ふ所の、「眼は、有對なるが故に、被障の色に於て、見の功能なし。識と、所依と、一境に轉ずるが故に、彼れに於て、眼識生ぜずと言ふべし」とは、識見を許さば、何に縁りて起らざらんや、是くの如きの立破、理、極めて成就す。

卷の第七

〔辯本事品第一の七〕

「眼、若し是れ見ならば、何が故に、世尊は、說いて以て門と爲し、能見と言はざるや。」契經に說くが如し。『梵志、當に知るべし。眼を以て門と爲す。唯、色を見ると爲し』と。理應に見は卽ち是れ門と說くべからず。但だ門に依りて、見ることを得と說いて言ふべし。」此の契經は、定んで能く彼の眼識の是れ見なるを證するに非ず。眼識は、眼を以て、門と爲し、唯、色を見ると說かざるが故に。

有餘師は「眼を以て門と爲す。慧、色を慧見るが故に」と執す。應に固執を除きて、共に審に此の經の意趣を思求すべし。我が宗の釋するところは、諸の愚夫は、無明に盲せられ、眞の導者なきを以て、或は自性、極微等の因を執し、或は因なくして、諸行を生ずと執し、或は諸行、若しは刹那滅にして、一切の世間は、應に倶に壞斷すべしと謂ひ、此れに由りて、諸行は或は暫時住、或は畢竟常なりと妄想し、計度す。是の故に、世尊は、諸行の因果展轉し、無始の時より來、刹那に滅すと雖も、而も壞斷せず、一切の果は、一因より生ずるに非ず、亦、因なくして、諸行を生ずるにも非ざることを顯さんが爲めに、密意に說を爲せり。是くの如く、「契經は、眼を以て門と爲し、唯、色を見ると爲す。」廣說乃至、意を以て門と爲し、唯、法を了すと爲す。門は是れ緣の義なり。緣に二種あり。謂はく、種類の同と、及び種類の異となり。此の中、且らく種類の同じき緣を說かん。眼を以て門と爲し、色を見ると爲すとは、謂はく、後眼の起るは、前眼を緣と爲す。色を見ると爲すの言は、有用を起すを顯す。是くの如く乃至、意處も應に知るべし。

又、此の契經は、眼等に各々二用あるを顯さんが爲めなり。一は能く門と爲すと、二は能く境を

【一】契經は、雜阿含九。
【二】梵志 Brahmaṇa とは、婆羅門のこと。

取るとなり。能爲門とは、且らく眼根の能く所依と爲り、心心所の各別の行相をして境に於て轉ぜしむるが如し。能取境とは、且らく眼根の、唯、色を見ると爲すが如し。若し此れと異るは、唯、義の相違なり。諸の心心所は、唯、應に見るべきが故に。然るに心心所は、皆な眼を門と爲す。汝は、見の體は、唯、心にして[三]所に非ずと執す。

又、受想等の諸の心所法は、[四]領納、取像、造作等の用、各各同じからず。應に、唯、見なるべからず。既に唯、見と言ふ、明に是れ眼なるを知る。此れ眼根は、唯、能見なるに由るが故に。是くの如く眼の用に、略して二種あり。一は能爲門、二は能見色なり。乃至、意處も理の如く當に知るべし。故に我が所宗は、經に違ふの失なし。

又、此の契經は、更に別義あり。謂はく、見を方便假說して門と爲す。世に方便に於て、門の言を說くが故に。世間に說くが如し。我は、此の門に依りて、必ず當に如意の財寶を獲得すべしと。卽ち是れ、我れ此の方便に依る義なり。世尊も亦、[五]手居士に告げて言はく、『當に此の門に依りて、法の如く衆を攝すべし』と。謂はく、[六]四攝事を攝の方便と爲す。此れは眼識を說いて、見の方便と爲す。眼は識に由りて持たれ、能く色を見るが故に。識は、是れ眼根の見の方便の故に。見の依止なるが故に。假りに說いて眼と名く。此の意は說いて言ふ。識を方便と爲し、眼能く色を見る。餘の經中、色を了別する位、眼は是れ識の所依性なるを以ての故に、[七]隣近緣の故に、眼根の體に於て、假りに識の名を說くが如し。故に契經に眼の識る所の色と言ふ。此の中、亦、爾なり。色を觀照する位、識は是れ眼の隣近緣なるが故に、所依止なるを以ての故に、眼識の體に於て 眼の名を假說す。經に違ふの失なし。外道の「我」が根を任持して能く境を取らしむる顚倒の執を捨せんが爲めの故に、是くの如く假說す。彼の梵志をして、識が根を持し、能く自境を取り、我の持に非ざるを了せしむるが故に。若し爾らば、應に眼識を門と爲し、唯、色を見ると爲すと說くべし。應に識を說

【三】所とは、所依の義して、卽ち眼根の義なり。
【四】領納云云。領納は受の性、取像は想の性、造作は行の性なり。
【五】手居士。Hatthaka 長者のことなり。
【六】四攝事。Catvāri saṅgraha vastūni, Cattāri saṅgaha vatthūni とは、四攝法とも言ひ、
一、布施攝事 Dāna—
一、愛語攝事 Peyyavajja—
一、利　攝事 Atthacariya—
一、同事攝事 Samānattatā—
【七】隣近緣とは、二體が五に一處に寄り合て在り、それが互に緣じ合ふ時、その强き物について名を立てるものなり。眼根が色を能見する時にも、眼識の名は隣近釋によりて名けられるものなり。

いて彼の外道をして我能く見ると執せしむべからず、謂はく、所執の我を、識の名を以て說くと。世、多く識を執して我と爲すと聞くが故に。若し說いて眼と爲せば、卽ち眼識は、眼を所依と爲すを知る。定んで是れ我に非ず。我の體は、常住にして、定んで所依なし。依ありと說くを聞けば我想便ち息む。

又、餘の過を避けて、應に識を說くべからず。謂はく、經に當に意を以て門と爲し、唯、法を了すと爲すと說くべし。若し識と說けば、卽ち定んで應に意識を門と爲すと說くべし。若し是の說を作せば、便ち理に應ぜず。卽ち意識は、能く諸法を了するを以て、餘の意の了は、識を方便と爲すに非ず。豈、意を說かざらんや。亦、斯の過あり。謂はく、眼を說いて門と爲すが如し。卽ち是の眼識を、見の方便と爲すを知る。是くの如く意を說いて門と爲すも亦、是の意識を、了の方便と爲すを知る。復、意を說くと雖も、而も斯の過なし。意の名を聞くに由つて唯意の辨をなす。意識を謂ふに非ず。所以は何ぞ。眼根の用あり、識と俱生するが故に。眼識は眼の與に、見の方便と作る。故に此の識に於て眼の名を說くべし。意根は用なし。過去なるを以ての故に。意識は意の與に方便と作らざるが故に、意識に於いて、說いて意と名けず。意は、意識の法を了する方便と爲る。要ず意根に依りて能く法を了するが故に。是れに由りて、若し眼を以て門と爲すと說かば、智者に應に知るべし。我執を捨せんが爲めに、識を說いて眼と爲すと。若し第六に至りて、意を說いて門と爲さば、智者は應に知るべし。意、卽ち是れ意にして、了の用なきが故に、意を方便と爲して意識能く了す。

又、此の經は、二種の眼ありと說く。謂はく、彼同分、及び同分眼なり。彼同分は、色を見ること能はずと雖も、而も能く門と爲りて同分眼を引き、色を見ることを生ぜしむ。一生の中に於て、必ず先に彼同分眼を獲得し、然る後に同分眼を引生するが故に。眼の如く乃至、身も亦、是くの如し。

意に二種あり。一は無用、二は有用なり。無用の意は、法を了すること能はずと雖も、而も能く門と爲りて有用の意を引き、法を了することを生ぜしむ。意識は卽ち意なるが故に。意は卽ち意識なるが故に。意を能了と說くこと、過失あることなし。

是くの如き等の義にて、此の經を辯釋す。是の故に應に引きて見は是れ眼なるを遮し、見は是れ識なるを成ずと定んで證すと爲すべからず。

又、經主は言ふ。「然るに、[八]經に、『眼、能く色る見る』と說くは、是れ見の所依なるが故に、能見と說く」と。何に緣りて、經主は此の執を起すや。彼の經に由りて言ふ。「『意、能く法を識る』と。意が能く識るに非ず。過去なるを以ての故に。意は是れ識の依なり。故に能く識ると說く。眼も亦爾り」とは、此れは證を成ぜず。意と、意識とは、種類は一なるが故に。意識の相は、卽ち是れ意なるを以ての故に『意、能く識る』と說くこと、相に於て違なし。契經に言ふが如し『意の暴惡に由りて所作所說、不善に非ざるなし』と。應に說いて過去の意に由りて、能く是くの如きの身語の二業を起すと言ふべからず。此れは現在の意の暴惡に由るが故に、不善の身語の二業を發起するなり。

又、契經に言はく、

欲生の漏の起らざるは、　意の染濁なきに由る。

無濁の意は、定んで能く無濁の意識を發生するに非ず。故に應に所依に由りて說くと謂ふべからず。

又、契經に說かく『心は、世間を導く』と。此れは豈に心に於て、心所の事を說かんや。是の故に彼の契經を引きて眼見の言は能依の識を說くと證すべからず。

又、此の經の眼、色を見ると說く言を、眼識を能見と爲すと執すべからず。處として定んで識を

【八】經にとは、雜阿含九になり。世親の意は、根識和合見を取るを以て、今言ふ所の、見の所依とは、眼根は見の一條件なりと言ふ程のことである。倶舍論二・十五左。

能見と說くことなきが故に。處々に眼能く見ると說くこと有るが故に。前說の餘師は、慧の見を執するが故に。然るに此の經は、意法を識るの言を說く。所依に就きて識を說くは、過なかるべし。有る處に定んで識能く識ると說くが故に。處として定んで意能く識ると說くことなきが故に。此の義の中に於て、異執なきが故に。

又、經主は說かく。「或は[九]所依に就きて、[一〇]能依の業を說く。世間に[一一]牀座の言聲と說くが如し」と。經主は、何に因りて、斯の定執を起すや。餘言、餘辨は、因なかるべからず。若し所依の眼の力に因りて、識が色を見ることあるが故にと謂ふも、此れ因を成ぜず。識が色を見る因は、極成するに非ざるが故に。我等の宗は說かく。識は能く所依の眼根を住持して、色を能見せしむ。故に識見の因は、極成ぜずと言ふ。

又、餘經に、定んで識見と說くことなし。豈に牀座の言聲と說くが如からざらんや。此の說は然るべし。極成するを以ての故に。言聲の牀座は、異處に極成す。故に此の言を聞きて、能依の業を所依に就きて說くを知る。有實の論は世間共許するが如く、餘の假說に於て、識見ありて彼此、極成するに非ず。是の故に應に是くの如きの執を起すべからず。

若し爾らば、眼見も亦、極成ぜず。何が故に、但だ識は眼を持ちて見るに言ひ、眼に依りて識、色を見ると說かざるや。眼見の極成すること、前に已に說けるが故に。眼耳等の[一二]識は、差別なきが故に。眼耳等の根は、差別あるが故に。有用の眼は、識を離れて、生ずるに非ず。故に眼根は、識に持たれて能く見ると說く。識見の過あることは、前に已に具に論ぜり。故に應に眼に依りて、識見ると言ふべからず。然にる契經に、『眼の所識の色』と說くは、所依に就きて、能依の業を說くべし。眼と識と異なること倶に極成するが故に。今、識の用は、眼根に在りと聞き、所依に就きて能依の業を說くを知る。此れに由りて即ち餘の契經の『眼の所欣慕』と言ふを釋す。

【九】所依とは、眼根なり。
【一〇】能依とは、眼識なり。
【一一】牀座の言聲とは、牀座は人の所依なるも、能依の發言者を所依の牀座で代表せしめたるものなり。倶舍論二・一五左。
【一二】識は差別なしとは、眼にしても耳等にしても、その識は、只了別すると言ふことに於て、一なるを以て、差別なしと言はるゝなり。然れども根に於ては、見ること、聞くこと等は、絕對に差別ありとなすものなり。

有餘師は說かく。「眼識、眼根の欣慕は成ぜず。分別なきが故に」と。要ず分別ありて、欣慕成ずべし。應に知るべし。眼識の引く所の分別の意識を、假說して眼と名く。眼に由りて傳生すること、意近行の如し。彼れは分別ありて欣慕を成ずべし。是の故に、所依に就きて能依の業を說くことを引きて、眼の非見を證すべからず。眼の能く色を見るは、理と敎とを具するが故に。

是くの如く且らく識見を執する論の正理に應ぜざるを辯じたり。此れに由りて亦、[一三]慧見論をす執る論も遮す。其の過、等しきが故に。又、若し眼識相應の慧、見ならば、餘の識相應の慧も亦、應に見なるべし。則ち一切の境は、應に所見と成るべし。又、一切の根は、見の所依の故に、皆な應に眼と成るべし。

復た何の因ありて、唯、眼識相應の慧のみ見にして、餘の慧はあらずと執するや。又、前說の盲、不盲等の如く、諸餘の過難、其の所應に隨つて、慧見論に於て、皆な應に廣說すべし。識、慧の見論は、既に並に成ぜず。此れに由りて准じて、眼根の能見を成ず。

又、契經に[一四]見、[一五]聞、[一六]覺、[一七]知の四相の各別なるを說く。雜亂なきが故に。若し識等を能見と爲すと執せば、前に已に說けるが如く、差別なきが故に、見、聞、覺、知は、應に雜亂を成ずべし。然るに此の宗は說かく。眼識は根を持ち、見の用あらしむと。眼識の見に非ず。聞等も亦、爾なり。其の所應に隨ふ。

又、眼は是れ見にして、眼識等に非ず。經、論、世、理の證分明なるが故に。經とは、謂はく契經なり。處々に皆な眼、色を見ると說くが故に。又、伽多に言はく、『兩眼、兩耳、多く見聞するが故に』と。又、契經に說かく、『我が諸の弟子は、世間の眼と同じく、世間を引導す。正法に住するが故に』と。眼、若し非見なれば、世尊の弟子は、應に能く導くことと世眼と同じかるべからず。又、契經に說かく。『眼等の五根は、各別の所行、各別の境界なり』[一八]と。是くの如き等の說は、極めて分

【一三】慧見論は、想見家の說にして、妙音は、その代表的論者なり。即ち眼識に相應して起る慧の作用によると說くものなり。

【一四】見。Dṛṣṭaṁ,(梵)。Diṭṭhaṁ(巴)。

【一五】聞。Śrutaṁ,(梵)。Sutaṁ(巴)。

【一六】覺。Mataṁ,(梵)。Mutaṁ(巴)。

【一七】知。Vijñātaṁ,(梵)。Viññātaṁ(巴)。

明なるが故に。

論とは、謂はく、根本阿毘達磨、及毘婆沙なり。[一八]發智論に言はく、『二眼は色を見る』と。品類足論も亦、是の言を作さく『謂はく、眼の已見、正見、當見……。』諸の是くの如き等の所說、衆多なり。毘婆沙の中には、亦、是の說を作さく『若しは眼の所得を、說いて所見と名く。同分眼は、見の能あるを顯さんが爲めの故に』復た說いて言ふ『眼識の所受とは、卽ち是の眼識、眼根を任持して、所得あらしむるを、說いて見の義と名く』と。

世とは、謂はく、世間なり。同じく、眼見を許す。眼根を闕く者を、說いて盲と爲すが故に。

理とは、謂はく、見、聞、嗅、嘗等の用、各々異なるが故に、識等に同じきに非ず。

經、論、世、理、是くの如く分明に、唯、眼根の決定して能見なることを證せり。

然るに自執に隨ひて、[一九]譬喩部師は、此の中に於て、妄りに彈斥を興すあり。言はく「何んぞ、共に聚りて、虛空を[二〇]摣掣するや。眼と、色等とを緣として、眼識を生ず。此れ等は、見に於て、孰れをか[二一]能所と爲さん。唯、[二二]法と因果とあるのみ。[二三]實に作用なし。世情に順じて假りに言說を興し、眼を能見と名け、識を能了と名くると爲す。智者は中に於て、應に執著すべからず。彼は謂はく、[二四]佛の說かく。方域の言詞は應に堅く執すべからず。世俗の名想は、應に固く求むべからず」と。

此の言は、聖教の正理に順ずるに非ず。眼の見性に於ても亦、能く遮せず。復た有爲は、皆な緣より起ると雖も、而も諸法の別の相用を說くが故に。謂はく、有爲法は、等しく緣生なりと雖も、而も自の、定まれる相用を失はず。故に世尊は說かく『法は緣より生ずるも亦、地等は、別の相用あり』と說く。地界等の如きは、緣より生ずと雖も、而も前の如き堅等の自相あり、亦、持等の決定の作業あり。是くの如く眼、色、及び眼識等は、緣より生ずと雖も、而も必ず應に種々の差別せる決定の相用あるべし。此の差別の決定せる相用に由りて、眼のみ、唯、眼と名け、非色、非識なり。

【一八】發智論とは委しくは阿毘達磨發智論にして、迦多衍尼子の造れる二十卷の論なり。玄奘の譯なり。

【一九】譬喩部師。俱舍論二・一六左にこの譬喩部師に相當する文を經部の諸師となす。

【二〇】摣掣。摑み合ひて諍ふこと。卽ち識見論と相見論との論爭を無用のものと嘲笑せるなり。

【二一】能所とは、能見と所見の略なり。

【二二】法と因果云云。獨立の作者を遮し、只法有りてその法の因果か所作能作の如く顯れるものなるを云ふ。

【二三】實に作用なしとは、一切法は作用なく、唯、眼根・色境空等の緣が假りに和合して眼識を生ずるなり。

【二四】佛の說かくとは、中阿含四十三に出づるものなり。

色のみ、唯、色と名け、非識、非眼なり。識のみ、唯、識と名け、非眼、非色なり。此の中、總實の相用なしと雖も、能見、所見、能了と名くべし。而も是くの如き總實の相用のあることなき理の中に於て、眼色等の緣有りて、眼識を生ずと說くべきが如く、是くの如く亦、色識等を緣として眼見を生ずと說く。是くの如き等の總實の相用の法あることなき中に於て、世情に隨逐して、總實の相用有るに似て顯現す。世尊は、此の總實の相用に於て、有智者に勸め、執著を除かしむ。故に是の言を作さく。『方域の言詞は、應に堅執すべからず、世俗の名想は、應に固求すべからず』と。謂はく、世間に於て、總實の能見の體相ありと執じて起すところの言詞は、應に堅く執すべからず。此の相なきが故に。及び世間に於て、總實の能見の作用ありと執して、起すところの名想は、應に固く求むべからず。此の用なきが故に。見の相用の如く、餘類は、應に知るべし。總實の相用なきを以て、便ち世俗の假立の名言を越ゆべからず。一向に勝義に依隨して住し、亦、別の實の用の無きを執すべからず。是の故に定んで勝義に違せずして、世俗に隨順し、名言を假立すべし。此れに由りて、但だ世間の起すところの總實の相用を堅執し、固求するを遮す。亦、諸法の勝義の各別の相用を堅執し固求するを遮すと謂ふに非ず。一切法緣起の相用は各〻實有なるを以ての故に。一切に緣りて一切の果を生ずるに非ず。是の故に、我が宗は、[二五]二諦に雙依して、眼の能見を說く。兩つ乍ら倶に失なし。世尊亦、作者と作用を許す。故に契經に說く。『苾芻、當に知るべし、能了す。能了の故に、名けて識と爲す』と。[二六]頗勒具那、契經に、『我は終に能了者ありと說かず』と說くと雖も、亦、全く作者と作用を遮せず。少しく遣る所あるが故に是の言を作すなり。思緣起の中、我れ當に更に辯ずべし。

是くの如く、聖教と正理に安住し、思求して、眼見にして、餘に非ざるを決釋す。而るに[二七]彼は中に於て妄りに彈斥を興し、世俗の理を撥し、勝義の宗を蔑す。虛空を搪撃するは、定んで唯、彼

【二五】二諦とは、勝義諦と世俗諦となり。

【二六】頗勒具那。Phalguna 比丘の名なり。

【二七】彼とは、譬喩部師を指すなり。

に在るのみ。又、引く所の敎は、何んの證成する所ぞ。豈に此の中の言、眼は見の體に非ず、眼見と說くに非ずとは、便ち外道の、諸法に總實の相用ありと許すに同じ(からずや)。

又、彼の所說の因果は、應に無なるべし。法に別の相用あるを許さゞるが故に。要ず諸法に各別の相用あり。方に因果の差別ありと說くべし。若し諸法に別に相用ありと許せば、是くの如きの誹毀は、則ち唐捐なり。若し全く總別の作用なしと謂はゞ、便ち世俗と勝義諦との理に違す。旣に因果の二諦、無に非ざるを許す。應に諸法に、假實の用あるを許すべし。是の故に眼等の取境の義、成ずるなり。謂はく、能く見、聞き、齅ぎ、嘗め、覺し、了すと。

第十五節　附論第一、一眼見と二眼見

是くの如く、見の用の總相は、已に成ぜり。今、更に應に見の用の別相を思ふべし。(二八)所見の色に於て、一眼見と爲んや。二眼見と爲んや。何に緣りて、此に於て、復た更らに應に思ふべきか。豈に極成ぜずや。若し一眼を閉づるも、餘眼は能見なり。是れ則ち二眼の倶に色を能見するなり。其の義已に成ず。此の義、成ずと雖も、而も猶、未だ二眼の色を見るを了せず。前後か倶時かを審に了知せんが爲め、應に更に思擇すべし。若し爾らば應に說くべし。二眼の中、隨つて一眼を閉ぢ、或は一眼を壞せば、卽ち餘眼に見の功能ならしむるに非ず。故に知んぬ。一眼も亦、能く色を見る。若し彼の二眼、壞せず、倶に開けば、則ち二眼根は、同時に色を見る。一眼色を見るの義は顯はにして成し易く、倶見は成じ難きが故に、應に辯釋すべし。頌に曰はく、

或は二眼倶時なり。　色を見ること、分明なるが故に。

論じて曰はく。或る時には、二眼倶に能く色を見る。何に緣りて、定んで知るや。見ること分明なるが故なり。一眼を閉づれば、色の相續に於て、見は不分明にして、二眼開く時、卽ち此の色に

【二八】所見の色云云。以下は色を眼が緣取するに當りて、一眼宛が各々獨立に作用するか、又は、二眼が倶時に作用し、互に相ひ補ふかに就いて論せるものなり。此の問題に關しては、部派間に異論のあるものにて、犢子部の如きは、一眼見を主張し、經部の上座も亦、同じく一眼見說を取る。有部は本論に見ゆるが如く、有る時は一眼見、ある時は二眼見と說きて、定准なし。

於て、見分明なるを以ての故に。若し二眼根、[二九]前後見ならば、二眼を開くと雖も、而も但だ一の見なり。一眼を閉ぢて、色を見るの不明なるが如く、二眼を開く時も亦、應に是くの如くなるべし。二眼を開きて、色を見ることの分明なるが如く、一眼の閉ぢたる時も亦、應に是くの如くなるべし。既に是くの如くならず。定んで知る、有る時は、二眼、倶に見る。依性、一なるが故に。眼は、設へ百千なるも、尙ほ一識を生ず。況んや、唯、二あるをや。

[三〇]有餘部の說かく。「處、隔越するが故に。眼の色を見る時、唯、一にして、二に非ず。又、一眼を以て、箭等を觀る時、能く審に定んで、曲直の相を知るが故に。速疾に轉ずるが故に、增上慢心は謂はく、「我れは、一時に二眼、能く見る」と。此の說は理に非ず、所以は何ぞ。豈に全身、冷煖の水中に沒在するに、支體の身根倶時に、覺觸するを現見せずや。是くの如く二眼は、處、隔越すと雖も、倶時に色を見るの理、亦、違ふこと無し。二眼の根の方處は、各異なりと雖も、種類は同じきが故に、而も一根の攝なり。唯、一眼識のみ、二眼に依りて生ず。故に同時に倶見するは失なしと許すなり。然るに別因の故に、但だ一眼に由りて、能く審に定んで、箭等の曲直を知るなり。別因と言ふは、眼の極微の[三一]香菱花の如く、[三二]傍布して、住するに由るなり。正しく現前の事は見ること、卽ち分明なり。正しく現前に非ざるは見ること便ち不了なり。箭等の曲直の相を觀る時に於て、二眼の中間に箭等を置けば、倶に二眼に望めて、正しく現前に非ず。更に相ひ眩曜して、見詳審ならず。設し、一眼に當てゝ、箭等を置く時、餘眼の傍觀するも亦、審了ならず。故に一眼を閉ぢて、以て箭等の事を一眼に當つる時、一眼、正觀して相ひ眩曜することなく、曲直を審にし易きなり。

又、二眼の處、隔越するが故に、倶に見ずと言ふは、此れも亦、然らず。人の二手の倶に冷煖に觸るゝが如し。處は隔越すと雖も、同時に識を發す。眼も亦、應に然るべし。何ぞ倶に見ざらんや。

【二九】前後見とは、左右の兩眼に、時間的に前後ありて見るとの意なり。

【三〇】有餘部とは、光寶の兩師の說によれば、犢子部と、經部中の上座の說なり。犢子部の說は、婆沙論十三に出づ。經部中の上座に關しては、本論の次下に上座として破す。共に一眼見なり。

【三一】香菱花。Ajaji-puspa

【三二】傍布とは、横に並びて、安布すること。

又、一眼の中、翳ありて隔斷すれば、應に倶時に、同じく一識を發せざるべし。又、彼の言ふ所の「速疾に轉ずるが故に、增上慢を起し、我れは、一時に二眼にて見ると謂ふ」とは、此の實の能見は、增上慢に非ず。復二眼の見用は、速疾なりと雖も、若し一時に於て、一の眼のみ識を發し、餘眼は、識を發すを助くること能はざれば、便ち二眼を開くも、或は一眼を閉づるも、色を見るの明昧の差別は、應に無かるべし。一眼に隨ふ中の識は、定んで空なるが故に。此れに由りて亦、[三三]上座の所說を遮す。彼れは是の言を作さく「二眼が境に於て前後に用を起せば、見、則ち分明なり。或は復た一眼閉壞すること有る時、一眼開くと雖も、相ひ替代すること無し。彼の所生の識、唯、一門に依りて速疾に轉ずるが故に、見は明了ならず」と。此の說も亦、非なり。所執の二眼刹那に展轉し相ひ替代する時、一眼は、常に空しくして色を見ること能はず。恒に唯、一眼のみ、能く色を見るが故に。一眼の者の色を見ると、明昧の差別、應に無なるべし。故に彼の所言は、喜ばしむること能はず。

又、若し一眼の閉壞ある時は、眼識は、常に一門に依りて轉ずるが故に、所見の色に於て、明了ならざれば、是れ則ち二眼壞せず、倶に開く時は、一の眼識、二門に依りて轉じ、此れに由りて、所見の明了の義、成ぜん。若し二眼壞せず、倶に開き、眼識、爾の時、一間に轉ずと謂はゞ、即ち前の所說なり。或な復た一眼閉壞ある時、一眼開くと雖も、相ひ替代すること無く、彼の所生の識は、唯、一門に依りて速疾に轉ずるが故に、見明了ならずとの言は、無用を成ぜん。替代すること無しとの言も亦、理に應ぜず。刹那に前後、替代することあるが故に。

又、初刹那の識、應に明了なるべし。又、應に意識は、恒常に闇昧なるべし。是の故に彼の說は決定して色を見る明昧の差別の因緣あることなし。又、彼は應に說くべし。眼識生ずる時、左右の二眼衆緣、皆な具る。何ぞ同時に倶に能く識を生ぜざるや。二眼前後して識を生ずと論ずれば、衆

【三三】上座とは、前の註に釋せるが如く、經部中の上座說なり。

縁の具る時、因縁ありて、識を生ぜしむる用無し。初め左にして、右に非ず。或は復た相違す。

又、彼の上座論宗の許す所、全身を冷煖の水中に沒在するに、身根の極微、遍く能く識を生ず。中に或は表の身根の損する時、身識生ずと雖も、而も明了ならざるを以ての故に知んぬ。身識の明了に生ずる時は、定んで所依寛廣にして、遍く幾許多の百[三四]踰繕那の身境を發し、遍く現前し、上下倶時に、同じく一識を生ずるに由る。何に緣りて、二眼、相ひ去ること遙ならず、倶境現前するに、同時に共に一識を生ずと許さゞるや。今、彼の意を觀ずるに、別の因縁なし。但だ、故に阿毘達磨の諸大論者の所說の義宗に違ひ、頑嚚の衆中に、己が聰叡を逞しうせんと欲するなり。對法者は、說かく。身根の極微、理應に定んで一切同分なることなかるべし。[三五]十三の火聚、身に纒遍する時、身根の極微、猶、無量有りて是れ彼同分にして、身識を生ぜず。設し遍く識を生ぜば、身は應に散壞すべし。

彼の上座、言はく、「此れは應に微難すべし、彼の所受の身の散壞せざるは、身識の遍く發らざるに由るが故とやせん。宿業力の所持に由るが故とやせん。又、彼の身形、所有の損害は、身識に由るとやせん。火燒に由るとやせん。又、彼の身中、猛火遍逼し、何に緣りて、身識遍く發らざるや。又、識を發す處、身は、應に散壞すべし」と。是くの如きの微難は、皆な理に應ぜず。業は要ず緣を待ちて能く身を持つが故に。謂はく、業力に由りて、彼の身中の身根の極微、遍く識を發さざらしむ。遍く識を發して、身は便ち散壞すること勿し。彼れ何ぞ是くの如きの義を受けざるや。又、此れに由るが故に、業力の勝劣の差別の義成ず。彼の有情の受苦の輕重を生ずるは業の等しからざるが故なり。謂はく、彼同分の身根の極微、少なれば、便ち猛利の苦受を生じ、若し彼同分の身根の極微、多なれば、便ち微劣の苦受を生ず。若し「業力の異熟の苦の勝劣を招くは、法爾にして、何ぞ彼れを用ひんや」と謂はゞ、此の責は然らず。一身の前後に苦の勝劣を受けること、應に有るこ

【三四】踰繕那。Yojana 舊譯に由旬と言ふ。里程を計る稱目にして、一日行軍の里程なり。或は四十里、或は三十里と言ふ。里は唐土の里法なり。

【三五】十三の火聚。十三の數、何を指すか不明なり。

となかるべきが故に。「一業の力が一身の中に於て、苦受の果を感ずるに非ず。前後の勝劣は滿業多きが故に、斯の過なし」とは、理亦、然らず。多業の異熟、前後に生起すること、定因なきが故に。若し緣の合する時を待ちて生ずと謂はゞ、是れ則ち業力の待緣の義成ず。業は能く異熟の苦果を招くと雖も、要ず身觸に緣りて、身識方に生じ、身識の俱なる時、乃ち苦受を生ず。是の故に業力は必ず緣を待ちて成ず。非情法も亦、能く緣と爲りて苦受を發生することあるも、然も異熟に非ず。若し彼の緣も亦、是れ業力增上の果なりと謂はゞ、然も增上果は、既に異熟に非ず。必ず相續せず。勝劣定まるなし。是れ則ち業として緣を待つて成ぜざるなし。其の理越え難し。故に我が言ふ所の業力に由りて、彼の身中の身根の極微、遍く識を發さず、遍く識を發すも、身をして便ち散壞すること勿からしむと謂ふは、其の理、極成ず。彼の身形の所有の損害は、身識に由ると爲んや。火燒と爲んやと言はゞ、我れ定んで身識に由りて、損害すと說く。若し識の外火を了すること無んば、何ぞ能く悅意の境界の現前するを見ず、樂受生ぜず、身に攝益あらんや。諸の聰叡の者は、咸是の言を作さく。外緣に遇ひ、內境を覺發するに由りて、心心所を起し、方に自身に於て、損と爲し、益と爲す。若し苦受の識と俱に生ずることなくんば、誰か彼れの身に於て、能く損害を爲さん。故に彼れの執する所は、理定んで然らず。彼れの身中に猛火の遍逼するに、何に緣りて身識遍く發らざるやと言ふは、上座も亦、應に此れに同じく當に說くべし。何に緣りて二眼の境の俱に現前するに、唯、一眼根のみ識を生じて、二に非ざるやと。

又、先に說くが如し。先に何の說く所ぞ。謂はく、業力に由りて、彼の身中の身根の極微、遍く識を發さず、遍く識を發すも、身をして便ち散壞すること勿からしむと。識を發す處、身應に壞すべしと言ふは、何に緣りて定んで彼の身の壞せざるを知るや。[36]等活捺落迦中、識を發す處に隨つて身分便ち壞するも、而も全く壞せざるが如し。若し全く壞せば、彼れは應に數々命終し受生すべし。

【三六】等活捺落迦。八大地獄の中の第一に位するものにて彼の有情は種々の斫刺磨擣に遇ふも、暫く涼風に吹かるれば、蘇すること本の如く、前に等しく活くるが故に、等活の名あり。

是の故に應に知るべし。一切の身分は、多く同時に一識を發する者ありと。是の如く眼根は、二處ありと雖も、亦、倶時に同じく一識を發すべし。[三七]云何が一眼識二眼根に依りて轉ずるや。識は形色なく、住處なきが故なり。二に依りて轉ずる相は定んで說くべきこと難し。如何が知ることを得るや。識は住處なし。一識は、多根に依りて轉ずるが故に。若し眼識に住處ありと謂はゞ、眼根二あるに、眼識は、唯、一のみ。識は應に但だ一眼に依りて轉ずべし。則ち應に一眼、色を見、二に非るべし。或は應に倶時に一の相續に在りて、二眼識有りて二根に依りて轉ずべし。是くの如きの二事は、既に皆な許さず。故に心心所は、定んで住處なし。若し一識一時の中に於て、二眼處に住すと謂はゞ、此れも亦、理に非ず。[三八]有分と[三九]相雜と[四〇]非一の過の故に。若し一識一時の中に於て、二眼に住すと謂はゞ、應に有分を成ずべし。左眼に住する分は、右眼に住するに非ず。右眼に住する分は、左に住するに非ざるが故に。又、應に相雜すべし。二眼の中間の眼識も亦、身根に依りて住するが故に。是れ則ち身識も亦、眼識を成ぜん。又、應に非一なるべし。二眼の中間に、若し眼識なくんば、隔斷あるが故に、如何が一を成ぜん。是くの如くなれば、則ち應に一眼識は、一時の間に於て、各、一眼に住するに非るべし。是の故に、應に一眼識、一時の中に於て、二眼處に住すと許すべからず。

[四一]又、眼識眼中に住すと執せば、當に云何に住すべきや。體相涉り、油の麻に住するが如しと爲んや、別にして相依り、果の器に住するが如しと爲んや。然るに此の二執は、倶に理に應ぜず。若し初の如くんば、眼と眼識と、其の性、各別にして、應に一を成ずべきが故に。若し後の如くんば、方分無き法は、別體にして相ひ合し、理、成ぜざるが故に。

若し心心所は、住處なしとせば、如何が、眼根に依止して、諸の色を了別するが故に、眼識と名くと言ふべきや。又、若し眼識、眼の中に住せずば、如何が眼根、所依性を成ぜん。此の責は理に

【三七】以下は二眼處あるも一眼識にして二の眼識のあらざることを以て、識の形色、住處なきとき、以て二眼根の一眼識を發生するの矛盾なき事を論じたるものなり。

【三八】有分とは、もし一の眼識が同時に二の眼根の中に住すとせば、右眼に住すれば左眼に住し得ず、左眼に住すれば、右眼眼に住し得ず。かゝる矛盾は、識に形色あり、住處ありとすることより起るものなりと意なり。

【三九】相雜とは、眼識がもし住處ありて、二眼根の中間にありとすれば、それは身根に依りて住することになり、かくては、身識と眼識とが、その區別もつかず、相ひ混雜する樣な矛盾を來たすとの意なり。

【四〇】非一とは、以上の如く有分にもあらず、又中間にもあるにもあらずとせば、一眼識には非ずして二眼處に二眼識として住せざるべからざる矛盾を來たす。然るに一眼識なることは、云何んとも し得ないものなるによりて、此處に難ありとの意なり。

【四一】以下は、眼識と眼根との所依性の關係を述べたるものにて、眼識は眼根に所依すと言ふも、譯して眼根の中に

くが故に。

若し眼識は、所依の根に隨つて、損益あるが故に、眼の中に住すと謂はゞ、理、亦、然らず。影光鏡像等の物を現見するに、依に隨ひて損益して、而も住せざるが故に。謂はく、影等の物は樹等に住するに非ざるも、而も樹等の損益ある時、影等も依に隨ひて、亦、損益あるを見る。又、大海を見るに、月の虧盈に隨ひて、水に增減あり。然るに大海の水は、月の中に住せず。故に所立の因、不定の失あり。若し爾らば。眼識は、何んぞ眼依の肉團、眼藥、〔四二〕眼籌、眼瞼の瞖等を取ること能はざるや。設し眼識が、眼根の中に住すと許すも、極めて相ひ逼るが故に、取ること能はざるべし。既に眼識は、境に住するに非ざるが如く、亦、根にも住すと許せす。豈に色の如く亦、應に能く眼の肉團等を取るべからずや。此れも亦、然らず。能依の識と、所依の根と、一境に轉ずるに由るが故に。又、極遠の色は、識の所住と、相ひ隣らずと雖も、而も取ること能はず。若し肉團等と、所住の根と、極めて隣逼するが故に、識取らざれば、諸の所有の色の、所住の根と、相ひ隣逼せざるは皆た應に能く取るべし。是の故に、眼識の境を取るは、法爾なり。若し所取の境、所依の根と、極近、極遠なれば、皆な取ること能はず。

若し爾らば、眼識は、應に住處あるべし。住處なくば、此の識と、所取の色と、極近、極遠と說くべきに非ず。此れも亦、然らず。所依の根に就きて、近遠を說くが故に。或は隣近の生因に就きて說くが故に。眼は、是れ眼識の隣近の生因なり。識は、眼根を執じて、以て我と爲すが故に。即ち此の因に就きて、近遠ありと說くなり。或は眼識の身內に轉ずるに由るが故に、身に就きて、近遠ありと說くも過なし。身は、此の理に由りて有識身と名く。識は、身を執して自の內有と爲すを

住するとの意には非ずと說けるものなり。

〔四二〕眼籌とは、眼に藥をつけるに用ふるへらを言ふ。

〔四三〕眼瞼は、まぶたの中の瞖を眼識に認取すること能はず。

以てなり。故に知んぬ、眼識は、身內に在りて轉ずと。

有るが是の言を作さく「心心所の法は、定んで住處あり。諸の果を現見するに、因處に住するが故に。謂はく、世間の所生の諸の果を見るに、能生の因處に住在せざるは無し。[四四]羯剌藍の精血處に住し、芽等も亦、種等の因處に住するが如し。眼根は、既に是れ眼識を生ずる因なり。眼識は、定んで應に眼根處に住すべし。若し聲の如く亦、本を離ると謂はゞ、此の救は、然らず。聲は、必ず所依の本を離れざるが故に」と。此の言は、理に非ず。糞土等の相續の異あるが如く、種等の相續の一なるが如きに非ざるが故に。眼と眼識とは、體類、別なるに由りて、相續に異あり。糞土等は芽等の因なりと雖も、體類別なるが故に、住處も各別なるが如し。眼識も亦、然なり。眼處に住せず。芽等の種等の因と相續異ならず。彼れに住すと言ふべきが如きに非ず。

又、識は、色等の處に住せざるが故に。色、明、空、及び作意等の、能く因と爲りて、眼識を發生すと雖も、而も識の生ずる時、彼處に住せざるが如く、眼も亦、應に爾るべし。是れ、識の因なりと雖も、而も識の生ずる時、彼處には住せず。豈に眼は、色等と同じく識の因と爲ると雖も、而も眼識生じて、唯、眼に依止し、色等に依らざるが如く、是くの如く、眼根は、色等と同じく識の因と爲ると雖も、而も眼識生じて、應に唯、眼に住して、色等には住せざるべからずや。汝、今、何に緣りて是の義を取りて、眼根は、色等と所生の識に望めて、依と非依と異なりと雖も、而も眼識の與に同じく異類相續の因性と爲るが如く、是くの如く、眼根は、色等と所生の識に望めて、依と非依と異なりと雖も、而も同じく識の所住に非ざる因となると謂はざるや。此れに由るが故に知んぬ。心心所の法は、定んで住處なしと。其の義、極成す。故に先に言ふ所の、識に形色なく、住處なきが故に、二に依りて轉ずる相は定んで說くべきこと難しとは、理、必ず應に然るべし。

【四四】羯剌藍。Kalala 羯邏藍とも書く。父母の兩精の初めて和合凝結せしもの。受生の初めより七日間の位。胎內五位の一。

第十六節　附論第二、根と境との至、不至

【四五】是くの如き所說の眼等の諸根の、正しく境を取る時、至と爲んや。不至とせんや。何に緣りて此に於て猶、復た疑を生ずるや。經中を現見するに、二說あるが故なり。世尊の說くが如し。『有情の眼根は、愛、非愛の色に拘礙せらる』と。相ひ至らずして拘礙の義、成ずるに非ず。又、世尊の說かく。『彼れは、天眼を以て、諸の有情を觀る。廣說乃至、或は遠、或は近』と。至境に於て遠近を立つべきに非ず。此の二說に由るが故に、復た疑を生ずるなり。根境の相ひ至る、其の義、不定なり。若し功能に就けば、境に到るを至と名く。則ち一切の根は、唯、至境を取るなり。若し體相に就けば、無間を至と名く。頌に曰はく。

眼と耳と意との根と境とは、　　不至なり。三は、相違す。

論じて曰はく、眼根は、唯、非至の境界を取る。遠近の二境を、俱時に取るが故に。眼、若し至境なれば、應に行動あるべし。天授等は、行動の法ありて遠近の二方に一時に俱に至るに非ず。是の故に眼根は、非至境を取るなり。若し「燈の如く　遠近の境に於て、一時に俱に至る、是れ彼れの性の故に」と說かば、此の說は然らず。因、成ぜざるが故に。謂はく、【四六】若し有るが說かく。「譬へば、明燈の遠近の二方に俱に至りて、照すが如く、眼根も亦、爾なり。遠近の二境に俱に至りて、取ること彼の明かなる燈火の明性に同じきが故に」と。此の因は成ぜず。眼の火明の性は、極成するに非ざるが故に。又、眼は、應に是れ火明の性なるべからず。闇中に見ることを欲して光明を求むるが故に。燈の瓶衣等を照らさんと欲する時、別に光明の助を求めて、方に能く照らすに非ず。若し眼中の火明は、小なるが故に、大光明の助を求めて、方に見ると謂はゞ、此れも亦、理に非ず。小明は大に伏せらるゝを現見するが故に、眼は、應に畢竟じて、色を見ること能はざるべし。

【四五】此の段は、認識作用の過程に於て、根と境との接觸、不接觸の義をのべたるものにて、根と境と接觸して（至）初めて認識し得らるゝ關係のもの、卽ち鼻舌身の三根と、根と境との間に、一定の間隔を置き、直接相ひ觸れずして（不至）能く認識し得らるゝ關係のもの、卽ち眼耳意の三根とを分てり。此の問題は婆沙論十三に出づ。國譯大藏經毘曇部七・二三九頁參照。

【四六】若し有るが說かくとは、勝論師の說なり。卽ち勝論外道に於ては、六根總てが至境を取ると說き、眼根の如きは火を以て體と爲し、光を舒へて境に至るものなりとし、耳根は光なきを以て、聲が來つて耳に入るものと說く。此處に此の勝論の義を破するなり。

又、明燈の喩は、眼と同じからず。隣逼して無間なるを照して見ざるが故に。謂はく、明燈は油炷等に於て、極めて隣逼するものを能く燒き、能く照すが如きも、眼は、則ち然らず。眼藥等の極めて隣逼する境に於て、見ること能はざるが故に。又、明燈の、諸の遠近の所照の物に於て、無間に遍く照すが如く、眼は、則ち爾らず。或は中間の樹林等の色を越へて、山等を見るが故に。茲に由りて、燈の喩と眼と、同じからず、前の所立の因の、遠近の二境を、倶時に取るが故に。眼は唯、非至境を取ると證するは、理に傾動なし。

又、眼は、不應至の境を方に取る。隣逼の境を取ること能はざるを以ての故に。又、亦、能く頗胝迦等の所障の色を取るが故に。又、所見に於て、[四七]猶豫あるが故に。若し至境を取らば、何に因つて猶豫あらんや。至の處に於ては、猶豫は理に應ずるに非ず。又、人と杌との異を審知せざるが故に。既に至と言へば、[四八]彼れ堅相を審知し、差別を審にせず。此れ何の因あるや。又、眼は遠境に至る容きこと無きが故に、此に住する眼、多千踰繕那の量を越へ、月輪の境に至る容きことなし。「明あるが故に、斯の過なし」とは、理亦、然らず。眼に火明あること、極成ずるに非ざるが故に。眼性は、火に非ず。寧んで火明あらんや。

耳根も亦、唯、非至の境を取る。方維の遠近を了知すべきが故に。此の南北等の方維の遠近の差別の音聲を了知す。[四九]聲が耳根に至りて、方に聞くことを得、應に味等の如しと謂はゞ、此の事、皆な無なるべし。豈に鼻根も亦、方維の遠近の香の差別を能了するを見ずや。見ると雖も、但だ方に順じて、廻轉するに由りて、香を取り、明了に比知し差別するなり。眼耳の方維の遠近を見聞するは、廻轉を假らずして、而も能く了知す。故に鼻根の境を取るとは、類に非ず。又、近遠の聲を取るに、明了と不明了とあるが故に。若し至なれば、乃ち聞くに並に、應に明了なるべし。又、近遠の聲を取るに、決了と猶豫の別あるが故に。若し至なれば、乃ち至を聞くに別無きが故に。近の決

【四七】猶豫とは疑惑のことなり。それが何であるかに就て疑ふこと。

【四八】彼れ堅相云云。即ち至境を取れば、たゞ堅相、即ち觸なる作用を感受し、人か杌か、その色形の差別を見ることあたはず、依つて眼は非至の境を取るなりとの說なり。

【四九】聲の云云。勝論の說なり。

了の如く、諸の遠聲に於ても應に猶豫なかるべし。遠の猶豫の如く、諸の近聲に於ても應に決了なかるべし。此等の證に由りて、不至を能く聞くなり。

意根も亦、唯、非至の境を取る。倶有、相應の法を取らざるが故に。若し「鼻の自と倶生の香を取ること能はずと雖も、而も至境を取るが如く、意も亦、爾なり」と言はゞ、理は必ず然らず。外の覺發に由りて、內に倶生の香を、鼻方に能く取る義、極成するが故に。內に食して能く食事を作すと說くが如きが故に。取らざる時に、能く食事を爲すに非ず。又、[五〇]無色の故に、能く至あるに非ず。是の故に、意根は、非至境を取る。設し有るが難じて言はく、「三根能く非至の境を取るとは、理、必ず成ぜず。應に皆な能く一切處を取る時、所有の一切は、不至の物なるべきが故に。若し三根非至の境を取ると謂はゞ、非至同じきが故に、天上、地下の極遠と障隔と、已滅と、未生と諸の不至の物を、何ぞ取ること能はざるや。又、彼の三根は、未起と、已滅と何んぞ取ること能はざるや。又、餘方に面せば、何んぞ餘方の境界を見ること能はざるや」と。此の難は、然らず。譬へば、磁石の能く鐵を吸ふが如きの故に。謂はく、磁石は、能く諸の不至の鐵を吸ふと雖も、而も無量百千喩繕那等の隔障ある鐵を吸ふこと能はず。又、已滅と、未生と、及び不對面の諸の不至の鐵とを吸ふこと能はず。未起と、已滅も亦、吸ふこと能はざるが如く、又、鏡等が像を生ずるが如きの故に。謂はく、鏡等が、復た能く不至の物像を生ずと雖も、而も極遠と障隔と、已滅と、未生と、及び不對面の一切の物像を生ずること能はず。未起と、已滅も亦、生ずること能はざるが如く、眼等も亦、然なり。應に難と爲すべからず。是の故に、彼の難は、三根の能く非至の境を取る用を退失せしめず。

[五一]有るが說かく、「耳は能く至境を取る。聲は相續して轉じて、耳に來入するが故に。又、自ら能く耳中の聲を聞くが故に」と。此の說は理に非ず。手、纔に鈴を執れば、聲頓に息むが故に。若し聲

【五〇】無色の故に、又從つて方處もなきなり。依つて至の境を取らざること明なり。

【五一】有るが說かく云云。成實論四（六二、二七右）耳識二種、或到故知、或不到而知、耳鳴以到故知、雷聲則不到而知。

相續して耳中に來入すとせば、手の鈴を執る時、鈴に依る聲は息む可し。彼より傳生し、中間の質を離れたるは、相續して息まず、此の聲は、應に可聞なるべし。然るに鈴を執るの時、一切の鈴の聲の頓に息むを現見す。都て聞くべからず。餘を息むべからざれども、餘も亦、隨つて息む。餘を聞かざるが故に、餘も亦、聞かず。「若し燈の滅する時、近遠の明の皆な滅するが如し」と謂はゞ、此れも亦、然らず。俱、不俱の時、轉た差別するが故に。非一と一と相續、異なるが故に。謂はく、燈と、明とは、俱に轉ずるを現見す。燈焰纔に滅すれば、則ち明を見ず。聲は、卽ち然らず。彼れは、質を離れて展轉し相續し、耳に來入すと許すが故に。彼れ定んで應に、至る聲を聞く時、初の附質の聲は、久しく已に謝滅せりと許すべし。若し爾らざれば、初めの所起の聲、聞位に猶ほ存し、刹那性を失ふ。故に聲と彼の燈明とは、同じからず。又、燈と明と、相續は各異なる。心心所の同じく緣を共にして生ずるが如し。緣損せらるゝ時、彼此、俱に息む。聲は、卽ち爾らず。相續に異なし。識の相續の如く、緣を共にして生ぜず。聲の相續する中、前聲は、滅すと雖も、後聲は、猶ほ起る。何が故に聞かざるや。是の故に、質に依りて發す所の音聲は、卽ち能く緣と爲りて、耳識を生ず。若し此れと異ならば、聲至りて、方に聞き、近遠の聲を了し、應に差別なかるべし。然るに自ら能く耳中の聲を聞くとは、香等の鼻等の根に隣るが如きに非ず。耳中に在りと雖も、仍ほ至境に非ず。語の耳に逼るに由りて、字句は知り難し。審に聽んと欲せば、其の苦逼を遮す。故に耳は、唯、能く非至境を取る。

今、應に思擇すべし。[五二]何に緣りて闇の中、眼は、瓶衣等の色を取ること能はざるや。體無なるが爲めの故に、非境の爲めの故に、取ることを助くる因無なるが爲めの故に、取ることを障ゆる因あるが爲めの故に、取らざるや。且らく闇中の色は、體無に非ざるが故に、而も取るべからず。天眼ある者は、能く現に取るが故に。又、闇中の色は、非境に非ざるが故に、而も取るべからず。[五三]彼の

【五二】以下闇中に於ける色を眼の取ること能はざる理を述ぶ。

【五三】彼の因の大種とは、闇中の色の大種の意なり。

因の大種は現に取るべきが故に。設へ明を持ちて照すも、應に取らざるべきが故に。明の中に處る極微等の色及び餘は境に非ずして眼根能く見るに非ず。有るが說いて此の闇中の色は、中有の色の如く、明色の類と異なるが故に、取るべからずと言ふと雖も、而も理に應ずるに非ず。所以は何んぞ。應に彼の俱行の觸を取らざるべきが故に。又、明を持ちて照らす時、異色を見ざるが故に。或は應に闇と明と滅と生の因を成ずべきが故に。形も亦、應に異類性を成ずべきが故に。曾つて彼の種類を受くるを現見するに、闇中に觸るゝ時、卽ち彼を知るが故に。又、闇中に於て、赤染の衣等の色は、明中に至るも、異を見ざるが故に。此れに由りて、異色の類に非ざるを證知す。若し爾らば、闇の色は、何に緣りて取らざるや。

譬喩論師は、是くの如きの說をなす。「取るを助くる因の光明の無なるに由るが故なり」と。此の中、光明は、何の作用ありや。謂はく、能取の根を攝益する用有り。乾麨を食するも、味を得ざるが如きの故に。又、色は可見の處に在りと言ふが故に。若し爾れば、光明は、唯、應に境に於てのみ、能く攝益を爲し、根を攝益するに非ざるべし。謂はく、身は闇中に在るも、明處の色を見るが故に。又、所立の乾麨の喩に由るが故に。復た所引の阿笈摩に由るが故に。又、色は可見處に在りと言ふは、意は色は光明の中に在りと說かず。但だ境は、根力の及ぶ處に在りと言ふ。彼の經は廣く、乃至、法は可知處に在りと說くが故に。又、若し闇中の瓶衣等の色、其の體は先有にして、取を助くる因を闕くが故に、取ること能はず。後に光等の取を助くる因に遇ふ時、彼の色を顯了す。故に能く取るとは、應に空中に先に風の體あり、取を助くる因を闕くが故に、取ること能はず、後に扇等の取を助くる因に遇ふ時、彼の風を顯了し、然る後に能く取ると許すべし。又、亦、應に二木の相磨し、是れ火を取る因にして、別に火を生ずるに非ずと許すべし。然るに應に許すべからず。過失あるが故に。

執我論者は、應に亦、言ふべし。「我體は先に有るも、能取の根を闕くが故に、取ること能はず」と。是の故に、闇の色は、取を助くる因に非ず。光明なきが故に、眼取ること能はず。若し爾らば、何に緣りて取らざるや。取因を障ふることあるに由るが故に。何者ぞ是れなるや。謂はく、卽ち黑闇雲烟塵等に障へらるゝ諸色は、眼取ること能はず。例、極成ずるが故に。光明は此の取を障ゆる因に違するが故に。彼の光明を待ちて、方に能く色を取る。故に亦、彼を說いて識の生因と爲す。又、琉璃と彼の壁等とは、能取者に望むるに、障を爲すこと同じからざるが如く、是くの如く、闇明の種類は、爾るが故に、是の障、非障の體性に別あり。前に已に辯じたるが如し。豈に亦、助因の無なるに由るが故に、而も取ること能はざるにあらずや。根の功能の作意なきが故に、實境ありと雖も、而も智生ぜざるを見る。是の事ありと雖も、然も疑を生ずべし。謂はく、闇中に於て、色を取らざるが如く、光明も亦、爾なり。此れに由りて、未だ知らず。所見の無なるに由るが故に、取らずと爲んや、光明の無なるに由るが故に、取らずと爲んやと。雲等の色を障へて見ざることは極成す。又、黑闇の障は、是れ現見する所なり。故に闇中の色は、闇の障に由るが故に、眼取ること能はず。此の事は疑なし。有るが說いて、言ふが如し。「極遠の諸色は、遠有るに由るが故に、取ること能はず」と。復た有るが說いて言はく。極遠の諸色は、「近なきに由るが故に、取ること能はず」と。此の二說の中、前說を勝と爲す。體あるを以ての故に、疑を生ぜざるが故に。是くの如く應に知るべし。闇の障あるが故に、光明なきが故に、是の故に、闇中の所有の諸色は、定んで闇の障に由りて、取ること能はず。光明は此の取を障ゆる因に違するが故に、彼の光明を待ちて、眼能く色を取る。是くの如きの所說は、其の理、必然なり。

卷の第八

〔辯本事品第一の八〕

已に三根の非至の境を取るを說きたり。餘の三の鼻等は、上と相違す。謂はく、鼻と、舌と、身とは、唯、至境を取る。

如何が、鼻の唯、至の香を取るを知るや。有るが說かく、「斷息の時は、則ち香を齅がざるが故に」と。此の因は、義に於て、未だ證成するに足らず。設へ有息の時、能く香氣を齅ぐも、何ぞ能く鼻の唯、至の香を取るを證せんや。諸の極微は、相ひ觸れざるを以ての故に。何んぞ相ひ觸れざるや。若し諸の極微は、遍體にて[一]、相ひ觸るれば、卽ち實の物の體、相、雜はるの過あり。若し一分に[二]觸るれば、有分の失を成ぜん。是の故に、此の因、鼻が唯、根に至る香を取るの義に於て、未だ證成するには足らず。實に有息の時、能く香氣を取る。然も相ひ觸れず。至の義、豈に成ぜんや。彼の難、旣に然り。此の因、何ぞ辯せんや。今、至の義を觀ずるに、謂はく、境と、根と隣近して生じ、方に能く取るが故に、此の道理に由りて、鼻、舌、身のみ、唯、至の境を取ると說く。眼の瞼籌等の至の色は、眼見ること能はずと言ふが如し。眼瞼等は、要ず眼根に觸れて、方に至と名くるを得るに非ず。但だ眼瞼等が、根に隣近して生ずるを、卽ち名けて至と爲す。是くの如き至の色を見ること能はざるに由るが故に、眼根は、非至の境を取ると說く。眼等の根の非至の境を取るも、然も極遠の境を取ること能はざるが如く、鼻等も亦、然なり。至の境を取ると雖も、而も極近の境界を取ること能はず。但だ香等は、根に隣近して生ずるに由るが故に、三根、至を取ると說くこと過なし。鼻香等の根境の極微、展轉し相ひ觸るゝに非ず。所觸に非ざるが故に。又、是れは、障礙有對性の故に、觸るれば、卽ち失あり。此の義を顯さんが爲めに、復た應に研究すべし。

【一】遍體にて云云。遍體にて相ひ觸るゝとは、極微の全體が觸れることにて、例へば鼻根の極微と香境の極微とが、糅合ひて、全く一體となることなり。かくては根の極微の實物の體と境の極微の實物の體とが、相雜りて雜然一體に成る過を生ずとの意なり。

【二】若し一分云云。若し又、極微が部分的に接觸すと曰はゞ、その部分が相ひ接する爲めに倚部分的に分かれねばならぬ必要を生ず。然るに極微は最早分析し得ざる狀態を意味するを以て、此處にも亦、矛盾する點ありとの意なり。

設し有るが、難じて言はく、「若し諸の極微、互に相ひ觸れざれば、如何ぞ、拊擊して、音聲を發するを得んや」と。今、此れは豈に　鵂鶹子等の要ず德と合するに由りて、方に乃ち聲を生ずるに同じからんや。而も此の難を爲す。然れども物の合する時、理成ぜざるが故に。應に德と合することありて、聲を生ずと許すべからず。若し爾らば、云何が、聲の發することあるを得るや。此に於て、眞實の聖敎の理の中、合擊の名を離れて、唯、大種に依る。謂はく、殊勝の二の四大種ありて、合を離れて生ずる時、彼の名を得るが故に。此の位の大種は、是れ聲の生因なり。此の俱生の聲は、是れ耳根の境なり。此れ何んの失あるや。彼れ忍受せず。我れ忍受せず。亦、因緣あり。謂はく、諸の極微は、旣に相ひ觸れず。彼此の大種の合義、豈に成ぜんや。隣近して生ずる時、卽ち名けて合と爲す。豈に相觸を待ちて合の名を得んや。又、汝は應に此の義に躊躇すべからず。此彼の大種は、定んで相ひ觸れず。所以は何ぞ。是れ所觸なるが故に。能觸に非ざるが故に。諸の色蘊の中に、唯、觸界あるを名けて所觸と爲す。但だ身根あるを名けて能觸と爲す。此の外、觸の義。更らに應に思ふべからず。若し所觸も亦、能觸と謂はゞ、應に身根も亦、是れ所觸と許すべし。則ち境と有境と便ち應に雜亂すべし。然るに雜亂なく、境と有境を立つ。若し此の二は、雜亂の失なし、身識の所緣と所依、別なるが故にと謂はば、豈に此れの轉ずるに由りて、雜亂を成ぜざらんや。謂はく、若し身根も亦、所觸ならば、何に緣りて、身識の所緣と作らざるや。若し觸界も亦、能觸と許さば、何に緣りて、身識の所依と作らざるや。若し諸の極微、定んで相ひ觸れざれば、[四]毗婆沙論に、則ち應に言ふべからず。[五]非觸を因と爲して、[六]是觸を生ず。謂はく、離散の物、正しく和合する時なり。是觸を因と爲して、非觸を生ず。謂はく、和合の物、正しく離散する時なり。是觸を因と爲して、是觸を生ず。謂はく、和合の物、復た和合する時なり。非觸を因と爲して、非觸を生ず。謂はく、[七]向遊塵の同類相續するなり。毘婆沙宗は決定して、極微展轉して、更らに相ひ觸るゝの義

【三】鵂鶹子。Ulūka 勝論派の鼻祖にして初めて六句義の法を説けるものなり。

【四】毘婆沙論は、一百三十二（大正藏二七・六八四上）に出づ。

【五】非觸とは、和合色の根本たる極微なり。光師の釋によれば、離散名非觸、顯細聚義。望麁名非觸。

【六】是觸とは、諸の極微積集の和合色なり。光師の釋に依れば、和合名是觸。顯麁聚義。

【七】向遊塵。Vātāyana-cchidra-rajas とは、向は北に出づる窓なり。向遊塵とは、日のさす時、窓中に立つて舞ふ微塵のことなり。隙遊塵とも言ふ。

を許さず。應に知るべし、彼の言、別の意趣あり。且らく、向遊塵は、多の極微の集なり。而も彼の論に、非觸を因と爲して、非觸を生ずと說く。故に知んぬ、彼の言は、定んで別意ありと。何んの別意あるや。謂はく、和合に於て、是觸の言を說く。毗婆沙師は、咸是の說を作す。但だ〔八〕風界の力に由りて、攝持せられ、諸の極微の和合を散せざらしむ。衆緣合するが故に、聚色生ずる時非觸の因、是觸を生ずと說く。卽ち離散の因、聚集を生ずる義なり。豈に不集の極微の、緣を待ちて方に集ることあることなからずや。則ち應に一切は、是觸を因と爲して、是觸を生ずるなり。

有るが是の說を作さく。「亦、極微の不聚集の者あるが故に、此の失なし」と。

有るが說かく。「麁の和合の色に待するが故に、細の和合に於て、非觸の名を立つるなり」と。故に非觸の因、是觸を生ずとは、是れ細聚の因、麁聚を生ずる義なり。故に彼れの言ふ所は、義に於て失なし。衆緣合するが故に、聚色を攝持す。風界滅する時、此れと相違し、離散の色起る。卽ち此の位に於て、是觸の因、非觸を生ずと說く。是れ麁聚の因、細聚を生ずる義なり。衆緣合するが故に、聚色を攝持し、風界滅せず、諸の麁色聚り、或は自類を生じ、或は轉じて麁を生ずるを、是觸の因、是觸を生ずと說く。是れ麁聚の因、麁聚を生ずるの義なり。此の道理に由りて、諸の向遊塵は、能へ麁を攝持す。風界起らざれば、細聚相續し、轉じて麁を成ぜざるを、非觸の因、非觸を生ずと名く。是れ細聚の因、細聚を生ずる義なり。此れを彼の言の所有の別意と謂ふ。

又、非色に於ても亦、觸の言を說く。契經に說くが如し。『滅定を出づる時、當に幾くの觸に觸るべきか。當に三の觸に觸るべし。謂はく、不動觸、無所有觸、及び無相觸なり』と。然るに此の中、實に互に相ひ觸るゝの義ありと計すべきに非ず。是の故に、言ふ所、此彼の大種、定んで相ひ觸れざる、其の理、極成す。若し相觸を許さば、復た何んの過あるや。豈に前に說かずや。若し諸の極微、遍體にて相ひ觸るれば、卽ち實物の體、相雜ゆるの過あり。若し一分を觸るれば、有分の失を

〔八〕風界云云。極微間の牽引力を風界に求めたるなり。毘婆沙論一三二(大正藏二七・六八四上)

成ぜんと。

然るに彼の上座は、此に於て復た言ふ。「諸の極微の體は、卽ち是れ方分なり。如何が體あるを方分なしと言ふや」と。此の言は理に非ず。若し極微は、更に細分なしと許す。自體あるが故に、是れ方分なれば、諸の無色の法も旣に自體あり。差別なきが故に、應に是れ方分なるべし。「若し無色は、和合の義なし、是の故に、應に方分と名くべからず」と謂はゞ、此れも亦、理に非ず。諸の無色の法は、有る處には、亦、和合ありと說くが故に。

又、彼の所宗の、色に和合あるも亦、理に應ぜず。一を成ずべきが故に。應に一體を和合と名くべからず。

又、上座は說かく。「二類の極微は、俱に分なきが故に、住處に別なし。」と。此れも亦、理に非ず。彼の論に自ら言ふ。「有るが說かく、極微は、處、相ひ障えず」と。是れ宗に失あり。聖教の中の有對の言に違するが故に。何に緣りて、復た、二類の極微は、俱に分なきが故に、住處別なしと說くや。又、彼れの言ふ所の、卽ち此れに由るが故に、同處に依り、相ひ離れずと說くことを許すと。又、極少は五極微許り、同じく一處に在り、相ひ妨礙せずと言ふ。此れ皆な理に非ず。若し五の微に同一處を容さば、何物を障と爲し、百千俱胝の、同處を許さゞるや。是くの如くば、便ち應に一極微の處は、一切の所有の極微を包容すべし。是れ則ち、世間は、總じて一微量なり。或は應に極少の五微同じく一處に在りて、相ひ妨礙せずと。許さゞるべし。多微聚集すれば、處、寬廣なるが故に。是の故に、應に極微の有分を許し、或は、諸微互に相ひ觸れず、相ひ離れざるの義を許すべし。此れに異れば、一極微も現在、獨住し、而も聚集せざること無きを成ずべきこと、前に已に辯じたるが如し。是の故に、一切の和合聚の中、其の所應に隨つて、皆な一切を有す。此れに由るが故に、不相離の言を說く。處に約して、同じく不相離と名くるに非ず。然も分なきが故に、不

【九】俱胝。Koṭi 數の名なり。億に相當す。

觸の義成ず。

〔一〇〕若し爾らば、身根と、及び觸界とは、如何が、能觸、所觸を成ずることを得るや。已に極微は、互に相ひ觸れざることを成じたり。能所の觸の義、今、應に共に思ふべし。若し我宗は、能所の觸に由りて、已に相ひ觸することを許す、更に何んの思ふ所ぞ。唯、汝自ら應に是の義を思量すべしと謂はゞ、此れ理に應ぜず。觸るゝを許す論宗は、是の義の中に於て、應に同じく思ふべきが故に。謂はく、若し鼻舌が、〔一一〕自境の微と亦、相ひ觸るれば、何に緣りて、此の根境の微は、是れ能所の觸なりと許さゞるや。若し二が自境の微に觸るゝを許さず、而も身根に同じく、至境を取ると名くること、彼の理趣の如くば、此れも亦、同じく然り。或は非色の中、應に相ひ觸るゝこと有るべし。前の所引の觸の如く、〔一二〕三觸なるが故に。是の故に。此の中、應に共に契經の所說の觸の義の意趣を思擇すべし。〔一三〕然るに我は、先に說けり。謂はく、境と、根と隣近して生じ、方に能く取るが故に、至境を取ると名くと。今、能所の觸も、彼れに准じて、應に極隣近を成ずべきが故に。「豈(あに)、一切の鼻舌身根は、皆な至境を取り、差別なきが故に則ち應に能觸は、鼻舌根に通ずべく、所觸も亦、應に香味を兼ぬべからずや。」此れも亦、理に非ず。隣近は同じと雖も、而も其の中に於て、品別あるが故に。眼瞼等の如きは、至の名同じと雖も、而も其の中に於て、品別なきに非ず。眼瞼等は、同じく至の名を得、卽ち一切の至をして差別なからしむに非ず。瞼籌藥瞖は、彼の眼根の漸隣近の中に於て、品類別なるが故に。又、眼等は非至を取ること同じきも、非至の境の中、品別なきに非ざるが如く、鼻等も亦、爾なり。至境を取ること同じきも至境の中に於て、應に品別あるべし。

又、滑澀等は、世間共に所觸の想と名を起す。彼の身根を、說いて能觸と名くるに對す。故に過あることなし。

有るが說かく、「實に能觸、所觸なし。然るに似て有なるが故に、觸の名を假立す」と。或は、中に

〔一〇〕以下は、所觸と能觸の義を明かにせんとせしものなり。

〔一一〕自境の微とは、鼻舌の境、卽ち香味の兩境の微のことなり。

〔一二〕三觸とは、前に出でたる不動・無所有・無相の三觸なり。

〔一三〕然るに我は云云。我は衆賢自身のこと。玆に所觸と能觸に對して兩釋をなす。卽ち第一は、次に述ぶる隣近を以ての故にの釋にして、第二は後に述ぶる滑澀を以て釋するものなり。

於て、更に餘の理を求むるに任す。且らく應に境と、身根と、實に更に相ひ觸るゝと許すべからず。前に已に說けるが如く、境と、有境と、應に雜亂すべきが故に。是の故に應に此の順正理に隨ひ能所の觸の名の起る因緣を說くべし。

〔一四〕有餘師は說かく、「諸の極微は、互に相ひ觸れずと雖も、而も和合の色の相ひ觸るゝことは過なし。此の拊擊に由りて、音聲を發することを得。諸の極微の如きは、變礙なしと雖も、而も和合の色は、變礙なきに非ず」と。此れは理に應ぜず。極微を離れて、和合の色有るに非ず。若し和合に觸るれば、應に極微にも觸るべし。彼れ、即ち應に極微、相ひ觸ると許すべし。是の故に、前說は、理に於て勝と爲す。

又、上座は言はく、「此れ若し彼れに觸るれば、彼れ定んで此れに觸る。既に所觸を成ず。餘の觸所觸理相違せず。若し此れと異ならば、極微展轉して相ひ攝持すること無く、應に和合せざるべし。〔一五〕若し攝持は、是れ風界の力なりと謂はゞ、風界は、豈に手の捧持する所に似て、諸の微を攝持し、散墜せざらしめんや」と。此の難は、理に非ず。且らく水輪を風輪攝持して、散墜せざらしむるが如く、風輪は、豈に手の捧持する所に似んや。彼の攝持の如く、此れも亦、應に爾るべし。若し我れは極微の相觸を許し、相觸に由るが故に、相ひ攝持すと言はゞ、手の捧ぐるに似るとの難は、則ち唐捐と爲らん。汝の「極微相ひ觸れ、次第に安布して、能く相ひ攝持す」と言ふ所の如く、我れも亦、說いて風界の力に由りて、隣近して安布し、能く相ひ攝持すと言ふ。故に應に、「若し此れと異れば、極微展轉して、相ひ攝持すること無く、應に和合せざるべし」と言ふべからず。汝の言ふ所に異なり、極微展轉して相ひ攝持することあり、和合を成ずるが故に。

又、相ひ觸れざるも亦、能く攝持す。譬へば、身根身識に觸れざるも能く識を攝持し、起りて現前せしむるが如し。

【一四】有餘師の說かくとは、俱舍論二・十八右に「和合色許有分故相觸無失」と出で、此の和合色とは極微所成の色にして、即ち極微と極微とは相ひ觸せざるも、唯その和合せる色は相ひ觸ると說くものなり。

【一五】若しは謂はく云云。此の段は前に風界力の攝持を以て說明したる箇所を、上座は、其の攝持が、手を捧げて攝持せるが如きものなるか、即ち手を以て相ひ觸れて攝持せる意なりやと難じ、有部は、その攝持は決して相ひ觸れての意を含めるものにあらず、隣近に安布し攝持せる意なりと述べたる一段なり。

又、彼の言ふ所の「此れ若し彼れに觸るれば、彼れ定んで此れに觸る。既に所觸を成ず。餘の觸所觸も、理に違ふこと無し」とは、彼れ審に思はずして、而も是の說を作すなり。前に已に說けるが如く、境と、身根とは、實に相ひ觸れず。應に境と有境と相ひ雜るの過あるべきが故に。遍體と一分の觸は、理に違ふが故に。諸の有對の法は體、是れ障礙有對の攝なるが故に。處所展轉し、互に相ひ容れず。應に相ひ觸るべからず。細分なきが故に。一分に觸るゝに非ず。各別の性の故に、全體に觸るゝに非ず。同處の多微の過は、前に說けるが如し。如何が、此れ若し彼れに觸るれば、彼れ定んで此れに觸れ乃至、廣說と言ふべけんや。

又、此の說に准ずるに、應に亦、言ふべし。此れ若し彼れを見ば、彼れ定んで此れを見る。既に所見を成ず。餘の見、所見、理相ひ違せず。此れ若し彼れを聞かば、彼れ定んで此れを聞く。既に所聞を成ず。餘の聞所聞、理に違ふこと無し等と彼れ既に然らず。此れ云何が爾らんや。

一六 若し「所觸の界も亦、相ひ觸れずば、如何が、大種は展轉し相ひ望めて、互に攝益を爲し、或は相ひ損害するや。」豈に要ず相ひ觸れて方に能く損益せんや。「此れと異ならば云何。」若し必ず爾らば、一七 雪月等を觀る眼は、云何が損じ、月輪等を觀る眼は、云何が益するや。眼は、應に日等の大種に至るべからず。汝は、又、彼の光明倶行の大種あるを許さず。汝は、光明は、日月輪の大種に依つて生ずと許すが故に。彼の上座の自らの是の言、「大種と造色は、多くは相ひ離るるも亦、少分は、相ひ離れ得る者もあり。謂はく、日月燈寶の光明、及び諸華を離れたる孤遊の香等なり」と說くに依り、論に因りて論を生ず。身根は、既に唯、至境のみを取るが故に、日光中の熱を、身現に得るが故に。汝は云何が日光は、但だ日輪の大種に依り、隣近の身根の大種に依らずと知るや。若し是の處に於て、身に日の熱を覺ゆれば卽ち是の處に近く眼に日光を見る。應に知るべし、此の光は、大種を離るゝに非ず。故に唯、隣近の大種を緣と爲し、能く損し、能く益するなり。隣近の大種は、

【一六】此の段より以下は、攝益損害を以て、極微の相觸關係を論じたるものなり。

【一七】雪日等を見る時に、眼は眩曜されるに、反して月輪等はかゝることなく、その光の美にうたれるを以て、攝益と損害とを說けるものなり。

彼の極遠に非ず。亦、相ひ觸るゝに非ず。此の義、已に成ぜり。且らく所觸の如きは身根に觸れずして、然も能く因と爲りて、身を損益せしむ。若し所觸は、身根の所依の大種に觸著して、能く損益すと謂はゞ、雪日の光等は、眼に於て云何。設し所觸は、身根の所依の大種に觸著して、能く損益を爲すと許すも、然も身の所依の大種、能く身根に觸れて、仍ち損益を爲すと許さず。豈に大種展轉して相ひ望むるに、相ひ觸れずと雖も、相ひ隣近して、能く因を爲すに由るが故に、損益の義成ぜざらんや。故に「若し所觸の界亦、相ひ觸れざれば如何が、大種展轉し、相ひ望むるに、互に攝益を爲し、或は相ひ損害せんやと言ふべからず。

然るに、[一八]大德は說かく。「一切の極微は、實に相ひ觸れず。但無間に由りて、觸の名を假立す」と。[一九]經主は、此の中、彼の勝德を顯はして、是くの如きの言を作さく。「此の大德の意は、應に愛樂すべし。若し此れに異らば、是の諸の極微は、應に間隙あるべし。中間、既に空ならば、誰か其の行を障へ、許して、有對と爲ん」と。今、說く。大德の是くの如きの意趣は、即ち樂むべきにも非ず、亦、惡むべきにも非ず。但だ應に尋究すべし。如何が無間にして、仍ほ相ひ觸れざるや。理、未だ顯れざるが故に、意趣は知り難し。若し諸の微、全く間隙なく、然も相ひ雜せずと說かば、應に有分を成ずべし。處の同を許さず、復た間隙なし。既に無間を許す、何んぞ相ひ觸れざるや。故に彼れの但間の言は、定んで隣近の義を顯すなり。此の中、「但」の言は或は定の義を顯はす。定んで間隙あるが故に定間と名く。定んで熱あるが故に、定熱と名くるが如し。是れ定んで隙あり、理、義を成ずることを得。或は無の義を顯はす。謂はく、此の中、極微の量の如き觸色の間つる所なきが故に、無間と名く。是くの如きの無間に、大種の極微、隣近して生ずる時、假りに說いて、觸と爲す。若し此の釋を作さば、大德の一切の極微は、實に相ひ觸れず。但だ無間に由りて、觸の名を假立すと言ふ所は、深く義趣あり。即ち障礙有對の勢力に由つて能く行を相ひ障ゆるを、有對と爲す

【一八】大德とは、婆娑論に於て、屢出づる人あるも何人なるやを定め得ず。此の大德の說の無間とは、稱友の釋によれば、中間に一の極微だに入る餘地もなしと言ふ意なりと。即ちこの無間は極微間に如何なる空處あるをも許さず。眞に接近の極點を意味するものなり。婆沙論七三（大正藏二七・三八〇上）

【一九】經主の說は、倶舍論二・十八左）

と許す。住處展轉して、相ひ容るゝを、而も說いて障礙有對と爲すべしと許すに非ず。豈に處の同を怖れて、無間住を遮せんや。間隙あれども、而も趣行することなしと許す。怖るゝ所あるに非ず、法性は應に爾るべし。諸の有對の者は處、必ず同じからず。彼の處を同すると勿れ。或は有分を成ずるが故に、無間に住す。理、必ず然らず。中間に於て、少しく空隙ありと雖も、而も有對の力、其の行を拒遏す。間隙とは、何んぞ。有餘師の說かく、「是れ無觸の色なり」と。復た有るが說いて言はく、「都て所有なきなり」と。[二〇]經主は復た說かく、「又、極微に、若し方分ありと許さば、觸と、不觸と、皆な應に分あるべし。若し方分なければ、設へ、相觸ると許すも、亦、過なし」とは、此の說は理に非ず。有分と、方分と、名、異にして義同なり。無分を立つる言は已に方分を遮す。如何ぞ、此に於て復た更に疑を生ずるや。「謂はく、極微、若し方分ありと許さば」と。既に方分なし。如何ぞ觸るゝべきや。又、遍體觸るゝも或は一分觸るゝも二皆な過あること、前に已に具に論じたり。如何ぞ復「若し方分なければ、設へ相觸ると許すも、亦、斯の過なし」と言ふや。是の故に、「極微の量の、觸色の間つる所なきが故に、無間と名く。是くの如く無間に、大種の極微、隣近して生ずる時を、假說して、觸と爲す」と言ふ所の其の義、成就す。住處の同に非ず、或は無間に住す、有對にして無分の義、成ずと許すべし。

第十七節　附論第三、認識の過程に於ける量的關係

[二一]今、應に觀察すべし。眼等の諸根は、自の境に於て、唯、[二二]等量を取りて、速疾に轉ずるが故に、旋火輪の如く、大山等を見ると爲んや。自の境に於て、通じて、等量、不等量を取るとせんや。頌に曰はく、

　應に知るべし、鼻等の三は、　唯、等量の境を取る。

【二〇】此の經主の說は、倶舍論二・十八左

【二一】此の段は、認識過程に於て、根と對境との量的關係を論じたものにて、例へば、眼根の、大山を取る時、根とその大きさの同量の境を取するものか、從つて大山を分段に緣取するものか、又根に自在なる作用あり、根の自體と同量の境も取れば、乃至、より小、より大も共に取るものか、この二解の何れを正とすべきかを決定せんとせるものなり。

【二二】等量。Tulya.

論じて曰はく、前に至の境は、鼻等の三根なりと說きたり。應に知るべし、唯、能く等量の境を取る。鼻、舌、身根の極微の量の如く、香、味、觸境の極微も亦、然なり。相稱うて、合して、鼻等の識を生ずるが故に。豈、鼻等の三根の極微は、有る時には香等を遍取すること能はざるにあらずや。何が故に、乃ち唯、等量を取ると言ふや。鼻等の三根の極微は、香等の微に於て、能く過量を取るに非ざるを以ての故に、唯、能く等量を取ると說く。少分の三根の極微、亦能く少分の三境を取ること無きに非ず。境の微の量の根に至るに隨ひ、少多爾所の根の微、能く功用を起す。眼耳は不定なり。謂はく、眼は、色に於て、有る時は小を取ること、毛端を見るが如く、有る時は大を取ること、暫く目を開きて、大山等を見るが如く、有る時は、等を取ること、蒲桃、野棗果等を見るが如し。耳根も亦、蚊、雷、琴聲の小、大、等の量を取る。意は質礙なし。其の形量の差別を辨ずべからず。頌の中の「應に知るべし」の言は、兼ねて此の義を知るを勸むるなり。今、義に乘じて、便ち復た應に觀察すべし。

第十八節　附論第四、極微に關する諸問題

[三] 云何が眼等の諸根の極微は、安布差別するや。不可見の故に、建立すること難しと雖も、而も有對の故に、方處に住するが故に、和集して生ずるが故に、定んで應に其の安布差別を說くべし。眼根の極微は、眼星の上に居りて、自境に對向し、傍布して住し、香菱花の如し。淸徹の膜覆ふて、分散すること無からしむ。

有るが說かく。「重累して丸の如くにして住す。體淸徹なるが故に、秋の泉池の如く、相ひ障礙せず」と。

耳根の極微は、耳の穴の內に居りて、旋環して住し、捲ける樺皮の如し。

【三】以下諸根の極微に關する諸問題論じたるものにて、第一は諸根の極微の安布上の差別を論ぜり。

鼻根の極微は、[二四]鼻額の內に居りて、背を上に、面を下にし、爪甲を雙べたるが如し。此の初めの三根は、横に[二五]行度を作し、高下あること無く、花鬘を冠するが如し。舌根の極微は、舌上に布在し、形は半月の如し。[二六]舌形の中に當りて、毛端の量の如き、舌根の極微の遍する所と爲るに非ざるあり。身根の極微は、遍く身分に住し、身形の量の如し。女根の極微は、形は[二七]鼓顙の如く、男根の極微は、形は指鞘の如し。

[二八]眼根の極微は、有る時は、一切皆な是れ同分なり。有る時は、一切皆な彼同分なり。有る時は、一分是れ彼同分、體は是れ同分なり。乃至、舌根の極微も亦、爾なり。身根の極微は、定んで一切皆な是れ同分なることなし。乃至、極熱㮈落迦の中に、猛焰身を纏ふも、猶、無量の身根の極微の是れ彼同分なるあり。故に是くの如く說く。[二九]設し遍く識を發せば、身は應に散壞すべし。根と境と各々一の極微を、所依、緣と爲して、能く身識を發すこと無し。五識は決定して、多微を積集して、方に所依と所緣との性を成ずるを以ての故なり。

第十九節　附論第五、六識の所依根に關する時間的規定

[三〇]云何が六識の所依を建立するや。五識は、唯、現在を緣じ、意識は、通じて三世、非世を緣ずるが如く、是くの如く諸の識の依も亦、爾なりと爲んや。爾らず。云何んぞ。頌に曰はく、

後の依は、唯、過去なり。　五識の依は、或は倶なり。

論じて曰はく、六識身の無間に滅し已りたるに由りて、皆な名けて意と爲す。此れ意識の與に所依の根と作る。是の故に、意識は、唯、[三一]過去に依る。眼等の五識の所依は、或は倶なり。「或」の言は、此れも亦、過去に依るを表はすなり。謂はく、眼等の五は、是れ倶の所依あり。過去の所依は、

【二四】鼻額。額とは、鼻經鼻柱のことなり。
【二五】行度とは、列なりての意なり。
【二六】舌形の中に云云。世親は此の文を傳說として信ぜず(倶舍論一・十九左)。光師は、その理由を、經論になきが故にとなし、西方の古德の相傳する醫家の說と說けり。
【二七】鼓顙とは鼓のどうのことなり。
【二八】此の段よりは、諸の極微の同分、彼同分を論じたるものなり。
【二九】以下の文を、世親は傳說として擧ぐ(倶舍論二・十九左)。意經部にあればなり。經部は、地獄の火焰の中に於ける衆生は總て識を發すも、宿業力によりて身を持し、散壞せざらしむと說く。
【三〇】此の段は、六識の所依を明にせんとせしものにて六識の中、最後の意識は、唯、意根の一に依り、前五識は五根と意根とに依る旨を明せり。
【三一】過去とは、過去の六識即ち意根の意なり。

即ち是れ意界なり。是くの如く、五識の所依は、各二あり。第六意識の所依は、唯、一なり。頌中の依の義の差別を顯さんが爲めの故に、復應に問ふべし。[三二]若し是の眼識の所依性なるものは、即ち是の眼識の[三三]等無間縁なりや。設し、是の眼識の等無間縁なる者は、復た是の眼識の所依性なるや。應に四句を作るべし。[三四]第一句は、謂はく、倶生の眼識なり。[三五]第二句は、謂はく、無間滅の心所の法界なり。[三六]第三句は、過去の意根なり。[三七]第四句は、謂はく、所説の法を除けるなり。乃至、身識も亦、爾なり。各々、應に自根を説くべし。意識は、應に[三八]前句に順ずる答を作すべし。謂はく、是の意識の所依の性となるものは、定んで是れ、意識の等無間縁なり。是の意識の等無間縁にして、意識の與めに所依の性たるに非ざるもの有り。謂はく、無間滅の心所の法界なり。

又、五識界は、所依の根に、定んで過現あるが如く、彼の所縁の境も亦、是くの如しと爲んや、別ありと爲んや。定んで差別あり、已滅と、未生とは、五識の境に非ず。所以は何ぞ。所依と〻もに一境に轉ずるに由るが故に。現境に非ざるに於ては、依轉せざるが故に。

有るが執す。「五識の境は、唯、過去なり」と。應に彼に告げて言ふべし。若し是くの如くんば、豈に但だ前生を以て縁と爲し、識と倶生するは、皆な縁性に非ざるにあらずや。又、已滅の色を、彼は體無なりとし、但だ分別心が取りて境と爲して起ると執す。又、定んで應に彼の所依の根も亦、過去に在りて、能く現識を生ずと許すべし。是くの如くの彼れの言は、皆な理に應ぜず。且らく所依、及び餘の識の境を置け、云何が、眼識の境は、唯、過去のみにして、一切の過去の色を縁ぜざるや。無間と、百年の滅とは異なきが故に、若し失なし、自因を取るが故にと謂はゞ無間滅の色は、是れ現識の因にして、百年滅の色、因の義なきは此れも亦、然らず。異因無きが故に。唯、無間滅は、是れ現識の因にして、百年滅に非ずとは何んの因ありて證するや。彼の百年已滅の諸色が眼の現識と都て相ひ關せざるが如く、無間滅の色も、應に亦、是くの如くなるべし。既に差別なし。何

【三二】若し是れ云云。此の段よりは、所依性と等無間縁との廣狹を論ず。

【三三】等無間縁。Samanantara pratyaya とは、獨木橋を渡るに、前人が後を後人に讓るが如く、前刹那の心々所が過去に沒して、後を開導し、後刹那の心心所に、無間に讓るとき、その前刹那の心心所を等無間縁と言ふ。從つて之れは、心法にのみ立つる縁にして、色法に通ぜず。

【三四】第一句は、眼根は眼識の所依性にして等無間縁に非ず。(眼根は眼識の爲めに所依性なるも、其の體は心心所に非ざるが故に等無間縁に非ず)

【三五】第二句は、眼識の等無間縁にして、所依性に非ず。謂く、過去に滅じ去れる心所は流覺界を次念の心所にゆずる等無間縁なれ共、所依性に非ず。

【三六】第三句は、今過法に滅したる意根は、所依性にして、又その後を次念の意識にゆずれる故に、等無間縁なり。

【三七】第四句は、無爲、色等の五境、不相應行は所依の性にも非ず、又心法にも非ず。故に前の如き相、倶になし。

【三八】順前句答とは、狹を以て寛を問ふ場合の答なり。

ぞ獨り因と爲さんや。「此れを百年に望むるに亦、差別あり。眼識の將に生ぜんとする時、此の色を、緣と爲すが故に」と。若し爾らば、眼識の境は、應に過去に非ざるべし。識は未來に在りて、現在の境を緣ずるが故に。亦、異時を緣と爲し、異時を境と爲すと說くべからず。此れが眼識の與(ため)に、境の用と爲るを除き、復た何の緣を作さんや。眼識生ずる時、久已滅の色と、近滅と異なし。何ぞ緣と爲らざらんや。汝は、久滅と、近滅とは、倶に實體に非ず、差別なしと執するが故に。又、久近の滅は、能く緣の用を爲すの理は、倶に成ぜず。非現の境界は、相續各異にして、一果性に非ず、差別なきが故に。

又、汝は應に說くべし。鼻舌身の三を、云何が名けて近至の境を取ると爲すや。過去、未來を說いて、遠と爲すが故に。

又、若し五識、唯、過去をのみ緣ずとせば、如何が、彼れに於て[三九]現量の覺ありや。「自身の受に於て、現量の覺あるが如し。謂はく、我れ曾つて是くの如きの苦樂を領納せり」と。此の救は、然らず。自身の受に於ての領納と、覺了に、時分の異あるが故に。謂はく、自身に於て、曾つて生ぜし所の受を、餘時に領納し餘時に覺了す。領納の時は、謂はく、損益を爲す時なり。爾の時、此の受は未だ覺了の境とならず。謂はく、餘境を了せる識倶生の受、正しく現前する時、能く損益を爲す。此の損益の位を、領納時と名く。卽ち自性受なり。所隨の觸を領し、自體生の故に。識等、彼の損益の行相を領して、自體起るが故に、此の滅して過去となれるを方に能く境と爲し、現の[四〇]憶念を生ず。此の憶念の位を、覺了時と名く。斯の理趣に由りて、唯、現量に於て、曾つて所受の事に、現量の覺あり。故に現量覺は、自身の受に於て、義あることを成ずるを得。[四一]現量に三あり。根に依りて領納し、覺了す。現量の性、差別するが故に。過去の色等は、旣に未だ曾つて現量の所受ならずと許す。云何が、自身の受に現量の覺あるが如しと言ふべきや。他身の受に於て自ら領納するに

【三九】現量覺。現量とは、現實に量知することにして、色等の諸法に向つて、現實にその自相のまゝを量知し、毫も分別推求の念のなきことなり。

【四〇】憶念。Anusmṛti,(梵) Anussati(巴)記憶して忘れざることなり。

【四一】現量の三とは、
一、五識の五境を緣ずるもの。
二、意識の五識と共に五境を緣ずるもの(五同緣の意識)
三、五識と同時に起るもの(五倶の意識)

非ざるが如し。現量の所受には、則ち現量覺なし。我れ曾つて是くの如きの苦樂を受くと言ふは、彼の受に緣る智なり。既に現量覺に非ず。是くの如く、現色等は、自の依の根の現量の所受に非ず。應に現量覺は無かるべし。我れ曾つて、是くの如き色等を受くと謂ふは、彼の境に緣る智あり、應に現量覺に非ざるべし。又、若し現在の色等の五境は、現量の得に非ざれば未來の受に緣りて起す所の智の如く、曾つて現量の所得を領納せざるを緣ずるが故に。必ず自ら我れ曾つて、是くの如きの苦樂を領受すと謂ふこと無し。例へば、過去の色等に緣りて起す智は、曾つて依たる根の現量の所得に非ざるを緣ずるが故に、應に自ら我れ曾つて、是くの如きの色等を領受せりと謂ふこと無かるべし。苦受等の如きは、必ず現量の受を領納し已りて、方に彼を緣じて現量覺生ずること有りと爲す。是くの如く色等は、必ず依たる根現量を受け已りて、方に彼を緣じて現量、覺生することありと爲す。現に遍らるゝが故に、定んで應に信受すべし。若し領納受の時、受を緣じて境と爲すに非ず、受を緣じて境と爲す時、領納受に非ざれば、世尊は、何が故に、是くの如き言を作すや。『樂受を受くる時、如實に樂受を受くと了知す、乃至、廣說。』此れは違失なし。是くの如きの所說は、是れ觀察時にして領納時に非ず、觀行者が曾つて現量の所得を領納する樂等の受の中に於て、迷謬なきを顯はすが故に、是くの如きの說を爲す。是の故に、應に諸の現量の曾つて未だ受けざる境に於て、現量覺あるべからず。此れに由りて五識は、唯、現境を緣ず。必ず倶生を以て所緣と爲すが故に。契經に既に說かく『眼と色とを緣と爲して、眼識を生ず。乃至、廣說』と。

第二十節　附論第六生識の緣としての根を所依と名けて境と名けざる理由

四二 何に因りて、識の起るは、倶に二緣に託するに、所依の名を得るは、根にのみありて、境に非ざ

【四二】此の一段は、識の發生の緣たる根と境とに於て、何が故に、その識の所依をとく時、境を言はずして、根を言ふかを論じたるものなり。

るや。頌に曰はく、

　根の變ずるに隨つて、識にも異あり。　　故に、眼等を依と名く。

論じて曰はく、眼等とは、卽ち是れ眼等の六界なり。眼等の根に、轉變あるに由るが故に、諸識も轉異す。根の增損に隨つて、明昧あるが故に。色等變じて、識に異あらしむるには非ず。識は、根に隨つて、境に隨はざるを以ての故に。依の名は、唯、眼等に在りて、餘に非ず。

若し爾らば、意識も亦、身に隨つて轉ず。謂はく、風病等の、身を損惱する時、意識、卽ち亂る。身の清泰なる時は、意識も安靜なり。何に緣りて、彼の意識は、身を以て依と爲さゞるや。自の所依に隨ふが故に、此の失なし。謂はく、風病等の、身を損惱する時、苦受相應の身識を發生す。是くの如きの身識を、亂れたる意界と名く。此れと苦受と、倶に落謝する時、能く意根と爲りて、亂れたる意識を生ず。此れと相違するは、意識、安靜なり。是の故に、意識は、自の所依に隨ふ。「豈、有漏の意界の、無間に無漏の識、生ぜざらんや。是くの如き等の異あり、如何ぞ意識、自の所依に隨はんや」有漏、無漏等の類に據りて、自の依に隨ふと名くるに非ず。但だ增損、明昧の差別に據る。無覆無記の眼根より、善不善有覆の眼識を生ずれども、而も眼識は自の所依に隨ふと名くるが如し。此れも亦、應に爾るべし。是の故に、能依は、一切の所依の法の性に隨ふに非ず。若し爾らされば、應に能依は、所依に隨ふに非ざるべきが故に。

第二十一節　附論第七、識の名の由來

[四]何に緣りて、所識は、是れ境にして、根に非ざるに、而も識の名を立つるは、根に隨つて、境に非ざるや。頌に曰はく、

　彼れと、及び不共因との故に、　　根に隨つて、識を說く。

【四三】此の一段は、識は根境二緣によりて生ずるに、何によりて識の名を唯、根にのみ隨つて命名し、正しき所識の境に隨はざるかを論ずるなり。

論じて曰はく、「彼れ」とは、謂はく、前に說く眼等を依と名くることなり。故に識の名を立つるは、根に隨つて、境に非ざるなり。依は、是れ勝なるが故に。及不共とは、謂はく、眼は、唯、自らの眼識の所依なり。色は、亦、通じて他身の眼識、及び通じて、自他の意識の爲めに取らる。乃至、身觸も應に知るべし、亦、然なり。

豈、意識の境は、不共なるが故に、應に法識と名くべきにあらざらんや。此の難は、理に非ず。[四四]通別の法の名、共にして遍に非ざるが故に。境に前の二種の因を具せざるが故に。謂はく、通名の法は、唯、不共に非ず。[四五]別名の法界は、遍ねく識を攝するに非ず。又、別の法界は、餘に共せずと雖も、而も意識の所依たる根の性に非ず。是の故に、若し法、是れ識が所依、及び不共ならば、彼に隨つて識を說く。色等は然らず。故に彼れに隨つて、色等の識と說かず。[四六]鳴鼓の聲、及び[四七]麥芽等の如し。

又、此の頌文は、復た餘義あり。「彼れ」とは、謂はく、眼等の識の所隨なるが故に。及び不共とは、及び眼等は、是れ不共なるに由るが故に。謂はく、一生の色、[四八]四生の眼識を發すこと有り。一生の眼根、二生の識を發すことなし。況んや、能く四生の識を發す者あらんや。是くの如く、界、趣、族の類の身の眼、各別に識を發す。故に不共と名く。廣說乃至、身も亦、是くの如し。豈、餘生の意根も亦、餘生の意識を發さゞらんや。全く發さゞるに非ず。但だ、俱時ならず。一生の意、一時に並に、二生の意識を發すこと無し。色等の如くなるべきが故に、是の言を作す。二なし。況んや四をや。是くの如く、眼等は、識の所隨なるが故に、生界趣等、別に識を生ずるが故に、此の二因に由りて、根に隨つて、境に非ず。

有るが言はく。「根と識は、俱に是れ內性、境は、唯、是れ外なり。故に根に隨ふと說く」と。

有るが言はく。「根と識は、俱に有情數なり。色は、不定なり。故に根に隨ふと說く」と。

【四四】通別の法とは、通の法は、一切萬象の總稱なり。別の法は、十八界中の法界の法なり。

【四五】別名の法界云云。卽ち十八界中の法界の中には、心心所法以外に、不相應行、無爲等の法を含むを以てなり。

【四六】鳴鼓聲。鼓は鼓と手と合して鳴るものなれども、その勝れたる所依と不共の義にて鼓の聲といふ。

【四七】麥芽。麥の芽も麥の種と雨露水土の緣に依りて生じたるものなれども、その勝れたるに就て麥芽といふ。

【四八】四生。胎生(Jalābujaḥ)、卵生(Aṇḍajaḥ)、濕生(Saṃsvedajaḥ)、化生(Upapādukaḥ)これなり。

[四九]衆緣和合して、眼識、方に生ず。何が故に、契經に、唯、眼色をのみ擧ぐるや。」眼識の所依、所緣の性なるが故に。餘法は、是れ眼識の生緣なりと雖も、而も所依、及び所緣の性に非ず。又、是れ眼識の隣近緣なるが故に。豈に空明の能く作意を生ずるも亦、是れ眼識の隣近緣ならざらんや。眼色の二緣は、眼識を生ずることに於て、極めて隣近なるが故に。空明等と異なる。又、眼識の生ずるは、必ず所依、所緣の力を藉るが故に。及び不共の故に。眼識の生ずる時、必ず眼色を藉りて、所依緣と爲す。餘法は、不定なり。謂はく、夜行の類の識は、明を藉りて生ぜず。水行類の識は、空を待たずして發り、人は、瑠璃、頗胝迦等の障色に於て、亦、爾なり。天眼は識を發すに、空明を假らず。若し眼識の生ずるは、必ず明を藉る。近明、近色、主明、客明、定んで一を緣と爲して、方に色を見るが故に。又、眼識の發るは、必ず空に藉る。空は、一切に遍滿するを以ての故にと謂はゞ此れは皆な理に非ず。眼の明を藉るは、要ず大明を藉りて、色を照し方に見る。猫狸等眼のは、大明あるに非ず。如何が能く見るや。復た人等の眼は、明なしと雖も、而も夜に色を見ることあり。甚だ汝の義に違す。說くが如く、人、闇中の色に於ても亦、能く觀見することあり、光明を待たず。若し空は一切處に遍滿すれば、障礙なきが故に、亦、應に能く壁等の障色を取るべし。

能生の作意は、六識に通して、共の生緣と作る。眼色は、共に非ず。是の故に、契經に、唯、眼色を擧ぐ。或は所化の聞く宜きに隨つて、便ち說く。[五〇]象跡喩等の諸の契經中、作意等の緣、皆な具に說くが故に。

第二十二節　附論第八認識問題に關聯しての根境識身四の地的規定

【四九】此の一段は、眼識の生に對して、特に眼(所依)と色(所緣)とのみを擧げ、他の生緣となるものを(例へば空・明等)、何故に擧げざるかを論じたるものなり。

【五〇】象跡喩經。中阿含、巳五・三九・大正・一・四六七右、M. N. 28. Mahā-hatthi-padopama S.

[五一]身の所住に隨て、眼、色を見る時、身と、眼と、色と、識と、地同と爲んや、不(いな)や。應に此の四、或は異、或は同と言ふべし。言ふ所の同とは、謂はく、欲界に生じて、自地の眼を以て、自地の色を見ば、四、皆な同地なり。初靜慮に生じて、自地の眼を以て、自地の色を見ば、亦、皆な同地なり。餘地に生じて、四事の同あるに非ず。言ふ所の異とは、謂はく、欲界に生じて、若し初靜慮の眼を以て、欲界の色を見れば、身と色とは、欲界にして、眼と識とは、初定なり。初定の色を見ば、身は欲界に屬し、三は初定に屬す。若し二靜慮の眼を以て、欲界の色を見れば、身と色は、欲界にして、眼は二定に屬し、識は初定に屬す。初定の色を見れば、身は欲界に屬し、眼は二定に屬し、色と識は、初定なり。二定の色を見れば、身は欲界に屬し、眼と色は、二定にして、識は初定に屬す。是の如く、若し三、四靜慮地の眼を以て、下地の色、或は自地の色を見れば、理の如く應に知るべし。是の如く、若し四靜慮地に生ずれば、四事に異あること、理の如く應に思ふべし。[五二]餘界も亦、應に是くの如く分別すべし。今、當に略して、此の決定の相を辯ずべし。頌に曰はく、

眼は、身より下ならず。色と、　識とは、眼より上なるに非ず。
色は、識に於て一切なり。　二を身に於てするも、亦、然り。
眼の如く、耳も亦、然り。　次の三は、皆な自地なり。
身識は、自と、下地なり。　意は、不定なること、應に知るべし。

論じて曰はく、身と、眼と、色との三は、皆な五地に通ず。謂はく、欲界と、四靜慮との中に在り。眼識は、唯、欲界と、初定とに在り。此の中の眼根は、身の生ずる地に望めて、或は[五三]等、或は[五四]上にして、終に下に居せず。[五五]色と、識とを、眼に望むるに、等と下にして、上に非ず。下地の眼根は、麁色を串見し、上の細色に於ては、見の功能なし。又、下の眼根は、勝用あること無し。上地は、自ら殊勝の眼根を有す。下地の中に於て、自ら眼識あり。故に下地の眼は、上の識の依に

[五一] 此の一段は、認識問題に關聯して、根境識身の四の地的規定を論じたるものなり。

[五二] 餘界とは、眼界を除きたる餘の耳鼻舌身意等の界なり。

[五三] 等とは、欲界の眼を以て欲界の色を見る時なり。

[五四] 上とは、欲界に在りて色界の天眼を得、以て色界の色を見る時なり。

[五五] 色識と眼根との關係の等とは、身は欲界に在りて、欲界の眼を以て、欲界の色を見る時、又下とは、二禪天の眼根を以て、初禪の色を見る時は、色識は初禪、眼は二禪に屬す。

非ず。[五六] 色を識に望むるに、等と、上と、下とに通ず。色と、識とを、身に於てするも、色の識に於けるが如し。謂はく、自地と、或は上、或に下に通ず。識を身に望むるに、自地に通ずとは、唯、欲界と、初靜慮との中に生ずるなり。或は上地とは、唯、欲界に生ずるなり。或は下地とは、唯、二、三、四靜慮地に生ずるなり。色を身に望むるに、自と下地とは、自と上との眼見なり。若し上地ならば、唯、上の眼見なり。又、自地の眼を以ては、唯、自と下との色を見るなり。若し上地の眼を以てせば、自と上と下との色を見るなり。廣く說かば、耳界も應に知るべし、眼の如し。謂はく、耳は、身より下ならず。聲と、識とは、耳より上なるに非ず。聲は、識に於て一切なり。[五七] 二は、身に於けるも、亦、然り。其の所應に隨つて、廣く眼の如く釋すべし。

鼻、舌、身の三は、總じては、皆な自地なり。多分同じきが故に。香、味の二識は、唯、欲界のみの故に。鼻、舌は、唯、至の境界を取るが故に。中に於て別なるは、謂はく、身と觸とは、其の地必ず同じきなり。至の境を取るが故に。識を觸と身とに望むるに、或は自、或は下なり。自とは、謂はく、若し欲界、初定に生ずるなり。[五八] 上三定に生ずるは、之を謂ひて、下と爲す。

應に知るべし、意界は、四事、不定なり。謂はく、意は有る時は身と、識と、法と、同じく一地に在り。有る時は、上と下となり。身は、唯、五地なり。[五九] 三は、一切に通ず。唯、五地に生じて、自の意、自の識、自地の法を緣ずるを、意、三と同じく一地に在りと名く。意界有る時は、上地に在りとは、謂はく、定に遊ぶ時なり。若し欲界に生ぜば、初靜慮より無間に、欲界の識を起し、欲界の法を了す。意は上地に屬し、三は下地に屬す。或は二、三、四靜慮等の無間に、初、二、三の靜慮等の地の識を起し、初、二、三靜慮等の地の法を了す。意は、上地に屬し、三は下地に屬す。是の如く、若し初靜慮等に生ぜば、上より下を起すこと、理の如く應に知るべし。受生の時に於ては、上地の意の下地の身に依ることなし。必ず下地は身根の滅せずして、上生を受くること無きが

【五六】 色對識の關係の等とは、欲界の眼識を以て欲界の色を見る時の如し。上とは、二禪の天眼を得して初禪の眼識を借り、二禪の色を見る時は、色は二禪、識は初禪に屬するが故に、色は識の上なり。下とは、初禪の眼識を以て、欲界の色境を了ずる時の如き、色は欲界、識は初禪の故に、色は識より下なり。

【五七】 二は、聲、耳識なり。

【五八】 上三定に生じて、初禪の身識を借り、上地の觸境を覺する時は、身識は觸境身根より下。

【五九】 三とは、意根・意識・法境なり。此の三は三界九地に通ず。

故に。又、定んで異地の心に住して、命終すること有ること無きが故に。是の如く應に知るべし。下地の意上地の身に依り、上地の意に依りて下地の身を受くること無し。則ち理に違せず。謂はく、上地の意界より、無間に欲色界に於て、初めて結生する時、意は上地に屬し、身と識は下地、彼の所了の法は、或は自地、或は上地、或は不繫なりと。是の如く應に知るべし、下地の意に依りて、上地の身を受くるも亦、理に違せず。遊定の時に於て、下地の意、上地の身に依ること有るも亦、理に違せず。謂はく、上地に生じて、先づ下地の識と、身と、化心を起す。是の如きの識法も亦、應に廣說すべし。復た應に思擇すべし。

若し欲界の眼、欲界の色を見、或は色界の眼、二界の色を見る。爾の時、彼の色は、幾種の眼識の所識と爲すべきか。此に於て、復た幾種の分別を起すや。宗に於て、迷亂せざらしめんが爲めの故に、先づ總料簡し、後、當に別釋すべし。應に知るべし、此の中、且らく[六〇]計度と、及び不定隨念分別とを辯ぜん。諸地に通ずるが故に、此の二種に約す。一切の眼識は、皆な無分別なり。又、善分別は、能く一切の自と、上と、下との地を緣ず。染汚分別は、自と、上との地を緣ず。無記分別は、自と、下との地を緣ず。所生の地に隨つて、未だ彼の貪を離れざれば、具に此の地の[六一]三種分別有り。若し彼の貪を離るれば、唯、此の地の二種分別有り、謂はく、染汚を除く。餘地に生じて、初靜慮の善の眼識の現在前すること有るに非ず。此れ必定して生に繫屬するに由るが故に。初靜慮に生ずるも亦、餘地の眼根に依りて、善の眼識を起すことを得ず。餘地に生じて、能く餘地の無覆無記の分別を起し、現前するに非ず。此れも亦、必定して生に繫屬するが故に。此の中、意は、唯、一生の所起の分別を說くに非ず。若し一生を說かば、則ち上地に生ずれば、應に定んで下地の分別あること無るべし。卽ち此の生の中、彼の三分別は、現在前することあるを得ると容すこと無きが故に。又、上地の分別は、應に唯、善にして無記に非ざるべし。前に已に因を說けるが故に。

【六〇】計度と不定隨念分別。自性・計度・隨念の三種分別、分中・自性を除きたる他の二分別、隨念の中散の意識の隨念分別を云ふ。

【六一】三種分別とは、善分別・染汚分別・無記分別の三なり。

餘生を通說すれば、皆な具有することを得。已に總料簡せり。次に當に別釋すべし。

斷善根の者は、眼、色を見る時、此の色は、染汚と、無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復た三種の分別を起す。謂はく、善と、染汚と、無覆無記なり。善根を斷ぜざるも、未だ貪を離れざる者は、眼、色を見る時、此の色は、三種にして眼識の所識なり。此に於て復た三種の分別を起す。若し諸の異生の、欲界に生在し、已に欲界の貪を離れたるも、未だ初定の貪を離れず、欲界の眼を以て、諸色を見る時、此の色は、是れ善と、無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復た欲界の分別を起す。若し退法者は、三種を具有す。不退法者は、唯、二種あるのみ。謂はく、染汚を除く。初靜慮の眼を以て、欲界の色を見る時、此の色は、唯、是れ無覆無記のみにして、眼識の所識なり。此に於て復た欲界の分別を起す。前の如く應に知るべし。此に於て復た初靜慮地の二種の分別を起す。謂はく、染汚を除く。初靜慮の眼を以て、彼の地の色を見る時、此の色は、唯、是れ無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復た欲界の分別を起す。若し退法者は、則ち二種あり。謂はく、無記を除く。不退法者は、則ち唯、善のみあり。此に於て復た初靜慮地の三種の分別を起す。已に初定の貪を離れたるも、未だ二定の貪を離れず、二靜慮の眼を以て、欲界の色を見る時、此の色は、唯、是れ無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復た欲界の分別を起す。若し退法者は、三種を具有す。不退法者は、唯、二種あり。謂はく、染汚を除く。此に於て復た初定の分別を起す。若し退法者は、則ち二種あり、謂はく、染汚を除く。不退法者は、則ち、唯、善あり。此に於て復た二靜慮地の二種の分別を起す。謂はく、染汚を除く。二靜慮の眼を以て、初定の色を見る時、此の色は、唯、是れ無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復た欲界の分別を起す。若し退法者は、則ち二種あり。謂はく、無記を除く。不退法者は、則ち、唯、是れ善のみ。此に於て復た初定の分別を起す。若し退法者は、三種を具有す。不退法者は、則ち、唯、是れ善のみ。

此に於て復た二靜慮地の二種の分別を起す。謂はく、染汚を除く。二靜慮の眼を以て、二定の色を見る時、此の色は、唯、是れ無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復た欲界の分別を起す。若し退法者は、則ち二種あり。謂はく、無記を除く。不退法者は、則ち、唯、善あるのみ。初靜慮地の所起の分別も亦、是の如く知る。此に於て復た二靜慮地の三種分別を起す。此の所說に隨つて、理趣を別釋せん。已に二定の貪を離れたるも、未だ三定の貪を離れず。已に三定の貪を離れたるも、未だ四定の貪を離れず。已に四定の貪を離れたり。理の如く應に思擇すべし。說の如く、異生の欲界に生在し、是の如く四靜慮地に生存し、及び諸の聖者の、五地の中に生ずるも、其の所應に隨つて、亦、當に廣說すべし。然も差別あり。謂はく、諸の聖者は、若しは退、不退、皆な上の染汚を緣ずる分別なし。異地の遍行は、皆な已に斷じたるが故に。見道の功德は、必ず退すること無きが故に。此の方隅に由り、例して應に耳、聲を聞く等と、識と、及び分別を推究すべし。

第二十三節　識所識等の三門

六二 傍論、已に了せり。應に正論を辯ずべし。今、當に思擇すべし。十八界の中、誰が六識の中の、幾くの識の所識なるや。幾くか常にして、幾くか無常なるや。幾くか根にして、幾くか非根なるや。

頌に曰はく、

五の外は、二が所識なり。　常は、法界の無爲なり。
法の一分は、是れ根なり。　並に內界の十二なり。

論じて曰はく、十八界の中、色等の五界は、其の次第の如く、眼著の五識の、各一の所識なり。又、總じて、皆な是れ意識の所識なり。是くの如く、五界は、各、六識の中の二識の所識なり。此れに由りて准知するに、餘の十三界は、一切、唯、是れ意識の所識なり。五識身の所緣の境に非ざ

【六二】此の段よりは、前卷に引きつぎて十八界の分別門にして、第一に識と所識との分別、第二に常と無常、第三には根と非根とを分別せしものなり。

【六三】無爲は三無爲なり。即ち虛空・擇滅・非擇滅の三なり。

【六四】謂はく、以下少分ありまでが法界の攝であるが、一分とは意根が法界からのぞかれねばならぬからである。

【六五】五受根とは、
樂根 Sukha indriyaṁ
苦根 Dukkha indriyaṁ
喜根 Somanassa indriyaṁ
憂根 Domanassa indriyaṁ
捨根 Upekha indriyaṁ (巴) の五根である。受の心所なるが故に五受根と言ふ。

るが故なり。

十八界の中、一界として、全て是れ常なる者あること無し。唯、法の一分の[六三]無爲のみ、是れ常なり。義准するに、無常は、法の餘と、餘の界となり。

十八界の中、法界の一分と、并に內の十二は、是れ根なり。餘に非ず。[六四]謂はく、[六五]五受根、[六六]信等の五根、及び[六七]命根の全と、[六八]三無漏根に各、少分あり。是れ法界の攝なり。眼等の五根は、[六九]自名の如く攝す。[七〇]女根と[七一]男根は、卽ち是れ身界の一分の所攝なり。後に當に辯ずべきが如し。意根は是れ七心界に通じて攝す。後の三の一分は、意と、意識との攝なり。義准するに、所餘の色等の五界と、法界の一分とは、皆な體は根に非ず。二十二根は、契經に說くが如し。所謂、眼根、耳根、鼻根、舌根、身根、意根、女根、男根、命根、樂根、苦根、喜根、憂根、捨根、信根、精進根、念根、定根、慧根、未知當知根、已知根、具知根なり。經中に、六處の次第を建立するが故に、身根の後に、卽ち意根を說く。阿毘達磨の諸大論師は、此の意根を廻して、命根の後に置く。無所(緣有所)緣の次第說なるが故に。諸門の分別、顯了し易きが故に。

【六六】 信等の五根とは、
信根 Saddha indriyaṁ
勤根 Viriya indriyaṁ
宗根 Sati indriyaṁ
定根 Samādhi indriyaṁ
慧根 Paññi indriyaṁ (巴)
の五根にして、心王に隨從して起る心所法なり。この中信勤は大善地法、他の三は大地法に攝せらるゝものなり。

【六七】 命根。Jīviti indriyaṁ (巴)とは、生命の中心的存在にして、身を一期相續せしむる中心的な働きをもてるものなり。

【六八】 三無漏根とは、
未知當知根 Anaññātaññas-sāmīti indriyaṁ
已知根 Aññi indriyaṁ
具知根 Aññātāvi indriyaṁ (巴)
の三根にして、未知當知根は見道位にある無漏智・已知根は修道位に於ける智・具知根は所作已辯の位に於ける智なり。

【六九】 自名の如くとは、眼等の五界。

【七〇】 女根。Itthi indriyaṁ (巴)とは、女の生殖器なり。

【七一】 男根。Purisa indriyaṁ(巴)は、男の生殖器なり。

卷の第九

〔辯差別品第二の一〕

本論第二　根　品

第一章　根

第一節　根の意義

[一] 是くの如く、界に因りて、已に諸根を列せり。今、此の中に於て、應に更に思擇すべし。世尊は、何が故に、別して根の名を說くや。[二]內界の全と、及び法の一分に在りて、增上の義に依り、別して說いて根と爲す。彼々の事中、增上を得るが故に。此の增上の義は、界の義を顯成す。界は、謂はく、[三]伊地、或は、謂はく、[四]忍地なり。最勝自在は、是れ、伊地の義なり。照灼明了は、是れ、忍地の義なり。唯、此の[五]熾盛光顯なるを、根と名く。此の意、總じて、二十二根の、諸の聚の中に於て、作用の增上なることを顯はす。諸法を相ひ望むるに、各、別に增上の用あるが故に、應に並に根と名くべし。此れ極めて增上なれば、別して說く義成ず。師子王、及び村邑長の、轉輪王等の、獸、村邑、[六]四大洲等に於て、極めて增上なるが如きが故に。此の極めて增上なるを、誰れを、誰れに望むるや。頌に曰はく、

傳說すらく、五は四に於てし、　四根は二種に於てす。
五と八とは、染と淨との中に、　各別に增上たり。

論じて曰はく、一切の根は、總じて一事に於て、極めて增上と爲るに非ず。眼等の五根は、各、

【一】 此の卷よりは、前卷末に述せる二十二根を更に分別せしものなり。根は梵語、因姪喇焰(Indriya)、因陀羅(Indra)に屬する或は相應はしきと言ふ形容詞にして、轉じて、力・威力と言ふ中性名詞となれるものなり。

【二】 內界の全とは、內界の十二のことなり。法の一分とは、命等の十一と、後の三の一分とのことなり。

【三】 伊地。最勝自在は是れ伊地とは、Indriyaの伊(I)を頭字とする語より、波囉迷沮伐囉(Paramaisvarya)の意ありとし、波囉迷は最勝の義、沮伐囉は自在の義にて最勝自在の義ありとせるものなり。

【四】 忍地。照灼明了は是れ忍地の義とは、Indriyaのdを頭字とする語より、地般到(Dipata)即ち照灼の義ありと解せるものなり。

【五】 熾盛光顯とは、光顯は梵に因檀底(Indanti)と言ふ。字緣なり。伊地界を助けて因姪喇焰となり。此に譯して根と爲す。熾盛は梵に地逸底(Dipati)と言ふ。字緣なり。前の忍地界を助けて、因姪喇焰となる。增上の此に譯して根と爲す。增上の義を顯はすとなり。

【六】 四大洲とは、須彌山の

四事に於て、増上の用あり。一は荘嚴身、二は導養身、三は生識等、四は不共事なり。荘嚴身とは、謂はく、五根の中、隨つて一根を闕くも、身は醜陋なるが故に。導養身とは、謂はく、見聞に因りて險難を避くるが故に。及び段食に於て、能く受用するが故に。香、味、觸の三は、皆な段食を成ず。頌ありて言ふが如し、

譬へば、明眼の人の、　能く現の險難を避るが如く、
世の聰明ある者は、　能く當の苦惡を離れ、
多聞にして、能く法を知り、　多聞にして、能く罪を離れ、
多聞にして、無義を捨し、　多聞にして涅槃を得。

と。身は食に由りて住し、命は食に託して存す。食し已りて、心を適悦安泰ならしむ。生識等とは謂はく、五識、及び相應の法を發す。所依の根に隨つて、明昧あるが故に。不共事とは、謂はく、自境を取るなり。見、聞、齅、嘗、覺は別の境なるが故に。有るが說かく、「眼耳は、能く生身と法身とを守護することに於て、其の次第の如く、増上の用あり。前の二の伽他は、卽ち此の證を爲す」と。有るが說かく、「眼耳は、倶に能く生法の二身を守護す。善士に親近し、正法を聽聞するに、眼耳の各、一の増上を爲すが故に」と。

女、男、命、意は、各、二事に於て増上の用あり。且らく、女男の根の二の増上とは、一は有情異、二は分別異なり。有情異とは、劫初の有情より、形類皆な等しく、二根生じ已りて、便ち女男の形類の差別あり。分別異とは、進止、言音、乳房、髻等の安布差別あり。有るが說かく、「勇怯の差別あるが故に、有情異と名け、衣服莊嚴に差別あるが故に、分別異と名く」と。[七]有るが說かく、「此は染淨の二品に於て、増上力あり。故に言ふ。二に於て[八]不律儀を受け、[九]無間業を起し、善根を斷ずるが故に、染品に於て、増上力ありと名け、能く律儀を受け、道に入り、果を得、及び欲を離

四方の鹹海に往する四洲なり。
一、南贍部州 Jambū-dvīpa
二、東勝神州 Pūrva-videha-d.
三、西牛貨州 Apara-godānīya-d.
四、北瞿盧州 Uttara-kuru-d.

【七】此の說は、女男の二根の隨一を具ふるものにあらざれば、極惡極善の業を造らずとの意なり。
【八】不律儀とは惡戒のことなり。
【九】無間業とは、無間に地獄に墮つる業のことなり。

る、が故に、淨品に於て、增上力ありと名く。[一〇]扇搋等の身は、是の如きの事なし」と。命根の、二に於て增上ありとは、謂はく、此れに由るが故に、諸根と、及び根の差別を施設す。此れ有れば、彼れあり、此れ無ければ、彼れ無きに由るが故に、或は、[一一]衆同分に於て、[一二]能く續し、及び[一三]能く持す。無色界に於て、要ず命根ありて、方に所生の處の決定あるが故に。彼れ自地に善染汚の心を起し、或は餘心を起す。命終に非ざるが故なり。意根の二に於て、增上ありとは、謂はく、能く[一四]後有を續くと、及び[一五]自在に隨行するとなり。能く後有を續くとは、世尊の阿難陀に告げて言ふが如し。『識、若し母胎の中に入らざれば、精血は、羯刺藍を成ずるを得るや不や。不なり。世尊。乃至、廣說』と。自在に隨行すとは、契經に言ふが如し。

心は、能く世間を導き、　心は能く遍く攝受す。
是の如く、心の一法に、　皆な自在に隨行す。

有るが說かく、「意根は、染淨の品に於て、增上の力あり。故に「於二」と言ふ。契經に言ふが如し。『心、雜染なるが故に、有情、雜染なり。心、清淨なるが故に、有情、清淨なり』と。

樂等の五受と、信等の八根とは、染淨の中に於て、增上力あり。謂はく、樂等の五の染に於て增上とは、[一六]貪等の隨眠の所依事なるが故なり。有るが說かく、「此れは、染淨の二品に於て、俱に增上あり。說いて「出離の依に就嗜す」と爲すが故に。[一七]『樂の故に、心、定まり、[一八]苦も信の依と爲す等』と、契經の中に說くが故に」と。信等の八根の淨に於て增上とは、契經に說くが如し。『我が聖弟子は、信の[一九]牆壍を具へ、勤の勢力を具へ、念の防衛を具へ、心、定まりて解脫す。慧を刀劍と爲す。乃至、廣說』と。此の中、即ち後の三根を攝するが故に、彼は淨品に於て、定んで增上あり。

初めの傳說の言は、後說を樂ふを顯はす。謂はく、或は、[二〇]有るが說かく、「能く身を導養するは、眼等の用に非ず。是れ識の增上なり。要ず諸の識、違順の境を了して、方に能く險難を避け、及び

【一〇】扇搋とは、舊譯に黄門(Ṣaṇḍha)と言ひ無勢根と譯す。女男根のなきものを言ふ。
【一一】衆同分。Nikāya-sabhāga とは、人間ならば人間の身、天ならば天の身をいふ。
【一二】能く續すとは、命根が能く衆同分を續かしむることで、即ち中有の衆同分が、死有の衆同分に續くことを得せしむることなり。
【一三】能く持すとは、命根が能くそれ以後の衆同分を持することなり。
【一四】後有を續くるとは、後有は中有と生有にして、意根は此の二有を續かしむるに增上の用ありとなり。
【一五】自在隨行とは、心は、鬼佛の何れを出すも己の自由なる故に自在と言ひ、世間の法は、皆な心につきて囘はる故に隨行と言ふ。
【一六】貪等とは、貪隨眠は喜樂受に隨順し、瞋隨眠は憂苦受に隨順し、癡隨眠は捨受に隨順して各隨增增上するなり。
【一七】樂の故にとは、心身安樂になれば、心も三昧と相應して定を得るの意なり。この文は中阿含十部何義經に出づ。
【一八】苦を云云とは、增一阿

段食を受くるに由るが故に」と。即ち彼れは復た謂はく、「能く色等を見る不共の功能も亦、識に異るに非ざるが故に、不共の事は、眼等の根に於て、立てゝ別の增上の用と爲すべからず。故に、此れに由りて、眼等は、根を成ずるに非ず」と。若し爾らば、云何、頌に曰はく、

[二一]自境を了ずる增上に、　總じて、六根を立つ。
身に從て、二根を立つ。　女と男との性に增上なり。
同住と、雜染と、淸淨とに於て、　增上なるが故に。
應に知るべし、命と五受と、　信等とを、立てゝ根と爲す。
未當知と已知と、　具知との根も亦、爾なり。
後々の道と、涅槃等とを得るに於て、　增上なり。

論じて曰はく、自境を了ずるとは、謂はく、六識身なり。眼等の五根は、能く各別の境を了別する識に於て、增上の用あり。第六意根は、能く一切の境を了別する識に於て、增上の用あり。故に、眼等の六を、各立てゝ根と爲す。」[二二]然らば、境界も亦、根を成ずるの失なからんや。眼等の根は、能く一切の境を了別する識の與めに、通因と爲るを以ての故に。識は、但だ根に隨ひて明昧あるが故に、[二三]此の說は理に非ず。彼同分の根は、應に根に非ざるべきが故に。豈に斯の過、汝も亦、有るにあらざらんや。」[二四]我れ此の失なし、身を嚴るに於て、增上ありと說くが故に。又、一切は、能く一切の色を了別する識の與めに、通因と爲る性に非ず。諸の眼根は、刹那滅を以ての故に。諸色を了する識は、倶生せざるが故に。若し眼の類、差別なしと言はゞ、色も亦、應に同類にして異り無かるべきが故に。若し靑黃の種類、別なりと謂はゞ、眼も亦、應に爾るべし。異熟生、及び所長養の類、不同有るが故に。識は、但だ根に隨ひて明昧ありとは、此れも亦、因に非ず。識體、生じ已りて、方に根に隨つて、明昧なること有ることを得べし。未生を生ぜしむる增上の力等し。隨つて

含二十三に出づる文にして、生死の苦を厭ふ心が根本となりて、涅槃の大樂を欲求し信を起す故にかく言ふなり。

【一九】 牆壍。信を身を守り家を守る牆と壍に喩ふるなり。

【二〇】 有說とは、光師は識見家の說となし、寶師は曇無德の說となし、眞諦は經部說なりとなす。先づ今その初めに根見家の說を破するなり。

【二一】 此の頌は、即ち經部師の識見說を述べしものにて、總じて境を了別するは識の作用にて、その所依として役立つ感官を六根として立つとせるものなり。女男以下信等の五根に至るまでは、根見はの說と大差なきも、後の三根の增上に關しては、三者の間に梯子的關係を挿入して說明し、前は後の爲めに基となる意味に於て、後に對して增上の用ありと說くものなり。

【二二】 以下は、如上の識見家に對する難して、上釋の如くば、根のみにて識は生ずるが如く考へらるゝも、根と境とに依らざれば識は生ぜず。故に根(六根)を根と立つるならば、境も亦、根と立つべきなりとの意なり。

【二三】 此の段よりは、却つて經部、前說に難ずるものなり。

一種を闕けば、卽ち生ぜざるが故に。或は識、根に隨つて、明昧あるが故に、導養身の義、應に根に在りと許すべし。眼の用、若し增せば、隨つて勝識を發して、能く險難を避け、身を導養す。眼の用、若し微なれば、隨つて劣識を發して、險難を了せず、身をして顚墜せしむるが故に、身を導養すること、根に在りて、識に非ず。又、此の中に於て、何んの少異ありや。前門に已に眼等の諸根の、眼等の識、及び相應の法を發すことを顯す。今、此の門の中、彼の一分を略す。已が所見に非ず、何んぞ欣を生ずるに足らんや。既に別義なし、應に重ねて說くべからず。又、汝の言ふ所の、「色を見る等の用は、識と異るに非ず」とは、此れも亦、然らず。識の能見等は、前に已に遮するが故に。謂はく、眼に依る識能見の體に非ず。耳等の識と、類に別なきが故に、是くの如き等の難は、廣說すること前の如し。

[二五]「又、身に從つて、二根を立つと說くは、女男の性の中、增上あるが故なり。謂はく、女性の中には女根增上し、男性の中に於て、男根增上すと。女男の性とは、謂はく、女と及び男との二の身の形類、音聲、作業、[二六]志樂、各異る。女男の根の體は、身根を離れず。身の一分の中、此の名を立つるが故に。此の處は、少しく餘處の身根と異る。謂はく、是れは、欲界の身根の一分にして、唯、能く依と爲りて、貪俱起の不善の身識を發す。故に身根によりて、別に立てゝ二と爲す。[二七]劫初等の位は、身根ありと雖も、而も女男の身形等の異なし。故に應に彼れに從つて、別に二根を立つべし」と。此れも亦、未だ前門中の義を越へず。前說の二根は、有情異と、及び分別異に於て、增上あるが故に。

「又、命根と五受と信等は、[二八]同分住、及び染淨の中に於て、其の次第の如く、增上の用あり、立てて根と爲す」と說くは、此れと前門と、亦、別なきが故に、應に重ねて述すべからず。

「又、無漏の三根も亦、爾なり、[二九]後々の道と、涅槃等とを得するに於て、增上の用ありと說く。謂

卽ち實師の釋によれば、非識の依は、應に非根なるべきが故に。又、根見家は不共事等は、見聞等を以て增上と爲す。彼同分の眼は、更に色を見ず、應に是れ根に非ざるべしと論じてゐる。

【二四】　此の段よりは根見家の答にして、彼同分眼は、餘の三增上なしと雖も、嚴身等の增上ありと說くが故に失なしとの答なり。

【二五】　此の段は、經部が先の頌の第三、第四の兩句を釋せるものにして、女男の二性を差別することに於ては、身、最も勝用あるが故に、身の一事に於て立つるなりとの意なり。

【二六】　志樂とは目的、意向の意なり。

【二七】　劫初とは、成劫の初を言ふ。卽ち此の世界の成り初めのことなり。

【二八】　同分住云云。同分住と染同分のことにして、命根を說明せるものなり。五受根の說明は、次の染淨の言を以てせるものなり。

【二九】　後々の道とは、未智當知は次の已知を、已知は次の具知を得することに於て功能あるを言ふ。

はく、第一根は、第二を得るに於て、增上の用あり、此の第二根は、第三を得るに於て、增上の用あり、此の第三根は、涅槃を得るに於て、增上の用あり。此の根を離れて、能く彼を證するに非ざるが故に」と。亦、前に異らず、勞して重說すること無し。卽ち是れ淨に於て、增上あるが故に。

又、[30]經主、「亦、爾なり」と言ふを「類して一一、各能く根と爲ることを顯はす」と釋すは、亦、理に應ぜず。應に疑ふべからざるが故に。後々の道と、涅槃等とを得る增上の言に由るが故に、別義、已に成ず。應に中に於て、復た疑を生ずべからざるが故に。若し「性類、差別なきが故に、應に疑を生ずべし」と言はゞ、理も亦、然らず。見、修、無學の三地は、各異あり、互に相ひ攝すること無し。疑を生ずべからず。設ひ疑を生ずること有るも、後々を得る等として、已に簡別せるが故に、何で煩はしく類として顯はさんや。[31]九根の性は同じく、差別なしと雖も、而も增上力に差別あるが故に、何ぞ彼を疑ふ容けんや。「應に是れ一根にして女男の根に非ざるべし」との此の疑を見るが故に、今、彼の言を釋するに、更に別義あり。謂はく、九を離れて、別に三根なきを顯はすと。身根に從つて、男女を別立するが如し。身根の體を離れて、別に二根なし。三根も亦、爾なり。九根に從つて、別義を建立すと雖も、而も九を離れて、別に三根あるに非ず。此の釋は、理に應ず。

[32]經主は、又、釋す。「等の言は、復た異門あることを顯さんが爲めなり。云何が異門なるや。謂はく、見所斷、及び修所斷の煩惱の滅する中に、其の次第の如く、未知當知、及び已知根、增上の用あり」と。此れも亦、然らず。唯、無間道を、增上と名くれば、見修道の中の、加行、解脫、勝進道の攝は、應に根と名けざるべし。若し[33]四道に通じて、皆な增上ならば、[34]順決擇分、[35]道類智等は、見所斷の煩惱の滅の中に於て、增上あるが故に、應に初根の攝たるべし。已知根の性は、應に[36]第三に攝すべし。過失、衆多なり、善釋と爲すに非ず。

今、別義を以て、彼の「等」の言を釋せん。謂はく、無漏の慧は、諸諦の理に於て、先に未だ現觀

【三〇】經主云云。倶舍論三・三左。
【三一】九根とは、意と樂と喜と捨と信等の五根あり。
【三二】經主の釋。倶舍論三・三右。
【三三】四道とは、道は涅槃の道路の義なり。四とは、一に加行道なり。これは先づ三賢四善根の位に於て、力を加へて三學を修ずる位なり。二の無間道とは、加行の加德成就して、正智を發し、正しく煩惱を斷ずる位なり。惑の爲めに間隔せられざれば無間道と言ふ。三の解脫道とは、無間道の後に生ずる一念の正智、正しく眞理を證悟する位なり。既に惑を解脫せし正智なれば解脫道と言ふ。四の勝進道とは、解脫道の後に更に進んで定慧增長する位なり。
【三四】順決擇分。三種の順分の中の最後に位する分なり。是れは煖頂忍世第一法の有漏の善根なり。決擇とは四諦の理を見る無漏の勝慧に名け、分とは部分の義なり。此の四善根の功德能く其の勝慧の一分たる見道の決擇智を順益し、彼れをして生ぜしむれば順決擇分と名くるなり。
【三五】道類智。八智、十六心の一、上二界の道諦を觀じて得る智なり。法智に類するを

せず、今、現観を得て、增上力あり。第一根を立つ。若し無漏の慧、已に現観を得、餘の煩惱の漸く永く斷ずる中に於て、加行、希望、猶、未だ滿足せず、增上力あり。第二根を立つ。若し無漏慧、已に煩惱を離れ、諸の無漏の[三七]現法樂住に於て、增上力あり。第三根を立つ。慧を上首と爲す。[三八]三現観を具す。故に且らく慧を說きて[三九]餘の八は助成す。理、實に所立の根も亦、通じて二者を具す。豈、此の中、[四〇]忍は、諦理に於て已に現観を得ずや。[四一]七智は、中に於て重ねて現観するが故に、初根の攝に非ず。又、忍を隔つるが故に、第二の攝に非ず。此の解脱道は、應に根と名けざるべし。已知根の中にも亦、諦理あり、先に未だ現観せず、今現観するが故に。則ち所立の根は、應に雜亂を成ずべし。此れ皆な失なし。見智現観差別あるが故に、世間の慧の如し。諸の聖諦に於て已に現観を得、仍て無漏と說く。先に未だ現観せず、今現観を得。又、苦集の如きは、體は一物なりと雖も、而も行相は別にして、現観も別なり。若し諦理に於て、未だ審決せずんば、唯、見現観なり。若し已に審決せば、方に名けて智見現観と爲すを得。故に彼の七智も亦、名けて先に未だ現観せず、今、現観を得と爲すを得。然るに[四二]道類智は、此に同する失無し。一刹那は、七智に同じと雖も、後の相續は、皆な異あるが故に。後の多念を、已知根と名くるが如し。見道位に非ざる七智の刹那に諦理に於て重ねて現観する者有り、故に此れと彼れと應に同例すべからず。然るに[四三]盡智等は、初刹那の如く、相續も亦、爾なり。皆な能く[四四]金剛喩定の所害の煩惱の、諸の離繫得を任持し相續せしむるが故に。經主は、應に此の失無きに同ずべからず。又、道類智は、所観の境に於て、一刹那に未だ現観を得ずと雖も、而も無量の刹那に道境に於て、已に現観を得るが故に少は多に從ひ、一切境に於て、皆な現観と名け、已知根を成ず。大海、或は妙高山の、餘の芥子量を未だ能く度せざるが故に、彼れに於て、未だ度するを得ざる者と名くるに非ず。此れも亦、應に然るべし。西方の諸師は道類智も亦、是れ未知當知根の攝なりと說く。若し彼の釋に對すれば、此は過、全く無し。故に

以て類と言ふ。倶舍宗に於ては修道に屬するものとなす。

【三六】第三とは解脱道のことなり。

【三七】現法樂住。Ditthi dhamma sukha vihāra(巴) 現身の中に、諸靜慮に遊びて法樂を受くることを言ふ。

【三八】三現観とは、一に見現観、正しく諦を見る法に就いて立つるもの、唯無漏の慧なり。是れ獨り諸諦の境に於て現見分明なれば、現観と名く。二に緣現観は、能緣の法に就いて立つるもの、卽ち此無漏の慧と及び此慧に相應する一聚の心心所を合せて現観となす。三に事現観とは、同一の事業を作す法に就て立つるもの、卽ち此の事の能緣の心心所並に道共戒不相應法等、盡く同一の事業を作せば總じて現観と名く。

【三九】餘の八とは、意根と慧を除きたる殘りの信等の四根と三無漏根との八なり。

【四〇】忍。忍位のこと。無間道の位を言ふ。

【四一】七智。八智の中、道類智を除きたる餘の七智なり。

【四二】道類智とは、八智八忍の十六心中の最後心にして、上二界の道諦下の惑を斷じ已りて正しく理を證する智なり。

我が言ふ所、前の二失なし。

第二節　根の立て方に對する疑問と其の根本的要件

四五 若し增上の故に、立てゝ根と爲さば、愛見品の諸の煩惱の中に於て、受想の二法は、增上の用あれば、想も應に受の如く、亦、立てゝ根と爲すべし。又、諸の煩惱も、能く善品等を損壞する中に於て、增上の用あり、應に根の體を成ずべし。又、最勝の故に、諸根を建立せば、一切の法の中、涅槃は、最勝なり。何に縁りて、涅槃を立てゝ根と爲さゞるや。四六 又、迦比羅の語界、手、足、及び大便處も亦、立てゝ根と爲すべし。語と、執と、行と、及び能棄捨とに於て、增上あるが故に。是くの如き等の事は、應に根を立つべからず。許す所の根には、是くの如きの相あるに由る。頌に曰はく、

四七 心の所依と、此れが別と、　此れが住と、此れが雜染と、
此れが資糧と、此れが淨と、　此の量に由りて、根を立つ。

論じて曰はく、心の所依とは、眼等の六根にして、此の內の六處は、是れ有情の本なればなり。此の相の差別は、女男の根に由る。復た命根に由りて、此の一期住し、此れが雜染を成ずるは、五受根に由る。此れが淨の資糧たるは、信等の五に由り、此れが清淨と成るは、後の三根に由る。此れに由りて、根を立つること、皆な究竟せり。應に更に想等を立てゝ、根と爲すべからず。諸の煩惱の中、愛の過、最も重きが故に、唯、受を立て、彼れが與めに、根と爲す。愛の過重しとは、契經に、愛は、六處の與めに、生因と爲ると說くを以ての故なり。契經に說くが如し。『愛を、因と爲すに由りて、六處を生す』と。又、想は、見煩惱の生因に非ず。四八 餘因は、顚倒の見を發生し、已りて、妄りに分別す。想は持して相續して、正對治を離れしむ。斷壞すべからざるが故に、此の想、

【四三】盡智とは、十智中の第九位に數へらるる智にして、既に一切の煩惱を斷盡すれば、我れ已に苦を知れり。集を斷ぜり、滅を證せり、道を修せりと知る。即ち煩惱を斷盡し終りし時に生ずる自信智なり。

【四四】金剛喩定。最後の證果を得る禪定にて其の體堅固、其の用銳利にして以て一切の煩惱を斷じ得るが故に金剛に喩へてかく呼ぶものなり。

【四五】此の段は、根の立てかたに關する疑問と、其の根本的な要件とに就いて論じたるものなり。

【四六】迦比羅。迦比羅(Kapila)は教論派の祖にして二十五諦義を立てたる人なり、此の加比羅の語具等は、數論の十一根中の五作根と言はるゝものなり。即ち、

語具 Vāc——語
牛 Pāṇi——執
足 Pāda——行
大便處 Pāyu——能棄捨
小便處 Upasitra——樂

の五は、其の下の語等に於て增上の功能あるが故に等しく根と爲すべしとの義なり。

【四七】此の頌は根を立つるに就いて重要なる六種の定量を說けるものにて、六種とは、一、心の所依—即ち有情を成

彼れが與めに、因と爲ると說く。受を、愛の因と爲す。俱に〔四九〕二種に通ず。受は過重の煩惱の因と爲るが故に、〔五〇〕二因に通ずるが故に、獨り立てゝ根と爲す。

有餘師の言はく、「想は、餘法の爲めに、映奪せらるゝが故に、立てゝ根と爲さず。謂はく、諸の善想は、正慧映奪し、諸の染汚の想は、顚倒映奪す。增上に非ざるが故に、立てゝ根と爲さず」と。又、諸の煩惱も亦、增上に非ず。受は、其の中に於て、增上を成ずるが故に、唯、受のみ、彼に於て、立てゝ根と爲すべし。或は、善品を損し、樂果の事を壞するは下劣鄙穢なり。如何が根を立てんや。根は是れ世間增上の法なるが故に。又、諸法に於て、涅槃は、勝なりと雖も、諸根を滅するが故に、立てゝ根と爲さず。諸絣を破し、絣に非ざる體を破するが如し。又、語具等も亦、根と名けず。不定雜亂にして太過失の故に。

〔五一〕不定の失とは、何等の語具を立てゝ、語根と爲すや。能く言音を發するを、名けて語具と爲す。此れは、卽ち是れ舌なり。若し爾らば、則ち應に尋伺等の法と及び能く語業を引起する諸風も亦、立てゝ根と爲すべし。能く語を發するが故に。謂はく、尋伺等は、脣、齒、腭、咽喉等の緣に依りて、言音を發起す。但だ舌に依るに非ず。異因無きが故に。又、尋伺等は、言音を發することに於て、是れ勝因なるが故に。又、諸の手、腕、管絃、息等は、皆な能く因と爲りて、言音を發するが故に、應に唯、舌のみを立てゝ語根と爲すべからず。若し色を了するも亦、言に由るが故に、應に獨り眼を立てゝ、根と爲すべからずと謂はば、理、必ず然らず。諸の生盲人は、色を說くを聞くと雖も、靑等の差別相を了せざるが故に。手は、執取に於て、應に根と名くべからず。口等も亦、能く物を執取するが故に。足は行動に於て、應に根と名くべからず。蛇、魚類は、足に由らずして行動あるが故に。大便を出す處は、能棄捨に於て、應に根と名くべからず。口等も亦、能く棄捨あるが故に。雜亂の失とは、彼の所立の根は、應に雜亂を成ずべし。口は、能く執取し、及び棄捨するが

ずる根本となるもの（六根）。
二、別—卽ち有情の相を差別すること（女男根）。
三、住—有情を一期住せしむること（命根）。
四、雜染—有情をして雜染を成ぜしむること（五受根）。
五、資糧—有情をして無漏淸淨たらしむる資糧となるもの（信等の五根）。
六、淨—有情をして無漏淸淨たらしむるもの（三無漏根）。
〔四八〕餘因。想以外の他の心所の他のために因となる意なり。
〔四九〕二種。愛の因となり、見の因となること。
〔五〇〕二因。愛の因と見の因とのこと。
〔五一〕此の段は數論の所謂五作根を破す。

故に。手足は、倶に執と、行の用あるが故に。是くの如き等の雜亂の過失あり。太過失とは、彼の所立の根は、應に限量なかるべし。若し舌根の異と、語根の異は、應に鼻根と、息根の異と許すべし。舌の能く語り、鼻の通息するが如きが故に。若し此れが彼れに於て、少しく作用あれば、即ち立てゝ根と爲す。是れ則ち咽喉、齒、脣、肚等は、諸の呑、嚼、攝持等の事に於て、增上あるが故に、應に立てゝ根と爲すべし。或は一切の因は、自果を生ずることに於て、皆な增上あるが故に、應に並に根と立つべし。故に迦比羅は、童子の戲の如し、應に彼の語具等を根と許すべからず。定んで無雜の極增上に非ざるが故に。

復た[五二]有餘師は別に根の相を說く。頌に曰はく、

或は、流轉の所依と、　及び生と、住と、受用とに、
前の十四を建立す。　還滅の後も亦、然なり。

論じて曰はく、「或は」の言は、此れは、是れ餘師の執なることを顯はす。彼れは、生死の流轉、還滅に約して最勝の所依と、生と住と受用とに、增上あるが故に、諸根を建立す。

生死の相續は、是れ流轉の義なり。[五三]流轉の所依は、謂はく、六內處なり。眼等は、定んで是れ彼の自性なるが故に。生は、男女に由る。二根を緣と爲して、彼れ生ずるを得るが故に。住は、命根に由る。是は、彼の相續の、不斷の因なるが故に。受用は、受に由る。五受を緣と爲して、損益轉ずるが故に。流轉の中に於て、此の四種の勝作用に約するが故に、十四根を立つ。還滅位の中にも亦、此の四の勝作用に約するが故に、餘の八根を立つ。生死の止息するは、是れ還滅の義なり。即ち是の、六處畢竟、斷滅す。此の[五四]得の所依は、謂はく、信等の五なり。是れ一切の善根の生長する最勝の因なるを以ての故に。[五五]初めの無漏根は、能く此の得を生ず。正定聚の中、此れ初めて生ずるが故に。[五六]次の無漏根は、此の得をして住せしむ。彼れに由りて、長時相續して起るが故に。[五七]後の

【五二】有餘師とは、光師によれば識見家の說と爲す。即ち此の家に於ては、有情の流轉(Ācayngāmi)と還滅(Apncaygāmi)の二の見地より二十二根を立つと說くものにして、その二門に於て、又所依・生・住・受用等、所謂る流轉還滅の四義を標準とし、以て前の流轉門に前十四、後の還滅門に八根を立つると說くものなり。

【五三】流轉の所依とは、三界に流轉する主體は識なり。その識の起る所依と成るものは六根なるを以て、六根を流轉の所依となすなり。

【五四】得とは、擇滅の得なり。信等の五根は一切有漏の善法を生ずる本なるが故に、四加行位に五根を修習する力に依りて、遂に見道以上に至りて、無漏智起り惑を斷じて擇滅得、初めて生ずるに至るが故に、還滅の所依なり。

【五五】初の無漏根とは、未智當知根のことなり。

【五六】次の無漏根は、已知根なり。

【五七】後の無漏根、即ち具知根は、最後に解脫の意樂を受用するなり。

無漏根は、得をして、現法樂住を受用せしむ。彼の所顯なるが故に。業煩惱は、內の六處の與めに、生因と爲るが故に、亦、立てゝ根と爲すに非ず。一一各別に、功能なきが故に。若し爾らば、眼等も應に亦、根に非ざるべし。意、喜、樂、捨は、應に無漏に非ざるべし。信等の五根は、應に有漏に非ざるべし。偏增に就きて說かば、此の義あるべし。應に中に於て、決定の執を起すべからず。諸の業煩惱は、定んで不共の增上の用なきが故に、立てゝ根と爲さゞるなり。

第三節　諸根の說明

[五八]已に根の義と、及び建立の因とを說きたり。當に諸根の一一の自體を說くべし。此の中、眼等、乃至、男根は、前に此の品中、已に其の相を辯じたり。謂はく、彼の識の依の五種の淨色を、眼等の根と名く。女男の二根は、身の一分に從つて、差別して立つ。命根の體は、是れ不相應なるが故に、不相應中、當に廣く分別すべし。信等の體は、是れ心所法なるが故に、心所法中、當に廣く分別すべし。樂等の五受と、無漏の三根とは、更に辯ずる處なきが故に、今、應に釋すべし。頌に曰はく、

身の悅ばしからざるを、苦と名く。　卽ち此の悅ばしきを、樂と名く。
及び三定の心の悅なり。　餘處には此れを、喜と名く。
心の悅ばしからざるを、憂と名く。　中は、捨なり。二別なし。
見と、修と、無學道とに、　九に依りて三根を立つ。

論じて曰はく、身とは、謂はく、[五九]身受なり。身に依りて、起るが故に。卽ち五識相應の受なり。悅ばしからずと言へるは、是れ損惱する義なり。五識と倶なる領觸受の內に於て、能く損惱する者を名けて、苦根と爲す。言ふ所の悅とは、是れ攝益の義なり。卽ち五識と倶なる領觸受の內に於て、

【五八】此の段は諸根の一一の自體を說明したものである。

【五九】身受（Kāya-vedanā）の身は、身根の身にはあらずして、積集の義を意味する廣義のものなり。卽ち眼等の五は極微の積集を自性とする故に身と名くるなり。依つて身受とは肉思とでも言ふべきものなり。

能く攝益する者を名けて、樂根と爲す。初靜慮の中の[六〇]三識と倶なる樂も亦、此の所攝なり。種類同じきが故に。第三靜慮の、意識と倶なる受の、能く攝益する者も亦、樂根と名く。彼の地は、更に餘の識身なきが故に。卽ち意と倶なる悅を立てゝ、樂根と爲す。意識倶生の悅受に、二ありて、第三定に在るを、說いて名けて樂と爲す。此の地中、[六一]喜貪を離るゝに由るが故に。第三定を除ける、[六二]下の三地中、說いて喜根と名く。喜貪あるが故に。此の二心の悅は、攝益の義同じ、行相は何んの殊ありて、分けて喜、樂と爲すや。行相、轉差別あるに由るが故に。若しは心の悅ありて、安靜に行轉するを名けて、樂根と爲し、若しは心の悅有りて、麁動に行轉するを名けて喜根と爲す。或は、復樂根の攝益は、殊勝なるも、喜根の攝益は、則ち是くの如くならず。此れに由りて、第三靜慮地の樂は、諸聖說いて、耽著せらるゝ處と爲す。

　意識と倶に、能く損惱する受は、是れ心の悅ばざるものなれば、名けて憂根と曰ふ。已に身心の悅、不悅の受に約して、行相の差別に、四受根を立てたり。言ふ所の中の捨は、二の別なき者なり。中とは、是れ非悅、非不悅の義なり。卽ち苦樂ならざるを、說いて捨根と名く。身心受の中、此れ定んで、何んの受なるや。應に此の受は、身心に通じて在りと言ふべし。苦と樂とは、何に緣りて、各、分けて二と爲し、不苦不樂のみ、唯、一根を立つるや。此れは、身心に在りて、差別なきが故に。謂はく、心の苦樂は、多分に躁動す。苦樂、身に在れば、則ち安住と爲す。不苦不樂は、身に在るも、心に在るも、行相に差なし。唯、安住なるが故に。又、心の苦樂は、[六三]多く分別より生ず。身に在りては然らず。境の力に隨ふが故に、阿羅漢等も亦、是くの如きを生ず。捨は、身心に在りて、倶に分別なく、處中の行相にして、任運にして起る。又、苦樂受は、身に在ると、心に在ると、怨に於けると、親に於けると、行相轉異なり。不苦不樂は、身に在るも、心に在るも、中庸の境に於て、行相に異なし。是の故に、苦樂を、各分けて二と爲し、不苦不樂は、唯、一根を立つるなり。

【六〇】　三識とは、眼・耳・身の三識なり。色界には鼻・舌の二根なければその二識はあらざるなり。

【六一】　喜貪（Prīti-rāga. 梵、Pīti-rāga. 巴）とは喜に味著することなり。此の味著によりて心麁動す。

【六二】　下の三地とは、欲界・初禪・二禪のことなり。

【六三】　多く。定より生ずる苦樂と、異熟より生ずる苦樂とを除くが故なり。

已に樂等の諸受の根の體を釋せり。三無漏根を、今、次に應に釋すべし。一一別に其の體を說くべからず。應に[六四]三道に就き、[六五]九に依りて總立すべし。意、樂、喜、捨、信等の五根、此の九、三道の中にて、卽ち是の三無漏根なり。謂はく、見道に在りては、意等の九法は、卽ち是れ未知當知根の體なり。未だ知らざるを當に知るべきの行相轉ずるが故に。若し修道に在りては、意等の九法は、卽ち是れ第二の已知根の體なり。餘の隨眠を斷除せんと欲する爲めの故に、已知の境に於て、數、復た了知するなり。無學道に在りては、意等の九法は、卽ち是れ第三の具知根の體なり。已れ已に知れりと知るが故に、名けて知と爲し、知を習ひて[六六]性を成ずるが故に、或は能く知を護るが故に、名けて具知と爲す。九根、相應して、此の事を合成す。故に意等の八も亦、此の名を得。是くの如く根の名は、二十二なりと雖も、而も諸根の體は、但だ十七あり。女男の二根は、身根の攝なるが故に、三無漏根は、九根に攝するが故に。

第二章　二十二根の諸門分別

第一節　有漏無漏門

[六七]是くの如く、已に根の體の不同を釋せり。當に諸門の義類の差別を辯ずべし。此の二十二根の中幾くか有漏、幾くか無漏なりや。頌に曰はく、

唯、無漏なるは、後の三のみ。　有色と、命と、憂と、苦とは、
當に知るべし、唯、有漏なり。　二に通ずるは、餘の九根なり。

論じて曰はく、次前に說く所の、最後の三根は、體、唯、無漏なり。是れ無垢の義なり。垢と漏と、名は異にして、體は同なり。七の有色根と、命と、及び憂と苦は、一向に有漏なり。七の有色

【六四】三道とは、見道・修道・無學道の三なり。
【六五】九とは意と樂と喜と捨と信等の五根となり。
【六六】性とは、具知の性のことなり。
【六七】此の段より以下、諸根の諸門分別をなす。その中、第一に有漏・無漏分別をなす。此の分別門は錫蘭上座部のそれと全く同一なり。

とは、眼、耳、鼻、舌、身、女、男の根なり。色蘊の攝なるが故に。九、二に通ずるとは、即ち前の所說の三無漏の攝なる意等の九根を、名けて無漏と爲す。餘の意等の九は、是れを有漏と名く。

[六八]有餘師は說かく、「信等の五根は、亦、唯、無漏なり。[六九]契經に、唯、聖の所有と說くが故に。又、世尊は說かく、『若し全く、此の信等の五根なくんば、我れ、彼れを、外の異生品に住すと說く』と。」此れは、誠證に非ず。[七〇]無漏根に依りて、此の言を說くが故に。云何にして、然ることを知るや。先に無漏の信等の五根に依りて、諸の聖位の差別を建立し已りて、此の言を說くが故に。全く此れ無くんばとは、此れは、即ち此れ前の所說の無漏の信等の根の義なり。若し爾らざれば、唯、應に說いて信等の根なしと言ふべし。應に此れを言ふべからず。[七一]或は、諸の異生に、略して二種あり。一には內、二には外なり。內とは、謂はく、不斷善根のものなり。外とは、謂はく、善根の已に斷ぜるものなり。外の異生に依りて、是くの如き說を作す。『若し全く此の信等の五根なくんば、我れ、彼れを、外の異生品に住すと說く』と。契經に、信等の五の、有漏に通ずるを證するありと爲んや、いなや。亦、有り。云何ぞ。謂はく、[七二]世尊の說かく、『我れ若し此の信等の五根に於て、未だ如實に、是れ[七三]集、[七四]沒、[七五]味、[七六]過患、出離と知らずんば、未だ此の天、人、世間、及び魔、梵等を超ゆること能はず。乃至、未だ[七七]阿耨多羅三藐三菩提を證得すること能はず。乃至、廣說』と。無漏法は、應に是くの如き次第の觀察を作すべきに非ず。又、說かく、『佛の未だ法輪を轉ぜざる時、先づ佛眼を以て、遍く世界を觀ずるに、諸の有情有りて、世間に處在して、或は生じ、或は長じ、上中下の諸根の差別あり』と。未だ法輪を轉ぜざるに、世間、已に無漏根の者あれば如來の出世は、則ち唐捐と爲らん。若し汝、此の所引の二經に於て、異なる分別をなさば、我れ當に復た殊勝の分別を以て、理の如く、遮遣すべし。故に信等の根は、定んで有漏に通ず。

【六八】有餘師とは、光寶兩師の釋によれば、化地部の說なりと爲す。蓋し化地部にては、世間信根なしと稱して、世間有漏の信等は堅固ならぬ故に信とは言ひ得るも信根とは言ひ得ずと說く。大衆部說も爾なり。異部宗輪疏下卷參照。

【六九】契經は、雜阿含二十六。

【七〇】無漏根云云。信等の五根の有漏に通ずるを明かす、第一の釋なり。

【七一】或は等以下第二釋なり、これは異生に二ありとして證を破するものなり。

【七二】世尊の說かく。雜阿含二十六。

【七三】集(Samudaya)とは因の義なり。

【七四】沒(Cyavana, Cavana)とは、今は果の義なり。

【七五】味(Āsvāda, Assāda)とは、味著すべき善き方面の義。

【七六】過患(Ādinava)とは、禍惡を招く惡しき方面の義、出離(Niḥsaraṇa, Nissaraṇa)、味と過患の兩方面を脫すること。

【七七】阿耨多羅三藐三菩提(Anuttara-samyak-sambuddha, Anuttara-sammā-sambuddha)とは無上なる正等の菩提の意にして、最勝なる全く正しき覺證の義なり。

第二節　異熟非異熟門

[七八]是くの如く、已に有漏、無漏を說けり。二十二根の中、幾くか是れ異熟、幾くか非異熟なりや。

頌に曰はく、

　命は、唯、是れ異熟なり。　憂と、及び後の八とは、非なり。
　色と、意と、餘の四受とは、　一一皆な二に通ず。

論じて曰はく、且らく分別なし。此の諸根の中、唯、一の命根のみ、定んで是れ異熟なり。

附論、留捨壽行に就て

如何ぞ此の命、分別なかるべきや。定の果の命根は、異熟に非ざるが故に。是くの如きの命根も亦、是れ異熟なり。[七九]邊際定を得る應果の苾芻、[八〇]僧衆の中、或は[八一]別人の所に於て、施思の果の故に。「我が能く富の異熟を感ずべき業は、願はくは、皆な轉じて、壽の異熟果を招かん」と、謂ふ。[八二]本論に說くが故に。

有餘の說かく、「彼れは、邊際定の力に由りて、前生の[八三]順不定受業を引取し、所感の壽命を、現に受用せしむ」と。復た、邊際定の力をして、前生の業の殘りの異熟果を引かしめんと欲するあり。

而も[八四]經主は言はく、「勝定力に由りて、未曾の諸根の大種の住する時の勢分を引取す。是の如きの命根は、是れ異熟に非ず。餘は是れ異熟なり」と。此の言は理に非ず。所以は何ぞ。且らく、彼れは、唯、說かく、「諸根の大種の住する時の勢分を、名けて命根と爲す」と。後に當に破すべきが如し。設ひ是くの如しと許すといへども、執に隨つて、彼れを長養、等流の性と爲すは、皆な理に應ぜず。且らく應に是れ長養の性と執すべからず。彼れ能く異熟果を防守するが故に。所防の異熟は、

【七八】此の一段は、第二に異熟非異熟門を分別したるものなり。錫蘭上座部は有部の分別と異なり、眼等の五と女男の七根は非異熟、苦樂捨の三根は異熟、未知・具知の二根は異熟法法、已知根は異熟にして異熟法法、命と憂と意と喜と信等の五の九根は、異熟と非異熟に通ずとなす。(Vibhaṅga, p. 125參照)

【七九】邊際定(Prāntakoṭika-dhyānam)とは、光師の釋に依れば第四禪のことにして、諸定の上品なるが故に邊際と名くとなり。

【八〇】僧衆とは、四人以上を正しく名けて僧と爲す。婆沙論百十六(大正藏二七・六〇二下)「四人以上方名日僧三人不爾」。

【八一】別人とは、慈定・無諍定等より起てる個人を言ふ。

【八二】本論とは、發智論卷十二(大正藏二六・九八一上)に出づ。

【八三】順不定受業。その報果を受くる時の不定なる業なる。

【八四】經主の言はく。俱舍論三・九右。これ經部の說にして經主これに明す。經部は有部の如く命根に別體ありと許さゞるを以て、彼れは諸根の大種が相續して住する時の勢

已に轉じ盡すが故に、應は異熟の相續、斷じ已りて、獨り長養あるべからず。太過失の故に。亦、應に是れ等流の性と執すべからず。眼等は、別の等流性なきが故に。無記は、善の等流の果に非ざるが故に。又、界は應に雜亂の過を成ずべきが故に。亦、應に是れ異熟の性と執すべからず。定は、欲界の異熟因に非ざるが故に。又、彼れ自ら是くの如きの事を許すが故に。然るに其の所說の迷謬は、詳にし難し。更に指陳するに任ず。彼れ何の法を名けて、此の命は異熟に非ずと言ふや。

尊者[八五]法勝は「此の命根も亦、異熟に非ず」と說くが故に、彼の論に說かく。「十三根あり、皆な二種に通ず」と。此れは本論の「一根は、業に非ず、是れ業の異熟なり。九根は、業に非ず、業の異熟に非ず。十二は、不定なり」と言ふに違す。

憂根と、及び後の信等の八根とは、皆な異熟に非ず。是れ[八六]有記なるが故に。經に、業に順憂受なる者ありと說く。受に相應するに依りて、順と言ふに、過なし。偏に順樂受等ありと言ふが如し。

何に緣りて、定んで憂は、異熟に非ずと謂ふや。此れは、是れ異熟とは、理に應ぜざるが故に。云何が應ぜざるや。欲貪を離れたる者に、隨轉せざるが故に。異熟は、然らず。設し隨轉すと許さば、應に苦根の如くなるべし。阿羅漢等も、亦、有なるを知るべし。而も實に有に非ず。經に遮する所なるが故に。契經に說くが如し。『設ひ、大師の般涅槃の位を見ても亦、愁等なし。又、無用なるが故に。善も亦、行ぜず。能く攝益するに非ず。喜根の如きが故に。何の相ぞ、彼れに無記の喜あるを知るや。彼の時、外の相なしと雖も、而も有り、內の分別より生ず。或は、彼の善の喜は、現行することあるべし。善の憂根は、彼は現起すべきに非ず。應に善に隨つて、相准じて無記を知るべし。無記の喜は、離欲道に達するに非ず。又、阿笈摩は、彼の喜あるを證す。契經に說くが如し。『彼れは、猶、喜の異熟を愛く』と。彼れは、黑品の憂根ありと言はず。故に知んぬ。憂根は、異熟法を越ゆと。餘根は二に通ずるの義、准じて已に成ぜり。謂はく、七の色と、意根と、憂を除け

分を假に命根と名くと爲すものなり。

【八五】法勝。阿毘曇の論師にして、阿毘曇心論四卷を造れる人なり。晉の僧伽提婆と慧遠との共譯なる現存の四卷本これなり。本論は婆沙論の太博なるを嫌ひて要義を略撰せしものなり。

【八六】有記（Vyākṛta, Vyākṛta）は無記に對する語にして、記すべき性ありて無記に非ざることなり。憂根は善・不善の性にして、信等の八根は唯是れ善性なり。異熟は無記性なり。

る餘の四受との十二は、一一皆な二類に通ず。七の有色根の、若し所長養のものは、則ち異熟に非ず。餘は、皆な異熟なり。意と、及び四受は、若しは善と、染汚なると、若しは、[八七]威儀路、及び[八八]工巧處、并に[八九]能變化とは、其の所應に隨つて、亦。異熟に非ず、餘は、皆た異熟なり。

第三節　有異熟無異熟門

[九〇]是くの如く、已に是の異熟等を說きたり。二十二根の中、幾くか有異熟、幾くか無異熟なるや。頌に曰はく、

憂は、定んで有異熟なり。　前の八と、後の三とは無なり。
意と、餘の受と、信等とは、　一一皆な二に通ず。

論じて曰はく、前の所辯の憂根の如きは、當に知るべし。定んで有異熟なり。「定」の言の意は、唯、有にして、無に非ざるを顯はす。非異熟因、無記、無漏を遮するが故に。唯、此の憂根は、是れ有異熟なりと顯示せんが爲めに非ず。有餘の根の一切は、皆な是れ無異熟と過ること勿れ。故に但だ、憂は、唯、有異熟なりと顯はす。次を越へて說くは、[九一]無記、無漏、若しは總、若しは別、皆な無異熟因にして、此の如きに非ざる中の有記、有漏なるは、要ず總じて、是れ有異熟因なることを顯はす。故に次を越へて說くは、深く有用と爲す。

眼等の前の八と、及び最後の三との、此の十一根は、定んで無異熟なり。[九二]八は無記の故に、三は無漏の故に。餘は、皆な二に通ず。義、准じて已に成ぜり。謂はく、意根と、餘の四受と、信等の言は精進等の四根を等取す。此の十は、一一皆な二類に通ず。

意と、樂と、喜と、捨とは、若し不善と、善との有漏ならば、有異熟にして、若し無記と、無漏とならば、無異熟なり。苦根は、若し善と、不善とならば、有異熟なり。若し無記なれば、無異熟

【八七】威儀路とは、威儀路に關する Airyāpathika と言ふ形容詞の譯にして、行住座臥等の威儀の依つて表はるゝ所の色香味觸の積集を體と爲す。今は威儀の中に活動する意と受とを取る。

【八八】工巧路(Śailpasthānika)同じく工巧處に關するといふ形容詞にして、工巧に身語二工巧の別あり。細工物をなすこと等は前者にして、歌唱等は後者なり。

【八九】能變化(Nairmāṇika)とは、通力を以て種々の變化をなすことなり。

【九〇】二の段は、有異熟無異熟門を分別す。有異熟とは、當來に異熟果を有するを言ひ、當來に異熟果なきを無異熟と稱す。

【九一】無記云云。無記とは强思(强分別)より起らざる故に言はれ、無漏とは、欲界の散地のものならざるが故に言はるゝものなり。

【九二】八とは、眼等の五、女男の二、及び命の一を合したる八と言ふ。

なり。信等の五根は、若し有漏なれば、有異熟、若し無漏ならば、無異熟なり。

第四節　三性門

[九三]是くの如く、已に有異熟等を説きたり。二十二根の中、幾くか善、幾くか不善、幾くか無記なるや。頌に曰はく、

唯、善なるは、後の八根なり。　憂は、善と、不善とに通ず。
意と、餘の受とは、三種なり。　前の八は、唯、無記のみなり。

論じて曰はく、信等の五根と、及び三無漏とは、一向に是れ善なり。[九四]次は後に居ると雖も、前便に乗ずるが故に、初に在りて説く。憂根は、唯、善、不善性に通ず。意と、及び四受は、皆な三性に通ず。眼等の八根は、唯、是れ無記なり。

第五節　界繫門

[九五]是くの如く、已に善、不善等を説きたり。二十二根の中、幾くか欲界繫、幾くか色界繫、幾くか無色界繫なるや。頌に曰はく、

欲と、色と、無色界とは、　次の如く、後の三と、
兼て、女と、男と、憂と、苦と、　并に餘の色と、喜と、楽とを除く。

論じて曰はく、欲界には、後の三無漏根を除く。彼の三根は、唯、[九六]不繫なるに由るが故に。准知するに、欲界繫には、餘の十九根あり。色界は、前の如く、三無漏を除き、兼て男、女、憂、苦の四根を除く。准知するに、十五根は、亦、色界繫に通ず。女男を除くは、色界は、已に婬欲の法を離るゝが故に。此れを除くは、因として須えて受用すること無きが故なり。有るが説かく、「此の身

【九三】此の段よりは、諸門分別の第四、三性門の分別を明せるものなり。錫蘭上座部説によれば眼等の五と、女男の二、命の一と、已知・具知の二根を合せたる十根は無記であり、憂根は不善であり、未知當知は善であり、楽苦・喜捨の四根は善あり無記あり、意と信等の五根の六根は三性に通ずとせり。

【九四】「次は」とは、「順序は」の意なり。

【九五】此の段よりは、諸門分別第五、界繫門を分別したるものなり。

【九六】不繫。Aparyāpannā とは煩悩の繋縛をはなれたることであつて、無漏界を意味す。

は、醜陋なるに由るが故に」と。此の說は、然らず。[九七]陰藏隱密は、醜陋に非ざるが故に。前說を善と爲す。然るに佛は、[九八]彼を置いて男品中に在りとす。[九九]契經に說くが如し。『[一〇〇]處も無く、[一〇一]容も無し。女身の梵と爲ること、處あり、容あり、男身の梵と爲ること』と。離欲威猛にして、男の用に似るが故に。大梵王を稱讚する言のあるが如し。

大梵は、丈夫の如し。　得る所は、皆な已に得たり。
離欲の道、威猛なるが故に、　說いて丈夫と爲す。

苦根を除くは、色界の中、損害の事なきが故なり。苦は、是れ損害の業の異熟なるが故に。有るが說かく、「彼の身は、極めて淨妙なるが故に」と。

憂根を除くは、彼の處、違逆の相あること無きが故に。又、[一〇二]奢摩他の相續を潤すが故に。有るが說かく、「色界は、離欲智を具す。憂は、是れ無智の等流果なるが故に」と。

無色は、前の如く、三無漏、女、男、憂、苦を除く。並びに、五色、及び喜、樂の根を除く。准じて、餘の八根の無色界繫に通ずるを知る。

第六節　三斷門

[一〇三]是くの如く、已に欲界繫等を說きたり。二十二根の中、幾くか見所斷、幾くか修所斷、幾くか非所斷なるや。頌に曰はく、

意と、三受とは、三に通ず。　憂は、見と、修との所斷なり。
九は、唯、修所斷なり。　五は、修と、非となり。三は、非なり。

論じて曰はく、意、喜、樂、捨は、一一、三に通ず。憂根は、唯、見修所斷に通ず。無漏に非ざるが故に。七色と、命と、苦とは、唯、修所斷なり。有色、無汚、非六生なるが故に。無漏に非ざ

【九七】陰藏隱密とは、陰藏は佛の陰莖のことなり。佛の陰莖は腹中に藏して現見せざらしむれば陰藏と言ふなり。隱密はかくれてあらはれざるを言へるなり。
【九八】彼とは、色界の有情のことなり。
【九九】契經は、中阿含二十八、瞿曇彌經のことなり。
【一〇〇】處とは、道理、ことわりの義なり。
【一〇一】容とは、容有の義、即ち可能性の意なり。
【一〇二】奢摩他 Samatha とは、禪定七名の一なり。止、寂靜等と譯す。心を攝して緣に住し、散亂を離るゝなり。
【一〇三】是の段よりは、諸門分別の第六、三斷門分別なり。錫蘭上座部の說によれば、眼等の五、女男の二、命の一、樂苦喜捨の四、三無漏根の三、合して十五根は非所斷にして、憂根は見所斷にして且つ修所斷なること本論に同じ

るが故に。信等の五根は、或は修所斷、或は非所斷なり。善有漏、及び無漏に通ずるが故に。最後の三根は、唯、非所斷なり。皆な是れ無漏、無過の法なるが故に。豈に聖道も亦、所斷ならざらんや。契經に言ふが如し『應に知るべし、聖道は、猶し船筏の如し。法、尚ほ應に斷ずべし、何に況んや非法をや』と。此れ見修二道の所斷に非ず。[104]無餘依涅槃界に入る位に捨するが故に、斷と名く。

第三章　二十二根と得

第一節　三界初生位の初得根

[105]已に諸門の義類の差別を說きたり。當に初得の異熟の諸根を說くべし。幾くの異熟根の、何れの界に、初めて得るや。須く初め異熟根を得る者を問ふべし。無染心の能く續生するに遮するが故に。

頌に曰はく、

欲の胎、卵、濕生は、　初めに、二の異熟を得す。
化生は、六、七、八なり。　色は、六なり。上は、唯、命のみ。

論じて曰はく、欲の[106]胎と、卵と、濕との生は、初めの受生の位には、唯、身と、命との二の異熟の根を得す。[107]觀行者は言はく、「此の初めの生の位に、亦、眼等の種子を具得すること有り。然も、但だ身根は、能く自識を生ずるも、眼等は爾らず、故に、唯、二と說く。或は、生盲等は、[108]續生の時に於て、眼等の根なく、但だ此の二あり」と。此の言は理に非ず。所以は何ぞ。初めの續生の時は、五識なきが故に、胎、卵、濕を擧げて、化生を除くことを顯はす。化生の色根は、漸く起ること無きが故なり。此れは異熟を辯ぜるなり。[109]意と、捨との時を說かざるは、彼れ定んで染

く、信等の五根と、意根との六根は三斷に通ずと說く。

【一〇四】無餘依涅槃。Anupadhi-śeṣa-nirvāṇa 依とは苦の所依たる身體なり。苦の依身を有せざるを無餘依涅槃と言ふ。

【一〇五】此の段よりは、二十二根と得との關係を辯ず。その中先づ最初に三界初生位の初得根を述ぶ。

【一〇六】胎と云云。胎とは胎生(Jalābuja-yoni)の義にして、胎藏より生ずるものあり。卵とは卵生(Aṇḍaja-yoni)の義にして、卵殼より生ずるもの、濕は濕生(Saṁsedaja-yoni)の義にして、濕氣より生ずるもの、化は化生(Opapātika-yoni)の義にして、托する所なくして頓に生ずるものゝことなり。

【一〇七】觀行者。瑜伽師のこと。

【一〇八】續生とは、中有の位を去りて、生有の初に到れる位をいふ。

【一〇九】意と捨云云。意捨の二根は續生の時に起りつゝあるも、父母に愛恚を生ずる染汚の故に、今は異熟の中に入れずとの意なり。

にして、異熟に非ざるが故なり。爾の時、亦、信等の諸根を得するも、異熟に非ざるが故に。此の中に說かず。羯頼藍の位に、色等の異熟生の法を得ると雖も、而も體、根に非ざるが故に、此に說かざるなり。

化生の初位には、六と、七と、八とを得す。[一〇]無形は、六を得す。[一一]劫初の時の如し。六とは、謂はく、眼、耳、鼻、舌、身、命なり。[一二]一形は、七を得す。諸天等の如し。二形は、八を得す。惡趣には、二形の化生ある容し。

[一三]色の初めは、六を得す。欲の化生の、無形者の如く說く。上は、唯、命とは、謂はく、無色界は、定と生と倶に勝るゝが故に、名けて上と爲す。彼れの初めは、唯、異熟の命根を得す。此れに由りて、證知す、命根は、實有なりと。此れ若し非有ならば、何の根を得るが爲めに、無色に生ずと名くるや。善、染汚を、業果の生と名くるに非ず。未だ彼の生の現起すべきを受けざるが故に。又、異熟の心は、續生の理なし。唯、染心、能く續生すと許すが故に。過去、未來は、有に非ずと論ずれば、爾の時、三世の異熟は、皆な無なり。異熟、既に無ならば、生、何に依りて說かんや。妄計を馳せて、以て己が宗を立つると雖も、必ず應に生の依たる實法有りと許すべし。

第二節　三界死位の終滅根

[一四]異熟根の最初の得を說き已れり。當に最後に滅する所の諸根を說くべし。何れの界の死する時に、幾くの根が後に滅するや。頌に曰はく、

正しく死する時、諸の根を滅すること、　無色は三なり。色は八なり。
欲の頓は、十と九と、八となり。　漸は四なり。善は五を增す。

論じて曰はく、且らく、染汚、及び無記心の正しく命終の時の根の滅の多小を說かん。謂はく、

【一〇】無形とは、女・男の根なきものなり。
【一一】劫初云云。世界の最初の有情には、男女なく、六根頓得なりとの定說なり。
【一二】一形とは、男女の一根ある者なり。
【一三】色とは、色界のこと。
【一四】此の段に於て三界の死位に於て終滅する根に就いて論ず。

無色界にて、將に命終せんとする時、命、意、捨の三、最後に滅す。無色は、唯、捨受のみありて、餘は非ざるなり。又、無色の言は、彼の有色を遮す。有餘師の說かく「彼れは有色の故に、若し實物の命根ありと說かずんば、何んの異熟の斷ずるを無色の死と名くるや」と。若し異熟の四蘊、斷ずるが故に、彼れを死と名くと言はゞ、善、染汚の心、現前する位を、應に亦、死と名くべし。若し彼の地の所受の異熟、猶ほ未だ盡きずと言はゞ、如何ぞ、受けずして、而も盡くる期あらんや。善染汚の心、現在前する位に、當に彼れ何の業異熟を受くと言ふべきや。現前せざるを名けて、受くと爲すべきに非ず。若し彼の異熟の習氣に於て、業、隨轉するが故に、名けて受くと爲すと謂はゞ、理も亦、然らず。所執の習氣、極成するに非ざるが故に。太過失の故に。異熟は盡すと雖も、習氣は隨ふが故に。業の習氣の如く、應に死期なかるべし。若し異熟、盡き、習氣となくんば、業も亦、應に餘の習氣あるべからず。若し習氣は、現の異熟の我の如く得るに望むと言はゞ、應に我の如く得る異熟起らざれば、習氣は則ち無かるべし。又、異熟の習氣の隨轉するを、受異熟と名くに非ず。彼の性に非ざるが故に。又、汝が所執の習氣は、理として無きこと、後に當に廣く辯ずべし。故に定んで應に、續生心より命終心に至るまで、別に實法ありて、名けて異熟と爲し、恒に相續して轉じ、彼れ若し斷ずる時、無色の死と名くと許すべし。

色界に死する時には、八根、後に滅す。謂はく、眼等の五、及び前三根となり。[一一五] 化生の生死には根の缺くること無きが故に。

欲に頓死する時、十と、九と、八と滅し、一形は、十を滅す。謂はく、女男根、及び前說の八なり。二形は、九を滅す。無形は、八を滅す。

若し漸死する時は、身、命、意、捨の四根、後に滅す。此の四は、必ず前後に滅するの義なし。

若し三界に在りて、善心にして死する時は、一切の位中、數、各五を增す。善心は、必ず信等の

【一一五】化生云云。これは、色界に生るゝは胎・卵・濕の何れにもあらず化生なるが故にかくいふなり。

根を具するが故に。謂はく無色に於ては、增して、八根に至り、乃至、欲界の漸終は、九に至る。

第三節　二十二根と四果

二六 復た應に思擇すべし。二十二根の幾くか能く何れの沙門果を證得するや。沙門果は、非根も亦、得すと雖も、此れは根を辯ずるが故に、但だ諸根を問ふ。頌に曰はく、

九は、邊の二果を得す。　七と、八と、九とは、中の二なり。
十一は、阿羅漢なり。　一の容有に依りて說く。

論じて曰はく、邊とは、謂はく、二七預流、阿羅漢果なり。中とは、謂はく、二八一來と、及び二九不還果なり。且らく豫流果は、九根に由りて得す。謂はく、意と捨と信等と初めの二無漏根なり。

三〇 此の果と向とは、未至地の攝なり。故に、唯、捨あり。云何が、此れ已知根に由りて得るや。離繫得と、解脫道と、俱時に起るに由るが故に。若し爾らば、何に緣りて、唯、無間道は、能く離繫果を得すと說くや。唯此は能く斷じ、離繫得は能障の得と生するが故に。此れに由るが故に、彼の離繫得は、唯、是れ無間道の等流の三一士用果なりと說く。若し爾らば、解說道は、果と、及び得に於て、何の功能あるや。離繫と、及び能得は、無間道に由り、此の果に非ざるが故に。

有るが說かく「無間道は、是れ解脫道の眷屬なるが故に、無間道の所作は、即ち解脫道の所作と名く。臣の所作の、王作の名を得るが如し」と。

西方の諸師は說かく「解脫道は、離繫得に於て、能く作證するが故に」と。

此の說は、然らず。離繫は、應に是れ三二彼の道果なるべきが故に。後に當に廣く辯ずべし。今は且らく略釋せん。解脫道は、沙門果に於て、同類因に非ずと雖も、而も是れ三三相應俱有因なるが故に、彼の果を得すと名く。亦、失あること無し。沙門の體、更に互に相依りて、得生するを以ての

【二六】此の段に於ては、二十二根と四果との關係を論じたものである。卽ち幾くの根を用ひて、沙門果の何れを得するかを明かせるものなり。

【二七】預流。Srotāpatti, Srotāpatti とは聖者の初位にして、凡夫位をすてゝ聖道の流に預れる位なり。

【二八】一來。Sakṛdāgāmi, Sakṛdāgāmi とは欲界・九品の修惑中、前六品を斷じて、尙ほ三品を殘し、その三品の力によりて、尙一度、欲界に生を受けざるべからざる位をいふ。

【二九】不還。Anāgāmi とは欲界九品の修惑を斷盡して再び欲界に還生せざる聖者位を言ふ。

【三〇】此の果と云云。此の果と向の此の二は、勿論預流のことであるが、此れ等が未至地の攝なりとは、未至地とは、未至定を得たる地を言ふのであるが、未至定とは、初禪の近分定を言ふものである。故に此の全體の意は、聖道に於て、その聖果と、それが忍位なる向とは、未至地の攝なりと意なり。

【三一】士用果。Puruṣakāraphalaṁ 六因中の俱有因と相應因より來る果にして、造作の力用に依つて得る果なり。

故に、展轉相ひ望みて、士用果と爲る。誰か復た能く遮せん。若し加行、無間、勝進も、應に亦、爾るべしと言はゞ、許すとも亦、先なし。或は已知根も亦、同類因と爲りて、能く預流果を得す。謂はく、轉根の時、阿羅漢の如き、容有の說に就きて、亦、過あること無し。

阿羅漢果も亦、九根にて得す。謂はく、意と信等と後の二無漏と、樂、喜、捨の中の一種を隨取するとなり。此の果と、及び向とは、[一二四]九地の攝に通ずるが故に、三受に於て、其の一を隨取するなり。

中間の二果は、一一皆な七と、八と、九の得に通ず。世、出世の道の次第と超越との證の差別の故に。且らく一來果の次第證の者は、[一二五]世間道に依りては、七根に由りて得す。謂はく、意と及び捨と信等の五根なり。[一二六]出世道に依りては、八根に由りて得す。謂はく、卽ち前の七根と、已知根の第八となる。[一二七]倍離(はいり)欲貪(よくとん)の超越證の者は、預流果の如く、九根に由りて得す。不還果を證するも、應に知るべし、亦爾なりと。總例は然りと雖も、而も差別あり。[一二八]全離欲貪の超越證の者は、依地、別なるが故に、三受は一に隨ふ。次第證の者は、若し第九の解脫道中に於て、根本地に入れば、世間道に依りては、八根に由りて得す。喜を第八と爲す。出世道に依りては、九根に由りて得す。已知の第九となり。若し阿羅漢も亦、九根にて得す。[一二九]發智論に違す。彼に「幾くの根、阿羅漢を得するや」と問ひて、「十一なり」と答ふるが故に。三受は、定んで俱時に起ることなきが故に、但だ九に由りて得す。十一根と言ふは容有(ありうべき)に依りて說けるなり。謂はく、一補特伽羅あり。無學の位より、[一三〇]數々退し已りて、樂、喜、捨に由りて、數、復た還得すること有る容し。[一三一]不還果は、此れに同じき失あるに非ず。次第に樂根の得すべきこと無きが故に。超越は、退失あるべきこと無きが故に。

【一二二】彼の道果とは無間道の果の意なり。

【一二三】相應俱有因云云。相應因は心と心所との法の必ず同時に相應じて生ずるを言ひ、俱有因は二個以上の法の相依つて生ずるを言ふ。相應因は、此の俱有因の心心所の場合を特に述べたるものなり。これに依つて知らるゝが如く、離繫と無間道と解脫道との關係は、離繫が無間道に於て行ぜられると同時に解脫道として、その離繫の果を得することは心と心所との關係に同じきを以てかく言ふ。

【一二四】九地とは、未至・中間・四根本、下三無色の九地なり。初定・二定によるものは喜愛と相應し、第三定によるものは樂受と相應し、未至又は下三無色によるものは捨受と相應するが故なり。

【一二五】世間道の次第證の場合とは、世間道とは、有漏の六行觀とて、下地は麁・苦・障なり、上地は靜・妙・離なりと觀じて、欲界修惑の前六品を斷ずるをいふ。この世間道には、無漏なきを以て、無漏を除いて七根のみあるなり。次第證とは、初果より順次に進むものゝことなり。

【一二六】出世道。Lokuttara magga とは、無漏道のこと

第四節　根の成就に關する二十二根相互の關係

[一三二]復た應に思擇すべし。何れの根を成就せば、彼の諸の根の中の、幾くを定んで成就するかを。頌に曰はく、

命、意、捨を成就すれば　各、定んで三を成就す。
若し樂、身を成就すれば、　各、定んで四を成就す。
眼等、及び喜を成ずれば、　各、定んで五根を成ず。
若し苦根を成就すれば　彼れは定んで七を成就す。
若し女と、男と、憂と　信等とを成ぜば、　各、八を成ず。
二の無漏は十一なり。　初めの無漏は、十三なり。

論じて曰はく、命、意、捨の中、一を成就するに隨つて、彼れは、定んで[一三三]是くの如きの三根を成就す。此の三の中、闕くることあれば　成就するに非ず。皆な一切の地と、及び依とに遍するが故に。信等の五根は、一一の地に遍するも、一切の依に非ず。餘の十四根は、[一三四]二倶に遍に非ず。故に、命等を成ずれば、唯、定んで三を成ず。餘は、或は成就、或は不成就なり。云何が眼等の四根を成就するや。色界と、全欲界に生ぜば、少分の身根生ず。欲色界の全に在りては、女男生ず。欲界に在りては、少分の樂根生ず。欲と、下の三定と、及び聖生の上に存りては、喜根生ず。欲と、下の二定と、及び聖生の上に在りては、苦生ず。欲界の全は、憂と、欲貪とを未だ離れず。信等の五根は、若し不斷善と、三無漏根を已に得して、未だ捨せざると、是くの如きの諸位は、各、定んで成就す。此れを除く餘の位は、定んで成就せず。

[一三五]若し樂根を成ずれば、定んで四を成就す。謂はく、命、意、捨、樂なり。[一三六]若し身根を成ずるも

なり。之れは重觀無漏と稱して、先に見惑を斷じて初果を得し、次に重ねて無漏智を超して屢四諦の理を觀じ、修惑を斷ずるなり。

【一二七】倍離欲貪。Bhūyo-vīta-rāga とは、更に餘の行相（六行觀）を以て欲貪を離れたりとの義にて、この倍離欲の人は、見道に入るや、第十五道類智忍より、初果に入ることなく、直に第二果に進むを以て超越證といふなり。

【一二八】全離欲貪。Sakala-vīta-rāga とは、凡夫の位に有漏の六行觀を以て欲界九品の修惑を全べて斷盡せるものなり。

【一二九】發智論は十五卷（大正藏二六・九九四下）に出づ。

【一三〇】數々退し云云。無學位に退ありや、否やに就いては部派内に異論のあることとなれど、有部に於ては退ありと立つるものなり。從つて又、無學位をとり戻すこともあり得るわけにて、無學位を三度退墮して、三度取り戻す時、その際一度は第三定の樂根により、一度は初定の喜根により、一度未至定等の捨根に依りて取り戻すとせば、之れを總じて數ふる時、十一根得となるわけなり。

【一三一】不還果云云。不還果

亦、定んで四を成ず。謂はく、命、意、捨、身なり。餘は或は成就し、或は成就せず。前の如く應に思ふべし。[一三七]若し眼根を成ずれば、定んで五を成就す。謂はく、命、意、捨、身根、眼根なり。耳、鼻、舌の根も、應に知るべし、亦、五を成ず。前四は眼の如く、第五は自根なり。[一三八]若し喜根を成ずるも亦、定んで五を成ず。謂はく、命、意、捨、樂根、喜根なり。[一三九]第二定に生じて、未だ彼の貪を離れずば、但だ第三の染汚の樂受を成ず。[一四〇]若し苦根を成ずれば、定んで七を成就す。謂はく、身、命、意、四受なり。憂を除く。[一四一]若し女根を成ずれば、定んで八を成就す。七は苦に說くが如し。第八は女根なり。男と憂も亦、八なり。七は苦に說くが如く、第八は自根なり。[一四二]信等も亦、八なり。謂はく、命、意、捨と、信等の五根となり。若し女男、倶に成ずれば、彼れは定んで、十五を成ず。[一四三]若し具知根を成ずれば、定んで十一を成就す。謂はく、命と意、樂、喜、捨の根と、信等の五根と、及び具知根となり。已知根も亦、爾なり。自根等と十一なり。[一四四]若し未知根を成ずれば、定んで十三を成就す。謂はく、身、命、意、苦、樂、喜、捨、信等の五根と、及び未知根となり。漸命終の位には、傳說す。深心に生死を厭ふが故に、能に見道に入る。

第五節　根成就の數的局限

[一四五]是くの如く、已に位の定んで成就し、補特伽羅の定んで成ずるを說きたり。當に諸の極少なるは、幾くの根を成就するや。頌に曰はく、

極少なるは八なり。無善は、　受と、身と、命と、意とを成ず。
愚の無色界に生ずるは、　善と、命と、意と、捨とを成ず。

論じて曰はく、已に善根を斷じたるものを、名けて無善と爲す。彼れ、若し極少なるは、八根を成就す。謂はく、五受根と、及び身と、命と、意となり。漸捨命に據るは、唯、身根を餘す。愚と

は、その超越證にありては、退の義なきを以て、九根の得にて過なしとの意なり。即ち不還果は、阿羅漢果と同じく、九根により、然も喜樂捨の五受の中、何れなりともその中の一を以て果を得するが故に、かゝる辯明を要とせるなり。

【一三二】此の段は、根の成就に關する二十二根相互の關係を論じたるものなり。

【一三三】是くの如き三根とは、命意捨の三をいふ。

【一三四】二とは、地と依との二なり。

【一三五】若し樂根云云。第三・四頌を釋せるものなり。此の内に身根を除くは、聖者が無色界に生ずる時は、第三定の無漏の樂根を成就するも身根は成就せざるなり。

【一三六】若し身根云云、これは凡夫が第四禪に生ぜる時なり。

【一三七】若し眼根云云。これは第五・六頌を釋せるものなり。

【一三八】若し喜根云云。欲界と初禪なり。

【一三九】第二定云云。此の文は倶舍論三・十七左の此れに相當する箇處を對照して明かに解しうるものあり。第二定にあつて樂根のある理由は（第二定には喜根あるも樂根はな

は、謂はく、異生なり。未だ諦を見ざるが故に。彼れは、無色に生ずるも亦、八根を成ず。謂はく、信等の五と、及び命と、意と、捨となり。定の數に由るが故にと、及び愚を說くが故に、善の言は三無漏根に濫せず。

【一四六】諸の極多の者は、幾くの根を成就するや。頌に曰はく、

極多なるは、十九を成ず。　二形は、三淨を除く。
聖者の未だ欲を離れざるは、　二淨と、一形とを除く。

論じて曰はく、諸の二形の者にして、眼等の根を具するは、三無漏根を除いて、餘の十九を成ず。無漏を淨と名く。【一四七】二縛を離るゝが故に。若し聖の有學の未だ欲を離れざるものの、極多を成就するも亦、十九を具す。二無漏を除き、及び一形を除く。二無漏とは、謂はく、具知根と、前の二の隨一なり。一形と言ふは、二形、及び無形は聖法を得ること無きが故なり。

き筈なり、その故は、初禪に於ける樂根は已に有漏法なりとして捨し、然も未だ第三定を修得せぬ故に第三定の上地の樂根も亦成就せぬを以てゞある)、此の第二定の人は、未だ第三定の煩惱を斷盡せざるに由りて、第三禪の煩惱と相應する染汚の樂根を成就すとの意なり。

【一四〇】若し苦根云云。これは第七・八頌を釋せるものなり。憂の除かるゝは離欲者なるが故なり。

【一四一】若し女根云云。これは第九・十頌を釋せるものなり。

【一四二】信等云云。こゝに身根等を除くは、無色界の異生は身根等を成就せざる故にて、此の故に喜樂等を除けるなり。

【一四三】若し具知根云云。これは第十一頌を釋せるものなり。

【一四四】若し未知根云云。これは第十二頌を釋せるものなり。此の根を成就する人は、見道の行者なり。見道に入るものは必ず欲界の身に局る故に、身苦を加ふるなり。但し已離欲の人にして初めて見道に入るが故に憂根を除くものなり。

【一四五】此の段に根の成就に於ける數的の局限に就いて論じたるものなり。

【一四六】此の段は根成就の最大限に就いて論じたるものなり。

【一四七】二縛とは、相應縛と所緣縛の二をいふ。相應縛とは心が之れと相應して起る煩惱の爲めに繫縛せらるゝこと、所緣縛とは、同じく、心が所緣の境に縛せらるゝことなり。

卷の第十

〔辯差別品第二の二〕

第四章　諸法の生起と諸法相互の關係

第一節　法の生起に必倶なる諸法

[一]界を分別することに因りて、已に廣く根の諸行の倶生を辯じたり。今、應に思擇すべし。何に緣りてか、諸行の倶生を思擇するや。邪宗を遣り、正理を顯はさんが爲めの故なり。謂はく、或は、諸行は因なくして自然に起るを執するあり。或は、復た一因に由るが故に、諸行生ずることを得ると執するあり。或は、復た自性等の不平等の因に由りて、諸行を生ずと執するあり。或は、復た諸行の生ずる時、唯、前生を用ひて、因と爲すが或に起ると執するあり。此等の種々の邪宗を遣り、正理を顯生せんが爲めの故に、應に思擇すべし。此の中、諸行に、略して二種あり。一は有色、二は無色なり。無色に三あり。一は[二]心、二は[三]心所、三は[四]心不相應行なり。

第二節　色法の倶生

[五]有色に二あり。一は是れ極微聚、二は非極微聚なり。初めの極微聚に、復(また)二種あり。一は欲界繫、二は色界繫なり。初めの欲界繫に、復た二種あり。一は無根聚、二は有根聚なり。此の中、且らく極微聚の色を辯ぜん。頌に曰はく、

欲の微は、聲無く、　根なければ八事あり。

【一】此の段より以下に於ては、諸法の生起と、諸法相互の關係に就いて論じたるものにて、その中而も第一に法の生起に必ず倶なる諸法を辨ずるものなり。

【二】心。Citta 心王・六識。

【三】心所。Cetasika 六識以外の凡て心作用を言ふ。

【四】心不相應行。Citta-viprayukta-saṁskārā, Citta-vipayutta-saṅkhāra とは色心二法に非ざる一種の法にして得、非得等の十四を言ふ。

【五】有色云云。此の段は先づ諸法中に於ても色法の生起に於て、必ず倶なる諸法を辨ずるものにて、而も先づ欲界に於ける、それを述せるものである。

身根あるは、九事なり。　　十事は、餘根あり。

論じて曰はく、有對色の中の、最後の細分の、更に析すべからざるを、名けて極微と曰ふ。謂はく、此の極微は、更に餘色を以て、覺慧し、分析して多と爲すべからず。此れを卽ち說いて、色の極少と爲す。更らに分なきが故に、極少の名を立つ。一刹那を、時の極少と名くるが如し。更に析して半刹那と爲すべからず。是くの如き衆微展轉和合し、定んで離れざる者を、說いて微聚と爲す。此れは、欲界に在りては、聲なく、根もなき時は、八事倶生して、隨つて一も滅せず。云何が八事なるや。謂はく、四大種と、及び四が所造の色、香、味、觸なり。此れ若し聲あれば、卽ち九事を成ず。而も說かざるは、大種の相擊に因るが故に生ずるを顯はすなり。色等の如く、恒時に有るに非ざるが故に。聲なくして、根ある諸の極微聚あり。此れが倶生の事は、或は九、或は十なり。身根のある聚は、九事倶生す。八事は前の如く、身を第九と爲す。

餘の根ある聚には、十事倶生す。九事は、身の如く、眼等の一を加ふ。眼、耳、鼻、舌は、必ず身を離れず。身に依りて轉ずるが故に。四根は、展轉し相ひ離れて生ず。處各別なるが故に。此の根ある衆の、若し聲の生ずるあらば、所生の聲を加へて、[六]十、十一を成ず。此れ有執受の大種を因と爲すが故に、諸根と相ひ離れずして起る。說かざる所以は、前の如く應に知るべし。

色界は、唯、香、味の二事を除き、餘は欲界に同じ。故に別に說かず。

若し事と言ふは、[七]體に依ると、[八]處に依ると太少、太多の過失を成ずと謂ふは、所依、能依、體に依り、處に依り、差別して說くが故に、過失あることなし。謂はく、所依の事は、體に依りて、說く。若し能依の事は、處に依りて說く。或は、唯、體に依るも亦、失あることなし。此の中に、定んで倶生と說くに由るが故に。形色等の體は、決定してあるに非ず。光明等の中、則ち有ること無きが故に。或は、唯、處に依る。然るに多の誹謗を遮遣せんが爲めの故に、別して大種を說く。

【六】十は、九事倶生の內身の有身微聚、十一は十事倶生の眼等なり。

【七】體とは、色法ならば、靑黃赤白の顯色、長短等の形色乃至觸境ならば、十一種の觸境の各體性の別なるをいふ。

【八】處とは十二處なり。

多の誹謗とは、謂はく、或る〔が〕謗つて言はく、「大種造色、別に性あること無し」と。或は、復た謗つて言はく、「別の觸處所造の色體なし」と。或は、復た謗つて言はく、「一切の聚は、皆な一切を具するに非ず」と。或は、復た謗つて言はく、「數決定せず」と。別して大種を説かば、此の謗は、皆な除かる。若し大種は、各各、別に造色の果を生ずと言ふが故に、應に多を成ずべしとは、其の理、然らず。類に約して説くが故に。

第三節　心心所不相應三法の倶生

〔九〕已に有色の決定して倶生するを説きたり。無色の倶生を、今、次に當に説くべし。頌に曰はく、

心と心所とは、必ず倶なり。　諸行は、相と、或は得となり。

論じて曰はく、心と心所とは、必定して倶生す。隨つて一を闕く時は、餘は曾つて起らず。諸〔一〇〕行とは、卽ち是れ一切の有爲なり。所謂、有色、無色の諸行なり。前の「必倶」の言は、應に此に流至すべし。謂はく、有色等の諸行の生ずる時、必ず〔一一〕生等の四相と倶起す。「或は得」と言へるは、謂はく、諸行の內、唯、有情法のみ、得と倶生す。「或」の言は、此れが諸行に遍せざるを顯はす。

第五章　心所法

第一節　心所法とは如何

〔一二〕前の所說の四の有爲の中に於て、色と心とは、前品に說けるが如く、廣く辯じたり。心所等の法は、猶ほ未だ廣く辯ぜず。今、先づ諸の心所法を廣く辯ずべし。頌に曰はく、

心所に、且らく五つあり。　大地法等の異なり。

論じて曰はく、諸の心所法に、且らく五品あり。大地法等の別異あるが故に。此れ復た、云何ぞ。

【九】此の段に於ては、心心所不相應の三法の倶生に就いて論ずるものなり。

【一〇】行、Saṃskāra, Saṃskhāra 作られたるものの義にて有爲法のことなり。隨つて無常にして遷流す。

【一一】生等の四相とは、生・住・異・滅の四相なり。生とは法を生起せしむる原因、住とはその法を一定期間內、その形を維持し得せしむる原因、異とはかく住する法を、それ自ら變化あらしむる原因、滅とはかゝる法の存在形式を失はしむる原因法なり。

【一二】此の段は、心所法に就いて論じ、先づ第一に心所法とは如何なるものかを明す。

一には大地法、二には大善地法、三には大煩惱地法、四には大不善地法、五には小煩惱地法なり。地とは、謂はく、容止處なり。或は、謂はく、所行處なりと。[13]若し此は、是れ彼の容止所行なれば、卽ち此を說いて、彼の法の地と爲す。地は卽ち是れ心なり。[14]大法の地の故に、名けて大地と爲す。

[15]此の中、若し法、大地の所有なるを、大地法と名く。謂はく、法の遍く、一切の品類、一切の心と倶生するなり。此れに由るが故に、心は大地法に非ず。心と倶生するに非ざるが故なり。彼の法は是れ何ぞ。頌に曰はく、

受と、想と、思と、觸と、　欲と、慧と、念と作意と、
勝解と、三摩地とは、　一切の心に遍ず。

論じて曰はく、所依の身に於て、能益し、能損し、或は倶に相違す。愛と非愛と倶の相違の觸を領するを、說いて名けて[16]受と爲す。男女等の境の差別の相を執取する因を安立して、說いて名けて[17]想と爲す。心をして、善、不善、無記を造作して、妙、劣、中の性を成ぜしむるを、說いて名けて[18]思と爲す。思あるに由るが故に、心をして、境に於て、動作の用あらしむ。猶し、磁石の勢力、能く鐵をして、動用あらしむるが如し。根、境、識の和合に由りて生じ、能く受の因と爲り、觸對する所あるを、說いて名けて[19]觸と爲す。希求して境を取るを、說いて名けて[20]欲と爲す。所緣の邪正等の相を簡擇するを、說いて名けて[21]慧と爲す。境に於て明記して、忘失せざる因を、說いて名けて[22]念と爲す。心心所を引き、所緣に於て、警覺する所あらしむるを、說いて[23]作意と名く。此を卽ち世間は說いて留意と爲す。境に於て、印可するを、說いて[24]勝解と名く。有餘師の言はく、「勝は、謂はく、增勝なり。解は、謂はく、解脫なり。」と。此は能く心をして、境に於て、無礙自在に轉ぜしむ。勝戒等の如し。心をして亂なく、所緣の境を取りて、流散せざらしむる因を、[25]三摩地と名く。

【一三】所行處とは、心王が彼の心所の行ずる所依なる時、その心王を地といふとなり。
【一四】大法。Mahā-dharma とは、受等の心所なり、一切の心に遍通して倶起する故に大法といふ。此の大法を有し、それ等の所依處として、統率者として、倶起する心王を大地と稱す。
【一五】此の中云云。これより以下は大地法に就いて論じたものである。大地法 (Mahābhūmikādhammā)とは、大は遍き意味にして、一切の心に遍通して、倶起する心所を大地法と言ふ。
【一六】受。Vedanā は、感情とも言ふべき心作用にして、快・不快、その何れにもあらざるものとの、三種の心作用なり。
【一七】想。Saṃjñā. Saññā とは、智覺、又は表象作用なり。
【一八】思。Cetanā とは、意志作用なり。
【一九】觸。Sparśa, Phasso とは、根境識の三を相合して生ずるものにして、受とは別に、感覺に相當する心作用なり。
【二〇】欲。Chanda は、意志の動機なり。
【二一】慧。Prajñā, paññā とは、邪正を簡擇する心作用にして判斷作用とでも言はるべ

二六 彼の上座の言はく。「所計の十大地法の如きは無し。此れは但だ三種なり。經に受、想、思を俱起すと說くが故に。」豈、彼の經も亦、觸ありと說かずや。彼の經に三和合の觸と言ふが如し。「經に觸ありと言ふと雖も、別體有りと說かず。故に 二七 彼の經に言はく、是くの如きの三法の聚集和合せるを、說いて名けて觸と爲す。故に所計の如き十大地法の性は無し」と。二八 此の言は理に非ず。彼の經の言に由りて、義准じて、觸あるの理、成ずることを得るが故に。佛は、彼の經に於て、觸相を說けるに非ず。但だ觸を生ずる和合の衆緣を說けるなり。謂はく、彼の經中、說いて觸と名くるは、觸の緣を觸と名け、實の觸相に非ず。和合の生ずる所のものを、乃ち實の觸と名く。二九「云何が、彼れ、觸相を說かずして、但だ觸の緣を說けりと知るや。」三〇 餘の契經中、別に眼等を說いて、觸緣と爲すが故に。謂はく、經に言ふあり、『六處に緣つて觸』と。伽多の中に說かく、『二は觸緣を爲す』と。故に知んぬ、三和は觸の緣にして、觸に非ず。應に彼れは更に互に緣と爲り、三は皆な觸の緣にして、亦、卽ち觸相と謂ふべからず。眼と色とは、是れ眼識の緣なるも、眼識は、眼色の緣と爲らざるを以ての故に。設ひ三法は、更に互に緣と爲ると許すといへども、觸は、是れ有緣にして、卽ち緣には非ざるが故に。應に眼等の三和合の緣を離れて、別に所生の眞實の觸相あるべし。「能く觸を生ずる三種の近緣に於て、觸の名を假說せるなり。實の觸相にはあらず。眼色が、觸の與めに、能く緣と爲るとは、謂はく、所依、所緣の性を作す故なり。眼識が、觸の與めに能く緣と爲るとは、謂はく、一果の不離の依を作すが故なり。是の故に、彼に於て、觸の名を假說するなり。然るに 三一 彼れの言ふ所は「眼等の相望んで、互に因果を爲し、和合するを、觸と名くるなり。」此れも亦、理に非ず。義成ぜざるが故に。彼の宗中、俱起を許さず、互に因果と爲るの義成ずることを得べきに非ず。有、非有の故に、相續異なるが故に、一果に非ざるが故に。設ひ三法、互に因果を爲すと許すといへども、彼は應に觸の與めに緣と爲ると說くべからず。彼の宗中、觸に實になきを以ての故に。有は有

きものである。
【二二】念。Smṛti, Sati とは記憶作用なり。
【二三】作意。Bmanasikāra とは、注意作用なり。
【二四】勝解。Adhimukti, Adhimutti とは、判斷作用の一種にして、是のことは必ず爾くして是の如くならざること非ずと許すことである。印可は、その意を示せる語なり。
【二五】三摩地。Samādhi とは、持と譯し、心を一點に集注せしめる作用なり。
【二六】彼の上座云云。彼の上座とは經部說を意味し、以下しらばく觸等の法の別有に對して、經部と有部との論爭を述ぶ。世親は俱舍論に於て、經部說をとる爲め、此のところは傳說となし、觸等に就いては俱舍論第十に於て論ず。
【二七】彼の經とは、雜阿含三なり。
【二八】此の言云云。有部の說なり。
【二九】經部の反問なり。
【三〇】有部の答なり。
【三一】彼れとは經部師を指す。

の與めに緣と爲ると說くを現見す。受が愛の與めに、眼色が識の與めの如し。然るに眼等は、觸の與めに緣と爲ると說く。緣は既に實有なり、果も亦、應に爾るべし。是の證に由りて、別に實の觸あるを知る。既に三法の互に因果を爲すを、名けて和合爲とすと許せり。[三一]彼れも亦、應に三和合により、別に觸の生ありと許すべし。此れに由るが故に言はく、『六處に緣りて觸』と。伽他も亦、說かく、『二は觸の緣と爲る』と。若し此れと異らば、既に實法の和合と名くべきもの無し、即ち此の三中、假の施設なるが故に。又、彼の三法は、互に緣と爲るに非ず。和合の義も無し。如何が、彼を立てゝ觸の緣と爲すべけんや。若し「瓶衣等の物は、色等を緣と爲すと說くが如し」と。謂ふも、然も色等を離れて、瓶等の物なし。此れも亦、應に爾るべし。若し爾らば受等、應に別物なかるべし。受等は眼色を緣と爲すと說くが如し。受等も亦應に眼等を離るゝに非ず。若し「觸の相は顯了に非ざるが故に、謂はく、受等の如きは、別相顯了なり。觸は、是くの如き別相の取るべきなし。但だ、思構に由りて、此の法あるを知るが故に、三和を離れて、別に觸の體なし」と。言はゞ、[三三]此れも亦、然らず。觸の體は、實有なり。有用なるを以ての故に。眼等の根の如し。謂はく、眼等の根は、現見に非ずと雖も、能く境を取るが故に、自體あるを知る。又、思等の如し。現見に非ずと雖も、但だ思構に由りて、此の法あるを知る。謂はく、能く意業等の用を成ずることあり。此の用に由るが故に、自體あるを知る。若し心所法、現に可見ならば、應に彼れを即ち是れ心と執することとあること無るべし。觸も亦、應に然るべし。現見に非ずと雖も、有用なるを以ての故に、自體あるを知る。又、曾つて未だ諸の聖教の中、無體の法に於て、別に用ありと說けるを見ず。唯、體あるものに於てのみ、有用の言を說く。既に觸の中に於て、說いて用ありと爲す。故に知んぬ、彼の觸は、別に自體ありと。[三四]若し眼等の六處の差別は、即ち能く受を生じ、別に觸の用なし。謂はく、即ち內處と、外境と倶にして、能く識を發生す。互に因果を爲し、和合するを觸と名く。此れ即ち

【三一】彼とは同じく經部を指す。

【三三】有部の答なり。經部の單に思構に依りて觸あるを知るは不可なりとの說に對して、眼等や思等の例を引きて、相の現見は不可なるも、すべて思構によりて存在の法なるを確知すと論ずるものである。

【三四】經部の難なり。眼等の外境との關係を單に領納作用を以てのみ解し、その間に觸作用を認めずとの說なり。

受を生ずるなり。故に此の中に於て、別に觸の用無し」と言はゞ、[三五]此の言は、理に非ず。先に已に說けるが故に。又、經に重ねて言ふこと應に無用なるべきが故に。又、愛等は、應に受等に即して過あるべきが故に。謂はく、先に已に說けり。彼の宗中、俱起して互に因果を爲すの義、成ずべし等と許さゞるに非ず。又、經に重ねて言はく、三和合の觸は、應に無用を成ずべしと。謂はく、經に先に、『眼色を緣と爲りて眼識を生ず』と說く。此れに由りて、眼等の體と、及び因果の其の義、已に成ず。復た、受想思を俱起すと說くが故に、即ち分明に、眼等の因果和合して、[三六]彼れを生ずるを證す。[三七]「是れ則ち重ねて三和合觸を言ふこと、定んで應に無用なるべし。先に言ふ所の、眼等の因果の義、已に成ずるに由るが故に。豈、若し眼等の因果和合して、別體の觸を生ずと說かば、三和合の言も亦、無用を成ぜずや。經は但だ、應に眼色を緣と爲して、眼識を生ずと說くべし。次に受想思を俱起すと說く言は、此の眼等の因果相仍る義、已に成ずるに由るが故なり。[三八]爾らず。此の言は、更らに餘義あり。我等は、三和合の言を眼等の因果を爲すの義を成ぜんが爲めに說かざるなり。[三九]若し爾らば、此の言は、何の義を成ずると爲すや。[四〇]」此れ專ら別に觸あるの義を成ぜんが爲めなり。謂はく、[四一]眼と色と識の三の俱起する時、眼は二を待たず。色も亦、是くの如し。識の生は、必ず所依、所緣に託す。故に眼識の生は、要ず餘の二を待つ。諸の心所法の生ずる時も亦、所依、所緣を待つ。然るに彼の所依に、復た二種あり、一は是れ和合の所依なり。謂はく、識なり。二に是れ相離の所依なり。謂はく眼なり。或は識は是れ彼の親密の所依なり。眼根は是れ彼の繫屬の所依なり。所緣は、即ち是れ彼れの所取の境なり。故に[四二]彼れの生ずる時は、必ず三法を待つ。眼と、及び色を緣と爲して眼識を生ずとは、謂はく、眼と色と和合して緣と爲りて、眼識を生ずるなり。即ち是れ俱時に不增、不減なり。共に緣と爲るの義なり。次に後の經に復た、三和合の觸を言ふは、謂はく、眼、色、識和合を緣と爲して、眼觸を生ず。亦是れ俱時に不增、不減なり。共に緣と爲る

【三五】有部の答なり。有部の說は、眼等と色等の關係は、眼色の緣となりて眼識を生ずるを以て充分であるのに、更らに別に受想思を俱起すと說くところに觸の別體あるを知るとの說なり。

【三六】彼れとは、觸なり。

【三七】經部の難なり。

【三八】有部の答なり。

【三九】經部の反問なり。

【四〇】有部の答なり。

【四一】眼は二を云云。眼・色・識の三の關係に於て眼と色は、それ自ら他に託することなく存在し得るも、識は、眼(所依)、色(所緣)に託することなしには存在し得ないとの意なり。

【四二】彼とは、勿論觸のことなり。

義なり。[四三]「若し和合の言は、是れ共に緣と爲る義なりと謂はゞ、則ち應に觸の體は、三法の合成なるべし。豈に更に餘の實の體の觸あらんや」とは、[四四]此れも亦、理に非ず。眼、色、識の三は、展轉して緣と爲るの義あることなきが故に。然るに一切は、共に緣と爲ると說くが故に、斯れに由りて、觸の體、別に有る義成ず。[四五]「若し爾らば應に三和合の故に、觸と言ふべし。」[四六]爾らず後時に生ずと疑ふを遮せんが爲めの故なり。[四七]第五の聲を說けば、便ち後に起ると疑ふ。應に經に說くが如し。[四八]「曼馱多王は、惡心起るが故に、俱時に隨落す」と。[四九]『若し爾らば、何に緣りて、契經は、但だ六處に緣つて觸と說くや。』受等も亦、彼を用つて緣と爲すが故なり。爾らざれば、何に緣りて、契經は、但だ『觸を緣と爲して受』と說くや。受も亦、緣と爲りて觸を生ずるが故なり。此れ既に是くの如し。彼れも亦、應に然るべし。緣起を辯ずる中、當に汝の爲めに釋すべし。

是くの如く、且らく對法の正理に隨つて、經の中の句を釋せり。是の有用の言は、上座の隨情の解釋の如く三和合の言義に於て無用なるに非ず。又、若し觸の和合に緣りて、受を生ぜば、遂に觸は、卽ち六處の差別と謂はん。是くの如く、愛の和合に緣りて、取を生ぜば、應に愛は、卽ち受の差別と謂ふべし。此れ既に然らず。彼れ云何が爾らん。或は應に彼れと此れと別因なりと說くべし。先に已に觸に自體あるを成立す。故に應に觸は卽ち三和と謂ふべからず。又、觸の實有なることは、契經に說いて心所法と爲すが故に。受想等の如し。謂はく、薄伽梵は、契經の中に於て、觸を說いて、以て心所法の性と爲す。無實の法を心所と名くべきに非ず。故に受等の如く、觸は應に實有るべし。伽他に言くが如し、

眼と色の二を緣と爲して、　諸の心所法を生ず。
識と觸と俱なる受、想、　諸行の攝は有因なり。

[五〇]上座は、此の伽他の義を釋して言はく、「心所と說くは、次第の義の故に、識の言を說くが故に、

【四三】經部の難なり。

【四四】有部の答なり。

【四五】經部の難なり。

【四六】有部の答なり。

【四七】第五の聲とは、從聲なり。

【四八】曼馱多王。Mandhātṛ 此の王は、數度となく人間に生れ、欲する儘に黃金の雨を降らし、樂しみ、又天界に生れても思ふまゝに欲樂に耽りしといふ神話的の王なり。

【四九】經部の難なり。

【五〇】此の段は、如上の頌を中心として、有部と經部との觸の實法問題に對する論爭なり。先づ經部の頌の解釋と、その有部に對する難を擧ぐ。要するところ、經部の說は、觸は心にして心所にあらず、識と觸とは離るべからざるものにして、唯、假りに心所と名くるも別の體なしとなり。

識を離れざるが故に、別に觸あること無し。次第の義とは、生の次第に據る。謂はく、眼色從り、識觸を生ず。此れ從り、復た諸の心所法を生ず。倶生の受等を、心所法と名く。觸は心所に非ず。識の言を說くとは、謂はく、此の中に於て、識を說くを現見す。故に觸は是れ心にして、心所法に非ず。識を離れずとは、謂はく、識を離れずして、觸あるべし。識の前に、定んで和合の義なきが故に、假りに心所と名くるも、而も別體なし。」と。

[五一]今三證を謂ふも、理、並に然らず。初めの次第の義は、且らく理に應ぜず。眼色の無間に、識を說かざるが故に。復た此の言を作さく。謂はく、「眼色從り、識觸を生ず。此れ從り復た受等の心所を生ずと。若し爾らば、何の餘の心所法ありて、二緣の所生なるや。世尊の經の中に分明に顯說す。諸の心所法は、二緣從り起る。[五二]第三に在るに非ず。我等も中に於て、諸の心所法は、亦、二緣より起る、第三に在るに非ずと說く。上座は、中に於て異分別を起し、諸の心所は、唯、第三に在りと說く。是れは則ち、如來を陵蔑するなり。或は、是れ經義に達せず。

[五三]次の「識の言を說く」も亦、理に應ぜず。豈に識のみにして便ち心所なしと說くを見んや。此の伽他の中、唯、識を辯ずるに非ず。然も心所法の言は識に屬せざるを以ての故に亦受等に非ざるべからず、應に說いて受等の諸法も亦、心所に非ずと言ふべし。所以は何ぞ。此の中、識の言を說くを現見するが故に。識の言を說くと雖も、而も受等は是れ心所と許さば、觸も亦、應に然るべし。

[五四]彼の後の言ふ所の「識を離れて觸あるべきにあらず。識の前に定んで和合の義なきが故に、假りに心所と名くるも、別の體なし」と謂ふも、亦、理に應ぜず。心所門に依りて、觸の言を說くが故に。前に心所は、二緣より生ずと說けり。今は彼の門に乘じて、觸等の相を列せり、仍て前の識には非ず。寧んぞ別の體なからんや。應に受等の如く、定んで別に性あるべし。觸の生ずる時、實に識を離れずと雖も、而も應に卽ち識を體と爲すと說くべからず。識の生ずる時も亦、觸及び受想等

【五一】經部の說に對する有部の難なり。卽ち經部の心所法の生に對する說明によれば、眼・色の二緣によりて識觸なる心が生じ、それによりて受等の心所法を生ずとなし、その心所法の生ずるは第三なりとなす。有部は觸を心所となすを以て、心所を生ずるは第二なりと說くものなり。

【五二】第三とは、眼と色とによりて識を生じ、識によつて心所を生ずと說くものなり。

【五三】經部の第二理由たる「說識言」を難ずるなり。

【五四】經部の第三理由を破す。

を離れざるを以て心も亦、應に心所を用ひて性と爲すも、但、假りに心と名くべし。心、既に然らず。觸、云何が爾らんや。又、離れずの言の義は、不成なるが故に。卽ち識に依りて、觸の名を假立すと謂はゞ、離れずと言ふは、此れ成就せず。若し不離の言は、是れ相因の義なれば識も亦、受等の心所を離れず。應に前の如く、假りに心と名くと說くべし。若し此の難も亦、同じく成ぜずと言ひ、識は受等の心所を離れず。應に卽ち、受等を、但だ假りに心と名くべしと謂はゞ、此れも亦、理に非ず。極成するを以ての故に。謂はく、契經に心と受等の心所とは倶生して、相ひ離れずと說くが故に。又、伽他の義は、此れを證して極成す。謂はく、眼色の二緣は、共に諸の心所を生ず。但心所のみ、二緣の所生と爲すや。爾らず。云何ぞ。亦、識を生ずるなり。識は、卽ち是れ心なり。此れに由りて、眼色の二緣、能く一切の心心所法を生ずることを成立す。但だ心を生ずるに非ず。

已に總じて諸の心所法は、二緣の所生なることを標すと雖も、而も未だ別に、何者か是れなるやを顯さず。故に復た觸と言ふ。觸は、是れ受の因なり。是の故に、先づ彼の二を緣と爲して、先づ心所を生じ、後に方に識を生ずと說く。爾らざれば、云何ぞ故に、復た倶は是れ倶起の義と言ふや。諸の心所とは、諸の是れ多の言なり。已に一觸を擧ぐ、餘は是れ何等ぞ。故に受想、及び諸行攝と言ふ。此れは受等の前の識觸と決定して倶生なるを顯すなり。諸行の攝とは、總じて一切の行蘊に收めらるゝ諸の心所法を攝するなり。若し爾らざれば、應に但だ思を說くべし。應に諸の思は、是れ一と言ふべからざるが故に。何の義を攝せんが爲めに、復た有因と說くや。前の倶有の諸法と相ひ離れざるを攝せんが爲めに故なり。彼れと倶生するに、卽ち彼れを因と爲す。眼色に由らず、此れは所依、及び所緣なきが故に。有るが是の釋を作さく、「此の有因の言は、心心所は、皆な緣從り起るを顯はす」と。此の釋は然らず。前に眼色の二緣の所生と說くこと、應に無用なるべきが故

に。復た有るが別に釋して言ふ。「有因とは、心心所には[五五]同類因あることを顯はす」と。何者ぞ同類因なるや。謂はく、前生は同類なり。眼色は、彼の與めに同類に非ざるが故に、但だ說いて緣と爲す。前生の同類は、種子の如きが故に。之れを說いて因と爲す。又、世尊の言はく、眼は是れ識を生ず。隣近緣の故に。亦、說いて因と爲す。諸の心所法は亦、眼根を以て、緣と爲して生ずるが故に、說いて有因と名く。前緣、後因、重ねて說くの過なし。

是くの如く、正しく伽他の義を釋し已れり。前に此の難も亦、同じく成ぜずと言ふ。「識は、受等の心所を離れず、應に卽ち受等を、但だ假に心と名くべし」と謂ふ彼の言は、理に非ず。此の中、心心所の法は、倶時に起ると說くに由るが故に、識生ずる時、觸等を離れざるを顯はす。是の故に前に觸生ずる時、實に識を離れずと雖も、而も應に卽ち識を體と爲すと說くべからず。識生ずる時、亦、觸、及び受想等を離れざるを以て、心も亦、應に心所を用ひて性と爲すも、但だ假りに心と名くべしと說くの理、極めて成立す。此れに由りて、彼の言の「識を離れて、觸あるべからず。識の前に定んで和合の義なきが故に、假りに心所と名くるも、別の體なし」と謂ふは、此れは但だ言有りて、都て理に應ぜず。彼の三證の理、並に然らざるに由る。是の故に、前に觸の體は、實有なり、契經に說いて、心所法と爲すが故に、受想等の如しと言ふに、其の理、極めて成ず。故に應に信知すべし。根、境、識の三和合を離れて、別に實の觸ありと。

[五六]又、觸は、實有なり。契經に說いて食の所攝と爲すが故に。猶し識等の如し。此の中、上座は、復た是の言を作さく、「[五七]四食中の觸は、未だ必ずしも唯、三和を用ひて、體と爲さず。所以は何ぞ。觸食は、應に所觸を用ひて、體と爲すべし」と。六境の中、所觸の如きなきを以て、更に所待無し。能く受を生ずるは、謂はく、勝なる冷、熱、鋸割等の觸なり。故に一切の身受の因の中に於て、觸は、最も增强なり。別に立てゝ食と爲す。觸門に由るが故に、便ち三受に於て、皆な能く染を離る。

【五五】同類因とは、同類の法が同類の法の爲めに因となるを言ふ。然もこれは事相に就きて言ふにあらずして、性の同類に就いて立てし同なり。

【五六】此の段は、觸の實在を四食中の觸食の語を以て說けるものなり。

【五七】經部の難なり。

其の理、成ずることを得。彼れの言は但だ自の分別從り起る。且らく彼の三和は、決定して觸に非ず。如何が是れ食ならんや。或は、復た是れ此れを餘にして、何んの疑ふ所ありて「未必」と稱するや。但だ應に意の確判を舒べて非と言ふべし。若し[五八]段食の如くんば、復た何の過あるや。「謂はく、段食の如きば、一法の成に非ず。多法の成なりと雖も、而も一と名くるを得。觸食も亦、爾なり。三和合の成は、斯れ何の過あるや。」[五九]此の喩は、理に非ず。一一も亦、段食の性を成ずるが故に、彼の[六〇]眼等の一一の各別を、三和の成の觸食の體と名くべきに非ず。又、根、境、識は法を攝して、遺すこと無し。段食等の三は、皆な應に觸の攝たるべし。食は、應に唯、一たるべし。世尊は、應に契經の中に於て、食に四ありと說くべからず。識食は、攝して根、及び識の中に在り、段と、及び意思の體は、境を離るゝに非ず。觸食を說き已りて、復た餘の三を說くは、便ち世尊の言の無用と成るを顯はす。故に有智者は、「三和を觸食と爲す」と說く言に於て、應に信受すべからず。

又、「所觸を觸食の體と爲す」と說くは、理、亦、然らず。段食の中に於て、已に所觸を、彼れの體と爲すと說くが故に。又、彼れの斷ずるとき、三受を斷ずと說くは理、成ぜざるが故に。謂はく、段食の中に、已に所觸を攝す。三處合して、段食の性を成ずるが故に。觸食、若し所觸ならば食は、應に唯三のみあるべし。又、觸食は、斷遍知の時、三受永く斷ずと說く。然るに[六一]有頂に於て、離染を得る時、諸受を斷じ盡す。所觸に於て、離染を得る時、諸の受に於て、永く斷ずるの義あるべしに非ず。

又、緣起の次第の義の中に於て、所說の受の緣は、應に是れ觸食たるべし。彼の觸斷ずる時、諸受は、應に斷ずべし。所觸の斷に由るが故に、彼れ斷ずるに非ず。諸の聖教の中、都て未だ曾て、彼の所觸の受の與めに緣と爲ると說くを見ず。故に受の斷ずる時は、所觸に由るに非ず。又、所觸は、更に所待なし、能く受を生ずと說く言は、深く嗤笑すべし。既に所觸過去に滅入し[六二]第三刹那

【五八】段食。Kavaḍiṅkārā-hāra, Kabaḍiṅkārāhāra とは分段して攝取する食の義なり。

【五九】有部の答なり。

【六〇】眼等の一一とは、眼と色と識との各々一一と言ふ意なり。

【六一】有頂とは、天の名なり。色界の第四處にて、本名を色究竟天と言ふ。これは形ある世界の最頂に位する故に有頂と稱す。

【六二】第三刹那とは、第一刹那に根境あり、之れを緣として第二刹那に識生じ、かくて此の三和合して觸を生じ、之れを緣として第三刹那に受を生ずと言ふ意なり。

に、受、方に起ることを得と許す。是れ則ち所觸は、受の起る時、體滅し、時隔たる。何の生用あらんや。彼の義宗に由るに、根境の無間に、識方に起ることを得。識の無間從り、受乃ち生ずることを得。身受の生ずる時、身、及び所觸の共の體は、已に滅す。時に復た隔遠あり。何んぞ因と爲るを得ん。且つ識生ずる時、身觸、已に滅す。無間の識に望むるに、緣の用、尙無なり。況んや、後時に起る所の身受に於て、時分に隔越あり、緣の用あるを得んや。若し「先に根、境、識の三の因果性あるが故に、受、方に起ることを得。是の故に根境は、受の起る時に於ても亦、展轉して、能く功能を生ずることあり」と言はゞ、是くの如くんば、便ち應に太過失あるべし。謂はく、要ず先に[63]名色、六處の因果性あるが故に、觸乃ち生ずることを得。是れ則ち應に名色に緣つて觸と言ふべし。或は復た應に六處に緣つて受と說くべし。受の起る時、彼れ用あるを以ての故に。諸の分位に緣起論を說く者は、受の起る時も亦、六處に緣ると雖も、而も曾つて六處に緣つて受と說かず。設ひ所觸は、能く受を生ずと許すも、如何が所待なしと言ふべけんや。若し彼れ受を生ずるに根識を待たざれば、木石等の中、何ぞ受を生ぜざるや。若し彼れ要ず根識等の緣を待ちて、方に受を生ずれば、餘境も亦、爾なり。云何が乃ち六境の中、所觸の如き無きを以て、更に所待の能く受を生ずる者無しと說くや。此れと餘境と何の差別ありて、而して偏へに讃美して、受を生ずる因と爲すや。決定して、根境識の三の共に和合すること有ること無き時、受を生ぜず。故に彼の所說は、理の依るべき無し。但だ自心の分別より起る所なり。

又、彼の具壽は如何が、劣界を厭ふて、妙界の染を離ると言ふべきや。餘を厭ふて、餘の染を離るゝことを得べからず。餘の染を離れて、餘の解脫を得ること勿し。彼れと此れと別因にして、得べからざるが故に。卽ち此の理に由りて、[64]苦集法智は、色、無色の貪を兼ね離るゝこと能はず。諸の勝なる冷、熱、鋸割等の觸は、上界には無き所なり。故に知んぬ、意は欲界の所觸を取りて、觸

【六三】名色。Nāma-rūpa 名とは義にして、受等の四蘊の形體の見るべきものを意味し、色は色蘊なりと解せらる。

【六四】苦集法智とは、苦法智と集法智のことにして、此れは見道の十六心中の法なり。これ等は欲界の苦諦下の見惑、欲界の集諦下の見惑を斷ずる智にして、色・無色界の諦智にはあらざるなり。

食の性と爲す。故に彼の言ふ所の觸門に由るが故に、便ち[六五]三受に於て、皆な能く染を離るとは理、成ずることを得ず。

又、契經に說かく、『觸食斷ずる時、三受、永く斷ず』と。故に知んぬ、佛は、觸と、三受とは、倶時に永く斷ずと說く。契經は 觸食斷じ已りて 當に三受を斷ずべしとは說かず。故に應に觸を斷ずるに由るが故に、當に三受に於て 皆な能く貪を離るべしと言ふべからず。觸の斷ずる時、受も亦、斷ずと說くが故に。欲界に於て 染を離るゝを得る時、有頂に於ても亦、染を離るゝを得べきに非ず。故に知んぬ、別に一法ありて、觸と名け、是れ受の近因なり。有頂を斷ずる時、此の觸も、方に斷ず。此の斷に由るが故に、三受永く斷ず。此の後に更に諸の作すべき所なし。故に心所の中、定んで實の觸あり、名けて觸食と爲す。其の理、成ずることを得。

[六六]古昔の諸師は、此の觸の其の體、實有なることを證せんが爲め、亦、多の因を立つ。上座は、中に於て、增上慢を懷き、自ら能く是くの如き諸の因を釋すと謂ふ。我れは當に中に於て、得失を褒貶すべし。古師の所立の諸因とは、何ぞ。謂はく、彼れは咸(みな)、言ふ。「觸は定んで實有なり。因果、雜染 離染 各別、斷除、差別有りとの言を說くが故に。受想等の如し」と。[六七]此の中、因果有りとの言を說くとは、謂はく、此の觸は、六處の因を有し、受の果ありと說くが故に。非世俗の法にして、勝義の因果ありと說くべし。[六八]雜染、離染有りと言を說くとは、謂はく、佛は、彼の[六九]大六處經に於て、是くの如きの言を說かく、『若し眼に於て、如實に見ず、如實に知らざれば、便ち眼の中に於て、諸の雜染を起すことあり。是くの如く、若し色に於て、眼識に於て、眼觸に於て、廣說乃至、便ち意觸に於て、諸の雜染を起すことあり。此れと相違すれば、便ち離染を得』と。假法に於ては、離染、離染ありと說くべきに非ず。[七〇]各別有りとの言を說くとは、謂はく、佛、彼の[七一]六六經の中に於て、是くの如きの言を說かく、[七二]『六內處、六外處、六識身、六觸身、六受身、六愛身の各各、差別

【六五】 三受とは、苦受(Duḥkhā vedanā)、樂受 (Sukhā vedanā)、不苦不樂受(Aduḥkhāsukhāvedanā)。

【六六】 此の段は、古昔の論師の觸の實在に對する諸說をのべ、それに對する上座の難を述し、更に、その上座說の破を辨ず。而して古昔の師の觸所立の證として、六說を上ぐ。即ち、一に果、二に雜染、三は離染、四に各別、五に斷除、六に差別なり。

【六七】 古昔師の第一說、即ち因果の言の證なり。

【六八】 古昔師の第二、三の兩說なり。

【六九】 大六處經。M. 149 Saḷāyatana S. 雜十三六入處(大正二・八七上)

【七〇】 古昔師の第四說なり。

【七一】 六六經とは、六六法經のことにして、これは雜阿含十三(大正二・八六下) M. 148 Chachakka S. の中。

【七二】 六內處云云。六內處とは六根にして、六外處とは六境のことなり。

あり』と。此の契經の中、根境識の外、別に觸ありと說く。彼の假に於て及び所依(に於て)各別にして說くべからざるなり。[七三]斷除有りとの言を說くとは、謂はく、契經に說かく『觸食の斷ずる時、三受は永く斷ず』と。世俗の法を見るに由るが故に、如實見と名け、及び聖道の安住する所緣と說くに非ず。[七四]差別の有りとの言を說くとは、謂はく、假法の所依の事の中に於ても亦、一一の差別の言說あり。我れ瓶衣の色等を見ると言ふが如し。此れも亦、應に爾るべし。是れは則ち應に[七五]十八觸身を說くべし。然るに是くの如くならず。故に知んぬ、觸の體は、即ち三和に非ず。

[七六]彼の上座は、言はく、「三和を觸と名く。是くの如きの義に於ても亦、相違せず。所以は何ぞ。名色等の如きも亦、是くの如きの所說の義あるが故に。眼等の因果の和合觸の中、上の義門に於て、都て違害なし。

[七七]彼の因果有りとの言を說くが如きは、謂はく、彼の眼等の因果の、合觸は六處を因と爲し、受を其の果と爲す。內の六處を離れて、三和なきが故に。三和より、樂苦等を生ずるが故に。[七八]雜染、離染有りとの言を說くは、謂はく、三和の觸を、受の因と爲すが故に、希求、方便して諸の雜染を生ず。彼れ爾の時に於て　自の識を生ぜんと願ひ　此の門の領納の差別を辨ぜんが爲めに、所依の根及び所取の境を擧げ、即ち此の事に於て、如實に見知し　便ち離染を得るなり。[七九]各別に有りとの言を說くは、謂はく、眼等の因果の合性が受の起因と爲り、此れより愛を生ずることを辯ずるなり。

[八〇]諸の眼色は、皆な眼識の因に非ず。諸の眼識は、皆な眼色の果に非ず。又、重擔と、荷擔者との如し。取蘊の擔を離れては、荷者なしと雖も、而も契經の中に、各、別に顯說す。此れも亦、應に爾るべし。[八一]斷除有りとの言を說くは、謂はく、雜染を斷ずるが故に。前に希求方便して、諸の雜染を生ずと說けり。今は彼の雜染を斷ずるを說いて、即ち斷觸と名く。[八二]見、事に稱ふが故に如實見と名け、及び聖道安住の所緣と說く。[八三]差別有りと言を說くは、謂はく、三和の觸は、一合に非ざるが

【七三】古昔師の第五說なり。
【七四】古昔師の第六說、即ち最後說なり。
【七五】十八觸身とは、根境識の三和が觸といふ假法なれば六根六境六識の十八觸身と說くべしとの意なり。
【七六】此の段よりは經部が古師の六說をそのまゝ、自己の觸非實在說に應用してとけるものなり。
【七七】經部の古師の第一說に對する釋なり。
【七八】經部の古師の第二・三の兩說に對する釋なり。
【七九】經部の古師の第四說に對する釋なり。
【八〇】識なればとて、必ずしも根境の和合によると定まらず。例へば、身は欲界にありて、天眼を起す時の如きは、欲界の眼根、色境はその眼識の因たらざるが如し。
【八一】經部の古師の第五說に對する釋なり。
【八二】見稱事とは、事の實相に稱(かな)へ見ること、故に如實見なりとなり。
【八三】經部の古師の第六說に對する釋なり。

故に、餅等の如く一の有聚分と說くべからず。名色等の如きも亦、是くの如き所說の義ありとは、謂はく、名色、六處等の支の如きは、一法の成に非ず。實有に非ずと雖も、而も如上の所說の諸義あり。此れも亦、應に無るべし。故に失あることなし」と。

[八四]是くの如きの一切の理は、皆な成ぜず。[八五]且らく、彼の眼等の因果和合を、說いて名けて觸と爲すは、先に已に破したるが如し。謂はく、先に已に說けり。彼の宗中、倶起して、互に因果を爲すの義成ずべし等と許さゞるに非ず。是くの如きの所執は、後に更に當に破すべし。又、眼色等の因果和合は、受に於て、何んの爲めぞ、唯、因果合して、即ち能く所生あるに非ず。先に已に辯じたるが如し。又、契經に說かく、『眼色を因と爲して、受等の果を生ず』と。是くの如きの因果は、應に合して識を生じ、及び觸の緣と爲るべし。或は此の中に於て、應に差別を說くべし。若し是くの如く說く處なきが故にと言はゞ、謂はく、世尊は眼色を緣と爲して、眼識を生ず。三和合の觸と言ふ。眼色を因となして、受等の果を生ずと說いて言ふ處なし。是くの如き因果の和合は、識、及び觸を生ずと言ふべし。是の故に、應に是の如く說くべからずとは、此れも亦、理に非ず。有る處に說くが故に。即ち此の經に說かく、『受等、倶生す』と。此の倶生の言は、識等と同時に起る義を顯す。後に當に成立すべし。然るに彼の經に、『眼色を緣と爲して、眼識を生ず』と說くは、識は、是れ彼の受等の所依にして、相用、强なるに由るが故なり。世尊は、有るが、眼色の緣、唯、眼識のみを生ずと執するを慮かるが故に、此の經に『眼色を因と爲して受等の果を生ず』と說く。又、伽他に『眼色の二緣、諸の心所を生ず』と說くは、明證を爲すに足れり。故に眼色の緣は、唯、識を生ずるのみに非ず。唯、眼等の因果合するが故に觸が受を生ずと名くと執ずるは理、定んで然らず。假法は、無能にして、及び不定なるが故に、言ふ所の眼等の因果の合の觸は、六處を因と爲す。內の六處を離れては、三和なしとは、理亦、然らず。豈に境及び識の隨一を離るゝも亦、三和無からざら

[八四] 此の段より、有部・經部の如上の釋を破して古師の六說を正しく宣揚す。
[八五] 有部の古師の第一說に對する釋なり。

んや。諸の假法は、三事の合成に非ず。所依の中に於て、隨つて一種を闕くも、而も假あることを得。猶し[八六]伊字の如し。

觸を說いて、實の心所法と爲すは、根境、及び識に依りて、生ずと雖も、然も內の六處の生用、最も勝れ、勝の生因、及び所依と爲るが故なり。所以に偏へに說く。即ち是くの如き殊勝の所依に由りて、六觸の名を標す。謂はく、眼等の觸は、假法なれば、用は旣に無なり。如何が受の果を生ぜん。三和の觸を、受の因と爲すと言ふが故に。[八七]希求、方便して雜染を生ずとは、重言すること無用なり。已に別に說くが故に。謂はく、前に已に說けり。眼に於て、色に於て、眼識の中に於て、諸の雜染を起す。三法を離れて、外に復た何の觸ありて、後に「眼觸に於て」の言を重說するや。若し此の言は、眼等の三法の因果和合性を重說すと謂はば、是れ則ち應に但だ眼觸と言ふべからず。眼識、及び色の如く、獨り彼れに依るに非ざるが故に。眼、色、識の三は、同じく假觸の所依止の性と作り、等しく差別なし。唯、眼觸を言ひて、色觸、及び眼識觸と言はざるは、此れ何んの因あるや。又、彼の所宗、眼、及び色に由りて、眼識を生ず。後、方に受を生ず。眼識は、受の等無間緣と爲る。隣近の所依は眼に非ず、色に非ず。是れ則ち、唯、應に說いて識觸と名くべし。如何が反して眼觸と爲すや。若し有無は定んで相ひ隨ふが故に。と謂ひ、若し彼の眼等の六處あれば、眼等の觸あり。彼れ無なれば、觸も無なり。生盲等に、眼等の觸のなきが如し。此れに由りて、經に『六處に緣つて觸』と言ふ。有根者は、色、識と合する時、便ち說いて觸ありとし、根なきに非ざるを以ての故にと謂はゞ、此れも亦、然らず。眼等の六處を得ると雖も、而も或は、有時には、諸の識起らず、則ち觸あること無きこと有るを見る。無想、滅盡定等に在るか如し。彼の位の無心は、後に當に成立すべし。故に、有無定んで相隨ふに約すれば、唯、應に識に依り、以て觸の名を標すべし。又、心所の言は、彼れ應に憶念すべし。觸は若し定んで根の有無に隨はゞ、應に根所と名け、

【八六】伊字とは、悉曇五十字門の一なり、此處に於ける伊字云云の意は、悉曇の伊字の三點よりなり、而も不橫不縱にて三角關係を有し、不一不異、非前非後の意を含みおるものなり。この意より三事の合成によせて說きたるものなり。

【八七】有部の古師の第二說に對する釋なり。

心所法に非ざるべし。又、生盲等、若し意地に住せば、有心位の中既に身根あり、更に何の闕くる所ありて身觸起らざるや。身識ありて身觸生ぜざるに非ず。身根ありて、而も身觸なきを見る。應に知るべし、彼の觸は、識の有無に隨ふて根に隨はず。境と識は、是れ觸を生ずる強勝の因なるが故に。應に識に隨ふと說くべし。然るに諸の契經は、眼等の觸を說く。別に觸の體有るを知る。是の心所は、眼等に依るが故に。眼等の識の名の、依に隨つて說くが如く、其の理、極成す。故に應に眼等の六觸は、眼等の因果和合を性と爲すと言ふべからず。別に觸ありて、識に依りて生ずと雖も、而も眼觸と說くが如し。我も亦、然りとは、其の理、然らず。勝れたる因と依に就きて、觸の名を說くが故に。或は、復た中間の言を略去するが故に、或は所依を說く。眼を所依とするが故に、又、契經に言はく『眼に於て、色に於て、眼識の中に於て、諸の雜染を起す』と。此れに由りて、已に眼色識の三の因果合性を說けり。根境識の相ひ繫屬する次第に隨つて說くを以ての故に。若し此れと異ならば、應に次第に、眼等の六根、六境、六識と說くべし。又、契經に『眼觸の中に於て、雜染を起す』と說くは、此の言、何の義なるや。若し此の言は「眼等の因果合性に於て、雜染を起す義を顯す」と謂はゞ、此の義は理に非ず。次第に由りて根境識の三を說き、已に彼を顯すが故に。或は、契經に眼識の中に於て、諸の雜染を起すと說き、卽ち已に眼色識の三の因果の合性を成立す。根境なくして、而も識あるに非ざるが故に。識に於て染を起すは、卽ち三和に於てなり。「豈、前に言はずや。諸の眼識は、皆な眼色の果に非ず」と。前に言ありと雖も、而も實義なし。故に救ひを成ぜず。彼れには眼識の眼と色との果に非ざる無し。唯、現在の法を有と執するを以ての故なり。或は復た應に說くべし。彼の識は、是れ何ぞ。若し識有る時に眼色無なるが故に、彼の果に非ざれば、則ち因果性は畢竟じて應に無なるべし。非並を執するが故に。既に諸の眼識は、皆な眼色の果なれば、則ち眼識に於て、雜染を起すの言は、便ち已に成立す。眼色識の三の因果合性を、何んぞ

重ねて說くを須ひんや。此れ汝等、法の性相に於て、善く度量せず、輙ち已が情を率ひ、佛の經義を釋するに由り、斯の迷惑を致す。是の故に、汝等、應に更に精勤し、法の性相に於て、求めて倒解なかるべし。

「彼れ爾の時に於て自の識を生ぜんと願ひ、此の門の領納の差別を辯ぜんが爲め、所依の根、所取の境を擧ぐると言ふは、識は且らく爾るべし。根境は應に思ふべし。彼の二云何が差別を受けしむるや。前に已に辯じたるが如く、彼の受の起る時、根境の體は滅す。生用なきが故に。雜染は既に過あり[八八]離染も亦、成ぜず。彼の雜染の道理を說くを破するが如く、此れに准じて、應に彼の[八九]各別の言を破すべし。謂はく、眼等の因果の合性が受の起因と爲り。及び愛等を生ずと辯ず。所立の重擔荷擔者の喩は彼の義を證することに於て、堪能する所なし。未來の五取蘊の性あるを以て、名けて重擔と爲し、荷擔者には非ず。現在の取蘊を、荷者と名くるが故に。契經に言ふが如し。

　已に重擔を捨せり。　後に復た更らに取らず。
　重擔を取るを、苦と爲す。　重擔を捨するを、樂と爲す。

此の有荷者は、重擔と異なる。彼れは觸性なく、根境識を離る。故に所立の喩は、義に於て能なし。有餘は、別に此の各別の言を釋す。「別に說くが故に。則ち別に體あるに非ず。外處中の第六の法處に已に六受、及び六愛身を攝す。別に建立すと雖も、而も別に體なきが如し。是くの如く、根境識の外に六觸身の體なしと雖も、而も亦、別に六種觸身を說くなり。斯れ何んの過あるや」と。此れも亦、理に非ず。所以は、何ぞ。[九〇]受、愛を離れて、外に有餘を法處に、別說することを得べし。根境識を離れて、別の三和の、別說すべき無きが故に。[九一]雜染を斷ずるが故に、斷と名くと言ふは、雜染中の義に准じて、應に破すべきが如し。謂はく、雜染の中、已に廣く、眼等を離れて、外に觸の雜染あることを成立す。彼の斷に由るが故に、三受永く斷す。眼等の因果の合性の雜染斷に由る

【八八】有部の古師の第三說の中の離染を釋するなり。
【八九】有部の古師の第四說を釋せるものなり。
【九〇】本論によれば、法境の中には、受・愛の外に、不相應無爲などを含むが故に、受・愛・觸等を別立して尙ほ、法境を說く餘地ありとの意なり。
【九一】有部の古師の第五說を釋せるものなり。

が故に、三受、永く斷ずるに非ず。見が事に稱ふを如實見と名け、及び聖道の住の所緣と說くは、理も亦、然らず。虛假の事の見は、實を證するに非ざるが故に、豈、如實と名けんや。旣に如實に非ず。何んぞ聖道安住の所緣と名けん。若し聖道安住の所緣に非されば何ぞ、能く永く觸食と三受を斷ぜん。三和の觸は、一合に非ざるが故に、瓶の如く衆分と說くべからずと言ふは、理も亦、然らず。一合に非ざるも亦、別說するを見るが故に。猶し補特伽羅の受想等の衆分の差別を說くこと有るが如し。名色、六處等の支の如きは、實有に非ずと雖も、而も前の所說の如き諸の義あるが故に、失なしと言はゞ、理も亦、然らず。宗を審にするに非ざるが故に。一事に非ざるに於て、一の想名を立て、各別の事中、此の名想を失するを、假有の相と名く。瓶の如く、行の如し。

或は汝の三和の觸等を執するが如く、名色の名想は雜壞すべからず。觸の如く、法界の總別に皆な有なり。故に此れは、汝の觸を執すると同じきに非ず。斯の類に由りて、六處の支等を釋して、內處は、唯、六あるを顯はさんが爲めの故に、六處の名を立つ。多法に於て、一の名想を立て、六處と爲すと謂ふに非ず。此の實法の名色等の支に於て、勝義の因果等の說あるべし。汝の執する假有の觸等に於て、勝義の因果等有りての言を說くに非ず。故に彼の古昔の諸大論師の所立の諸因の理は、善く成就す。此れに由りて觸あり。是れは別の心所なり。一切の心と倶なり。理、極めて成立す。此れ既に成立す。上座の所言の大地は、唯、[九二]三とは極めて迷謬と爲す。云何が成立せん。[九三]前の四法の餘は、實に別體あり。是れ大地法なること、彼々に說くが故に。實に別體ありて、諸の心の起る時、皆な有用ふるを見る。斯の理證に由りて、兩義、皆な成ず。又、世尊の言はく、『謂はく、一切法は、欲を根本と爲し、作意は引生し、觸を能集と爲し、受を隨流と爲し、念を增上と爲し、定を上首と爲し、慧を最勝、解脫、堅因とし、涅槃を究竟と爲す』と。想思の二法は、說かざるも自ら成ず。故に、此の經中、略して說かず。定んで心の相續中、空にして取相なきこと有ること無

【九二】三とは、受・想・思の三なり。
【九三】前の四法とは、受・想・思に觸の四なり。

く、取境の相は諸の心位の中無くして勝ゆるに非ざるを以ての故に。思は是れ意業なり。心有れば皆な有り。[九四]此の契經に由りて、欲等は、實に別體あり、是れ大地法なることを現に證せり。[九五]然るに上座は言はく「此の經の所說は、是れ不了義なり。故に依るべからず」と。彼れ云何が、是れ不了義なるを知るや。彼れ謂はく「色等は理として應に欲を用つて根本と爲し、作意、引生し、觸を能集と爲すべからず。然るに此の經は、一切法の言を說く。故に應に但だ心心所に依つて說くべし。斯の證に由りて、是れ不了義經なり。」と。[九六]此の說は然らず。許す所に非ざるが故に。一切法に依つて此の契經を說く。但だ偏へに心心所に依つて說かず。弟子をして、外道の矯詰の問詞に酬答せしめんが爲め、此の經を說くが故に。諸の外道は、心心所の名想に於て、極成するに非ず。何ぞ彼れが此の義の中に於て、善巧に詰問するを慮る容きや。謂はく、諸の外道は、佛世尊の一切法に於て、能く如實に覺し、廣大の名稱の、諸の世間に遍きを聞きて、情に許すを忍めず。彼は恒に聚集し、共に謀議を設けて言ふ。大沙門、喬答摩氏は、辯才、無滯なり。敵論すること難しと爲す。且らく應に彼の諸の弟子を詰問すべしと「仁者の大師は、一切法に於て、辯折の智を具ふ。所說、云何。且らく一切法は、誰を根本と爲し、廣說乃至、誰れを究竟と爲す」と。世尊は、新學の苾芻の欻ち究問に遭うて、或は便ち惶亂するあるを慮り、斯の恥を防がんが爲め、豫め此の經を說けるなり。應に知るべし、此の中、一切法は、欲を本と爲すと言ふは、一切は流轉す。皆な希求を以て種子と爲すが故に。謂はく、諸法に於て、覺了の心を生じ、並に希求を以て根本を爲すが故に。生の順に一切を緣する心を起すが如し。故に諸法は、欲を根本と爲すと說く。[九七]一切法の中、所有の了別は、皆な作意の方便に由りて引起す。故に諸法は、作意引生すと說く。[九八]一切法は、觸の能集と言ふは、諸法は皆な觸の與めに能集と爲る。根境識の三の和合生の故に。[九九]一切法は、受の隨流と言ふは、諸の受は、一切法に隨順して流る。謂はく、樂苦等は、愛、非愛、及び俱に隨つて相違す。別境に轉

【九四】此の段よりは欲の別有なるを論じたるものなり。
【九五】欲の別有に對する經部の難なり。
【九六】有部の答なり。
【九七】此の段は作意の別有を論じたるものなり。
【九八】觸の別有を論ず。
【九九】受の別有を論ず。

ずるが故に。或は一切法は、受に隨つて流る。意は、諸法は受の行相、差別に隨つて轉し、境の性と爲るを顯はすが故に。[一〇〇]一切法は、念の增上と言ふは、謂はく、念力に由りて、諸の所緣に於て、忘失せざるが故に。此れに由るが故に、念を說いて遍行の守門の防邏と爲すなり。[一〇一]一切法は、定を上首とすと言ふは、謂はく、三摩地は、能く心を繫縛し、所緣に於て、安住し、散ぜしめず。心をして境に於て、專一に審慮せしむ。故に名けて定と爲す。此れは心を制すに於て、威力、最勝なり。故に上首と言ふ。心の性は、躁なりと雖も、定の所持に由りて、速かに此れに背て餘に往き、流散せず。此れに由りて契經に、心は電の如しと說き、定は堅固なること猶し金剛の如しと說けり。[一〇二]一切法は慧を最勝とすと言ふは、諸法の性相、極めて甚深なりと雖も、般若は、堅明にして、皆な能く洞照す。故に最勝と言ふ。或は復た般若は、諸法を出過す。故に最勝と名く。勝は是れ過の義なり。世俗、過に於て說いて勝と爲すが故に。此の中、意說く。唯、般若ありて、所知を遍照す。尙ほ餘力ありて、一切法に於て、能く了別する中、邪正を勝解する力、最も堅固なり。是の諸境を印定する勝因に由るが故に諸法の解脫、堅固なりと言ふ。解脫は、即ち是れ勝解の異名なり。無始の時より來、生死に流轉し、心境、展轉し相續して邊なし。唯、涅槃ありて、其の究竟と爲す。故に諸法は涅槃究竟なりと言ふ。是くの如きの釋に依り、一切法の言は、法を攝して周盡し、更に異趣なし。斯の證に由りて、此れは。是れ了義經にして決定して依るべし。前の兩義を證せり。此の中、欲は、思行蘊の中、已に聖言を引きて、別有を成立せり。謂はく、經に說くが如し。『彼れに、是くの如きの信、欲、勤、[一〇三]安あり。乃至、廣說』と。又、前に已に說けり。諸の心の起る時、皆な用あるを見よ。欲は是れ大地法の性なるを證知す。所以は何ぞ。一切の流轉は、皆な希求を以て、種子と爲すが故に。謂はく、心は欲を用つて、俱起のと緣と作し、一切の境中、恒に流轉するが故に。然るに上座は言はく、「此の欲は、決定して大地法に非ず。阿闍地迦經の所說の故に」と。

【一〇〇】念の有を論ず。

【一〇一】定の別有を論ず。

【一〇二】慧の別有を論ずるなり。

【一〇三】安とは、輕安(Prasabdhi, Passaddhi)のことなり。即ち善心と相應して起り、心をしてその事に堪へ、身をして輕樂安住ならしむる心作用を言ふ。

此の言は理に非ず。巧便の欲に依りて欲有るに非ずと言ふが故に斯の過なし。「若し斯の理を言はゞ、他も亦、應に同じかるべし。「他も亦」の言を謂ふは全く欲無きに依つて、有るに非ずと說くが故に。」此の理は同じからず。彼れは、餘境に於て、樂欲する所あり、現に得べきが故に。謂はく、彼れは、現に可愛樂の事に於て、定んで希求あり、而も說いて欲あるに非ざる者と爲すを得。故に知んぬ、此れ巧便の欲に依りて說くなり。非信の世間と言ひ、又不仁孝の子に於て說いて非子と爲すが如し。故に非有の言は、未だ定證と爲さず。境に於て無欲の心は必ず生ぜず。故に此れは定んで應は是れ大地法たるべし。

[一〇四] 慧は別に體あり。諸經に說くが故に。心が境を了する時、必ず簡擇あり。用、微劣なれば、便ち覺知せず。故に慧は、定んで應に是れ大地法なるべし。[一〇五] 然るに上座は說かく、「慧は、無明と疑の倶なるが心品に於て、相用なきが故に。大地法に非ず。所以は何ぞ。智と、無智と、猶豫と、決定と、理は應に倶なるべからず」と。[一〇六] 此の說は然らず。邪見の心品は、無明と倶なること、理、極成するが故に、無癡の心に邪見あるべきに非ず。故に邪見品には、定んで無明あり。不共の無明の相應の心品に、云何が慧あるや。且らく無智と智との相應を許す。其の理成立す。此れ既に成立す。不共の無明の相應心品に亦、應に慧あるべし。但だ微劣の故に、相、明了ならず。此れに由りて類釋するに亦、疑と倶なり。若し疑と相應して全く慧なくば、云何が二品の推尋あることを得んや。二品の中に於て、差別し簡擇し、理趣を推尋して、乃ち疑を成ずるが故に。

[一〇七] 念の體の別有なるも亦、經に說くが如し。心が境を了する時、必ず明記あり。亦、微劣に由りて覺知せざることあり。故に念は、定んで應に是れ大地法たるべし。[一〇八] 然るに上座は言はく、「此の念は、決定して、大地法に非ず。契經に失念の心ありと說くが故に。先は、謂はく、亡失なり。又、多く過去の境上に於て、念を施設するを見るが故に。然るに彼の境に於て、卽ち智の行相、明記して轉

【一〇四】更に慧の別有を論ずるものなり。
【一〇五】經部の難なり。
【一〇六】有部の答なり。
【一〇七】更に念の別有を論ずるものなり。
【一〇八】經部の難なり。

ずるが故に、別に念なし」と。[一〇九] 此の說は然らず。前の如く說くが故に。非巧便の念を、名けて失念と爲す。狂亂の心を名けて失心と爲すが如し。或は、念の微劣なるを名けて失念と爲す。迷悶等を、想思を失すと名くるが如し。旣に多く過去の境上に於て、有念を施設するを見る。便ち現在の所緣の境上に於て、有念なること極成ず。現境に於て曾つて明記なきに後に過去に於て、憶念生ずることあるに非ず。「彼の境に於て、卽ち智の行相、明記して轉ず、別に念なし」と言ふは、理亦、然らず。覺察と、明記の行相は別なるが故に。境に於て、覺察し重審するを智と名く。不忘失の因の明記を念と名く。故に有るが說いて言はく、「所受の境に於て、心、忘せず、明記せしむるを念と爲す」と。若し是くの如く「明記の行相は、卽ち智の行相にして、別に念なし」と執せば、受等も亦、應に別に體あること無かるべし。謂はく、亦、言ふべし。卽ち智の行相は領納し轉ず。別に受あること無しと。餘も亦、應に然るべし。卽ち非理と爲す。又、彼れは、唯、心所は三ありと許す。智の體も亦、無し、何んぞ獨り念無きのみならんや。「念は卽ち智なり」と說くは、但だ虛言あり。又、阿笈摩は、念は智に非ざるを證す。契經に說くが如し。『正念に住すれば、便ち正智に住す』と。又、契經に言はく、『正智を具すれば、便ち正念を具す』と。是くの如き等の類所說寔に多し。若し念、卽ち智ならば、契經は、應に言ふべし。『正念に住すれば、便ち正念に住し、正知を具すれば、便ち正知を具す』と。是くの如きの所言は、何の別義あるや。若し念は、唯、過去の境のみを緣ぜば、如何が失念して現の他心を知るや。或は復、如何が涅槃を緣する智の滅等の行轉じて、失念と名くるや。又、[一一〇] 未來の死生を緣ずる智等、如何が失念して力明通を成ずるや。斯くの如き等の類過を爲す。滋く甚だし故に諸の心品は、皆な念と倶なり。

【一〇九】有部の答なり。

【一一〇】死生智。六通の第二天眼通に屬し、他の衆生の死生を知る智なり。

卷の第十一

〔辯差別品第二の三〕

[一]作意の別有なることも亦、經に說くが如し。『心は、作意の引發に由るが故に、生ず』と。故に此れは、定んで應に是れ大地法たるべし。[二]然るに上座の言はく、「別に一法の名けて作意と爲すこと無し。此の別相の理、成ぜざるに由るが故に。謂はく、所緣に於て、能く意に作動するを、作意の相と名く。若し所緣に於て、唯、意に作動すれば、諸の餘の心所は、應に能く緣ぜざるべし。若し亦、斯れに由りて、方に能く緣すれば、理、應に爾るべからず。作意と名くるが故に。餘緣の生の故に」と。

[三]此の難は、理に非ず。諸の心所法は、心に依りて轉ずるが故に。但だ意を動かすのみならず、餘の動も亦、成ず。故に心所は能く緣せざる過なし。又、衆緣の力にて、諸法、乃ち生ず。故に餘の緣、心心所を生ずと雖も、而も此の作意は、力用なきに非ず。謂はく、此の作意の力は、能く識をして餘境に轉ぜしむ。

[四]「若し爾らば、一境に識流轉する時、應に作意なかるべし。是れ則ち作意は、大地法に非ず。」

[五]爾らず。一境に識流轉する時も亦、作意は有り。然して餘境に於て、此の用は、明了なり。謂はく、一境に於て、刹那、刹那も亦、作意の力に由りて、方に心を引いて起さしむ。然るに餘境に於て、心を引發する時、作意の功能、明顯にして了し易し。

[六]「豈に衆緣の心等を發生するを、即ち能引と名けずや。何んぞ勞しく、作意力を別計するを爲すや。」

[七]此の責は、理に非ず。具に識を生ずるは、餘の和合の緣なりと雖も、而も作意、能く識を生ずと

【一】此の段よりは、前卷に引きつゞきて、十九地法中の第八の作意の別有なることを論じたものである。
【二】上座中の經部の說なり。即ち有部の別有說に對する難なり。
【三】經部の難に對する答なり。
【四】經部の再難なり。
【五】有部の答なり。
【六】經部の再に難ずるものなり。
【七】有部の答なり。

說くが故に。契經に說くが如し。『爾の時、若し能生の作意なくんば、正く現在前の識は、終に起らず』と。理も亦、應に爾るべし。多境界は、俱時に現前すと雖も、而も識は、何に因りて一を緣じて起るや。〔八〕『豈に此に於て生緣の合するが故ならずや。』

〔九〕誠に言ふ所の如し。此れ、卽ち作意の生緣と合する者なり。卽ち世尊の『作意、爾の時、正しく現前す』と言ふ義なり。言ふ所の作意は、境に於て心を引く。是れを前生と爲んや、是れを俱起と爲んや。是れ俱時の起にして、前生と謂ふに非ず。經に、作意、正しく現前すと言ふが故に。正しく現前すとは、謂はく、正しく起り、近く自境に現前するなり。卽ち正しく生ずる時、將に現在に入り、自境を取る義なり。此の中の意は、作意の力に由りて、識を引き、自の所樂の境を緣ぜしむる顯す。

〔一〇〕勝解の別有なるも亦、經に說くが如し。心は勝解に由りて、所緣を印可す。諸の心の起る時、皆な能く境を印す。故に此れは定んで應に是れ大地法たるべし。

〔一一〕然るに上座の言はく、「勝解の別有の理は、成立せず。此れと智との相の別なきを見るが故に。謂はく、所緣に於て、心を決定せしむるを、勝解の相と名く。此れと智の相と都て差別なし。是の故に定んで應に別に勝解なかるべし。

〔一二〕此の言は、理に非ず。要ず印可有りと　方に決定するが故に。

〔一三〕「有るが、勝解は、是れ決定なりと言ふは、決定の因に於て、說いて決定と爲すなり。若し爾らば、

〔一四〕此の二は、應に同時ならざるべし。

〔一五〕爾らず。此の二、相ひ隨順するが故に。謂はく、簡擇に由りて、印可を隨生し、復た印可に由りて、決定を隨生す。相違せざるが故に、同時の失なし。

〔一六〕若し一切の心、皆な此の二あらば、則ち諸の心品は、應に皆な印決すべし。

【八】經部の難なり。
【九】有部の答なり。
【一〇】此の段よりは、十大地法中の第九位なる勝解の別有に就いて論じたるものなり。
【一一】經部の難なり。
【一二】有部の答なり。
【一三】經部爾に難す。
【一四】此の二とは、印可と決定との二なり。
【一五】有部の答なり。
【一六】經部又難す。

一七 此の難は、理に非ず。或は有時、餘法に伏せられ、功能損せらるゝを以て、印決ありと雖も、劣にして知り難きが故に。諸の無色法は、用に就きて增を說くこと、前に已に辯じたるが如し。世尊、貪瞋癡等を建立す。行相、異なるが故なり。又、別に一八十無學支ありと說く。故に知んぬ。別に勝解の體、無きに非ず。

一九 彼れは謂はく、「此の中、心、二〇貪軛を離れ、相續して轉ずるが故に、即ち隨縛斷を、正解脫と名く。所以は何ぞ。薄伽梵は、餘經の中に於て、自ら此の義を決するを以ての故なり。餘經に說かく。『云何が名けて二一心善解脫と爲す。謂はく、心の貪より、瞋より、癡より離染し解脫するなり。云何んが名けて慧善解脫と爲す。謂はく、如實に心の貪等より雜染し解脫するを知るなり』と」。

二二 此の言は、善に非ず。無體の法を以て、無學の支と爲すは、理、成ぜざるが故に。彼れに少法の隨縛斷と名くるもの無し。如何が立てゝ無學の支と爲すべけんや。

又、彼れ釋して、即ち隨縛斷を正解脫と名くと言ふは、此れ釋を成ぜず。所以は何ぞ。隨縛斷に由りて、解脫、生ずるが故に。離染無爲を、隨縛斷と名け、無學の勝解を、正解脫と名く。若し爾らざれば、前の離染の言は、已に縛斷を顯はし、後の解脫の言は、應に無用と成るべし。如實に心解脫を知ると言ふは、離染の心の相應の解脫を見るなり。又、如實に解脫を知るとは、謂はく、解脫相應の心を見るなり。故に餘の契經に、世尊は、自ら說かく『心の離染の故に、便ち解脫を得』と。若し爾らざれば、解脫は、既に是れ離染の異名なり。應に初めに依つて說き、二三第五に依らざるべし。餘處に言ふが如し。「盡離滅等は、初めに依つて離染解脫と說くと雖も、而も體、各異なり」と。若し爾らざれば、解脫の言を說くは、應に無用と成るべし。無染、離染の如き、義に、差別なきが故に。又、解脫を說いて對治と爲すが故に、隨縛斷は、即ち是れ解脫に非ず。故に契經に說かく『析伏の法の中、正解脫に由りて邪解脫を折伏すと言ふ』。隨縛斷を能く對治と爲すに非ず。

【一七】有部の答なり。

【一八】十無學支、Dasa asekhā dhammā とは、

一、無學正見 Asekhā sammā-diṭṭhi

二、無學正思惟 Asekhā sammā-saṅkappa

三、無學正語 Asekhā-sammā-vācā

四、無學正業 Asekho-sammā-kammanto

五、無學正命 Asekho-sammā-ājīvo

六、無學正勤 Asekho-sammā-vāyāmo

七、無學正念 Asekhā-sammā-sati

八、無學正定 Asekhā-sammā-samādhi

九、無學正解脫 Asekhā-sammā-vimutti

一〇、無學正智 Asekhā-sammā-ñāṇa(巴)

の十にして、勝解は九の無學正解脫に相當するものなり。

【一九】經部の難なり。

【二〇】離貪軛の貪も軛(Yoga)も共に惱煩の異名なり。

【二一】心善解脫。心解脫のことにして、次に述べられたる慧善解脫、即ち慧解脫と共に二解脫として知られてゐるものである。心解脫とは心に貪愛を離るゝもの、慧解脫はその解脫智と言はれてゐる。

二三「若し能く印可するは、是れ勝解の相なれば、此れと信欲とは、應に差別なかるべし。」

二五相は少しく同なりと雖も、而も體・甚だ異なり。謂はく、審印可は、是れ勝解の相なり。心の淨く希求するは、是れ信欲の相なり。二六「豈に信順と、及び欲樂とは、卽ち印可ならずや。」二七信順と欲樂とは、印可に隨順するも、卽ち印可に非ざるなり。信欲は、勝解の用を助成するが故に。心所の相用は極めて辯析すること難し。唯、叡覺を審にして、能く分別して知るなり。故に譬喩師は、堪忍すること能はず。分析、勞倦し、遂に總じて非撥す。

二八三摩地の別有も亦、契經に說くが如し。平等に心を持ち、自境に住せしむるを、三摩地と名く。諸の心の起る時、各、自の所取の境に住せざるは無し。故に此れは定んで應に是れ大地法なるべし。

二九然るに上座の言はく、「心を離れて、別に三摩地の體なし。卽ち心體、境を緣じて生ずる時、流散せざるに由るが故に。若し三摩地が、心を持ちて一境に住じ轉ぜしめなば、豈、三摩地無きに由るが故に、心便ち多境に於て轉ずるや。若し多心は、此れの持に由るが故に、一境に於て、無間に轉ぜしむと謂はゞ、則ち應に刹那、刹那に三摩地ありと說くべからず。心は、唯、一念、境中に墮在す。此れ應に非有なるべし。是くの如く、此れは應に大地法に非ざるべし。若し此れあるに由りて、心、所緣に住せば、是れ則ち此の體、應に現見に非ざるべし。然るに諸の心所の體は、現見すべし。又、法の功能は、餘法を待たず。故に心の境に住するは、自力にして、餘に非ず」と。

三〇此の言は理に非ず。心を造作せしむるも亦、應に別の大地法の思なかるべし。差別の因緣、不可得の故に。又、識は所緣に住するを、性と爲すに非ず。慧等も亦、同じ。心に定、非定あるが故に。又、諸の心所の體は現見すとの言は、前に已に破するが如し。前に如何が破するや。謂はく、若し心所、現に可見ならば、應に彼れは、卽ち是れ心と執することあること無かるべし。又、法の功能は、必ず餘法を待つ。或は應に緣起の言、無義と成るべし。又、心所の用は、應に心に在るべから

【二三】有部の答なり。

【二三】第五とは、戒・定・慧・解脫・解脫智見の中の最後の解脫智見を意味するなり。

【二四】經部の難なり。信欲とは、信は倶舍論四によれば心をして證淨ならしむることであるから信欲とは、本論に言ふが如く、心淨の希求なるべし。

【二五】有部の答なり。

【二六】經部の反駁なり。

【二七】有部の答なり。

【二八】此の段は、十大地法中の第十位、卽ち最後位の三摩地の別有に就いて論ずるものなり。

【二九】經部の難なり。

【三〇】有部の答なり。

す。心、心所の法性は、各別の故に。三摩地の用は、謂はく、能く心を住むるなり。所緣を了別するは、是れ識の功用なり。自體起りて必ず所緣に託するが如きも亦、自ら能く境に住して、散ぜさるに非ず。設ひ、境に住するの用は、心體に依りて成ずるも心をして造作せしむる如きは、別に體あるの義、立つなり。又、阿笈摩は、三摩地の實有の別體を證せり。契經に說くが如し。『應に二法を修すべし。謂はく、[三一]奢摩他、毘鉢舍那なり』と。若し實の三摩地なしと撥せば、便ち此等の無量の契經に違す。

[三二]若し、「違ふこと無し。心心所の分位の差別に於て、此の用を立つるが故に。卽ち心心所の差別して轉ずる時、三摩地の名用を立つるなり。失なし」と謂はゞ、[三三]此れも亦、然らず。餘法の體に於て、餘法の用を立つる、理、成ぜざるが故に。

又、應に三摩地の用は、彼の一切の差別位に於て、立つと言ふべからず。唯・心に依りて、此れを說くが故に。

又、彼の宗義は「心心所法は、同時に起らず」となり。何んの定准ありて、心の定まる時、受等も亦定まると說くや。若し「別の相應の體無くして而も相應と說くが如く、此れも亦、應に爾るべし」謂はく、別の相應の法の體無くして、而も彼の心等を、總じて相應と名くるが如く、是くの如く、別の三摩地なしと雖も、而も心心所を、總じて說いて定となすと謂はゞ、理、亦、然らず。是れ彼れの性の故に。謂はく、心心所は、是れ相應性にして、等持性に非ず。所以は何ぞ。一切の位の中、彼の相應性は、[三四]勝劣なきが故に。三摩地の性は、諸の位の中に於て、勝劣あるが故に。此れは既に一相の、諸位ならば何に緣りて、勝劣の別あるや。餘法に持せられ、此の功力に損益あらしむるが故なり。青等の餘色に糅せらるゝを現見するに、相續し隨流し、勝劣に別あり。又、若し定無くして心自ら住すれば、應に貪等無くして心自ら染する等なるべし。「豈、別法の助なきが故に、慧は自

【三一】奢摩他。Śamatha は、止と譯し、心を一境に止めること。毘鉢舍那。Vipaśyanā は觀と譯し、明觀察智すること。

【三二】經部の釋なり。

【三三】有部の破せる文なり。

【三四】勝劣とは、心心所の起れる時は、その如何なる場合なりとも、相應性にその力の勝、劣はなけれども、三摩地の性なる等持性には、その場合場合によりて、力に勝劣ありとの意なり。

ら簡擇するが如く、是くの如く亦、別法の助なきが故に、心自ら境に任せずや。」此の例は、齊しからず。契經に、『心は電光の如く、亦、獼猴の如し』と說くを以て、住相に非ざるが故なり。又、三摩地の體は、即ち心ならば、想等も亦、應に別有の性なかるべし。即ち心の能く名相を取りて、施設するを、應に說いて想と爲すべし。即ち心の違等の所緣を領納するを、應に說いて受と爲すべし。即ち心の善惡等の業を、造作するを應に說いて思と爲すべし。是れ則ち、唯、心なり。應に三(心)所なかるべし。

又、諦を見る者は、[三五]並に於て疑を生ず。故に三摩地は、心の位の別に非ず。契經に說くが如し。『大德世尊よ。我れ若し定に在れば、心、則ち解脫す』と。定に在らざるに非ず。先に定ありて、後に方に解脫すと爲すや。廣く說くこと經の如し。彼れは、解脫も亦、心位の別なりと執す。或は無學の心を、解脫支と爲すと說くが故に。必ず二心の一身に並起すること無きが故に。彼れは並に於て應に疑を生ずべからず。是の故に、定んで應に別に心所あるべし。是の心の住する因を、三摩地と名く。故に受等の十は、別に實體有り。一切の心と俱なるを、大地法と名く。

第二節　大善地法

[三六]是くの如く、已に十大地法を說けり。大善の地を大善地と名く。此の中、若し法、大善地の所有なるを大善地法と名く。謂はく、法の恒に諸の善心に於て有るものなり。彼の法は、是れ何ぞ。頌に曰はく、

信と、及び不放逸と、　輕安と、捨と、慚と、愧と、
二根と、及び不害と、勤とは　唯、善心にのみ遍す。

論じて曰はく、心濁と相違し、現前に無倒の因果の各別に相ひ屬するを忍許し、欲の所依と爲り、

【三五】並。二心並起のこと。

【三六】此の段は、大善地法に就いて論ず。大善地法とは、要は一切の善心に必ず伴ひて起り現行する心所法にして、之れに攝するもの十あり。

能く勝解を資くるを、説いて名けて[三七]信と爲す。專ら己利に於て、身語意を防ぎ、放逸と相違するを[三八]不放逸と名く。正作意の轉じて、身心の經利安適の因となる心堪任の性を、説いて[三九]輕安と名く。心平等の性を、説いて名けて[四〇]捨と爲す。[四一]掉擧と相違し如理の引く所、心をして越へざらしむ、是れを捨の義と爲す。如理に趣向し、自と法との二種の增上の所生にして、愛の等流に違する心自在の性を説いて名けて[四二]慚と爲す。功德を愛樂し修習するを先と爲して、癡の等流と違し、劣法を厭惡するを、説いて名けて[四三]愧と爲す。有るが説かく。「惡趣に謫罰せらるゝと自他の謗因を怖畏するを、説いて名けて愧と爲す」と。「二根」とは、謂はく、[四四]無貪、[四五]無瞋なり。已得、未得の境界に耽著希求すると相違する無愛染の性を、名けて無貪と爲す。情、非情に於て、恚害の意なく、哀愍の種子を、説いて無瞋と名く。有情を損惱することを樂ふと相違する心賢善の性を、説いて[四六]不害と名く。諸の已生の功德と過失に於て、守護し、棄捨し、諸の未生の功德と過失に於て、生ぜしめ、生ぜしめざる心無墮の性を、説いて名けて[四七]勤と爲す。此れ有るに由るが故に、心、如理の所作の事業に於て、堅進して息まず。

[四八]有るが是の言を作さく、「此の中、既に身輕安を説くが故に、唯、心所のみを説いて輕安と名くるに非ず」と。

[四九]此の言は理に非ず。受等も亦、應に此れと同じく説くべきが故に。然るに五識身相應の諸受を、説いて身受と名く。

[五〇]有るが此の言を作さく、「設ひ輕安あるも體は心所に非ず。然るに此の中、心所法を説くが故に、應に彼れを説くべからず」と。能く覺支の體に隨順するを以ての故に、亦、覺支と名く。謂はく、身輕安は、能く覺支の心輕安を引くが故なり。亦、餘處を見るに、瞋、及び瞋の因を、瞋恚蓋と名く。見と思惟と勤を名けて慧蘊と爲す。彼の瞋の因と、思惟、及び勤とは、瞋に非ず、慧に非ず。

【三七】信。Śraddhā, Saddhā とは、心を證淨ならしむる作用なり、
【三八】不放逸。Apramāda, Appamāda とは專念に身語意に於て善法を修することなり、
【三九】輕安、Praśrabdhi, Passaddhi 輕利安適の義にして、安らかにして、善法に堪ふる心作用なり。有部は心輕安のみを云ひ經部は身輕安をも加ふ。
【四〇】捨。Upekṣā, Upekkhā とは心の平等性なり。
【四一】掉擧。Auddhatya, Uddhacca とは心の騷ぎ立てゝ飛び上る煩惱なり。大煩惱地法の一なり。
【四二】慚。Hrī, Hiri とは、次の愧と共に後に詳細に分別されてゐるから、その文を參照せられたし。
【四三】愧。Apatrāpya, Ottappam
【四四】無貪。Alobha とは、三善根の一にして、愛著、貪著せざることである。
【四五】無瞋。Adveṣa, Adosa とは三善根の一にして、害心なく、哀愍の情のあることである。
【四六】不害。Ahiṃsā とは、功德を守護し、棄捨せざることなり。
【四七】勤。Vīrya, Viriya と

然るに[五一]彼れに順ずるが故に、亦、彼の名を得。此れも亦、應に爾るべし。

捨は、後に當に辯ずべし。二の「及」の言を説くは、兼ねて欣厭を攝す。[五二]厭とは、謂はく、善心、審に無量の過患の法を觀ずる性なり。此の增上力の起す所の、無貪に順ずる心厭背の性なり。此れと相應するを厭作意と名く。[五三]欣とは、謂はく、善心　過患の出離對治を希求す。此の增上力の起す所の、證修に順ずる心欣尙の性なり。此は[五四]離喜、未至等の地に於ても、亦、現行すること有るが故に、喜受に非ず。此れと相應するを、欣作意と名く。此の二行相は更互に相違するが故に、一心の中に並起すべきこと無し。是の故に、[五五]此の中に正しく顯説せず。大善地法の性、成ぜざるが故に。亦、喜根と厭行の俱轉するあり。定んで欣厭の行の俱轉することあること無し。此の二、定んで俱行せざるを表せんが爲めに、二の及の言を説く。行、相違するが故なり。

第三節　大煩惱地法

[五六]是くの如く、已に大善地法を説けり。大煩惱の地を、大煩惱地と名く。此の中、若し法、大煩惱地の所有なるを、大煩惱地法と名く。謂はく、法の恒に染汚心に於て有るものなり。彼の法は、是れ何んぞ。頌に曰はく

癡と、逸と、怠と、不信と、惛と、掉とは、　恒に、唯、染なり。

論じて曰はく、云何が、是くの如きの六種を、大煩惱地法と名くるや。恒に、唯、諸の染心と俱なるを以てなり。頌に「染」と言ふは、是れ染心の義なり。又、放逸等と、及び無明とは、其の次第の如く應に知るべし、卽ち是れは、前の不放逸、勤、信、輕安、捨等の所治なりと。

[五七]癡は、謂はく、愚癡なり。所知の境に於て如理の僻を障え、辨了無き相を、説いて愚癡と名く。卽ち是れ無明、無智、[五八]無顯なり。[五九]逸は、謂はく　放逸なり。已利を專らするに於て、棄捨して情を

は、精進・堅進のことなり。

【四八】有るがとは經部師の説なり。

【四九】有部の答なり。身輕安と身受とを對應して然らざるを答へたるものなり。

【五〇】有るがとは、經部師のことなり。此の段は經部の身輕安に對する解釋を表はせるものにして、身輕安は心所に非ずして、一の觸境なれども、この輕安が定中に於て起りて、無漏の心輕安を引き起すが故に、心所法として輕安覺支の中に入れておくものであるとの意なり。

【五一】彼とは、瞋及び慧のことなり。

【五二】厭とは、厭背にして、苦集を緣ずるが如し。又厭とは所患の意にて、流轉品に於て、過失を見て、已が心に厭離を起し、染を離れんとする心に隨順し、此の心あるが故に、生死を厭惡するなり。

【五三】欣とは、欣尙にして、滅通を緣ずるなり。還滅品に於て、功德を見て、心に欣慕を起し、善を修する心に隨順し、此れあるが故に涅槃を欣樂するなり。

【五四】離喜とは、第三禪を意味す。

【五五】此の中とは、大善地法中の意なり。卽ち欣厭の二善

縱にするを、名けて放逸と爲す。[六〇]怠は、謂はく、懈怠なり。善き事業に於て、勝能を闕滅し、惡しき事業に於て、勇悍を順成し、無明の等流なるを、名けて懈怠と爲す。此れに由りて說いて鄙劣勤の性と爲す。勤習、鄙穢なるが故に　懈怠と名く。[六一]不信とは、謂はく　心の澄淨ならず、[六二]邪見の等流にして、諸の諦、實、靜慮、等至に於て、現前に輕毀し　施等の因に於て、及び彼の果に於て、心、現許せざるを、名けて不信と爲す。[六三]惛は、謂はく惛沈なり。憂、瞢、不樂等の所生にして、心の重き性を、說いて惛沈と名く。斯に由りて覆蔽して、心を惛昧ならしめ、[六四]堪任する所なし。瞢憒の性なるが故に。是れに由りて說いて輕安の所治と爲す。心を大種の能生の因と爲すが故に、此れに由りて先に爲し身の重き性を起す。假りに惛沈と說くも、實に惛沈に非ず。彼れは是れ身識の所緣の境の故に。然も此の惛沈は、無明、覆ふが故に、本論に說いて大煩惱地法と爲さず。

有るが言はく、「彼の論には無明の名を說いて、唯、惛沈に目く。相、相似たるが故に。無明の性は、是れ大遍行なるが故に。是れは此の地の法にして說かずと雖も、而も成ず」と。有るが說かく、「此の名は總じて、二義に目く」と。

[六五]掉は、謂はく、掉擧なり。親里尋等の所生にして、心をして寂靜ならざらしむる性を　說いて掉擧と名く。心此れと合して、路を越へて行くなり。

[六六]非理の作意、[六七]失念、[六八]心亂、[六九]不正知、[七〇]邪勝解は、前に已に大地法の中に在りて說けり。故に此の地の法の中に　有りと雖も、而も說かざるなり。大善地法に於て　無癡の善根を說かざるが如し。唯諸の染心は、恒に此の六を有するなり。

第四節　大不善地法

[七一]是くの如く已に大煩惱地法を說けり。大不善の地を、大不善地と名く。此の中　若し法、大不善

心は、善心なるも、此の二は一心の中に並起し得ず、而も一切の善心に遍せざるを以て、大善地法中に入るを得ざるものなりとなり。

【五六】此の段は、大煩惱地法に就いて論じたるものなり。即ち大煩惱地法とは、いかなる煩惱の起る時にも、必ずその根抵として倶起するものを言ふ。

【五七】癡。Moha は無明(Avijjā)の異名にして、四諦の道理に迷ひ、且つ親しく四諦に迷へる見惑を緣じて起る煩惱にして、一切雜染の所依となるを業とする心作用なり。

【五八】無顯とは、愚癡が一切の事理の境を皆な隱して顯はさぬを言へそものなり。

【五九】逸。Pramāda, Pamāda は放逸のことにして、心散慢にして、諸の善法を修せぬことなり。

【六〇】怠は懈怠（Kausīdya, Kusīta)にして、善事に怠りて而も惡に勇む心なり。

【六一】不信。Aśraddha, Asaddha とは心の證淨ならざることなり。

【六二】邪見。Mithyā dṛṣṭi, Micchā-diṭṭhi 五見の一にして、邪まなる見解なり。諦は四諦なり、實は倶舍論(四・四)に依れば諦にして三

地の所有なれば、大不善地法と名く。謂はく、法の恒に不善心に於て有るなり。彼の法とは、是れ何ぞ。頌に曰はく、

唯　不善心に遍するは　無慚と　及び無愧となり。

論じて曰はく、唯、二の心所のみ、但だ一切の不善心と倶なり。謂はく、[七二]無慚無愧なり。故に唯、二種のみ此の地の法と名く。此の二の法の相は、後の頌中に自ら當に顯示すべきが如し。故に此に說かず。

第五節　小煩惱地法

[七三]是くの如く已に大不善地法を說けり。小煩惱の地を、小煩惱地と名く。此の中、若し法　小煩惱地の所有なれば、小煩惱地法と名く。謂はく、法の少分の染汚の心と倶なるなり。彼の法は、是れ何ぞ。頌に曰はく、

[七四]忿と、覆と、慳と　嫉と、惱と、　害と、恨と、諂と　誑と、憍と、

是くの如きの類を名けて、小煩惱地法と爲す。

論じて曰はく、「類」の言は、不忍　不樂、憤發等の義を攝せんが爲めなり。小は、是れ少の義なり。一切の染汚の心に有るに非ざるを顯はす。唯、少分の染汚の心と倶なるのみに非ず。仍各別に起り、相應の義なし。唯、修所斷にして、意識と倶起し、無明と相應なり。此の諸法の相は、隨煩惱の中、當に廣く分別すべし。

前の所說の如く、一切の心所は、應に知るべし。其の性は、皆な是れ實有なり。所以は何ぞ。一の品類が、所緣の義の中に、種々の行相にて倶時に起るに非ざるが故に　一體が同時に、所緣の義の如く、差別の行相、有るべきこと無きが故に。然も餘法に制伏せらるゝに由るが故に、其の相續

實か。

【六三】惛とは、惛沈（Styāna, (Thīna のことにして、心が眞闇になりて心の沈み入る心作用なり。

【六四】堪任。Karmuya, Kammañña とは、善法を行ずるによく堪ふることなり。

【六五】悼は悼擧（Auddhatya, Uddhacca)なり。

【六六】非理作意。Ayoniso-manaskāra, Ayoniso-manasikāra とは染汚の作意のことなり。

【六七】失念。Mṛṣita-smṛti, Muṭṭhassati とは虛なる念、空念心外の念性なり。

【六八】心亂。Citta-vikṣepa, Citta-vikkhepa とは、心の一趣ならず、一緣に住せざることなり。

【六九】不正知。Asaṁprajanya, Asampajañña 理に非ざること引かるゝ慧なり。

【七〇】邪勝解。Mithyādhmokṣa, Miccha-adhimutti とは、染汚の作意に相應する心の正已當の三時の勝解なり。

【七一】此の段よりは大不善地法に就いて論じたるものにて、大不善地法とは、一切の不善心に倶起相應する心所法なり。

【七二】無慚（無）愧は、無慚

の變異して起るを見る。現見するに、淸油と、垢と　水と、風等との勢力、制持して、燈の相續の中、便ち明と、味と、聲と、動等と有るが故に。

七五 是くの如く已に大地法等の品類の決定せる心所の差別を說けり。復た此の餘に、不定の心所の七六惡作睡眠　尋伺等の類あり。總じて說いて名けて、不定地法と爲す。

第六節　心所法の俱生

第一　欲界に於ける俱生

七七 今、應に一切の心所の、諸の心品の中、俱生の數量を決判すべし。何れの心品の中、幾くの心所ありや。頌に曰はく、

欲には尋、伺あるが故に、　善の心品の中に於ては、二十二の心所あり。
有る時は　惡作を增す不善の不共と　見とに俱なるものに於ては　唯、二十なり。
四つの煩惱と　忿等と、　惡作とは二十一なり。
有覆には、十八あり。　無覆には、十二なりと許す。
睡眠は、遍ねく違せず。　若し有らば、皆な一を增す。

論じて曰はく　且らく、欲界の中の心品に五あり。謂はく、善は、唯、一、不善は、二あり。謂はく、七八 不共無明の俱生と、及び餘の煩惱等の俱生となり。無記に二あり。謂はく、有覆無記と、及び無覆無記となり。是くの如き欲界の一切の心品は、決定して恒に尋伺と相應なるが故に善心品は、二十二の心所の俱生あり。謂はく、十大地法と、十大善地法と、及び不定の二となり。謂はく尋と伺となり。此の中、勤と捨とは、應に俱生せざるべし。行相、違するが故に。進と止との如し。造修と委棄とは、理として同時ならず。契經も亦、此の二の俱起を遮せり。七九 二法を修するに、時、非

(Ahrikya, Ahirikam)、無愧(Anapatrāpya, Anottappam)なり。

【七三】 此の段に於ては、小煩惱地法に就いて論じたるものにて、小煩惱地法とは、煩惱心の起る時、必然的に全部俱起するにはあらざるも、必ず各別に起る煩惱を言ふなり。

【七四】 此等小煩惱地法の相は隨煩惱の中にて、後に廣釋す。

【七五】 此の段は、不定地法の心心所を擧ぐ。不定(Aniyata)とは、或る時は善心と相應、或る時は無記心と相應するを意味せるものなり。

【七六】 惡作 Kaukrtya, Kukkuccā。睡眠 Middha。尋伺 Vitarka, Vitakka。Vicāra

【七七】 此の段よりは、心所法の俱生に就いて論ず。特に此處に於ては、先づ欲界に於ける俱生を述ぶ。

【七八】 不共無明。Avenikā avidyā, Āvenika-avijjāとは、婆沙論に二釋あり。一には貪や忿などと相應せずして自力にて起る無明なりとの釋、二には貪等の本惑と相應せざるものを指すとの釋なり。今こゝに於ては其の第一の義に使用せられ、不善を無明とのみ相應して他の煩惱と相應せざるものと、他の煩惱とも相應するものとの二種と分つあ

時を説くが故に。契經に説くが如し。『心、若し惛沈ならば、爾の時は、應に擇法、勤、喜を修すべし。輕安、定、捨を修するは、則ち非時と爲す。心、若し掉擧ならば、爾の時は、應に輕安、定、捨を修すべし。擇法、勤、喜を修するは、則ち非時と爲す』と。

倶生は失なし。相違せざるが故に。正理に住する者、如理の行を起し、息まざるを勤と名け、即ち爾の時に於て、非理の行を棄て、平等なるを捨と名く。又、如理、非理の行中に於て、捨は、持稱、進止平等なるが如きの故に、捨と勤とは、更に相ひ隨順し、善を起し、惡を止め、行相、違せず。若し所緣に於て、一は取り、一は捨て、更に相ひ違背せば、此の失あるべし。斯に由りて、經主の所難を類釋す。謂はく、（八〇）有警覺と無警覺の性と、作意と捨とは、應に互に相違すべし。是くの如く善く成ず。善の心品に於て、二十二の心所ありて、倶に生ず。不定地法の所餘の二種ある惡作と、睡眠は、三界、及び六識身の有漏、無漏に通ずるに非ず。唯、不染に非ず、亦、唯、染にも非ず。故に、善の心品は、一切時、皆、惡作あるに非ず、但有ることを容すべし。有る時は數を增して、二十三に至る。

（八一）惡作と言ふは、悔は惡作を以て所緣と爲すが故に、惡作の名を立つ。無想定の如し。有るが説かく、「無相、及び身念住は、處ありて身と名く」と。若し爾らば、未だ作さゞる所の事を緣ずる心の、追悔を生ずるあるは、應に惡作に非ざるべし。爾らず。未だ作さゞるも亦、作と名くるが故に。追悔して、「我れ先に是くの如きの事業を作さず、是れ我が惡作なり」と言ふが如し。然るに此の惡作は、善、不善に通ず。無記に通ぜず。憂に隨ひて行ずるが故に。欲貪を離るゝ者は、成就せざるが故に。無記法は、是くの如きの事あるに非ず。然るに（八二）追變あり。我れ頃、何の爲めに消せずして食するや。我れ頃、何の爲めに此の壁に畫かざるやと。是の如き等の類は、彼の心、乃至未だ憂根に觸れず。但だ是れは省察にして、未だ惡作を起さず。若し憂根に觸るれば、便ち惡作を起す。爾

り。

【七九】二法とは、勤と捨との二にして、此の二法を修するには、修して可なる時と、修して非なる時とあり。その例は惛沈と掉擧の場合の如しとの意なり。

【八〇】有警覺の警覺とは、心の惛沈を警め醒ますことである。

【八一】惡作とは、追悔の心所にして、前に善事をなさゞりしを、後にて悔ゆるは善の惡作なるが、凡ての善心には、必ずしもこの追悔の心所あることなきを以て不定とせらるものなり。

【八二】追變。追憶の意味なるべし。卍字維經には追戀かと曰へり。

の時の惡作は理、憂根に同じ。故に惡作は、是くの如きの相あり、心をして慼せしむを惡作の心品と謂ふと說く。若し憂根を離るれば、誰れか心をして慼せしめん。惡作に四あり。謂はく、善と不善と、一一皆な[八三]二處に依りて起るが故に。

若し不善の不共の心品に於ては、二十種の心所ありて俱生す。謂はく、十大地法、六大煩惱地法、二大不善地法、並に二不定なり。謂はく、尋と伺となり。

何等を名けて不共の心品と爲すや。謂はく、此の心品は、唯、無明のみ有りて、所餘の[八四]貪隨眠等あること無ければなり。不共品の邪見、[八五]見取、及び[八六]戒禁取と俱生の如きも亦、爾なり。大地法の中卽ち慧の差別を、說いて名けて見と爲す。故に數は增さず。

頌に「唯」と言ふは、是れ簡別の義なり。謂はく、唯、見と俱なるは、定んで二十あり。不共品の中に、惡作等有る容きを表す。謂はく、若し惡作、是れ不善ならば、唯、無明と俱にして、餘の煩惱に非ず。貪、[八七]慢の二種は、欣行轉なるが故に。瞋は、外門轉にして、行相、麁なるが故に、惡作と俱なるに非ず。[八八]疑は決定せず、惡作は決定す、故に俱起せず。[八九]有身見等は、欣行轉の故に、極めて猛利の故に、惡作は爾らず。然るに此の惡作は、善惡の行事の處に依りて轉ずるが故に。諸見は爾らず。故に相應せず。邪見の一分は、慼行轉なりと雖も、而も二因の故に、惡作と俱に非ず。是の故に惡作の是れ不善なるは、唯、無明と俱なり。不共に在るべし。忿等も亦、爾なり。

四の不善の貪、瞋、慢、疑の煩惱心品に於ては、二十一の心所ありて俱生す。二十は、不共の如く、貪等の隨一を加ふ。

前の所說の忿等相應の隨煩惱品に於ても亦、二十一の心所、俱生す。二十は不共の如く、忿等の隨一を加ふ。

不善の惡作相應の心品も亦、二十一の心所、俱生す。謂はく、卽ち惡作等の二十一なり。

【八三】 二處とは、作と不作との二處なり。この二處に各々善と不善とあれば總じて惡作を四となすなり。

【八四】 貪隨眠等とは、瞋・慢・疑・見と忿等十隨惑並に惡作を等取す。

【八五】 見取。 Dṛṣṭiparāmarśa, Diṭṭhi-parāmāsa とは、五見の一にして、劣法を以て最上にして清淨の解脫涅槃等と執する見なり。

【八六】 戒禁取。 Śīlavrataparāmarśa, Sīlabbataparāmāsa とは因に非ざるを因と計し、道に非ざるを道と計することなり。

【八七】 慢。 Māna とは、自惚・高慢・微慢等。

【八八】 疑。 Vicikitsā, Vicikicchā は猶豫とも譯され、物事に對して疑ふ心所なり。故に疑には決定の作用なし。

【八九】 有身見。 Satkāya-dṛṣṭi, Sakkāyadiṭṭhi は薩迦邪見と音譯せらる。我我所ありと執する見なり。此れは邊執見と共に有覆無記の心なり。

若し無記の有覆心品に於ては、唯、十八の心所ありて倶生す。謂はく、不共の二十法の中、大不善地法の二種を除くが如し。

欲界の無記の有覆心は、謂はく、[九〇]薩迦耶見と及び[九一]邊執見と相應するものなり。[九二]見を増さゞる義は、前の如く、應に釋すべし。

餘の無記の無覆心品に於ては、唯、十二の心所の倶生を許す。謂はく、十大地法と、幷に不定の尋伺なり。

[九三]有るが執す。「惡作も亦、無記に通ず。憂は喜根の如く、唯、有記に非ず。此れと相應する品に、便ち十三の心所ありて倶起す」と。

睡眠は、[九四]一切と相違せざるが故に、諸の心品に於て、皆な現行すべし。善、不善、無記の心品に於て、何品に隨つても有れば、卽ち此れを増すと説く。其の所應に隨つて、各、一數を増すなり。

工巧處等の諸の無記心は、勇悍あるに似たり。然るに理に稱うて、加行を起すに非ず。故に勤あること無し。又、染汚に非ざるが故に、懈怠なし。信、不信なきことは、此に類して應に知るべし。

第二　色無色界諸心所の倶生

[九五]已に欲界の心所の倶生の諸品の定量を説けり。當に上界を説くべし。頌に曰はく、

初定には、不善と、　及び惡作と、睡眠とを除く。
中定には、又、尋を除く、　上には、兼ねて伺等を除く。

論じて曰はく、初靜慮の中には、前の所説の諸の心所法に於て、唯不善と[九六]惡作と[九七]睡眠を除き、餘は皆な具有なり。唯不善とは、謂はく、[九八]瞋煩惱と、及び無慚愧と、諂、誑、憍を除く所餘の貪等なり。餘は皆な有すとは、欲界に説けるが如し。

[九九]中間靜慮には、前に除く所のものを除き、又、更に尋を除く。餘は皆な具有なり。

【九〇】薩迦邪見とは、前記の有身見のことなり。

【九一】邊執見。Antagrāhikā dṛṣṭi, Antagāhikā diṭṭhi とは、死後の斷滅(斷見)と常住(常見)との二邊を執するの見。

【九二】「慧の差別を説いて見と爲す」といふ前頁の所説を云ふなり。

【九三】有るが執すとは、倶舍論四・九右によれば、外方の諸師と爲す。卽ち迦濕彌羅國以外の國の論師を意味するものなり。

【九四】一切とは、善・不善・無記。

【九五】此の段は上界卽ち、色界と無色界とに於ける、諸品の定量を説けるものなり。

【九六】惡作の除かるゝは、惡作は隨憂行なるを以て、上界に憂なき故に、その隨從なる惡作も亦、なきなり。

【九七】睡眠は、段食の性なるを以て、上界に段食なき以上、睡眠も亦なし。

【九八】瞋煩惱は、心身のいらだてる狀態にして、上界の定に於ては、常に心身和らかなるを以て、瞋等の不善心はなし。

【九九】中間靜慮とは、初禪と二禪との中間にして、此の中間靜慮には尋なきものなるを以て、除かるゝなり。

第二靜慮以上、乃至、無色界の中には、前に除く所のものを除き、又、伺等を除く。等とは、諂、誑を除くことを顯はす。餘は、皆な前の如く具有なり。欲界より、乃至、梵天までは、皆な王と臣と衆生等の別あるを以ての故に、諂、誑あり。上地は、皆な無し。

第七節　類似心所の相互的差別

第一　無慚愧と愛敬

〔一〇〇〕是くの如く、已に三界の所繫の諸の心所法の倶生の定量を說けり。諸の心所の性相に、似同ありて、差別を知り難し。今、宗義に隨つて、彼の知り難き心所の別相を辯ぜん。無慚と無愧と、愛と敬との別相は云何。頌に曰はく、

無慚愧は重ぜざると、　罪に於て怖を見ざるとなり。
愛と敬とは、謂はく、信と慚となり。　唯、欲と色とに於て有り。

論じて曰はく、無慚、無愧の差別相とは、諸の〔一〇一〕功德、及び有德の者に於て、敬なく、崇なく、忌難かる所なく、隨屬する所なきを、說いて無慚と名く。諸の功德とは、謂はく、〔一〇二〕尸羅等なり。有德の者とは、謂はく、親敎師等なり。此の二境に於て、敬なく、崇なき、是れ無慚の相なり。卽ち是れは、敬崇の能障礙の法なり。或は諸の德に緣りて、說いて無敬と爲し、有德の者に緣りて、說いて無崇と爲し、忌難かる所なく、隨屬する所なきに、總じて前の二を顯はす。或は次第に隨ふ。造る所の罪に於て、怖畏を見ざるを、說いて無愧と名く。諸の觀行者に、訶厭せらるゝ法を、說いて名けて罪と爲す。訶厭せらるゝ諸の罪業の中に於て、能く此の世、他の世の譏毀、〔一〇三〕謫罰、非愛、難忍の異熟果を招く等の諸の怖畏事を見ざる、是れ無愧の相なり。卽ち罪業の果を忌憚せざる義なり。怖を見ざるの言は、何んの義を顯はさんと欲するや。彼の怖を見ざるとせんや、見て怖れざる

【一〇〇】此の段に於ては、類似の心所の相互間に於ける差別を論じたるものなり。先づ第一に無慚愧と愛敬とを擧ぐ。卽ち無慚と無愧とを比するに、無慚は功德の法を尊重せず、有德の人を崇重大切にせずといふ、他に對する自己の態度に對していひ、無愧は、佛菩薩の厭ふ惡を作り、未來に三惡道の苦を受くると聞きても怖れざる、卽ち自己の運命等に對する自己の態度につきて述べたるものなり。愛と敬とは、共に他に對する態度なるも、愛は信樂の義にして、信を體となし、敬は敬重の意にして慚を體となすの相違ありとす。

【一〇一】功德。Guṇa とは戒定慧の三學。

【一〇二】尸羅。Sīla 戒の梵語なり。

【一〇三】謫罰とは、とがめて罰することなり。

と爲んや。前は應に[一〇四]無明を顯はすべし。後は應に[一〇五]邪見を顯はすべし。此の言は、見と、不見とが無愧を體と爲すことを顯はさず。但だ法あり、是れ[一〇六]隨煩惱にして、能く現行の無智と邪智の與めに、隣近因と爲るを、說いて無愧と名くと顯はすなり。此れが略義は、謂はく、能く心をして德、有德に於て、崇敬する所なからしむるを、名けて無慚と曰ひ、罪の現行に於て、忌憚する所なきを名けて無愧と爲す。

有餘師の說かく、「諸の煩惱に於て、厭毀すること能はざるを、名けて無慚と曰ひ、諸の惡行に於て、厭毀すること能はざるを、說いて無愧と爲す」と。

有るが說かく。「獨處して罪を造り、恥ること無きを、名けて無慚と曰ひ、若し衆中に處して罪を造り、恥ること無きを、說いて無愧と爲す」と。

有るが說かく。「不善心を現起する時、異熟因に於て、顧眄する所なきを、名けて無慚と曰ひ、異熟果に於て、顧眄する所なきを、說いて無愧と爲す」と。諸の不善心の現在前する位に、皆な因果に於て、顧眄する所なし。故に一心の中に、二法俱起す。此れに由りて、慚愧の異相を翻釋す。

若し淨き意樂にて、善人の樂ふ所の勝業を習はんと爲すを、有慚者と名け、善人の樂ふ所の勝果を得んと爲すを有愧者と名く。諸有の勝業、勝果を愛樂するも、必ず亦、惡因、苦果を怖る。一切の善心は、現在前する位に、定んで因果に於て　皆な迷惑なし。此れに由つて慚愧は、一心に並生す。故に有餘師は　是くの如き義を以て　心首を標し、是くの如きの言を說く。造る所の罪に於て、自ら觀じて、恥づること無きを、名けて無慚と曰ひ　他を觀じて　恥づること無きを、說いて無愧と爲す」と。謂はく　異熟因は時に當つて、現起するが故に、名けて自と爲し、其の異熟果は後の時、方に有るが故に、說いて他と爲す。彼の義の意に言はく、諸の罪を造る者は、意樂不淨にして現の罪業と及び當の苦果に於て、皆な顧眄なし。此れに由りて已に釋せり。

【一〇四】怖しき果を感ずることを知らずにやることとなる故に、無明のことなりとの意。
【一〇五】惡果を見て、知りながら怖れざるを以て、慧を體となす邪見なりとの意。
【一〇六】此の段の意は、未來の惡果を何とも思はぬ無愧の隨煩惱より、遂には因果を撥無する邪見等を生じ、因果の道理に昏き無明を引き起すとの意なり。此の因果關係を隣近因と述べたるなり。

[一〇七]經主は、此の中、誤つて彼の情を取り横に過難を申ぶ。謂はく、難を設けて言はく、「若し爾らば、[一〇八]此の二は、所觀同じからず。云何にしてか、俱起するや」と。

[一〇九]已に無慚、無愧の別相を説けり。愛、敬の別とは、愛は、謂はく、愛樂なり。[一一〇]體は、卽ち是れ信なり。然るに愛に二あり。一は有染汚、二は無染汚なり。有染とは、謂はく、貪なり。無染とは、謂はく、信なり。信に復た二あり。一には忍許の相、二には願樂の相なり。若しは是の處を縁じて、現前に忍許し、或は卽ち中に於ても亦、願樂を生ず。此の中の愛は、是れ第二の信なり。或は因の中に於ても亦、果の稱を立つ。前の信は、是れ愛の隣近因なるが故に、愛と名くるも失なし。

敬は、謂はく、敬重なり。[一一一]體は卽ち是れ慚なり。謂はく、前の大善地法を釋する中の言の如く、心の自在性を説いて慚と爲すとは、應に知るべし、卽ち是れは　此の中の敬禮なり。然るに復た有るが言はく、「崇重する所あるが故に、名けて敬と爲す。此れを先と爲すに由りて、方に慚恥を生ずるが故に、敬は慚に非ず」と。彼の師は、應に慚恥なき者、能く恭敬を起すと許すべし。先に敬を起す時、未だ慚恥あらずと執するを以ての故に。應に慚恥無き者も、能く恭敬を起すべし。若し、敬する時、已に慚恥ありと謂はゞ、則ち應に敬を先に爲すに由りて、方に慚恥を生ずと説くべからず。若し敬する時、慚恥なきに非ざれども、然も敬は慚に非ずと謂はゞ、此れも亦、理に非ず。敬の慚に非ずと言ふこと、證因なきが故に。敬を先と爲して、方に慚恥を生ずるに非ず。無慚者の能く恭敬を起すこと勿し。又、敬ありて、而して慚恥なきこと勿し。然るに復た確く敬の體は、慚に非ずと執す。但だ虚言ありて、都て實義なし。故に應に敬の體は、是れ慚の差別にして、或は慚あるを、有崇重と名け、此の慚の差別を、説いて名けて敬と爲すと謂ふべし。

補特伽羅を境界と爲すが故に、卽ち慚の差別は、崇重の名を得。夫れ崇重とは、是れ心の自在なり。心の自在性を、已に説いて慚と爲す。謂はく、心の中に於て、自在力あり、能く自ら制伏し、

【一〇七】經主云云の文は、倶舍論四・一〇左。
【一〇八】此の二とは、自ら觀ずると、他を觀ずるとの二なり。
【一〇九】此の段よりは、愛と敬との相互的差別を論じたものである。
【一一〇】體は云云。法の性を信じ、有德の士を信じ尊び、その上に德を愛し好む義あるが故に、愛樂の體は信なり。
【一一一】體は云云。例へば苦集二諦を縁じて、心に恐れ憚りて惡事を愼む故に慚なり。

崇重する所あり。故に敬の體は、是れ慙の差別なりと說く。諸の所尊に於て、崇重する所あるが故に、名けて敬と爲す。是れ境の第七なり、或は因の第七なり、所尊に於て、隨屬の意を發するに由りて、即ち名けて慙と爲す。此の慙は、即ち是れ崇重する所あるが故に、此の敬の體は、是れ慙の差別なり。義、善く成就す。即ち此の證に由りて、補特伽羅を境と爲す信慙を說いて愛敬と名く。法を以て境と爲して起る者を謂ふに非ず。故に愛と敬とは、大善の攝なりと雖も、而も無色界の中に在りと立てず。

有餘師の言はく、「信順し親密にして、而も耽染なきを、說いて名けて愛と爲す。所尊を瞻望し崇重し隨屬するを、說いて名けて敬と爲す。」と。

有餘師の說かく、「善士に親近する因を、名けて愛と爲し、彼の言に越へざる因を、名けて敬と爲す」と。

復た有るが說かく、「和合衆に於て、見等皆な同じきが故に、名けて愛と爲し、尊重すべきに於て深心に恭事するが故に、名けて敬と爲す」と。

此の愛と敬とは、欲、色の界に有にして、無色界に無なり。[一二]依處なきが故に。

第二　尋伺と慢憍

[一三]是くの如く、已に愛敬の別相を說けり。尋伺、憍慢の別相は、云何ぞ。頌に曰はく、

尋と伺とは、心の麁と細となり。　慢は、他に對して、心擧り、
憍は、自の法を染ずるに由りて、　心高くして顧みる所なし。

論じて曰はく、尋と伺との別は、謂はく、心の[一四]麁と細となり。心の麁性を、說いて名けて尋と爲し、心の細性を、說いて名けて伺と爲す。「若し爾らば、尋伺の體は、心に異ならず。經に即ち心に就きて二性を說くが故に。」此の言は理に非ず。經の義意に了達せざるに由るが故に。經に所有の

【一二】依處とは補特伽羅のことなり。

【一三】此の段に於ては、第二に尋と伺と憍と慢との相似なる法の差別相をときたるものなり。尋・伺の二は、心の麁と細とに依りて分つものなるが、その一心中に俱起することに關しては異說あり。(本論參照)
次に憍と慢とは、對待關係上の差別にして、共に自ら高擧するものなれども、慢は他に對して自ら高擧する場合、憍は一般に自らの法、即ち自らの條件に關して高擧する場合なり。

【一四】麁 Odārikaṁ, Olāri=kaṁ。細 Sūkṣumaṁ, Sukhu=maṁ。

心の麁細の性を、尋伺と名くと言ふは、此の法あるに由りて、心の起りて便ち麁なれば、此の法を尋と爲し、此の法あるに由りて、心の起りて便ち細なれば、此の法を伺と名く。

或は異釋を作す。「故に體は心と異なる」と。謂はく、我は、心の麁性を、心の麁性と名け、心の細性を、心の細性と名くと言はずや。「若し爾らば云何ぞ。心の麁性に依るを、心の麁性と名け、心の細性に依るを、心の細性と名くるや。若し爾らば、麁細の性は相違するが故に、應に尋伺は、一心に俱生すべからず。」一心の中に二體、得べしと雖も、用の增する時、別なるが故に相違せず。水と酢と等分に和合して、體は平等なりと雖も、而も用に增あるが如し。麁の心品の中、尋の用、增すが故に、伺の用、損せられ、有るも而も覺り難し。細の心品の中、伺の用、增すが故に、尋の用損せられ、有るも而も覺り難し。「若し酢の用は一切の時に增すが故に、喩に非ず」と謂はゞ、此の言は、理に非ず。我れ定んで酢を以て尋に喩へ、伺を水に喩ふと說かず。但だ用增ある者は、即ち酢の如しと說くが故に。若し心品の中、尋伺の二法、用の增す者に隨つて、即ち酢の如しと說き、微なるを便ち水に喩ふ。是れに由りて、尋伺は、一心の中に體俱に得べしと雖も、用の時別なるが故に、一心、即ち麁、即ち細なる無し。貪癡の性は並に現行すと雖も、而も心を說いて、有貪行と爲すを得るが如し。何の心品に隨ふも、法の用の增あり。此を門と爲すに由りて、總じて心品を標す。

有るが說かく、「別法の持せらるゝを現見するに、其の別法の相續をして變ぜしむるが故に。心體の相續に、既に麁細あり。故に知んぬ、別に尋伺の爲めに持せらる」と。

有餘は復た言はく、「尋伺を立つるが爲めとは、定障と爲すが故に、尋伺を說いて心の麁細の性と爲すなり。云何が然るを知るや。諸の聖教の內、處々に、定に於て心の名を立つるが故に。謂はく、契經の中に、四靜慮を說いて定根と爲し、已に復た、四靜慮を說いて增上心學と爲す。又、契經に

說かく、『淨戒に住するに依つて、二法を修習す。謂はく止と觀と已なり。』復た說かく、『智者は、淨戒に依住して心慧を修習す。』又、契經に言はく、『貪欲を離るゝが故に、心、解脫を得、無明を離るゝが故に、慧、解脫を得』と。止觀は、是れ彼の親近の對治なり。故に知んぬ、定に於て心の名を建立するを、謂はく、大仙尊、有る觀行者の、方に[二五]中間靜慮に趣入せんと欲する時、法ありて障を爲すを見、此の障を推求して、尋を體と爲すを知り、復た有る觀行者の、方に第二靜慮に趣入せんと欲する時、法ありて障を爲す。此の障を推求して、伺を餘と爲すを知る。既に能く障を爲す。故に知んぬ、別有なり。

[二六]若し「煩惱は、定障と爲すに足る。何んぞ別に尋伺の障を立つるを須ひんや」と言はゞ、此の言は理に非ず。煩惱は、唯、染法を離るゝを障ゆるが故に、定障を爲すに非ず。云何が然るを知るや。下地の煩惱は有るは已に斷じたりと雖も、而も上地の定は現前せざるが故に。有るは未だ斷ぜずと雖も、上地の邊定も亦、現前するが故に。又、唯、煩惱を定障と爲せば、應に、唯、未斷のみ、能く上地に趣入する與めに障と爲るべし。然るに尋伺等は、要ず現在前して、方に上地に趣入する與めに障と爲るなり。

又、契經に、『靜慮の中の寂靜尋伺、離喜斷樂と言ふ』と說く。已離貪者が諸の定を修する時、方に尋等の寂靜、離斷を說くなり。故に、煩惱の外に別に尋等の障あるを知るなり。染、善心に於て、障を爲すこと別なるが故に、應に煩惱は定を障ゆ。何んぞ別に尋伺を立て、障と爲すを須へんやと責めて言ふべからず。是の故に言ふ所の、尋伺を立つる爲めとは定の障と爲すが故に、尋伺を說いて、心の麁細の性と爲すは、理、善く成立す。定の麁障を說いて名けて尋と爲し、定の細障を說いて名けて伺と爲す。此れに由るが故に、心の麁性を說いて名けて尋と爲し、心の細性を說いて名けて伺と爲すと說くも亦、失あること無し。上地の定の過患の中に於て、更に斯くの如き麁細の名想あ

【二五】中間靜云云。初禪には尋伺ともに存在するも、中間靜慮に於ては尋はなく唯だ伺のみあり。故、初禪より中間靜に進むには尋が障となる。伺中間靜慮より二禪に進むには、伺を障となす。これに依つて二者の實有を證すとなり。

【二六】此の段は、尋伺が煩惱障とは別に定障としてあることを證し、以て尋伺の別有を論じたるものなり。

るに非ず。故に上地の定は、一味の名を得す。是れに由りて、彼には中間の靜慮なし。上の諸地に非ず、初靜慮の如きは、一地の中に於て、漸く障を除き、漸く勝定を得。中間を立つべし。

何が故に、尋伺の自相を説くに、受等の各別の相を説くが如くならざるや。諸法の相を辯ずるに多門あるか故に。謂はく、聖教の中、自性に約して、諸法の相を辯ずるあり、或は相應、果因、功用、及び所緣等に約するあり。且らく説いて言ふが如し。云何が[二七]地界なるや。謂はく、堅强の性なり。云何が不善なるや。謂はく、無慚、無愧と相應するものなり。云何が三摩地なるや。謂はく、[二八]心一境性なり。云何が觸と爲すや。謂はく、三和合なり。云何が眼根と爲すや。謂はく、眼識の所依なり。云何が[二九]法智なるや。謂はく、欲界所繫の諸行に於て、或は彼の行の因、或は彼の行の滅、或は彼の斷道の諸の無漏智なり。是くの如き等の門、諸法の相を辯じて、皆な正理に於て、乖違する所なし。是の故に、應に受等に同じと責むべからず。諸法の性相は、最も極めて知り難し。靜慮を辯ずる中に、當に更に分別すべし。

[三〇]是くの如く已に尋伺の別相を説けり。慢、憍の別とは、慢は、謂はく、他に對して、心の自ら擧る性なり。自他の德類の勝劣、若しは實、不實を稱量して、心自ら擧恃し、他を淩蔑するが故に、名けて慢と爲す。

憍は、謂はく、自法に染著するを先と爲して、心をして傲逸ならしめ、顧る所なき性なり。自の勇健、財位、戒、慧、族等の法の中に於て、先に染著を起し、心に傲逸を生じ、諸の善本に於て、顧眄する所なきが故に、名けて憍と爲す。諸の善本に於て、顧る所なしとは、謂はく、心の傲るに由りて、諸の善業に於て修習を欣ばず。是を慢と憍との差別の相と謂ふ。

第八節　心心所法の異名

【二七】地界。Prithivī dhātu. Patthavī dhātu とは、堅と性となし、物を支持するもの一般を言ふ。四大の一、六界(六大)の一なり。

【二八】心一境性。Cittasya-ekāgratā, Cittassa, ekaggatā とは、心を一點に集注して、不動搖なる心を言ふ。定の異名なり。

【二九】法智。Dharma-jñāna, Dhamme ñāṇa とは四智の一にして、有爲法を四諦に於て觀察する無漏淸淨の聖智なり。

【三〇】此の段は、慢と憍との差別を論ず。

〔二一〕是くの如く、已に諸の心心所の品類の不同と、俱生と、決定の差別の相を說けり。然るに心心所は、契經の中に於て、義に隨つて種々の名相を建立せり。今、當に此の名義の差別を辯ずべし。頌に曰はく、

心と意と識とは體一なり。　心、心所は有依と、
有緣と、有行相と、　相應となり。義に五あり。

論じて曰はく、心、意、識の三は、體は是れ一なりと雖も、而も訓詞等の義類に異あり。謂はく、〔二二〕集起の故に、心と名け、思量の故に〔二三〕意と名け、了別の故に〔二四〕識と名く。或は〔二五〕種々の義の故に名けて心と爲す。即ち此れは、〔二六〕他の爲めに所依止と作るが故に、名けて意と爲し、〔二七〕能依止と作るが故に、名けて識と爲す。〔二八〕或は界、處、蘊の施設の差別なり。或は復た、〔二九〕增長、相續、業生の種子の差別なり。是くの如き等の類、義門に異あり。故に心、意、識の三は、詮はす所の義に異ありて、體は一なるに名く。心と意と識との三の詮はす所の義は異にして、體の一なるに名くるが如く、諸の心と、心所の、有所依、所緣、行相、相應に名くることも亦、爾なり。名義は、殊なりと雖も、而も體は是れ一なり。謂はく、心、心所は、六內處を以て所依と爲すが故に、〔三〇〕有所依と名く。色等の境を以て所緣と爲すが故に、〔三一〕有所緣と名く。即ち所緣の境の品類の相の中に於て、能取の義あるが故に、〔三二〕有行相と名く。平等に俱時に他と合するが故に、說いて〔三三〕相應と名く。云何が平等なるや。五義、等しきが故に。謂はく、心、心所は、五義平等の故に、相應と說く。所依、所緣、行相、〔三四〕時、〔三五〕事の皆な平等なるが故なり。事平等とは、一の相應の中には、心の體の一なるが如く、諸の心所法も、各各亦爾なり

〔三六〕有る譬喩者は、「唯、心ありて別に心所なし」と說く。「心、想の俱時の行相の差別は、不可得なるが故に。何者の行相が、唯、想に在りては有、識の中に在りては無なるや。深遠に推求するに、唯、

【二一】此の段に於ては、心心所法の異名を論じたるものにて、即ち心王に心・意・識の三名あれども、自體は一なり、又、心王・心所の區別はあれども、之れを有依・有緣・有行相・相應と名くる點に於ては一なり。最後に心心所は五義平等によりて、その不離の關係にあるものなりと論じたるものなり。

【二二】心の原語はCittaにしてcit（考ふ、理解す）より來れるものなり。然るにこのcitを更に短かき形の語ci（集む）より來れるものと見て、集起、即ち身口意の三業を集起する義理と譯したるなり。

【二三】意。Manas, Manoはman（考ふ）といふ語根より來れるものにて、思量の義となる。

【二四】識。Vijñāna, Viññāṇaはvi＋jñā（了別す）なる語根より來たるものにて、了別と譯す。

【二五】種々の義とは、俱舍論四・十三右に淨不淨界の種々に差別する義の意とあり。即ち心は修養の結果として善惡無記の種々の性質上の差別あるが故にCittaと名くるとなり。これはCittaをCitra（種々）に托しての解釋にして、經部或は瑜伽師の用ゆる義なり。

此の二の名言の差別を聞くも、曾つて體の義の差別は知るべき無し。又、敎證に至りては、心所なきに出る。世尊の阿難陀に告げて言ふが如し。『若し識の母胎に入ること有ること無くば、乃至、廣說』と。又、說かく、『或は心、或は意、或は識、長夜流轉し、地獄に生じ、乃至、天に生ず』と。又、說かく、『士夫は、卽ち是れ[一三七]六界なり。所謂、地界、乃至、識界なり。』又、說かく、『我れ今、一法の速疾に廻轉すること、猶し心の如き者を見ず。』又、說かく、『我れ今、一法の若し修習せざれば、則ち調柔せず、堪能する所なきこと、猶し心の如き者を見ず。』又、契經の伽他の中に說くが如し。

[一三八]心遠く行き、獨り行く。　身なくして窟に寢ぬ。
能く伏し難きを調伏するを、　我れ婆羅門と說く。

此等の諸經は、皆な心所を遮す。又、心所に於て、多く諍論を興す。故に知んぬ、心を離れて別に體あること無し。謂はく、別に心所ありとの論を執する者は、心所の中に於て、多く諍論を興す。或は說かく、唯、三大地法ありと。或は四ありと說く。或は十ありと說く。或は十四と說く。故に、唯、識ありて位に隨つて流るゝを多種の心心所の別ありと說く。甘蔗の汁の如く、倡伎人の如し。故に受等の別の體の得べきこと無し」と。

[一三九]心心所法は共に一境に轉じ、生、住、滅等の分位は、是れ同じく、善、不善等の性類は、異なく、體相の差別は、實に了知し難し。諸の劣智の能く勝解を生ずるに非ず。故に契經に言ふ。心心所の法は、展轉し相應し、若しは受、若しは想、若しは思、若しは識、是くの如き等の法は、和雜して離れず。差別の相を施設すべからず。故に應に此に於て、正しき勤求を發起し、勝解を生じ、差別の相を了すべし。諸の契經の中、處々に受想思等ありて、識と倶生すと說くが故に。一類の別相を得ざるに由りて、便ち總じて一切の聖敎の眞理を撥すべからず。縱ひ仁、此の識と想の差別に於て、若しは得、(若しは)得ざるも、然も其の想の相は、識體に離れて、決定して別有なり。我は此の二の

【一二六】卽ち心が無間識の意となりて、後に生ずる識の所依止となるが故に、かく名くるなり。
【一二七】能依止には現在の識が前刹那の過去の意根に依止することなり。
【一二八】卽ち界に於ては心、處に於ては意、蘊に於ては識の意なり。
【一二九】增長は心、相續は意、業生は識なり。
【一三〇】有所依。Sāśraya
【一三一】有所緣。Sālambana
【一三二】有行相。Sākāra
【一三三】相應。Samprayukta
【一三四】時平等。Kāla-samatā とは同一刹那に作用すること。
【一三五】事平等。Dravya-samatā とは、事とは體のことなれば、體平等なりとのことなり。
【一三六】此の段よりは、心と心所との別有に對する經部師と有部師との論義を述したるものなり。
【一三七】六界とは、地・水・火・風・空・識の六界なり。卽ち地・水・火・風・識の五界は五蘊に等しく空は、五蘊の存在する空間的世界を意味す。
【一三八】此の伽他の意は心は自由に動きまわるものにして調伏し難し、この調伏し難きも

差別相の中に於て、分明に證得す。謂はく、若し彼の諸の境界の中に於て、總じて其の體を了するを、說いて名けて識と爲し、別に名相を取るを、施設して想と名く。復た云何が、此の二倶に起り、境界に於て總じて體を了する識無間に滅し已りて、別に名相を取る。識の生を、施設して卽ち名けて想と爲すに非ざるを知るや。阿笈摩、及び正理に由るが故に。阿笈摩とは、謂はく、契經の中、先に識を說き已りて、後に倶生の受想思を說くが故に。正理と言ふは、謂はく、眼識の了する所の色の中に於て、取相を想と名く。若し後時に於て、想、方に起れば、前色、已に滅す、云何が、今時、相ありて取る可きや。辯本事品に已に眼識の過去の境を緣ずるを遮せり。若し意識、能く彼の相を取ると言ふも、理亦、然らず。經に、[一四〇]眼觸所生の想と說くが故に。若し、此れは意近行の說の如しと謂はば、此れも亦、理に非ず。意識は、觸より生ずる所ならざるが故に。猶し眼識の如し。諸の識の三和の所生あるに非ず。如何が識は觸より起ると言ふべけんや。若し彼れ復た、執す。「意識より後に方に意地の、能く取相の想を生ず」と。此れは眼識の無間の所生に非ず。便ち言ふ所の意近行の如きに違す。又、身觸より生ずる所の身受、若し彼の想に同じく、身所取の境を現に領納せずんば、如何が現前に分明に順苦等の觸を隨領せんや。此れは過去の所觸の境を領納すと許すべからず。生相分明の故に。又生の次第、現として成せざるが故に。謂はく、經に說く所の眼觸所生の受想及び思の三心所法は眼識の無間に誰か定んで先に生ずるや。彼れは此の三は是の識の差別なりと許す。故に識は多體倶に生ずべからず。定んで次第に生ず。因證無きが故に、應に三法誰か最初に起ると說くべきや。至敎を引いて唯心有りと證すと雖も、而も義の中に於て證する功力無し。識は諸の處に於て勝れたる功能有り、諸の心所に非ず。是の故に偏に說く。

又、諸の心所は、心に依らざること無し。但だ所依を說けば能依已に顯はる。又、心心所は處に隨ひ、時に隨ひて、用に增微あり。增なる者に就いて說く。或は心品ありて識の用、增强なり。或

のを調伏したる人こそ眞の婆羅門なりとの意なり。

【一三九】此の文は、如上の經部說に對する有部の答であり、心・心所の別有を論證したるものなり。

【一四〇】眼觸所生の想。Cakkhusamphassajāya saññā

は受、或は想、或は復た思等、一一の法の用の增强の位に隨つて、此れを以て門と爲し、總じて心品を標す。故に唯、識を說くも、有餘を妨げず。〔四一〕心獨行の言は、心の並起を遮せんが爲めにして、心所を遮するにあらず。人獨行と言ふが如し。故に引く所の經は、功力を證すること無し。「心所に於ては多くの諍論あり、故に心を離れて別體なきを知る」と言ふは、此れも亦、然らず。皆な有るを信ずるが故に。謂はく、理教に依りて、諸の大論師は、皆な心を離れて別に心所あるを信ず。但だ多小の數の增減の中に於て、經に定んで說くこと無きが故に、諍論を興す。若し受等は、是れ心の差別なりと執せば、如何が、卽ち心を心所と名くべきや。何の定理に據りて、識を說いて心と爲し、復た何の緣を以て、卽ち心所と名くるや。〔四二〕若し諸の識の體は、卽ち是れ心なり。受等の諸法は、是れ心の體類にして心相續の中に、此の法あるが故に、心所と名くと謂はゞ、何が故に、所造の諸色は、卽ち是れ大種の體類の差別なり。卽ち地等の相續の位の中に於て、此の法あるが故に、名けて所造と爲すと言はざるや。此れ旣に爾らず。彼れ云何が然らんや。大種を離れて、外に別に所造あり。辯本事中、已に廣く成立せり。

若し何が故に、心所法は、決定して心を離れて別に體ありと知るやと責むれば、阿笈摩、及び正理に由るが故なり。阿笈摩とは、契經に言ふが如し。『眼色を緣と爲して、眼識を生ず。三和合の觸俱生の受、想、思等の心所、是くの如きの諸法は、是れ心の種類、心に依止し、心に繫屬す。故に心所と名く』と。此の俱生の言は、無間を說かず。但だ心所の同時にして生ずるを顯はすのみ。俱有因の中に、當に更に成立すべし。

又、心體有りて俱生すべからず。故に但だ心所の俱起を說くと知る。若し、「前の引く所の經の說くが如く、心心所法は、展轉し相應し、若しは受、若しは想、若しは思、若しは識、是くの如きの等の法、和雜して離れず、差別の相を施設すべからずとは、此の經の意、心所と心と其の體、別な

〔四一〕心獨行とは、心のみ實有して、心所の別有ならざることを辨ぜるものにはあらずして、一時に多心の並起を許さゞるの言なりとの意なり。

〔四二〕心と心所の關係を大種と所造色との關係の例を引きて論じ心所の別有を述したるものなり。

きを顯はす」と謂はば、此れも亦、理に非ず。[143]壽、識、煖の三も亦、此の說と同じく、應に別體なかるべくも、識と煖と其の體、別なしとは說いて言ふべからず。又和雜の言は、別體あるを顯はす。別體なくんば、和雜と說くべきに非ず。

若し、唯、識のみありて、前識滅し已りて、後識方に生ずれば、云何が是の如き等の法、和雜して離れずと言ふべけんや。「若し此の受と想と思と識の無間に生ずるに由るが故に、和雜と名く」と言はゞ、此れも亦、然らず。理成ぜざるが故に。餘の契經に俱生の言を說くが故に。或は識の無間に此の法の生あれば、和雜して離れずと說いて言ふべし。識の無間に受等の三有りて俱時に起るに非ず。如何が受想思等と識と和雜すと說くべきや。故に彼の所執は、理敎と相違す。

又、契經に言ふ。觀行を修する者は、[144]他心智を得、能く他の心、及び心所法を知りて、記別して言はく、汝の意は是くの如し、汝の意は此の如し、汝に此の尋あり、汝は此の伺を有す、乃至、廣說す。應に卽ち心を名けて心所と爲すべからず。前に已に辯じたるが如し。

是等の類の諸の阿笈摩に由りて、心を離れて別に心所あるを證知せり。正理に由るとは、前の所說の如し。謂はく、眼識の所了の色の中に於て、相を取るを想と名く。若し後時に於て、想、方に起れば、前色は已に滅す。云何が今時、相ありて取るべきや。乃至、廣說。有餘は、復た言はく契經に說くが如し。

名、一切に映ず。　名に過ぐるもの有ることなし。
此れに由つて一法に名く。　皆自在に隨つて行ず。

名とは、卽ち是れ受、想、行、識なり。既に一法と言ふ。故に知んぬ、唯、心にして、別に心所なきを。此の言は理に非ず。名は、色の如く、多體の成なるを以ての故に。契經に言ふが如し。法に二種あり。謂はく、名と及び色なり。大種等の差別相の法の、一法を性と爲すに非ず。此れも亦、

【一四三】壽云云。

【一四四】他心智。Paracitta-jñāna とは、四智の一にして、修業時に他心を知らんとして修業した結果、得るところの一無漏智なり。

應に爾るべし。

有餘は復た言はく、「若し心心所、其の體、各、異ならば、一つの心品に於て、應に衆多の能く覺了する用あるべし。故に心所法は、應に心に異ならざるべし」と。此れも亦、然らず。能く覺了する用の體は、唯、一のみの故に。覺了とは、謂はく、慧なり。心心所は、皆な慧を體と爲すに非ず。如何が、餘の非覺了の性をして、覺了の體を成ぜしめんや。故に斯の過なし。

有餘は、復た言はく、「我等は、唯、一識ありて、漸次に轉ずるを現見す。故に知んぬ、心を離れて別に心所なし」と。此れも亦、理に非ず。受等は、心の如く、體相分明にして現に取るべきが故に。又、心心所は、體倶生すと雖も、而も其の功用は、先後無きに非ず。用の增强の位に、體方に知るべし。諸の大種の如し。此れも亦、應に爾るべし。

何の定因ありて、唯、心心所の倶時に起るを說いて相應と名け、諸の大種、或は所造色には非ざるや。大種等の體は、增、不增あるに由るが故なり。若し爾らば、心所の體も亦、應に然るべし。爾らず。一相の體に增なきが故に。又、契經に說かく、『見を根となし、位證智相應す』と、故に諸の大種、或は所造色は、相應の義なし。若し、「爾らず、餘を遮せざるが故に。彼の經中、諸の色法は、相應の義なしと說くに非ず。又、亦、色に相應ありと說くが故に。謂はく、諍[一四五]處に於て、二の相應を說く」と言はゞ、此の言は理に非ず。太過失の故に。一分に於て佛、色を說くに、應に一切法は、皆な色を體と爲すと言ふが如し。若し、「世尊は、唯、大種所造を色と爲すと說く」と言はゞ、此れも亦、理に非ず。餘も遮せざるが故に。若し、「變壞の故に、名けて色と爲す。此の色の言は、已に餘法を遮せるを知る」と謂はゞ、此れも亦、理に非ず。唯、變壞の義を、定んで知るに非ざるが故に。若し、「經に手等の偏對の故に、變壞と名くと言ふ。唯、變壞の義は、是れ色にして、餘に非ず」と謂はゞ、此れも亦、理に非ず。決定せざるが故に。彼の經中、唯、變壞は是れ色にして、餘に非

【一四五】諍。Saraṇā とは煩惱の異名なり。

ずと說くに非ず。又、餘の經中、亦、無色に變礙ありと說くが故に。謂はく、契經に言ふ『意は、可意、不可意の法の所變礙と爲る』と。故に無色法も亦、應に是れ色なるべし。是くの如く經に『境界を了別するが故に、名けて識と爲す』と言はゞ、應に諸の色法も亦、識を體と爲すべし、若し「然らず、曾つて色を說いて、識を體と爲すこと無し」と謂はゞ、理に應ぜず。想受等の如きも、應に識を成ずべきが故に。又、遮せざるが故に。若し「如何が所緣の法無くして而も說いて境を了する識と爲すを得んや」と謂はゞ、此れも亦、理に非ず。自らの計度の故に。何處の經にか無所緣の法は、境を了ずること能はずと言ふや。又、何處にか色は無所緣なりと說くや。是の故に、應に唯、心心所法のみ、相應の義あるべし。所依、所緣、行相、時、事等、同一なるが故に。諸の契經中、心心所に、是くの如きの義あるを見る。大種等には非ず。大種等は、方處、勢用、各々、差別あるを以て、暫く和合して、相ひ離れざるが故に、假りに相應と說くと雖も、而も畢竟じて、相應の義あるに非ず。唯心心所のみ、畢竟じて相應なり。故に相應の言は義、善く成立す。

有餘師は說かく、「一器の中に水を煎るに湧沸、擊爛、燒動の四の用の差別、俱時に有なるが故に、四大種の異體、和雜して實有なる義の成ずるを知るが如く、是くの如く、衆多の心心所法は、展轉し相ひ助け、同一の時、所依、所緣、行相、相似すと雖も、而も其の勢用は、各々、差別あり、雜亂なきが故に、別體あるを知る。斯くの如きの論旨は諸部は、極めて成ず。皆な巳に共に、唯心有りと云ふ論を摧く。故に、心心所の別有の義、成ず。

巻の第十二

第六章　心不相應行法

〔辯差別品第二の四〕

第一節　心不相應行法とは何ぞや

一 無色法の中、已に心心所を辯じたり。今、次に當に心不相應行を辯ずべし。頌に曰はく、

心不相應行とは、　得と、非得と、同分と、
無想と、二定と、命と、　相と、名身等の類なり。

論じて曰はく、等とは、句身、文身、及び和合性を等取するなり。類とは、餘の所計度の法を顯はす。卽ち前の種類なり。謂はく、得等を離れて、蘊の得等の性ありと計度すること有り。是くの如きの諸法は、心と相應せざるが故に、說いて名けて心不相應行と爲す。心所が心と共に所依、所緣を一にして相應して、起るが如きに非ず。心の言を說くは、此の中の所說の得等が、是れ心の種類なるを顯はさんが爲めなり。諸の心所法が所依、所緣も、皆な心と同じく、亦、心の種類なり。彼を簡ばんが爲めの故に、不相應と言ふ。諸の無爲法も亦、心の種類なるも、所依緣なきが故に、亦、是れ不相應なり。彼と簡ばんが爲めの故に、復た行を言ふ。

第二節　得と非得

二 此れ已に總標せり、復た應に別釋すべし。中に於て、且らく得、非得の相を辯ぜん。頌に曰はく、

得は、謂はく、獲と、成就となり。　非得は、此れと相違す。

【一】此の段では、五位の第四心不相應行法を釋せるものなり。卽ち不相應行とは、その體非色非心の法にして、行蘊に攝せらるゝものなり。有部はこれに十四ありとし、皆な別有の實在の法なりとするも、經部は假立なりと論ずるものなり。

【二】此處に於ては、先づ第一に、得と非得の相を辨ず。得(Prāpti)と非得(Aprāpti)とは、必ず併存して、表裏の關係を有す。而して唯、共に有情のみに關して、非情にわたらず、且つ自相續に攝する有爲法と、擇滅との二無爲法にのみ關係し、他相續や虛空に關係せざるものなり。

唯、自相續と二滅とに於てす。

得と、非得とは、

論じて曰はく、得と、[三]獲と、[四]成就とは、義は、是れ一なりと雖も、而も門異なるに依りて、差別の名を說く。得に二種あり。謂はく、先に未だ得ざると及び先に已に得るとなり。先に未だ得ざる得を、說いて名けて獲と爲す。先に已に得る得を、說いて成就と名く。應に知るべし、非得は、此れと相違す。謂はく、先に未だ得ざると、及び得し已りて失ふとなり。未だ得ざる非得を、說いて不獲と名け、已失の非得を、不成就と名く。故に異生性を說いて不獲聖法と名くるなり。

何れの法の中に於て、得と非得と有るや。且らく有爲の中、自の相續に於て、得と非得と有り。他相續、及び[五]非相續に非ず。若し蘊、自の相續の中に墮在せば、成就、不成就あるべきが故に。他相續の蘊、及び非情蘊は、必ず成就、不成就なきが故に。

無爲法の中、唯、[六]二滅に於て、得、非得あり。一切の有情に、[七]非擇滅を成就せざる者なきが故に。[八]對法の中に、是くの如きの說あり。誰か[九]無漏法を成ずるや、謂はく、一切の有情なりと。[一〇]初刹那の具縛の聖者と、及び[一一]餘の一切の具縛の異生とを除いて[一二]諸の餘の有情は、皆な擇滅を成ず。

決定して虛空を成就すること有ること無し。虛空に於ては、得あること無きを以ての故に。亦、不成就もなし。非得なきを以ての故に。若し法、得あれば、亦、非得も有り。若し法、得なければ亦、非得も無し。其の理、決定す。

此の得に依るが故に、是くの如きの言を說く。色蘊、行蘊は一の得の所得なり。餘蘊、行蘊を說くも亦、是の如し。有漏、無漏は一の得の所得、有爲、無爲も一の得の所得なり。是の如き等の類は、理の如く應に思ふべし。

[一三]經主は、此の中、是くの如きの問を作す。何に緣りて、別物ありて得と名くと知るや。

【三】獲。Pratilambha.
【四】成就。Samanvāgama.
【五】非相續とは、非情のことなり。外の非情を我が身に得すること無し。若しあれば、有情非情雜亂の過を成ず。
【六】二滅の內、擇滅は、有漏無漏の二道を以て證る法なる故に、得非得あり。
【七】非擇滅は、法の緣の缺けたるときに得するものにて、その法を永く生ぜざらしむる故に、得非得あり。
【八】對法とは、發智論一九（大正藏二六・一〇二二上）にある文を取意せるなり。
【九】無漏法とは、此處に於ては非擇滅の意なり。
【一〇】初刹那の具縛の聖者。Sakala-bandhanāpi-kṣaṇa-stha とは、見道の初念苦法忍の位にして、この見道の初念より無漏智現前して起るが故に聖者なり。然れども苦法智忍の位は、能斷の無漏道と、所斷の煩惱と倂在するが故に具縛といふ。此の故に擇滅は未來生相に至つてあるも、未だ現在に入らざる故に擇滅を成就すといふべからず。
【一一】餘の一切の具縛の異生とは、見惑修惑猶依然として存する凡夫のことにて、從つて擇滅を得ざることは勿論なり。

契經に說くが故に、契經の中に、薄伽梵の說くが如し。『應に知るべし、是くの如きの補特伽羅は、善法、及び不善法を成就す』と。

「若し、經に、[一四]轉輪王は、[一五]七寶を成就すること有りと說くと謂はゞ太過失あり。」

此の難は、然らず。王は、七寶に於て自在無礙なるを、成就と名くるが故に。若し餘經の所說の成就も亦、應に爾るべしと謂はゞ、此れも亦、然らず。現在は、唯、現在に於て自在力あり、過未に非ざるを以ての故に。謂はく、轉輪王は、現の七寶に於て自在力あり、增上果の故に、恒に現前するが故に、[一六]樂に隨つて轉ずるを、成就と名くべし。善、不善法なれば、則ち決定せず。且らく、善法の如きは、現在前の時、補特伽羅は、現の善法に於て、成就すと說くべし。彼れは、過未の不善法の中に於て、應に更に指陳すべし。

若し現に得なければ何の別法によりて說いて自在と爲さん。不善の現前は、善に徵するも亦、爾なり。況んや、過未、全く體なしと執せば、何に於て、自在を說いて成就と名けん。若し未來に於て、能生の力あるを、成就と名くとは、理も亦、然らず。是れは則ち應に非愛の過あるべきが故に。謂はく、[一七]諸の異生も、最後の有に住し、定んで無漏を生ずれば、應に是れ聖者なるべし。諸の阿羅漢も、最後心に住し、決定して復た無漏を生ずること能はざれば、應に阿羅漢に非ざるべし。便ち退して異生を成じ世俗に住せん。忍見所斷の煩惱も必ず復た生ぜざれば、應に是れ預流果なるべし。

又、若し別物ありて、得と名くと許さば、何の非理あるや。

[一八]「是くの如きの非理あり、謂はく、執する所の得は、體の知るべきこと、色聲等、或は貪瞋等の如き無く、用の知るべきこと、眼耳等の如きこと無きが故に、別物の得と名くべきもの有る容きこと無し。別物ありと執するは、是れを非理と爲す。」

此れ定んで然らず。非理に非ざるが故に。許す所の得は、是れ已に得たる法を失はざる因なるに

【一二】諸の餘の有情とは、前二者を除き、見道第二剎那以後の聖者と、六行觀によりて、修惑の幾分を斷じたる凡夫の行者なり。

【一三】此の文は、倶舍論四、十四左にあり。即ち有部の實在論を難ぜるものなり。

【一四】轉輪王。Cakravarti rāja, Cakkavatti rājā とは、理想的王者にして、佛と同樣に三十二の大人の相を具し、七寶を備へ、その一たる輪寶によりて自在に四方を遍歷し諸方を平治す。

【一五】七寶とは、時によりて、又は經によりて差あるも、

輪寶 Cakkaratana
象寶 Hatthiratana
馬寶 Assaratana
神珠寶 Maṇiratana
玉女寶 Itthiratana
藏臣寶 Gahapatiratana
兵臣寶 Pariṇāyakaratana（以上巴（雜阿二七、辰三・五八右とS. N. V. p. 99）

此の難意は、七寶の成就を得と見る時、得は他身や非情にも關することになりて太過の失あるべしとなり。

【一六】樂に隨つて云云は、七寶を勝手に使用することが出來ると言ふ意味で成就と言へるものにして、得の義には非ざるなりとの意なり。

由るが故に。又、是れは此れ彼れに繫屬するを知る智の標幟なるが故に。此れを除いて、更に何んの別の大用の能く此れに過ぐるありて、此れを說いて無と爲すや。

[一九]「若し爾らば、何の用か此の得を執すると爲ん。唯、所依の中、諸の種子の[二〇]未だ拔かず、[二一]未だ損せず、[二二]增長自在なるありて是く如きの位に於て、成就の名を立つるなり。斯れに由りて、已得の諸法を失はず亦、此れは彼の智の標幟に屬す。此れは復た云何。且らく、諸の善法に、略して二種あり。一は、[二三]功力に由らずして修得すると、二は要ず功力に由りて修得するとなり。即ち生得、及び加行得と名く。功力に由らずして、修得する者は、若し所依の中の種の、未だ損ぜられざるときは、名けて成就と爲し、若し所依の中の種の、已に損せられたるは、不成就と名く。謂はく、斷善の者の、邪見の力に由りて、所依の中の善根の種子を損ずるを、應に知るべし、斷と名く。所依の中の善根の種子の、畢竟じて、害せらるゝを說いて名けて斷と爲すには非ず。要ず功力に由りて修得する者は、若し所依の中の彼の法の、已に起りて、彼れを生ずる功力自在にして損ずること無きを、說いて成就と名く。此れを相違するを不成就と名く。不善、無記は、對治道の種子を斷伏するに由りて、或は功力の現行を生ずべき無きを、不成就と名け、此れと相違するを名けて成就と爲す。故に所執の得は、便ち無用と爲す。」

[二四]是くの如き種々の顚倒の所執は、但だ虛言あるのみ。而して實義なし。[二五]且らく、何の法を執して名けて種子と爲すや。[二六]「謂はく、[二七]名と色との自の果を生ずるに於て、有する所の[二八]展轉と、[二九]隣近との功力能なり。此れは相續の轉變の[三〇]差別に由る。」[三一]名色とは、何ぞ。[三二]「謂はく。即ち五蘊なり。」[三三]如何が此れを執じて種子の性と爲すや。[三四]「能く善等の諸法の生因と爲る。」[三五]總と爲んや、別と爲んや、自の種類と爲んや。且らく、汝の所執は、唯、爾の所なるべし。若し是れ總と言はゞ、種の體は、應に假なるべし。假を害の因と爲す、正理に應ぜず。若し是れ別と言はゞ、如何が無記

【一七】未來に生ずるといふことを以て成就とすれば異生も最後には聖者となり無漏を生ずべく、然れば凡夫そのまゝに聖者といふべく、阿羅漢は最後心になりて未來に無漏を生ずること無ければ阿羅漢も異生となるといふ義なり。

【一八】經主世親の難なり。

【一九】未だ拔かずとは、煩惱の種子を未だ無漏道にて拔かざる位なり。

【二〇】未だ損せずとは、生得善の種子と、煩惱の種子とを未だ有漏道にて損伏せざる位なり。

【二一】增長自在とは、加行善の自在成就をいふ。

【二二】經主世親の難なり。經部の種子說を出して說明す。

【二三】功力。Yatna 加行をなして得るを功力に依りて得るをいふ、從つて生得善の成就不成就は、種子の成就不成就なり。又功力に依りて修得する善即ち加行善の成就不成就はその善の種子を生ずる功力の自在不自在なるが故に、これを自在成就といふ。

【二四】有部の經主說に對する反徵にして、此の段に於ては、經主の種子說を破するものなり。

【二五】有部の徵なり。

【二六】經部の答なり。

の色の種、善、不善の諸法の生因と爲るや。若し自の種類ならば善法の無間に、不善法生じ、或は復た相違す。何を以て種と爲さんや。

[三六]「天愛、汝は種子の性を辨するに非ず。前心の倶生の思の差別の故に。後心の功能、差別して起る。卽ち後心の上の功能の差別を、說いて種子と爲す。此の相續の轉變の差別に由つて當來の果を生ず。此の中の意の說かく、不善心の中に善所引の展轉、隣近の功能差別ありて、以て種子と爲す。此れ從り無間に善法生ずることを得。或は善心の中、不善の所引の展轉、隣近、功能差別を、以て種子と爲し、此れ從り無間に不善法生ず。」

[三七]今、汝が所執の功能差別の種子と、彼の善、不善心と、別體ありと爲んや、別體なしと爲んや。此れ別體なくんば、豈に善は、不善の種と爲ると許し、及び不善は、善の種と爲ると許さざるや。誰か心ある者、熖と、火と別體あること無しと執して、而も復た執して、唯、熖能く燒き、火燒くこと能はずと言はんや。云何ぞ、能く那落迦等の諸の異熟果を感ずる不善心の中に、能く可愛の異熟を感ずる善思の差別所引の功能差別の種子を安置せんや。復た云何ぞ、[三八]末奴沙等の諸の異熟果を成ずる淨き善心の中に、能く非愛の異熟を感ずる惡思の差別所引の功能差別の種子を安置せんや。諸の不善心は、可愛の諸の異熟果を感ずることに於て、堪能なきが故に。諸の淨善心は、非愛の諸の異熟果を感ずることに於て、堪能なきが故に。云何が二、能く二果を招くと言ふや。是くの如きは、便ち諸佛、世尊の所得の[三九]十力の中の處非處智力を謗るなり。

又、應に思の差別所引の功能差別の種子と、心と同一の果なりと許すべきが故に。無漏の心の中にも亦、有漏の功能差別あり。則ち無漏心も亦、應に能く三有の果を感ずべし。無漏の心の中にも亦、煩惱の種を安置すと許すが故に。則ち無漏の心も亦、應に能く煩惱の生因と作るべし。或は聖身中の修所斷の惑は、應に種子なくして、自然に生ずべし。煩惱心の中にも亦、無漏の種を安置す

【二七】名と巴とは、五蘊のことなり。

【二八】展轉とは、遠くと言ふに同じ。舊譯に當時と言ふ。

【二九】隣近とは、現にと言ふに同じく、舊譯に現時と言ふ。

【三〇】差別とは、有爲法が因果の連鎖をなして、無間に生ずるに、前と後と次第に異なるを言ふ。

【三一】有部の徵なり。

【三二】經部の答なり。

【三三】有部の徵なり。

【三四】經部の答なり。

【三五】有部の問なり。

【三六】此の段は、如上の三義の徵問に對する經部の釋なり。天愛は愚者の異名なり。

【三七】如上の種子說に對する有部の破なり。

【三八】末奴沙。Manuṣya, Manussa 人のことなり。

【三九】十力とは、如來の十力にして左の如し。

一、智覺處非處智力
二、智三世業報智力
三、智諸禪解脫三昧智力
四、知諸衆生根上下智力
五、知種々解智力
六、知種々界智力
七、智一切至所道智力
八、知天眼無碍智力
九、知宿命無漏智力
十、知永斷習氣智力

今この中、第一の智覺處非處

と許すが故に。則ち煩惱心も亦、應に能く無漏の生因と作るべし。或は聖身の中の煩惱心の後に起す所の無漏は、應に種なくして生ずべし。或は應に爾の時を、初無漏と名くべし。又、退法性の阿羅漢果は、或は退して、諸の煩惱を起すことあるが故に、卽ち阿羅漢、無學の心中、應に三界の煩惱の種子あるべし。煩惱のありて退するは、後に當に廣く辨ずべし。

又、曾つて未だ異種類の法性に、差別ありて、而も別體なきを見ず。故に彼の所執は、極めて迷謬と爲す。又、前に起す所の思の差別と、後の功能差別の心と、云何が因果を作し、更に互に相應の義あるや。此れ何の疑ふ所ぞ。因果は法爾なり。要ず前の思の差別あるが故に、方に後の心の功能差別の生あり。若し前の思の差別なくば、後の心の功能差別は、則ち起らず。是の故に此の二得は、因果あり、更に互に相應す。若し思の有る時、少しく所起あり。此の義は有るべし。然るに思ある時、都て所起なし、未來、無なるが故に。前の思と、後の心は、有無並ばず。云何んが因果相應と說くべけんや。是くの如き等の義は、過未を辯ずる中、當に更に思擇すべし。

然るに彼の所說の「所依の中の、善根の種子の畢竟じて害せらるゝを說いて、斷と名くるに非ずとは、何が故に、但だ畢竟害に非ずと言ふや。此れは但だ應に畢竟じて害せずと言ふべし。本、種なきが故に。又、彼の所說は、契經に違害す。契經に畢竟斷と言ふを以ての故に。世尊の說くが如し『應に知るべし、是くの如きの補特伽羅は、善法を隱沒し、惡法を出現す。』と。隨倶行の善根の未だ斷ぜざる有り。未斷なるが故に、此の善根より猶、餘の善根の起るべき義あり。彼は後時に於て、一切皆な斷ず。如何が所有の微劣の善根の一切皆な斷じて、畢竟じて害するに非ざるや。故に彼は但だ應に自の分別の[四〇]魍魎に由りて魅せられて、此の言を作すべし。

又、善の種子、若し邪見の力が其の功用を損し、芽を生ぜざらしむれば、設ひ畢竟斷に非ざるも、此れは復た何の所用ぞ。用の能く善根の芽を生ずること無きが故に。若し邪見の力、彼の善の

智力を出す。處とは道理の義なれば、物の道理非道理を知る智力なり。

【四〇】魍魎とは、人の聲をまねて往來の人をまどはす一種の鬼なり。

芽を生ずる用を損ずること能はざれば、是れは則ち應に斷善根と名くべからず。能く善を生ずるが故に。

又、彼の言ふ所の、「要ず功力に由りて修得する者は、若し所依の中、彼の法已に起りて、彼を生損ずる功力自在にして、損ずること無きを、說いて成就と名く」とは、此れも亦、理に非ず。彼の宗は、此の善の生の義、尙ほ無し。況んや身中、彼の法已に起り、彼を生ずる功力自在にして、損ずること無きことあらんや。前に彼の宗は未來は無なりと說くが故に、當に何處に於て自在力あらん。卽ち彼の生因は、理、非有なるが故に、應に餘の不生の因を徵し覔むべからず。既に生因なし。何に依りて彼を生ずる功力自在にして、損ずること無しと說くや。此れに由りて、已に煩惱斷の品類の計度を說くを遮せり。然るに[四二]彼の所言の、猶し種子の、火に焚燒せられ、轉變して前に異なり、能生の用なきが如く、是くの如く聖者の所依の身の中に、惑を生ずる能なきを、煩惱斷と名く。或は世間道にて、所依の中の煩惱の種子を損ずるも亦、名けて斷と爲す。上と相違するを未斷と名くるとは、此れ今、應に說くべし。無漏道を以て諸の煩惱を斷ずると、世間道にて諸の煩惱を斷ずると。何の差別あるや。俱に種子の火に焚燒せられて生用なきが如きの故に。若し種の極めて損ぜられ、永く芽等を生ずること能はざらしむるに非ざるが如く、世間道を以て煩惱の種を損ずるも亦、復た是くの如し。猶ほ能く前の如く諸行の果を生じ、及び當に能く諸の煩惱を起すべき者と謂はゞ、如何が種の損ぜらるゝが如して說いて言ふや。種の損せらるとは、謂はく、芽を生ぜざるなり。若し能く芽を生ぜば、損せらると名けず。世俗道に由る斷惑も亦、爾なり。若し惑種を損せば、應に生ずること能はざるべし。後、既に能く生ずるを、應に損とは名くべからず。若し損と名けざれば、如何が斷と名けん。又、一心の中、能斷、所斷、理、俱有ならず。斷の義成ぜず。故に彼れの所言の、「名と色」との、自の果を生ずるに於て、所有の展轉と、隣近との功能を、名けて種子と爲すと謂ふ」

【四二】彼の所言。經部の說に依れば煩惱の斷に無漏道による畢竟斷と、有漏道(世間道)による損伏斷との二あり。前者は無漏道の力にて煩惱の種子をすべて斷ずるものにして、後者は有漏道の力にて煩惱の種子を押へ種子の功能を減ぜしむるものにして、緣ある時は又現行し得るものとなす。此の說に對して有部は無漏道・世間道その何れに於ても斷と名くる以上、煩惱ゝ再び生ずる理なしと論ずるなり。

理は、成立せず。

又、彼の所言の「此れは相續の轉變の差別に由ろとは、何をか轉變と名くるや。」謂はく、相續の中にて、前と後の異性なり。何をか相續と名くるや。謂はく、[四二]因果の性なる三世の諸行なり。何をか差別と名くるや。謂はく、無間に果を生ずる功能あることなり。是くの如く、具壽の一切の所說は、意を異にし、言を異にし、其の首も亦、異なり。譬喩者は、相續の前後に異性あること無きを以て、亦因果、三世の諸行なく、亦、無間に果を生ずる功能なし。後に當に辯ずべきが如し。彼れは對法の義宗を憎背するに由りて、聖教の中に於て、諸の過患を起し、得を誹謗するが如し。聖教の中に於て、起す所の衆多の理に違する過患、是くの如し。

得に於て、若し實有と許せば、聖教の義に於て、何んの相違あるや。經主は、中に於て自執に隨ひ、多くの所說ありと雖も、而も成ずる所なし。所執の種子の理、成ぜざるが故に。種子既に無なり。許す所の得は、是れ已得の法を失はざる因と知るが故に。又、是れ此れは彼に繫屬するを知る智の幖幟なるが故に、決定して用あり。用の有、既に成ず。別に體あるを知る。故に許す所の體用は極成ず。對法の諸師の議論の宗處なり。諸の譬喩者は、多分に中に於て、自の所執の諸法の種子を申べ、正義を惑亂し、不分明ならしむ。復た諸師有り、此の種子に於て、處々に義に隨つて別名を建立し、或は[四三]隨界と名け、或は熏習(くんじふ)と名け、或は功能と名け、或は不失と名け、或は增長と名く。故に我は此の中、廣く決擇を興し、彼の所執を摧き、正宗を建立せり。

第三節　得の諸門分別

[四四]是くの如く、已に得、非得の性を成ぜり。此の差別の義、今、應に廣く思ふべし。且らく得とは云何ぞ。頌に曰はく、

【四二】因果云云。前念の有爲法を後念の有爲法に望むるに因となり、後念の有爲法を前念の有爲法に望むれば果となるが故に因果の性と言ふ。諸行とは有爲の諸法なり。

【四三】隨界。熏習・功能・不失・增長みな種子の異名なり。

【四四】此の段は得の諸門分別を述したるものにて、次の五門あり。
一、三世門分別
二、三性門分別
三、界繫門分別
四、三學門分別
五、三斷門分別

三世の法に、各、三あり。　善等は、唯、善等なり。
有繋は、自界の得なり。　無繋の得は四に通ず。
非學無學は、三なり。　非所斷は、二種なり。

論じて曰はく、三世の法の得に、各、三種あり、謂はく、過去法には、過去得あり、未來得あり、現在得あり、是くの如く、未來、及び現在法に、各、三得あり。容有の義に約して且く是の說をなす。其の中の差別は、後に當に更に辯ずべし。

又、善等の法の得は、唯、善等なり。謂はく、善と不善と、及び無記との法に、其の次第の如く、善と不善と無記との三の得あり。

又、[四五]有繋の法の得は、唯、自界なり。謂はく、欲色界と無色界との法に、其の次第の如く、唯、欲と色と無色との三の得あり。

若し[四六]無繋の法の得は、四種に通ず。謂はく、不繋法は總の種類に就いては、四種の得を具す。卽ち三界繫と、及び不繫となり。別して分別せば、非擇滅の得は、三界繫に通ず。[四七]若し擇滅の得は、色と無色との繫と、及び不繫となり。其の道諦の得は、唯、不繫あり。

又、[四八]有學法の得は、唯有學なり。若し[四九]無學法の得は、唯、無學なり。故に學と無學との法の得は、各、一種あり。[五〇]非學無學法の得は、總類に三あり。別して分別せば、全五取蘊と、及び三無爲とを、總じて非學非無學法と名く。且らく五取蘊と、及び非擇滅と、並に非聖道所證の擇滅は、唯、非學非無學の得あり。若し有學道所證の擇滅の得は、唯、有學なり。若し無學道所證の擇滅の得は、唯、無學なり。

又、見修所斷の法は、其の次第の如く、見修所斷の得あり。[五一]非所斷の法の得は、總じて二あり。別して分別せば、諸の無漏法を非所斷と名く。若し非擇滅、及び非聖道所證の擇滅の得は、唯、一

【四五】有繋の法とは、三界に繫屬する有漏法のことなり。

【四六】無繫の法とは、無漏法にして、擇滅非擇滅の二無爲と、道諦に攝せらるゝ法をいふ。

【四七】擇滅の得は、能證の道によりて、その界繫を判ず。若し有漏道によりて擇滅を得する時は、そは、色界と無色界繫なりとす。その故は、有漏道（六行觀）は色界又は無色界のみにありて、欲界になきを以てなり。然れども、若し無漏道によりて之れを證得する時は、その得も無漏なりとす。

【四八】有學法とは有學卽ち初果より四果向に到るまでの聖者の身中の有爲無漏を言ふ。

【四九】無學は第四果の阿羅漢を言ふ。

【五〇】非學非無學とは、前の學、無學法以外のものにして、卽ちそれは、一切の有漏法と三無爲を言ふ。

【五一】非所斷の法とは、無漏法を言ふ。然れども其の得は修所斷と非所斷の二に分かる。

種なり。謂はく、修所斷なり。若し聖道所證の擇滅と、及び道聖諦の得は、唯、一種なり。謂はく、非所斷なり。

第四節　三世の諸法と三世の得

[五二]前に三世に、各、三得ありと言へり。諸の有爲法は、皆な定んで爾るや。爾らず。頌に曰はく、

無記の得は、倶起す。　二通と、變化とを除く、
有覆の色も亦倶なり。　欲の色には、前起無し。

論じて曰はく、無覆無記の得は、唯、[五三]倶起して、[五四]前後生なし。勢力劣なるが故に。一切の無覆無記法の得は、皆な定んで爾るや。爾らず。云何ぞ。眼と耳との通、と及び能變化とを除く。謂はく、[五五]眼と耳との通慧、及び[五六]能變化の心は、勢力强きが故に、加行の差別の成辦する所なるが故に、是れは無覆無記の住に收めらるゝと雖も、而も前後、及び倶起の得あり。

又、威儀路の四蘊の得は、多分世斷、及び刹那斷なり。唯、諸佛と、[五七]馬勝苾芻と、及び餘の善く威儀路を習ふ者とを除く。若し工巧處の四蘊の得も亦、多分世斷、及び刹那斷なり。[五八]毘濕縛羯磨天神、及び餘の善く工巧處を習ふ者を除く。

唯、有覆無記の法の得のみ、但だ倶起すること有りや。爾らず。云何ぞ。[五九]有覆無記の色の得も亦爾なり。謂はく、唯、色界の初靜慮の染の身語の表業の得も亦、前の如く、但だ倶起のみ有り。上品の染と雖も、而も亦、無表を發すこと能はず、故に勢力微劣なり。此れに由りて定んで、法前後の得なし。欲界の諸色も亦、定んで、唯、倶起の得ありや。爾らず。云何ぞ。謂はく、[六〇]欲界繫の善、不善の色の得には、前起なく、唯、倶生と及び後起の得あり。

【五二】此の段は、三世の諸法と三世の得とに就いて辯ず。
【五三】倶起とは得の四種ある中の、法倶得を意味す。法倶得とは、法と倶に起る法を言ふ。
【五四】前後生とは、得の四種ある中の、法前得と法後得のことなり。法前得とは、法に前行して法を引く作用を呈するものを言ひ、法後得とは、法の後に起る得を言ふ。
【五五】眼と耳との通慧とは、定の力によつて色界の勝れたる眼耳根を引起し、其の二根に依止して起る眼耳二識相應の慧の心所が、此の二種の體なり。前五識の善は、唯、生得にして、修得に通ぜず。故に修し得べき天眼天耳に善のあるべき理なし、即ち無記なり。其の眼耳と相應する慧なれば此れを亦無記と言ふ。
【五六】能變化心は第六意識にして、我身を變化し、又は童子や宮殿を化作するを言ふ。此れは神通境より引起せるものにして、通の果なれば亦無記なり。
【五七】馬勝。Asvajit, Assaji は五比丘の一にして端正の威容ある比丘として名あり、舍利弗歸佛の因となりし人なり。
【五八】毘濕縛羯磨天。Viśva=

第五節　非得の四門分別

六一 是くの如く、已に得の差別相を辯ぜり。非得の差別の其の相は、云何ん。頌に曰はく、

非得は、淨の無記なり。　去來世に、各、三あり。
三界と不繫とは、三なり。　聖道の非得を說いて
異生性と名くと許す、　得法と易地とに捨す。

論じて曰はく、性の差別とは、一切の非得は、皆な、唯、無覆無記の性の攝なり。世の差別とは、過去と未來とには、各、三種あり。謂はく、過去法、及び未來法の一一、各三世の非得あり、若し現在法には、唯、過去、未來の非得あり。決定して六二 現在の非得あること無し。現在の法は、不成就と俱行せざるを以ての故に。有るが說かく、「現法には現の非得なし。性相違するが故に」と。界の差別とは、三界繫の法と、及び不繫の法とに、各、三の非得あり。謂はく、欲界繫の法には三界の非得あり、色、無色界の繫、及び不繫も亦、爾なり。

六三 定んで非得の是れ無漏なる者なし。所以は何ぞ。六四 聖道の非得を、說いて異生性と名くと許すに由るが故なり。六五 本論に言ふが如し。「云何が異生性なるや。謂はく、聖法を獲ざるなり」と。不獲は、即ち是れ非得の異名なり。如何が、無漏法を、異生性と名く可けんや。

六六 何れの聖法を獲ざるを、異生性と名くるや。總じて一切の聖法を獲ざると爲んや。唯、苦法智忍を獲ざると爲んや。

有るが說かく。「一切の聖法を獲ざるなり」と。若し爾らば、豈に異生に非ざるは無からずや。一として總じて諸の聖法を成ずること無きが故に。若し不獲有れば獲を雜へず、是れ異生性なり。若し獲を雜ゆれば、異生性に非ず。故に失あること無し。若し爾らば、本論は、應に「純」の言を說く

---

karma deya は、帝釋天の臣にして種々の工巧物を化作するに巧みなる天なり。

【五九】 有覆無記の色とは、修所斷の煩惱より起る有覆無記の身語表業なり。此れは、唯、初禪天に局る。

【六〇】 欲界繫の云云。欲界に於ける善、不善、即ち善の表無表たる別解脫戒、惡の表無表たる殺生等の是等は、所謂る不隨心轉の戒にして、勢力微弱なるを以て法前得なく、たゞ法俱得と法後得とのみあるものとす。

【六一】 此の段は、非得の諸門分別をなす。左の四門なり。

一、三性門分別
二、三世門分別
三、界繫門分別
四、捨門分別

【六二】 現在に現在の非得なきは、已に現在法と言へば、その所得法の成就を意味するが故に、同時に非得ありとは、自家矛盾の考へなれば、なしとするなり。

【六三】 定んで云云。これは非得自身は凡て有漏にして無漏なることなき理なりとなり。

【六四】 聖道の非得云云。異生性とは凡夫性といふことにて、その本質は聖道を得ざること、即ち聖道の非得なれば、その所依の身に從つて有漏法

べし。爾らず。雜の言は、義の有を見るが故に。此の類は、[六七]水を食し、風を食すと說くが如し。純の言なしと雖も、而も亦、彼れ純ら水風を食し、餘を雜へざるを知るが故に。

有るが說かく、「苦法智忍を獲ざるなり」と。然も後に捨して復た異生を成ずるに非ず。前に已に永く彼の非得を害するが故に。[六八]經主は、此に於て復た是の言を作す。「若し曾て、未だ聖法を生ぜざる相續の分位差別を異生性と名く」と。何に緣りて、經主は、復た是の言を作すや。謂はく、「異生性は、都て實物なし」と。若し爾らば、是れは、誰の相續の分位なるや。「謂はく、眼耳等の相續の分位なり。」豈に一刹那の眼等の分位は、生異性に非ずして、而も眼等の相續は方に是れ異生性と言ふや。「一刹那を、相續と名くべきに非ず。刹那は、便ち實に非ざるの過あるが故に」。此れは、唯、言の違、義の失あるに非ず。亦、復た餘の契經に違するの過あり。故に世尊の說かく、『是くの如きを名けて[六九]隨信行者と爲す。正性離生に入りて、異生地を超越す』と。此の異生地は、卽ち異生性なり。何に緣るが故に知るや。得捨を說くが故に。爾の時に於て曾て得る所の眼等の諸法の少分を捨するに非ず。知るべし。未だ曾て得る所ならざる聖法を得るが如し。聖者、正しく見道位に在る時、眼等の一切の品類を成就すること、皆な前の位の如く、缺減する所なし。若し異生性、別に體あること無くんば、便ち此の經に違す。爾の時、別に異生地の體を超越すべき無きが故に。若し惡趣は是れ異生地なりと謂はゞ、[七〇]忍位を得し已れば、應に異生に非ざるべし。若し「眼等の未だ聖を得ざるの時、聖法を離るゝが故に、之れに依りて異生の名想を假立す。是の異生性の見道に入る時、彼れを超越するが故に、說いて異生地を超越すと名く」と謂はゞ、理も亦、然らず。如何が爾の時、眼等の諸法は本の如く隨逐して、而も說いて眼等を超越すと爲すべけんや。若し阿羅漢果を證して眼等を超越するが如しと言はゞ、理も亦、然らず。彼の時は、具に眼等の結斷を證す。眼等を成就すと雖も、而も超越と名くるが故に。今の此の位の中は、[七一]本の具縛の如く成就するが故に、

とせらるゝものなり。

【六五】本論とは、發智論第二(大正藏二六・九二八下)。

【六六】何れの聖法とは、苦法智忍を初めとして、一切の無漏道は、皆な是れ聖法なれば、是の門を起せるなり。

【六七】水を食し云云。これは蚊や蟬は、水を食し風を食して生活すと言ふ時、已にその中に純らの意味が含まれてゐると言ふ文例なり。

【六八】經主の此の說は、俱舍論四・一九左に出て、經部の說となす。この說は未だ嘗つて無漏法を生ぜしことなき相續身上に假りに異生性と言ふ名を附すとの意なり。卽ち經部師は、特に異生性の別有を立てざるに反して、有部は異生性の別有を說くものなれば、此の段は、異生性の別有なることを種々の立場より論ずるなり。故に此の一段は、非得論に於ては傍論となすべし。

【六九】隨信行とは、聲聞乘の見道位の中に利鈍の二根ありて、利根なるを隨法行と名け、鈍根を隨信行と名く。他の言教を信じて修行するを以てこの名あり。七聖の第一位なり。

【七〇】忍位とは七賢位の中の一にして、見道以前の修業位なり。忍とは、四諦を忍可し

喩は齊しからず。若し未だ欲を離れざる聖の惡趣を超越すと言ふが如しと謂はゞ、理も亦、然らず。彼に於ては已に非擇滅を得するが故に。未だ欲を離れざる聖も彼れに於て作さず、趣かず、行かず、超越と名くべし。今見道位は何の眼等を超ゆるや。若し應に瓶等の物と異なりて、瓶等の性あるべしと言はゞ、理も亦、然らず。破瓶等を離れて瓶等の性を捨すること理成ぜざるが故に。無漏心の起る時は、眼等は本の如くにして、而も異生性を捨す。故に例は齊しからず。此れに由りて、已に生性等の例を遮せり。若し婆羅門等の性は、何ぞ爾らざるやと言はゞ、聖と異生の定んで差別するが如きを、彼に見ざるが故なり。謂はく、聖、異生の各は、少分の不作、不趣あり。作と趣と定んで別なり。少分の智慧、工巧、制止、堪能の定んで差別する事あること無し。婆羅門等は、諸種の姓中、唯、一のみ能く爲し、餘は能く作すに非ず。此れに因りて、婆羅門等の性ありと執すべきも亦、中、邊國等の少分の差別あるを見ると雖も、而も別性無し。別に衆同分の法ありて、差別の依を爲すと許すに由るが故に、過あること無し。豈に聖法は、卽ち是れ聖性を說き、此の性を成就するが故に、聖者と名くるが如く、是くの如く異生法は、應に卽ち異生性たるべく、此の性を成就するが故に、異生と名くべからずや。此の例は然らず。諸の聖法は、唯、聖者のみの有なるを以て、卽ち聖法を說いて聖性と爲すべし。諸の異生の法は、聖者にも亦、有り。如何ぞ立てゝ異生性と爲さん。若し異生法、唯、異生のみの有にして、異生適にせば、是れ異生性なるべきを成ず。惡趣、無想、北俱盧等は、異生に遍せざるが故に、異生性に非ず。餘の命根等は、異生に遍すと雖も、唯、異生のみの有に非ず。亦、異生性に非ず。又、唯、異生のみに有りて異生に遍して相續し、聖道に違して得する、是れ異生性なり。又、若し法ありて、諸の異生の爲めに身の生因と作る、是れ異生性なり。「豈に業煩惱は、諸の異生の爲めに身の生因と作らずや。何ぞ異生性を用ひんや。」此の責は理に非ず。法の餘因を待ちて方に能く餘法の因と作るもののあるを現見するが故に。業煩惱所生の眼

決定すること最も殊勝なる位なれば、忍と言ふ。此の位にいたれば三惡趣に墮することなきを以て、惡趣を異生地とすれば、忍位を得せば異生に非ざるべしとの意なり。

【七二】具縛とは、九品の煩惱を一つも斷ぜぬことにて煩惱すべて具へたる凡夫のことなり。

等は、四大種を離れて、生ずることを得べきに非ず。故に別法ありて異生性と名く。卽ち此れ超越するが故に、超異生地と名く。要ず此の釋を作して、方に世尊の所說の契經に、大義趣あるを顯はすなり。

[七二] 傍論、已に了りぬ。今、更に應に思ふべし、是くの如きの非得は、何の時、當に捨すべきや。

[七三] 此の法の非得は、此の法を得する時と、或は地を轉易するとに、此の非得を捨す。聖法の非得を、說いて異生性と名くるが如し。聖法を得る時に隨つて、三界の非得を捨す。是くの如く初無漏心に住する者は、苦法智に於て、展轉乃至、金剛喩三摩地に住する者は、阿羅漢所有の非得に於て、其の所應の如く、此の法を得するに隨つて、此の非得を捨す。是くの如く乃至、阿羅漢果、[七四]時解脫者は、阿羅漢[七五]不時解脫の所有の非得に於て、此の法を得する時、此の非得を捨す。餘法の非得も、此に類して應に思ふべし。

又、此の非得を、云何んが捨と名くるや。若し非得の得斷ずれば、[七六]非得の非得生ず。是くの如きを名けて、非得を捨すと爲す。得と非得とに、各、[七七]餘の得、及び非得ありと雖も、然も[七八]無窮に非ず。得の勢力に由りて、[七九]本法と、及び得の得とを成就す。得の得の勢力は、法の得を成就す。豈に無窮を成ぜんや。非得も亦、應に理の如く思擇すべし。非得の非得は、必ず俱生せず。又、下地より上地に生ずる時、下地の非得の一切を皆な捨す。上より下に生ずるも、此れに類して應に知るべし。所依の力に由りて、非得轉ずるが故に。

第六節　同　分

[八〇] 是くの如く、已に得、非得の相を辯ぜり、同分とは、何ぞ。頌に曰はく、

　同分とは、有情の等しきなり。

【七二】 此の段は先きの分別に歸り第四の捨門分別を述す。

【七三】 非得は或物を得ざることなるを以て、そを得れば非得は從つて捨せらる。又、九地の生を轉ずれば前になかりしものが得らるることになるを以て、同じく前の非得は捨せらるることになるなり。

【七四】 時解脫者。Samayavimukta, Samayavimutta

【七五】 不時解脫。Asamayavimukta, Asamayavimutta

【七六】 非得にも得あるによりて、吾等に非得の作用を起さしむ。故に非得を捨すと言ふことは、非得の得を斷ずることにて、非得に對して非得起り、前の非得が捨せらるることになる。卽ち二重の否定の結果、肯定となるが如き關係なり。

【七七】 餘の得等は、得を得せしめ、又は非得せしめ、乃至、非得を得せしめ、又は非得せしむることにして、之れを小得、小非得と稱し、之れに對してもとのものを大得、大非得と言ふ。

【七八】 無窮とは、得を得せしむる原理を要するならば、更にその小得を得せしめる小得を要することになり、無窮にならずやと言ふ疑に對して然らずと說くものなり。

論じて曰はく、別に實物あり。名けて同分と爲す。謂はく、諸の有情の[八一]展轉して、類の等しきなり。[八二]本論には、此れを說いて、衆同分と名く。一趣の等しく、諸の有情類の所有の身形、諸根の業用、及び飮食等を生じて、互に相似る因、並に其の展轉相ひ樂欲する因を、衆同分と名く。鮮淨の色、業、心、大種の如き、皆な是れ其の因なるが故に、身形等は、唯、業を因とするに非ず。身形を現見するに、是れは更らに相似する業所引の果なり。諸根の業用、及び飮食等は、差別あるが故に。若し滿業に差別あるが故に、此れも差別すと謂はゞ、理は應に然るべからず。或は身形あり。唯、相似の引業の起す所に由る。衆同分に差別あるを以ての故に、業用等、別なり。若し身形等、唯、業果ならば、其の所樂に隨ふ、業用等の事、若しは捨、若しは行、應に有ることを得ざるべし。此の中の身形、業用、樂欲展轉相似す、故に名けて同と爲す。分は是れ因の義なり。別の實物あり、是れ此の同の因なるが故に、同分と名く。是の如きの同分は、世尊、唯、諸の有情に依りて說いて、草木等に非ず。故に契經に言はく、『此天の同分、此人の同分、乃至、廣說』。[八三]界、趣、生、處、身等の別に就いて、無量種の有情同分あり。復た[八四]法同分あり。謂はく、蘊、處、界に隨ふ。

異生の同分は、[八五]離生に入る時に捨す。有情の同分は、涅槃に入る時に捨す。豈、異生性は、即ち異生の同分ならずや。此れは應に然るべからず。所作、異なるが故に。謂はく、彼の身形、業用、樂欲の互に相似する因を、名けて同分と爲す。若し聖道の成就と相違するは、是れ異生の因にして、異性生と名く。離生に入る時、衆同分に於ては亦は捨し、亦は得ず。異生性に於て、捨して得せず。

同分は、色に非ず。如何が、用ありて能く無別の事類を生ずるを知ることを得るや。彼の果を見るに由りて、彼れ有るを知るが故に。現在の業の所得の果を見て、前生の曾て作す所の業あることを知るが如し。又、觀行者は、現に證知するが故に。

何ぞ、無情同分ありと許さゞるや。應に是くの如く責むべからず。太過失あるが故に。汝は、亦、

【七九】本法とは大得にして、得の得とは小得なり。即ち大得は本法と小得を成じ、小得は大得を成ずるを以て、その上の小得を要せずとの意なり。

【八〇】此の段は、不相應行法の第二位の同分（sabhāga）に就いて論ずるものにて、同分とは、諸の有情を有情として、各個に同じからしめ、又、非情より簡別せしむるものを云ふ。

【八一】展轉して。有情同志互に相望めて類の等しきを云ふ。

【八二】本論とは、品類足論第一（大正藏二六・六九四上）、發智論二（大正藏二六・九二六中）。

【八三】界は三界、趣は五趣、生は四生、處とは、婆羅門等の所謂る四姓、身とは男女身なり。

【八四】法同分。Dharma-sabhāga とは、有情の成立要素たる、五蘊・十二處・十八界に分類せる法の上に同分ありとするものなり。

【八五】離生とは、顚倒の異生性を離れて、見道の聖者となることである。

人天等の趣、胎卵等の生ありと許す。何ぞ、亦、[86]菴羅等の趣、菉豆等の生を許さゞるや。又、佛、世尊、曾つて說かざるが故に、但だ應に思擇すべし。何が故ぞ、世尊は、唯、有情に於て、同分ありと說いて、草等に於て非ざるや。復た云何が、是くの如きの同分、別に實物ありと知るや。且らく、我れ中に於て、是くの如きの辨を作す。彼の草等は、展轉の業用、樂欲、互に相似たるものあること無きに由り、彼れに於て別に同分ありと說かず。又、必ず有情に因りて、草等、方に生ずるが故に。唯、有情に在りて、同分ありと說く。又、先の業、及び現の勤勇に因りて、此の法、生ずることを得。彼の草等に於ては、二事、皆な無し。故に同分なし。即ち此の事に由りて、實物ありと證す。又、木素漆雕畫等の像、及び彼の眞形にも、色形、展轉して相似する有りと雖も、而も一を實と言ふ。此れに由りて、唯、彼の相似するを見て、即ち是れ實と言ふに非ず。要ず相似差別の物類に於て、方に實の言を起す。故に知んぬ。實に此の差別の法あるなり。此の「實」の言說は、此の法に由りて生ず。

又、前に說くが故に。前に云何が說くや。謂はく、身形を見るに、是れ更に相似する業の所引の果なり。諸根の業用、及び飲食等に差別あるが故に、是れ諸の同分の展轉の差別なり。如何が彼れに於て更に同分なくして、而も別なしとの[87]覺と、[88]施設とを起さんや。諸の同分は、是れ同類の事等の因の性なるに由るが故に、即ち同類展轉して相似する覺と施設との因と爲る。眼耳等は大種の造なるに由りて、方に色の性を成ず。大種は、餘の大種の造する無しと雖も、而も色の性を成ずるが如し。

「此れは應に[89]勝論の所執の[90]總同句義、[91]同異句義を顯成すべし。」若し勝論が此の二句義は、其の體、一に非ず、剎那無常にして所依止なく、展轉して差別すと執すれば設ひ彼に同せしむるも亦、多過なし。勝論は、眼等の根、能く色等に行ずと執し、即ち釋子をして、是くの如きの見を捨て、

【八六】菴羅。Āmra, Amba 果物の名にして、形は木瓜に似たり。mango

【八七】覺。Buddhi 知覺のこと。

【八八】施設。Prajñapti, Paññatti 表顯すること。

【八九】勝論。Vaiśeṣika 印度六派哲學派の一なり。迦那陀の創唱せしところにして、世界を六句に分類し、現象世界の極微原子より成れるを說ける學派なり。

【九〇】總同句義。Sāmānya-padārtha とは古勝論者たるUlūka の六句義の第四大有句義、即ち同句義のことにして、萬有の間に於ける同的關係有らしむる原因を呼びたるものなり。

【九一】同異句義。Viśeṣa padārtha は第五句義にして、上の逆に異的關係有らしむる原因に名けたるものなり。

別に餘の辭を作さしむるに非ず。故に彼の所難は、是れ朋黨の言なり。正理を求むる人は、應に收採すべからず。

第七節　無想果

九二 已に同分を辯ぜり。無想とは何んぞ。頌に曰はく、

　無想とは、無想の中にて、　心心所法の滅するなり。
　異熟なり。廣果に居す。

論じて曰はく、若し九三無想有情天の中に生ずるに、法有りて能く、心心所をして滅せしむるを名けて無想と爲す。是れ實有の物にして、能く未來の心心所法を遮して、暫らく起らざらしむること、江河を堰くが如し。

此の法は、一向に是れ無想定の所感の異熟なり。彼の無想有情天の中の無想、及び色は、唯、是れ無想定の所感の異熟なるに由るが故に、此の定は衆同分と及び命根とを引くに力なし。衆同分と及び命根とは、唯、是れ有心の第四靜慮の所感の果なるを以ての故なり。彼の處の餘蘊は、是れ共の異熟なり。

無想有情天の中に生ずれば、無想に入る前と、無想を出でて後は、多時、有心なるが故に、然るに無心位は、極めて長遠なるを以ての故に。總じて無想天と名く。

無想の有情は、何れの處に居住するか。九四廣果に居住す。謂はく、廣果天の中にて、高勝の處あり。九五中間靜慮の如し。無想天と名く。

彼れは宿業の等無間緣を以て、九六任持食と爲す。謂はく、宿業に由りて、衆同分、及び命根等を引く。續生の心、及び無間に無想果に入る心の索引する資助に由るが故に。彼れには亦、過去の觸

【九二】此の段は、無想果に就いて論ず。無想果とは有情が無想定を修することによりて感得する一種の非色非心の果報なり。即ち色界の第四禪天の八天中の第三廣果天に生ずれば、五百大劫の間、心心所都て滅し、身は實に枯木死灰となる。これ無想果なる一法ありて然らしむとなすなり。一類の外道は此を眞の涅槃界なりと謂ひ、現世に無想定を得して、死後彼の天に生ずることを希ふ。

【九三】無想有情天。Asaṃjñi-sattva-deva, Asaṃjñā-sattva-deva 即ち上に說く第四禪天の第三廣果天にして、初め生ずる時と、後に死する時とには、有心なれども、其の中間五百大劫の間は無心なり。

【九四】廣果天。Bṛihat phala-devā とは第四禪天の八天中の第三天なり。

【九五】中間靜慮とは、第一靜慮と第二靜慮の中間のことにして茲に梵天の居住する高臺閣あり、無想天處は廣果天のかくの如き高勝處にありとの意なり。

【九六】任持食とは、無想果を任持せしむる力の義なり。

等有りて任持食と爲す。無心位の中には唯、過去の觸等有りて、食と爲す。現在は都て無し。有心位の中には、二種、倶に有り。

彼の諸の有情、想起るに由るが故に、彼の處より沒し、沒し已りて、決定して欲界に生ず。餘の處所には非ず。[九七]先に修する定の行の所感の壽量の勢力盡くるが故に。[九八]彼に於ては、更に定を修すること能はざるが故に。箭の空を射る力盡きて、便ち墮つるが如し。

若し諸の有情の、應に彼の處に生ずべきは、必ず欲界の[九九]順後受業あるべし。應に彼の[一〇〇]北倶盧洲に生ずべきものゝ、必ず定んで應に[一〇一]天に生ずべきの業あるべきが如し。

第八節　無想定

[一〇二]已に無想を辯ぜり、二定とは、何ぞ。謂はく、無想定、及び滅盡定なり。初めの無想定は、其の相、云何ぞ。頌に曰はく、

是くの如く、無想定は、　後の靜定なり。脫を求む。
善なり。唯、順生受なり。　聖に非ず。一世を得す。

論じて曰はく、前の所說の如く、法ありて、能く心心所をして滅せしむるを、名けて無想と爲す。是くの如く復た別法ありて、能く心心所をして滅せしむるを、無想定と名く。「是の如き」の聲を說けるは、唯、此の定の心心所を滅すること、無想と同じきことを顯はすなり。

正しく成辯し、或は極めて成辯するに由るが故に名けて定と爲す。有餘師の說かく、「理の如く等しく行ずるが故に、名けて定と爲す、心大種をして、平等に行ぜしむるが故に」と。無想者の定を或は定の無想なるを、無想定と名く。想を厭壞するに由りて、此の定を生ずるが故に。諸の異生は、能く受を厭壞するに非ず。受を耽著して定に入るに由るが故に。

【九七】先に修する云云。先の欲界に於て無想定を修することを云ふ。

【九八】彼とは無想果を意味す。

【九九】順後受業とは、現世に業を作りて、未來第三生、又は其の以後の生に招果する業なり。此の業は、無想定を修する加行の時に造るなり。

【一〇〇】北倶盧洲とは、人趣四洲の中の一なり。この處に生れしものは、死して必ず六欲天に生ずるものなり。

【一〇一】天とは、六欲天なり。

【一〇二】此の段は、無想定と滅盡定との二に就きて辯じたるものなり。然も先づ第一に無想定に就いて述ぶ。無想定（Asamjñā-samāpatti, Asamjñi-samāpatti）とは、前の無想果の因であり、然も同様に別體を有して、心心所を滅せしむる原理たるものなり。第四禪定に攝せらる。

此の定は、何れの地に在るか。謂はく後の靜慮に在り、卽ち第四靜慮に在りて、餘には非ず。此れは說くべからず。所以は何ぞ。此の定は、能く無想の熟異を感ず。已に無想は廣果天に居すと說けり。當に廣果は、後の靜慮に在りと說くべし。豈、餘の地に於て、彼の因を修せんや。此の責は、然らず。曾つて說くこと無きが故に。未だ曾つて有る處に無想定は、無想の因を爲すと說かず。豈、前の頌に無想を異熟と爲すと說かずや。彼の釋の中に於て、無想定の果と爲すと說けり。此れも亦、然らず。曾つて未だ頌に是くの如く說くこと有らず。今、說けば乃ち成ず。何が故に、此の定を異生定と名くるや。解脫を求めて、此の定を修すと爲すが故に。[一〇三]彼は無想は是れ眞の解脫と執す。無想定を執して出離道と爲し、無想を證せんが爲めに、而も此の定を修す。一切の聖者は、有漏を執して、眞解脫、及び眞出離と爲さず。故に此の定を說いて、異生定と名く。

前に無想は、是れ異熟と說くが故に、無記性に攝すること、說かずとも自ら成ず。今の無想定は、一向に是れ善なり。豈、此れは是れ異熟因なるが故に、善性の所攝なること、說かずとも、自ら成ぜずや。此れは、無想有情天の中に於て、因と爲りて、能く五蘊の異熟を招く。爾らず。頌中に猶、未だ說かざるが故に。

又、染の無記を、誰れか復た能く遮せん。若し爾らば、此の中、應に純ら善と言ふべし。爾らず。語を離れて義の有るを見るが故に、此れは應に前の異生性に准じて釋すべし。或は、唯、善と言へば、已に餘に非ざるを顯はす。此の定は、既に是れ異熟因の性なり。何の愛に順ずと爲んや。唯、[一〇四]順生受なり。順現、後、及び不定受に非ず。一類の諸師は此の定執を作す。「理として順生受、及び不定受なり」と。所以は何ぞ。此の定を成ずる者も、亦、正性離生に入ることを得べし。入り已つて必ず此の定を現起することなし。現行に約するに由りて無想定を說いて、異生定と名く。成就に約するに非ず。

【一〇三】彼とは外道を意味す。外道は、無想天の五百大劫の間の無想を眞實の解脫涅槃と計執して、此の定を修すればなり。

【一〇四】順生受とは、未來次生に招果する業なり。順現とは此の世に業を作りて、此の世にて招果する業。順後とは、此の世にて業を作りて、未來第三生、若くは其の後に招果する業。順不定とは、現在に業を造つて、招果の時の不定なる業なり。

又、此の定は、是れ此法外法に通じて異生の所得にして、聖には非ずと許す。諸の聖者は、無想定に於て、深坑を見るが如く、入ることを樂しまざるを以ての故に。頌中に已に求脫の言を說くが故に。卽ち此の定は、唯、異生にのみ屬するを顯はす。復た聖には非ずと言ふは、便ち無用と爲る。

一〇五 此れを初めて得する時は、幾世を得すと爲すや。此れは、諸位の中に於て、別解脫戒の如く、念念に別得す。未だ曾つて得せざるが故に、第一念の時過去を得するに非ず。無心なるを以ての故に。未來を修せざるが故に、初めて得する時、唯、一世を得す。謂はく、現在を得するなり。第二念等、乃至、未出も亦、過去を成ず、出で已りて、乃至、未だ捨せざる已來、唯、過去を成ず。天眼耳の如く、未來修なく、唯、加行得なり。離染得に非ず。

第九節　滅盡定

一〇六 次に滅盡定の其の相は、云何ぞ。頌に曰はく、

滅盡定も亦、然なり。　靜住の爲めなり。有頂なり。
善なり。二受と不定となり。　聖なり。加行に由りて得す。
成佛得なり。前に非ず。　三十四念なるが故に。

論じて曰はく、前の無想定の如く、滅盡定も亦、然なり。謂はく、已に第三靜慮の貪を離れたる者の、法ありて、能く心心所をして滅せしむるを、無想定と名くるが如く、是くの如く、已に一〇七無所有處の貪を離れたる者の、法ありて、能く心心所をして滅せしむるを、滅盡定と名く。

是くの如き二定の差別の相は、前の無想定は、解脫を求めんが爲め、想を厭壞し、出離想の作意を以て先と爲して、證入することを得。今、滅盡定は一〇八靜住を求めんが爲め、散動を厭壞し、止息想の作意を以て先と爲して、證入することを得。前の無想定は、色界の邊地に在り、今の滅盡定は

【一〇五】此れを初めて云云。無想定は、無心定なるを以て、之れを眞に得せし時、卽ち法俱得の時は、その定の成就した初めにして、豫備的無想定なるものなし。これ恰も、不隨心轉の別解脫戒を受くる時に同じ。然れども、一旦之れを成就して、その定にある間は、過去の無想定の現在に行き續くものある點より法後得あるとせらるゝを以て、第二念等は亦、過去を成ずと言ふ。

【一〇六】此の段は滅盡定(Nirodha-samāpatti)の相に就いて論ず。

【一〇七】無所有處。Ākiñcaññāyatana とは四無色の第三位なり。

【一〇八】靜住。Śānta-vihāra とは、心の散動を離れ、寂靜にして住すること。

無色の邊地に在り。[一〇九]非想非非想處に在りて受生するところの身は、是れ最上業に牽引せらるゝを以ての故に、說いて[一一〇]有頂と名く。或は邊際あるが故に有頂と名く。樹の邊際を說いて樹頂と名くるが如し。

唯、此の地の中に、滅盡定あり。何に緣りて、下地に此の定なきや。一切の心を厭背し、及び邊際の心斷じて、方に能く此の勝解脫を得るが故に。謂はく、二緣に由りて、此の解脫を立つ。一は、一切心を厭背するが故に、二は邊際心の暫斷の故に。若し下地に於て、此の定あれば、便ち一切種心を厭背するに非ず。未だ能く上地心を厭ふこと能はざるを以ての故に。亦、名けて邊際心の斷を爲さず。上地の心、猶、未だ斷ぜざるを以ての故に。應に少分の諸心を厭背すと名くべし。亦、復た應に中際心斷と名くべし。

三性の中に於て、此の滅盡定は、前と同じく、唯、善にして、染の無記に非ず。諸の聖者は、散動を厭怖し、染無記を取つて、寂靜住と爲すに非ず。前の無想定は、能く順生受と、及び不定受となり。今の滅盡定は、順生と、後と、及び不定受に通ず。謂はく、[一一一]異熟に約して、順生受あり、或は順後受、或は不定受あり。或は、全く不受もあり。謂はく、[一一二]若し下地に此の定を起し已りて、上地に生ぜずして、便ち般涅槃するなり。

此の滅盡定は、能く[一一三]有頂の四蘊の異熟を招く。前の無想定は、唯、異生の得なり。此の滅盡定は、唯、聖者のみの得なり。諸の異生の能く滅定を起すに非ず。彼には自地あり滅定を起す障、猶ほ未だ斷ぜざるが故に。未だ有頂の見所斷の惑を超えず。滅定を起すに於て、畢竟能なし。諸の異生は、能く有頂の見所斷の惑を超ゆるに非ず。故に、唯、聖者のみ、滅盡定を得す。

有餘師の說かく、「諸の異生は、[一一四]斷滅を怖るゝに由るが故に。聖者は、此の現法涅槃に於て、勝解にて入るが故に。唯、聖者の得にして、諸の異生には非ず」と。彼の說は理に非ず。無想定に於

【一〇九】非想非々想處。Naiva-saṁjñā-nāsaṁjñāyatana. Neva-saññā-nāsaññāyatana とは四無色の最後位なり。

【一一〇】有頂。Bhavagra, Bhavagga.

【一一一】異熟とは、有頂天の四蘊の異熟のことなり。

【一一二】阿羅漢が滅定を得て、欲界にて般涅槃する場合の如きは、滅盡定の果報あることなきを以ての故なり。

【一一三】有頂の四蘊とは、色蘊を除きたる、餘の四蘊なり。有頂地には、色法なきを以ての故なり。

【一一四】斷滅を怖るとは、無想定の色あるに反して、滅盡定は、無色界の有頂にあるを以て、色蘊は勿論なし、而も今又、心心所たる四蘊を滅せば、忽ち虛無に歸する怖れあるが故なり。

ても、此れと同じきが故に。彼此の心斷、涅槃、勝解、差別なきが故に。此の中、有るが說かく、「第四靜慮の心心所は、麁にして、猶ほ所依あり。故に斷を怖れず」と。彼れも亦、理に非ず。無想定を修するは、滅心の爲めの故なり。解脫を求めんが爲め、出離の想を起す。無想定を修して、滅心を怖畏するは、應に正理とすべからず。既に出離想にて、無想定に修せり、亦、應に涅槃を勝解して入るべし。是の故に彼の說は正因と爲すに非ず。

一切の聖者、有頂を得る時、皆な斯くの如き滅盡定を得るや、いなや。應に得ずと言ふべし。此の定は、離染得に非ざるに由るが故に。何に由りて得するか。加行に由りて得す。要ず加行に由りて、方に證得するが故に。無想定の如く、初めに證得する時、唯、現在のみを得し、過去を得せず。未來を修せず。要ず心力に由りて、方に能く修するが故に。第二念等、乃至、未だ捨せざるは亦、過去を成ず。

[一二五]世尊も亦、加行を以て得するか。爾らず。云何ぞ。成佛の時に得す。彼れは謂はく、世尊は、[一二六]盡智の時に得すと。豈に盡智すら成佛の時に於て、得と名けざるにあらずや。況んや滅盡をや。諸の菩薩[一二七]金剛喩三摩地に住する時を以て、盡智を得すと名く。得の體の生ずる時、名けて得と爲すが故に。成佛の時に於て、應に盡智を說くべし。[一二八]加行に由りて、現在前するにあらず。暫らく欲樂を起して現在前する時、一切の圓德、樂(ねがひ)に隨ひて起るが故に。佛身中の所有の功德は、成佛の時に得するに非ず。如何が、佛の盡智の時、滅盡定を得すと說くべきや。菩薩の時、永く一切の煩惱の染を離るゝに由るが故に、佛の身中の功德をして、起ることを得せしむ。故に如來の所有の功德は、皆な離染得なりと說く。故に彼の所言も亦、過失あり。宣に隨つて、彼が爲めに通釋せば、謂はく、近事に於て、而も遠聲を說くなり。或は、金剛喩三摩地の時、必ず佛を成ずるが故に、亦、成佛と名く。無間の刹那に定んで佛を成ずるが故なり。

【一二五】佛世尊は一切の定障を離れたるを以て、亦、此の滅定を修得したる筈なり。然らば、何時之れを修しこれを得するかと云ふ間なり。

【一二六】盡智。Khāyajñāna, Khayaynāra の時とは、成佛の時と言ふに同じ。蓋し一切の煩惱已に盡きたりといふ自覺は、やがて吉尊をして成佛せしめたればなり。

【一二七】金剛喩三摩地とは、其の體堅因其の用銳利にして一切の煩惱を斷じ得る定なり。菩薩にありては、之れを等覺の位となし、聲聞乘に於ては、阿羅漢向の最後となす。

【一二八】加行に由りて云云。佛の德は凡て、たゞ欲樂に從つて起るものにして、努力を要するものなし。即ち煩惱を離れし當處に萬德を圓滿しゐるを以て、滅定なりとて努力して得るにあらずと言ふなり。

且らく斯の事を置け、世尊は、曾つて未だ滅盡定を起さず。盡智を得る時、如何にして、最上圓滿の[二九]倶分解脫を成じ得るか。永く定障を離るゝが故に、不成就を捨するが故に、滅定を起すに於て自在を得るが故に、已に起す者の如く倶解脫を成ず。

[三〇]西方の師は說かく、「菩薩は、學位に、先づ此の定を起し、後に菩提を得す」と。

[三一]迦濕彌羅國の毘婆沙師は說かく、「前に滅定を起して、後に方に盡智を生ずるに非ず」と。何に因りて此の國は前に未だ起らざるを知るや。何爲れぞ西方の起因を責めざるや。

且らく、我が迦濕彌羅國は、三十四念に菩提を得すと說くが故に。謂はく、諸の菩薩は、決定して先に無所有處に於て、已に離貪を得、方に見諦に入る。復た下地の煩惱を斷ずるを須ひず。三十四念に、大菩提を得。諦現觀の中、十六念あり。有頂の貪を離るゝに十八念あり。謂はく、有頂の九品の煩惱を斷ずるに、九無間、九解脫道あり。是くの如きの十八を、前の十六に足して、三十四を成ず。此の中間に於て[三二]不同類心を起すことを得べきこと無し。故に前位に於て、決定して滅盡定を起すべきこと無し。若し前位に於て、滅盡定を起せば、便ち[三三]期心を越ゆ。然るに諸の菩薩は、決定して、要ず期心を越へざるが故に、理實に菩薩は、期心を越へず。然も[三四]無漏の聖道を越へざるに非ず。若し爾らば、期心を、如何にして越へざるか。謂はく、我れ未だ諸漏を永く盡くし得ずんば、終に斯の[三五]結跏趺坐を解かずと決定して、是くの如きの期心を越へず。唯、一坐の時に於て、諸事、究竟するが故に。豈、斯れに由りて、已に無漏の聖道を起さんと欲する期心に違越することを成ぜずや。如何ぞ、菩薩、諸漏を盡さんが爲めに、未曾得の見修二道を修し、有頂の見斷の惑根を拔き、及び有頂の修惑の怨敵を除かんと欲し、誓を立て要期して諸が趺坐し、事、未だ究竟せざるに、而も其の中に於て、要期する所の無漏の治道を捨て、無始より能く誑惑することを爲す世間の定類を貴重して、共有の得易き滅定を獲んが爲めに、而も稽留を致さんや。是くの如く善く三十四

【二九】倶分解脫とは倶解脫と通稱するものにして、定慧の二障を離るゝことなり。滅定を得ざる阿羅漢を慧解脫と名く。智慧の力にて煩惱障を解脫すればなり。而して此の慧解脫とあはせて、又、滅定の力にて、定障を解脫せるを倶解脫と名くるなり。

【三〇】西方の師とは、健馱羅(Gandhāra)の有部師にして、その說に從へば、菩薩は、先づ異生の位にありて、下八地までの修惑を斷じ、それより菩提樹下に坐し卅四心斷結成道に際して、初めに見道十六心を修し、見道より出で、滅盡定を修し、それより出で、滅盡定を出でゝ、有頂地九品の煩惱を斷ずるに九無間道九解脫道の十八心を修して以て佛果を成ずと言ふなり。

【三一】迦濕彌羅國の有部師は、前の西方師の說を許さず。即ち三十四心の途中に滅盡定を起すにあらずと言ふなり。

【三二】不同類心。Visabhāgam cittam とは、有頂地の有漏心のことにて、この心にて滅定に入る。然るに三十四心に無漏、これは有漏なるが故に不同類心と云ふ。

【三三】期心とは、菩薩が菩提樹下に坐して、我れ三十四心に成道せんと決心要期せる心

念に菩提を得ることを成ずるが故に、前因に非ずと爲す。契經に說くが如し。『滅定を出づる時、當に三觸を觸すべし。謂はく、不動觸、無所有觸、及び無相觸なりと。』何者の云何に此の三觸を觸すや。有るが說かく、「滅定より起つ心の相應に[二二六]空、無願無相の三觸あり。其の次第の如く、滅定を出ずる時、三觸を觸す」と。有餘師の說かく、「識處、空處の心相應の觸を、不動觸と名く。此の二は、純ら識空の想を作すが故に。無所有處の心相應の觸を、無所有觸と名く。先に所有なきが故に。非想非々想處の心相應の觸を、無相觸と名く。想、無想の相、分明ならざるが故に。卽ち此れに由るが故に、四無色を說いて、有想定と名く。滅定より起つ心は、有漏無漏に通ず。滅定より起つ時、或は次第に逆に諸の等至に入り、或は逆に超越して諸の等至に入る。是くの如く、滅定より起つ心の現在前すること有るべきが故に」と。復有餘師は、是くの如きの說を作す。「唯、無漏の無所有處の涅槃を緣する心に約し、滅定より起つ時、三觸を觸すと言ふ。無漏を以ての故に、名けて不動と爲す。無所有處の地の所攝なるが故に、無所有と名く。涅槃を緣ずるが故に、名けて無相と爲す」と。

第十節　無想定と滅盡定との異同

[二二七]已に二定に、多くの同異の相ありと說くと雖も、而も其の中に於て、復た同異あり。頌に曰はく、

二定は、欲と色とに依る。　　滅定の初めに、人中なり。

論じて曰はく、二定と言ふは、謂はく、無想定と及び滅盡定となり。此の二は、倶に欲色の二界に依りて、現起することを得。然るに此の中に於て、有るが說かく、「唯、下の三靜慮に在りて無想定に入る。第四に在るに非ず。因と果と極めて相ひ隣逼すること勿し。」有るが說かく、「亦、第四靜慮に在りて、無想定に入る。無想天を除く。彼の天に生じて、彼の果を受くるを以ての故に。」と有餘師の說かく、「唯、欲界に在りて、無想定に入るなり。色界に在るに非ず」と。彼は論文に違す。

を云ふ。若し中間に不同類心の起ることあらば、要期心を超越する過ありとの意なり。

【二二四】無漏の聖道を超へて有漏心を起さぬといふ道理はなし。

【二二五】結伽趺坐。Paryaṅka とは、趺を左右の髀上に乘せて坐するを言ふ。

【二二六】空 Sūnyatā,(梵)・Śuññata(巴)。無願 Apraṇihita,(梵)・Appaṇihita,(巴)・無相 Animitta(巴)。

【二二七】此の段は、前に引き續きて、無想・滅盡の兩定の間に於ける異同相を辯ず。卽ち此の二定は、欲界・色界の二界によりて現起することを得る點に於ては相ひ通ずれども、無想定は欲色の何れに於ても初起し得、滅盡定の初起は、欲界の人中にかぎる。

謂はく一二八本論に言ふ「或は是れ色有にして、此の有の五行に非ざるあり。謂はく、色塵の有情、一二九或は、有想天に生じて、不同類心に住せる、一三〇若しくに無想定に入れる、一三一若しくは滅盡定に入りたる、或は、無想天に生じ已りて、無想に入るを得たる。是れを是れ色有にして、此の有の五行に非ざるものと謂ふ」と。此れに由りて證知す。是くの如きの二定は、倶に欲と色とに依りて、現起することを得、是れを同相と名く。異相と言ふは、謂はく、無想定は、欲と色との二界に、皆な初起し得るも、滅定の初起は、唯、人中に在り。謂はく、滅盡定は、唯、人中に在りて、初めて修起を得。唯、人中に、說者、釋者あり、及び强盛の加行力あるが故に。人中に在りて、初めて修得し已りて、退を先きと爲すに由りて、方に色界に生じ、色界の身に依りて、後に復た修起することあり。無色に在りて能く滅定に入るに非ず。所依なきが故に。命根は、必ず色心に依りて轉ず。若し無色に在りて滅定に入れば、色心倶に無なれば、命根應に斷ずべし。諸蘊に、展轉相依して住す。故に有情の、唯、一蘊を具すること無し。又、心心所は、相ひ離れざるが故に、亦、有情の、唯、三蘊を具することなし。

何に因るが故に、滅定に退あるを知るや。一三三鄔陀夷契經の義に准ずるが故に。經に言はく、「具壽よ、一三四諸の苾芻あり。先づ一三五此の處に於て、淨尸羅を具し、三摩地を具し、一三六般羅若を具して、能く數、滅受想定に入出せんことは、斯れ是の處あり。應に實の如く知るべし。彼れは、現法或は臨終の位に於て、勤修して、一三七辦をして滿足せしむること能はず。此の身、壞してより、一三八段食天を超へて、隨つて一受の一三九意成天の身を受く。彼に於て生じ已りて、復た數、滅受想定に入出せんこと、亦、是の處あり。應に實の如く知るべし」と。此の意成天身を、佛は、是れ色界と說く。滅受想定は、唯、有頂に在り、若し此の定を得して、必ず退する者なくんば、應に色界に往いて、生を受くることを得べからず。

【一二八】本論とは、發智論第十九（大正藏二六・一〇二四上）なり。色有とは色界の義。五行とは五蘊の義。色塵の有情とは、色界の有情と言ふ義なり。色界の有情は、五蘊より成立するものなれども、必ずしも五蘊全部を具備せぬものなり。その種類として四種を數ふるなり。

【一二九】或は云云。第一種類の五蘊を具せざるものにして、有想天とは無想天以外の全色界の義にして、不同類心に住すとは、色界に生れながら無色界心又は無漏心を發したる場合をいひ、色界心にあらざる點に於て不同類心といふなり、この位は、色界のものとしては色と行のみあり、他は色繫にあらざるが故に五蘊を具せずと言ふなり。

【一三〇】第二類にして、有想天に生じて、それより無想定に入れるもの。これも色行の二のみありて、他の三なきを以て五蘊を具せざるなり。

【一三一】第三類にして有想定より滅定に入れるもの。

【一三二】第四類にして、無想天に生じて無想異熟に入れるもの。

【一三三】鄔陀夷經は、中阿含第二二成就戒經（大正藏一・四四九C）A. N. V. 166. Nirodha

是くの如く、廣く二定の異相を釋せり。總じて六所あり。謂はく、地、加行、相續、異熟、順受、初起の差別あるが故に。

參照。

【一三四】諸の比丘とは、こゝにては不還果を得せる比丘を意味す。

【一三五】此の處とは欲界なり。

【一三六】般羅若。Prajñā, Paññā 即ち慧なり。

【一三七】解をして云云。退緣に遇ひて、無學の勝解を起して無學果を滿足すること能はず。

【一三八】段食天。Kavaḍiīkāra-ahāra-deva, Kabaḷiīnkāra-āhāra-devā とは段食を食する天の意味にて、六欲天のことなり。

【一三九】意成天。Mano-mayo-deva とは父母の精血等の緣をからず、意のまゝに身を化作する天の意味にて色界のことを云ふ。

卷の第十三

〔辯差別品第二の五〕

〔一〕今、應に思擇すべし。滅盡定の中、總じて一切の心心所法を滅するに、何に緣りて、唯、滅受想定と說くや。彼の二を厭逆して、此の定を生ずるが故なり。謂はく、想と受とは、能く見愛雜染の所依と爲るが故に、偏へに厭逆す。是くの如きの二法は諸の過患多し。五蘊の中に、已に廣く分別せるが如し。故に偏に厭逆して滅盡定に入るなり。

有餘師の言はく、「諸の相應法の若しは生、若しは滅、若しは得、若しは斷、是くの如き等の事は、同時ならざるなし。然るに說法者は、宜しき方便に隨つて、種々の門の差別を以て、說く、阿毘達磨は、唯、正理に依りて、諸法の性相の義類を分別し、諸經の意趣の權實を判決するなり。說の如く定んで餘に非ずと執ぜしめず、此れに由りて應に諸經の意趣を知るべし。此の定には識は身を離れずと說くが如くんば、當に知るべし、心所も亦、應に離れざるべし。此の定には諸の意行滅すと說くが如くんば、當に知るべし、此の中の心も亦、應に滅すべし。斯くの如きの影論は、餘經にも亦、有り。『諸佛の正等菩提は、皆な不放逸を以て根本と爲す』と言ひ、餘經に復た阿難陀に告げて『無上菩提は、精進に由りて得す』と言ふが如し。『智慧能く煩惱を害す』と說き、餘經に復た『無常想を修して能く欲貪を斷ず』と言ふが如し。乃至廣說。

〔二〕譬喻論者は、「是くの如きの言を作す。滅盡定の中、唯、受想を滅す。定んで無心の有情あることなきを以てなり。滅定と命終と差別あるが故に。經に『滅定に入るも識は身を離れず』と說くが故に。又、壽、〔三〕煖、識は互に相ひ離れずと言ふが故に」と。〔四〕此の說は理に非ず。一切の心は、皆な受想と俱に生滅するを以ての故に。何の至教ありて。此の義の成を證するや。契經に說くが如し。

【一】前卷に引き續きて無想・滅盡の二定を論じ、先づ此處に於て滅盡定の滅受想定と言はるゝ所以を說明するなり。

【二】此の段は經部の滅盡定に對する異說を擧ぐ。即ち滅受想定と言ふことよりして滅盡定とは一切の心心所を滅するにあらずして、受と想とを滅するものなりとするものなり。

【三】煖とは、人身の溫かゝ、即ち體溫を意味するものなり。生きてゐる爲めには體溫を要するを以てなり。

【四】此の說云云。如上の經部說に對する反駁なり。

『眼、及び色を縁と爲して眼識を生ず。三和合の觸、受想思を倶起す。是くの如く乃至、意、及び法を縁と爲して、意識等を生ず。』曾つて第七識ありて彼の識。受想を離れて生ずと執すべしと言へる處なし。又、此の定中、所依滅するが故に、能依も亦、滅す。所依なくして、諸の心所法の能く獨生すべきに非ず。是の故に、此の中の諸の心心所の一切は、皆な滅するなり。若し「此の[五]倶の言は、無間に起る義を顯はすなり。曼駄多の惡心を起すが故に、倶時に墮落するが如し。不淨と倶修の念覺支もこれ亦爾るべし」と謂はゞ理、必ず然らず。差別あるが故に。曼駄多等の契經の倶の言は、理實に應に無間に起るの義を顯はすべし。非愛の業と非愛の果とは、決定して應に同時に生ずべからざるを以ての故に。又、彼の經に[六]第五轉を說くが故に。彼の經に說くが如く、曼駄多王は、惡心起るが故に、倶時に墮落す。此れは後時に方に墮落する義を顯はすなり。不淨覺支は、有漏、無漏の性差別の故に、起は同時ならず。此の經の倶の言は、同時起を顯はす。聖教の正理は、皆な相違せず。故に此に倶と言ふは、無間の起に非ず。又、倶の言は無間の起を顯はすと執するは、不定の過あり。契經に『樂倶、喜倶の四諦現觀』と說くが如し。

　復た此れは曼駄多等の經に同じと執じ、樂喜の無間に方に四諦現觀を生ずと謂ふべからず。又、經に說くが如し、『有貪心等、貪と倶なるが故に、有貪心と名く。』此れは應に貪の無間によりて起す所の心を、有貪心と名くと執すべからず。是くの如く便ち太過の失あるが故に、此の倶の言は、同時の義を顯はすなり。又、受想等は、心に依止するが故に、名けて心所と爲す。所依止を離れては、此の受想等の應に生ずることを得ざるべし。若し心の等無間縁を作すと所依と名くと謂はゞ、心も亦、心に依りて無間に生ずるが故に、應に心所と名くべし。又、心所より無間に心を生ず、心所も亦、應に所依性を成ずべし。是く如き等の義は、[七]六因の中に至りて當に更に廣く辯ずべし。

　又、契經に說かく、『滅定に入る時、諸の意行滅す。』故に知んぬ、滅定は、但だ此の受、想の二

【五】倶の言とは、三和合の觸、受想思を倶起すの倶の言なり。

【六】第五轉とは、從格を言へるものなり。

【七】六因の中云云。即ち順正理論卷第十五、辯差別品第二の七以下。

法のみを滅するに非ず。又、識の相續、此の定の中に於て暫く滅するに非ざれば、決定して應に[八]所依、所緣と識と和合すること有るべし。所依緣を離れては、識生ぜざるが故に。既に三和あり、必ず應に觸あるべし。觸と倶起して受、想、思あり、則ち滅定の中、受、想の二法も亦、應に滅せざるべし。[九]若し「[一〇]經に『受緣つて愛』と說くも然も阿羅漢は、諸の受ありと雖も、而も愛の緣に非ざるが如く觸も亦、應に爾るべし。一切の觸は、皆な受等を生ずるに非ず」と謂はゞ[一一]此の例は然らず。差別あるが故に。經に自ら簡んで言はく、『若し無明觸の所生の諸受は、緣と爲りて愛を生ず』と。諸の阿羅漢は無明の觸なし。故に受ありと雖も、而も愛を生ぜず。曾つて觸の受を生ずるを簡ぶ處あること無きが故に、但だ觸あれば、必ず受等を生ず。

有餘師の「滅定中に於ては、識の體ありと雖も、觸なし」と說くは、未だ彼の意、何を執して觸と爲すやを知らず。然して一切の識は、必ず所依、所緣に託して起る。所依緣と識の三法の和合を、佛は說いて觸と爲す。觸を緣と爲すに由りて、受想等を生ず。滅定の中に三和合あるを許し、然も無觸を說くは、但だ虛言あるのみ。

又、滅定の中、唯、心あれば、應に思慮無かるべし。滅定の中には、諸の意行悉く皆な滅すと說くを以ての故に。心、若し思なければ、即ち思慮なきなり。思慮なき心は、同じく許さゞる所なり。心に作業あるは、皆な思に由るが故に。思既に非有なり、心も亦、定んで無なり。無心の有情は、理必ず應に有るべし。命等あるが故に、命終の有情の色心の決定して有るに非ざるに異なる。心若し定んで有ならば、色も亦、應に然るべし。色、有る時は無ならば心も亦、應に爾るべし。故に命あるゝ者を、即ち有情と名く。然るに命は必ず色心の隨一に依る。契經に『識は身を離れず』と說くを引くも定に於て無心なるも亦、違害なし。即ち此の所依の身中に於て識は必ず還(また)生ずるを以ての故に、不離と言ふ。謂はく一の相續の衆同分の中、識は相續して流れ、畢竟斷ずるに非ず。譬へ

【八】所依云云。即ち識の存在を許せば、その識の存在の理由として、根(所依)境(所緣)識の和合を許さゞるべからず。然る時には、其處には必然的に觸なる心作用あるべく、又これによつて觸倶生の受・想・思等の心作用の存在を許さゞるべからず。かくなれば滅定の意義さらに無きを以て、滅定には識の存在を許すべからずとの意なり。
【九】經部師の難なり。
【一〇】經とは、雜阿含十二(大正藏二・七九中)にあり。
【一一】如上の難に對する有部の答なり。

ば鬼病の暫く發らざる時、未だ永く除かざるに由りて、仍、不離と名くるが如し。壽、煖、識相ひ離れずの言を引くも、定の無心に於て亦、違害すること無し。唯、少分に於て此の言を說くが故に。無色の中、都て煖あること無し、壽識なきに非ざるを以ての故に。此の定中、都て識あること無し。壽煖なきに非ず。[一二]無色界の中、一切の色なきこと後に當に廣く辨ずべし。是の故に滅定は、必ず心あること無し。然も定の後の心、復た生ずることを得るは、定前の心、等無間緣と作て引攝する所なるが故に。又、加行の中の要期の勢力の引發する所なるが故に。

[一三]滅盡定の體は、假と爲んや、實と爲んや。應に此の定の體は、實にして假に非ずと言ふべし。能く心を遮礙して生ぜざらしむるが故に。[一四]經主は此に於て異釋を引いて言く、「前の定心能く遮礙を爲すに由る。謂はく前の定心と、[一五]所餘の心と相違して起る。[一六]此れの起るに由るが故に、唯、[一七]餘心をして暫時、轉ぜらしむ。[一八]此れに能く[一九]心に違する所依を引發して相續せしむるが故に、唯、不轉の位を假に立てゝ定と爲すのみ、別の實體なし。此れ唯、不轉の分位の假定にして、入前出後の兩位には、皆な無し。故に假りに此れは是れ有爲の攝と說く。或は卽ち所依は、定心の引くに由りて、是くの如く起らしむるを假りに立てゝ定と爲す」と。若し爾らば後心は何に從りて起るや。彼れは「此れは[二〇]有根身に依りて起ると說く。有根身と心と展轉して種子と爲るを以ての故に。」以ぞ此の理あらんや。應に一切時、一切の境の識倶時に起るべきが故に。前心に依りて後心の起ると說がは、第二の等無間緣なきを以て、同時に所依の境界ありと雖も、而も一切の境の識倶起すること無し。若し自類の因緣を待たずして、有根身を待ちて識便ち起ると執せば、彼の一切位、一切の境の識、何法を礙と爲して、起ること倶時ならざるや。有餘師は、是くの如きの見を起すと聞く。「多識、一身に倶起すること有りと執す」と。今、觀るに、仁者は、已が禀承に似たるが故に、此の言を說き、彼の執に符せんことを欲す。若し「所說の前心を待たず、有根身を待ちて後の識起るとは、無心位に

【一二】無色界の中云云。順正理論卷二十一、辯緣起品第三ノ一より以下に於て論ず。

【一三】此の段は、滅定の體の實か假かに就きて論ず。正理論はもとより實となすものにして、經部師は假となすを假するなり。

【一四】經主云云。世親は倶舍論五・八左に於て、假有論を辯じ、入定前の心が、餘の心を遮礙して起らざらしむる如き所依身を引起相續せしむる有り。此の所依身を假りに一定の體と名くるものにして、それ以外に何等特殊の實體實在するに非ずと言ふ。

【一五】所餘の心とは、後生心なり。

【一六】此のとは、定前心なり。

【一七】餘心とは、後起心なり。

【一八】此れとは、定前心なり。

【一九】心に違す云云。定前の心は次剎那には過去に落謝して用無きも、それが後の心の起るのに違害して、後の心起らざる樣にする依身を引き起し相續せしむる故に、その所依身の力にて無心に住することを得との意なり。

【二〇】有根身。Sendriya-Yā-ya とは、根を有する身のことなり。

據りて是くの如きの說をなす。有根身の中に心種あるが故に、但だ彼より起り、前心を待つに非ず。有心位の中は彼より起らず」と言はゞ、此れも亦、理に非ず。因果を異にすること無きが故に。又、有心位に、諸識の起る時、轉、更に應に有根身の種を待つべし。所以は何ぞ。無心位に在りて、有根身中、餘心に違する定心の種子あり。此れに由つて有根身の中の餘心の種子を損伏す。應に勝力の餘心を引起すること無かるべし。若し「此の位の有根身中、心に違せざる無量の心種あり、此の勝力に由りて餘心生ず」と言はゞ、有心位の中も亦、應に此れに同じかるべし。如何が有根身を待たずして生ずるや。又、有るが「自類の種子を因と爲すを待たずして、穀麥等の芽は、但だ地等に由りて、生起することを得べし」と。執ずるが如し。何ぞ智ある人聞いて、嗤笑せざらんや。

又、滅定の體は、唯、是れ假なりと執す。未だ何の法をか假の所依と爲すかを知らず。假の依を離れて假法あるべきに非ず。又唯、不轉にして其の體無ならば、如何ぞ是れ有爲の攝と言ふべけんや。此の前後の位、及び現は皆無し。有性恒時に得べからざるが故に。而も是れ有にして是れ有爲の攝なりと言ふ。但だ虛言のみありて都て義あることなし、若し假の定も亦、所依あり、謂はく、所依の身なり。定心に由つて引き、是くの如く起らしむ。假立して定と爲すと言はゞ、是れ則ち此の定は、應に無記に攝すべし。無記法を說いて善と爲すべきに非ず。是の故に、唯、應に心に依りて心起るべし。前の定心の力、能く餘心を遮礙するに非ず。此れに由るが故に前心を離れて外に定んで別法ありて、能く心を遮礙するを知る。此の法に由るが故に、無心位に於て、心因ありと雖も、而も心起らず。卽ち此の別法を滅盡定と名く。體は是れ有爲なり。實にして假に非ず。觀行を修する者の定前の心の要期の願力の引發する所なるに由るが故に。滅盡定の勢力をして、漸く微にして都て盡くるの位に至り、遮礙の用を無からしめ、意と法とを緣と爲して還意識を生ず。此れに由りて前の無想定、及び無想を准釋せよ。

第十一節　命根

二二其の所應に隨つて、已に二定を辯じたり。命根とは何んぞ。頌に曰はく、

命根の體は、卽ち壽にして、　能く煖と及び識とを持す。

論じて曰はく、命の體は、卽ち壽なり。故に二三本論に言ふ。『云何が命根、謂はく、三界の壽なり』と。異名は爾りと雖も、自體は未だ詳らかならず。應は更に指陳すべし。何の法を壽と名くるや。謂はく、別法ありて能く煖と識とを持するを說いて名けて壽と爲すと。故に二三世尊の言はく、

壽と煖と及び識と、　三法の身を捨する時、
所捨の身は、二四僵仆す。　木の思覺なきが如し。

故に別法あり。能く煖と識とを持し相續して住するの因を、說いて名けて壽と爲す。

若し爾らば、此の壽を、何の法か能く持するや。此の壽を、能く持するを、我れは、是れを業と說く。一向に是れは業の異熟果なるが故に。一期の生の中、常に隨轉するが故に。煖は一向に業の異熟果に非ず。二五識は、二俱に非なり。一期常に隨轉する處ありと雖も、而も一向に是れ業の異熟に非ず。故に、識は業に由つて持たると說くべからず。是の故に、壽に能く煖と識とを持つと說く。業感に非ざる識の流轉の中、業に少分の能く功用を持することと有るに非ず。一の同分の中、異熟生の識は斷じて更に續き、壽の力に持たる。

復た如何が壽能く煖を持つを知るや。要ず二六壽ある者は、方に煖あるが故に。諸の煖なき者も亦、壽あるを見るが故に、壽の體は煖の持つ所に非ざるを知る。豈に壽なくして亦、煖あるを見ずや。亦、有るを見ると雖も、二七此れは論ずる所に非ず。此れは壽と識との俱行の煖を論ずるが故に。此れに由るが故に知んぬ、別に實法ありて、彼の力、能く有情數の煖を持ち、及び能く識を持つ。之れ

【二二】此の段は、命根に就いて論ず。有部に從へば、有情の壽(命)は煖と識とを持し、相續せしめ、又、此の煖と識に持せられ、別體ありて實在せるものなりとなす。然るに經部師は、此の壽の實有を信せず、我等の一期の間、身の相續するその間の勢力を命と說き、實體ある實在に非ず、同分の住する間の勢力につきて假立する假法なりとなす。

【二三】本論とは、品類足論第八(大正藏二六・七二三上)

【二三】世尊とは、雜阿含十(大正藏二・六九右)、同第二十一(同二・一五〇中)。

【二四】僵仆。僵は後へ仰向にたふるゝこと、仆は俯向きて仆るゝこと。

【二五】二俱非。壽の如く一向に業の異熟果にも非ず、又煖の如く一向に業の異熟因に非ざるにも非ず。

【二六】壽ある者方に煖あり、これは欲色二界のこと。煖なき者亦壽あり。これは無色界にてのこと。

【二七】此の壽なくして煖のあるものは有情數の法にあらずして非有情數の法なるが故に、今は論ぜずとの意なり。

を說いて壽と爲す。

[二八]經主は此に於て、復た是の言を作す。「今、亦、全く壽の體なしと言はず。但だ壽の體は　別の實物あるに非ずと說くのみ。若し爾らば　何の法を說いて壽の體と名くるや。謂はく、三界の業の引く所の六處、并に依の住する時の勢分に隨應し、業の引く所に由りて、六處並に依の住する時の勢分の相續し決定して住すべき時に隨て、爾所の時住するが故に、此の勢分を說いて壽の體と爲す。穀稗等の引く所、乃至、熟する時の勢分の如く、又、箭を放ちて引く所、乃至、住する時の勢分の如し」と。

[二九]壽の體は實有なり。根處は已に成ぜり。此に於て但だ應に經主の意を徵すべし。若し處として業所引の異熟の[三〇]內の五色處なし。[三一]彼に於て或る時は、業所引の第六の意處なし。謂はく、長時染汚の識或は善有漏、及び無漏の識を起す相續の位の中に於ては、業所引の異熟の勢分なし。何を說いて壽と爲すや。若し是の處に於て、業の異熟ありて、生の刹那より命終の位に至るまで恒に無間に轉ずれば、是の處に業所引の住する時の勢分ありて、相續し決定するを說いて命根と爲すと說くべし。此に既に業所引の異熟の住する時の勢分、恒に無間に轉ずること無し。云何が此に命根ありと說くべけんや。其の理、既に然り、何の法を說いて、業所引の住する時の勢分と名くと爲んや。既に所引の住する時の勢分なし。相續決定して、復た誰には屬せん。既に是くの如きの相續決定なし。何の義に由りて、住すべき時に隨て爾所の時住するを說いて壽の體と爲すと說くや。是の故に經主は、此の義の中に於て專ら多言を構ひ、都て表はす所なし。又、所引の喩は、證に於て能なし。種の如きは所引の相續斷ずること無く、乃至、熟する時まで恒に隨轉するが故に。放箭の所引の相續も斷ずること無し、乃至、住する時まで恒に隨轉するが故に。此の二は、乃至、熟する時、住する時の勢分あるべし。業の異熟は、一切時に於て、相續して斷ずること無きに非ず。業謝するも猶、

【二八】經主云云。世親は俱舍論五・九左。

【二九】世親の說を否定して、有部の說を宣說す。

【三〇】內の五色處とは、眼耳鼻舌身の五處なり。卽ち無色界に於ける時のことなり。

【三一】彼とは滅盡定のことなり。無色界中なり。

所引の住時の勢分有りて、相續決定して隨つて住すべき時、爾所の時住すと言ふべきが故に、所引の喩は、證に於て能なし。是の故に壽の體は、實の別物あり、能く煖と識を持するを說いて命根と爲す。

是くの如き命根は、唯、身のみに依りて轉ずるに非ず。無色界に於ても命根あるが故に。唯、心のみに依りて轉ずるに非ず。無心の位に處しても亦、命あるが故に。若し爾らば、命根は何に依りて轉ずるや。此れは先世の能引の業に依りて轉じ、及び現世の衆同分に依りて轉ずるなり。其の衆同分も亦、命根に准じて今、復た應に思ふべし。

附論一、壽　と　死

[三二]諸の有死者は、壽の盡の故にと爲んや、餘因ありと爲んや。施設論に言はく、「有るは壽の盡くるが故に死す。福の盡くるが故に死するに非ず。廣く四句を作る。」

[三三]第一句は、壽を感ずる異熟の業力盡くるが故に。第二句は、富樂の果を感ずる業力の盡くるが故に。第三句は、能く二種を感ずる業の倶に盡くるが故に。第四句は、枉横の緣を避脫すること能はざるが故に。應に復た[三四]捨壽行の故にと言ふべからず。義已に初句の中に攝在するが故に。

壽の盡くる位の中に、福の盡くるは、死に於て復た功能なし。故に(壽と福と)倶に盡くる時、死すること有るを說きて、倶に盡くるが故に死すと爲す。

附論二、壽と隨相續轉、一起便住の問題

[三五]發智論に說かく、「此の壽は、當に相續に隨つて轉ずと言ふべきや、復た當に一たび起つて便め住すと言ふべきとせんや。欲纏の有情は無想定に入らず、滅盡定に入らず、當に此の壽、相續に隨つて轉ずと言ふべし。若しは無想定に入り、若しは、滅盡定に入れると、及び色、無色纏の一切の有情にありては、當に此の壽は、一たび起りて便ち住すと言ふべし」と。

【三二】此の段に於ては、命と死に關して論じたものである。

【三三】第一句は、福を感ずる業の盡くることによつて死するに非ざるを以て、富貴の人の壽のつきて死するものなり。第二句は、壽を感ずる業の盡くることによつて死するに非ざるを以て、例へば餓死する人の如きこれなり。第三句は、壽と福との感ずる業の盡くることによつて死するなり。第四句は、壽・福のいづれを感ずる業の盡くるによつて死するに非ず。即ち遇然の横緣あるによつて死するものにして、不時の死とも言ふべきものなり。

【三四】捨壽行も理としては第四句に入るべきものなるもそれは枉死に非ざるが故に第一句に入れるものなり。

【三五】此の段は、壽と隨相續轉、一起便住の問題を論じたるものなり。發智論十五（大正藏二六・九九七中下）。

彼の言は、何んの義ぞ。若し所依の身の損害すべきが故に、壽も隨つて損害するは、是れを第一の「相續に隨つて轉ず」と名け、若し所依の身の損害すべからずして、起れるが如くに而も住するは、是れを第二の「一たび起つて便ち住す」と名く。

[三六]初めは、障あることを顯はし、後は、障なきことを顯はす。[三七]此れに由りて、決定して非時の死あり。故に契經に說かく、『四の自體を得ることあり。謂はく、自體を得て、唯、自ら害すべく、他の害すべきに非ざる有り。廣く四句を作る。』唯、[三八]自ら害すべく、他の害すに非ざる者、謂はく、欲界に生ずる[三九]戲忘念天と、[四〇]意憤恚天となり。彼れは、增上の嬉戲を專習するに由りて、身體疲勞し、意念忘失す。又、增上の憤恚を發起するに由りて、怨恨心を以て、更に相ひ顧視す。是の故に、彼に於て、殞歿して餘には非ず。此れは復た應に捨壽行者を說くべし。他に由らずして、自ら命を捨するを以ての故に。[四一]唯、他のみ害すべく、自ら害するに非ざる者、謂はく、卵中に處し、及び胎中に處する[四二]羯刺藍、頞部曇、閉尸、鍵南、鉢羅奢佉の位なり。彼れは能く自ら損害すること無きに由るが故に。[四三]俱に害すべき者、謂はく、餘の多分の欲界の有情なり。[四四]俱に害するに非ざる者、謂はく、中有、色、無色界に在る一切の有情と、及び欲界に在る一分の有情、[四五]那落迦、[四六]北俱盧洲と、正しく見道と[四七]慈定と滅定と、及び無想定とに住すると、[四八]王仙と、[四九]佛使と佛の記別する所の[五〇]達弭羅と[五一]嗢怛羅と[五二]殑耆羅と長者の子[五三]耶舍と[五四]鳩摩羅時婆と、最終身の菩薩と、及び此の菩薩の母の菩薩を懷む時と、一切の轉輪王と、及び此の輪王の母の輪王を胎に懷む時との如きとなり。

[五五]若し爾らば、何が故に契經中に言ふや『大德、何等の有情の得する所の自體が、自ら害すべきに非ず、他も害すべきに非ざるか。舍利子よ、謂はく、非想非々想處に在りて生を受けたる有情なり」と。彼の經は、後を擧げて以て初を攝するが故なり。餘の契經に、初を擧げて後を攝するが如し。謂はく、經に『初靜慮の中に、離生の樂あり』と說くが如し。此れは、最初を擧げて後の諸地の亦、

【三六】初めは云云。此の說は、俱舍論五・一〇左に迦濕彌羅國の毘婆沙の說となす。初めとは、隨相續轉のことにして、之れは壽命に障あること、即ち自害、又は他に害せらるる等のことのあるを意味し、後とは、一起便住のことにして、之れは自害他害の障を免れて、一度起りしまゝに住することを顯はす意なり。

【三七】此れに由りて云云。經部師が非時の死を許さゞるに對し、今、有部は、如上の理によつて非時の死ありと論ずるものなり。

【三八】此れは、四句中の第一句なり。

【三九】戲忘念天とは、餘り樂に耽りて、身心共に疲れ爲めに心を失する天にして、喜の增上する時に死す。

【四〇】意憤恚天とは、此の天は增上の恚を起し、互に相見久しく恚りて息まずして死す。

【四一】此れは四句中の第二句なり。

【四二】羯刺藍云云。これは胎內の五位と言はるゝものにして、羯刺藍は凝滑・和合と譯され、託胎後初七日、頞部曇は胞と譯され、第二の七日、閉尸は血肉と譯され第三の七日、鍵南は堅肉と譯され、第

此の樂あるを攝するなり。此の經も亦、爾なり。後を擧げて初めを攝す。

或は有頂を除き、其の餘の無色と、諸の靜慮の中に生を受けたる有情も亦、欲界の戲忘念天、意憤恚天の如く、唯、自ら害すべし。彼も亦、是くの如きの種類の煩惱力を起すに由るが故に、彼の處より歿す。[五六]或は餘の無色と、諸靜慮中に得する所の自體は、自地の聖道の爲めに害せられ、亦、上の他地の近分にも害せらるべきも、有頂は自と上との二害、倶になし。是の故に、說きて倶に害せらるゝに非ずと爲す。[五七]「豈、有頂も亦、他地の聖道の爲めに害せらるれば、應に他害と名づくべきに不ずや。」若し此の說に依れば、理も亦、應に通ずべし。然るに今他と言ふは意上地を說く。殊勝の事に於て亦他の聲轉ずるを以ての故に。或は此に彼に於て自在の力なし。方に說いて他と爲すは上地の下に於て自在を得るなり。[五八]他と名けざるが故に。然るに此の中に於て、應に是の責を作すべし。若し佛の意、自他の地道の諸の煩惱を斷ずるを、自他の害と名くと說かば、則ち應に自他の害に因りて、便ち死を致すこと有りと言ふべからず。斷惑、不斷惑に因るが故に、死、不死あるに非ず。

又、前の釋と理、相應せず。謂はく、那落迦等は、自他の害する所に非ずと。然るに彼の尊者は、前の所說の自他害の義に於て、心已に領解し、餘義を顯はさんが爲め、復た是の言を作さく。『大德、彼の諸の有情は、彼處より殞歿ありと爲すや否や。舍利子よ、若し彼の有情、未だ煩惱を斷ぜずば、便ち殞歿あり、已に煩惱を斷ぜば、卽ち彼處に於て、般涅槃す。』何に緣りて、尊者は、最後の所得の自體に依りて、復た世尊に問ふや。彼には倶に自他害なきに由るが故に、彼に於て常に增上慢を起すことあり。棄捨せしめんが爲めの故に、復た問ふて、彼の諸の有情の、乃至、廣說と言ふなり。

命行と壽行とは何の差別あるや。若し生法の壽を、名けて命行と爲し、不生法の壽を、說いて壽行と爲す。有るが是の言を作す。「棄捨する所に非ざるを、名けて命行と爲し、是の棄捨する所を、

四の七日、鉢羅奢佉は支節と譯され第五の七日已後出產迄の三十四七日のことなり。

【四三】此れは四句中の第三句なり。

【四四】此れは四句中の第四句なり。

【四五】那落迦。Naraka 地獄の衆生のことにして、此の衆生は、惡業力によりてつながるゝが故に自害・他害あることなし。

【四六】北倶盧洲。Uttarakuru 人趣四洲の一にして、有情の定壽千年にして中夭なし。

【四七】慈定。Maitrī samāpatti とは、此の定には、有情を利樂せんとの意樂强勝なるが故に此の定に住する時は佛と同じく自他害なし。

【四八】王仙。Rāja-ṛṣi 轉輪王が出家して山に入り、道を修して五通を具足せる者なり。以下のこと婆沙一五一(大正藏二七・七七一下)參照

【四九】佛使。Jina-dūta 佛勅を受けて使に行くもの、之れは佛命を果す迄は、たとへ火中に入るとも勅力によりて害なし。

【五〇】達弭羅。Dharmila, Dhanitya なるべきか。

【五一】嗢怛羅。Uttara

【五二】殑耆羅。Gaṅgira, Gan=

名けて壽行と爲す。」復た有るが說いて言はく、「若し神足の果なれば、名けて命行と爲し、若し先業の果なれば、名けて壽行と爲す。」復た有るが說かく、「若し明の增上の生なれば、名けて命行と爲し、無明の增上の生なれば、名けて壽行と爲す。」或は有る說者は、「唯、離貪の者の相續の所得を、名けて命行と爲し、亦、有貪者の相續の所得を、名けて壽行と爲す」と。是れを命行と壽行との差別と爲す。

第十二節　生住異滅の四相

第一項　四　本　相

五九 已に命根を辯じたり。何をか、諸の相と謂ふ。頌に曰はく、

　相とは、謂はく、諸の有爲の　生、住、異滅の性なり。

論じて曰はく、是くの如きの四種は、是れ有爲の相なり。彼の相を顯はすが故に、彼の相の名を得るなり。此の中に生とは、謂はく、別法ありて、是れ行の生ずる位の障り無き勝因なり。能く引攝するに由りて、其れをして生ぜしむるが故に。能く引攝するとは、謂はく、彼れ生ずる時、此の法、能く彼の勝緣の性と爲る。諸行の起るは、皆な生と名くることを得と雖も、然も此の生の名は、但だ諸行の生ずる位の障り無き勝因に依りて立つ。住とは、謂はく、別法の是れ已に生じて、未だ壞せざる諸行の自果を引く障り無き勝因なり。異とは、謂はく、別法の是れ行、相續して後は前に異なる因なり。滅とは、謂はく、別法の是れ俱生の行の滅壞する勝因なり。性とは、是れ體の義なり。

豈、經に三の有爲の有爲相ありと說かずや。住は善友と爲りて、能く有爲を安んず。何が故に說かざるや。契經に說かざるは必ず所因あり、應に開示を爲すべし。若し諸相の、唯、有爲をのみ表(あら)

gira なるべきか。

【五三】 耶舍。Yasa 長者の家の耶舍。

【五四】 鳩摩羅時婆。Kumāra-jīva, Jīva komāra bhacca 王舍城宮の侍醫。

【五五】 此の段は、佛が有頂天に生れし有情のみに約して自害他害俱になしと說くに、何が故に色・無色の二界の一切の有情と廣義に解するやとの問に對する答なり。

【五六】 或は餘の無色云云。此の說は、俱舍論五・一一右に世親は傳說となし不信の意を示す。婆沙論一七一（大正藏二七・七七二右）には法救の說とし、此處に於ける自害・他害は、上來のものとは別にして、身を害し、壽を害するに非ずして、此の身が自地の無漏道に害せられ、他地の有漏道に害せらるるを言ふ意なり、即ち有頂を除く他の三無色・四靜慮の七地の煩惱は、各自地の無漏道に害せられ（自害）、又初定の煩惱は第二定の近分定の有漏道に害せらるる等（他害）の故なり。

【五七】 豈に有頂云云。如上の婆沙の法救說に對して世親の難意を述べたるものにて、有頂の煩惱も無所有處の他地の聖道の爲に害せらるゝが故に、他害と名くべきではない

はす有れば、此の經便ち說く。此の住相は、唯、有爲を表はすに非ず。諸の無爲法も亦、自ら住するが故に。或は復た此に於ては具に有爲の功德過失を顯はすが故に、四種を說く。契經の中に於ては唯、有爲の過失を顯示せんが爲めの故に、但三を說く。或は餘の經に、但『行は是れ生滅有るの法なり』と言ふが如し。異あること無きに非ず。此の經も亦、然なり。住の體なきに非ず。少因を觀ずるが故に、唯、三ありと說く。故に、四と三とは、相違の失なし。何の因を觀ずるが故に、唯、三ありと說くか。住は有爲、無爲の品に通ずるが故に。所化者は、有爲、無爲は展轉し相似すと是くの如き疑を生ずること勿きが故に、住ありと雖も、而も但三のみと說く。或は、此の經中、已に密に住を說く。直に三を言ひ、「唯」の聲なきを以ての故に。若し此れを異ならば、應に唯、三種の有爲の有爲相ありと說くべし。或は此の經中、住と異とを合して說くとは、爾らず。住の言は、應に無用と、成るべし。合說の者は、有爲の住は、必ず異を兼ぬるを顯はさんが爲なり。諸の無爲法は、住ありて、異なきが故に、有爲と別なり。此の經中、住と異とを言ふは住は卽ち異なるを顯はすに非ず。但有爲の有起、有盡、有住、有異を顯はすなり。若し無爲の住は、成ぜずと謂はゞ、此れは理に應ぜず。必ず應に成ずべきが故に。當に三無爲あることを成立すべきを以て、此れに由りて、卽ち無爲の住あることを成ずるが故に、定んで、唯、四の有爲相あり。

第二項　四隨相

六〇 此の生等の相は、既に是に有爲なり。應に更に別に生等の四相あるべし。若し更に相あらば、便ち無窮を致さん。彼も更に餘の生等の相あるが故に。實に更に有ることを許す。然れども無窮に非ず。所以は何ぞ。頌に曰はく、

此れに、生生等有り。　八と一とに於いて、能あり。

論じて曰はく、此の中の有の言は、兼ねて定の義を顯はす。意は、此れは唯、四のみ有りて、餘

かとの問なり。

【五八】「或は此は彼に於て自在の力なし他と名けず、方に說いて他と爲すに上地の下地に於て自在を得ることの故に」と續くに非ざるか。

【五九】此の段は、不相應行法中の生・住・異・滅の四相に就いて論ずるものにて、此の四相とは、一切萬有の變遷推移の上に於て、それを可能ならしめる原理なり。四相說に對して三相說を立つるものもあり（增一阿含十二、尺一・五一右）（婆沙論三十、非收・五九右）、然し實際に於ては同樣のものなり。

【六〇】此の段は、四隨相に就いて論ず。四隨相とは、生住異滅の四相をして、更に生たり、住たり、異たり、滅たらしめる原理を言ふ。卽ち生住異滅の四の本相は、如上の四隨相によりて變化生滅するも、此の四隨相は又自ら四本相によつて生滅するものなり。從つて他の相によるものにあらざるを以て、無窮の過は非ずとなす。此の兩者の關係には廣狹の差ありて、本相は何れも八法に對して功用あり、隨相はたゞ一法に功あるに過ぎず。

此等の四隨相に關しても、有部は各實體ある實在なりと

に非ざる事を顯はす。此れとは、謂はく、前說の四種の本相なり。

生生等とは、謂はく、四の隨相なり。卽ち是れ生の生生、乃至、滅の滅々なり。諸の行の有爲なるは、四の本相に由り、本相の有爲なるは、四の隨相に由る。

世尊は、何んの處に隨相を說くや。豈、此の經にも亦、隨相を說かずや。謂はく、生等の相も亦、是れ有爲なるが故に、生々等の相も亦、起等の性なるが故に。契經に旣に三の有爲の有爲相ありと說く。有爲の起も亦、了知すべし。盡、及び住異も亦、了知すべし。如何ぞ此の中に隨相を攝せざらんや。又、諸相に於て、皆な「亦」の言あり。故に此の經中にも亦、隨相を說く。有爲の起も亦、了知すべしと言ふは、起は卽ち本相の生なり。亦生生の義を表はす。盡と及び住異も亦、知るべし。言は起の「亦」の言に類して、應に理の如く釋すべし。若し爾らずんば、何ぞ「亦」の言を用ひん。故に契經の中に、無爲法に於て、尙ほ起等の有ること無きことを知るべしと說く。此の說の意の言はく。諸の無爲法は、尙ほ生等の本相なきことを知るべし。況んや生生等の隨相、得べけんや。若し爾らずんば、應に但だ起等なしと知るべしと說くべし。應に尙と言ふべからず。又、薄伽梵は、契經の中に於て、諸の有爲相、復た相ありと說く。故に、契經に說かく、『色の起盡あり、此れ復た應に知るべし、亦、起盡あり。乃至、廣說。』又、契經に老死生等を說く。此れに由るが故に知んぬ。相に復た相ありと。

若し爾らば、本相は、(六二)所相の法の如く、一一に應に四種の隨相あるべし。此れに復た各四あらば、展轉して無窮ならん。斯の過失なし。四の本と、四の隨とは、八に於けると、一に於けると功能、別なるが故に。親緣の用を爲すを名けて功能と曰ふ。謂はく、四の本相は、一一、皆な八法に於て用あり。四種の隨相は、一一、皆な一法に於て用あり。其の義、云何ん。謂はく、法の生ずる時は、其の自體を並せて、九法俱起す。自體を一と爲し、相と隨相との八なり。本相の中の、生は其の自

し、經部は現量正敎量にそれらを實在なりと認め得るものなしとの理由にて假法と爲すものなり。

【六二】所相の法とは、本相によりて生住異滅せしめられる法にして、之れを本法と言ふ。

性を除きて、能く親緣と爲り、餘の八法を生ず。諸法は自體に於て、生等の用なきが故に、隨相たる生生、親緣の用を爲して、九法の內に於て、唯、本生を生ず。此の一を生ずると、多を生ずるとの功能別なるが故に。生の性は旣に異なること無し。功能、何ぞ別なること有らんや。受の領納の性は異なること無しと雖も、而も差別の損と益との功能あるが如し。又、本相と隨相とに境の多小あり。五識と意識とに境の多小あるが如し。本相の中の住も亦、自性を除きて、能く親緣と爲り、餘の八法を住せしめ、隨相たる住住は、九法の中に於て、唯、本住を住せしむ。謂はく、親緣と爲りて、法をして暫住せしめ、能く自果を引く。是れ住の功能なり。本相の中の異は、其の自性を除きて、能く親緣と爲り、餘の八法を異とし、隨相たる異々は、能く親緣と爲り、九法の中に於て、唯、本異を異にす。本相の中の滅は、其の自性を除きて、能く親緣と爲り、餘の八法を滅し、隨相たる滅滅は、能く親緣と爲り、九法の中に於て 唯、本滅を滅す。是の故に生等の相に復た相あるも、隨相は、唯、四にして無窮の失なし。

何に緣りて、是くの如く相を分別するや。此の分別に異れば、理に應ぜざるが故に。所以は何ぞ。斯くの如きの阿毘達磨の相を立つる正理を捨し、餘宗に明順しては、少しも能く有爲の相を立つること有ること非ざるが故に。諸有の對法の正理に違背するは、諸相等の眞實義の中に於て、所生の覺慧は、皆な迷謬と爲る。凡て說く所あれば、眞に乖かざるは莫し。我れ今、中に於て次第に廣く辯ぜん。

且らく[六二]彼の經主は、他に緣るが故に「何に緣りて、是くの如く、虛空を分析するか。生等の相は、實に法體の分別する所の如きもの有るに非ず。所以は何ぞ。定量なきが故に。謂はく、此の諸相は、色等の如く、定んで現、比、或は[六三]至敎の量有りて實有を證するに非ざるなり」と說くは、豈、生等の相は、實の法體あり、餘の分別の如く、爾からざらんや。若し爾らば、是くの如きの所

【六二】彼の經主云云。此の段は經部師の如上の四隨相の實體ある實在を否定せんとする論難を述したるものにて、倶舍論五・一三左。
【六三】至敎の量とは、聖敎量、即ち佛說のことなり。これを一の定準となすなり。

言の、生等の相は、實の法體あるに非ずと分別する所の如きも便ち無用と爲す。

又、此の諸相は、豈、瓶等の如く、定んで現、比、或は至教の量の、體假有と證する有らんや。既に實有を遮するが故に、彼れ定んで應に生等の相の體、是れ假有と許すべし。第三に有を許する理必ず無きが故に。差別を遮するに由りて、定んで應に生等は、畢竟じて無なりと許すに非ざるを准知するが故に。且らく、現量の彼の生等の體、是れ假有なるを證するなし。諍論の事の故に。亦、至教の彼の生等の體は、是れ假有なるを證することなし。處として說くことなきが故に。若し假有とは、比量ならば、實有も亦、同じかるべし。是れ則ち汝曹は假有と執することに由りて、豈、是れを倒し、虛空を鑽攪するに非ずや。相の體の實なるを證する理は、後に當に辯ずべし。

今、應に先づ至教を引きて證を爲すべし。謂はく。契經に言はく『諸の邪見者の所有の身業、語業、意業、諸有の願求は皆な所見の如く、所有の諸行は、皆な彼の類なり。』此の經の意の說かく、生等の諸行は　彼れに隨つて轉ずるが故に、彼れの一果なるが故、彼れを因と爲すが故に、名けて彼の類と爲す。此の經の中に三業の義を說くに由るが故に　受等の行は、此れ須ゆる所に非ず。又、一境に轉ずるが故に、但だ應に隨つて一と說くべし。是の故に但だ應に身語意の業の俱行の生等を說いて諸行と爲すべし。此の行は彼の邪見よりの所生なり、是れ邪見の果なるが故に、彼の類と名く。

若し、「是くの如きの所釋は、然らず」と謂はゞ、汝は此の經に於て　更に何んの義を說くか。然も我が所釋は、義に於て違ふこと無し。[六四] 又、三相經は、定んで至教たり。彼の經の說に謂はく、三の有爲の有爲相あり。[六五] 有爲の起も亦、了知すべし。盡、及び住異も亦、了知すべし。若し此れと異ならば、經は但だ應に三の有爲相のみを言ふべし。諸の有爲の起盡住異を謂ふは、是れ則ち「有爲」の言、及び「亦可知」を再說することにして、皆な應に無用なるべし。汝は、生等の三有爲相は、所

【六四】　三相經は、增一阿含第十二（大正藏二・六〇七下）。

【六五】　有爲の起とは、生相のことなり。盡とは滅なり。

相の法を離れて、別に體あること無しと執す。應に此の文は、何んの義趣ありと求むべきや。若し「有爲の言を說かざれば、則ち誰の相なるかを了知せず」と謂はゞ、有爲相と說けば了知すべきに足る。相の有爲に屬するは、此の說を勞することなし。旣に此の說を離れても、義は亦、成ずるを得。然も標釋の中に、皆な[六六]第六を置く。故に知んぬ、能相は、所相を離れて有りと。餘を以て餘を表示するを現見するが故に。若し「亦、第六聲を置くも、然も異體に非ざるを見るが故に、因は不定なり」と謂はゞ、豈に能相は、所相を離れて、無からずや。是れ則ち、經文は、應に向きの說の如かるべし。第六轉を離れて、義も亦、成ずるが故に。又、彼の所引は、第六に異なること無し。此の經文を釋する因も亦、不定なり。如何が此れに由りて、定んで經文の所說の三相は、是れ假にして實に非ずと判ずるや。

又、[六七]彼の言ふ所の、「天愛よ、汝等は、文に執して義に迷ふ。薄伽梵の說かく、『義は是れ所依なり』と。何をか、此の經の所說の實義と謂ふか。謂はく、愚文の類は、無明に盲ひられ、行の相續に於て、我、我所を執して、長夜に中に於て耽著を生ず。世尊は、彼の執著を斷ぜんが爲めの故に、行の相續の體は、是れ有爲と、及び[六八]緣生との性なることを顯はす。故に此の說を作す。『三の有爲の有爲たる相あり』と。諸行の[六九]一刹那の中に、具さに三相あることを顯はすには非ず。一刹那に起等の三相は知るべからざるに由るが故に。知るべからざるを立てゝ、相と爲すべきに非ず。故に此の契經に、復た是の說を作す。『有爲の起も亦、了知すべく、盡と、及び住異とも亦、知る可き者なり』と。」と。[七〇]

今、謂はく、彼の釋は、經義に應ぜず。且らく應に行の相續の中に、但だ一起、一盡、一異のみありと許すべからず。設へ復た有りと許すも亦、應に說くべからず。我を執する者は、曾つて行の相續の中に、起、盡等ありと聞かずと雖も、而も亦、自然に能く了知するを以ての故に。彼れは了

【六六】第六とは、第六囀卽ち屬格なる所有格を意味するものにして、例へば王の臣と稱する時、王の「の」は「屬する」の意味を持つものにして、從つて王に屬する臣は、王と別體なるが如く、有爲の起と言ふ時、有爲と起等(生等)とは別體なるものなりと言ふ意なり。

【六七】彼の所言とは、經部の徵を言ふなり。

【六八】緣生。Pratītyasamutpāda, Paṭiccasamuppāda とは因緣和合して生じたるものと言ふ義なり。

【六九】一刹那云云。有部は一刹那の中に三相又は四相ありと言ふも、經部は、一刹那にはたゞ生のみあれども、これは有爲の特相として、やがて住異となり滅となるが故に、義としては了知し得べしとの意なり。

【七〇】如上の經部師の所說に對する有部の自說をのべたるものなり。

知すと雖も、而も猶ほ我を執するが故に、復説を爲せば、則ち唐捐と爲す。先に已に了知して、我執、猶ほ盛んなり。今、除遣せんと欲して、復説を爲す。應に審に思議すべし。世尊、教を設けて、所化の者に於て、何の益する所なるや。然も諸の異生は、行の相續に於て、細の生滅に迷ひ、我、我所と執す。世尊、所執を遣らしめんと欲するが故に、諸行の一相續の中、多刹那の生滅の差別あるを顯示するが故に、是の説を作す。『三の有爲の有爲相あり、乃至、廣説』と。是くの如く經を説くは、深く有用を成ず。若し「諸行の刹那の生等は、彼の現見に非ず、説くも無益なり」と謂はゞ、汝等は此に於ても亦、現見せず、豈、理を求めず、了知せざるに非ずや。若し刹那の生等を了知せずば、必ず能く我、我所の執を捨すること無し。唯、佛は能く方便善巧を設けて、彼をして理を求めて了知することを得せしむ。先に了知せざるが故に、我見を生ず。今、了知するが故に、我見、便ち捨す。故に知んぬ、此の三有爲相を説くは、唯、刹那に約し、相續に據るに非ず。然して刹那の生等は、現見に非ずと雖も、而も説くに用有り。汝の釋する所の經義は、無用に由るが故に、必ず理に應せず。故に我が經を辨するは、汝の釋に同じきに非ず。

又、汝は應に説くべし。無明に盲ひられ、行の相續の中に我見を起す者は、行相續の生等の諸相に於て、未だ説くを聞かざる前に、現見と爲んや、いなや。若し現見すと言はゞ、便ち所宗を越ゆ。或は復た説を爲すこと應に無用を成ずべし。若し不現見ならば、佛の爲に説く後も、應に亦、知らざるべし。異なる因無きが故に。若し「教の力は其れをして知らしむ」と言はゞ、刹那の諸相の理も亦、應に同じかるべし。若し相續の相は、麁にして知り易しとせば、佛の教の力を離れて、彼れも亦、應に知るべし。若し諸行の中の相續の相は、現見に非ずと雖も、而も教の力は其れをして了知せしめ、能く我執を治すと許さば、刹那の諸相も亦、應に是くの如くなるべし。如何が乃ち刹那の生等は、彼の現見に非ず、説くこと益する所なしと言ふや。然るに諸行中の相續の生等は、誰か

了する能はざらん。而も更に說くを須ゆるが故に、彼の所釋は、經の義理に違す。

又、一刹那の生等の諸相は、微細の覺慧の能く了知する所なり。謂はく、刹那の無間に於て展轉に詳く觀察すれば、能く了知するが故に。微細の覺慧は、教の力に由りて生ず。行の無常を了し、能く我執を除く。既に是れ微細の覺慧の所知なり。一刹那の起等の三相は、知るべからずと言ふは、如理の說に非ず。

又、彼の所說の「知るべからざるを應に相と立つべきに非ず」とは、應に定んで知るべからざるが故に、相に非ずと爲すと說くべからず。受等の諸相は、麁の覺慧者の了知すること能はざるも相に非ざるに非ざるが故に。知るべからざるは、便ち相に非ずと言ふ是くの如き所說は、應理の論に非ず。

又、此の經に『有爲の起も亦、了知すべく、盡と及び住異も亦、知るべし』と言ふは、刹那に依りて說くなり。此の經の意の說かく、刹那の起等は、審に觀察する時、了知すべきが故に。世尊は、諸の受化者を勸めて、審に觀察せしめんが爲めの故に、此の言を說けるなり。

又、[七一]經主の言はく、「然るに經に重ねて有爲なる言を說けるは、此の相の、是れ有爲なることを表はすを知らしむるのみ。此の相は、[七二]有爲の有なることを表はすこと、白鷺の居するは、水の無きに非ざることを表はすが如しと謂ふこと勿れ」と。[七三]是くの如きの所言は、自宗の義に違す。未生位に有爲の有を許さば、非生は、有爲の有を表はすと說くべし。未生の時、彼れ先に有なるを以ての故に。既に未生位は、有爲を無と執す。豈に非生は有爲の有を表はすことを得んや。白鷺の水を表はすは、正しく是れ彼の宗の、生は有爲の有性を表はすと同喩なり。若し生が本無今有の有爲の有を表はさずば、便ち似て亦撥し、唯、有爲は是れ有の宗義を表はすのみならん。彼れは、有爲の、唯、自體を得するを、即ち說いて生と名くと執す。生の體は、即ち是れ有爲の有性なり。生と有爲とは、

[七一] 經主の此の言は、倶舍論五・一四右。

[七二] 有爲の有とは、有爲法の有體の意なり。即ち白鷺がゐると云ふことは、そこに水のあることを表示し、有爲法に四相ありと言ふことは、單に有爲の有爲たる特徵を示すものにして、有爲法を有爲法たらしめる別法の實在するを表示せるものにあらずとなり。

[七三] 是の如き云云。以上の世親の說に對する有部の反駁なり。

既に別體なし。有爲と有と、復た差別なし。如何が、此の相、能く有爲を表はし、有を表さゞらんや。

又、若し此れは有爲を重說すると爲さば、前の說言する所は、便ち無用と爲らん。「有爲の起も亦、知るべし等」とは、能く斯くの如きの義を成立するに足るが故に、是の故に、此の言は應に別の義を表すべし。

[十四] 彼の上座は言はく、「若し有爲の言を重說せざれば、則ち有爲の相の何の義を表はすと爲すか。此れは能く有色等の性を表はすと爲すか、復能く有味等の性を表はすと爲すか、或は能く善惡等の性を表はすと爲すかを了知せず。斯の惑を遣らんが爲めに有爲を重說す」と。[十五] 彼れも亦、理に非ず。已に三の有爲の相の有るを說けり。何ぞ此の相は、有色等を表すべきや。別法に於て、差別相なきに非ず。應に彼の法と差別相をなすべし。又、經に當に有爲の起も亦、知るべし等と說くべし。無爲の中に於ても、當に復此の起等の三相を遮すべし。斯れに由りて、此の相は、分明に有爲の性を表はすを了するに足る。何ぞ重說するを須ひんや。又、彼れは何ぞ此の諸相は能く餘の有色等の性を表示すると疑ふべきや。有色等は、是れ自相に由るが故に、起等は、此れ應に自相を成ずべきことを表はす。應に一體の自相に三あるべからず。如何が、契經に三相ありと說くや。故に彼れは、此れに於て疑を致すべき無し。

又、「當亦」の言は、兼ねて集の義を表はし、三相は一有爲を表はすを知らしむ。此れは別に表はす所ありと疑ふべき無し。是の故に、彼の執も亦、定んで善に非ず。

又、彼れは、何に依り、如何に諸の有爲相を施設するや。且らく、彼の[十六] 經主は、上座宗に朋(くみ)して、是くの如きの說を作す。「諸行の[十七] 相續して初めて起るを生と名け、終に盡くる位の中にて、說きて名けて滅と爲し、中間の相續して隨轉するを住と名け、此の前後の別なるを、名けて住異と爲

【十四】經部師。更に難を徵するなり。

【十五】有部の如上の說に對する答なり。

【十六】經主は、此の說を、俱舍論五・一四右。

【十七】相續に二種あり、一は一期相續即ち一生涯を意味するものと、二は一運相續、即ち一事一物の生じ起り終りに至るまでを意味するものとあり。

す。復た謂はく、『[七八]世尊は、是くの如きの義に依りて『[七九]難陀に說いて言はく、是の善男子は、善く受の生を知り、善く受の住を知り、及び善く受の衰異壞滅を知る』と。

[八〇]諸行の相續の名は、何の詮はす所ぞ。謂はく、諸の有爲の無間に流轉するなり。此れ復た、何の法を其の自性と爲すか。是れ假有の法なり。寧んぞ自性を求めんや。然も諸の刹那、展轉相似し因果相ひ繼ぎ、諸行感赴し、連環し斷つこと無きを說いて相續と名く。若し爾らば、相續に一の生ありと說くは、正理に應ぜず。倶起に非ざるが故に。若し無量の諸行が刹那に間缺無く生ずるを名けて相續と爲すと謂はゞ、如何が相續に生有りと說くべきや。彼れは、已生、未滅の諸行に依りて、方に有爲法の生を建立すべし。未生と及び已滅に於ては非ざるが故に。又、此の相續、既に是れ假有ならば、唯、現在のみ、是れ此の所依と爲んや、復た過去、現在に通じて依ると爲んや。若し、唯、現在のみ、是れ此の所依なれば、此れは則ち應に假有と爲すと說くべからず。一刹那の法獨り相續の假法の所依と爲ること理に應ぜざるが故に。然も多法に依りて、總じて立てゝ一と爲す。此れ假有の相なり。瓶の如く、行の如し。若し此れは、通じて過去、現在に依るとせば、相續は、假の前生の刹那、及び現在法を所依と爲すを以ての故に、是れ則ち相續生の義、應に無なるべし。生は過去に在りと言ふべからざるが故に。又、法現在なれば、則ち相續に非ず。若し是れ相續なれば、現在に非ざるが故に。既に唯、現在のみ生ありと立つべし。應に唯、刹那を相續と名けざるべし。若し此の義なくんば、應に契經に違すべし。故に、契經に言はく、『或は一類ありて、其の身の安住すること、乃至百年』と。一刹那に非ず。百年も住すべきを、誰れか一念と言はんや。身の百年住すとは、但だ、此の身の相似に相續する中、異類の刹那間え起さゞるを說くなり。謂はく、身の前々刹那の無間に、後々相似の刹那續生するを、假に一身百年安住すと說くなり。此は經說に於て、何んの相違あらんや。

【七八】世尊とは、雜阿含十一（大正藏二・七三上）。

【七九】難陀は佛の異母弟にて初め出家して甚だ欲樂に耽りしが、佛は受の生異滅を觀ぜしめ、其の結果難陀阿羅漢果を得たり、今の經は難陀が得道して後、佛が難陀を歎ぜる文なり。

【八〇】如上の經部說に對する有部の自說を表示せるものなり。

〔八〕又、應に相續に住ありと言ふべからず。多念に於て相續の名を立て、多念は必ず倶時に住することなきを以ての故に。豈、刹那と分位と及び衆同分の三が、現在を成ずと共に許さゞるや。如何が、乃ち相續に住なしと言ふや。若し相續無なれば、後の二は應に無なるべし。此れは前經に同じく應に理の如くに釋すべし。謂はく、後の二種は、假に現の名を立て、此に於ても亦、應に生等を假立すべし。三世の有を許すも此の義然るべし。若し過去、未來は無體にして、唯、現在一刹那の中にのみ有りと說かば、如何が相續に生等ありと執するや。前刹那の諸行の未だ滅せず、爾の時、卽ち後刹那の生あるに非ず。如何が、此の二、一の生相を共有すと執ぜんや。又、一刹那に如何が、生滅の二相、倶時に建立すること有るに非ざるや。又、諸の刹那、展轉し相似し、時に間缺なく諸行の生ずる時、相續に生等ありと執すべし。若し時に、善識の刹那無間に、不善識生じ、復た此の識の刹那無間に於て、無記の識起る。爾の時、前後の識性は、同じからず。如何が相續に生等ありと執せん。若し「前後は、是れ一識の類なり。亦、說いて相似相續と名くるを得」と言はゞ、則ち此の相續は、應に生あること無かるべし。無始の時より來、一識相續するが故に。乃し、未だ無餘涅槃に入らざるに至るまで、此の相續の住は、應に滅あること無かるべし。又、善識の刹那已に生じ已に滅するに不善起り、不善識の刹那已に生じ已に滅するに無記起らば、豈、爾の時の一刹那の頃に、生滅の二相、倶時に建立せずや。諸行の相續に生あることを遮するが如く、是くの如く亦、應に類して住滅を遮すべし。誰れか身心に狂亂無き者、能く已滅、未生に住ありと執し、或は一刹那に相續ありと執すること有らんや。又、若し色等の諸行の一一の刹那に皆な生滅あるを許さゞれば、則ち譬喩者も亦、有爲は多時を經て住すと執して、便ち外道勝論等の師の執と何の別あらんや。而も最後に刹那滅を言ふが故に、一一の刹那に皆な滅ありとは、彼れ豈、心に餘事を蘊へて口に餘事を說き以て他宗を破するものと名けざらんや。

〔八〕此の一段は、經部の相續に住ありとするを破する、有部の所說なり。

又、唯、法の滅性と名くるもの無きが故に、彼の宗の滅性の法は、無を體と爲す。是れ則ち諸法は、應に無常に非ざるべし。諸法に非ざれば法と名くべきこと無きが故に、若し卽ち諸法を説いて無常と爲さば、應に滅性は、無を以て體と爲すべからず。法は皆な有を以て性と爲すが故に。滅相の體を名けて滅性と爲す。體有ること無くして性の名を立つべきに非ず。如何が彼の宗は滅性と言ふべけんや。又、諸行は是れ有滅の法と言はゞ、理應に成ずべからず。滅は無體の故に。無體は應に法性を成ずべからざるが故に。又、無常性、若し無體ならば、應に〔八二〕第六を説いて色の無常と謂ふべからず。無は自、及び他に繫屬すること無きが故に。

〔八三〕又、相續の異の理も亦、成ぜず。一切時、一切處に於て、前後差別の性ありと許すに非ざるが故に。此れに由るが故に說く。若し身等、一一の念に皆な異あるに非ずと執せば、外緣に別なし。如何が、後時に身等に現に差別有りて得べけんや。彼れ外緣に於て差別なき時、誰れか相續をして前後差別せしむるや。應に別に自然にして有り、と言ふべからず。相同じく相續して、應に別なかるべきが故に。亦、應に生も自然に有りと執すべきが故に。亦、應に自類を因と爲すが故に、差別ありと說くべからず。類に別なきが故に。若し卽ち自類の前生を用つて後の因緣と爲し、相續に別ありと謂はゞ、是れ則ち地等は、火等の合を離れて、應に但だ前に由りて熟變の相起るべし。而も實に起らざるが故に、理は然らず。

又、彼れは俱生の異相を撥無し、復た外緣の前後差別無しとし、而して定んで相續の異相有りて一切時、一切處に遍しと執するは、此れ所因なくして、而も固執を興すなり。又、應に外緣と俱なりと執すべからず。前因の刹那を緣性と爲すが故に。能く後念の果性を生ずる刹那、茲に由りて相續の前後に、異あり。或は、諸行は外緣を待たざる有り。而も有爲の異相の體あるが故に。有るが「所相の長時の相續が微細に損減するを、卽ち說いて異と名く」と執するは、此れも亦、然らず。一

〔八二〕色の無常と無常を色の屬格にて呼ぶべからずとの意なり。

〔八三〕此の段に於ては、經部師の相續に異を立つるを破せるものにして、有部の刹那に異を立つる理を求せるものなり。

切の相續は、應に遍く異相の體あるに非ざるべきが故に。謂はく、增益の時は、應に異なかるべきが故に。有るが說いて言ふが如し、「是の四大種、及び所造色の合成する所の身は、有時に增を見、有時に減を見る」と。又、此の相續は、復何の緣に由りて、損減あるや。過は前說に同じ。是くの如く已に相續の生等を破せり。引く所の契經は、義に於て證に非ず。彼の『善男子よ、善く未來と過去の受を知るが故に、現在智と謂ふ。』未來の受を知るとは、正生を生と名け、已生位には非ず。過去受を知るとは、已滅を滅と名け、正滅位には非ず。已生、未滅の位の受を知るに非ず。理に應ぜざるが故に。『善く受の住、及び衰異を知る』の言は、本誦する所に非ず。設ひ此の誦あるも、義亦、違ふこと無し。過去、未來は、曾當に據りて說く。生等あるが故に。又、生等の相は、一切時に有なり。故に彼の所引は、證に於て無能なり。是の故に應に聖教の正理に隨ひて、諸行の一一の剎那に實に生等有りて、相續に於てに非ずと信解すべし。

又、[八四]經主の說かく、「一一の剎那の諸の有爲法は、實有と執することを離れても、四相は亦、成ず。云何が成ずることを得るや。謂はく、一一の念に本なくして今有るを生と名け、有り已りて、還つて無きを滅と名け、後々の剎那、前々に嗣ぎて起るを名けて住と爲し、卽ち彼の前後差別あるが故に、住異と名く。前後の念の相似して生ずる時に於て、前後を相望すれば、差別無きに非ざればなり。故に生等の實物ありと執することを離れても、一剎那の頃に四相、亦、成ず」と。豈、汝が宗は、先に怖るゝ所あるが故に、生等の別物の有るを許さず、今、還つて失念して自ら成立するや。如何が有爲の一剎那の頃に、生、住、異、滅の四法を性と爲し、而も一の法、一時に 卽ち生じ、卽ち住し、卽ち衰へ、卽ち壞すの過失なからんや。若し「衆緣を繫屬するが故に」と謂はゞ、衆緣は、此れに同じく應に頓に緣と爲るべし。謂はく、彼の衆緣は、一一皆な生、住、異、滅を以て、自性と爲すが故に。此の中何の理か、緣體に四有りて。初めを生緣となし、卽ち滅せしむるに非ざる

【八四】 此の經主の說は、倶舍論五・一五右に出で、經部の剎那假立說を述べたるものなり。

や。復何の理有りて諸の有爲法は體を生ずる緣を緣となして初め諸法を生ぜしめ、體を滅する緣を緣と爲して法をして本起らざらしむるに非ざるや。又、生と滅とは、一法に依りて成ず。若し異と不異となれば、皆な過失あり。所以は何ぞ。此れ若し異なれば、此れは卽ち此れに異なる。理に應ぜざるが故に。若し不異なれば、生ずる時に應に滅すべく、滅する時に應に生ずべし。又、應に二なかるべし。生滅の二種は、更に相ひ障ふるが故に。又、生法の體は、卽ち滅法の體なり、而も生滅雜亂の失なしと言ふ。此れは必ず應に是れ[八五]毘瑟紐天の爲す所の幻惑なり。

　又、應に過去、未來を有と爲すか、無と爲すかを審決すべし。然る後、本無くして今有り、有り已りて還つて無き相續、或は刹那の皆な假の四相を成ずを說くべし。又、何の義に依りて、住相を說きて、後後の刹那、前々に嗣ぎて起ると言ふや。前に嗣ぎて起るは、應に卽ち是れ生なるべし。旣に生を再說す、應に四相なかるべし。又、何の緣を力として、前後の刹那の相續に異あるや。過は前說に同じ。又、唯、法の無を名けて滅性と爲すの所有る過失は、前に已に辯じたるが如し。故に生等の別に實物あることを知る。

　又、[八六]經主は「若し有爲の色等の自性を離れて、生等の物あれば、一の法、一時に應に卽ち生じ住し衰異し壞滅すべし。俱有なりと許すが故に」と說き、「有爲を離れて別に生等なし」と執す。斯くの如きの過失は、救療すべからず。一の法、一時に、功能の差別する理は、成ぜざるが故に。有爲を離れて別に生等ありと許すは、斯の過失なし。體の不同なるが如く、用に別あるが故に。現に內外の諸の羯剌藍、諸の種子等を見るに、餘緣を攝助して、自果を生ずるに於て、勝功能あり。謂はく、羯剌藍等は、識の攝助する所を、勝因性と爲して、頞部曇等を生ず。頞部曇等は、識を待たざるに非ずと雖も、而も識に因りて生ずるに非ず。頞部曇等の此の二の相續は、差別あるが故に。然も此の識は頞部曇等の與めに、勝緣と作らざるに非ず。此れ有るに由りて彼れ有なり、此れ無けれ

【八五】毘瑟奴天。Visnu-deva 自在天のことなり。

【八六】經主云云。俱舍論五・一六右。

ば、彼れ無きが故に。又、此の識は羯剌藍等の與に倶助の緣と爲りて、頞部曇等を生ずるのみに非ず。卽ち此の識をして亦種等の與に倶助の緣と爲りて、芽等を生ぜしむるなり。是くの如く、種等は、地等攝助し勝因の性と爲りて、芽等を生ず。彼の芽等は、地等を待たざるに非ずと雖も、而も地等に因りて、芽等を生ずるに非ず。種等の無間に、芽等を生ずるが故に。然も地等は、彼の芽等の與に、勝緣と作らざるに非ず。芽等の有無は、地等に隨ふが故に。又、地等は種子等の與に倶助の緣と爲りて、芽等を生ずるのみに非ず。卽ち地等をして亦、彼の羯剌藍等の與に倶助の緣と爲ることを得て、頞部曇等を生ずることを得せしむるなり。是くの如く餘法の緣助し、因に於て自果を生ぜしむるを應の如く當に說くべし。

又、自ら稱して釋迦の弟子と爲す。必ず應に亦、倶生因あるを許すべし。契經に、『識と名色と更互に緣と爲りて、住することを得』と言ふに由るが故に。然して羯剌藍と種等は頞部曇と芽等の與に、前生因と爲り、識、及び地等は、倶生緣と爲る。此の倶生緣は、前生因に比して、其の力は增勝なり。彼の羯剌藍等と及び種等との諸の前生因ありと雖も、若し識、地等の倶緣あること無くんば、卽ち頞部曇、芽等の諸果は、必ず生ぜざるを以ての故に。此れに由りて准知す、諸の有爲法は、種々の外助の因緣ありと雖も、而も必ず內に生住異滅ありて近助因と爲り、方に世に行ずることを得。然も有爲法の分位は、同じからず。略して三種あり。謂はく、引果の用の未得、正得、已滅の別の故に。此の諸の有爲に、復た二種あり。謂はく、作用あると、及び、唯、體のみ有るとなり。前は是れ現在、後は是れ去來なり。此の復た一一に各二種あり。謂はく、彼の功能に勝あり、劣あり。謂はく、有爲の法、若し能く因と爲りて、自果を引攝するを名けて作用と爲す。若し能く緣と爲りて、異類を攝取する、是れを功能と謂ふ。是くの如きの二種は、三世を辯ずる中に、當に廣く思擇すべし。應に差別の緣起の正理を以て心中に蘊在し、其の生等の功能差別に於て、當に信

部を生ずべし。謂はく、或は法ありて、未だ引果の用を獲得せざる時に於て、未得、正得、已滅の引果の用に遇ふ時、外緣の攝助に由りて、自事を辯ずることに於て、內緣の攝助の功能を發起す。是れを生相と名く。或は復た、法ありて、正しく引果の用を獲得する時に於て、卽ち彼の時の外緣の攝助に由りて、自事を辯ずることに於て、內緣の攝助の功能を發起す。是の餘の三相は、正生位に於て、生を內緣と爲し、所生の法を起し、已生位に至る。此の所生の法を名けて已起と爲す。正滅位に於て、住を內緣と爲し、所住の法を安んじ、自果を引きて、已滅位に至らしむ。此の所住の法を、自果に於て已に能く引發すと名く。卽ち正滅位の、滅を內緣と爲し、所滅の法を壞して、已滅位に至る。此の所滅の法を名けて已壞と爲す。異相も亦、爾なり。應の如く當に知るべし。

有餘師の說かく。因は、要ず處、世、時、位、伴を待ちて、方に果を與ふるが故に、生と已生の時に、起の用差別す。謂はく、或は因ありて、處を待ちて果を與ふ。雨は要ず雲處を待ちて方に生ず。要ず[八七]贍部洲は、金剛座に處して、方に無上の正等菩提を證するなり。或は復た因あり、世を待ちて果を與ふ。異熟因、順解脫分の如し。要ず過去に在りて、方に能く果を與ふるなり。或は復た因ありて、時を待ちて果を與ふ。輪王の業の如し。要ず劫增の時に、方に能く轉輪王の位を獲得するなり。或は復た因ありて、位を待ちて果を與ふ。諸の種子の、變異の位に至りて、方に能く芽を生ずるが如し。初無漏心、及び光明等は、體先に有りと雖も、而も要ず未來の正生位の中に、能く所作あり。或は復た因あり、伴を待ちて果を與ふ。諸の大種、心心所等の如し。要ず伴と倶にして能く所作あり。斯の差別の緣起の正理に由りて、四相の起用、分位同じからず。謂はく、正生の時、生相、用を起し、已生位に至りて、住、異、滅の三、同じく一時に於て、各別に用を起す。是くの如く四相の用、時、旣に別なり。如何が難じて一の法、一時に應に卽ち生じ、住し、衰異し、壞滅すべしと言はんや。又、正滅の時、此の所相の法は、餘の住相を勝因と爲すに由るが故に、暫

【八七】贍部洲。Jambū-dvīpa とは四洲の一にて須彌山の南方に位するが故に南贍部洲とも云ふ。又閻浮提とも寫す。此の洲は佛に遇ひ法を聞くことに勝緣あり、佛も亦この洲にのみ出世し金剛座に昇りて成佛し給ふなり。

時安住し、能く自果を引く。即ち爾の時に於て、餘、異相を勝因と爲すに由るが故に、其れをして衰異せしむ。即ち爾の時に於て、餘の滅相を勝因と爲すに由るが故に、其れをして壞滅せしむ。故に三の一時は、相違の過なし。

卷の第十四

〔辯差別品第二の六〕

[一]又、彼の經主、此に於て疑を生ず、「爾の時、此の法を、安住と名くと爲んや、衰異と名くと爲んや、壞滅と名くと爲んや」と。[二]今、當に決を爲すべし。已生位の中に住、異、滅の三は、用を起すこと各別なり。所相の法をして、一時の中に於て、所望同じからず、三義を具有せしむ。斯くの如きの通釋は、何の理と相違せん。故に彼の所疑は、未だ理に應ずと爲さず。又、次に[三]前に、「設ひ未來の生に作用ありと許すも、[四]如何が未來を成ぜん。應に未來の相を說くべし。法の現在する時、生用已に謝す。[五]如何が現在を成ぜん。應に現在の相を說くべし」と說けり。此れは違する所なし。現在に非ざれば作用あること無きが故に。「豈、生相は、未來の生の時、能く諸法を生ぜずや。卽ち是の作用を、何が故に乃ち此れは、唯、現在のみと言ふや。」天愛よ。[六]作用は、汝の所知に非ず。此れは、是れ功能にして、作用に關するに非ず。謂はく、有爲の法の若し能く因と爲りて、自果を引攝するを名けて作用と爲し、若し能く緣と爲りて、異類を攝助する、是れを功能と謂ふことは、前に已に辯じたるが如し。一切の現在は、皆な能く因と爲りて、自果を引攝す。諸の現在は、皆な能く緣と爲りて、異類を攝助するに非ず。謂はく、闇中の眼、或は功能の損害せらるゝ者あれば、便ち眼識に於て、緣と爲りて攝助して、起らしむること能はず。然るに其の作用は、闇の損ずる所に非ず。定んで能く因と爲りて、當の眼を引くが故に。斯れに由りて、作用と功能と別あり。然るに同類の相續の果生ずるに於て、定、不定あり。勢力を攝引するを、名けて作用と爲し、亦、功能とも名く。若し異類の相續の果生ずるに於て、但だ能く緣と爲りて攝助して起らしむるは、此れ作用に非ず。但だ是れ功能なり。

【一】經主云云。倶舍論五・一六左。

【二】如上の經主の問に對して、有部これに答ふるものなり。

【三】倶舍論五・一六右に出づ。

【四】如何が未來云云。卽ち設ひ未來の生に作用ありと許しても、作用を起すを既に、現在と名くべきが故に、未來を成ぜずとの意なり。

【五】如何が現在云云。生用の已に謝せるは、應に過去と名くべし。然るを如何にして現在を成ずと言はんやとの意なり。

【六】作用は云云。正理論に於ては、作用と功能とを區別し、現在に取果の用を起すを作用とし、緣となりて他を助くるを功能とし、作用は必ず功能なるも、功能は必ずしも作用あるに非ずとなすなり。

「豈、論じて言はずや。苦法智忍、光明、生相、の是くの如きの三相は、皆な未來に於て、能く作用を起す」と。天愛よ、汝は、今、文に執し義に迷ふ。我が宗は、此の文を釋して言ふ、但だ近緣の功能に約し、作用を假說す。多種の法の生緣の中に於て、生は、是れ近緣なり。理極めて成立す。故に、餘の位の因の作用の名を以て、此の位の中に於て、名想を假立す。是くの如く、住等も應に隨つて當に知るべし。苦忍、光明も亦、此の位に於て、勝功力あり、此の名を假立す。實に唯、引果のみを方に作用と名くるなり。

或は有が難じて言ふ。「正生位に於て、若し生等なければ、如何が此の時、生に作用ありて、住異滅に非ざるや。此の位の中に於て、若し生等あらば、如何が住等、無用にして、唯、生ずるや。」此の難は然らず。且らく正生位の生等は、無に非ず。住等は、爾の時、現在に非ざるが故に、功能は、未だ有らず。設ひ此の位の中、未だ生等あらずとも、汝の因果の理の如く、亦、違ふてと無し。汝が宗中、果の將に生ぜんとする位に、能生の因の性は、或は有、或は無にして、鄰近展轉の因ありと許すに由るが故に。

又、彼の經主は、四相の中に於て、三を許し、異を撥して、是くの如きの說を作す。「又、應に一法の生じ已つて、未だ壞せざるを住と名け、住し已りて壞する時を滅と名くべき理は、且らく然るべし。異は一法に於て、進退推徵するに、理として應に有るべからず。所以は何ぞ。異とは、謂はく、前と後と、性相の轉變するなり。卽ち此の法を此れに異ると言ふべきにあらず。此の故に、頌を說きて言はく、

前に卽すれば、異成ぜず。　前に異れば、一法に非ず。

是の故に、一法に於て、　異を立つること、終に成ぜず。」

且らく已に略して、異の別體あることを成ぜり。刹那相續に、異は並び成ぜず。今、復各應に

【七】經主云云。俱舍論五・十七右。

【八】一法とは、一刹那の法の意なり。

【九】異とは、前後相望してその相狀の變はることなれば、同一法の上にこの異の相を認むべからずとの意なり。

【一〇】如上の經主の說に對して、有部は異の別有なることを說けるものなり。

此の義を思擇すべし。謂はく、法の外に異相の體ありと許す。此れに由りて、所相の一法をして、異にして而も不異ならしむ。此れを我れは應に思ふべし。法の外に異相の體ありと許さず。而も刹那相續に異ありと許す。如何が、外緣に差別なしと雖も、然も異あることを得るや。經主は應に思ふべし。我が思ふべき所は、後の三世の義を思擇する處に於て、當に兼ねて顯了すべし。今は此の中に於て正しく義便に當るが故に略して成立し、用て疑ふ所を遣る。謂はく、本より來、諸法は、唯、自體の安住あるのみにして、差別の用は無なり。前の生の俱生の緣力に遇ふことに由りて、差別の用をして、本無くして起らしむ。即ち此れを名けて、現在の作用と爲す。亦、能く自果を引く功能と名く。此れに依りて、世尊は、是くの如き說を作す『本無にして今有り、有り已りて還つて無し』と。此の用と體と、異と言ふべからず。能く差別の功能を益損すると、能く自體を領受すると異ならざるが如し。又、執する所の如く、後心の中に於て、前心の差別の所引の習氣は、此れを後心に異なりと說くべからず。或は復た、善の有見有對の造色の業性の如きは、色に異ならずと雖も、而も彼の品類の差別の義成ず。故に、此の中に於て、諸の對法者は、法の自體と差別の用の中に於て、異名ありと立つ。唯、自體に非ず。謂はく、有爲の法の、自體の中に於て能く自果を引く作用を、住と名く。即ち此の作用の衰損するを、異と名く。此の住、及び衰は、自ら有る容きこと無し。應に別法ありて、住せしめ、衰へしむべし。此の二の因は、即ち住異の相なり。斯の正理に於て、何んぞ忍びざるや。『我れの此の中に於て、忍ぶること能はざるは、此の差別の用が現在の時に於て、其の自體と異性に非ざるが故なり。此の用、旣に異なり。體も亦、應に然るべし。如何が、乃ち用異にして、體に非ずと言ふや。』若し過去、未來の體、無と執せば、彼の所宗に於て、此の失あるべし。三世、恒に有體と許す者には(この失)非ず。所以は何ぞ。若し作用息めば、唯、現在を捨するのみ。法體猶ほ存す。如何が、乃ち體をして亦、異あらしめんや。故に頌に說いて言はく、

自體に異ありと名くるは、勝用の衰損に由るなり。

如何が、一法に於て、異を立つること、終に成ぜざらん。

正生位に有異の名を立つるに非ず。作用は、爾の時、未だ衰損せざるが故に。卽ち此の理に由りて住異の名を立つ。此れ能く引果の用を衰損するが故に。法の作用の衰損せらるゝ時、方に自果を引くに由る。因の損せらるゝに由りて、後果の生位漸く前因に劣るなり。故に果の漸く劣ることは因に異あるに由る。此の果の刹那、復た倶起の、異相を緣と爲して、衰損せしむるに由るが故に。復た能く後果の漸劣の緣と爲る。是くの如く一切の有爲は相續し、刹那刹那に後々をして異ならしむ。故に前前念と異ある義成ず。此の義旣に成ず。應に此量を爲すべし。謂はく、「最後に差別あるを見るが故に、前の諸の刹那、定んで差別あり。幻惑の譬喩論師の所立の、刹那相續の異の理の如きに非ず。[二] 若し爾らば、相續の漸く增長する時、異相は應に無なるべし。果を見ざるが故に。」[三] 斯の過失なし。住相は爾の時、外緣の助に由りて、勢力增强にして、異を摧伏するが故に。

有餘師の說かく、「諸法の作用は、能く住すること一刹那を過ること有ること無し。是の故に、有爲を說いて有異と名く。自相を捨して、方に異の名を得るに非ず。亦、有爲は、常性の過あるに非ず。此の法性の自體は、恒然にして、非作、非轉、改易すべからざるに由るが故に。火の常に煖を用て自體と爲し、煖を離れては、更らに火の體の得べきこと無し。然も火の作用は、要ず衆緣を籍るが故に、宗として、火を立てゝ無常性と爲す。若し自體異なれば、卽ち別法を成ず。應に無常に非ざるべし。體は無變の故に。謂はく、若し唯、現在世のみ有にして、去來の體は、無なりと執せば、則ち諸行の法の其の性は、應に常なるべし。變異なきが故に、云何が異なきや。謂はく、有と無との性は、各、安立して變異なきが故に、彼れは、唯、現在世の法のみ、刹那性ありと執するが故に、變異すべからず。未來、過去の其の體は、並に無なり。無法は如何が當に變異すと言ふべけ

【二】經部師の難なり。
【三】有部の答なり。

んや。故に諸行無常を說くべからず。無變を有と爲し、有變を無と爲すを、名けて變異と爲すと說いて言ふべからず。有無の二性の體は、相ひ成ぜず。有と無との體は、相違するを以ての故に。亦、果異なれば、因の異なることなきこと非ざるが故に。異因無くして異果あるべきに非ず。果は必ず因に隨ひて、方に異あるが故に。若し有性は、是れ無常と謂はゞ、理も亦、然らず。有性は餘性を成ずべからざるが故に。法有性なれば、未だ嘗つて非有ならず、有と非有と各別立するを以ての故に。此れに由りて諸行の變異は、定んで無なり。是れ則ち有爲は、皆な應に常住なるべし。若し過未も亦、有、亦、無と許せば、未生より生ずべきこと無きを有と爲し、已生より滅すべきこと有るを無と爲す。此の去來の無と現在の有とは、倶に決定に非ず。改易有るべし。去來の有と現在と同じければ、一切時に於て、恒に改易無し。體は有、用は或は有無に於て、有爲の分位に異ありと說くべきに由り、是の故に、唯、三時は有なりと說く宗は、一法の中に於て、異ありと言ふべし。法に異あるが故に、異相、成ずべし。異相、既に成ず。無常の義立つ。唯、現在のみ有と說く宗の相續の刹那の異が皆な有に非ざるが如きに非ず。前に已に說くが如し。故に應に且らく止むべし。

〔三〕若し生は、未來に在りて、所生の法を生ずとせば、未來の一切の法は、何んぞ頓に生ぜざるや。彼の能生の因、各常に合するが故に。此れは先に已に辯じたり。先に何の辯ずる所ぞ。謂はく、或は法ありて、未だ引果の用を獲得せざる時に於て、未得、正得、已滅の引果に用に遇ふ時、外緣の攝助に由りて、自事を辯ずることに於て、內緣の攝助の功能を發起す、是れを生相と名く。卽ち此の義に依りて、是くの如きの言を說く。頌に曰はく、

生の能く所生を生ずるは、　因と緣の合を離るるに非ず。

論じて曰はく、所餘の因緣の和合を離れて、唯、生相の力のみにて、能く所生を生ずるに非ざるが故に、諸の未來は、皆な頓に起るに非ず。生相は、倶起の近因となり、能く所生を生ずと雖も、

【三】此の段は、生等の相と因緣との關係に就いて論じたものにして、と深に關係を姙み來たるものなり。

諸の有爲法は、而も必ず應に前の自類の因、及び餘の外緣の和合攝助を待つべし。種地等の差別の因緣が芽等の生を助けて、芽等を生ぜしむるが如し。

一四 若し爾らば、我等は、唯、因緣に生の功能あるを見る。別に生相なきも因緣の合する有らば、諸法は卽ち生じ、無ければ、卽ち生ぜず。何ぞ生相を勞せん。故に應に、唯、因緣の力あれば、生ずべし。」

一五 此の責は、然らず。唯、衆緣のみ諸法の生と許さば、此の責は同じきが故に。謂はく、若し唯、未來の諸法は、因緣和合して、生ずることを得と許さば、此の責も亦、同じく未來の諸法は因緣別無し。何ぞ頓に生ぜざるや。又、因緣の中、隨つて一種を闕くも、所餘を具するが故に、果も亦、應に生ずべし。且らく、眼根の如く、先業の引く所にして、大種を離ると雖も、而も亦、應に生ずべし。或は應に但だ大種の功力にのみ由り、先業に由らずして、眼根の生ずることを得べし。或は諸の眼根は業の引く所に隨つて、能く大種を生じ、合せざる時無く、一の生の時に於て、餘も亦應に起るべし。或は應に大種は、眼に於て能なかるべし。前眼を離れて、大種獨り生ずるを見ざるが故に。但だ應に前眼に因りて、後眼生ずることを得べし。大種を能生と執するは、應に無用を成ずべし。又、種子の如きは、水土等の緣の一を隨つて闕く時、芽は必ず起らず。故に種等の功力の極成するを知る。眼等の生に於ては、地等の大種の能生の功力は、現見する所に非ず。既に現見せず。大種の功力は應に因と爲りて眼等を生ぜざるべし。

一六 又、汝の執する所は、業の種子ありて相續し轉變すとなす。誰れか障礙を爲して、一切の業果を頓に生ずること能はざるや。若し緣の助に由りて、業種方に能く生ぜば、應に但だ緣のみ能生なるべし。何ぞ業種を勞せんや。衆緣業を助けて果乃ち生ず。衆緣若し無なれば、果生ぜざるを以ての故に。既に緣の助に賴り、而も業種は無に非ず。衆緣を籍ると雖も、寧ぞ生相を撥無せんや。

【一四】 經部師の難なり。卽ち有部の如上の說は、生相も撥無して、唯、因緣の功能のみにて生の問題を解決し得るには非ずやとの說なり。
【一五】 有部の答なり。
【一六】 此の一段は、經部師の立つる業の種子說をとりて、業の種子と衆緣との關係を、生相と衆緣との關係に比し、經部師の說を反駁せるものなり。

又、初念の無漏の生ずる時を見るに、生能く因と爲りて、無漏の得を起す。得の自相の有は、前に已に極成す。應に生を除きて、何の別法有りて、能く此の得の前の倶起因と作ると說くべきか。若し全く無因なれば、得は應に起るべからず。則ち初無漏は、應に成ずと說かざるべし。

生相の生ずる時、亦、別に倶生因ありと爲んや、不や。亦有りと言ふべし。謂はく、生の體を除きて餘の果を一にする法なり。云何が異滅を、生の助因と爲すや。古昔の諸師は、咸な是の釋を作す。果を同一にする法、展轉して因と爲る。諸の大種の、更に相ひ順ずるが如きが故に」と。復た有るが釋して言はく、「諸の有爲法は、一切皆な是れ生等の性の故に、生等の四相の一一の用の時、此れを以て門と爲し、餘は皆な力を助く。斯の義を證するは、謂はく、念住の中、身等を觀じて無常性と爲すが故に」と。

然るに上座は說かく、「諸行は、住すること無し。若し行、住すべきも、極少時を經。何が故に、須臾、日、月、時、年、劫の住を經ざるか。異因なきが故なり。又、阿笈摩も亦、諸行は住すること有ること無しと說くが故に。世尊の言ふが如し。『苾芻よ、諸行は、皆な臨滅の時、旣に住あること無し、亦、滅あること無し』と。」と。且らく彼の所說の、若し行住すべくんば、極少時を經るとは、理應に忍ぶべからず。極少時とは、謂はく、一刹那なり。若し一刹那も亦、住すること有ること無くんば、是れ則ち諸行は、應に畢竟、無なるべし。若し「有爲は、全く住あること無し。體を得る無間に卽ち滅するが故に」と謂はゞ、豈、此の體を得るの時あらずや。「故に卽ち諸行の極少に住する時と名け、此の時ありと雖も、而も住あること無し。」何の位に依りて、此の無住の言を說くや。得體の時と爲んや。得體の後と爲んや。無住位を執するは、唯、應に二時なるべし。若し得體の時亦、住なしとせば、則ち前の所說の過を越ゆること能はず。若し得體の後、方に無住と言はゞ、許す所に非ざるが故に、難を設くること唐捐なり。汝等の言ふ所の得體の時とは、卽ち我れ住と說く

能く果を引くの時なり。我が所宗は、引果の時の後に、諸行の住あるに非ず。何に緣りて、汝等は、我に對つて諸行の住時を遮破するや。汝の行中の有時の有は必ず餘法を待つて生の用方に成ずるが如く、是くの如く亦、應に引果有る者も、必ず餘法を待ちて、方に引の用を成ずべし。此の所待者に立つるに住の名を以てす。是れ則ち我が宗なり。汝の所說の如きは、何等の理教の相違を確陳するや。『豈、經に諸行は住すること無しと言はずや、若し住すること有りと說かば、此の教と相違す。』汝の執に違あり。種々の計度は、實義に非ざるが故に。對法の諸師の說く所理に稱へ、何の違害あらんや。然して契經に『住あること無し』と說くは、常住を遮せんが爲めの故に、此の言を說くなり。次に後に復「亦、滅なきが故に」と言ふ。此の言は、諸行の斷滅を遮遣するなり。若し諸行の斷を遮せんが爲めを離れては、此の無滅の言は、更に何の遣る所ぞ、然るに諸行の滅に、但だ二種あり。一は、生の無間の滅、二は、畢竟斷滅なり。故に常斷の二邊を遮遣せんが爲め、經は、諸行の無住無滅を說く。對法の諸師の所立の、因と爲りて果を引き住せしむることを遮遣せんが爲めに非ず。諸の有智者の諦觀せんことを請ふ。誰の言ふ所、正理の教へに違するかと。諸行、暫住ありと說く者と爲んや、諸行、全く滅なしと說く者と爲んや。我れは本より、諸行は生じ已りて、全く滅すること有ること無しとは言はず。何に緣りて、經に皆な『臨滅の時も亦、滅すること有ること無し』と說くや。滅すること無しと言ふは、是れ無息の義なり。此の無の意の說かく、諸行は、生じ已りて、無間に必ず滅し、暫くも息む時なし。無住の言を說けば、此の義、已に顯はる。復た無滅と言ふは、應に無用を成ずべし。我れ亦、諸行は、生じ已りて畢竟常住とは言はず。若し爾らば、何に緣りて、有爲の法は、生じ已りて住ありと說くや。住ありと言ふは、是れ暫停の義なり。謂はく、正滅の時、諸行は暫住す。已滅、及び正生の時に於て、住の言を說くべきに非ず。作用なきが故に。前に已に說けるが如し。正滅の時に於て、諸行は、方に引果の作用あり。『是の說を作す

と雖も、而も住は、必ず無なり。曾つて契經に、住ありと說くこと無きが故に。曾つて無と遮せるが故に。』何ぞ定んで無と言ふや。又、理に逼らるゝが故に、應に有と信ずべし。設ひ至教に無きも、住は正理に於て、乖違する所なし。言に何の失ありや、然も至教有りて住を有と爲すことを證すること撫掌喩の如し。契經中に言はく、『苾芻、諸行は幻の如し、焰の如し。暫時にして住し、速に還つて謝滅す』と。豈斯れに由りて、已に對法の所說の、諸行の暫住の時あるを證し、此れに由りて亦、毘婆沙の釋を成ぜずや。無住と言ふは、剎那の後に依りて、密意に說けるものにして、全無と謂ふに非ず。然るに彼れの言ふ所は、此れ自意に隨ひて、善逝の經に通ずと、分別し計度するものなり。「經に、曾つて住ありと言はざるが故に」とは、今、謂はく、彼の類は未だ此の經を讀まざるなり。或は己が情を率て、撥して非量と爲し、或は朋黨の執、其の心を濁亂し、數、文を披くと雖も、記了せざるなり。諸の理を求むる者、請ふ、尋思を爲せ。誰れか佛の經に於て、自意に隨つて執するかを。諸行に暫住ありと說く者と爲んや、此の經を撥して、非量と爲す者と爲んや。然も薄伽梵が先に經中に於て『臨滅の時、諸行は住すること無し』と說くは、當來世を慮るなり。譬喩部師は、彼の經文を執して、剎那住を撥す。故に復た此の撫掌喩經を說きて、諸行の中に、暫時の住あるを顯はすなり。[一七]彼れは此の大師の言を忍受せず、復た是の責を作す。「何に緣りて、但だ剎那の後に依りて、密意にして說くと許し、而も衆同分の後に依ると言はざるや。剎那と此れと、何んの差別ありや」と。[一八]此の責は理に非ず。差別あるが故に。剎那の頃の住は、倶起因あり。衆同分の住は、此の因、有に非ず。是の故に、此の責は、正理に應ずるに非ず。[一九]彼れは、復た責めて言ふ。「若し住の力に由りて、能く諸行をして暫時、住せしめば、何ぞ[二〇]此れに由りて、諸の有爲をして、千[二一]倶胝を經せしめず、剎那量に住するか。何に緣りて、諸行の一念の住因にして、卽ち千倶胝の念を住せしむるに非ざるか」と。[二二]此れも亦、理に非ず。能生の因を離れて、彼れも亦、諸行の生を

[一七] 彼は云云。經部師の反難なり。
[一八] 此の責云云。有部の答なり。
[一九] 彼は云云。經部師、更に難言するなり。
[二〇] 此れとは、住力なり。
[二一] 倶胝。Koṭi とは、數の名にして、千萬、又は百億を言ふ。
[二二] 有部の答なり。

許さゞるが故に。何に縁りて、諸行の一念の生因は、即ち千倶胝の念を生ぜしむるに非ざるか。是くの如きの道理と、進退は應に同じかるべし。又、契經に言はく、『應に知るべし、樂受の生も、住も皆な樂なり』と。復た有る經に言はく、『應に知るべし、色等は生あり、住あり』と。若し「此の經は、相續に依りて說く」と謂はゞ、正理に應ぜず。義成ぜざるが故に。若し「刹那に住ありと許さず」と謂はゞ、如何が相續の住の義、成ずるを得ん。相續は、必ず刹那に依りて成ずるが故に。是くの如く、住相は、理、敎、極成す。然るに譬喩師は、固く非有と言ふ。知らず、住に於て、曾て何の寃を結ぶや。其の理、顯然なるも、而も忍受せず。

有餘は難じて言はく、「若し無常の相の、無常性を離れて、別に體あらば、何ぞ苦を離れて、別に苦相の有らざるや」と。〔三〕斯くの如き例難は、其の理成ぜず。若し無常性は、無常相に由りて有りと說かば、此の說に依りて、難言を設くべし。「苦性も亦、應に苦相に由りて有るべし」と。然るに有爲法の性は、是れ無常なり。但滅相を緣と爲すに由るが故に滅す。有爲法の性は無常にして、要ず生緣を待ちて緣と爲すが故に起るが如し。是くの如く苦性は、設ひ復、更に苦相を緣と爲すこと有るも、此れ復何の用ぞ。故に例の難とする所は、其の理、成ぜず。此れに由りて、已に空、無我の難を遮せり。又、即ち無常相も亦、是れ苦相なり。體は無常なるが故に。苦經に說く所なるが故に。又、彼れも亦、應に是くの如きの難に遭ふべし。若し所生の法が別に、生緣ありて、方に生ずることを得ば、應に苦法も別に、苦の緣を待ちて、方に苦を成ずることを得と許すべし。或は、所生の法は、應に生緣を離れて、自然にして生ずべし。猶し苦等の如し。又、前に已に說けり。前に說けりとは、何ぞ。汝の行中、有時に有るが如くんば、必ず餘法を待ちて、生用方に成ず。是くの如く、我が宗は、一切時、有なるが故に、法の有性は、因緣を待たず、苦、無我等は、應に有性の如くなるべし。滅は應に生の如く、要ず餘法を待つべし。故に知んぬ、別に能滅の內因有りて、所滅の法

〔三〕斯くの如き云云。有部の如上の有餘師の所說に對する答なり。

して有るべし。此の二と體と、倶に異法なるが故に。或は應に二の差別の所因を說くべし。若し、此の二も亦、差別あり。謂はく、諸行の生は、必ず因を待つが故に、生特に遲速の差別を現見す。若し諸行の滅も亦、因を待たば、亦、應に滅の時の遲速に異あるべし。滅、若し生の如く、時に遲速あれば、便ち諸行の刹那に滅する宗に違す。故に知んぬ、因なくして自然に滅するは、斯の過失なしと言はゞ、滅の因と行とは、必ず倶に有るが故に、時に差別なし。生の因と行とは、或は倶不倶なり。時は隔起すと雖も、亦、因と爲るが故に、諸行の生ずる時、遲速あるべし。若し諸行の滅、因に由らざれば、正生の時に於て、應に卽ち滅壞すべし。或は後位の滅壞も亦、無かるべし。汝は、前後同じく無因と許すが故に。若し「此の位の諸行未だ生ぜず、何ぞ卽ち滅あらしむることを難ずるを得ん」と謂はゞ、是れ則ち應に生を滅の因と爲すと許すべし。要ず生ありて方に滅あるを見るが故に。既に諸行の滅は、必ず生を待つと許す。如何が無因にして滅すと言ふべけんや。又、至教に由りて、滅に因あるを證す。契經に言ふが如し『此の法、滅するが故に、彼の法も亦、滅す』と。又、是くの如く一切は、因ありと說く。故に知んぬ、諸行は、因に由るが故に滅す。又、諸の有爲相は、皆な展轉して因と爲り、必ず生あるに由りて、方に滅すべきが故に、必ず滅法ありて、方に生ずべきが故に、必ず住あるに由りて、方に異あるが故に、必ず異あるに由りて、住は遷るべきが故に。

復、有るが責めて言はく、「住の因無きが故に、法は、自然に滅す。何ぞ滅の因を用ひん」と。此の責は理に非ず。唯、前生を因と爲すと說く論者は、因の正しく有る時、未だ所起あらず。彼れは未來の體は、是れ無と執するが故に。後の果の生する位には、前因は已に無なり。住因なしと雖も、何んぞ住あるを妨げん。故に彼の所說は、滅の因を無みするに非ず。

又、先に已に辯じたり。住相を因と爲して、諸行生じ已りて、刹那の頃、住すと。如何が復、住に因あること無しと說くや。若し「諸行は、一刹那の後には、必ず有ること無きが故に、自然に滅す」と謂はゞ、若し滅相なくして、誰れか其を無に遣らん。生じ已つて滅せしむるは、都て滅相に由る。故に有爲を離れて、滅相の體あり。又、應に滅相の體は、無と執すべからず。前の所引の契經の中に說くが如し『有爲の起も亦、了知すべし。盡、及び住異も亦、知るべきが故に』と。無法に於て、應に了知を勸むべきに非ず。諸の了知すべき者は、是れ異名あるが故に。又、必ず能生の差別ありて、所生の法をして、已生位に至らしむるが如く、是くの如く、必ず能滅の差別ありて、所滅の法をして、已滅位に至らしむるが故に滅は生の如く、別有の義立つ。

又、彼の上座は、是くの如きの言を作す「別に有性、一性、長性、短性、合離性等の、其の所待と爲ること無しと雖も、而も有、一、長、短、合離等の法を成じ得るが如く、住等も亦、然なり。別に所待なし」と。此の說は、便ち自宗に違するの過を成ず。彼の宗は、自ら有、一、長、短、合離等の法は、餘を待ちて成ずと許すが故に。彼れは、諸法を因緣あることに託して、本なくして今ありと執するが故に。諸法は、待あり。餘の有性は、所待なきに非ず。汝が宗は、諸行は本なくして今有り。有性は生の如く、有を待ちて方に立つ。對法者は說かく、諸法の有性なるは、一切時有なり。因緣を待たず、故に彼れの言ふ所は自ら宗義に違す。餘の同類を遮して此の一方に成ず。故に亦餘を待つて一の義成立す。長短は、展轉し相ひ待ちて成ず。或は極微の安布を待ちて立つ。故に自ら有るに非ず。必ず他を待ちて成ず。合と離と亦、別物を待つ。是の故に、一切は皆な所待あり。所待なければ、名言を立つべきに非ず。又、法の生因も亦、應に此の例に由りて遮遣せらるべし。有等の性の如きは、所待なくして成ず。生も亦、應に爾るべし。然るに是の事なきが故に、諸の有爲の分位の差別は、一切皆な異の因緣を待つて成ず。自然に有るに非ざるが故に。有爲相は

一一の刹那に、皆、別に實有の義、極成立す。譬喩部師の所立の、假有の相續の生等の諸の有爲相は、正理に合せず、契經に違背す。唯、我が所宗は、經に符し、理に順ず。故に有智者は、應に勤めて修學すべし。

第十三節　名　句　文

[二四]已に廣く諸の有爲相を分別せり。名身等の類は、其の義、云何ぞ。頌に曰はく、

名身等は、所謂、　想と章と字との總說なり。

論じて曰はく、等とは、句身、文身を等取す。名句文の身は、本論に說くが故に、諸想の[二五]總說は、即ち是れ名身なり。諸章の總說は、即ち句身なり。諸字の總說は、即ち是れ文身なり。總說と言ふは、是れ合集の義なり。合集の義の中に於て、[二六]嗢遮の界を說くが故に。想とは、謂はく、法に於て分別し取著して、共に安立する所の、字所發の想なり。即ち是れ眼、耳、瓶、衣、車等なり。是くの如きの想身は、即ち是れ名身にして、眼耳等を謂ふなり。章とは、謂はく、章辯なり。世論者は辯す。此の辯は、無盡にして、差別の章を帶し、能く究竟して說かんと欲する所の義を辯ずるなり。即ち「是の福は、樂の異熟を招く」等なり。是くの如きの章身は、即ち是れ句身なり。謂はく、有るが說くが如し。

福は、樂の異熟を招き、　欲する所、皆な意の如し。
幷に速かに第一の、　永き寂靜涅槃を證す。

是くの如きは、句等たり。字とは、謂はく、[二七]褭、阿、壹、伊等の字なり。是くの如きは字身なり。即ち是の文身は、謂はく、[二八]迦佉伽等なり。

有餘師の說かく。[二九]「本論の中に言はく。云何が多名身なる。謂はく、名、名事等なりと。彼の論師

【二四】此の段は、不相應行を明せる中の第七段として、名句文を釋す。名（Nāma）とは諸想と言はれ、一般に句文の内容を意味するものにして、諸法の義理を表明するものなり。句（Pada）は斯の義理を筆舌にあらはしたる句、即ち章を言ひ、文（Vyañjana）は、如上の句を構成する a, ā 等の單音を言ふものなり。有部に於ては、斯くの如きの三法も亦、別有の實在なりと言ひ、經部師はこれを假法となすものなり。

【二五】總說。Samukti とは、名身・句身等の身（Kāya）の說明にして、名を聚合したる全體・句・文を聚合したる全體と言ふことを表はしたるものなり。

【二六】嗢遮の界。嗢遮（Uca）とは、總說（Samukti）の語根が uc 即ち集合すの意味なることを云ふ。

【二七】褭云云。褭は a、阿 ā、壹 i、伊 ī 等にして、梵字の母音を音譯したるものなり。

【二八】迦云云。迦 ka、佉 kha、伽 ga は梵字の子音にして、これも前出の母音と共に文身の中に入るべきものなりとの意なり。

【二九】本論云云。發智論第一（大正藏二六・九二〇中）には、

は、名等は是れ實有の相なりと辯ぜんと欲するに非ず。而して假の合に依りて以て問端を發す。是の故に、彼れの多名身等を問ふは、決定して應に名等の體の實相を問ふべし。名等の體の實相を思擇する中、何ぞ名等の假合を推徴するを用ひんや。又、名等の三相の差別とは、謂はく、聲の所顯にして、能く義を顯はす。已に共に立てゝ能詮の定量と爲し、解する所の意樂の所生を顯示し、能く所知の境界の自體を表すること、猶し響像の如し。此の相は、是れ名なり。若し能く所知の境を辯析する中、廣略の義門の此の相は、是れ句なり。能說者の、聲の已滅の位に於て、猶ほ念を繫けしめ持ちて、惑はざらしめ、傳へて餘に寄する者、此の相は、是れ文なり」と。此の中、名とは、謂はく、歸赴に隨ふなり。如々の語聲の歸赴する所、如是、如是にして、自性の中に於て、名皆な隨逐し、彼を呼召す。句は、卽ち能く說く所の義を辯ずるなり。謂はく、能く差別の義門を辯析す。文は、謂はく、能く彰顯する所あり。此れに依り、此れに由りて、彼れ彰顯するが故に。此れは、卽ち是れ字にして、謂はく、繫念して忘失あることなからしむるなり。或は復た、此れに由れて、之れが任持せられ、疑惑なからしむ。或は能く彼を持ち轉じて餘に寄す。故に、有るが說いて言はく、「靜慮者の方便の境相と、靜慮中の覺了する所の境と、而も梯隥を爲すが如く、文の名、句、及び義に於けるも亦、爾なり」と。

有餘師の說かく、「衰、壹等の字は、能く名句を彰すが故に、說いて文と爲す。卽ち此の諸の字は、或は別に、或は總に、能く自性を詮すが故に、說いて名と爲す。卽ち此の和合、能く究竟して差別の義門を辯ずるを、說いて名けて句と爲す。是くの如く三種は體、應に一を成ずべく、又、應に實に非ざるべきが故に、依るべからず」と。

復た有餘師は、一處に三相を顯はす。謂はく、「說いて言ふが如し。『欲よ、我れ汝の本を知る』と。此の中の諸の字の各を、說いて文と爲す。欲は此れ名なり。總說を句と爲す。是れが卽ち名句文身

云何多名身。答謂名名號、異語增語、想等想假施設、是謂多名身。

を總說するなり」と。此れも亦、前の所說の過を免がれず。是の故に、最初の所說の名等の三相を善と爲す。研尋すべきが故に。豈、經の中に、受、想、行、識の四無色蘊を總說して、名と爲さずや。本論にも亦、「法處の所攝の身業、語業は、是れ色の所收なり。其の餘の法處は、皆な名の所攝なり。」と言ふ。

此の中、何が故に名は、但だ心不相應行蘊を以て性と爲すと說くや。契經、本論は、皆な一切法門を總攝せんが爲めに、略して二種と爲す。色を體と爲すは、總說して色と爲し、自餘の色に非ざるを、總說して名と爲す。非色の聚の中に名を攝するが故に。總に別に從つて目くるが故に說いて名と爲す。今、此の中の名は、唯、能く所詮の義を顯はすに約して說くなり。是の故に、但だ心不相應行蘊を以て、性と爲す。義は可說と爲んや、不可說とせんや。實の如くんば、應に義不可說と言ふべし、若し爾らば何が故ぞ、象等の言に因りて、[三〇]象等の義を解するは、顚倒の解に非ざるや。又、應に經の『吾れ當に汝が爲めに、法要を異說すべし』に違すべし。義有り、文有り、斯の過失なし。假の安立なるが故に。謂はく、劫初の人は、種々の義に於て、共に種々の差別の想名を立つ。此れに由りて、相ひ傳へて、諸の名想に於て、解に顚倒なし。

又、有るが說くが如し。『語は能く名を發し、名は能く義を顯はす』と。然るに契經に、『文義巧妙』と言ふ。曾つて義有り文有りと說くこと有ること無し。設ひ斯くの如しと許すも亦、失あること無し。世尊の所說は、文義を具するが故に。謂はく、世尊の敎は、能く正しく無量の義門を顯了す。文詞圓滿にして缺漏する所なきが故に、是の說を作す。

又、三世の諸法の各に、三世の名あり。謂はく、過去法は、過去の諸佛は、過去の名を以て、曾つて已に顯示し、未來の諸佛は未來の名を以て、當に顯示すべし。現在の諸佛は現在の名を以て、今、正しく顯示す。未來現在、應の如く當に知るべし。

【三〇】本文爲に作るも他本に依り、象と爲す。

又、諸法の中、名無き者無し。若し有れば、應に「非所知」の過を成ずべし。故に、薄伽梵は、是くの如きの言を說く。

名に能く一切を映ず。　名に過ぐる者有ることなし。
是の故に名の一法、　皆隨つて自在に行す。

有餘師の說かく、「義少く、名多し。一義の中に於て、多名あるが故なり」と。有餘の復た說かく、「名少く、義多し。名は、唯、[三一]一界の少分の所攝なるも、義は、則ち具に十八界を收むるが故に」と。復た有るが說かく、「互に少多あり。謂はく、界の攝に約せば、義多く、名少なり。若し敎に依立せば、義少なく、名多なり。謂はく、佛、世尊は、一一の法に於て、義に隨つて無邊の名を施設するが故に。貪を愛と名け、火と名け、蛇と名け、蔓と名け、渇と名け、網と名け、毒と名け、泉と名け、河と名け、修と名け、廣と名け、針縷等と名くるが如く、是くの如きの一切なり。

此の中、[三二]經主は、是くの如きの言を作す。「豈に此の三は、語を性と爲すが故に、聲を用つて、體と爲して、色の自性に攝するにあらずや。如何ぞ、乃ち說きて、心不相應行とは爲すや」と。

此の責は、理に非ず。所以は何ぞ。敎、及び理に由りて、別有を知るが故に。敎とは、謂はく、經に、『語力、文力』と言ふ。若し文卽ち語ならば、別說して何をか爲さん。又『應に正法の文句を持すべし』と說く。又、『義に依りて、文に依らざれ』と言ふ。又、說『伽他の因は謂く、闡陀文字なり。』と說く。闡陀とは、謂はく、頌を造る分量にして語を體と爲すものなり。又、契經に『法を知り、義を知る』と言ふ。法とは、謂はく、名等なり。義とは、謂はく、所詮なり。又、契經に、『文義巧妙なり』と言ふ。又、『應に善說の文句を以て、正法を讀誦すべし』と言ふ。惡說の文句をもつて、正法を讀誦するは、義卽ち解し難し。又、如來は、『希有の名句文身を獲得す』と說く。又、『彼々の文句を勝解すること、甚だ希有と爲す』と說く。此れ等の敎に由りて別に諸義を能詮する名句文身有

【三一】一界の少分とは、法界の中の一部に名を含めるを以てかく言ふなり。

【三二】經主云云。倶舍論五・十九左。此の難の意は、名句文の體は、發音に存するが故に、聲を性とする色法にあらずや、然るに何が故にこれを非心非物の不相應行となすやといふ意なり。

りて、猶し語聲の如く、實にして、假に非ざることを證知す。

理とは、謂はく現見するに、有る時は、聲を得て、而も字を得ず。有る時は、字を得るも、而も聲を得ず。故に知んぬ、體別なり。有る時、聲を得るも、字を得ずとは、謂はく、聲を聞くと雖も、義を了せざるなり。有人、他語を粗聞いて、復、審問するを現見す。汝、何の言ふ所ぞと。此れは語の聲を聞きて、義を了せざる者なり。都て未だ所發の文に達せざるに由るが故なり。如何ぞ、乃ち文は、聲に異ならずと執せんや。有る時は、字を得るも、聲を得ずとは、謂はく、聲を聞かずして、而も義を得るなり。有人、他語を聞かずして、脣等の動くを覩て、其の所說を知るを現見す。此れ聲を聞かずして、義を了するを得る者なり。都て已に所發の文に達するに由るが故なり。斯の理證に由りて、文は、必ず聲と異なり。又、世間を見るに、聲を隱して、呪を誦するが故に、呪字は、呪聲に異なるを知る。又、世間を見るに、二の論者あり。言音相ひ似て一は負け、一は勝つ。此れ勝負の因、必ず聲に異にして有り。又、[三三]法と詞との二無礙解の境界別なるが故に、字は聲を離るゝを知る。是の故に聲は、但だ言音にして、相に差別なし。其の中の屈曲は、必ず[三四]迦遮吒多波等に依る。要ず語聲に由りて、諸字を發起す。諸字の前後和合して名を生ず。此の名の既に生じたるは、卽ち能く義を顯はす。此れに由りて展轉して是の言を作す。語は能く名を發し、名は能く義を顯はすが故に、名と聲の異なること、其の理極成す。應に知るべし、此の中、聲は是れ能說、文は是れ所說、義は倶に二に非ずと。是くの如きは、則ち亂なき建立と爲す。

此の中、[三五]經主は、又、是の言を作さく、「但だ音聲を、皆な稱して、語と爲すには非ず。要ず此れに由るが故に、義を了知すべき、是くの如きの音聲を、方に語と稱するが故に。謂はく、[三六]能說者の、諸義の中に於て、已に共に立てゝ能詮の定量と爲せるものなり。若し此の句の義、名に由りて能く顯はれ、但だ音聲に由りて、顯はす用已に辨ずとせば、何ぞ、實名ありと横計するを須ゐんや」と。

【三三】法と詞云云。これは四無礙解の中の二無礙解にして、如來の四種の解智中の二なり。法無礙解とは、一切の法の名字に通達することであり、詞無礙解とは一切の言語に通達することなり。これによつて名字は言語を離れて別に實在の法なることを知り得ると言ふなり。

【三四】迦遮吒多波。ka, ca, ṭa, ta, pa にて、いづれも字音の諸行の頭字を出せり。

【三五】經主云云。倶舍論五・十九左、これは經部の說を經主擧ぐるなり。

【三六】能說者とは、劫初の諸の賢聖なり。卽ち此の意は、名句文の三は、別有の實在にあらずして、劫初の賢聖が相談し契約して成立したるものなりとするものなり。

[37]何等の名を、能詮の定量と爲すや。豈、義に於て、共に想名を立てずや。此れを卽ち說いて、能詮の定量と爲す。謂はく、能說者は、諸義の中に於て、先に共に是くの如き諸字を安立し、定んで能く展轉して、是くの如きの義を詮はす。共に是くの如きの字を安立するが故に、是の如きの字に因りて、是くの如きの名を發す。此の名は、卽ち是れ能詮の定量なり。諸の能說者は、將に語を發する時、要ず先に思惟す。是くの如きは、定量なり。此れに由りて、自語し、或は他語する時、所顯の義に於て、皆な能く解了するが故に、唯、聲のみ、卽ち能顯の義に非ず。要ず語は字を發し、字は復た名を發す。名は乃ち能く、說かんと欲する所の義を詮はすなり。語の字を發し、字の復た名を發すが如く、是くの如く、應に句を發するの道理を思ふべし。

此の中、[38]經主は、復た是の言を作さく、「又、未だ[39]此の名は、如何にして、語に由りて發るかを了せず。語に由りて顯はると爲んか、語に由りて生ずると爲んか。若し語に由りて生ずとせば、語は、聲の性なるが故に、聲は應に一切は、皆な能く名を生ずべし。若し名を生ずる聲は、差別ありと謂はゞ、此れは義を顯はすに足る。何ぞ別の名を待んや。若し語に由りて顯はるとせば、語は、聲の性なるが故に、聲は、應に一切、皆な能く名を顯はすべし。若し名を顯はす聲は、差別ありと謂はゞ、此れは、義を顯はすに足る。何ぞ別の名を待んや」と。聲を能詮と執すれば、斯の難も亦、等し。謂はく、若し聲の體は、卽ち能く義を顯せば、應に一切の聲は、能顯に非ざること無かるべし。若し能顯の聲は、差別ありと謂はゞ、是くの如きの差別は、應に卽ち是れ名なるべきが故に、推徵する所、未だ過難と爲さず。然るに能說者は、樂ふ所の名を以て、先に蘊んで心にありて、方に復、思度す、我れは、當に是くの如き、是くの如きの言を發起して、他の爲めに、是くの如き、是くの如きの義を宣說すべしと。此れに由りて、後の時、思に隨ひて語を發し、語に因りて字を發し、字は、復た名を發す。名は、方に義を顯はす。是くの如き展轉の理門に依りて、語は名を發し、

【三七】何等の名を云云。如上の經部說に對する有部の自說を述せるものなり。

【三八】經主云云。倶舍論五・二〇右。

【三九】此の名とは、有部の言ふ不相應法としての名を言ふなり。

名は能く義を顯はすと説くに由りに、斯くの如きの安立は、其の理、必然なり。若し名を以て先に心の內に蘊まざれば、設ひ語をして發せしむるも、定んで表詮するところなく、亦、他をして義に於て解を生ぜしめざらん。

又、[四〇]經主の言はく、「或は、唯、應に執すべし。別に文の體あり、卽ち此れを總集して、名等の身と爲す。更らに[四一]餘ありと執せんは、便ち無用と爲す」と。[四二]此れも亦、理に非ず。諸文の俱時に轉ずること有ること無きが故に。斯れに由りて、總集の理は、成ぜざるが故に。一一の文中、皆な義を顯はさゞるには非ざるが故に。或は、樹等の大造の合成の如き、斯れこ緣りて、別に影を生ぜざるに非ず。影は假に由りて發るも、而も體は、假に非ず。是くの如きの諸文も亦、應に總集して別に名、句を生ずべし。而して彼の名句は假に由りて發ると雖も、而も體は假に非ず。此れを善説と爲す。理、極成ずるが故に。

[四三]「若し爾らば、則ち應に一切の假法は、皆な安立して實有の性と爲すべし」、是くの如きの過なし。所以は何ぞ。[四四]一字の中に於ても亦、名あるが故に。假有の法は、一一の實の成を攬すこと無きが故に。假と名義と相似せず、既に一字に於ても亦、名あることを得、寧ぞ此の名の字を離れて、而も有ることを知らんや。是くの如き一字は、義なき字の如く所詮あること無し。此れを緣と爲すことに依りて、別に名有りて起り、方に能く義を表す。然も極めて相ひ近く、別相は知り難し。壁上の光の二色の辯じ難きが如し。

若し卽ち聲は、能く義を顯はし、別に名等なしと許さば、斯れ何の失あるや。法相に違害す。豈に失に非ずや。音聲有りて唯、意のみ能く得ること無し。字等は爾らざるが故に、體は同じからず。然も音聲は共に契約を立つるに由りて發し、作意有りて聽くと雖も、但だ聲のみを了し、義に於ては了せず、彼れ後に此れに因りて還つて了知することを得ること有り。前に聲を了し、義に於て了

【四〇】經主云云。俱舍論五・二一右。
【四一】餘あり云云。餘とは名、句のことなり。卽ち名・句等の文は假りに實有と許しても、名・句の體は斷じて有と許しがたしとするものなり。
【四二】如上の說に對する有部の反難なり。
【四三】經部師の難なり。
【四四】如上の難に對する有部の答。

せず、後に、唯、此れに因りて便ち能く義を了するには非ず。故に知んぬ、聲を離れて、別に名等あり。前の意の未だ得ざるは、所詮を了せず。後、意の得る時、方に能く義を了するなり。若し「爾らず。後、意の還つて聲の差別を得るに因りて、能く義を了するが故に。此の聲の差別は、聲に異なるに非ず」と謂はゞ、此れも亦、然らず。能詮の契約は、即ち聲の差別なること、理成ぜざるが故に。若し共に立つる所の能詮の契約は、即ち聲の差別ならば、應に色の差別の如く、契を共に立つるに非ざるも亦、了知すべし。青と黄との二色の差別は、要ず共に契を立てて、然る後に了知するに非ず。二色の中、先に共に差別の契約を立てずと雖も、而も彼の青黄の差別の相は、色に異なるに非ざるが故に。眼識得已りて、意識は、即ち能く分別に隨ひて、此れと彼れとの差別を知るなり。又、理として應に契約の上に於て、復た契約を作るべからず。故に能詮の契約と言ふべからず。聲に異ならずと雖も、先に共に契約を立てざれば、復た聲を得と雖も、而も更に餘の契約を立つるを待つが故に、未だ了別すること能はず。此れは餘の聲に望んで差別の相あり。又、若し立つる所の契、即ち聲の差別ならば、有義の聲、及び無義の聲に於ける所有の差別は、先に未だ共に差別の契を立てずと雖も、應に亦、了知すべし。謂はく、一聲に於て此の差別あり、餘の聲の上に於て、此の差別なし。先に未だ共に差別の契を立てざれば、二聲を得る時、義を了せずと雖も、然も應に彼の二色の差別の如く、即ち能く有契約の聲、無契約の聲の差別の相を了達すべし。故に、別に名句文身ありて、聲に緣りて生じ、能く義を顯了するを知る。

然るに彼の上座は、此に於て、復た言はく、「意業を先となし、所生の聲の位に、諸字を安布し、差別を決定し、以て名等を成ず。此れは聲を離れて、別に自性あること、理として得べからず」と。

四五 是くの如きも亦、應に前の理教に由りて、彼の上座の言ありて實なきを顯はすべし。但、彼の虛構の言詞に由りて能く、即ち聲は、是れ名等の體と立つるのみに非ず。若し彼の虛構の言詞に由りて

【四五】如上の上座說に反し、有部は、聲を名の體とはせざることを表示せるものなり。

能く、即ち聲は、是れ名等と立てなば、亦、應に能く一切の極成せる別有の體を立てゝ、法は別體なしと爲すべし。謂はく、即ち濕性の積集し凝結するを、名けて堅性と爲す。即ち彼の堅性の離散し、消融するを、名けて濕性と爲す。即ち堅濕性の、冷と乖離するを、名けて煖性と爲す。即ち上の三性の、輕く轉ずる時に於て、名けて動性と爲す。眼識の所識の色界は、即ち是れ香處の所攝なり、即ち諸の大種の能く所緣あるを、心心所と名く。是くの如く、一切は、皆な應に成ずることを得べし。又、現に搖(ゆら)ぐ香觸等の相に因りても亦、能く義を了するが故に、應に名句文身は、即ち聲を體と爲すと立つべからず。是の故に、我が所說に於て、聲を離れて名等の三あることは、能く義理を顯はす。

若し能く實の如くんば、少分も我が收採すべきに非ざることを顯はす。但彼れの構ふる所の虛言に由つて、能く實義を傾くるのみに非ず。又彼れは世尊の言の如く、尋伺に因て說語を言ひ、尋伺に因らずして說語を言ふに非ざれば、聲に由つて聲を發するが故に、名等の三は別有の體なしと說くと雖も、此れも亦失なし。施等の如きが故に。謂く經に言ふが如し。『施を捨して樂を受く』と。此れも亦應に然るべし。語の因を語と名く。又觸等の因を亦名けて觸等と爲すが如きなり。

又彼れは「世共に名句文身は是れ心不相應行にして、我れ當に彼れに於て語言を發すべしと知るに非ず。既に共に知らず、語は何に憑つて發するや」と說くと雖も、此れも亦理に非ず。世間には分別の功力なしと雖も、而も能く緣するが故に、世間に說くが如し。「草を被(かうむ)りて燒かれ、泥の爲に爛さる」と。彼れは達せずと雖も、而も是れ能く緣ず。此れも亦應に爾るべし。又眼を以て光明を現見して而も我れ今見て色を了せずと言ひ、兩手相擊ち、聲の因を作して、而も聲を作すと言ひ、擊を作すと言はざるが如し。又無智者は但是の言を作す。棄捨の欲に因つて便穢を棄捨すと。然も實義は棄捨の欲に因つて、便穢の路を生ずるなり。能く風心を發し、心復風を發し、風方に棄捨す。

是くの如く、名等の覺を了すること無くして、能く義を覺了するに非ず、但、名等の覺の相微細なるに由るが故に知ること能はざるなり。不定の心は此れは是れ聲の覺、此れは名等の覺、此れは是れ義の覺を分別すること能はずと雖も、而も實に無きに非ず。故に諸法の差別相を審諦に觀察するに於て世間の麁心の起す所の言說は未だ證と爲すに足らず。且つ諸の世間は、自らの覺慧の所行の境界に於ても亦、知ること能はず。故に、佛世尊は、如實に、諸有の執我等の隨觀見は一切、唯、五取蘊に於て起ることを開演せり。是くの如く世間は、麁淺の事に於ても、若し說くことを聞かざれば、尙未だ了すること能はず。況んや、深細の心不相應行蘊の所攝の名句文身に於ては、開示に因らずして、能く解了せんや。故に彼の所言は定んで非理と爲す。[四六]又、經主の說かく、「諸の刹那の聲は、聚集すべからず。亦、一法の分分に漸生すること無し。如何が名の生ずることは、語に由りて發すべけんや」と。又、自ら釋して言はく、「云何ぞ過去の諸の[四七]表の刹那を待ちて、最後の表の刹那に能く無表を生ずるや」と。[四八]復た自ら難言して言はく、「若し爾らば、最後の位の聲、乃し名を生ぜば、但だ最後の聲を聞きて能く義を了すべし。若し是の執を作して語は能く文を生じ、文は復名を生じ、名は方に義を顯はすといはゞ、此の中の過難は、應に前に同じく說くべし。諸念の文は、集むべからざるを以ての故に。語は名を顯はすといふ過も、應に例して生の如くなるべし。又、文は語に由りて、若しは顯はれ、若しくは生ずと言ふも、語の名に於けるに准ずるに、皆な理に應ぜず」と。

[四九]此の難は、自ら稟くる所の宗に違害す。彼れは、說かく、「去來は、皆な自體なし」と。聲の前後念は、頓に生ずべからず。如何ぞ、文を成じ、名を成じ、句を成ぜん。若し前々の念、轉々として相ひ資け、最後の刹那に、文名句を成ぜば、但だ最後のみを聞いて、應に義を了することを成ずべし。又、相資くるなし。去來なきが故に。既に恒に一念なり。如何ぞ、相ひ資けん。既に相資くる

【四六】又經主云云。倶舍論五・二〇右。この文は有部の名は實なることを云ふ論を破するものにて、月の名はツとキに分れ、ツと發聲するときはキは未來、キを發生する時はツは過去に落謝し一處になることなく、又月の名が實ならば分々に切れるものである筈なし。故に語が名を生ずる筈なしとなり。

【四七】表とは、表色のことにして、この段は如上の經部說に對して世親の有部の立場に立ちて答を出したるものなり。即ち聲が集まりて名を生ずるも、何等失なし。何故なれば受戒時の表業は一刹那に非ずして多刹那に亙り、その多刹那の表業がありて最後の無表色を生ずるが故に、積集の義可能なり。かくの如く、聲と名との場合も爾るべしとなり。

【四八】此の段よりは、世親の更に本來の經部の立場に立ちて有部の說を難じたるものなり。

【四九】以上の經主の種々の自問自答の全說に對して、以下有部の所說を述せるものなり。

なし、前後相似て、後も初念の如く、應に詮すこと能はざるべし。後を聞くこと初の如し。應に義を了せざるべし。故に彼の所執の前後相資けて、聲の卽ち能詮なること、理成立せず。我が宗は、三世、皆な有りて無きに非ざるが故に、後は前を待ちて、能く名等を生ず。最後念に名等、方に生ずと雖も、而も但、彼れを聞いて義を了すること能はずば、具に聞かざるに由る。先に共に名等の契約を立てゝ、能く聲を發するが如きが故に。然るに、一聲を聞いても亦、了すること有るは、串習に由るが故なり。此れに依りて餘を比す、故に經主の言は、彼れを破して、此れに非ず。

五〇 毗婆沙に說かく、「名、句、文の三、各、三種あり。名の三種とは、謂はく、名と名身と多名身となり。句文も亦、爾なり」と。名に多位あり。謂はく、一字生、或は二字生、或は多字生なり。一字生とは、一字を說く時、但だ名あるべし。二字を說く時、卽ち名身と謂ふ。或は是の說を作す。「三字を說く時、卽ち多名身と謂ふ」と。或は是の說を作す。「四字を說く時、方に多名身と謂ふ」と。二字生とは、二字を說く時、但だ名あるべし。四字を說く時、卽ち名身と謂ふ。或は是の說を作す。「六時を說く時、卽ち多名身と謂ふ」と。或は是の說を作す。「八時を說く時、方に多名身と謂ふ」と。多字生の中の三字生とは、三字を說く時、但だ名あるべし。六字を說く時、卽ち名身と謂ふ。或は是の說を作す。「九字を說く時、卽ち多名身と謂ふ」と。或は此の說を作す。「十二字を說く時、方に多名身と謂ふ」と。此れを門と爲すが故に、餘の多字生の名身、多身は、理の如く應に說くべし。句も亦、多位なり。謂はく、處中の句と初句と後句と短句と長句となり。若し八字生は、處中句と名く。長ならず、短ならざるが故に。謂はく、處中の三十二字は、四句を生ず。是くの如く四句は、五一 室路迦を成ず。經論の文章は、多く此の數に依る。若しは六字已上にて生ずるを、初句と名く、二十六字已下にて生ずるを、後句と名く。若し六字を減して、生ずるを短句と名く。二十六字を過ぎて生ずるを、長句と名く。且らく處中の句に依りて、三種を辯ず。八字を說く時、但だ句あるべ

【五〇】 毘婆沙とは、大毘婆沙論第十四（大正藏二七・七〇）。

【五一】 室路迦。Sloka 八字一句をなし、この一句を四句重ねて成ず。

し。十六字を說く時、卽ち句身と謂ふ。或は是の說を作す。「二十四字を說く時、卽ち多句身と謂ふ」と。或は是の說を作す。「三十二字を說く時、方に多句身と謂ふ」と。文は、卽ち字なるが故に、唯、一位あり。一字を說く時、但だ文あるべし。二字を說く時、卽ち文身と謂ふ。或は是の說を作す。「三字を說く時、卽ち多文身と謂ふ」と。或は是の說を作す。「四字を說く時、方に多文身と謂ふ」と。此の理に由るが故に、應に是の說を作すべし。一字を說く時、名あり、名身なく、多名身なし。句なく、句身なく、多句身なし。文あり、文身なく、多文身なし。二字を說く時、名あり、名身あり、多名身なし。句等の三なし。文あり、文身あり、多文身なし。四字を說く時、名等の三あり、句等の三なく、文等の三あり。八字を說く時、名等の三あり。句あり、句身なく、多句身なし。文等の三はあり。十六字を說く時、名等の三あり。句あり、句身あり、多句身はなし。文等の三あり。三十二字を說く時、名、句、文の三、各、三種を具す。此れを門と爲すに由りて、餘は理の如く說く。

第十四節　不相應法の諸門分別

第一項　名　句　文

[五二] 已に略して三を辯じたり。復た應に思擇すべし。是くの如き名等は、何の界の所繫なるや。是れ有情數とせんや。非有情數とせんや。是れ異熟生と爲んや、是れ所長養と爲んや、是れ等流性と爲んや。善と爲んや、不善と爲んや、無記と爲んや。此れを皆な應に辯ずべし。頌に曰はく、

　欲色なり。有情の攝なり。　等流なり。無記の性なり。

論じて曰はく、此の名等の三は、唯、是れ欲と色の二界の所繫なり。色界の中に就いて、有るが說かく、「唯、初靜慮地のみに在り」と。有るが說かく、亦、上の三靜慮にも通ず」と。[五三]語に隨ふと、[五四]身に隨ふと、所繫別なるが故なり。若し此の三は、隨語繫と說かば、欲界に生じて、欲界の語を

【五二】此の段より以下、不相應法の諸門分別をなせるものにして、第一に名句文の三の諸門分別をなす。卽ち、
一、界繫門、名等は欲色二界の所繫なり。
二、情非情門、名等は有情數に攝す。
三、五類門、名等は等流性なり。
四、三性門、名等は一向に無記性なり。

【五三】語に隨ふとは、名等は語によりて生ずるが故に語に隨つて繫を判ずるなり。

【五四】身に隨ふとは、名身等は所依の身に隨つても判ぜらるゝが故なり。

作す時、語と名等と身と皆な是れ欲界繫なりと說く。彼の所說の義は、或は三界繫、或は不繫に通ず。卽ち彼は復た初定の語を作す時、語、及び名等は、初定地の繫、身は欲界繫、義は前に說くが如し。是くの如く、若し初靜慮の地に生じて、二地の語を作すも、理の如く應に思ふべし。若し二三四靜慮地に生じて、二地の語を作すも亦、理の如く思へ。若し此の三は、隨身繫と說かば、欲界、或は四靜慮に生ぜば、名等、及び身は、各、自地の繫なり。語は、或は自地、或は他地の繫なり。義は前說の如し。

又、名等の三は、有情數の攝なり。非情有爲は、成就せざるが故に。能說者の成にして、所顯の義に非ざればなり。唯、現在を成じ、去來を成ぜず。

又、名等の三は、唯、[五五]等流性なり。所長養に非ず、異熟性に非ず。而も名等は、業より生ずと言ふは、是れ業の所生の增上果なるが故なり。

又、名等の三は、唯、是れ無覆無記性の攝なり。故に斷善者は、善法を說く時、善名等を成ずと雖も、而も善法を成ぜず。欲貪を離れたる者は、不善を成ぜず。諸の無學者は、染汚を成ぜず。能詮の名等を成じ、所詮の法に非ざるが故に。

第二項　餘の不相應行法

[五六]上の所說の如き餘の不相應の、未だ說かざる所の義を、今、當に略して辯ずべし。頌に曰はく、

同分も亦、是くの如し。　並に無色なり、異熟なり。
得と相とは、三類に通ず。　非得と、定とは等流なり。

論じて曰はく、亦、是くの如しとの言は、同分も名身等の如く、欲色に通じ、有情、等流、無覆無記なることを顯はさんが爲めなり。幷に無色の言は、唯、欲色のみに非ざるを顯はす。幷に異熟と言ふは、唯、等流のみに非ざるを顯はす。是れが界は、三に通じ、類は二義に通ず。云何が異熟

【五五】等流性とは、前念の同類因より生ずるを以てかく言ふなり。

【五六】此の段は、名句文以外の不相應法の諸門分別をなしたるものなり。
同分は、界繫は三界、有情數に攝し、等流と異熟の二義に通じ、無覆無記性。
得と四相は、三界、情非情數に通じ、有剎那等流、異熟の三に通じ、無記。
非得・滅定・無想定は、三界・有情數・等流・無記(得)及び善(二定)。

なるや。謂はく、地獄等、及び卵生等の趣と生との同分なり。云何が等流なるや。謂はく、界と地と處と種姓と族類と沙門と梵志と學と無學等との所有の同分なり。有餘師の說かく、「諸の同分の中、先業の引く所の生は、是れ異熟同分なり。現在の加行より起るは、是れ等流同分なり」と。

得と及び諸相との類は、並に三に通ず。謂はく、刹那、等流、異熟を具す。非得と二定とは、唯、是れ等流のみなり。唯の言は、異熟等に非ざるを明さんが爲めなり。所餘の應に說くべくして、而も說かざる者の命根、無想は、前に語けるが如きの故に、餘義は、前に准じて、已に知るべきが故なり。謂はく、得等は、唯、成等と說くが故に、有情數の攝の義も、准知すべし。諸の有爲は、生等ありと說くが故に、諸相は情、非情に通ずるを准知す。餘は所應に隨つて、義、皆な已に顯はる。是の故に、此に於ては、勞して重說すること無けん。

巻の第十五

〔辯差別品第二の七〕

第七章　六因四緣

第一節　六種の因

[一]是くの如く、已に不相應行を辯じたり。前に生相の所生を生ずる時、所餘の因緣の和合を離るゝに非ずと言ひたり。此の中、何の法を說いて、因緣と爲すか。且らく、因に六種あり。何等をか六と爲すか。頌に曰はく、

能作と、及び倶有と、　同類と、相應と、
遍行と、並びに、異熟となり。　因に、唯、六種ありと許す。

論じて曰はく、[二]本論に、因は、唯、六種ありと許す。不增、不減なり。一には能作因、二には倶有因、三には同類因、四には相應因、五には遍行因、六には異熟因なり。

能作因の體は、一切法に通ず。是の故に、先に說く。倶有因の體は、諸の有爲に遍ずるが故に、第二に居す。餘の同類等は、有爲の中に於て、其の所應の如く、各、少分を攝す。言の穩便なるに隨つて、次第して說く。法の生ずるに賴る所なるが故に、說いて因と爲す。

「是くの如きの六因は、佛の所說に非ず。如何ぞ本論に此の名を立つるや。」[三]定んで大師の說かざる所の義を、阿毘達磨の輙ち說く所有ること無し。經の中に、現に無きは、隱沒に由るが故なり。自相は、得可く、決定して應に有るべし。又、諸經の中に、所化の力の故に、世尊、方便して異門の說を作す。對法の諸師は、少相を見るに由りて、其の定んで有なることを知り、分明に結集す。故

【一】此の段より以下、有部の六因論を述ぶ。この六因論は、有部一家のみの立つる論にして、發智論に至りて初めて說かれたるものなれども、有部にありては、四緣論と共に佛說にして、特に六因論は、增一阿含の增六經に說かれてありしものが、遂にその文の隱沒したる爲め、迦多衍尼子が冥感によりて復活したるものとなせり。これに反して四緣論は、原始的なるものにして、諸部派の等しく採用するところなり。六因とは、
能作因　Kāraṇa-hetu
倶有因　Sahabhū-hetu
同類因　Sabhāga-hetu
相應因　Saṃprayuktaka-hetu
遍行因　Sarvatraga-hetu
異熟因　Vipāka-hetu

【二】本論とは、發智論第一（大正藏二六・九二〇下）又、婆沙論十六（大正藏二七・六九上以下）。

【三】婆沙論十六（大正藏二七・六九）にこの說明出づ。

に有るは說いて言はく、此の六因の義は、說いて增一の增六經の中に在り。時經ること久遠にして、其の文隱沒す。尊者、[四]迦多衍尼子等、諸法の相に於て、無間に思求して、天仙の現に來りて授與することを冥感す。天の筏第遮經を授與するが如し。其の理、必然なり。四緣の義は、具に列して此の部の經の中に在りと雖も、而も餘部の中に、誦せざる者あるが如し。時の淹久に由りて、多く隱沒するが故に。既に餘經を見るに、少の隱沒あり。故に知んぬ、此の處も亦、具に在るに非ず。

又、經の中に、處々に散說するを見る。故に六因の義は、定んで應に實有なるべし。謂はく、經に說くが如し。『眼、及び色を緣と爲して眼識を生ず』と。又、經に說くが如し。『二因、二緣、能く正見を生ず』と。諸の是くの如きは、即ち能作因なり。諸法は、他に於て、能作の義あり。生に障なきに由るが故に、此の因を立つるなり。

契經に說くが如し。『三道支有りて正見隨轉す』と。又、經に說くが如し。『三和合の觸は、受想思を俱起す』と。諸の是くの如き等は、即ち俱有因なり。諸行俱時に同じく一事を作し、互に隨轉するに由るが故に、此の因を立つるなり。

『是くの如き補特伽羅は、善、及び不善の法を成就す』と說くが如きは、應に知るべし、是くの如きの補特伽羅は善法隱沒し、惡法出現し、隨俱行あり。善根未だ斷ぜず、未だ斷ぜざるを以ての故に、此の善根より、猶ほ餘の善根を起すべき義あり。又、說かく、『苾芻よ、若し彼々に於て多く隨つて尋伺し、即ち彼々に於て心多く趣入す。無明を因と爲して、諸の染著を起し、明を因と爲すが故に、諸の染著を離る』と。諸の是くの如き等は、即ち同類因なり、過去、現在の同類の法は、自果を牽くに由るが故に、此の因を立つるなり。

契經に說くが如し、『見を根と爲し、信證智相應す』と。又、經に言ふが如し。『若し了別あれば、即ち了知あり。定に在りて了知す。乃ち如實と爲す。定に在らざるに非ず』と。諸の是くの如き等

【四】迦多衍尼子。發智論の作者なり。

は、即ち相應因なり。心心所相應して、同じく一事を作し、共に一境を取るに由るが故に、此の因を立つるなり。

契經に言ふが如し『諸の邪見なる者の所有の身業、語業、意業、諸有の願求、皆な所見の如き所有の諸行、皆な是れ彼の類なり。是くの如きの諸法は、皆な悉く能く、非欣愛樂、不可意の果を招く』と。又、經に說かく、『一切の見趣の生ずる時は、皆な有身見を以て、其の根本と爲す。若し此見生ずれば、一切を忍びず、此の見、能く貪欲瞋恚を生ず』と。諸の是くの如き等は、即ち遍行因なり。過去、現在の見苦集所斷の疑、見、無明、及び相應、俱有は、同異類の諸の染汚の法に於て、能く引起するに由るが故に、此の因を立つ。一部を因と爲して、五部の果を生ずるが故に、同類の外に遍行因を立つるなり。

契經に言ふが如し『若し所作の業、是れ善有漏なれば、是れ修所成なり。彼の處に於て生じて、諸の異熟を受く』と。又、經に言ふが如し。『諸の故思業作、及び增長は、定んで異熟を招く』と。諸の是くの如き等は、即ち異熟因なり。一切の不善、善の有漏法は、異類を招くに由るが故に、此の因を立つ。是くの如きの六因を、佛は處々に說けり。諸の憎背者は、迷ふが故に見ず。又、薄伽梵は、處々の經中、俱生、前生の因の義あるを說けり『此れ有るに依りて彼れ有り、此れ生ずるが故に、彼れ生ず』と。次(ついで)の如く應に前の二因の義を知るべし。又、薄伽梵は契經の中に於て、分明に二種の因の義を顯說せり。謂はく、契經に言ふ『諸有の不敏して無明に處する者は、無明に由るが故に亦、福行を造る』と。此の經は即ち前生因あるを顯はす。又、契經に說かく、『眼と色とを緣と爲して、廣說乃至、意と法とを緣と爲して、癡所生の染濁の作意を生ず』と。此の中、愚者の癡は、即ち無明なり。希求は、即ち愛なり、愛の表は、即ち業なり。此の經は、即ち俱生因有るを顯はす。一心の中、展轉して因と爲ること有りと說くが故に。義に至りては次第に、當に復た決擇す

べし。已に略して因を擧げたり。今、當に廣く辯ずべし。

第二節　能作因

五 且らく初の能作因の相とは、云何ぞ。頌に曰はく、

自を除きて、餘は能作なり。

論じて曰はく、此の能作因に、略して二種あり。一は生ずる力あり、二は、唯、無障なり。諸法の生ずる時、唯、自體を除きたる「餘の」一切法を以て、能作因と爲す。彼れの生ずる時、皆な障を爲さゞるに由る。中に於て、少分、能生の力あり。

且らく、一眼識有りて生ずる時の如き、所依の眼を以て、依止因と爲し、所縁の色を以て、建立因と爲し、眼識等を以て、種子法の如く、不斷因と爲し、相應の法を以て、攝受因と爲し、倶有の法を以て、助伴因と爲し、耳根等を以て、依住因と爲す。此等を總說して能作因と爲す。中に於て一分を、六 有力因と名く。能生の勝功能あるを以ての故に。所餘の諸分を無力因と名く。但だ障礙を爲さずして住するを以ての故に。七 餘の因の性も亦、能作因なりと雖も、然も能作因は、更に別稱なく、色處等の如く、總即別名なり。何が故に、自體は、自の能作因に非ざるや。能作因は、自體に於て、無きを以ての故に。謂はく、無障の義、是れ能作因なり。自は自體に於ては、恒に障礙を爲す。又、一切法は、自體を待たずして、應に恒に損減等を成ずること有るべきが故に。

有餘師の說かく、「若し自體、自體を因とすること有れば、即ち應に無明は、還、無明に緣たり、乃至、老死は、還、老死に緣たり、一刹那の頃に、此れに、即ち此の因にして、是れ則ち、緣起の法性に乖違す。」と。

有餘師の說かく、「自は自體に於て、用あることを見ず。故に因緣に非ず。猶し指端、刀刃、眼等

【五】六因中の第一位にある能作因を釋せるにして、この能作因とは、字義より見れば、最も有力なる原因の如くなれども、主として實際に於ては、最も無力にして、消極的なる意味に於てと因となるものなり。即ち或る一物の生ずる時、その物を除きて、他の一切のものが、その一物を生ずる爲めに障碍を作さゞることを言ふものなり。即ち他の發生に障碍を與へざる消極的なる意味に於てのものなり。勿論、これに對し有力能作因として、間接ながらも或る果を生ずる爲めの積極的意味を有するものも含む。論に生力と言ふは、此の積極的方面を表はし、無障と言ふは、消極的方面を顯はせるものなり。

【六】有力因とは、前の生力と言ふに同じく、能作因の積極的方面を意味し、後述の無力因は、無障と言ふに同じく、消極的方面を意味せるものなり。

【七】餘の因とは能作因を除く、他の五因を意味するものなり。

の如し。」と。

若し自體を除きて、餘の一切の法、此の一法の與めに、能作因と爲らば、（八）則ち無間業も亦、聖道の與めに、能作因と爲る。如何が、理に應ずるか。又、唯、生ずる時、無障の住に由り、能く因と爲るべし。應に餘位に非ざるべし。彼れと此れと、有る時には因と爲り、有る時には因に非ざるに非ず。正理に應ずべし。聖道の生ずる位には、彼れ定んで因と爲るが故に、餘時に於て因の義なきに非ず。若し此れの生ずるに於て、彼れの能く障を爲すべきを、而も障を爲さゞるは、立てゝ因と爲すべし。（九）然れども此れの生ずるに於て、障の用なくんば、設ひ障を爲さゞるも、何ぞ因と爲すことを得んや。」一切の法は、展轉して相望むるに、皆な障力あるに由るが故に、因と爲ることを得。謂はく、是の處に於て、此の一法あり、是の處に更に第二あるべきこと無し。設ひ復此の法、餘の處に於て有るも、彼に亦、更に餘法あるべきこと無し。是くの如きの諸法、豈は相望めて、皆な能く障を爲すにあらずや。而も障を爲さゞるが故に、皆な立てゝ能作因と爲すべし。無色も亦、時と依等の定まり有るが故に、彼れも相望めて、亦、障力あり。又、諸法の內、一法の生ずる時は、與欲の法の如く、餘は皆な障り無し。謂はく、二緣の故に、法生ずることを得ず。一に順因無し、二に違緣有り。諸法の生ずる位は、必ず勝力を待つ。各因緣を別にし及び所餘の無障にして、住するを待つ。增上緣の法は、能生因に由る。能く障ゆる因あれば、諸法は乃ち生ずること無し。故に、唯、障礙無きに由りて一切法を說いて、名けて能作因と爲す。障力ありて、而も障を爲さゞると、障力なくして、障を爲さゞるとは、無障の時に於て、少しも差別あるに非ず。共に無障の力ありて、同じく勝用無きが故に。斯れに由つて已に諸有の難言を遣る。

（一〇）若し一切法は、障ふること無くして住するが故に、皆な能作因ならば、何に緣りて、諸法は、皆な頓に起るに非ざるか。一の殺生せる時、何に緣りて、一切のもの、殺者の如く皆な殺業を成ずる

【八】則ち云云。此の段は、自を除きて餘の一切の法の、一法の與めに能作因と爲ると言ふ說に對する疑ひなり。即ち、もし然らば無間業なる不善法も亦、聖道の與めに能作因とならんとの意なり。もし因となるとせば不善法は聖道の與めに障と爲るが故に、無障とは言ひ得ざるべく、もし因にあらずとすれば、自を除いて餘の一切は能作因なりと言ひ得ざるべしとなり。

【九】然れども云云。此の段は、無力能作因に對する疑問なり。即ち障碍し得べき法が、障碍せざるは、消極的にその生を助ける意味に於て因と見ることを得るも、元來、障碍の力なきものは、此の消極的な方面さへあり得ざるが故に因と爲し得るやとの問なり。

【一〇】此の段は、不障の意味を無規定の義に解し、無規定ならば、未來雜亂聚の法は、凡て一時に起り來たるべしとの難なり。

に非ざるや。但だ障ふること無きに由りて、彼れを因と爲し、勝用なしと說くが故に。灰刺等の觸は、樂受の因と爲るとは、如何が理に應ずるや。灰等の觸、樂受の因と爲るに非ず。是れ因因の故に。謂はく、同類の故に。苦受は、樂受の與めに因と爲ることを得。灰等の觸に因りて、苦受を生ずるが故に、因の因と爲る。是くの如く見等、展轉相ひ望めて、少功能あり。皆な應に顯說すべし。前に略して觸受の方隅を指すに由りて、餘は例して悉すべし。煩はしく廣く辯ずること無し。故に能作因は、所生の果に望めて、唯、障り無きに非ず。亦、生力あり、然も親因、及び因等起を闕くが故に、一切法は、頓に生ずべからず。殺者の如く、皆な殺業を成ずるに非ず。

過去の諸法は、餘の二世の與めに、能作因と爲る。彼の二世の法は、還、過去の與めに、增上果と爲る。未來の諸法は、餘の二世の與めに、障り無きに由るが故に、能作因と爲る。彼の二世の法は、倶と後とに非ざるが故に、未來の與めに、增上果と爲らず。果は必ず因に由りて取るが故に、唯、二因あり、唯、無障に據るが故に、三に通ずと許す。現在の諸法は、餘の二世の與めに、能作因と爲る。彼の二世中、唯、未來法は、現在の果と爲る。有爲と有爲とは、是れ因、是れ果なり。一一 有爲と無爲とは、因に非ず、果に非ず。一二 無爲と無爲とは、因に非ず、果に非ず。一三 無爲と有爲とは、是れ因にして、果に非ず。此の義に由るが故に、是くの如きの言を說く。能作因は多く、增上果に非ず。一切の法は、皆な能作因にして、唯、諸の有爲は、是れ增上果なるを以てなり。

第三節　倶　有　因

一四 是くの如く、已に能作因の相を辯じたり。第二の倶有因の相は、云何ぞ。頌に曰はく、

倶有は、互に果と爲る。　大と、相と、所相と、
心を心隨轉に於てするとの如し。

【一一】有爲と無爲云云。有爲を無爲に望むるに因に非ず。果に非ず。無爲は無生の故に。果に非ざるは無爲は能取せざるが故なり。

【一二】無爲と無爲云云。無爲と無爲とは因に非ず。無爲は無生なるが故なり。果に非ざるは、所取に非ざるが故なり。

【一三】無爲と有爲云云。生を障へざるが故に、無爲は有爲の因なり。體は不生なるが故に、又、所取に非ざるが故に、果に非ざるなり。

【一四】此の段は、第二の倶有因に就いて述す。これは、同一の時間中にありて、自他互に因果關係をなし資助するを言ふ。これに互爲果倶有因(甲乙二個以上のものが互に因と爲り果となるをいふ)、同一果倶有因(二個以上のものが互に資助して同一の結果を生ずるを言ふ)の二種あり。

論じて曰はく、若し法にして、更互に、[一五]士用果と爲らば、彼の法は、更互に、倶有因と爲る。展轉助力して、生を得るが故に。

其の相は、云何ぞ。[一六]四大種の如し。更互に相望めて、倶有因と爲る。體の增、體の不增者ありと雖も、而も皆な三と一と、更互に因と爲る。自體は、應に自體を待つべからざるが故に、亦、應に同類の體を待つべからざるが故に、一一の大種は、唯、餘の三を待つ。要ず四大種は、異類と和集して、方に功能あり、造色を生ずるが故に。

是くの如く、[一七]有爲相と所相と、[一八]心と心隨轉とも亦、更互に、因と爲る。是れ則ち倶有因なり。互に果と爲るに由りて、遍く有爲法を攝すること、其の所應の如し。此の中の所説は、因相、太だ少し。謂はく、諸の心隨轉、及び諸の能相は、各、應に互に倶有因と爲ると説くべきが故に、又、應に、唯、互に果と爲るを、倶有因と爲すと説くべからず。[一九]法と隨相とは、互に果と爲るに非ず。然も因と爲るが故に、此れを因相と爲す。彼れは應に更に辯ずべし。此の義に由るが故に、應に相を辯じて言ふべし。有爲法の果を一にするは、倶有因と爲すべしと、本論に説くが故に、此れ過失なし。

然るに[二〇]本論の中に、曾つて心隨轉の色が、心の與めに因と爲ると説けるを見ず。應に此の中の造論者の意を辯ずべし。

或は、有る師の言はく、「是れは有餘の説なり」と。彼れは、論の過を顯はして、辯成すと謂ふに非ず。言と義の闕減を論の過と名くるが故に。

復た有師の言はく、「此の中の論は、具に倶有因の相を辯ぜんが爲めに非ず。但だ餘宗の所執を遮せんが爲めなり。謂はく、唯、心のみ有りと執するを遮遣せんが爲めの故に、心を離れて諸の心所ありと説き、又、業は、唯、思にして、無表業なしと執するを遮遣せんが爲めに、是の故に、復た

【一五】士用果とは、一聚の法が互に助け合ふ中、助けられる方を士用果と言ひ、助くる方を倶有因と言ふなり。

【一六】四大種云云。一聚の四大種が力を合して一の眼根を作る時、地は水火風と力を合はして眼根を作るが如し（同一果を表はす）。

【一七】有爲の相云云。有爲の四相とそれによりて生住異滅せらるゝ法との關係を云ふ。能相の法は所相の法に引かれて未來より現在に入り、所相の法は、能相に助けられて、未來より現在に入る。

【一八】心と心隨轉云云。心王と心所等との關係にて、心王の力に心所は引かれ、心所の力に心王は引かるが如き關係を云ふ。

【一九】法と隨相云云。本法と隨相との關係は、互爲果倶有因にあらざることを述ぶ。本法あるによりて、同時に隨相の法ある點より、本法は隨相の爲めに倶有因となるが、逆に隨相は單に本相のための倶有因たるに止まり、本法に對しては、その成立のための直接の因となることなきを以て倶有因と言ふこと能はず。

【二〇】本論。發智論一（大正藏二六・九二〇下）に心が隨心

心隨轉の身業、語業ありと說き、復た生等の相は、實有の物に非ずと執するを、遮遣せんが爲めに、是の故に、復た心隨轉の不相應行ありと說く」と。豈に具に俱有因の相を辯じ、轉、更に、別に心所、身語の無表、及び生等の相有りと顯成せずや。又、餘處に於て、曾つて未だ具に俱有因の相を辯ぜず。今、具に說かざれば便ち闕減を成ずるが故に、彼れ應に思ふべし。

我れは、此の中に於て、是くの如きの意を見る。若し法、心と決定して俱起し、一切の心に遍くして、心に依りて轉ずれば、卽ち彼の法と、所依の心と、展轉相望めて、俱有因と爲ると說く。諸の心所法は、定んで俱起するに非ず。或は少、或は多、現に得べきが故に。身業、語業は、諸の心に遍きに非ず。[二]定心と俱ならず。全く有ること無きが故に。生等の諸相は、皆な心に依りて轉ず。互に相ひ依らず。生等は皆た法を以て、上首と爲して、互に相資くるが故に。斯れに由りて、彼れ互に因と爲ると說かず。又、此の中に於て、但だ異類を說いて、俱有因と爲すことを顯示せんと欲するが爲めなり。同類は、互に因と爲ること說かずして、而も義を成す。又、身語の業は、唯、心に依りて、表に依らざることあるを顯示せんが爲めの故に、[三]彼れは心の與に因と爲ると說かざるなり。又、彼の大德の意趣は、了し難し。諸の智ある者、尙ほ未だ善く知らざるが故に、此の中に於て、有るは是の計を作す「唯、心のみ能く心隨轉の色の與めに、俱有因と爲る。色は心の與めに非ず。心より生ずるが故に、心に依りて起るが故に。王と臣との如し。勝は劣に因らず」と。

此の計は理に非ず。臣と王と防衞任持し、互に力あるが如きが故に。

第四　傍論心隨轉法

[三]心隨轉法とは、其の體、云何ぞ。頌に曰はく、

心所と、二律儀と、　彼れと、及び心との諸相と

轉の身業語業のために俱有因となることを說き、反對に隨心轉の身語業が心のために俱有因と爲ることを說かざるを指すなり。

【二】 定心と俱云云。無色定には、身語の二業なきを以てなり。

【三】 上の身語業を指す。

【三】 前段に於て心隨轉(Cittānuparivarti)の法のことを言ひしため、今特に玆にその法を述ぶ。心隨轉の法とは、心と相應して轉ずる法と言ふ義にして、之れに三種あり。一は心所、二は定俱ヵ、道俱戒、三は心心所及び二律儀に伴ふ四相となり。

是れ心隨轉の法なり。

論じて曰はく、[二四]一切所有の心相應法、[二五]靜慮と無漏との二種の律儀、[二六]彼の法と、及び心との生等の相、是くの如きを、皆な心隨轉の法と謂ふ。

[二七]何に因りて、彼の隨相を說かざるや。說かざる所因は、後に自ら當に辯ずべし。

何に緣りて、此の法を心隨轉と名くるや。頌に曰はく、

　時と、果と、善等とに由る。

論じて曰はく、略して說けば、時と、果等と、善等との十種の緣に由るが故に、心隨轉と名く。且らく、時に由るとは、謂はく、此れと心と[二八]一生住滅すると、及び[二九]墮一世となり。果等に由るとは、謂はく、此れと心と[三〇]一果、(一)等流及び一異熟なり。善等に由るとは、謂はく、此れと心と、善、不善、無記の性を同じくするが故に。

[三一]豈、但だ一生住滅と言はずや。即ち知る、亦、是れ一世の中に墮することを。[三二]亦、即ち一世に墮すと知ると雖も、而も猶ほ未だ此の法と心と、過去、未來も亦、相ひ離れざることを了せず。或は諸の不生の法を顯示せんが爲めの故に、復た說いて、及び墮一世と言ふなり。

[三三]若し爾らば、但だ應に墮一世と言ふべし。」[三四]爾らず。應に定んで一世に墮すと知らしめざるべし。

[三五]「豈、等流、異熟も亦、是の一果に攝するにあらずや。如何ぞ、一果の外に、等流、異熟を說くや。實に爾り。[三六]此の中に、一果と言ふは、但だ士用、及び離繫果を攝す。[三七]「豈、此の言は通ずるが故に、亦、等流、異熟を攝せずや」。[三八]亦、攝すと言ふと雖も、此に明す所に非ず。然るに士用果に總じて四種あり。倶生と、無間と、隔越と、不生となり。此れは因と倶有果に非ざるを顯はす。因と倶生和合聚の中、士用果ありと執するを遮せんが爲めなり。此の和合聚は、互に果と爲るが故に。自は、自體の士用果に非ざるが故に、即ち彼の倶起の和合に非ざる士用果の中に、一果の義あるに非ざる

【二四】一切所有云云とは、四十六心所全體を言ふなり。

【二五】靜慮云云。靜慮とは靜慮律儀、即ち定倶戒にして、無漏とは無漏律儀、即ち道倶戒のことなり。此の二は有漏無漏の定心によりて自然に得らるゝ律儀にして、定を出づれば同時にその律儀もなくなるを以て之れをな隨心轉の法と言ふ。

【二六】彼の法とは、四十六の心所と二種の律儀なり。

【二七】此の段は、時と果報と三性の性質とみな心王と同樣なるを心隨轉と名くとの意なり。

【二八】一生住滅とは、如上の諸法が、心王と同一時に生じ住し滅することなり。

【二九】墮一世とは、心王が未來にあれば、心所も亦未來にあるといふが如く、同世なることを言ふ。これは獨り心と同じく生住滅するのみならず、過去・未來にも相離れざることを示さんが爲めなり。

【三〇】一果とは、心王と心所等との法は、力を合せて一果を得するとの意なり。一果とは、士用果と離繫果となり。

【三一】豈云云。これは、一の生住滅と言ふならば已に未來に墮せることを顯はせるものなるが故に、更に重ねて墮一

を顯はす。是の故に、別に等流、異熟を擧ぐ。

應に知るべし、此の中の[三九]時の一と、果の一とは、倶を顯はすと、共を顯はすと、其の義、殊あり。

此の中、心王は、極少[のとき]も、猶ほ五十八法の與めに、倶有因と爲る。謂はく、十大地法と、彼の四十の本相と、心の八の本、隨相とを、五十八法と名く。五十八の中、心の四隨相を除きて、餘の五十四は、心の倶有因と爲る。

[四〇]何に緣りて、心の隨相は、心の倶有因に非ざるか。彼の力に由らずして、心生ずることを得るが故なり。心と彼れと、互に果と爲るに非ざるが故に。彼れは一法に於て、功能あるが故に。又、心王と一果に非ざるが故に。聚中の多分は、彼の果に非ざるが故に。卽ち是くの如きの所說の多因に由りて、隨相を、心隨轉の法と名けず。

「若し爾らば、云何が、心能く彼れが與めに、倶有因と爲るや。」心王に隨ふ生等の諸位に由つて、彼れ轉ずることを得るが故に。「豈、大種の生等の[四一]如く、心、亦、彼れを用つて、倶因と爲すべからずや。謂はく、造色は、生等の果に非ざるも、生等は、諸の大種の與めに、倶有因と爲らざるに非ざるが如く、此れも亦、應に爾るべし。」是くの如きの所例は、其の理、齊しからず。展轉果は一にして果多は彼れの果に非ざるが故に。諸の造色は、是れ諸の大種の展轉果の中の一果の所攝に非ず。何ぞ造色は、諸の大種の生等の果に非ざるべけんや。故に此れを例するは、失と爲す。又前に說けるが如し。前に說くとは、何ぞ。彼れの力に由らずして、心生ずることを得るが故に。然るに諸の大種は、生等の相の展轉力の與めに生ずるが故に、此の失なし。

有餘師の說かく、「五十八の中、能く心の因と爲るは、唯、十四法のみなり。謂はく、十大地法と、並びに心の四の本相となり。諸の心所の生等の相の力は、能く心の因と爲るに非ず。心の隨相の如

世と言ふ必要なきに非ずやとの意なり。

【三二】亦、卽ち云云。如上の問に答へて、但だ一生住滅とのみ言ふだけでは、生は未來世に墮し、住滅は現在に墮したることを知ることを得るも、未だ此の法と心とが過去に落謝せしことを了し得ざるが故に、かく墮一世と言ひ、又、未だ生相に至らざる餘は、未來世も亦、はなれざる故に墮一世なり。又、諸の不生の法も相ひ離れざることを顯はすが爲めに墮一世と言ふとの意味なり。

【三三】若し爾らば云云。如上の答に對して、更に難じて言ふ。世は寬く相は狹きが故に相の外に別に世を立つべし。而も旣に世は相を攝す、何んぞ世を離れて別に生等の相を說くことを須ひんやとの意なり。

【三四】爾らず云云。難に答へて言はく、世は卽ち不定なり、然るに相は定なるを以て、相をも說くなり。

【三五】豈云云。此の段は、一果に對しての疑問を述ぶ。卽ち果の言は、これは通じて應に等流異熟の二果を攝すべきが故に何が故に、果の外に二を說くやとの問なり。

【三六】此の中云云。上の難に

し」と。若し爾れば、便ち[四二]品類足論に違す。彼の論に言ふが如し。「或は苦諦あり。[四三]有身見を以て、因と爲して、有身見の與めに因と爲るに非ず。未來の有身見と、及び[四四]彼れの相應法との生老住無常とを除ける諸餘の染汚の苦諦なり。或は、苦諦あり。有身見を以て、因と爲して、亦、有身見の與めに因と爲るあり、即ち[四五]所除の法なり」と。

[四六]彼れは、是の言を作さく、「我等は『及び彼れの相應法』を誦せず。應に義理に隨つて、論文を簡擇し、方に誦持すべきが故に。此れに異なれば、便ち倶有因の相を壞するなり。或は應に隨相も亦、心の倶有因なりと許すべし」と。復た有るが說いて言はく、「一切同聚なるは、皆な互に相望めて、倶有因と爲る。同聚の中に於て隨つて一種を闕くも、所餘の諸法は、皆な生ぜざるが故に」と。此の諸說の中、初說を善と爲す。

又、此の倶起の和合聚の中、是れ能轉にして、隨轉に非ざるもの有り。謂はく、即ち心王なり。唯、隨轉のみなるもの有り。謂はく、色、及び心不相應行なり。是れ能轉にして、亦、是れ隨轉なるもの有り。謂はく、心所法なり。心に隨つて轉ずるが故に。能く心不相應行を轉ずるが故に。二倶に非ざるもの有り。謂はく、前相を除く。

「云何が倶起の諸の法聚の中に因果の義あるや。」何が故に、倶起の諸法に無しと知るや。將生位に於ては、既に已生に非ず、並に應に未だ有らざるべし。如何が能生、所生を說くべけんや。又、有因なれば、即ち有果と說くが故に。若し未來世の諸法能生ならば、應に諸法の恒時に生ずる過あるべし。又、倶生の法は此れは果、此れは因たる、定まれる因證なし。牛の兩角の如し。又[四七]「諸の世間、種等と芽等との[四八]極成の因果相生の事の中には、未だ斯くの如き同時の因果を見ざるが故に、今、應に云何にして、倶起の諸の法聚の中に、因果の義あるかを說くべし。」今、當に且らく、爲めに因果の相を辯じ、即ち倶生の因果の有ることを知らしむべし。謂はく、前に略して諸の因相を擧

對する答なり。
【三七】豈に此の言云云。更に難言せるものなり。
【三八】亦、攝す云云。如上の難に對する答なり。
【三九】時の一云云。時の一とは一生住滅のことにて、一は倶時の意であり、果の一とは一果一異熟等のことにて、その一は共果を意味するものなり。
【四〇】此の段は、心王と心の隨相との關係を述ぶ。
【四一】本文知に作るも如の誤植なり。
【四二】品類足論は、卷十三(大正藏二六・七四五中)。
【四三】有身見は、苦諦の理に迷ひて起る我見にして、四諦修道の染汚法を生ずる因たり。
【四四】彼れの相應法とは、有身見相應の心心所法なり。
【四五】所除の法とは、未來の有身見と、相應法の生老住無常等を指す。
【四六】彼とは、前の十四法を主張する師を指示せるものなり。
【四七】倶舍論六・四右に出づ、經部の難なり。
【四八】極成の因果とは、一般に認むる因果關係と言ふことなり。

ぐる中、薄伽梵の處々の經說を引けり。『此れ有るに依りて、彼れ有り。此れ生ずるが故に、彼れ生ず。此れと相ひ反するは、有に非ず生に非ず」と。是くの如きを名けて因果の總相と爲す。此の中初めは、俱生因の義を顯はし、後の文は復、前生因の義を顯はす。「若し爾らば、未來は無なるを以ての故に、何ぞ因と爲すことを得んや。」此の責は然らず。無に多種あるが故に。未來は無に非ざるが故に。後に當に廣く辯ずべし。又、此の契經は、未來の有を證す。或は復彼れは、應に理に違せざる經の義を說くべし。

此の中、[四九]上座は、經の義を釋して言はく、「此れ有るに依りて、彼れ有りとは、此れは、因の相續ありて、先と爲し、然る後に、果の相續ありて、住するを說けるなり。誰が生ずるを先と爲し、誰が生じ已りて住するか。此れに答へんが爲め、復た此れ生ずるが故に、彼れ生ずと說く。此れは、因の生を先と爲するが故に、後果生じて、相續し住するを顯はすなり」と。

是くの如く、上座は、但だ己が情を率き、佛の經を妄解し、己が義を扶くるを以て、是くの如く、佛所說の經を辮釋す。定因の證と爲すに堪ふるもの有ること無きが故に。謂はく、何の定因をか、『此れ有るに依りて、彼れ有り』の言を證すと爲すか。但だ、因果相續に據りて說けるなり。一一の因果の刹那に據らざるなり。一念の因あるに依りて、卽ち一念の果あり。此れは正理に順ず。因相續して、後に方に果の相續あるに非ず。正理に違するが故に。

又、彼の所說は、別に勝理なし。覺を先と爲して、是の釋を作せるに非ず。經の妙義を開顯すること能はず。若し刹那因果は、覺り難きが故に、相續因果に據つて說くと謂はゞ、此れも亦、爾らず。有るべきこと無きが故に。謂はく、果の刹那を隔てずして因の相續して起ること有るべきこと無く、亦、因の刹那を隔てずして、果の相續して起ること有るべきこと無きが故に。

若し彼れの釋の如くんば、應に世尊の說は、如理に非ざるを顯はすべし。或は應に相續の因果に

[四九] 經部の上座なり。卽ち經部は、同時因果を許さず、必ず因果關係は、異時なりと主張するが故に、此の見地より有部の同時因果を難ずるなり。

據らずして、此の經を說くべし。彼れの是くの如きの釋は、緣起の義をして、了知すべきことを難からしむ。是の故に、彼れは、應に此の經の義に於て、更に餘釋を爲すべし。

又、彼れは、何の理をもつて、定んで、前經は、相續に依りて說き、後經は、爾らずと判ずるか。後經も亦、應に是の釋を作すを得べし。『此れ生ずるが故に、彼れ生ず』とは、此れは、因の相續ありて、先と爲し、然る後に果の相續ありて、住すと說くと。彼の宗の、生の義と別あるに非ず。將生時と、將起時と異に非ざるが如し。

又、疑問する所の、誰が生を先と爲し、誰が生じ已つて住するかといふも亦、理に應ぜず。前後の二門は、相ひ待たざるが故に。二門の所待は義各異なるが故に。前の所說の『此れ有るに依りて、彼れ有り』とは、復、後說の「此れ生ずるが故に、彼れ生ず」を待つに非ず。謂はく、前に已に說く。『此れ有るに依りて、彼れ有り』とは、疑問を待たず。誰が生ずる故に、彼れ生ずるかと。並に後の釋の因生ずるが故に、[五〇]果生ずを待たず。前義方に了す。後に說く所の如き、『此れ生ずるが故に彼れ生ず』は要ず疑問を待つ。誰が生ずるが故に彼生ずるかと。彼別釋の因生ずるが故に果生ずを待ちて、義卽ち明了なり。是くの如く、前說の『此れ有るに依りて、彼れ有り』も亦、疑問を待つ。誰れか有るに依りて、彼れ有るか。復た別釋の因有るに依りて、果有るを待ちて義卽ち明了なり。是の故に、前後の所待は各別なり。故に我が所說の、初經は、俱生因の義を顯はし、後經は、復た前生因の義を顯はすと爲す。其の理、極成ず。

彼れは、復た異門に此の經の義を釋す『前經は、諸行は因有るを顯はさんが爲め、後經は、常因を計する執を遮せんが爲めなり」と。此れも亦、理に非ず。但後經のみを說いて、是くの如きの二門は、皆な成就するが故に。謂はく、經に但だ、此れ生ずるが故に、彼れ生ずとのみ說くも、二事は、俱に辯ず。因果、相ひ繼ぎて生ずるを說き、行の有因を顯はし、無因論を遮するに由る。生の

【五〇】本文に並待後釋因生故果生前義方了とあり、今不待と不の一字を加へて譯す。

言に由るが故に、無常の因を顯はし、亦、即ち能く常因を説く論を遮す。諸の常住の法は、必ず生ずること無きが故に。既に後説は、二事を倶に成ずるに由りて、則ち前經を説くは、便ち無用と爲らん。薄伽梵は、無用の經を説くに非ず。故に知んぬ、二經は、彼の釋の如きに非ず。設ひ是くの如く前經を解釋するを許すも亦、倶生因の義に乖違せず。謂はく、即ち此の倶生因あるに依りて、能く彼れをして、倶生果あらしむ。豈、此れに由りて、行に因有るを顯はし、亦、即ち能く無因論を執するを遮せずや。後の所説の『此れ生ずるが故に、彼れ生ず』の如く、此れに由つて能く因は是れ無常なるを顯はし、亦、即ち能く常因と説く論を遮す。而して前生因を説くに違害せず。是くの如く、前説の『此れ有るに依りて彼れ有り』は、此れに由つて能く諸行有因なるを顯はし、亦、即ち能く無因を説く論を遮し、而も倶生因を説くに違害せず。又、前生因は、正しく有位に居す。未來無なるが故に、都て所生なし。彼の宗は、自ら未來無と説くが故に、既に所生なし。如何が善逝は、分明に『此れ有り、彼れ有り』と顯説するや。「此れ有」の言の如きは、是れ差別説なり。所説の有の義は、現有なること極成す。故に『彼れ有』の言も亦、差別説なり。所説の有の義も亦、應に現有なるべし。此彼の異因、不可得なるが故に。是くの如き同喩は、彼此極成す。彼の色は、正滅位に居すと言ふが如し。又、曾つて極成せる無に於て差別説をなし「彼れは是れ有」と言ふ處無し。如何が未來の無法に於て、差別説を作し「彼は是れ有り」と言ふべけんや。差別の説に於て而も説いて無と爲す。是くの如きの所言は、正理に違害す。又、未來の法は、有因と許すが故に、作用なしと雖も、而も體は應に有るべし。若し彼れ未來は、有因を許さゞれば、應に畢竟無にして、兎角と同じと許すべし。既に有因と許す、亦、必ず應に未來の體は有にして、畢竟無と異なりと許すべし。諸の所言の無の義に、多種あり。未生、已滅、畢竟、互に無なり。初めの二の無と言ふは、但だ作用の無なるのみなり。故に未來世は、體全く無なるに非ず。能生、及び所生の義あることを得。正

生位に於ては、作用は無なりと雖も、而も功能ありて、所生の法を生ず。

又、我れは、諸の未生因、及び已生因は、是れ眞の作者なりと許さず。諸法には眞の作用あること無きが故に。眞の作用とは、謂はく、諸の因緣なり。所生の果に於て、常に能く造作する、此の眞の作用は佛の許す所に非ず。然るに、諸法の生は、互に相ひ繫屬し、闕くる所あるに隨つて、餘は、則ち生ぜず。此れの不生は、彼れに生有る義に非ず。是くの如きの量に依りて、此れを說いて因と爲す。此の因の功能は、恒時の有に非ざるが故に、諸法の恒時に生ずる過なし。

又、我れは、唯、俱生因は、餘因を假らずして能く諸法を生ずと許さゞるが故に、諸法の恒時に生ずる過なし。又、唯、前生因のみ有りと說くは、是くの如き過に於て、豈に獨り無しと言はんや。彼の前生因は、恒時に有るが故に、應に一切法は一切時に生ずべし。有るが因能く諸法を生ずと許すに隨つて、皆是くの如き過難を施設すべし。然るに妄に隨界有りと執する論者は、彼れは恒に現に無量の法の生ずる因有りと執す。豈、汝の宗は獨り諸法は一切時に於て頓に生ずる過害を爲さずや。若し汝は唯、前生因のみを執すと雖も、而も餘緣を待ちて、能く果を生ず。何が故に、此の俱生因も亦、餘緣を待ちて、方に能く法を生ずと許さゞるや。汝の所執の如くば、唯、前生因のみ、能く諸法を生じ、然も恒に生せず。未來も亦、爾なり。應に俱生法の此の果、此の因、定まれる因證なきこと兩角等の如しと難言を爲すべからず。皆な理に應ずるに非ず。現見するに兩角は一の壞する時に隨つて、餘は壞せざるが故に。若し一の壞に隨つて、餘も亦、壞せば、相生すること心心所の如きに比すべし。

又、我れは、一切の俱生は、皆な展轉して、因果と爲る義有りと許さず。有りと許す者は何ぞ。謂はく、共一果、或は展轉果は、方に此の義あり。或は此の力に由りて、彼の法、生ずることを得。是くの如きの俱生は、因果の義あり。牛の兩角は、上の所說有るに非ざるが故に、引いて同法喩と

爲すべからず。

又、對法者は、倶生は、互に果法と爲ると許すに非ず。決定の量あり。謂はく、此れは唯、因、此れは唯、果なり。但是くの如き和合聚の中、一切相望して、皆な因皆な果と許すが故に、因果定因と責むべからず。

又、唯、前生因のみを說く者の、少分の前生に非因あり、諸の前生は、皆な因の義無きに非ずと許すが如く、是くの如く、倶生因ありと說く者も亦、少分の倶生は、非因にして、諸の倶生は、皆な因の義無きに非ずと許す。

又、別喩ありて、倶生因を證するが故に、彼の立因は不定の過あり。謂はく、世を現見するに、燈と明と、倶時に生じて因果あるが故に。復た何の因にて燈は是れ明の因なるを證するや。謂はく、明は燈に隨ひて、或は增し、或は減し、或は住し、或は行く。差別あるが故に。又、明を欣ぶ者は、便ち燈を取るが故に。又、明を厭ふ者は、便ち燈を害するが故に。[五一]「我れも亦、明は燈に因りて起ると許す、然れども彼の因は倶起する燈なりと許さず。所以は何ぞ。燈と明と倶起せば、燈を待ちて、明は方に生ずべからざるが故に、倶生の法の相待つは、理に應ずるに非ず。自體は、自體を待ちて生ずるに非ず。但だ前生の燈を緣と爲すに由るが故に。無間の後念に、明は乃ち生ずることを得。是の故に應に之れを引いて喩と爲すべからず。」此れも亦、理に非ず。燈の初めに起る時、燈有りて明無きは、不可得の故に。謂はく、曾つて未だ有時に燈有りて而も明あること無きを見ざるが故に、非理と爲す。若し「時促りて不可得」と謂はゞ、此れも亦然らず。極成に非ざるが故に。若し少分の明無き燈有り世極めて成立すれば、或は有るが彼の不得の因を責むるとき、答へて言ふべし。「時促るに由るが故に此れは不可得なり」と。然も少分の明無き燈無し、世極めて成立す。故に「時促るに由るが故に」と說いて不得の因と爲すべからず。[五二]「若し燈と明と、恒に倶起すと許せば、彼れは、

【五一】經部師の難なり。倶舍論六・四左參照。

【五二】經部師の難なり。

應に燈は、是れ明の因と說くべからず。燈と明と一因の生に由るが故に。謂はく、油、炷等は、燈の爲めに因と爲る。卽ち此れも亦、應に明の因と爲るべきが故に。是くの如く、二種は、既に一因の生なり。燈の明に因らざるが故に、起ることを得るが如く、明も亦、應に爾るべし。燈に因りて生ずるに非ず。復喩あるが故に相因りて起らず。苣藤中の皮と人と、膩との三事の和合の一因の生の如きが故に、展轉因に非ず。世極めて成立す、燈明も亦、爾なり。一因の生なるが故に。明は、必ず應に俱起の燈を用ひて、因と爲すべからず。」燈と明とは、應に同一の因の起なること、皮、人、膩の苣藤の中に在るが如かるべからず。苣藤の皮、人、膩の合同して、一因の生にして、因果と爲るを得るを見ず。燈と明の二種は現見するに前に在り相隨ふ等の因、因果あることを證するが故に、同一の因の生と說くべからず。又、一を先と爲す俱生の諸法の因に差別あり。是れ極成するが故に、謂はく、共に現見するに、一の種を先と爲して、起る所の芽の中の俱生の諸法の色香味觸の因は、各別なるが故に、既に一の芽の中の色香味觸、俱時にして起り因に各殊あり。故に知んぬ、燈と明とは、俱時にして起るも亦、應に彼れの如く、一因の生に非ざるべし。若し燈と明と一因の生ならば、或は、有るが物を以て燈を掩蔽する時、明は、應に燈の如く相續せざるに非ざるべし。燈は明の如きが故に、應に亦、生ぜざるべし。苣藤の中の皮、人、膩の合して一因より起る位に隨一有りて緣の礙にて生ぜず、餘は尙ほ起ることを得ること有るを見るに非ず。燈と明とは爾らざるが故に、因は同じからず。若し燈と明との體は、別なしと謂はゞ、亦、我が俱生因に違害せず。又、焰と明とは、同法に非ざるが故に、其の體は、各異なり。前の所說の相隨ふ等の因に由りて因果と爲ることを得るが故に、燈明の喩は、其の義、極成す。

又、受想の二法を厭背して、滅定に入る者には、思等の心所も亦、受想の如く、皆な生ずることを得ざる見る。此の定中には、意行の滅を說くが故なり。此れに由りて准じて度驗するに、思等の

生は受想に繋屬す。故に知んぬ、諸法は、前生因の外に、倶生因あり。然るに上座の言はく、「思等の心所の、滅定の中に於て、生ずることを得ざるは、受想の生因と同じきに由るが故なり。展轉して因と爲りて、生ずるに由るに非ざるが故に」と。何をか彼の同じくする所の因と爲すと謂ふや。若し「是れは觸なり」と謂はゞ、此の位に、應に有るべし、彼れは滅定中、心の現行ありと許すが故に。若し是れ所依ならば此の位も亦、一切の心所法あり、皆な識に依りて生ずるが故に。同因既に有り、彼れ何ぞ生ぜざらんや。又、應に前後生の論を退失すべし。觸と識と、彼の因と爲ると許すが故に。此れに由りて、應に受想の生因と同じきが故に、思等は生ぜずと說くべからず。又、因は同じと雖も、而も倶生せざるを見る。故に知んぬ、必ず倶生する者は、定んで展轉して因と爲る。謂はく、眼と色と前生の識とに由るが故に、無量の眼識、皆な生ずることを得べし。此の生因は、同じと雖も、而も倶起せざるは、展轉して因と爲つて生ぜざるに由るが故なり。唯、前識に因りて、後識生ずることを得。後識に因りて、前識の生ずるに非ざるが故に。此れに由りて驗知す。生因は共なりと雖も、相因ならざれば、未だ必ずしも倶生せず。若し必ず倶生せば、定んで相因にして起る。倶生因の義は、此れに由りて極成す。

又、前に已に說けり、芽の中の色等は、倶時にして起るも、因に各殊あり。故に生因は、同じからざる者と雖も、亦、展轉して倶時に起るの義あるを知る。是の故に、倶起、及び不倶起は、定んで因の同と不同とに由るに非ず。

又、說かく、心心所は同一因の生なりと。亦、倶生の時に因果ありと說くが故に。謂はく、心所と及び眼識とは、同じく眼と色とを用つて因と爲して生ずと說くが故に、契經に說かく、『眼色の二、緣となりて諸の心所を生ず』と。又、契經に說かく、『眼、及び色、緣と爲りて、眼識を生ず』と。是くの如きの二經は、心心所は同一の因の生なるを說けるなり。復た說かく、同時の諸の心所

法は、心に依りて生ずと。故に契經に說かく、『若しは想、若しは思、諸の心所法は、是れ心の種類なり、心に依止し、心に繫屬し、心に依りて轉ず』と。諸の心所の心と倶生せざるは心に依屬し、心に依りて轉ずるの義有るに非ず。無と有とは、能依、所依の性を成ずべきに非ざるが故に。是くの如きの義は、後に當に更に辯ずべし。是く故に決定して倶生因あり。

又、倶生因、若し定んで無ならば、應は大種、造色を立つること成ぜざるべし。謂はく、若し大種、及び眼等の造色、唯、前生の大種のみに依りて生ぜば、大種と眼等と、同じく一具の大種を用ひて因と爲す、何に緣りて、造色は、唯、是れ眼等にして、諸の大種に非ざるや。又、應に經に違すべし。謂はく、薄伽梵は、[五三]無衣者に對して、是くの如きの言を作す。『我れ終に衆苦を受くる者の、因なく緣なくして、苦の生起ありとは說かず。』と。若し諸法、唯前生因のみ有り、倶生因なしと執せば、彼れは卽ち應に說くべし、「因緣の有る時には、苦の生起なく、苦の生起の位には、因緣已に無し」と。是れ則ち前の契經の所說に違す。又、應に緣起の正理に違害すべし。契經に說くが如し。『眼と色とを緣と爲して、眼識を生ず』と。前生の眼色は、後の眼識の與めに、應に所依に非ず、及び所緣に非ざるべし。有有ること無きが故に、畢竟無に非ず。此れは是れ所依、所緣と說くべし。此れも亦、應に爾るべし。彼の眼識の生ずる時、眼と色と已に滅するが故に、應に緣の力なく、眼識自ら生ずべし。無法は所依と爲るべき無きが故に。眼識は、唯、現在の境のみを緣ずるが故に、若し眼と色と識と倶生ならざれば、則ち應に眼と色とは、眼識の緣に非ず。或は耳聲等も亦、眼識の緣たるべし。同じく眼識と相屬するに非ざるが故に。若し薄伽梵、唯、前生の眼と色のみ、緣と爲りて眼識を生ずと說かば、則ち應に眼識は、唯、識を用ひて緣と爲すと說くべし。自類緣は强きこと、種子の如きが故に、前識は、後識の等無間緣と爲るが故に。既に識は、眼識の緣と爲ると說かず。故に此の中、唯、倶起の眼根と色境を、眼識の緣と爲すと說くを知る。一身の中、二識倶起

【五三】裸形外郞のこと。

するに非ざるが故に、識、眼識の緣と爲ると說かざるなり。若し此の中、唯、眼識の不共の緣をのみ說くと謂はゞ、前生の眼色と、耳聲等とは、眼識に屬せず。義、別なきが故に。何ぞ唯、眼色のみを不共の緣と爲し、耳聲等に非ざるか。又、必ず應に爾るべし。第六識は、別に俱生の所依緣なきに由るが故に、但だ前起の意を依緣と爲して、意識は生ずることを得と說く。餘識の如きに非ず。又、諸の識の緣は、唯、前起のみに非ず。契經に、意と法を緣と爲して、意識を生ずと說くを以て意識は、通じて三世の無爲を以て、境界と爲す、故に此れに由りて、決定して俱生緣あること、理、極めて成立す。又、此の經に三和合の觸と言ふ。分明の證なるが故に。若し眼識生じ、眼と色已に滅せば、眼識は爾の時、誰れと和合するか。若し五觸は、意觸の如しと言はゞ、此れも亦、然らず。意識は、力強く、通じて諸法と和合有るが故に。意識の依の境は俱生せずと雖も、而も體は無に非ず。和合の義あり。我が宗は、三世、及び三無爲、皆な實有の故に。汝が宗は、唯、現在世の法のみ有り。合の義成ぜず。

又、諸の俱生因を憎背する者は、[五四]初無漏法は、何の因より生ずと(なす)や。彼の前生因は、曾つて未だ有らざるが故に。若し「淨界の本來有なる者なり」と謂はゞ、因既に恒有なり、何の障に緣るが故に、無漏の果法は、曾つて未だ生ずることを得ざるか。若し「更に餘緣の助に賴る」と言はゞ、即ち此の所賴を、何ぞ因と爲さゞるや。又、應に唐捐に是くの如きの責を作すべし。謂はく、「何ぞ自在天等を執せざるや」と。若し「要ず相續の轉變を待つ」と言はゞ、理亦、然らず。此れと淨界と、若しは異、若しは一、皆な過あるが故に。謂はく、若し異ならば應に前難に同じかるべし。即ち此の轉變を、何ぞ因と爲さゞるや。如何が復た淨界を執して種と爲すや。或は應に唐捐に是くの如きの詰(なじり)を作すべし。「服瀉藥天の來りて利せしむるが如し。」と。若し一と言はゞ、前後既に同じ、應に畢竟じて無漏の用を生ずること無かるべし。然るに彼の前後に、差別の因なし。因無くし

【五四】最初の無漏法には前生の無漏法なきを以て難ずるなり。

て自ら差別あるべからず。若し種の縁を待ちて轉變するが如しと言はゞ、同類の種子は、地等の縁あり、和合攝助して相續あるべし。時を待つて、方に轉變し差別を成ずべし。所執の淨界の無漏法の種、若し是れ有漏ならば、此れを執するは唐捐なり。有漏法は、應に無漏の種と爲るべからざるが故に。無漏法も亦、應に有漏の種と爲るべからざるが故に。若し是れ無漏ならば如何が本來、聖道を成就して而も惡趣に墮するや。豈、聖道を成して是れ異生ならんや。聖位に非ざる中に聖道を起さず、爾の時、異生と名くることを得べきが故に。若し「少の故に斯の過なし」と言はゞ、彼れは能く無始より積集せる堅固の煩惱の對治の生因と爲ること勿し。

又、更に勞して譬喩者を難ずること無かれ。契經に已に彼の所執を遮するが故に。世尊の說くが如し。『我れ實に提婆達多の白法の毛端の量の如きを成ずるを見ず。乃至、廣說』と。世尊、自ら說かく、『天授の身中、白法の根種、餘り無く已に拔く』と、故に此の經の內、復た是の言を作す『隨倶行の善根の未だ斷ぜざる有り。未だ斷ぜざるを以ての故に、此の善根より、猶ほ餘の善根の起るべき義あり』と。彼れ後時に於て、一切皆な斷ず、今、應に彼れ此の善根を除くと說くべし。更に復、何の非有りて餘り無く拔かんや。而も佛の敎の所說の義の中に於て、顧忌の心なく、信受すること能はず、說くを聞くべからず。大木の聚中に淨界有るが故に。即ち有情の身中にも亦、有りと說くは太過の失なるが故に。大木の聚は、他の所欲に隨つて、淨を成じ、染を成ずるが如く、有情も亦、應に他欲に隨つて、或は淨界の無漏の法種より、聖法を生じ已り、復た他欲に隨つて、還つて異生を成ずと許すべし。又、亦、應に諸の阿羅漢の退法の種性に、煩惱の種ありと執すべし。無學の退あることは、後に當に成立すべし。

又、[五五]上座の說かく、「諸行は、決定して倶生因なし。諸行の時に生ぜんとするや、應に因なかるべきが故に。又、應に餘類、餘類を生ずべきが故に。謂はく、倶生の法、將起の位に於て、此れは彼

【五五】經部師の倶生因を破するなり。

れの與めに能く生因と作るに非ず、猶ほ未だ生ぜざるが故に。又、應に彼の二種の異因を求むべし。彼の二因に由りて、二倶に起ることを得」と。

此の說は、理に非ず。證因なきが故に。是れは許す所なるが故に。謂はく、倶生法は將生位の中、此れは彼の因に非ず。「未だ因證を說かず。」豈、已に猶ほ未だ生ぜざるが故にと說かずや。「此れも亦、同疑なり。謂はく、何の因證ぞ、」猶ほ未だ生ぜざる法は因と爲ること能はず。又、彼れ如何が、無體の法に於て、倒に許して因と爲し、有體の法に非ざるや。若し「未生の體は、非有なり」と謂はゞ、體、若し非有ならば、有因と謂ふこと勿し、兎角等は、畢竟じて無法なり、有因と說くべきに非ず。此れも亦、應に爾るべし。汝も亦、兎角は無に非ずと許さず。又、我が所宗の有に多種あり、體用假實差別あるが故に。未來は有なりと雖も、引果の用は、猶ほ未だ有らざるが故に、說いて未生と爲す。體は旣に無に非ず。何ぞ因の義なからんや。因證を說かずして、未生は、法の生緣に非ずと執するは、正理に應ぜず。若し未生の故に、因を成ずることを得ず、生の故に因を成ぜば、是れ則ち應に過去の諸法は、定んで因性を成ずと許すべし。若し爾らば、隨界ありと執するは、唐捐なり。或は應に隨界は、因なくして、而も有るべし。若し「過去は、是れ展轉因なり」と謂はゞ、此れは虛言ありて都て實義なし。如何が、過去に全く體あることなくして、而も展轉因と爲すことを成立すべきや。智者は、應に此の盲朋黨の、無體の法に於て倒執して因と爲し、有體の法中、因の義を撥無するを觀ずべし。若し「因は過去にして、過去は是れ因に非ず」と謂はゞ、是れ則ち、未來も亦、應に此れに同じかるべし。過去の法體の非有なるが故に、展轉因に非ざるが如く、未來も亦、應に體は非有なるが故に、展轉果に非ざるべし。又、展轉とは、是れ相續の言なり。應に此の法は、卽ち此れに續ぐべからず。旣に去來なく、唯、現在のみ有るが故に、應に決定して、展轉因なかるべし。然れば彼の所說は、又、應に彼の二種の異因を求むべし。彼の二因に由りて、二倶

起するは、此れ我れ已に許す。謂はく、我れは、心心所等の法は、皆な前生の自類の因に由りて起り、及び倶起の異類の因に由りて生ずと許す。汝は復た、中に於て何ぞ勞して難を徵するや。是の故に、上座は、都て因ありて、能く定んで倶生因無き義を證すること無し。又、彼の所說は、「唯、一刹那は所依性有り、及び諸行法に倶生因あるは、皆な了すべきこと難し」とは、此れ非理の說なり。了すべきこと難しと雖も、義は無に非ざるなり。所依性の如し。謂はく、所依性は、一刹那の中、了すべきこと難しと雖も、而も心心所は、所依の刹那の眼等なきに非ず。又、諸業の果は、一刹那の頃、了すべきこと難しと雖も、[五一]感赴することは無に非ず。此の倶生因も亦、應に是くの如くなるべし。然れば、彼の具壽の諸の發す所の言は、皆な善說に非ず。敎理に違するが故に。此れに由りて、決定して倶生因あり。故に倶有因の理は、極めて成立す。

【五一】本文感起とあり、他本の感赴に作るに由る。

巻の第十六

〔辯差別品第二の八〕

第五節　同類因

[一]是くの如く、已に倶有因の相を辯じたり。第三の同類因の相とは、云何ぞ。頌に曰はく、

同類因は、相似するなり。　自部地なり、前生なり。
道は、展轉して、九地なり。　唯、等と、勝とに因と爲る。
加行生も亦然り。　聞思所成等なり。

論じて曰はく、或は遠、或は近の諸の等流果を能養し、能生するを、同類因と名く。應に知るべし、此の因は、唯、[二]相似の法の、相似の法に於てにて、異類に於てに非ず。善の五蘊は、善の五蘊の與めに、展轉相望めて、同類因と爲るが如し。染汚、無記も、應に知るべし。亦爾なりと。

有餘師の説かく、「[三]淨無記の蘊の五は、是れ色の果なれど、[四]四は、色の因に非ず。性下劣なるが故に」と。

有餘師の説かく、「五は、是れ四の果なれど、色は、四の因に非ず。勢力劣なるが故に」と。

[五]有餘師の説かく、「色と四蘊とは、相望展轉するに、皆な因と爲らず。劣と異類なるが故に」と。

若し位に就いて説かば、有餘師の言はく、「羯刺藍の位は、能く[六]十位の與めに、同類因と爲り、頞部曇等の九位は、一一、皆な前位を除きて、餘の與めに因と爲る。後位を前に望むるに、但だ緣の義あり」と。若し爾らば、最初の羯刺藍の色は、應に因あること無かるべく、最後の老の色は、應に果あること無かるべし。故に理は、然らず。

【一】此の段は、六因中の第三同類因を述ぶ。同類因とは、因の性質と果の性質とが同じき時の因を言ふ。又此の因果關係は、必ず時間的には前後あり、空間的には、三界九地の間に各限定ありて一地の因は、他地の果を生ずることなし。又四諦修道の五部の間にも限定ありて、或る部の法が因と爲りて、他部の法を等流果として生ずることもなし。しかし無漏法の場合には、地に限定なく、自己と同等又は同等以上の等流果を引き起すものなり。

【二】相似とは、善惡無記の三性に就いていふなり。

【三】淨無記とは無覆無記のことなり。

【四】四とは色蘊外の四なり。劣法たる色蘊は勝法たる四蘊を因と爲さずとの意なり。

【五】光記はこの説を正義と爲す。然れども倶舍論にて世親は初めの善は界、他の二法、他の二性のそれぞれ相似の法に於て同類因と爲るとの説を正しとなす。

【六】十位とは、胎内の五位と、胎外の五位となり。胎内の五位は前に出でたり。胎外の五位とは、一に嬰孩、二に童子、三に小年、四に盛年、

復た有る師の言はく、「前生の十位は、一一、皆た後生の十位の與めに、各自類の色を、同類因と爲す。此の方隅に由りて、一切の[七]外分は、各、自類に於て、應の如く當に說くべし。」

譬喩者は、「[八]諸色は決定して、同類因なし。但だ衆緣和合し資助するに由りて、生長することを得。現に井の下より掘り出す泥の中に芽生ずること有るが故に。地下に於て、曾つて種ありて生ずるに非ず。芽何れより起るや。故に知んぬ、色法は、同類因なし」と說く。彼の宗は、[九]本論の所說に違害す。故に本論に言はく、「過去の大種は未來の大種のために、[一〇]因と增上等なり」と。彼れ言はく、「我が說は此に於て違すること無し。增上緣に、近あり、遠あるに由りて、次の如く說いて、因と增上と爲す故に」と。難を逃るゝに方なく、矯(いつは)つて此の言を說く。文に順ずるに似たりと雖も、而も實に理に違す。又、色に同類因ありと許すは、理に於て、文に於て、違害する所あるに非ず。然も井の下より掘り出す泥の中に芽の生ずることあるは、彼れ先より種あり、和合の緣を闕きて、未だ芽等を生ぜず。今、緣和合して、芽等、乃ち生ず。若し彼の泥の中に、同類因なくして、生ずることを得ば、應に一切を生じ、或は全く生ぜざるべし。定因なきが故に。

諸の相似せるものは、相似の法に於て、皆な同類因と爲ると說くことを得べしと爲んや。爾らず。云何ぞ。[一一]自部自地は、唯、自部自地の與めに、因と爲る。是の故に、說いて自部自地と言ふ。部とは、謂はく、五部にして、謂はく、[一二]見苦所斷、乃至、修所斷なり。地とは、謂はく、九地にして、謂はく、欲界を一と爲し靜慮と無色とは八なり。此の中、欲界の見苦所斷は、還(また)欲界の見苦所斷の與めに、同類因と爲る。是くの如く、乃至、欲界の修所斷は、還(また)、欲界の修所斷の與めに、因と爲る。欲界の五部の所斷を說くが如く、靜慮、無色の各の四地の中、其の所應に隨つて、皆な是くの如く說く。

[一三]此れを一切と爲すや。爾らず。[一四]前生なり。謂はく、唯、前生が、後の相似の生と未生との法の與

五に老年なり。今此の十位に就いて同類因を論ずるに、前々の位は、それと相似したる後々の位を引起するが故に、前位が同類因にて、後位は等流果となる。

【七】外分とは麥稻等の外物を指す、外色はそれ〳〵その外色の同類因となる。

【八】倶舍論六・五左、不許色爲色同類因。婆沙論十七（大正藏二七・八七下）

【九】本論とは、發智論十三（大正藏二六・九八五下）

【一〇】因とは四緣の中の因緣の義にして、之れを六因に配すれば、能作因以外の五因に當るも、其の五因の中にて、過去の大種を未來の大種に望めるときは、同類因の外なし。即ち因とは同類因なり。增上とは增上緣の義にして、能作因なり。

【一一】自部とは、四諦修道（煩惱斷滅の五段階）の五部。自地とは三界九地の各地のことなり。

【一二】見苦所斷云云。見道下に見苦見集見滅見道の四段あり。之れに修道の一部を加へて五部と言ふ。即ち佛教は一切の有漏法を五部に分つなり。

【一三】此の一段は、部と地との制限の外に、時の制限ある

めに、同類因と爲るなり。是れを圓滿同類因の相と謂ふ。唯、前生が、後世の果の與めに同類因と爲ると說けば、義に於て便ち闕く。未生の與めに同類因と爲ると說かざるが故に。唯、過去が、未來、現在の與めに同類因と爲る等と說けば、義に於て、亦、闕く。過去に因與ありと說かざるが故に。

若し前說の如くば、[一五]本論の所說の、「前生は、後生の法の與め、及び過去は、現未の因と爲り、現在は、但だ、未來の因と爲る」と說く義を通攝す。未來は何が故に、同類因なきか。彼れには前後次第の義なきが故に。「豈、諸法は正生の時に於て、已に能く一切の障礙を蠲除し、未生者に望めて前と爲すと說くを得ずや。又、異熟因は、未來生に於て亦、應に有に非ざるべし。異熟果は、異熟因に望むるに、[一六]前後なきに由るが故に。」要ず前後に依りて同類因を立つ。正生の時、已に後位を越ゆるに非ず。未だ作用あらざるは、餘の未來の如し。過去は、唯、前、未來は、唯、後にして、現は前後に通ず。世に約して定まるが故に。過去の諸法は、皆な是れ前なりと雖も、而も取果の時、已に定んで前後なり。未來の法は、正生の時に於て、別餘に作用し、前後を立つべきに非ず。要ず現在の已生位の中に至りて、方に未來を簡び、後位を成ぜしむ。已作用を以て、彼れを取りて果と爲す。「若し爾らば、異熟因も亦、未來にあること勿からん。」此れと彼れとは類に非ず。所以は何ぞ。此れは、同類因と等流果となり。善等の別なし。若し先後なければ、應に互に因と爲るべし。既に互に因と爲る、應に互に果と爲るべし。互に因果と爲るは、理と相違す。既に理の能く互爲果を遮する無し。則ち應に果は、因の先に在ること有りと許すべし。亦、二心互に因と爲る義あり。是れは則ち發智の論文に違害す。彼の異熟因は、果と相別なり。前後を離ると雖も、上の過なし。故に同類因は、位に就きて建立し、未來は非有なり。若し異熟因は相に就いて建立し、未來は無に非ず。「若し同類因、未來は非有ならば、豈、因の義は、今有本無ならずや。」許すが故に失なし。位に約し

ことを明せるものなり。

【一四】前生とは、過去と現在と未來とに對し、現在を未來に對して言ふ名なり。

【一五】本論とは、發智論第一（大正藏二六・九二〇下）。

【一六】前後。前俱に非ざるか、俱舍論（六・七左）には、「不應異熟果因前及俱故」とあり。

て、體に非ず、和合の作用の位の果に由り、體の果に非ず。和合の作用は、是れ法の差別の因緣の和合にし、法行の異位なり。法行の異位は、體を離れて成ずるに非ず。然も異位の行も亦、即ち體に非ず。是くの如き異位は、異位より生ず。同類の果因を、名けて異位と爲す。故に和合の作用の位の果は、體の果に非ず。『理に過なしと雖も、文に違あり。[一七]本論に說くが如し。「若し法、彼の法の與めに因と爲る。時として此の法、彼の因に非ざること無し。」豈、過現は、彼れが與めに因と爲り、未來は因に非ざるにあらずや。便ち此の說に違す。』此に違する過なし。此れは、俱有、相應、異熟の三世に通ずる因に依りて、密意に說くが故に。[一八]有餘師は釋す、「此れは通じて六因に依りて論を作すと雖も、而も失あること無し。未來は、既に同類、遍行なし。如何ぞ、時として因に非ざること無しと說くべけんや。未來は、無と雖も、而も此の意は、能く因と爲りて、後に時として、因に非ざること無しと說く。又、此れは、未來も亦、定んで應に有るべし。謂はく、有爲法は、正生の時に於て、定んで能く因と爲る。諸障を殄すが故に。此れに依りて、密に時として因に非ざること無しと說く」と。然るに[一九]經主の言はく、「彼れは善釋に非ず。未來法は、正生位の前には、同類因に非ず。後に方に成ずるを以ての故に」と。是くの如きの過難は、前に已に釋通す。謂はく、未來は、前後あるに非ざるが故に、三世に就いて、時として因に非ざること無しと說く。意更に第四時なきことを顯はすが故に。[二〇]若し爾らば、等無間も應に此の說に同ずべし。然るに本論に許さゞるが故に、[二一]本論に言はく、「若し時に、此の法の未だ已生に至らざるは、等無間に非ず」と。斯の過失なし。所以は何ぞ。等無間緣は、開避の力に據る。正生の位に、開避の能あるに非ず。要ず已生の時、開避の力あり。若し已滅に至らば、已開避と名く。同類因は、種子法の如く、正生の位に於て、種法の中に住す。已生の時に至りて、正に能く取果す。故に因は、等無間緣に類するに非ず。有餘師は釋す。「次に正生の後、此の同類因は、定んで自果を取る。等無間緣は則ち決定するに非ず。已滅の

【一七】本論とは、發智論第二十(大正藏二六・一〇二六中)。

【一八】俱舍論六・六左。

【一九】俱舍論六・六左。

【二〇】若し爾らば云云。等無間緣とは、前念の心心所がまさに過去に落謝せんとする時、後念の心心所を誘引する關係を云ひ、此の文は、この等無間緣となるべき法も、時の望め方によつて然らざることありや否やと言ふ問題を論じたるものなり。

【二一】本論とは、發智論第二十(大正藏二六・一〇二六中)即ち已生とは、現在のことなれば、心心所法が未だ現在に至らず、未來にある時は等無間緣たるの資格を有せずと言ふなり。

位に有りて、方に自果を取るが故に。正生時の說に依るべからず」と。

毘婆沙釋す。[二二]二門を現ぜんが爲めなり。[二三]彼の處に說くが如く、[二四]此れも亦、應に爾るべく、此の處に說くが如く、彼れも亦、應に爾るべしと。然るに[二五]經主は、說かく、「是くの如く、文を作ること、何の功德をか獲る。唯、[二六]論主の文を善くするに非ざることを顯はすのみ」と。斯の過失なし。轉じて論主の文に於て巧なるを彰すが故に。謂はく、能く諸の作る所文は、餘意あること有り、餘意なきこと有るを顯示す。何ぞ餘意ある文を顯示することを須ひんや、餘意ある文は、處々に有るが故に。何處に於て有るや。次に後に當に辯ずべし。是くの如く善く發智論の說を通ず。[二七]品類足論は、當に云何が通ずべきか。彼の論に言ふが如し。「或は苦諦あり。有身見を以て、因と爲し、有身見の與めに、因と爲るに非ず。未來の有身見と、[二八]「及び彼れの」相應の苦諦とを除ける、諸餘の染汚の苦諦なり。或は苦諦あり。有身見を以て、因と爲して、亦、有身見の與めに、因と爲るあり。即ち除く所の法なり」と。是れは誦する者の失なり。文に此の言なし。[二九]彼の論は、但だ未來の有身見相應の苦諦を除くと言ひ、「及び彼」の言は無し。設ひ是くの如き言あるも、義に准じて、應に謬と知るべし。

[三〇]施設足論は、當に云何が通ずべきや。彼れに說かく、「諸法は、[三一]四事決定す。所謂、因と、果と所依と、所緣となり」と。應に知るべし、彼の文の因とは、謂はく、[三二]能作と俱有と相應と異熟との因なり。果とは、謂はく、[三三]增上と士用と異熟との果なり。所依とは、謂はく、眼等の六根なり。所緣とは、謂はく、色等の六境なり。

[三四]又、品類足論は、當に如何が通ずべきや。說くが如し。「云何が心を因と爲す法に非ざるか。謂はく、彼の已に正性離生に入る補特伽羅の初無漏の心と、及び餘の異生の決定して、當に正性離生に入るべきものの初無漏の心となり」と。然るに彼の異生の未來所有の諸の無漏心は、皆な心を因と

【二二】二門とは、發智論にて、一方には「時として因にあらざるはなし」と言ひ、又、他方には「未だ已生に至らざる位」といへるを二門と言ふ。
【二三】彼の處とは因の處。
【二四】此れもとは、等無間緣を指す。
【二五】經主云云。俱舍論六・六左。
【二六】論主とは、こゝでは發智論の著者を意味す。
【二七】品類足論云云。此の品類足論十三（大正藏二六・七四五中）の文は、前にも已に引用せられたる文にして、此處に於ては、若し未來に同類因なしと言ふならば、何故に品類足論に未來に同類因あるが如き說をなすかと言ふ難なり。
【二八】「及び彼れの」と言ふ文字は、本論になきを難者の側にては之れを入れて讀むとなせり。
【二九】彼の論云云。品類足論には「及び彼れの」の言はなし。彼の文は、未來の有身見想應の苦諦を云云と讀むべきにて、即ち未來の有身見そのものに非ずして、有身見に相應する苦諦を除くと讀み、從つて有身見を因として有身見の因るものは有身見そのものに非ずして、有身見相應の苦

爲すに非ず。何が故ぞ、唯、彼の初無漏心と說くや。有るが是の釋を作す。「彼の文は、同類因の義を辯ぜず。何となれば、唯、二種の異生を辯ず。謂はく、有般涅槃法、及び無般涅槃法なり。文は、無涅槃法を擧げずと雖も、義、理門に準じて、有りと知ることを顯示す。謂はく、彼れ既に、餘の異生の決定して、當に正性離生に入るべき有りと說く。此に由りて義準するに、亦、異生の決定して、正性離生に入らざる有り。

有餘師の釋す、「彼の文は、亦、同類因の義を辯ず。然るに彼れは、唯、若し心畢竟じて、心を因と爲るに非ずとは、彼の未だ正性離生に入らざる者の、諸の無漏心は、皆な心を因と爲すに非ずと雖も、然も彼れ若し正性離生に入らば、唯、初無漏心有りて、是れ心を因と爲る法に非ず。餘心は、心を以て因と爲さざること無し。と說く」と。

三五 識身足論は、當に云何が通ずべきか。彼の論に言ふが如し。「過去の染汚の眼識所有の隨眠に於て彼れは此の心に於て、或は能く因と爲りて、所隨增に非ず。或は所隨增にして、因と爲ること能はず。或は能く因と爲り、亦、所隨增なり。或は因と爲ること能はず、亦、所隨增にも非ず」と。且らく「能く因と爲りて、所隨增に非ず」とは、謂はく、諸の隨眠が此の心の前に在り、同類と遍行となり。卽ち彼の隨眠、若し此れを緣せず、設ひ緣するも已に斷じ、及び此の相應の隨眠、已に斷ずるなり。「所隨增と爲りて、因と爲ること能はず」とは、謂はく、諸の隨眠が此の心の後に在り、同類と遍行となり。卽ち彼の隨眠、此れを緣じて未だ斷ぜざるなり。「能く其の因と爲り、亦、所隨增」とは、謂はく、諸の隨眠、此の心の前に在り、同類と遍行となり、卽ち彼の隨眠、此を緣じて未だ斷ぜず、及び此の相應の隨眠、未だ斷ぜざるなり。「因と爲ること能はず、亦、所隨增に非ず」とは、謂はく、諸の隨眠、此の心の後に在り、同類と遍行となり。卽ち彼の隨眠、若し此れを緣ぜず、設ひ緣ずるも已に斷ず。若しは所餘の緣、若しは他の隨眠、若しは不同界の遍行の隨眠なり。彼の過

諦と解すべきなり。されば兵等は相應因・俱有因たるのみにて同類因にはあらざるが故に、同類因の未來にあるの證とはならずとの意なり。又「及び彼れの」の言を入れて讀むとしても、かく解すべきなりとの意なり。

【三〇】 施設足論云云。これは施設論を引用しての難なり。所謂、因果決定の難なり。

【三一】 四事決云云。これは因果は現在に來りて假かに出來るものに非ず。本來法爾として決定せるものなるが故に法が現在に來たるも、假かに同類因となるものに非ず。法が未來にある內より同類因として定まりてこそ、法爾決定と言ふべし。故に未來に同類因ありとの難なり。

【三二】 能作と云云。能作・俱有等は、法の體に就きて立てたる因なるが故に、本來決定せるも、同類・遍所の二因は、法が現在に出で﹅作用を起す上にて立てたる因なるが故に此の二は本來決定の因ならず。

【三三】 增上云云。果に五ある中、此の三果は、法爾として決定し、已に未來雜亂聚の中にありて、何れの因に對するも何れの果と定まつてゐるものなるが、等流果は、前念の法

去の染汚の眼識の如く、未來の染汚の眼識も亦、爾なり。過去の四句は、其の理然るべし。未來は、如何が四句を立つべきや。

有るが是の釋を作す。「彼れ未來に於て、應に三句を立つべし。所隨增にして、因と爲ること能はざるを除く。彼れ後なきが故に。然るに未來も過去の如しと說くことは、正生の時、必ず現在に入ることを顯はす。餘い未だ起らざるに望んで、立てゝ前と爲すべく、此れに對して、餘を說いて後と名くべきが故に」と。

有餘師の釋す。「此れは未來にも亦、四句ありと說く。未來に心の後に在りて、過去に同じきこと有りと言はず。謂はく同類と遍行との隨眠ありて、未來世に在り。彼の未來の染汚の眼識に於て、緣じて而も未だ斷ぜず。是れ所隨增にして、因と爲らざるが故に。

同類因は、唯、自地なりと言ふは、定んで、何に依りて說くか。定んで有漏に依る。若し無漏道ならば、展轉相望して、一一、皆な九地の與めに因と爲る。謂はく、四靜慮と、及び三無色と、未至と、中間とを、是れを九地と名く。餘は等引なし。猛利に非ざるが故に。皆な無漏の聖道を發すこと能はず。九地の道諦は、展轉して因と爲る。所以は何ぞ。此れ[三六]繫地に非ざるが故に。諸地を愛執して、己が有と爲すところに非ざればなり。是れに由りて、道諦は、地同じからずと雖も展轉して因と爲る。同種類の故に。然も一切、一切の因と爲るに非ず。誰か與めに因と爲るか。謂はく、等勝の果なり。[三七]加行生の故に、劣の爲に因に非ず。初定の聖道は、初定に依ること有り、乃至、無所有處に依ること有り。二定等の道も、應に知るべし。亦、爾なりと。自と上とに依るに於て有なり。下地に依るに於て無なり。謂はく、初定に依る、初定の聖道は、九定に依る九地の聖道が與めに、同類因と爲る。卽ち此れ、唯、初定に依る道を用ひて、同類因と爲す。上に依る聖道を用ひて、因と爲さず。性劣なるを以ての故に。第二定に依る初定の聖道は、初定に依るを除いて、餘定に依

に引生された作用の上に立つるものなれば、本來決定し居るものにあらず、又離繫果は擇滅無爲の上に立てられたるもの故に、有爲法の如く未來とか現在とかと談せられるものに非ず。

【三四】又、品類足論云云。これは更に品類足論を用ひたる第四の難なり。倶舍論には見えず。

【三五】識身足論云云。これは同論四（大正藏二六・五五〇中）に出づ。第五の難にて、これも倶舍論になし。

【三六】繫地に非ずとは、其の地に繫屬するものに非ずとの意なり。卽ち無漏道は、九地に依りて起さるゝと雖も、其の地に繫屬されず、地の制限を受けることなしとの意なり。

【三七】加行生云云。高上せんと勸めて起すものなれば劣の果あるべきことなしとの言なり。

る九地の聖道が與めに、同類因と爲る。即ち此れ、唯、初二定に依る九地の聖道を用ひて、同類因と爲す。上地に依るに非ず。第三定に依る初定の聖道は、初と二に依るを除いて、餘定に依る九地の聖道が與めに、同類因と爲る。即ち此れ、唯、初、二、三に依る九地の聖道を用ひて、同類因と爲す。上地に依るに非ず。乃至、若し無所有處に依る初定の聖道は、唯、此の無所有處に依る九地の聖道が與めに、同類因と爲る。即ち此れ通じて、九地の定に依る九地の聖道を用ひて、同類因と爲す。九定に依る初定の聖道の如し。餘定の聖道も、九地に依るは、其に所應に隨つて、當に廣く思擇すべし。

又、一地は、諸の無漏道を攝するも亦、一切は一切の因となるに非ず。等勝の因と爲り、劣の因に非ざるが故に。且らく、已生の苦法智忍は、還未來の苦法智忍の與めに、同類因と爲るが如き、是れを名けて等と爲す。又、即ち此の忍は、復た能く、後の苦法智より無生智に至るまでの與めに、同類因と爲る。是れを名けて勝と爲す。是くの如く廣說乃至、[三八]已生の諸の無生智は、唯、等類の與めに同類因と爲る。更に勝なるもの無きが故に。

又、諸の已生の見道と、修道と、及び無學道とは、其の次第に隨つて、[三九]三二一の與めに、同類因と爲る。展轉して因と爲るも亦、理に違せず。如何ぞ、後生の勝なる無漏道は、能く前生の劣なる無漏道の與めに、同類因と爲つて、而も理に違せざるか。誰か後生の勝が、前生の劣の因と爲ると言ふや。前生の鈍根の種性の修道は、自相續の未來の決定して生ぜざる利根の種性の見道が與めに、同類因と爲ること、何の理か礙を爲さん。一切の有情は、各別の相續、法爾として六種の種性を安立す。無學を前に望むるも、應に知るべし、亦、爾なり。然も差別あり、謂はく、前生の無學の聖道は、自相續の後生の修道に於て、同類因と爲ること有り。無學を退し已りて、修道の中に於て、利根に轉生する義あるべきが故に。

【三八】已生の諸の無生智云云。劣等智が因となりて高等智を引生するは、勝の爲めの因なれども、已に生じたる無生智は、これ以上高等なる智なきを以て、品等の因たるのみにて、勝の因となることはないとの意なり。

【三九】三二一云云。三とは見道は見・修・無學の三道の因となり。二とは修道は、修・無學の二道の因、一とは、無學の一道の爲めに同類因となることなり。

「若し爾らば、應に本論と相違すべし。說くが如し、「已知根は、未知當知根の與めに、所緣と增上と爲る。因に非ず、等無間に非ず。是くの如く、具知根も二根に於て亦、爾なり」と。此れと相違なし。餘意有るが故に。次前に說くが如し。餘意有るの文は、處々に皆な有り。卽ち是れ此れ等の故に、應に餘意有る文を顯示すべし。今、此の文の中に、何の餘意有るや。謂はく、後世の是くの如き根生の所攝の已知根を、卽ち前生の是くの如き根性所攝の未知根に望むるに依り、密かに是くの如き言を作す。所緣と增上とにして、因と等無間に非ずと爲す。劣なるが故に、後生の故に。此の文は、但、已起の作用の相續に依りて諸の無漏根を轉ずることを說く。世第一法を用ひること有りと說くが如し。

「若し爾らば、有情は、各別の相續にて、法爾として、三乘の菩提を安立す。是くの如くんば亦、應に聲聞乘の道は、獨覺佛乘道の因と作り、獨覺乘の道は、佛道の因と作ることを得べし。」斯の過失なし。性極遠なるが故に。若し已に聲聞道に昇陟する者は、更に餘乘の道に生ずべきこと無きが故に。

「若し爾らば、已に隨信行の道に昇れば、隨法行の道は、更に生ずべきこと無し。是れ則ち前生の隨信行の道は、未來生の畢竟じて不生の隨法行の道が與めに、應に因と爲らざるべし。」亦、此の失なし。諸の鈍根道は、利根道に轉成すること有るべきが故に。謂はく、卽ち彼の隨信行の根の諸蘊の相續に由りて、隨法行に屬する蘊の相續根を轉得すること有るべし。已に聲聞乘道に昇れる諸蘊の相續に由りて、獨覺佛乘の蘊相續の道を轉得すること有るべきに非ず。是くの如きの理に依るが故に、有るが說いて言はく、「是の處（ことはり）無しと雖も、而も假りに分別す。若し見道中に、出觀する者あらば、隨信行道も亦、隨法行の根を轉得すること有り、然も出の義なし」と。故に根の差別は、乘と同じからず。此れに由るが故に言はく、諸の鈍根道は、鈍、及び利の與めに同類因と爲り、若し、

利根道は、唯、利道のみの因たり。隨信行、及び[四〇]信勝解、[四一]時解脱道の如きは、其の次第に隨つて、

[四二]六四三の與めに、同類因と爲る。若し隨法行、及び[四三]見至、[四四]非時解脱道は、其の次第に隨つて、

[四五]三二一の與めに、同類因と爲る。此れも亦、前に准じて、應に不定と知るべし。諸の上地の道が、下地の因と爲らば、云何が名けて或は等、或は勝と爲すや。[四六]因の增長に由り、及び根に由るが故なり。

但、聖道のみ、唯、等勝の與めに、同類因と爲ると爲んや。爾からず。云何ぞ。餘の世間法の加行生の者も、亦、等勝の與めに因と爲る。劣には非ず。加行生の法は、其の體、云何ぞ。謂はく、

[四七]聞所成、[四八]思所成等なり。等とは、[四九]修所成等を等取す。聞思修に因りて、生ずる所の功德を、彼れの所成と名く。加行生の故に、唯、等勝の與めに因と爲る。劣には非ず。欲界繫の聞所成の法の如きは、能く自界の聞思所成の與めに、同類因と爲り、修所成の因には非ず。欲界に無きが故に。思所成の法は、思所成の與めに同類因と爲り、聞所成の因には非ず。彼れは劣なるを以ての故に。若し色界繫の聞所成の法は、能く自界の聞修所成の與めに同類因と爲り、思所成の因には非ず。色界に無きが故に。修所成の法は、唯、自界の修所成の法の與めにのみ、同類因と爲り、聞所成の因には非ず。彼れは劣なるを以ての故に。無色界繫の修所成の法は、唯、自界の修所成の法の與めにのみ、同類因と爲り、聞思所成の因には非ず。[五〇]無きを以ての故に。劣なるが故に。

有餘師の說かく、「思所成の法は、修所成の與めに、同類因と爲る。豈、欲界に思所成あり、修所成無く、若しくは、色界に於ては、修所成ありて思所成なからずや。然るに世間法は、唯、自界の與めにのみ同類因と爲る。前に自部自地に因と爲ると說くは、有漏に依るが故なり」と。如何が、彼れは思を修の因と爲すと說くや。

有るが是の釋を作す。「卽ち欲界に於ては、勝方便所攝の善根あり。思所成なりと雖も、而も極め

【四〇】 信勝解とは、鈍根の修道者にして、他の教を信じて自らの慧解を主とせざるを以て、信解と言はる。利根の見至に對す。

【四一】 時解脱道とは、鈍根の羅漢道にして、時に制約せられて涅槃に入るを以てかく言はれ、非時解脱に對す。

【四二】 六四三云云。隨信行は、隨信・隨法・信解・見至・時解・不時解の三、信勝解は、信解見至・時解・不時解の四、時解脱は、時解・不時解の二なり。

【四三】 見至とは、利根の修道者にして、鈍根の信勝解に對す。

【四四】 非時解脱道とは、利根の羅漢道にして、時に制約せられず、隨時に般涅槃し得るものなり。

【四五】 三二一云云。隨法行は、隨法・見至・非時解の三、見至は見至、非時解の二、非時解は非時解の爲めなり。

【四六】 因とは、見修無學の三道の智慧なり。此れは涅槃の果を證する因なればなり。根とは利鈍の根にして、上地にても鈍根の道は劣、下地にても利根の道は勝なるに由る。

【四七】 聞所成とは、聖道の道理を聞(Śruta)きて起れる善根なり。

て寂靜にして、修慧に似るが故に、修所成と名く、思を彼の因と爲すと說くも亦、過なし」と。

有餘師は釋す。「盡智を得する時、修むる所の欲界の思所成の法は、是れ阿羅漢の修慧の果なるが故に、修慧に似るが故に、修所成と名く。思を彼の因と爲す說も亦、過なし」と。

此の聞思修の所成の諸法は、各九品あり。謂はく、下下等なり。若し下下品は、九品の因と爲り、下中ならば、八因、乃至、上上ならば、唯、上上の因たり。前の劣を除くが故なり。

又、生得の善も亦、九品あり。一切相望めて展轉して因と爲る。一一、後に皆現前すべきが故に。有餘師の說かく、「定んで一心の中に、一切を得るが故に。然るに現行の異熟の九品に由りて、九品の差別ありと施設すべし。染汚の九品は、此れに准じて應に知るべし。復た對治に九品あるに由るが故に、九品の差別ありと施設すべし。」

無覆無記に總じて四種あり。謂はく、異熟生、威儀路、工巧處、化心と[五一]倶品なり。其の次第に隨って、能く[五二]四、三、二、一の與めに因と爲る。

有餘師の說かく、「一切相望めて展轉して因と爲る。同一の縛なるが故に」と。此の說は、理に非ず。初靜慮の煖等の四法は、展轉して因と爲ること勿し。又、[五三]欲界の化心に、四靜慮の果あり。上靜慮の果は、下靜慮の果の因に非ず。加行の因に、下劣の果を得るに非ざればなり。功用を設けて獲る所無きこと勿し。

是くの如き義に因るが故に、有るが問ふて言はく、[五四]「頗し、已生の諸の無漏法が、未生位の無漏法の因に非らざること有りや」と。有り。謂はく、已生の[五五]苦法智品を、自種性の未來の不生の苦法智忍倶品の諸法に於てす。是くの如く、乃至、諸有の已生の金剛喩品を、自種性の下位の未生の諸の無漏法の與めにし、又、一切の勝を、一切の劣に於てするも「亦是くの如し」。加行の法を同類因と爲すを以て、所得の果は、或は等、或は勝なり。「頗し一身の諸の無漏法の、前に定んで得る所にして、

【四八】思所成とは、聖教の道理を深く思惟(Mutu)して其の結果起れる善根。

【四九】修所成とは、定を修(Bhāvanā)する結果、定中に起れる善根。

【五〇】無き云云。無色界には聞くと言ふことなく、又聞所成の智は、修所成の智より其の價値劣れるが故にとの意なり。

【五一】倶品とは、四無記と相應する心所四相等なり。

【五二】四三二一云云。四とは、異熟生が自及び他の三の爲めに同類因となること、三とは威儀路が自及び他の二の與め、二とは工巧處が自及び他の一の與め、一とは能化心が自の同類因となることである。

【五三】欲界の化心とは、欲界の身又は宮殿を變化する等の通果心にして、四靜慮の定力より起る果なり。

【五四】是くの如き義とは、勝は劣の因と爲らぬとの義なり。

【五五】苦法智品云云。苦法智は勝れ、苦法忍は劣なるが故なり。

五六 後の生因に非ざること有りや。」有り。謂はく、五七 未來の苦法忍品を、後の已生の苦法智忍に於てするなり。果は、必ず因の前に有ること無きを以ての故に。或は、同類因は、未來に無きが故に。「頗し前に生ぜる諸の無漏法にして、後の已起の無漏法の因に非ざること有りや。」有り。謂はく、前に生ぜる勝無漏法を、後の已起の劣無漏法に於てするなり。前の已生の苦法智の得を、後の已生の苦法忍の得に於てするが如し。彼れは、後生なりと雖も、而も是れ劣なるが故に。是くの如く、一切の聖道の諸得の前勝、後劣は、此れに准じて應に知るべし。

五八 經主は、此の中、「上果を退して、下果の現前する」を以て、用て所問を答ふ。此れ決定に非ず。上果を退し已りて、練根起りて、勝無漏の現在前すること有るべきが故に。彼れは應に此れを簡ぶべし。然るに此の同類因は、果を與ふる功用、窮盡あることなし。異熟因の果を與ふる功用の、定んで窮盡あるが如きに非ず。諸の阿羅漢は、同類因を受け、果猶ほ未だ盡きずして、而も涅槃するが故に。同類因は、定んで能く果を生ずるに非ず。謂はく、同類因は、障あるに由るが故に、果は、或は餘時に起り、或は永く生ぜざることあり。故に此の中に於て、有るが、是の問を作す。「同類因は、果を與へ、亦、能く果を取るや」と。總じて相ひ答へて言はく、諸の果を與ふるは、必ず能く果を取る。所以は何ぞ。取らずして與ふる理、成ぜざるが故に。能く果を取りて、而も與ふること能はざるあり。謂はく、阿羅漢の最後の諸蘊なり。前の諸蘊は、能く果を與ふると雖も、而も未だ窮盡せずして便ち般涅槃するを以てなり。又、聽誦、思擇等の業に於ても、加行遇等の助緣を同しくすと雖も、而も善根の積集に異(ことなり)あるを見る。故に知んぬ、因の用は、唯、此の生のみに非ず。然も隨俱の善根力を說くが故に。善根の生は、成就に據りて說く。此の說の意の言はく、因は、成就及び不成就、皆な能く果を生ずと雖も、而も成就は生果の力强し。强弱は殊なりと雖も、因と爲る義は等し。又、近遠の因は、俱に成就すと雖も、而も生果に於て、亦、勝劣あり。若し但、彼の

【五六】後の。順序として後に生ずるもの、例へば忍に對して智を後と云ふ。

【五七】未來の苦法忍品は、前に得するも、法體が未來に在る故に、現在已生の苦法智に望めては因にならず。

【五八】經主云云。俱舍論六・九左、即ち此の意は、第四阿羅漢果を退して第三不還果が現在前する時の如きは、第四果の無漏は、果道の無漏にして勝れ、後の無漏は向道の無漏にして劣なり。さればこは前の勝が因となりて、後の劣を引生したるにあらずとなり。

隨俱の善根に因り、善根生ずれば、善根斷じ已れば、應に畢竟じて、善根を續けざるべし。故に同類因は、與果の用に約し、受用盡くること無し。異熟因には非ず。

是くの如きの義門は、曾つて何處に說くや。豈、此の因相を辯ずる中、未來、現在は過去を因と爲し、過去と現在は、未來の因と爲ると言はずや。

復、何の緣ありて、阿羅漢の正命終の位に於て、心心所法は等無間緣を遮して、同類因の性を許すや。此の二は、與果等倶に非ざるが故に。等無間緣は開避の力に由る。諸の阿羅漢の正命終の時は、無間に心心所法を生ずることなし。和合生の因緣を闕くに由るが故に。開避せらるる等無間の果なし。是の故に亦能く開避する力なし。故に最後法の、等無間緣の相を遮す。然も同類因の果は近遠に通ず。

又、所引の果は、限量あること無し。所取の果は、必ず定んで當に起るべきに非ざるが故に、等無間緣に類すべからず、後位を遮して、同類因の性を立つ。

有るが異說して言はく、「定んで應に、唯、無間果に於て、同類因を立つと許すべし。又應に善、惡、無記の心の次いで起る位を言ふべからず。前念を同類因と爲すに由りて、後念の心起るに非ず。世間の種芽莖葉蓓蕾花果を見るに、相似ざる物次第に生ずる時、無間に因と爲り、相ひ次ぎて起り、隔越なきに由るが故に。又、毛角の能く蒲葦を生ずるが如し」と。彼の言は、理に非ず。現見するに、善惡は一の增す時に隨ひて、餘の一減ずるが故に。又、能治を修すれば、所治は應に增すべし。則ち永く應に苦を解脫する義なかるべし。又、所治を習へば、能治は應に增すべし。便ち能治道を成ぜざる者なし。是くの如き等の失は、彼れ離るべからず。

又、世間の習學書論工巧智等を見るに、已に得て堅く住せば、異緣の中間に於て起るに遇ふと雖も、而も後生の位は、還前時の同類の相續を因と爲して起るを以ての故に、同類因も亦、隔越あり。

種芽等の喩は、證に於て無能なり。外物の相ひ生ずるは次第に安住す。內法は、爾らず。故に喩は無能なり。種は無間に定んで芽の生ずるあり、莖葉等には非ざるが如く、善心の無間に、定んで是くの如き心の生ずること有るを見ず。又、芽の無間に莖の生あるべし。莖の無間に、芽の生あるべきに非ず。善惡の心の生ずる次第は、定まり無し。又、諸の外物は、時分決定す。內法は爾らず。故に喩は無能なり。謂はく、功能、勤勇、教等の力、殊勝なるに由るが故に、觀行を修むる者は、善心、多時に相續して轉ず。諸の習欲者は、惡心多時に相續して轉ず。芽莖等は、時分、不定に非ざるが故に、內外別なり。又、稻等の類の次第に生ずる中、無記の性は同じ、因の義あるべし。心等の一類の次第に生ずる中、善等の性殊なり。應に喩と爲すべからず。毛角より蒲葦を生ずと言ふは、是れ世俗の論なり。理と相違す。若し相生ずるに同異を簡ぶことなしと許さば、何ぞ一より各、二果生ぜざるや。然も彼の毛角は、糞燥等の如く、蒲葦を生ずることに於て、但順緣と作る。故に同類因は、唯、自類に於てのみ、有間、無間、皆な因を成ずることを得。

第六節　相應因

五九 是くの如く、已に同類因の相を辯じたり。第四の相應因の相は云何ぞ。

　相應因は、決定して　　心心所、同依なり。

論じて曰はく、唯、心心所のみ、是れ相應因なり。豈、此の中、簡別なきが故に、時、境、行相の別なるも亦、相應せずや。設し簡別して、此の六〇三の同じき者と言ふも、異身同囑は、應に相應と說くべし。故に同依と說きて、總じて斯の難を遮す。謂はく、要ず同依の心心所にして、方に更互に相應と爲るを得。

此の中、同と言ふは、所依の一なることを顯はす。謂はく、若し眼識、此の刹那の眼根を用つて

【五九】以下六因中の第四の相應因(Samprayukta-hetu)に就いて述ぶ。相應因とは、前の俱有因の一部を、特に心法に約して獨立せしめたるものにして、心王心所の共に同一根に依りて相應俱起し、相互に原因となるを言ふ。
【六〇】三とは、時・境・行相の三なり。

依と爲せば、相應の受等も亦、卽ち此の眼根を用つて依と爲す。乃至、意識、及び相應の法の、同じく意根に依るも、應に知るべし、亦、爾なり。

今、應に思擇すべし、眼耳等の根は、所依性同じ。何に緣りて、彼の能依の識は、所依、各、異なると說くや。何ぞ問を致すを勞せんや。諸識の所依の、依性は同じと雖も、而も類は別なるが故に。若し爾らば、何が故に同依の言は、唯、俱生刹那の依の義に就いて、眼識等の同一の所依を說くと知るや。長時の種類の依の義に就いて、諸の眼識の同一所依と說くに非ず。又無間の依の種類同じきが故に、應に眼等の識を相應因と爲すべし。世尊も亦、種類の同の義に依りて、眼等の識の所依の諸根を說く。故に契經に曰はく『眼、色を見已りて、憂、喜、捨を生ず』と。又、契經に說かく、『眼を門と爲すを以て、唯、色を見ると爲す』と。此れ等は、皆な種類の同じき依を說くなり。是の故に、頌中、應に是くの如く簡ぶべし。謂はく、心心所は、同時、同依なりと。故に彼の釋中、自ら二義を攝す。謂はく「若し眼識、此の刹那の眼根を用つて依と爲す。乃至廣說」と。頌中、既に同時の言を闕く、如何が、此れ同依と知ることを得んやとは、一種類は、是れ一刹那に非ず。

若し釋中に攝するが故に、過なしと謂はゞ、應に所造の頌は、同依と說かずして、但相應因は、決定して心心所のみなりと說くべし。又、相應の言は、諸難を遮するに足る。時と依と異にして、相應のあるべきに非ず。但、相應とのみ說きて、卽ち(六二)一切の時、依、行相、境、事の皆な同じきを知る。若し時と依を異にし、行相と境と異なれば、相應せざるが故に。種類一にして、多事俱起するに非ず。共に相應なるが故に。

俱有と相應との二因は、何の別ぞ。且らく、相應因の法も亦、俱有因なり。俱有因の法にして、相應因に非ざる有り。謂はく、隨轉色の生等と大種なり。若し相應因なれば、卽ち俱有因なり。此の中の二因の義は、何の別有るや。且らく、相應因は卽ち俱有因に非ず。此の二因の義、差別する

【六二】一切時云云。これは心と心所との相應する關係上、條件として持たねばならぬ、五義にして、普通五義平等と言はるゝものなり。時平等とは、心心所の活動は必ず同時なること、依平等は、心王も心所も同一根によること、行相平等は、共に同一の行解をなすこと、境平等は、同一對象を緣ずること、事平等とは、心王も心所も、其の體必ず一なることなり。

に由るが故に。然るに、即ち一法は是れ相應因にして、亦、倶有因なり。義の差別は、不相離の義は、是れ相應因なり。同一果の義は、是れ倶有因なり。又、展轉力の同じく生じ、住する等は、是れ倶有因なり。若し展轉力の同じく、一境を緣ずるは是れ相應因なり。

六二 有餘師の說かく、「互に果と爲る義に由りて、倶有因を立つ。商侶の相依りて、共に險道に遊ぶが如し。五平等の義に由りて、相應因を立つ。即ち商侶が、食等の事業を同じく受け同じく作して、其の中の一を闕くも、皆な相應せざるが如し。是の故に、互に因と爲る義を極成す」と。

第七節　遍行因

六三 是くの如く、已に相應因の相を辯じたり。第五の遍行因の相は、云何ぞ。頌に曰はく、

遍行は、謂はく、前の遍なり。　同地の染の因と爲る。

論じて曰はく、遍行因とは、謂はく、前の 六四 已生の遍行の隨眠、及び倶品の法は、後の同地、自部、他部の諸の染汚の法の與めに、遍行因と爲るなり。何等を名けて、遍行品の法と爲すや。六五 隨眠品の中に當に廣く分別すべし。

此の因の勢力は、同類因の勢力を越へて轉ずるが故に。別に建立す。亦、六六 餘部の染法の因と爲るが故に。此の勢力に由りて、餘部の煩惱、及び彼の眷屬も亦、生長するが故なり。自部の諸の煩惱を攝する中に於て、同類と遍行の二因は、何の別ぞ。有身見に由りて、諸の愛生ずることを得、諸の愛も亦、能く有身見を生ず。二の差別相は、如何が知る可きや。自部の二因も亦、差別あり。謂はく、我を執するが故に、能く諸の愛をして生起して堅固、增廣、熾盛ならしめ、我見は、遍(ひとへ)に諸の愛の境を緣ずるが故に、愛は、我見をして、生起し堅固ならしむるも、而も增廣、熾盛ならしむること能はず。遍に我見の境を緣すること能はざるが故に。諸の遍惑は展轉相望して、皆な能く所

【六二】有餘師云云。此の說は、倶舍論六・一〇左。

【六三】此の段、六因中の第五、遍行因に就いて述ぶ。遍行因とは、前の同類因の一部を、心法特に染汚の心法に約して立てたるものにて、同類因中の煩惱の關係を明にせんが爲めに設けたる因なり。

【六四】已生の遍行の隨眠云云。已生とは、過去現在のことにして、遍行の隨眠、及び倶品の法とは、苦集二諦下の十一の遍行惑と相應の心心所と四相となり。十一遍行惑とは、苦諦下に五見・疑・無明の七あり。集諦下に邪見・見取見・疑・無明の四あり、合して十一となる。

【六五】隨眠品とは、此の論の第四十五。

【六六】餘部云云。此の說は、倶舍論第六(收一〇・三右)を參照せられたし。餘部とは、自部に對す。即ち苦集に限らず、五部に通じて因となるが故なり。然る同類因は、唯、自部にのみ限るを以て、玆に遍行因を別立すとの意なり。倶舍論六・十一右。

縁の境を遍縁するに由るが故に、一一の遍惑は、皆な互に能く、生起して、堅固、增廣、熾盛ならしむ。故に此の二因は、差別なきに非ず。一時に一品が能く同類と遍行との二因と爲るに、何の差別あるや。同時に二の等流果を取ると雖も、而も自部の果は、增盛にして餘に非ざるが故に、彼の二因も亦、差別あり。何が故に、云何が自部は、增盛なるや。二因門に由つて長養せらるゝが故に。此れに由りて、彼れの近き生因と爲るが故に。彼れをして增廣、及び熾盛ならしむるが故に。

唯、自部を生ずるに二因は何の別あるや。遍行因は、唯、自部をのみ生ずること無し。謂はく、遍行の法の正しく現前する時、俱時に力ありて、五部の果を取る。

又、已に前に彼の差別を說けるが如し。有餘師の說かく、「俱有因の一分は、是れ相應因なり。同類因の一分は、是れ遍行因なり」と。彼の師の意の說かく、遍行因の義は、卽ち同類因なり。然も理に應ぜず。餘部も亦、應に是れ同類なるべきが故に、則ち遍行に非ず。應に餘部に望めて、同類因を成ずべし。是れ則ち諸因は、應に雜亂を生ずべし。復、諸因は各別の體なしと雖も、而も諸因の義は、互に相ひ雜らず。若し遍行の法、能く五部の染汚の法の因と爲らば、則ち見所斷は、應に一切の染汚の法の因と爲るべし。是れ宗の許す所にして應に難と爲すべからず。故に[六七]品類足に、是くの如きの言を說く、「云何が見所斷を因と爲す法なるや。謂はく、諸の染汚法、及び見所斷の法の感ずる所の異熟なり。」[六八]「云何が、無記を因と爲す法なるや。謂はく、諸の無記の有爲法、及び不善法なり。」[六九]「或は苦諦にして有身見を以て、因と爲して、有身見の與めに、因と爲ること非ざる有り。廣說、乃至、未來の有身見、及び彼の相應法の生老住無常を除き、諸餘の染汚の苦諦なり」と。

[七〇]若し爾らば、應に施設足論に違すべし。彼の論に說くが如し。「頗し、法の、是れ不善にして、唯、不善をのみ因と爲すもの有りや。曰はく、有り。謂はく、聖人の[七一]離欲退の[七二]最初の已起の染汚の思なり」と。未斷の因に依りて、密に是の說を作す。此の染汚の思の因は、不善と無記とを具有す

【六七】品類足論は、第六（大正藏二六・七一六下）。

【六八】云何が無記云云。品類足論第七（大正藏二六・七一九中）、無記の有爲法とは、虛空・非擇滅の二無記法を簡ばんが爲めなり。

【六九】或は云云。品類足論第十三（大正藏二六・九四五上）。

【七〇】若し爾らば。若し聖者の煩惱も遍行を因として起るならばの意なり。

【七一】離欲退。Kāma-vairāgyāt parihīyamāṇa とは、欲界九品の修惑を斷盡して、已に欲界の煩惱を皆な離れ、不還果を得た聖人が、又再び欲界の煩惱を起して、不還果を退するを言ふ。

【七二】最初の已起の染汚の思とはその不還果を退する最初に起る染汚の思を云ふなり。

と雖も、而も無記の因は、先に已に永く斷ず。聖人の退位は見所斷の惑は、皆な已に斷ぜるが故に、一切の見道は、必ず無退なるが故に。欲界の染と無記は、皆な見所斷なるが故に、唯、不善の因のみ退の故に、成就す。未斷と爲すと說くこと、是の故に失なし。若し、已斷の法も亦、能く因と爲らば、何に緣りて、諸の聖補特伽羅は、無有愛、重瞋恚纒、諸の慢の類の中に於て、曾つて斷見、邪見、薩伽耶見を現起せざるや。皆な已に斷ぜるが故なり。無有愛等は、其の次第に隨つて、彼の近起なるが故に、彼れ今の位に於て、云何が因と爲らん。彼れは、今に於て方に因義を成ずるに非ず。異生の位に於ては修所斷の染法は、已に見所斷を用て遍行因と爲す。若し法、彼の法の與めに因と爲る。時として此の法、彼の因に非ざること無きが故に、已斷と雖も、而も因と說くべし。應に知るべし、此の中、過去、現在の遍行の隨眠は、五部の因と爲つて能く五部を緣ず。亦、是れ五部の所隨增なり。彼の相應の法は、所隨增の生等を除く。復た能く五部を緣するを除く。彼の諸法の得は、遍行因に非ず。或は前後の故に、性疎遠の故に、果を一にすに非ざるが故に。遍行隨眠にして、遍行因に非ざる有り。謂はく、未來世の遍行隨眠なり。遍行因にして、遍行隨眠に非ざる有り。謂はく、過去、現在の遍行隨眠の一果法なり。倶の是なる有り。謂はく、過去、現在の遍行隨眠なり。倶の非なる有り。謂はく、所餘の諸法なり。

此の中に於て、是くの如き難を作す有り。「若し諸の見、疑、及び無明を說いて、遍行因と爲し、異類の果を生じ、餘と別なるが故に、遍行と名くれば、遍行の中にのみ亦、此の用あるに非ず。謂はく、貪隨眠は、境に於て耽著し、能く一切の邪行の根本と爲る。邪見の、貪隨眠をして、諸境の中に於て、耽著し熾盛ならしむること有るが如く、是くの如く、貪も亦、邪見をして、自の所緣に於て、熾盛增廣ならしめ、乃至、彼を引きて善根を斷ぜしむること有り。邪見の滅道を謗り已り、貪隨眠を引きて、生死を樂ましむること有るが如く。是くの如く、貪は生死を樂ひ已りて、能く邪

見を引き滅道を謗らしむること有り。是の故に、唯、見、疑、無明のみ、遍行因と爲りて、五部の果を生じ、餘の貪等に非ずと執する理は、定んで成ぜず」と。此の難は、然らず。因の用別なるが故に。不遍の隨眠は總じて五部の諸の染汚の法を以て、但、士用、及び増上果と爲し、展轉して、等無間緣と作り、現起せしむべきが故に。及び、彼の生ずる時、障礙せざるが故に、遍行隨眠も亦、五部の諸の染汚の法を以て、等流果と爲す。此れと彼とは何の別にして、是くの如きを得るや。遍行隨眠は、通じて一切の有漏法を緣するが故に、勢力堅固にして、熾盛增廣し、纔かに已生の時、便ち能く同異類の果を引發す。不遍の隨眠は、則ち是くの如からず。緣境狹少にして、力能劣なるが故に、貪隨眠は境界に耽著し、亦、邪見の與めに展轉因と爲り、乃至、引いて諸の善本を斷ぜしむと雖も、而も暫起にして、頓に自他の五部の染汚と引き、等流果と爲すに非ず。貪隨眠は生死を樂ひ已りて、能く邪見を引き、滅道を謗る者有るも、此の一部の中にて、展轉相ひ引き、異部に於てに非ざるが故に、亦、違ふこと無し。或は復た、因の義、甚深にして了し難し。無邊の差別は、易く知るべきに非ず。謂はく、諸法の中、都て眞實の作者、作用なし。然も復た、無量種の因ありて、能く諸果を招くと説く。謂はく、諸果に於て、此れを近因と爲し、此れを遠因と爲す。此の因は、生ぜしめ、此の因は、滅せしむ。此の因は、彼をして有ならしめ、此の因は害を爲さず。此の因は、能く牽引し、此の因は、所依と爲り、此の因は、助伴の如く、此の因は、種子の如く、此の因は、飮食の如く、此の因は、醫藥の如し。此等の因の義は、差別無邊なり。唯、佛世尊のみの所行の境界なり。

第八節　異熟因

七三 是くの如く、已に遍行因の相を辯じたり。第六の異熟因の相は、云何ぞ。頌に曰はく、

【七三】此の段は、六因中の第六位の異熟因に就いて述ぶ。異熟因とは、善惡の業が、それに應じて、苦樂の果報を引生ずる作用を言ふなり。

異熟因は、不善、　及び善の、唯、有漏なり。

論じて曰はく、唯、諸の不善、及び善の有漏のみ、是れ異熟因なり。[七四]異熟法なるが故に。其の所應に隨つて、此の因、能く異熟の果を感ずるが故に、異熟因と名く。

今、此の中に於て、因は是れ何の義ぞ。謂はく、業の法に隨つて、能く有情を別つ。故に、契經に言はく、『諸の有情類の勝劣、高下は、業に由りて別たる』と。又、契經に說かく、『業を生因と爲す』と。頌中の「及」の聲は、此の因と果と性相異なりと雖も、而も品類に雜なきことを顯はす。「唯」の言は、異熟因の體は、諸因を攝するの義を遮せんが爲めなり。謂はく、有餘師の說かく、「一切の果は、皆な異熟と名く」と。彼れは亦、應に異熟因の體は、一切の因を攝すと許すべし。「唯」の言は、是くの如き餘師の横計に同すること勿からしめんが爲めなり。彼れは復た、何に緣りて、一切の果は、皆な異熟と名くと執するか、契經に說くに由る。『此の大光明は、何の異熟あるや』と。又、契經に言はく、『二種の施食の感ずる所の異熟は、平等、平等なり。』又、說く『愛は、受の異熟と爲る』と。又、言はく、『如來、若し此の語を說かざれば、卽ち諸の時衆、是くの如きの異熟なし』と。又、說く、『此の夢は、何の異熟有るや』と。又、『諸の世間も亦、食等を說いて、樂の異熟となす。』此の類は、寔に繁し。此の諸の異熟の言は、皆な喩に就きて假說せるなり。眼の福因の愛を海火母聲と說くが如し。如何が前も亦、喩に就きて說くと知るや。若し爾らざれば、諸の無漏法は、應に異熟あるべし。然るに諸の契經は、無漏法に異熟あるの義を遮す。無漏の思を說いて、非黑非白と爲す。無異熟の業は、能く諸業を盡すが故に、無漏法と說く。所引の等流を、異熟と名くるは、彼の情計は、異の名言を立つと雖も、而も義に別なし。又、諸の經中、亦、是くの如き、喩に就きての假說あり。人壽の短きを、殺生の等流果と爲すと說くが如きが故に。此れは增上に於て、等流の言を說くなり。不善業が無覆無記を以て、等流果と爲すは、理に應ぜざるが故に。何に緣りて、定ん

[七四] 異熟法とは、異なりて熟するを自性とすると言ふ義にて、卽ち此の因果關係は、因は善惡なれど、その果報たる苦樂の主體は無記にして、因と果と同性ならざるものなりとの義なり。

で唯、不善法、及び善の有漏、是れ異熟因なりと知るや。契經に說くが故に。謂はく、契經に說かく、『黑々異熟業あり。白々異熟業あり、黑白黑白異熟業あり、非黑非白異熟業あり。能く諸業を盡す』と。又、契經に言はく、『悅意を領受する異熟、或は復た悲號を領受する異熟は、善、不善に由るを現見す』と。又、說かく、『我れは、身業等の損に遭ふ。謂はく、苦受生じ、苦の異熟を受く』と。復た言はく、『我れは、身業等の益に遭ふ。謂はく、樂受を生じ、樂の異熟を受く』と。斯くの如き等の證は、其の類、衆多なり。

又、同類と異熟の二因の如きは、義は相ひ雜らず。等流と異熟の二果も亦、應に相ひ雜亂せざるべし。諸の異熟は、等流を越へずと雖も、而も彼の異熟は、彼の等流に非ず。故に知んぬ、異熟と等流との果は異なり。佛は所化の差別を聞くに宜しきを觀、說法に殊あり。阿毘達磨は、眞實の理に依りて、諸法を決判す。故に、異熟は、諸果を總攝するに非ず。經に『諸業に三果あり』と言ふが故に、若し一切の果、皆な異熟ならば、經は應に果、及び異熟と言ふべからず。若し諸の果は、皆な異熟果と執せば、應に諸の因は、皆な異熟因と許すべし。經に『諸業を生因と爲す』と說くが故に、眼耳等の宿業を因と爲すが如く、應に因より生ずるは、皆な宿業に由るべし。是れ則ち經に、『無明を因と爲して、貪瞋恚癡を起す』と說き、及び有る經に、『因緣あるが故に、衆生は耽染す』と說く。此れ等は、皆な應に宿業に因るべし。『許すも亦、何んの失ぞ。種々の身は、是れ宿業の果なるが如く、現行の煩惱の差別も亦、然なり。』是れ則ち應に離繫[七五]の邪論に同じく、佛の弟子に非ざるべし。

且らく、斯くの如き愚かなる傍論を破するを置きて、根本の法相を、今、應に正しく辯ずべし。何に緣りて、無漏は、異熟を招かざるや。毘婆沙の說かく、愛潤なきが故に。[七六]貞實の種の水の潤沃無きが如し。又、無漏法は、既に地に繫するに非ず。如何が能く繫地の異熟を招かんや。何に緣りて、無記は、異熟を招かざるや。力劣なるに由るが故なり。朽敗の種の如し。餘の善、不善は、能

【七五】離繫の邪論。離繫者卽ち尼乾子外道の邪論にて一切は皆宿業なりとなすなり。

【七六】眞實種とは、眞實の種子と言ふ義なり。卽ち無漏は無記と異なり力はあるも、自他の煩惱の愛水に潤されぬ故に、芽を生ぜざること、種は眞實にても之れを潤す助緣なき時は、發芽せざるが如しと言ふなり。

く異熟を招く。水潤に諸の貞實種あるが如し。

然るに異熟因は、或は持業釋なり。故に契經に『異熟より生ずる眼』と說く。或は依主釋なり。故に契經に、『業の異熟なり』と言ふ。義は[七七]前に辯じたるが如し。

異熟と言ふは、或は因に離れて熟し、或は、因に異して熟す。此の二は、果に屬す。或は、造る所の業の果を得る時に至りて、變じて、能く熟す。此の一は、因に屬す。然るに[七八]經主は、言はく「毘婆沙師は、是くの如き釋を作す。異類にして熟す。是れ、異熟の義なりと。謂はく、異熟因は。唯、異類にして熟し、俱有等の因は、唯、同類にして熟す。能作の一因は、同異を兼ねて熟す。故に、唯、此の一を異熟因と名く。乃至、廣說」と。皆な理に應ぜず、毘婆沙師は、決定して、六因の所得は、皆な熟と名くと說くに非ざるが故に、設ひ爾りと許すも、此れ果の異名にして、亦、失あること無し。

此の異熟因は、總じて二有りと說く。一は能く牽引し、二は能く圓滿す。且らく、衆同分と及び命根とは、不相應行の獨り能く牽引する所に非ず。云何が然るを知るや。契經に說くが故に。契經に說くが如し。『業を生因と爲す』と。又、說かく、『業は、生死をして輪轉せしむ』と。又、言はく、『業の力は、能く有情を別つ』と。又、言はく、『劣界の思業の所引は、應に劣界と知るべし。卽ち是れ欲有なり』と。又、[七九]品類足に說かく、「諸の命根は、是れ業の異熟なり、是れ業に非ず」と。故に「不相應行は是れ業なし」とは、諸有に此の品類足の言を釋す。「一切の命根は、皆な是れ異熟なり。異熟を招くに於て業力最勝なり。此の意趣に由るが故に、是の說を作す」と。豈、此の釋は轉復能く不相應行の牽引の力あるを遮せずや。業は異熟に於て是れ勝因なるが故に、命と衆同分は是れ勝の異熟なり。唯業は命と衆同分を招くと許す。方に說くことを得べし。異熟を招くに於て業力最勝なり。異なるは爾るべからずと。要ず業が命と衆同分を牽引する時、非業の緣、斯れも亦能く異熟を

【七七】前とは、俱舍論第二、本論第五なり。

【七八】經主云云。俱舍論六・一二右。

【七九】品類足論十五（大正藏二六・七五五上）、一是業異熟非業。

招く。若し非業も亦能く勝異熟を牽引すと執せば、則ち異熟を招くに於て業力最勝なりと說くべからず。是の故に、彼の釋は、定んで理に應ずるに非ず。心隨轉に非ざる身語の二業は、定んで命と衆同分とを引くこと能はず。爾らざれば、便ち契經の正理に違す。經に、『劣界は思の所引』と言ふが故に。此れは、欲有の命と衆同分とは、唯、意業の感にして、身語業に非ざるを說けるなり。身語の表業は衆多の極微にして、一心の起す所なり。中に於て、唯一のみ、衆同分と命根とを引く。餘は此の能なし。理に應ぜざるが故に。若し同時に共に一果を感ずと許さば、則ち應に更互に俱有因と爲るべし。有對の造色の、俱有因と爲るは、宗の許す所に非ず。此れは、展轉力の所生に非ざるが故に。又次第の一一の極微は命根と及び衆同分とを牽引するに非ず。一心の起なるが故に。一心の起にして、異の功能なきに、別に後を引生するも而も過失なきに非ず。滿業も亦、斯の過ありと爲すに非ず。一生の中に於て、各別に能く色香味等を取りて、果を圓滿するが故に。此れに依りて無表も亦、此の釋に同じ。多遠離の體は、一心起の故に、互に俱有因と爲ると許さゞるが故に。若し無對の造色が、俱有因に非ざること有れば、有對の言を說くは、便ち無用と爲す。有對の造色は、皆な俱有因に非ざることを顯はす。故に是の說を作す。無對の造色は、俱有因と爲ることを得るあり。彼れと同すべからず。若し欲界繫の身語の二業は、牽引すること能はざれば、便ち契經に違す。『殺生の若しは修、若しは習、若しは多修習は、那落迦に生ず。乃至廣說』と說くが如し。又、本論に違す。說くが如し、『此の三惡行中に於て、何の罪か最大なるや。謂はく、能く破僧に隨轉する妄語なり。此の業は、能く無間獄の中の「一」劫の壽の異熟を取る。壽は、定んで說いて所牽引の果と爲す』と。此れは所起を說いて、能起の思を顯はす。麁にして了し易きが故に、相違の失なし。

第九節　六因の義門分別

【八〇】欲界の中云云。此の段より以下、六因の義門分別をなし、その內先づ第一に此處

第一項　諸蘊が異熟因となりて同一果を感ずる上の界地上の關係

[八〇]欲界の中に於て、有る時は、[八一]一蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、有記の得、及び彼れの生等なり。有る時には、[八二]二蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、善、不善の色、及び生等なり。有る時には、[八三]四蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、善、不善の心心所法、及び彼れの生等なり。欲界には、隨轉の色有ること無きが故に、五蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ずること有ること無し。

有餘師の說かく、「欲界にも亦、五蘊を、因と爲して、共に一果を感ずること有り。謂はく、同刹那の表、無表の色、及び能起の此の心心所法なり」と。彼の說は、然らず。所起の身語と、諸の能起と、異熟別なるが故に。能起と所起は、定んで一時に非ざるが故に、感ずる所の果は、定んで俱起に非ず。「能所起は、一時に於て、能く果を取るべきが故に、應に一果なるべし」と謂はば、理も亦、然らず。能所起は、一時に有るべしと雖も、果は異なるが故に、表と無表とは、同刹那なりと雖も、取る所の果には、尙、差別あり。又、諸の表業は、多くの極微あり。無表も亦、多くの遠離事あり。必ず同時に起るも、果、尙ほ殊あり。何ぞ況んや能起の心心所法が、非隨轉の色と同じく、一果を取らんや。故に彼の所說は、理定んで然らず。

色界の中に於ては、有る時には、[八四]一蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、有記の得と、無想等至と、及び彼れの生等なり。有る時には、[八五]二蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、[八六]初靜慮の善の有表業、及び彼れの生等なり。第二靜慮已上に於ては、諸の表業あるに非ず。能起なきが故に。有る時には、[八七]四蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、隨轉の色無し。善の心心所法、及び彼れの生等なり。此の有の六心は、後に當に說くべきが如し。有る時には、五蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、[八八]隨轉の色有り、諸の心心所法、及び彼の生等なり。

に於て、諸蘊が異熟因となりて同一果を感ずる上の界地上の關係に就いて論ず。倶舍論六・一二左、一三右參照。

【八一】一蘊とは、行蘊なり、得及び生等。

【八二】二蘊とは、色行を言ふ。身語業は色蘊、生等は行蘊なり。

【八三】四蘊とは、受想行識なり。即ち心は識、心所は受想の二蘊、生等は行蘊なり。但し欲界には隨心轉の戒なきを以て、五蘊にて一果を感ずることなし。

【八四】一蘊とは、行蘊なり。

【八五】二蘊とは、色(表業)と行(生等の四相)との蘊なり。

【八六】初靜慮云云。第二禪。

【八七】四蘊とは、色蘊を除く他の四蘊なり。

【八八】隨轉の色有りとは、定俱の無表業、即ち定共戒の有ることなり。

【八九】一蘊とは、行蘊(得・滅盡定・四相)なり。

【九〇】四蘊とは無色界には隨心轉の色なきが故に、色蘊を除く他の四蘊なり。

【九一】業あり云云。此の段は、一業所感の異熟に就いて述ぶ。即ち異熟因によりて感得する處の果の多小を明かにせるものなり。尙ほ、一處を感ずるより、五處を感ずる迄

無色界の中には、有る時には、[八九]一蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、有記の得、滅盡等至、及び彼れの生等なり。有る時には、[九〇]四蘊を、異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、一切の善の心心所法なり。

是くの如く、總じて九の異熟因あり。謂はく、三界の中、數の次第の如く、三、四、二種の品類差別す。

第二項　一業所感の異熟

[九一]業あり。唯、一處の異熟を感ず。謂はく、法處を感ず。卽ち[九二]命根等なり。若し[九三]意處を感ぜば、定んで二處を感ず。謂はく、意と法となり。若し觸處を感ずるときも、應に知るべし、亦、二なりと。謂はく、觸と法となり。若し色處を感ずるときは、定んで三處を感ず。謂はく、色と觸と法となり。若し香味を感ずるときも、應に知るべし。亦、三なり。謂はく、各を一と爲し、並に觸と法となり。若し身處を感ずるときは、定んで四處を感ず。謂はく、身と色處と觸處と法處となり。若し眼處を感ずるときは、定んで五處を感ず。謂はく、眼と身と色と、及び觸と法との處なり。耳、鼻、舌を感ずるときも、應に知るべし、亦、五なり。謂はく、各を一と爲し、身と色と觸と法となり。

業あり、能く六、七、八、九、十、十一處を感ず。聲は、異熟に非ざるが故に、此に論ぜず。[九四]業は、或は小果、或は多果なるが故なり。外の種の果の、或は少、或は多なるが如し。蓮種等の如きは、根、芽、莖、花、臺、鬚、葉、種々の果異なり。蒲桃等の種は、則ち是くの如からず。波沓波種は、多の根、莖、枝、條、花、葉、種々の果ありて異なり。諸の水、陸の草木の種類あり。但、一莖のみ有り、針茅等の如し。或は、但、葉ありて、莖等の生なし。種子は法として然なり。應に疑問すべからず。一念の業の多念に異熟する有るも、多念の業の、一念に異熟する無し。劬勞を設

は決定感と稱し、因たる業は同性にして（心王を善業にて感ずるが如し）果の體（心王・心所）の必ず倶有なるものにて、六處より十一處迄を感ずるは、不定感と言ひ、必ずしも自性の業の所感に非ず。又、果の體も倶有に非ざるものを云ふ。

【九二】命根等の等とは、命根とその生等の不相應を等取することとなり。

【九三】意處を感ずれば、必ず心所、四相（法處）等之れに伴ふが故に、二處となるなり。

【九四】業は云云。業の功能中には少果を感ずるものあり、多果を感ずるものあり、不定なるによるとの義なり。

【九五】一世の業云云。此の段は、業の世に約しての感果を述ぶ。卽ち一世に造れる業にして、過現未の三世の異熟果を感ずることはあるも、三世の業が共に一世の異熟を感ずることなしとの意なり。

【九六】然るに云云。此の段は、異熟果は業と倶又は無間に來たらざることを述ぶ。

【九七】卽ち云云。因ありて、卽座に果あるは、倶有因相應因のみなり。然るに異熟果は、倶有・相應の二因と異なりて熟するものなるが故なり。

けて、果の、因より滅ずること勿きが故に。

第三項　業の世に約しての感果

[九五] 一世の業の、三世に異熟するあるも、三世の業の、一世に異熟する無し、異熟を招感する勢力は法爾なり。

第四項　異熟果は業と倶又は無間に來らず

[九六] 然るに異熟果は、業と倶なること無し。業を造る時、[九七]即ち果を受くるに非ざるが故に。又、業の現在は、即ち果の熟に非ず。法受業の門の理は、決定せるが故に。[九八]亦、無間に非ず。[九九]次の刹那は、等無間緣の力の引く所なるに由るが故なり。刹那の正起の力は、制し難きが故に。又、[一〇〇]異熟因の、異類の果を感ずるは、必ず相續を待つて、方に能く辯ずるが故なり。

第十節　六因と三世との關係

[一〇一] 已に六因を說けり。當に世の定を說くべし。頌に曰はく、

遍行と同類とは、二世なり。　三は三世なり。

論じて曰はく、遍行と同類とは、唯、過と現のみに居し、未來世には無し。理は前に說きたるが如し。相應、倶有、異熟の三因は、三世の中に於て、皆な悉く遍く有り。頌に既に能作因の居する所を說かず。義准じて、應に知るべし。三世と[一〇二]非世とに通ず。彼の定まる時分を說くべからざるが故に。

【九八】 亦云云。これは同じく無間に果あるは、同類因遍行因の二因のみなるを以てなり。

【九九】 次の刹那云云。これは無間にあらざることを述ぶ。これ即ち異熟果は、今、業を造りて今直に果を感じても、その中間に一刹那を經、其の次刹那は初刹那の心心所の等無間緣の力に引かるゝ所にして、業力の生ずる所に非ずとの謂なり。若し其等無間緣が異熟因ならば、異熟因なる等無間緣より引かれたる次第の法は、或は善、或は不善、或は無記に通ずべし。爾るに異熟果は無記ならざるべからざるを以て、等無間緣と異熟因とは言ふべからざるものなり。

【一〇〇】 異熟因云云。無間に非ざる第二の證なり。異熟因は善惡にして、果に無記、即ち異熟類に熟する故に、無間、又は倶時に招果すること能はず。それが感果する爲めには、必ず異類にして熟するに足るべき丈の時間を要するとの意なり。

【一〇一】 已に云云。此の段は、六因と三世との關係に就いて述ぶ。

【一〇二】 非世とは、三世の關係なさ無爲法のことを云ふ。

卷の第十七

〔辯差別品第二の九〕

第十一節　五　果

一 已に六因の相の別と世の定(さだまり)とを辯じたり。必ず應に果に對して因の名を建立すべし。何等を名けて、因の所對の果と爲すや。頌に曰はく、

　果は有爲と離繫となり。　　無爲には因果なし。

論じて曰はく、果に五種あり。後に當に廣く說くべし。今、且らく有爲と離繫とを略標せん。

二 本論に說くが如し。「果法とは、云何ぞ。謂はく、諸の有爲と、及び擇滅となり」と。豈に擇滅は、是れ果なりと許すが故に、必ず應に因あるべからずや。因あること無きを、說いて果と爲すべきに非ず。曾つて未だ見ざるが故に。我れも亦、三 道を證得の因と爲すと許す。經に此れを沙門果と爲すと說くが故に。此れは、六因の內、何の因より得るか。我れは、此の果は、六因從(よ)りに非ずと說く、前に六因は所賴を生ずと說くが故に。若し爾らば、應に此の證得の因は、前の六因を離れて、別に第七と爲すと許すべし。我が宗の許す所は、汝の言ふ所の如し。豈、汝の宗に是くの如きの誦あらんや。『涅槃は、是れ果にして、而も因あること無し』と。此の誦ありと雖も、義に於て失なし。謂はく、諸の世間は、功用を設け所欣の事の辯ずることに於て、共に果の名を立つ。死は、士夫に於て極めて衰惱と爲す。故に不死に於て、士は最も所欣す。是くの如きの所欣は、道の功用に由りて、證得せらるゝが故に、說いて名けて果と爲す。無因と言ふは、道は、得る所の擇滅に於て爲す無し。六因に非ざるが故なり。擇滅は、道に於て、所生の果に非ず。是れ所證の果なり。道は、擇滅

【一】此の段に、上來述せる六因に對する果に就きて述ぶ。果に五ある內、離繫果を除く他の四果は、六因に相對し、一般有爲法に於ける因果なり。離繫果は擇滅涅槃にして、生ずる果には非ず、證するを以て、六因より生ずる果に非ずとなす。無爲法には因果あらずとなすなり。

【二】本論とは、品類足論六(大正藏二六・七一六中)。

【三】道とは、無間道を意味す。

に於て、能生の因に非ず。是れ能證の因なり。故に道と滅と、更互に相對し、因果は、是れ定んで說くべからざるに非ず。若し道を、滅に於て、證得の因と爲さば、是れ則ち但[四]應に得を道の果と爲すべし。誰れか、道果は、定んで滅の得に非ずと言はんや。道は、滅の得に於て、同類因と爲り、或は亦、俱有因と爲すと說くが故に。然るに此れは、聖の正しく求むる所の果に非ず。諸の聖者は、所得の滅を以て、心中に蘊在するに由て、聖道を修行するが故に、道の勝果は、唯、所得の滅にして、滅の得に非ず。諸の聖者は、有爲を求めて、聖道を修するに非ざるを以ての故なり。薄伽梵は、契經の中に於て、『沙門果は、唯、非道を斷ず。唯證道の爲めのみに非ず』と說く。修道は無用の得に非ず。初め道を念ふ時、所作已に辯ずべし、若し擇滅は是れ能作因と許さば、應に涅槃は增上果ありと許すべし。擇滅は眼等の生ずる時、能生の用ありと許すに非ず。聲等の如かるべし。謂はく、有爲法の正生位の中、有爲、無爲は、皆な障を爲さゞるが故に、一切法は、皆な能作因なり。然るに有爲の中、唯、過現の法の[五]取與[果]の用あるを、說いて有果と爲す。未來の諸法、及び諸の無爲は、是くの如きの用なきが故に、有果に非ず。故に契經に說かく、『諸の因、諸の緣、能く識を生ずれば、皆な是れ無常なり』と。無爲法は、是れ因、是れ緣なりと雖も、生ずること能はざるが故に、佛は說かず。前に能作因を思擇する中の如し。能作因を說いて略して二種あり。一は有生力、二は唯無障なり。故に無爲法は、無障にて因を成じ、生ずること能はざるが故に、有果に非ず「豈、經に說かずや。『意と法を緣と爲して、意識を生ず』と。何が故に、無爲は是れ法の所攝にして、而も生ずること能はざるや。」多に依りて能く生ずと、密かに是の說を作す。何ぞ少分の生ずること能はざる有るを妨げんや。或は復、無爲も亦、能く識を生ず。然も識は果に非ず。前に說けるが如きの故に。能生に非ざるが故に。便ち是れ無常にして、彼れは能く後有の識を生ずと說くが故に。是くの如きの理に由りて、有爲法の因果を建立するが如く、無爲法は然らず。是の故に擇滅は是れ因に

【四】得とは、無間道に引起せらるゝ擇滅を得べき得なり。

【五】取與とは、取果・與果のことなり。

して果なく、是れ果にして因なき理、極めて成立す。

此の中、多類は、涅槃を誹謗す。彼の誹謗の因は、紛競して一に非ず。我れ今、正しく經主の誹因を破し、兼ねて餘師を破して、擇滅を成立し、茲に因りて亦、餘の二無爲を辯ぜん。此の中、[六]經主は、經部の說を引き、「一切の無爲は、皆な實有なること、色受等の別に實物あるが如きに非ず。[七]此れは、無き所なるが故に。然して[八]經說者は、唯、觸るゝ所なきを、說いて虛空と名く。謂はく、闇中に於て、觸對する所なければ、便ち是の說を作す。此れは、是れ虛空なりと。已起の隨眠と[九]生との種の滅する位に、揀擇の力に由りて、餘の更に生ぜざるを、說いて擇滅と名く。揀擇の力を離れて、闕緣に由るが故に、餘の更に生ぜざるを。非擇滅と名く。衆同分を殘して中夭せる者の餘蘊の如し」となす。

此れは、皆な理に非ず。因證なきが故に。且らく、彼れの言ふ所の「唯、觸るゝ所なきを、說いて虛空と名く」、觸の無きを空と名く。我れも亦信受す。空は觸なきが故に。「唯、觸るゝ所なきを、說きて虛空と名く、別に體あるに非ず」と言ふは、此れ何の因證ぞ。「已に闇中、觸對する所なきを[一〇]說きて、便ち是の說を作す、此れは是れ虛空なりと。」豈、此の因は、能く非有を證せずや。唯、此の所說のみを用ひて因と爲して、能く虛空は、決定して非有なることを證するに非ず。謂はく、彼れは、但說かく、此れは是れ虛空にして、觸對する所に非ずと、如何が、彼れは、唯、觸るゝこと無きに於て、說いて虛空と名くと知るや。世に說いて言ふが如し。此れは樂にして苦に非ず。豈、唯苦なきを說いて名けて樂と爲さんや。若し、「然らず、苦樂の二受は、損あり、益あり、所作別なるが故に。此の虛空は、少しき所作ありて、樂の如く得べきに非ざるが故に、喩は同じからず」と謂はゞ。是れ則ち前因は應に無用と成るべし。今は但、虛空は都て所作の得べき無きを以て非有を證するに由るが故に、且らく定んで觸對なきを以て是の虛空の決定の因と爲し、虛空の體は、唯、

【六】經主云云。倶舍論六・十五左。以下、主として經部說を對者として三無爲の實有なることを論ず。先づ第一に虛空無爲の實有を論證す。

【七】此れはとは、三無爲なり。卽ち物のなさ所を無爲と名くるものなるを以て、無爲は五蘊の如く或る一物として存在するにあらずとなり。

【八】經說者とは、經部師を指す。

【九】生とは、後生を言ふ。

【一〇】本文證に作る。今他本に說とあるを取る。

所觸なしと證すと謂ふべからず。是れ則ち經主は、因の中、因の能く虚空の決定して非有なるを證することと無し。又、契經には、虚空無爲は、所作あるが故に、樂の如からざるに非ずと說く。世尊の說くが如し。『風は、虚空に依り、無作にして依有り、心執有るに非ず』と。又、光明の色は、是れ虚空の相なり。故に知んぬ、虚空は、其の體、實有なりと。契經に說くが如し。『然るに光明を藉りて、虚空顯了なりや』と。此れに由りて定んで虚空の相の、所謂、光明なるを顯はす。契經に復此の語を說く。所以は、謂はく、佛は、先に風は虚空に依ると說き、後に虚空は所依止なしと說く。彼の梵志は、是くの如きの疑を生ずること勿れ。「如何が、虚空は是れ有なることを證知し、而も世尊は、風は虚空に依ると說くや」と。彼れの疑を遣らんが爲め、復た此の語を說く。若し空非有ならば。何んぞ光明を藉らん。光明は、有色、有見、有對なり。若し虚空なければ、誰れか能く容受せん。故に世尊の「然るに明光を藉りて、虚空顯はる」と說くは、光明色が能く虚空の與めに實有の相と爲るを顯すなり。然るに彼の上座は、此の經の所說の義趣を了せず、妄に是の詰を作す。「若し光明を藉りて。虚空顯了せば、虚空は、應に是れ色法の所收なるべし」と。是くの如きの詰言は、何に從つて至るや。又、虚空の體は、應に實に無に非ざるべし。契經の中に、『心の如し』と說くを以ての故に。契經に言ふが如し。『虚空は、無色、無見、無對なり。當に何の所依ぞ』と。我の中或は兎角等に於て、是くの如き差別の言說あるべきに非ず。此の中、彼れは所問に對せんが爲めの故に、此の言を說くと釋す。契經に說くが如し。『善く我を調伏す。我は是れ所依なり』と。若し問に對へんが爲めに、此の言を說かば、應に是の說を作すべからず。但『應に梵志よ、虚空は無體にして、當に何の所依ぞ』と言ふべし。又、應に、『然るに光明を藉りて虚空顯了なり』と說くべからず。前際の說言に於ては了すべく、及び作者の說言に於ては得べきも、而も應に如實に問に對ふと爲すと說くべきに非ず。若し有に非ざるに於て有の如くして說かば此の說は便ち義利無き語と成る。又、

所引の喩は、證に於て能なし。我を調ふるに我は心に依ると說くが故に。此は內の義に於て、已に廣く思擇せり。無色等の言が若し實義なくんば、此の引く所の喩は、何の辯成ずる所ぞ。又、彼の言ふ所の、若し虛空の體、少しく實物あらば、虛空は常なるが故に、則ち有礙の色は、應に永く生ぜざるべし。或は應に此れは是れ有爲の攝と許すべし。[二]犢子の如きは、彼れは審に思はざるが故に、是の說を作す。彼れの執する所に由るに、實に餘の礙色を容るゝこと能はざるが故に、虛空に非ず。體、餘の礙色に障礙せらるゝが故に、餘色の生ずる時、虛空の開避し、無常の失を成ず。然るに此の虛空は、容受性の故に、色性に非ざるが故に、開避を勞すること無し。虛空界の體は、是れ障色なるが故に、餘色の生ずる時、理應に開避すべし。謂はく、虛空界は、是れ輕妙の色なり。餘を障えずと雖も、而も餘に障えらる。是れ無常、有爲の所攝なるべし。虛空の相は、既に餘を障えず、亦、餘の障に非ず。色法の生位に、寧ぞ是れ無常、有爲の所攝ならんや。虛空の色とは、同じく住するも違なし。故に諸位に於て、無起、無盡なり。然るに壁等の中に障礙有るは、有礙の色、彼れに居して餘を障ゆるに由り、空無爲の彼れの中に無きに非ざるが故なり。虛空界の色は、微薄にして輕妙なり。餘を礙すること能はず、餘の麁重の色に排障せらるゝ時、即便ち開避す。諸の有對の色法は、應に是くの如かるべし。若し一の居る所には、必ず第二なし。

虛空に無對にして空界と殊なる。何ぞ彼れの、無常の失あるに類すべきや。又、「彼れの言ふ所の、若し虛空の體、是れ實有の物ならば、應に有爲を成ずべし。此れと空界と差別なきが故に」とは、彼れは虛言ありて、實理なし。世尊は、自ら差別ありと說くが故に。契經に言ふが如し。『虛空は無色。無見、無對なり』と。又、言はく、『空界は色染を離るゝ時、四と俱斷なり。若し虛空界が虛空に異ならずんば、虛空は無色、無見、無對なり。空界も應に然るべし、應に識界の如く、無色の隨染の時に於て斷ずと說くべし。又、經に『空界は假士夫を成ず』と說き。及び『光明を藉りて虛

【二】犢子。Vatsiputriya, Vajjiputtiya 犢子部のことなり。

空顯了す』と說く。若し虛空界即ち是れ虛空ならば、又、即ち光明は、是れ虛空界なり。豈、契經に、然るに光明を藉りて光明顯了すと說かんや。故に知んぬ、異あり。

又、契經に說かく、『所有の諸法、若しは諸の有爲、若しは諸の無爲、中に於て離染を、最も第一と爲す』と。然るに此の經中、法に二有りと說く。無爲は是れ法なり。無と言ふべからず。無體は、應に法性を成ずべからざるが故に。諸の無爲とは、彼の體の多を顯はす。故に虛空と及び非擇滅ありて、離染を以て、方に多を成ずべきに足る。此れを除いて更に餘の無爲なきが故に、此れに由りて、空界は即ち虛空に非ず。上座は思はずして、「二に別なし」と言ふ。

有餘師の說かく、「別に虛空なし。礙色の無に於て、空覺を生ずるが故に」と。彼れの說は理に非ず。即ち此の因に由りて能く虛空の別に體あることを證するが故に。礙色と異なる處に、別に虛空あり、能く所緣と爲りて、空覺を生ずるが故に。若し所緣なければ、覺は生ぜざるが故に。斯れに由りて彼の說は、但、虛言あるのみ。又亦、言ふべし、別の礙色なし、空無の處に於て、色覺生ずるが故に。然るに此れに由りて、色の無を證すべきに非ず。故に彼れは空の非有を證すること能はず。若し、「諸色の有體は、知るべし」と謂はゞ、空も亦、應に然るべし、比知すべきが故に。謂はく、眼等の如きは、現知せずと雖も、用あるに由りて、體あることを比知す。是くの如く、虛空も亦、用あるが故に、體あることを比知す。用は前說の如し。是の故に、虛空は別に實體あり。

〔二〕又、彼れの所說の、〔三〕「已起の隨眠と生との種の滅する位に、揀擇力に由りて、餘の更に生ぜざるを、擇滅と名く」とは、是の如きの擇滅は、理も亦成ぜず。緣の闕けて生ぜざると、差別なきが故に。擇力と緣闕との二種の不生を、委細に推徵するに、竟に何の別あるや。又、聖道を離るゝも亦不生あり。豈、修道は便ち無用を成ぜずや。『此れ無用に非ず。修道の力を以て、能く未生の未來の隨眠、及び生との種子を滅す。種の滅に由るが故に、未來世の惑苦をして不生ならしむ。若し爾ら

〔二〕此の段より以下、擇滅無爲の實有なることを述ぶ。

〔三〕已起の隨眠とは、已に生ぜる煩惱のこと、生とは後生のこと、この後生と煩惱を生ずる種子といふ意味にて經部師の種子論より說くものなり。

ずと謂はゞ彼れは、何の力に由りて、不生を得るや。」譬喩論師の所執の種子は、前に得の有無を思擇する中に於て、已に其の根片を拔きて遺漏なし。此の種は、今は何より復た生ずるや。設ひ種は無に非ざるも、此の隨眠等、若しは緣闕に由りて、後更に生ぜず、或は擇力に由り、彼の種を滅するが故に、更に生ぜざらしむ。此の二は、何の別ぞ。

又、不生の法は、猶し過去の如し。必ず更に生ぜず。復何ぞ斷を須ひん。種は未だ斷ぜずと雖も、而も所生の法は、必ず更に生ぜざること、猶し已斷の如し。斷道を勤修するは、應に無用と成るべし。「豈、汝が宗も亦、已得の非擇滅の法に於て、更に勤めて方便し、能斷の道を修し、彼の得を斷ぜずや。」我が宗は、然るべし。通じて三世の惑苦を斷じて別に涅槃を證す、諸の不生の法は、猶し過去の如く。涅槃を障ふるを得と說くに由るが故に復、斷を須ゆ。汝が宗は、爾らず。唯、隨眠と及び苦との不生を說いて、涅槃と爲すが故に。種は未だ滅せずと雖も、已滅の如く、畢竟じて不生なる有り。是くの如きの不生卽ち涅槃の體と、後と何の異ぞ。委細に推究するも、未だ殊り有るを見ず。是の故に我が宗は、擇滅の體は、通じて三世の惑苦を斷ずるが故に得すと說く。非擇滅は、唯、未來の諸行に於て、緣闕けて不生なるが故に得すと說く。斯れに由りて、二滅の相は、雜亂なし。

又、[一四]彼の所說は、契經に違背す。[一五]經に言はく『五根の、[一六]若しは修、[一七]若しは習、[一八]若しは多修習なれば、能く過去、未來、現在の衆苦をして、永く斷ぜしむ』と。此の永斷の體は、卽ち是れ涅槃なり。唯、未來に於てのみ不生の義あり、過現に於ては非ず。豈、相違せずや。[一九]此の文ありと雖も、而も義に違せず。此の經の意の說かく、過現の苦を緣ずる煩惱の斷ずるが故に、衆苦斷と名く。[二〇]世尊の言ふが如し。『汝等は、色に於て、應に貪欲を斷ずべし。貪欲の斷ずる時を、便ち[二一]色斷、及び[二二]色遍智と名く。乃至、廣說』と。過現の苦の斷の義も亦、應に然るべし。或は此の經中、

【一四】彼の所說とは、經部師の說を指す。
【一五】經とは、雜阿含二十六（大正藏二・一八四上）此五根修習多修習云々。五根とは、信勤念定慧の五根なり。
【一六】若しは修とは、見道の位に無漏の五根を修すること。
【一七】若しは習とは、修道の位の修習。
【一八】多修習とは、無學道の修習なり。
【一九】此の文云云。經部の通ずるところなり。
【二〇】世尊云云。雜阿含三（大正藏二・一九下）。
【二一】色斷とは、無間道にて貪欲を斷ずることなり。
【二二】色遍智とは、解脫道にて貪欲の繫縛を離れて擇滅を證ること。

別に意趣あり。過去の煩惱とは、謂はく、過去の生の起す所の煩惱なり。現在の煩惱とは、現在の生の起す所の煩惱なり。是くの如き二世の起す所の煩惱は、未來の諸の煩惱を生ぜんが爲めの故に、現の相續に於て、種手を引起す。此の種斷ずるが故に、彼れも亦、斷と名く。異熟の盡くる時、亦、說いて業盡と名くるが如し。未來の衆苦、及び諸の煩惱は、種なきに由るが故に、畢竟じて不生なるを、說いて名けて斷と爲す。若し此れと異ならば、過去、現在は、何に緣りて斷を須ひん。已滅と及び正滅の時に於て、劬勞を設けて、其れをして滅せしむるが爲めにすることを須ゆるに非ず」と。[三]是くの如きの一切は、但(たゞ)虛言あるのみ。且(しば)らく、彼れの初めの所釋の經の義を破せん。謂はく、無漏道の煩惱を斷ずる時、能く過現を緣ずる煩惱有ること無し。彼れを斷ずべきが故に。而も經に說いて言はく、『五根を修習して、過現の苦を斷ず』と。然るに彼の煩惱は、當に爾の時に於て、未來に在りと爲んや、現在に在りと爲んや。定んで過去に在りと執すべからず。已に滅して無なるが故に、豈、復、斷を須ひんや。若し未來に在らば、彼れは無と執するが故に、空花と等し。何の所緣あらん。若し現在に在らば、便ち二心俱行の過あるが故に、亦、理に應ぜず。若し種ありと謂はゞ、種は已に成ぜず。設ひ復た成ずるを許すも亦、理に應ぜず。心心所の體は、所緣なきに非ず。如何が過現を緣ずる苦と言ふべけん。應に彼れは是れ無漏心なりと計すべからず。無漏心は、煩惱に非ざるを以ての故に。又、所斷に非ず。如何が彼れを斷ずるに由るが故に、亦、能く過現の二世を緣ずる諸の煩惱の斷を說くと執すべけんや。今、汝の說を恣にするも此の位に斷ずるは、何ぞ能く過去現在を緣ずる煩惱ならんや。故に汝の言ふ所は、都て實義なし。又、難世を緣じて起す所の煩惱は、五根を修習するも應に斷ずること能はざるべし。所以は何ぞ。經に說かざるが故に。汝は經に過現を斷ずと說く言を能く過現を緣ずる煩惱を斷ずと說くと執す。斷未來の言も亦、應に爾るべきが故に。「豈、經に說かずや、『五根を修習して未來の苦を斷ず』と。苦の言は總の故に、亦、

【三】有部の反駁なり。

能く離世を緣ずる煩惱を攝す。此れ豈、彼の空花の如からんや」とは、經に依憑する所なし。欲に隨つて釋せるなり。世尊は總じて五根を修習して、能く去來、現在の衆苦を斷ずと說く。何に緣りて此の斷過現の言は能く過現を緣ずる煩惱を斷ずと說くと執じ、卽ち此の斷未來と說く言は、是れは未來の衆苦の體を斷ずる義と執するや。汝は必ず應に斷未來の言は、唯、能く未來を緣ずる煩惱を斷ずと釋すべし。則ち離世を緣して起す所の煩惱は、五根を修習するも、應に斷ずること能はざるべし。若し汝、定んで斷未來の言は、是れは未來の衆苦の體を斷ずと釋すが故に、亦、能く離世を緣ずる煩惱を攝すとせば、則ち應に未來苦の言は、總なるが故に、亦、能く過現を緣ずる煩惱を攝すべし。若し爾らば、契經に應に別に能く過去、現在の衆苦を斷ずと說くべからず。是くの如きの理證に由りて、此の經の斷過現の言は、唯、苦の體を斷ずることを立す。故に、擇滅は、通じて三世の衆苦を斷じて證し、唯、未來の隨眠と、及び苦との不生を體と爲すに非ざるを知る。

又、引く所の證も亦相應せず。「過現の苦を緣ずる煩惱の斷なるが故に、衆苦斷と名く」とは、理成ぜざるが故に。「貪欲を斷ぜるを色等の斷と名く」と言ふは、理亦成ぜず。過前と同じきが故に。如何が斷と名くべき。汝、自ら應に思ふべし。又、色等の蘊は、唯、貪欲の斷の故に、斷と名くるに非ず。色等の蘊も亦、恚慢等の所緣の境なるに由るが故に、受想行識も亦、貪欲と俱時に斷ずるが故に、此れに由りて應に定んで色等は、唯、能緣の斷に據るが故に、斷と名くと說くべからず。是くの如く、亦、應に斷過現の言を釋すべし。但、能緣の煩惱の斷に據りて說くに非ざるが故に、彼の引證は、此の宗に符順し、彼の所宗の理に於て、符順するに非ず。斯れに由りて、亦、彼れの後に經を釋するに種子の言を以てするを破す。都て實義なし。之れに依りて斷を說く義、豈、成ずることを得んや。引く所の喩言も亦、同法に非ず。業を異熟に望むるに、別體あるが故に。煩惱を離れて種あるの義成ずるに非ず。如何が彼の種を斷ずるが故に。過去、現在の衆苦を斷ずと名くと

言ふべけんや。故に彼れは義なし。但、虚言を構ふるのみ。

又、不生を涅槃の體と爲すと說くは、極めて非理と爲す。無常の過の故に。阿毗達磨の說かく。「諸の聖者煩惱を斷じ已るも、退生すべきこと有り」と。其の理の堅牢なること、後に當に廣く辯ずべし。故に彼の所說は、智者の欣ぶ所に非ず。

又、未來の無は、彼の宗の許す所なり。如何が、無にして復、無と執すべけんや。先に有りて後に無きは世極成せるが故に、又、彼の論者の所執の涅槃は、唯、是れ不生なり。如何が得と名けん。「對治を得するに由りて、當起の煩惱と後有の畢竟じて相違する所依身を證得するが故に、涅槃を得すと名く。」若し爾らば、纔に初念の聖道を得ば、應に所治の煩惱の涅槃を得すべし。當に爾の時に於て、已に此の道の所治の當起の煩惱と後有の畢竟じて相違する所依身を得べきが故に。是くの如く安住して後に道を學ぶ時、應に無學を成ずべし。已に此の道の所治と相違の所依身を得るが故に。此れ等の無間道に安住する時、何の未だ證せざる所ぞ。解脫道を求めて、已に涅槃を得。進修は何の用ぞ。「斯の過失なし。初念の聖道と煩惱の種と俱時に滅するが故に。汝が宗と所の諸の煩惱の得の如きは、未だ永く煩惱の種を滅せざる時、當起の煩惱の後有の畢竟じて相違する所依身を得すと名くるに非ざるが故に。又、無間道の未だ生ぜざる時、已に能く永く諸の煩惱の種を滅するに非ず。故に安住に於て、後に道を學ぶ時、已に無學道を成ずるの失あること無し。」若し爾らば、無學は應に煩惱あるべし。所以は何ぞ。初念の聖道は、既に煩惱の種と相違せず。後も亦應に爾るべし。差別なきが故に。然るに得は喩に非ず。體別と許すが故に。後時に聖道と差別生ずるが故に。謂はく、我れは得は別に實體有りと許す。忍と智と相違するに違せず。所以は何ぞ。智と煩惱の得と相違して俱時に生ずることを得るが故に。汝が宗は、唯、煩惱の所依の相續し轉變するを煩惱の種と名くと說く。及び煩惱の畢竟じて不生なるを名けて涅槃と爲すと說く。何の法體ありて、何の法と違せ

ず、何と相違するや。又、初めの聖道の將に生ぜんと欲する時は、是れ異生身の將に滅せんと欲する位なり。初めの聖道起りて、異生身を捨す。彼れを離れて、何の別に煩惱の種あり、初めの聖道と相違せずと說く。次に後に更に差別無き道に達すると說くや。故に汝の宗義は、善立と爲すに非ず。

又、若し涅槃は、都て體なくば、如何が 二四 經に『一切の有爲、無爲の法の中、此れを最第一』と說くや。如何が體無くして、法の名を立つべきや。如何が 二五 無を無の中に於て勝と說くや。諸法の自相ある者を展轉相望して勝劣ありと說くを現見す。未だ兎角、空花の展轉相望して、勝劣を安立すと說くとあるを見ず。是の故に決定して別に涅槃あり、能く自相を持つが故に、名けて法と爲す。此れは餘法に於て、其の體殊勝なり。故に涅槃の體の實有の義成ず。又、佛世尊は、定んで說いて有と爲す。契經に說くが如く。『苾芻、當に知るべし。定んで無生あり。此れ若し無ならば、生死の衆苦は、應に盡くる期なかるべし。無生あるに由り、乃至、廣說』と。二六「我れも亦、全く涅槃なしとは說かず。但(ただ)、應に我が所說の如くにして有るべし。二七 此の聲は先に非有なるあり、後に非有なるあり說くが如し。非有を說いて有と爲すべからざるが故に。有の義成ずることを得、無爲ありと說くことも、應に知るべし、亦、爾なり。有に非ずと雖も、而も稱歎すべきもの有るが故に諸の
二八 災橫の畢竟じて非有なるを、名けて涅槃と爲す。此れ一切の有、非有の中に於て、最も殊勝と爲し、所化をして深く欣樂を生ぜしめんが爲めの故に、應に此れを第一と意すと稱歎すべし」。
二九 是くの如く涅槃を說いて、有の義成ずることを得ることありと爲すに非ず。所以は何ぞ。假實の二有は、相應せざるが故に。餘の種類の有は、曾つて說くこと無きが故に。此の聲は、先に非有なるあり、後に非有なるありと說くと雖も、而も應に審に決すべし。畢竟じて、非有の物の上に於て、此の有の言を說くと爲んや、此の有の言は、卽ち有の上に於て、餘を遮して立つと爲んや。若し、

【二四】經とは、雜阿含卅一(大正藏二・二二五下)參照。
【二五】初めの無は擇滅を意味す、後の無は三無爲を意味す。
【二六】我れも亦、云云。經部師の涅槃說なり。卽ち經部師によれば五蘊一切の有漏の迷法が無に歸せるものが涅槃にして、此の無の涅槃が存在すと言ふなり。
【二七】此の聲とは、現在の聲の意なり。
【二八】災橫とは、惡業煩惱等の惡しきものをいふ。
【二九】是くの如く云云。如上の經部說に對する有部の反駁なり。

別有の物、聲の先に居り、後に聲を遮すべきが故に、非有の言を說く。謂はく、彼の物の中、此の聲は、非有なり。諸の互の非有は、定んで有に依りて說く。若し畢竟の非有の物の中に於て、有の言を說かば、何ぞ理に違せざらんや。汝は有物を名けて涅槃と爲すに非ず。其の中に於て苦の有を遮すべきが故に。卽ち彼の物を說いて、名けて非有と爲す。故に所立の喩は、證に於て能なし。又、應に世俗の言說を引き、勝義を非撥し、己宗を朋援すべからず。經主は、此の中、亦、是くの如きの有義を隨喜せず。以て是の說を作す。非有を有とする義成ずることを得べからず。世俗の有の言も、尙ほ隨喜せず。如何が無を有と爲す。言を說くべけんや。是の故に有の言は、定んで應に畢竟の非有に依ると說くべからざるべし。然るに彼の畢竟の非有の涅槃は、非假、非實なり。更に餘の有無し。而も許して有と爲し、彼の譬喩師の法性有りと立つるは、何ぞ極めて深隱なるや。又、曾つて非有の中、勝あり、劣あるを見る處なし。亦、無智者は、非有の中に於て、讃あり、毀あり、然も是の說を作す。非有なりと雖も、而も稱歎すべきもの有りと。此の「但有」の言を、如何が復言はん。故に諸の災橫の畢竟、非有なるを名けて涅槃と爲す。有と非有の中、此れを最も勝と爲す。謂はく、唯、災橫の體法有る中、勝劣あるを見る。無體に於てに非ず。故に彼の言ふ所は、唯、妄執に依るのみ。[三〇]「豈、有の法に差別あるが故に、非有も之れに隨つて亦、差別あらずや、色聲等の如く、非有も各異なり。」[三一]此れも亦、然らず。非有と有とは、相の同、相の別、俱に成ぜざるが故に。謂はく、此の非有と有の差別は、有と其の相の同じきに由るが故にと爲んや、有と其の相の別に由るが故にと爲んや。若し相の同に由らば、應に卽ち是れ有なるべし。若し相の別に由らば、應に爲に色の非有を指陳すべし。何の相か非色なるや。豈、非有を則ち此の相と爲さずや。若し爾らば、色と聲の非有の相は何んの別ぞ、而も色等の非有各異なると言ふや、色と聲との如きは、同じく是れ有なりと雖も、而も種々の相狀の差別あり。非有は然らず。異體なきが故に。此の所說に由

【三〇】豈曰云云。經部更に非有を立論せるなり。
【三一】此れは云云。有部の難なり。

りて、「非有なりと雖も、而も稱歎すべきもの有り、乃至、廣說」は、但、虛言ありて實義なし。故に唯、有に於て勝劣は成ずべし。非有の中に於ては、定んで勝劣なし。世尊旣に說かく、『離染涅槃は、諸法の中に於て、最も殊勝と爲す』と。應に色等の實有の如く義成ずべし。

又、若し涅槃の體、非有ならば、豈に所化をして厭を生じ欣を生ぜしめんや。非有の中、勝劣の相なきが故に。又、應に大聖は所化の生を惑はすべし。非有の中に於て、有の如く說くが故に。又、若し見を起して涅槃を撥無せば、應に正見を成ずべし。倒解なきが故に。若し此の見は、涅槃の唯、是れ行の無なるを了せざるが故に是れ邪なりと謂はゞ、是れ則ち斷見は應に正見を成ずべし。彼れは、唯、諸行の無を緣ずるに由るが故に。若し此の見は、唯、行の無に於て、方便して解するに非ざるが故に、正に非ずと謂はゞ、行無に於て、方便見に非ざるを名けて斷見と爲すに非ず。是れ餘の見なるが故に。然るに諸の斷見は、唯、行無を緣ずるが故に、正見を成ずる失を遮すること能はず。又、滅境に於て、靜等の見を起すは、應に正見に非ざるべし。實解に非ざるが故に。非有の中、靜、不靜有るに非ざること、石女兒の非勇、非法なるが如し。現見するに病無の別に調適有り、諸の苦惱の無の別に安樂あり。是くの如く亦、應に有爲の差別の、非有の位に別に無爲あるべし。

[三二]又、若し涅槃が實體なくんば、如何が是れ聖諦の所收なるべきや。無體は、豈、應に諦と名け、妄と名くべきや。[三三]「且らく聖諦と言ふは、其の義、云何ぞ。[三四]豈、此の言は無倒の義に屬せずや。聖見の有無は、皆な顚倒なし。謂はく、聖は苦に於て、唯、是れ苦なりと見、苦の非有に於て、唯、非有なりと見る。此れ聖諦に於て、義に何の違することあらんや。」此れは違ありとは、謂はく、無の境界に慧は必ず生ぜず。而も聖慧は非有の境を見ると言はゞ、何の倒か此れに過ぎん。

[三五]去來を思ふ中、當に此の義を辯ずべし。如何が畢竟絕を名けて無と言ひ、而も說いて此れは是れ苦滅なりと言うて、而も理に違せざるべけんや。現見するに、此れと彼れと指當する名言は唯有に於

【三二】此の段は、有部が四諦中の滅諦を以て、經部師に對し、滅諦は擇滅無爲を說けるものにて、諦とは實の義なるが故に、此れを非有と解するは非なりとなすなり。

【三三】且らく云云。經部の解釋なり。

【三四】豈云云。經部の自釋にして無倒とは、法の實理眞相に叶ひ、顚倒なきことなり。

【三五】去來云云。倶舍論第二十、本論卷第五十一。三世實有の問題を論究したるところを指す。

て起る。如何が非有に此の名言を起さんや。

又、無は如何が[三六]第三諦を成せんや。此の中、[三七]經主は、輕掉に答へて言はく、「第二の無間の聖見、及び說なるが故に、第三を成ず」と。[三八]此の答は、理に非ず。今、難者の意は、若し境なければ慧は、必ず不生なるを以て、如何が無爲の第三諦を見ん。又、若し無體ならば、但、虛言のみあり。何の義を說いて、第三聖諦と爲すや。又、若し苦の滅は、唯、是れ苦の無ならば、是れ則ち但、應に苦治道と說くべし。道を說けば便ち所治の苦の無を顯はすなり。若し無ならしめざれば、何を能治の本と名くるや。治道に依りて、苦をして無ならしめんが爲めの故に、彼の苦の無は、治を說けば、便ち顯はる。何ぞ苦道を離れて苦滅を說かん。故に若し涅槃が苦道を離れて別に體あること無くんば、但、虛言あるのみ。何ぞ第三聖諦と爲すと說くことを用ひんや。又、汝は應に說くべし、涅槃を實有と爲す宗を立つることに於て、何の過失を見て信受せざるや。然も涅槃を實に別物有りと許すことは、佛の聖教の所有の義利に於て、片も違失なし。彼れの言ふ所の、若し實有と許すは、虛妄の計に朋するものにして、是れを名けて失と爲すと雖も、然も理に應ぜず。畢竟無と計するも亦、名けて是の虛妄ありと爲すが故に。

又、彼れに更らに餘の虛妄の計あり。謂はく、「未來の法は、無にして復、無なるを計して涅槃と爲す。」過は前說の如し。又、彼れは「煩惱の種子有りて、色等の法に於て非即非離にして、補特伽羅を斤斧するが如しと雖も、而も能く障道等の用を生ずること有り」と計す。是くの如き等の類の、非有を有と執する虛妄の計度を汝は常に串習し、己が所宗と爲す。何ぞ反つて彈斥するや。他言に寄せて是くの如きの說を作し、便ち毗婆沙宗を擁護すと許すと雖も、今、詳かにするに經主は、總じて毗婆沙宗を厭背するに似たり。空花に依りて一切法は皆な無自性なりと撥せんと欲して、今、此に於て且らく涅槃を撥し、擬へて同喩と爲して、餘の非有を證す。若し實に毗婆沙の宗の所說を

【三六】第三諦。滅諦のことなり。

【三七】經主云云。倶舍論六・一七左。この意は、聖者が無漏智を起して四諦の理を見るとき、第二集諦の次に滅諦を觀じ、又四諦の法門を說くに際しても、亦第二集諦の次に第三滅諦を說くが故に第三の聖諦と稱したもので、實體の有なるによりて第三といふにはあらず、となり。

【三八】此の答云云。有部の難なり。

護らんと爲ば、應に壞法論に朋すべからず。彼の論の惡見の垢塵を以て已か心を穢すこと勿く、宜しく將に此の宗の正法の水に自ら沐浴せよ。

三九 又、「涅槃は、四〇 體の得べきこと。色受等の如くに非ず。四一 用の得べきこと。眼耳等の如くに非ず。」と言はゞ 四二 此れ實に應に然るべし。涅槃は、實に色受等の如く、及び眼耳等の如く、體用、得べきに非ず。然も彼れと異なりて體用の知るべき有り。色等の有爲は、自の相續に依りて、體用は麁顯なり、了知すべきこと易し。然るに彼の涅槃は、相續に依らず、體用に微隱なり。了知すべきこと難し。具に精勤を要す。勝れたる觀行者は、修所成の慧の正しく現前する時、方に涅槃の眞實の體用を證し、觀より出で已りて是くの如きの言を唱ふ。奇なる哉、涅槃は滅靜妙離なり」と。諸の盲者のみ、靑黃を了せざるに非ず。謂はく明眼の人も亦、色を見ず。或は復、汝の知と不知とを縱まにせよ、但、涅槃は名けて有と爲すべしと許せば、則ち應に定んで體は實にして無に非ずと許すべし。實物あることを離れて、有は成ぜざるが故に。又、相は卽ち體なり。涅槃は旣に滅靜等の相あり。有體の義成ず。

四三 又、彼れの言ふ所の「滅若し別有ならば、如何が彼の事の滅といふ第六轉の聲を立つべきや。四四 滅と事と互に相屬するに非ず、此彼相望むるに、因果に非ざるに由るが故なり。唯、彼の事を遮するに第六成ずべし。彼の事の無きを名けて滅と爲すが故に」と。四五 彼の言は、理に非ず。相屬するは、唯、因果にのみ在るに非ざるが故に。又、亦、唯、別體なきに非ざるが故に。如何が彼の事の滅を安立せん。應に知るべし、二滅は、二心に屬す。二心は、能く彼の事の得を遮するが故に。且らく擇滅を得するは、要ず二道に由る。初め無間道は、煩惱の得と倶時にして滅し、後の解脫道は、擇滅の得と倶時にして生ず。煩惱の得の未だ已滅せざる時、其の離繫得は、已生位に至るに非ず。是くの如く彼々の煩惱の得滅し、便ち此此の擇滅の得生ず。故に此此の滅は、彼彼の事に屬すと說く。

【三九】又、言はく云云。經部師の說なり。
【四〇】體の云云。現量によりて破したるもの。
【四一】用の云云。比量によりて破したるものなり。
【四二】此れ實に云云。經部說に對する有部の答なり。
【四三】又、彼の云云。經部更に自說を述ぶるものなり。その意の曰はく、若し非有以外に別に滅の體あるならば、經文に「彼の事の滅」と言ふ屬格（第六轉聲）を用ひる筈なし。何々の滅とあるは、何々の無きことを示すに外ならざるが故に別に滅あるにはあらずとなり。
【四四】滅と事とは、煩惱と煩惱の滅の義なり。
【四五】彼の言云云。有部の答なり。

契經の中に於て、此の義已に顯はる。經に言はく、『具壽、滅々と言ふは、誰の滅に由るが故に、滅と言ふことを得るや。五取蘊の滅に由るが故に、滅と言ふ』と。若し別の滅なくば、經には但應に『是れ誰の滅ぞ、謂はく五取蘊』と言ふべし。何の義ぞ、說いて『五取蘊の滅に由るが故に、滅と言ふ』と言ふや。應に知るべし、煩惱の得の若し滅する時、煩惱の滅と名くと。我れは総に、卽ち衆苦の滅を名けて涅槃と爲すと許さず。苦滅と許すが故に、苦道に離れて別に擇滅を得るを、方に涅槃と名く。滅若し別に無くんば、前に說く過あり。謂はく、阿羅漢は、應に煩惱あるべし。或は學道に住して、煩惱は已に無なるべし。後時に於て、差別なきが故に。

此の中、[四六]經主は、復是の言を作す。「何に因りて、此の滅は、定んで此の得に屬するか」と。[四七]豈難は盡く浮詞を矯設するに非ずや。一相にして同品なり。離繫と得と。設ひ定因なきも、斯れ亦、何んの咎ぞ。一道の力に由りて、總じて諸の結を滅し、總じて離繫を得するなり、何ぞ定因を用ひん。或は能所の得の相ひ屬することは、法爾なり。或は能斷道を此の定因と爲す。道に由りて離繫得を引生するが故に。餘の斷道所斷の惑の滅は、餘の道に由りて得するに非ざるが故に、汝に應に喜ぶべし。同一の斷道の所得の擇滅は、其の體一に非ず。何の定因ありて、此れは貪に屬し、此れは瞋に屬す等と言ふや。設ひ定んで屬すること無きも、復、何の過あるや。謂はく、一品の中、一切の所滅は、一道の所斷なり。所得の離繫は既に同一の得なり。何ぞ定因を用ひん。

或は先に說けるが如し。先に何の說く所ぞ。謂はく、法爾に相屬するに由りて亂なし。本より來、貪等と滅とは、法爾に相屬するを以て、決定して亂なし。斷道の起位には、能く總じて得を證するが故に、定因なし。亦、過あること無し。[四八]若し、然らず。聖教に違するが故に。謂はく、聖教有りて能く涅槃を。『唯、非有を以て、其の自性と爲す』と顯はすが故に。[四九]契經に言はく、『所有の衆苦は、皆な餘すこと無く斷じ、[五〇]各別に捨棄し、盡し、染を離れ、滅し、靜息し、永く沒し、餘の苦

【四六】經主云云。倶舍論六・一八右參照。その意は、擇滅なる無爲と、得なる有爲とは因果關係にあり得ざるに非ずやとの難なり。
【四七】豈云云。如上の難に對する有部の答なり。
【四八】若しは云云。經部更に自說を述ぶるなり。
【四九】契經とは雜阿含十三(大正藏二・八八上)參照。
【五〇】各別とは、三界九地の苦果と煩惱を各別に云云。

續かず、取らず、生ぜず、此れ極寂靜なり、此れ極善妙なり。謂はく、[五一]諸依と及び一切愛を捨し、盡し、染を離れ、滅するを、名けて涅槃と爲す』と。又、涅槃の體は、唯、非有なるを、便ち善釋と爲すと許す。[五二]經に喩を說いて言はく、『燈焰の[五三]涅槃するが如く、心解脫も亦、爾なり」と。彼れ謂はく、此れは、燈の涅槃するは、唯、燈焰の謝して別に物あること無きが如く、是くの如く世尊は、心に解脫を得るは、唯、諸蘊の滅して、更に所有なきを說けるなり」と謂はゞ、對法の諸師は、已に此の說に通ぜり。謂はく、苦の滅と言ふ義に二途あり。一は離苦の外に別に實體なし。二は離苦の外に別に實體あり。佛は所化の意樂の不同を觀ずるが故に、斯くの如き二種の滅の義を說けり。謂はく、或は別に體なしと說ける處あり。向に引く所の二種の契經の如し。或は復た別に體ありと說ける處あり。契經に說くが如し。『定んで無生有り』と。又、契經に言はく、『處あり、離あり』と。復た有る經に說く、『我れ實有の無爲の句義を觀ず。所謂る涅槃なり』と。復有る經に言はく、『五取蘊の滅に由るが故に、滅と言ふ』と。此の類は、寔に繁し。故に我が所宗は、聖教に違せず。又、經に說く所の『燈焰涅槃す』とは、燈を離れて別に無常の相あるが故に、此の所喩は、義に於て何の違するところぞ。或は燈の涅槃するは、別に體なしと雖も、而も非有に非ず。諸行は皆な是れ無常性なるが故に、其の體は無に非ず。此れに依りて言を爲すも亦、過あること無し。又、此の引く所の契經に由りて、能く涅槃の體は、唯、非有のみなりと證するに非ず。此の經は、唯、無餘依般涅槃に入る時に就いてのみ、宣說するが故に。謂はく、此の位に於て、一切の餘の依は、皆な餘すところ無く斷じ、各別に捨棄し、乃至、廣說、故に相違せず。

[五四]有餘師の說かく、「不生と言ふは、此の無生に依るが故に、不生と言ふ」と。此の中、[五五]經主は、是くの如きの說を作す。「我等は、此の第七轉の聲を見るに、滅有を證するに於て、都て功力なし。何の意で、故に、此の無生に依ると說くや。若し『此れに依る』の言を、已有の義に屬せば、應に本

【五一】諸依とは、苦果のことなり。
【五二】經とは、雜阿含二十九（大正藏二・二一〇上）參照。
【五三】此の處の涅槃は消滅の義なり。
【五四】倶舍論六・十八右所引。
【五五】經主云云。倶舍論六・十八右。

より不生なるべし。涅槃は常なるが故に。若し『此れに依る』の言を、已得の義に屬せば、是れ則ち應に道の得に依ると許すべし。故に唯、道に依り、或は道の得に依りて、苦をして不生ならしむと、汝應に信受すべし」と。[五六] 我等は此の第七轉の聲を見るは、滅の有を證することに於て、甚だ功力あり。道は得と倶に滅に依るが故に、涅槃あるを以て、方に道を求めて得す。此れ若し非有ならば、彼れを求めて何をか爲さん。又、苦の不生は、唯、道に由るに非ず。或は復た增上忍を得る時、已得の殊勝に由りて苦生ぜざるが故に。又、緣闕くるが故に、苦亦、不生なり。應に是れ涅槃なるべきこと、前に已に說けるが如し。

若し「種子の未だ滅せざるが故に」と謂はゞ、已に前に破せるが如し。前に如何に破せるや。種は未だ滅せずと雖も、已滅の如く畢竟じて不生なること有り。後と何ぞ異ならん。又、若し道に由り、或は復た得に由りて、苦不生なれば、初念の道の時、已に惑苦なし。過は前に說けるが如し。則ち學道に住せば、煩惱は應に無なるべし。若し煩惱の種は、未だ滅せざるが故にとは、治道の生ずる時、種は何ぞ滅せざるや。正しく相違するが故に。闇と明との如し。

又、涅槃の得の正生位に於て、所治の惑苦は、方に永滅と名くるが故に、彼の師は說かく、「此の無生に依るが故に、不生と言ふ。」第七轉の聲は、滅の有を證することに於て、甚だ功力ありと。若し、若し然らば無間道を修することは、應に無用なるべしと謂はゞ、理亦然らず。涅槃は正しく是れ此の道果なるが故に。若し初刹那の所治の惑苦を、已に永滅と名くれば、是れ何の道果なるや。故に解脫道には離繫果なし。滅の得と倶時に生ずるに由るが故に。是くの如く已に經主の謗因を破せり。涅槃の其の體は、實有なること成立す。

有餘師の說かく、「實の涅槃は無し。因果に非ざるが故に。兎角等の如し。諸の實有なる者は、因果を證と爲す。涅槃は旣に因果の性の攝に非ず。故に定んで能く有を證する因有ること無し。是の

【五六】我等は云云•如上の經部說に對する有部の反駁なり。

故に涅槃は、定んで實有に非ず。彼の言は理に非ず。前に已に虚空無爲は、其の體實有なること成立せり。因果の性に非ざることは、此れも亦、應に然るべし。

又、但有るが言はく、「彼の宗は、是の因果の性有りと許す。實有に非ざるが故に。謂はく、涅槃を非有と執ずる論者は、未來は是れ果、過去は是れ因と許して、而も去來は是れ實有の性と許すに非ざるが故に、因果の性は、有を證するに因に非ず。若し去來は是れ實有と許せば、涅槃の體は、是れ果、是れ因と許す。涅槃は、是れ沙門果と許すに由るが故に。正生の法の與めに無障の因と爲るが故に。正行を修する者は、涅槃を辦ぜんが爲めなり。果を所辦と名く。所辦は是れ果なり。或は應に辦ずべし。果に非ざる者は、涅槃を辦ずるとは何ぞ。何ぞ體常にして是れ因果なるものあらんや」。此れは責むべからず。且つ應に自ら責むべし。何ぞ果因にして體實有なるものありや。一念起りて同類因を離るゝが如し。彼の一切處、同喩の理なし。

有餘師の言はく、「涅槃は有なりと雖も、假にして實に非ず」と。此れも亦、然らず。假の所依の體は、不可得なるが故に。若し諸行は卽ち是れ涅槃の假の所依なりと謂はゞ、亦、理に應ぜず。應に所斷の染汚、有漏無常性を成ずべきが故に。所依を離れて、假の擇滅ありと執すべきに非ず。所斷の染汚、有漏、無常を以て、其の所依と爲すと雖も、而も非所斷なり。不染、無漏、常住を性と爲すなり。又、相違するが故に。應に彼を用ひて此の所依と爲すに非ざるべし。明と闇との如し。曾つて假法の自の所依に違することなし。又、涅槃は、是れ諸行の滅と許す。如何が諸行を依と爲すと說くべきや。未だ明有りて、闇を依と爲すを見ざるが故に、又、行の有る時、滅は未だ有らざるが故に。未だ欲を離れざる者は、貪等の有る時、應に彼れ貪等の滅有りと許すべからず。貪等の無き位に、方に涅槃を證するが故に、彼の所說は、正理に順ずるに非ず。

有餘の復た言はく、「智は必ず境有り、涅槃は實無し」と。彼れは是の言を作す。「涅槃を緣ずる慧

は名を以て境と爲す」と。理は必ず然らず。邪正の二見は、應に相ひ成ずべきが故に。謂はく、若し正見が涅槃を寂靜にして常住と覺了すれば、應に見取を成ずべし。一切の名は皆な無常なるを以ての故に。若し諸の邪見が、涅槃を誹謗して無常性と爲せば、應に正見を成ずべし。實義に稱うて、解を生ずるを以ての故に。諸の涅槃無體論を説く者は、終に名は即ち是れ無と説くを許さず。諸の涅槃有體論を説く者は、終に名は即ち涅槃と説くを許さゞるが故に、彼の所言も亦、正理に違す。

又、上座は說かく。「世尊の言ふが如し。是くの如きの句義は、甚だ見難しと爲す。謂はく、一切の依、皆な永く棄捨し、寂靜美妙にして、乃至、涅槃なり。是くの如きの涅槃は、如何が見難きや。其の自性は、極めて見難きを以ての故なり」と。如何が非有に自性を說くべきや。自ら涅槃を實有に非ずと執するが故に、若し、擇滅は、實有に非ずと雖も、而も薩迦耶は、是れ實有なるが故に、彼れを離れて滅を得するを名けて自性と爲す。故に契經に言はく、是くの如きの滅界は、薩迦耶に緣りて顯了することを得ると謂はゞ、此れは正理に違す。所執の滅界と薩迦耶とは、非即非離なり。如何が滅に自性ありと言ふべきや。若し自性あらば、如何が復た滅は實有に非ずと言ふや。既に涅槃は、實有に非ずと許すが故に、即ち無自性なり。何ぞ信無智の人を誑惑し、此の前後の相違の言論を書くを用ひんや。

又、經には唯、是くの如きの滅界は、薩迦耶に緣りて顯了することを得と說く。如何が滅は實有に非ずと知るや。唯薩迦耶は、是れ實有の物なり。然も他に緣りて顯了すと説く者は、皆な實有の物なり。世の極成する所なり。闇等に緣りて明等の顯了するが如し。實有の物に緣りて非實の顯了すること、曾つて有る處なし。是れ極成する所なるが故に。薩迦耶は是れ實有の物にして、滅は非實と謂ふは、但、是れ虛言のみ。薩迦耶に緣りて、滅の顯了すとは、彼の滅に因りて、此れを建立すと説くが故なり。五取蘊の滅に由るが故に、滅と言ふなり。餘の契經の中に、分明に說くが故に。

又、彼れの說く所の、「諸經の中に三界、三涅槃界、有爲界、無爲界、有滅界、有生、有無生、有苦滅聖諦、我れ現に是は安隱處なりと了知すと說くこと有りと雖も、諸の是くの如き等は亦相違せず。薩迦耶に緣つて建立するが故に」とは、此れ亦率爾に是くの如き說を爲すなり。薩迦耶に緣つて建立を得ること既に因證なし。如何が定んで體は實有に非ずと知るや。又、「彼れに緣りて此れ顯了す」と言ふが故に、是れ實有の物なること、便ち極成すと爲す。體無くして他に由つて顯了すべきこと無し。明等の顯は、闇等に緣るが如きの故に。又、彼の言ふ所の、契經の中に有滅界とも亦、相違せず。有身を離るゝことに緣りて、顯示するが故に。有無生とも亦、相違せず。實有の生に於て、不轉立なるが故に、卽ち是れ有生の相續の斷の義なり、とは、此れも亦、理に非ず。上に言ふ所の如し。他に緣つて顯はるとは、是れ實有なるが故に。生と無生とは、體各異なるが故に。非有は應に有と爲すと說くべからざるが故に。假實の有の外に更に別有なし。若し無生は假實の有に非ず、應に有と名くべからずと執すれば、前に已に說くが如し。生の相續の斷の義に二種あり。謂はく、有身を離れて別なきと、別あるとなり。前の苦滅の二義に准じて應に知るべし。如何が定んで、唯、生の不轉を、相續斷と名くと言ふや。別有の物を別物ありと許すに非ず。有無生の言は、有の義を成ずべし。若し別物なくんば、應に有と名くべからず。過を說くこと前の如し。又、薄伽梵は、契經の中に於て、但應に說いて言ふべし。『生の不轉あり』と。應に此の有無生の言を說くべからず。世尊は應に勝義諦に於て、迷謬の說を作すべからず。有實も無實も俱に有と說くが故に。是れは迷謬の言なり。生を無生の如く、有と爲すと說くが故に、其の體は實に非ずと爲んや。無生を生の如く、有と爲すと說くが故に、其の體は是れ實なりと爲んやと、是くの如き迷謬の心を生ぜしむるが故に。又、相續斷は、道の未生には無なり。道生じ已りて有り。道の退には復無し。諸の聖人の退は、惑を生ずるを以ての故に。則ち相續斷は應に無爲に非ざるべし。又、涅槃は實有に非ざるが故

に、即ち無生と說くは、理亦然らず。唯、宗のみ立つる有りて、證因なきが故に。謂はく、何の因にて、實有に非ざるを證するや。故に涅槃の無生は此の無生に非ず。常住に由るが故に、而も體は實有なり。又、實に無生を證するに非ずと許すが故に、則ち諸の假法は、應に生あること無かるべし。又、應に假法も亦、即ち無生なるべし、若し爾らば、汝の宗の刹那の實法は、生を許さゞるが故に。相續の是れ假なるも亦、無生なるが故に。是れ則ち汝曹の生と滅と都て實有に非ず。何んぞの期せん。汝等、嘗て空花を厭うて、今、乃ち空花の差別を成ずるや。

又、彼れの說く所の、「契經に言ふが如し。『一切法とは、謂はく、十二處なり。』又、契經に言はく、『此の十二處は、皆な有戲論なり。皆な是れ無常なり。』契經に復た言はく、『眼色、眼識、廣說、乃至、意法、意識、皆な是れ無常なり。』若し涅槃は實にして、常住なりと謂はゞ、世尊は此に於て應に簡別あるべし」とは、是くの如きの所說は、審に思求するに非ず。皆な是れ有熱惱なりと言ふが如きの故に。謂はく、彼の經に言はく、『此の十二處は、皆な有戲論なり、皆な是れ無常なり。皆な有熱惱なり』。諸の聖道の體は、處の攝に非ざるに非ず。又、彼れは定んで貪等の熱惱なし。何ぞ簡別せざるや。然るに彼の契經は、唯、有漏の十二處の體に依りて密意に此の十二處は、皆な有熱惱なりと說いて言ふなり。即ち此の說に就けば皆な有戲論なり、皆な是れ無常なり、應に斯れに由りて、涅槃の體を謗つて實有に非ずと言ふべからず。是の故に定んで應に苦集道を離れて、涅槃の體ありて常實の義成ずべし。

五七 今、應に非擇滅の體を思擇すべし。此の中、經主の相を辯ずる所に言はく、「簡擇力を離れ、緣を闕くに由るが故に、餘の更に生ぜざるを、非擇滅と名く。衆同分を殘して中夭せる者の餘蘊の如し」と。且らく應に彼れを詰るべし。何を闕緣と名くるや。謂はく、法の生緣の若しは和合せず、和合せざるに非ざるも、少しく法體あれば、何か能く障を爲して、法をして生ぜざらしむるや。豈、闕

【五七】此の段より以下に於ては、非擇滅に就いて經部と有部との論爭を述す。倶舍論六・十五左參照。

縁を縁の不具と名けざるや。此れ何の法あるや。過亦、前に同じ。若し、闕縁は、即ち縁の非有なりと謂はゞ、亦、理に應ぜず。非有は有生を障ふること能はざるが故に。此れに由りて決定して唯、闕縁のみを非擇滅と名くるに非ず。然も別に法あり。縁闕くに由りて得す。此れは勝能ありて生ずべき法を障え、永く起らざらしむるを非擇滅と名く。若し別法無くして能く障礙を爲し、但縁を闕くに由りて法生ぜざれば、後に彼の類の縁の和合するに遇ふ時、前の不生の法、今、應に還起るべし。五八「豈、非擇滅有りて闕縁に由りて得すと許すも彼の類の縁の和合するに遇ふ時、非擇滅を捨するに非ざるが如く、是くの如く、唯、闕縁に由るが故に諸法は生ぜず、と許すも、彼の類の縁の和合するに遇ふ時、彼の法還起るに非ざるに非ずや」。例する所等しきに非ず。有無異なるが故に。謂はく、闕縁に由りて非擇滅を得し、生ずべき法を障へて永く生ぜざらしめ、乃し、涅槃の得に至るまで、定んで相續し、設ひ彼の類の縁の和合するに遇ふ時も亦、能く先の所得を捨すること有ること無し。夫れ縁を闕くとは、但是れ縁の無きなり。無法は能く有の與に障と爲ることなし。後に彼の類の縁の和合するに遇ふ時、何の法か能く遮して還起らざらしめんや。然も法若し不生の法の中に住せば、此の法は必ず還生ずる理なし。是の故に定んで能く永く障ゆる縁有り。唯、闕縁のみ永く不起ならしむるに非ず。五九『豈、縁起の道理は法として然らずや。此れ無きに依りて彼れ無し、此れ滅するが故に彼れ滅す。非擇滅を計するは、則ち唐捐と爲す」。此の所説の言は、何の意趣あるや。唯、縁闕くるが故に、法の生ぜざるを表はす。此の中、決定せる言説を見ず。如何が知るを得るや。唯、縁闕くるが故に、既に餘の不生の因ありと說かず。故に知んぬ、不生は、唯、縁の闕くるに由ると。此の中、餘の不生の因を說かず。彼れは但縁の闕くるに由りて得するを以ての故に。非擇滅の得は、即ち此の縁闕を用ひて因と爲すと爲んや。爾らず。非有は功能ありて有の因と爲ること無きが故に。縁の闕くる位に於て、所住の心に隨つて、非擇滅を得す。是くの如きの滅の得は、即ち彼

【五八】經部師の通難なり。

【五九】經部師の難なり。

の心に因り、因緣の闕くるに非ず。又、所說の緣起の道理に准じて、卽ち定んで非擇滅有ることを證知す。『受滅するが故に愛滅す』と、緣起經に說くが故に。此れ云何が非擇滅の有を證するや。是くの如き滅の言は、餘の滅に非ざるが故に。且らく彼れは是れ無常の滅とすべからず。受の滅する時、愛の生ずるを見るが故に。愛の未だ已生位に至らざる時、無常滅の相の所滅と爲すべきに非ず。又、彼れは擇滅と爲すと說くべからず。愛の斷に由りて受は斷ずることを得と言ふが故に。世尊の言ふが如し。『汝等、受に於て應に貪欲を斷ずべし』と。貪欲の斷の故に、此の受便ち斷ずるなり、此の經中、受愛の擇滅を辯じ、意は受愛の斷は必ず俱時なるを顯はすなり。緣起經の中には、次第滅、非次第滅の諸の緣起支の擇滅と名くべきを說く。同じき對治の故に、此れに由りて准知するに、無常滅、及び擇滅を離れて外に非擇滅あり。愛の生緣の闕くるに由るが故に得す。此れに依りて密に說いて受滅するが故に、愛滅すと言ふなり。

又、經に二阿羅漢ありと說く。此れに由りて准知するに、非擇滅あり。契經に說くが如し。『諸の阿羅漢に略して二種あり。所謂、退法、及び不退法なり。諸の阿羅漢は一切の煩惱を皆な斷じて餘す無きも、而も無生智に得、不得あり』と。此れに由りて准知するに、必ず別法あり。若し有得の者は、煩惱便ち不生法中に住して無生智を得す。此の法は卽ち是れ非擇滅の體なり。若し不得の者は、煩惱生じて、便ち退失あるべし。無生智なし。「根殊勝なるが故に、煩惱生ぜず。何ぞ斯の非擇滅の體を計するを用ひんや。」何の義に依りて、根殊勝の名を說くや。若し此れは但無生智に依りて說かば、彼の意は、卽ち無生智の殊勝の根を得るが故に、煩惱の不生なりと說く。此れ復應に思ふべし。諸の阿羅漢は、皆な煩惱を斷ず。何に緣りて此の殊勝の智根に於て、得、不得あるや。若し退法を過ぐるを、殊勝根と名くれば、亦、理に應ぜず。此の根を得る者も亦、退いて煩惱を生ずる義あるが故に。謂はく、退法性は勝根を轉得す。乃至、堪達す。猶ほ緣に遇うて退いて學位に住し、

諸の煩惱を起す。「若し勝根を得ば、煩惱は起らず。退法の性を轉じて、思法の根を得す。應に復た一切の煩惱を生ぜざるべし。」然るに是くの如くならず。此れに由るが故に知んぬ、有る阿羅漢は、諸の煩惱の生緣を闕くを以ての故に、非擇滅を得し、此の勢力に由りて、能く煩惱を遮し、永く生ぜざらしめ、無生智を得すと。若し退の義あれば、一切然るべし、而し退は成ぜざるが故に、皆な爾らず。退の義は必ず有り、後に當に思擇すべし。

又、第一法を施設する中に於て、諸の言は、多の無爲あることを顯はすが故に、無爲の中に非擇滅の有ることを證す。前の二種に足して方に多を成ずべし。此れを除きて更に餘の無爲なきが故に。

又、滅と盡とは、名別なるも體は同じ。經に說かく、『預流は三惡趣を盡す』と。故に知んぬ、別に非擇滅の體ありと。此の盡は定んで餘滅の攝に非ざるが故に。謂はく、契經の中に說かく『預流者は已に地獄を盡し、已に傍生を盡し、已に餓鬼を盡す、乃至、廣說』。彼れは已に能く諸の惡趣を斷じたるに非ず。彼れは未だ欲界の貪を離れざるが故に。而も諸の惡趣は、要ず究竟の離欲貪の時に於て、方に斷と名くるを得。有るが說かく、「預流は、諸の惡趣を緣する煩惱の生ずべきが故に、未だ斷と名けず。此の因は所緣を斷ずること有るを證するに非ず。能緣の煩惱は、猶ほ生ずべきが故に」と。亦、盡の言は無常滅を顯はすに非ず。所盡の者は、皆な未だ生ぜざるを以ての故に。此れに由りて、定んで別法ありて、非擇滅と名くと證知す。此の法を得するが故に、諸の惡趣をして畢竟、生ぜざらしむ。若し但、生緣を闕くに由るが故に、彼れ不生と執せば、過は前に說くが如し。

然るに上座は說かく。「非擇滅の名は、諸の聖教の中に、曾つて說く處なし。但、邪の分別にて、橫に計して有と爲す。聖說に非ざるが故に、信依すべからず」と。此れも亦、然らず。聖の所說なるが故に。且らく彼の所執の舊隨界等は、瘖瘂人の夢に於て說く所の如し。都て用ふる所なし。但

信無智の人を誘引し欣樂を生ぜしめんが爲めなり。誰れか賢聖有りて是くの如きの言を說かんや。何の聖教の中に、片も得べきこと有るや。是の故に上座は、己が宗を以て、他宗も亦、聖說に非ずと准度すること勿れ。豈、彼々の諸の聖教の中、擇と無常の二種の滅を離れて外に、處々に滅盡有り等の聲を說かずや。上座は中に於て、何ぞ忍めざるべんけや。對法者は說かく、五字を用ふること有らば未來も亦、擇滅を得するを以て、彼れを簡んで、了知し易からしめんと欲するが爲めの故に、本論の中に、非擇の字を加ふるなり。論者の意の說かく、世尊の所言は、非擇を先と爲し、未來世に於て、緣を闕くに由るが故に、永く生ぜざることを得。應に知るべし、此れは即ち非擇滅の體なりと。何ぞ此れを聖の所言に非ずと謂ふべきや。

　復有餘師は謂はく、「非擇滅は、餘に由るが故に得す。緣を闕くを以てせず。根と境とを緣と爲して、諸識起ることを得、一根と意と、可境を專らにする時、餘識の生緣、根と境と具はると雖も、彼々に於て識生ずることを得ず。此れ豈、生緣の根境に闕くることあらんや。然も根境を具して、識俱生せず。故に知んぬ、但、非擇滅を得するに由る」と。若し、第二の等無間緣を闕くに由るが故にと謂はゞ此の第二の等無間緣は、何に由るが故に闕くるや。豈、諸識並び生ぜざるが故に、第二の等無間緣を闕くにあらずや。復た何の緣を以て、識は並び起らざるか。過あるを以ての故なり。必ず諸識の並生を說くべからず。若し並生を說かば、便ち染淨俱生等の過あり。要ず先に並び生すれば斯の過、方に有るべし。豈、先に過有りて並び生ぜざる因と爲さんや。然るに識は並び生ぜざるが故に。斯の過なし。非擇滅を得するが故に、識は並び生ぜず」と。是くの如きの言ふ所は、皆な理に應ぜず。若し非擇滅を得するは、緣の闕くるに由らざれば、非擇滅を得し已りて應に還退すべし。復諸識は並び生すべからずと雖も、而も後時に次第に生ずべきが故に。若し五識に依りて、是くの如きの言を說く。所緣の境の已に滅謝するに由るが故に、能緣の諸識、永く生ぜずとは、是れ

は則ち前と同じく、緣の闕くるに由るが故に、非擇滅を得し、永く生ぜざらしむるなり。此れに由りて應に知るべし。前説を善と爲す。故に非擇滅の實有の義成ず。然るに[60]本論中、無爲法を無事と名く」と說くは、是れ無因の義なり。所以は何ぞ。事に[61]五種あり。一は[62]自性事なり。[63]有處に言ふが如し。「若し已に此の事を得ば、彼れ此の事を成就す」と。二は[64]所緣事なり。[65]有處に言ふが如し。「一切法は、智の所知なり。其の事に隨ふ」と。三は[66]所繫事なり。[67]有處に言ふが如し。「若し此の事に於て、愛結繫せらるれば、彼れは此の事に於て恚結繫するや」と。[68]四は所因事なり。[69]有處に言ふが如し。「有事法とは云何ぞ。謂はく諸の有爲法なり」と。五は[70]所攝事なり。[71]有處に言ふが如し。「田事、宅事、妻子等の事なり」と。故に本論の中、第四に依りて、無爲の無事を說く。最初の自性事に依りて、無爲の無事を說かざるなり。

【六〇】 本論とは品類足論六（大正藏二六・七一六上）「無事無緣法云何、謂無爲法」この無事の事は體の義なり。

【六一】 五種云云。婆沙一百九十六（大正藏二七・九八〇中）、雜心論九（大正藏二八・九四六下）五事論上、（大正藏二八・九八九中）、俱舍論六・十八左參照。

【六二】 自性事。Svabhāva-vastu とは法の自體と言ふ義。

【六三】 有處とは、發智論二十（大正藏二六・一〇二六下）參照。

【六四】 所緣事。Ālambana-vastu とは心心所に緣ぜらる丶所緣の境のことなり。

【六五】 有處とは、品類足論六（大正藏二六・七一三上）參照。

【六六】 所繫事。Saṃyojanīya-vastu とは煩惱に縛せられる法のことなり。

【六七】 有處とは發智論三（大正藏二六・九三四中）參照。

【六八】 所因事。Hetu-vastu とは因のこと。

【六九】 有處とは品類足論六（大正藏二六・七一六上）參照。

【七〇】 所攝事。Parigraha-vastu とは、人の攝して我物として受用する物柄。

【七一】 有處とは婆沙五十六（大正藏二七・二八八中）參照。

卷の第十八

〔辯差別品第二の十〕

第十二節　六因と五果との關係

[一]離繫果に因む傍論は、已に周れり。本、明す所を、今、當に說くべし。當に辯ぜらるべき異熟、等流、離繫、士用、及び增上の果に於て、是くの如きの五果は、前の六因に對して、當に何の果、何の因の所得と言ふべきか。頌に曰はく、

後の因の果は、異熟なり。　前の因は、增上果なり。
同類と遍とは、等流なり。　倶と相應とは、士用なり。

論じて曰はく、五果の中に於て、第三の離繫は、生因の得に非ざるが故に、此に論ぜず。且らく、六因の餘の四果を得するを辯ぜん。

後の因と言ふは、謂はく、異熟因なり。因の頌の中に於て、最後に說くが故に。初の[二]異熟果は、此の因の所得なり。有るが言はく、[三]「異熟は、異熟より生ずるが故に、此れは應に無異熟と名くべからず」と。彼の言は、理に非ず。同類と異熟の二因の所生は、義各別なるが故に。謂はく、前の異熟は、同類因となりて、後の異熟を生じて、等流果と爲す。即ち後の異熟は、先業に由りて成ずるなり。能成の諸業を、異熟因と名く。所成の異熟は、即ち異熟果なり。二因の體は、異にして、二果の義分る。因果の類殊にして、相ひ雜するの過あること無し。然るに異熟の體は、熟せる飲食の如く、異熟を生ずることに於て、勝功能なし。故に唯、不善と及び善の有漏のみ。是れ異熟因にして、有異熟と名く。

【一】此の段に於ては、離繫果を除ける餘の四果と六因の關係を述ぶ。此れを圖示すれば左の如し、

異熟因——異熟果
倶有因・相應因——士用果
同類因・遍行因——等流果
能作因——增上果

【二】異熟果。Vipāka-phala

【三】等流同類の異熟は異熟より生ずるものなるが故に同じく有異熟と云ふべしとの意なり。

前の因と言ふは、謂はく、能作因なり。因の頌の中に於て、最初に說くが故なり。後の[四]增上果は、此の因の所得なり。增上の果を、增上果と名く。唯、障なくして住するに、何の增上かあるや。豈、卽ち障なくして住するに由るが故に、說いて增上と爲すにあらずや。何ぞ勞して徵詰するや。又、先に已に、能作因を辯ずる中、能作因も亦、勝力ありと說きたり。謂はく、眼識等の正生の時に於て、耳等は、展轉して增上力あり。聞き已りて、便ち見んと欣ふ欲を生ずるが故なり。器世界に於て、諸物の生ずる時、諸の[五]有情の業に增上力あり。諸の可愛の果は、不善業に於て、不可愛の果は、諸の善業に於て、亦、展轉して增上の生用あり。此等の增上は、應の如く當に思ふべし。

同類、遍行は、[六]等流果を得す。果は因に似るが故に、名けて等流と爲す。是くの如きの二因は、果相と相似るが故に、因は二なりと雖も、其の果は、唯、一のみなり。

倶有、相應は、[七]士用果を得す。士の體を越へて、別に士の用あるに非ず。卽ち此の所得を、士用果と名く。此の士用の名は、何の法に目くと爲んや。卽ち諸法の所有の功能に目く。是くの如きは、後頌の文に說くに冥符す。「若し彼れの力に因りて生ぜば、是の果を士用と名く」と。然るに[八]經主は、謂はく、「此の士用の名は、卽ち諸法の有する所の作用に目く」と。是れ則ち、彼れは應に是くの如きの說を作すべし。「同じく一果を牽くが故に、士用と名く」と。若し爾らば、唯、應に無間に隔越して、士用果あり、倶生の中に無かるべし。倶生の中、一切は皆な共に同じく一士用果を得ること有るべきに非ず。自體は、自力に因つて、生ぜざるが故に、亦、各別に果を牽くと說くべからず。倶有因は、一果に非ざること勿きが故に。此の中、士用、士力、士能、士の勢分の義、皆な別なし。諸法の功能は、士用の如きが故に、名けて士用と爲す。勇健人の師子に似たるが故に、名けて師子と爲すが如し。「豈、同類、遍行の二因の無間の所生も亦、士用果ならずや。然るに等流果は、二因の無間の所生の法なり。或は是か、或は非か、一切決定して、士用果と名くるは、何が故に、

【四】增上果。Adhipati-phala

【五】有情の業云云。共通の果たる器世間を感ずるを共業と言ふ。之れは能作因の力なり。

【六】等流果。Niṣyanda-phala

【七】士用果。Puruṣakāra-phala これは前の異熟、等流の果の如く、因と果との性質に就いて觀察したる因果關係に非ずして、體と用とに就いて因果關係を立てたるものなり。從つて體を因とし、用を果となす。倶有因と相應因とは、互爲果と見るも、同一果と見るも、その果を成立する作用に就いて因果關係を見たるものなるが故に、その果を士用果と言ふ。

【八】經主云云。倶舍論六・十九左。

但(たゞ)俱有、相應のみ士用果を得し、同類、遍行には非ずと說くや。唯、此の二因は、具足して、能く俱生と無間の二の士用果を得、前の二因には非ず。是の故に說かず。等流果を成ずるは、唯、自因に似る。同類、遍行の果は、唯、相似るが故に、彼の二果を、唯、等流と名く。餘の等流に非ざるは、二因の得に非ず。是の故に、偏に說く。又、士用果は、俱者の義、强し。俱有、相應は、獨り能く俱なる士用果を獲得す。是の故に、偏に說く。又、同類因は亦、能く所生の無間の諸の士用果を得すと雖も、而も一切皆な能く定んで得するに非ず。阿羅漢の最後の諸蘊は、無間に士用果を生ずること無きを以ての故に、俱有、相應の二因は、決定して士用果を得す。是の故に偏に說く。有餘師の言はく、「能作因等も亦、能く士用果を得するの義あり。異熟因には非ず。俱生と無間との二の士用果は、此の所に無きが故に」と。有餘師の說かく、「此の異熟因も亦、[九]隔越の遠き士用果あり。譬へば、農夫の收むる所の果實の如し」と。

第十三節　五果の細相

[一〇]已に因果の相對決定せるを辯ぜり。今、當に正しく果相の差別を辯ずべし。異熟等の果は、其の相、云何ぞ。頌に曰はく、

異熟は無記の法なり。　有情なり。有記より生ず。
等流は自らの因に似たり。　離繫は慧に由りて盡すなり。
若し彼の力に因りて生ぜば、　是の果を士用と名く。
前を除きて有爲法は、　有爲の增上果なり。

第一項　異熟果

論じて曰はく、唯、無覆無記法の中に於てのみ、異熟果あり。若し爾らば、則ち應に非有情數も

【九】隔越の遠き士用果とは、因がはるかに時間を隔てゝ、果に作用するを言ふ。

【一〇】此の段より以下に於ては五果の細相に就いて論じたものである。

亦、是れ異熟なるべし。彼れを簡ばんと欲するが爲め、有情の言を說くなり。唯、有情に於てのみ、異熟あるが故に。若し爾らば、彼の有情數の中に於て、長養、等流は、應は是れ異熟なるべし。又、彼れを簡ばんが爲めに、有記生と說く。[二]一切の不善、及び善有漏とは、能く異熟を記するが故に、有記と名く。[三]彼れより後時に、異熟、方に起りて倶と無間とに非ざるを有記生と名く。是くの如きを名けて、異熟果の相と爲す。「豈、異熟も亦、前位の異熟果の體を以て、同類因と爲さずや。是れは前の異熟の等流果なるが故に。則ち應に亦、無記より生ず、是れ等流性なりと說くべし。如何ぞ乃ち有記より生ず、等流性に非ずと說かんや。」是くの如きの失なし。異熟果の體、同類因に由れば、相に雜亂あり、異熟因に由れば、相に雜亂なし。是の故に、但、有記より生ずと說く。此れに由りて、等流性に非ずと准知す。等流果は、因と相ひ似て雜亂あるを以ての故に。若し異熟果は、因と相殊にして、雜亂なきが故に。「非有情數も亦、業より生ずるに、何が故に、異熟果と爲すと說かざるや。」此れは應に難とすべからず。唯、[三]不共の業のみの所得の果を、異熟と名くるが故に、何が故に非情は、唯、不共の業の所得の果に非ざるや。非情の法は、[四]餘も中に於て受用を共にするを以ての故に。「豈、大梵の所住の非情は、是れ別業の果ならずや。亦、應に彼れを說いて、業の異熟と名くべし。何ぞ乃ち非と言ふや。」有るが是の言を作さく、「大梵の住處は、一切の大梵の業の增上より生ず。」有餘は、復言はく、「大梵の住處は、相續して未だ壞せず。餘も中に於て、受用の理あるべきが故に、不共に非ず。」

「如何が一物が無量の有情の業に共感せらるゝや。」豈、已に說かずや。餘も中に於て、共に受用すべきが故に、若し非情の果は、不共の業の招くところならば、應に異熟に隨つて倶時に起盡すべし。又、世の國主の崩ずる時を現見するに、王たる所の國土は、猶ほ相續して住す。若し王たる所の國は、唯、主の業の招くところにして、餘の有情の業の共感に非ざれば、餘は應に中に於て、受用す

【二】一切の不善は、その結果に於て、三惡道の異熟を記し、善業は人天善趣の異熟を記す。

【三】彼れとは。善不善の有記の業なり。

【三】不共の業云云。異熟とは、必ず各自時別の果報を言ひ、共業所感を異熟とは名けざるなり。

【四】餘とは、餘人の意なり。

べからざるべし。又、若し非情は、別業の所感なれば、則ち應に一一の諸の有情の身の居する所の室宅、園林、池沼、城郭、山川、悉く皆な各異るべし。而るに實は爾らず。故に知んぬ、一物は、無量の有情の業の共に感ずる所なりと。「豈、業體に種々あるが故に、應に能く無種々の果を招く能はざるべからずや。云何が、無量の有情の多業、同じく非情の一物を招くと説くべきや。」是くの如きの失なし。譬へば芽等の如し。自類の因を觀じて、一を成ずるが故に。謂はく、芽等の如し。地、水、時分、人功、糞等の力に因りて起ると雖も、而も自類の因を觀ずるが故に、一を成ず。地等の因を觀ずるが故に、多を成ずるに非ず。是くの如く非情は、自の因を觀ずるが故に、體は一物を成ず。彼の無量の業を觀ずるに由るが故に、其の體、多を成ずるに非ず。又、世間を見るに、種々の業は、種々の果を生ずるに非ず。如何が種々の業の生ずるは、種々の果に非ずと許さゞるや。業は、所感の非情の果の中に於て、何の因用あるや。業は彼の果に於て、能作因と爲ること、前に已に辯じたるが如し。

第二項　等　流　果

是くの如く、已に異熟果の相を辯じたり。等流果の相を、今、次に當に辯ずべし。自因の法に似るを、等流果と名く。謂はく、同類、遍行の二因に似るなり。同類因の如きは、善、染、無記なり。彼の等流果の其の相も亦、然なり。遍行因の如きは、唯、是れ染汚のみなり。彼の等流果の其の相も亦、爾なり。豈、倶起の士用果の性も亦、自因に似ずや。如何が自因に似る法を、等流果と名くと言ふべきや。等流果は自因に似ざること無きも、士用果は自因と異なること有り。故に自因に似るを等流果と名く。定んで彼の士用果と濫するの失なし。豈、亦、等流果の因は、遍行因の如く、異部に於て在りて、異部の法を用ひて等流果と爲すこと有らずや。他部の等流と、自部の因性と、染汚同じきが故に。相似ざるに非ず、其の士用果の性も亦殊あり。是の故に因と定んで相似るに

非ず。

有餘師は釋す。「自因に似ると言ふは、謂はく、果と因と、具に二の相似を具ふるなり。一は體類、二は性類なり。體類と言ふは、謂はく、受想等なり。性類と言ふは、謂はく、善、染等なり。若し倶起の士用果の中に於ては、性類は同じと雖も、體は必ず異あり。受、非受等は、士用果なるが故に。若し後起の士用果の中に於ては、體類も性類も、皆な異あるべし。故に果、定んで因に似ると說くべからず。若し等流果の性は、必ず因に似る。中に於て、亦、體の因に似ること有るは、唯、等流果のみなり。定んで自の因に似るが故に、似因の言は、相ひ濫するの失なし」と。

若し遍行因も亦、等流果を得すとすれば、何ぞ此れを卽ち同類因と名くと許さゞるや。[一五]自部の果に於ては、實は卽ち同類因なるも、若し餘部に望めては、唯、遍く同類に非ず。然るに非遍の法は、其の性類に隨つて、各自部に望むるに、唯、同類因なり。若し諸の遍法の、他部に望むるに、染汚の類の同じきは、唯、遍行因なり。此れ自部に望めて、二因の義を具するが故に、遍行因なり。等流果を得すと雖も、而も卽ち同類因と名くと許すべからず。

第三項　離繫果と士用果

是くの如く、已に等流果の相を辯じたり。離繫果の相を、今、次に當に辯ずべし。慧に由りて盡す法を、離繫果と名く。滅の故に、盡と名け、擇の故に、慧と名く。卽ち擇滅を說いて離繫果と名く。擇を因と爲すに由りて、諸の繫縛を離れ、此の滅を證するが故に、說いて名けて果と爲す。

是くの如く、已に離繫果の相を辯じたり。士用果の相を、今、次に當に辯ずべし。[一六]若し法の彼の勢力に由りて生ぜらるれば、卽ち此の法を說いて、士用果と名く。此れに四種あり。倶生と、無間と、隔越と、不生となり。前に已に說けるが如し。倶生と言ふは、謂はく、同一時に、更互に、因力の生起する所と爲る。無間と言ふは、謂はく、次の後の時、前念の因力に由りて、生起せらるゝ

【一五】自部の果云云。同類因と遍行因とは、共通點あると同時に、共通ならざる點もあり、同類因は部の制限なきも、遍行因は部の制限あり、三性中特に染に就いて考察するものなり。

【一六】若し法云云。一法ありて、或物の力によりて生ぜらるゝ時は、前者（一法）を士用果と名くるなり。

なり。世第一法の苦法智忍を生ずるが如し。隔越と言ふは、謂はく、隔遠の時、展轉して因力の生起する所と爲る。農夫等の穀麥等に於けるが如し。不生と言ふは、所謂る涅槃なり。無間道の力の得る所に由るが故なり。此れ既に不生なり。如何が彼れの力の生なるが故に、士用果と名くと說くべきか。現見するに得に於ても亦、生の名を說く、我が財の生とは、是れ我れ財を得するの義なりと說くが如し。若し無間道に、諸の隨眠を斷じて、證する所の擇滅、是くの如きの擇滅は、離繫果、及び士用果と名く。若し無間道の、隨眠を斷ぜず、重ねて本を證する時、證する所の擇滅は、是くの如きの擇滅は、離繫果に非ず。唯、士用果なり。謂はく、全く未だ欲界の貪を離れざる者の、見道に入る時、苦法智忍は、十隨眠を斷ず。證する所の擇滅、是くの如きの擇滅を、離繫果、及び士用果と名く。若し全く已に欲界の貪を離れたる者の、見道に入る時の苦法智忍は、隨眠を斷ぜず、本を證する擇滅、是くの如きの擇滅は、離繫果に非ず。先に繫を離るゝが故に、是れ士用果なり。此の忍力に由りて、更に餘の得を起して、重ねて證するが故に、若し分に已に欲界の貪を離れたる者の、入見道の時の苦法智忍は、十隨眠に於て、斷、不斷あり。證する所の擇滅に新あり。本あり、其の次第の如く二果、一果なり。是くの如く乃至、道法智忍も、若し全く欲界の貪を未だ離れざると、已に離れたると、分に離れたる者とは、八隨眠に於て、全斷、不斷、分斷、不斷、證する所の擇滅に、新あり、本あり、及び新本あり、其の次第の如く、二果、一果なり、二果一果の義は、前釋の如し。若しは、全く未だ色、無色の貪を、離れずして、見道に入る時、苦類智忍は、色、無色の十八隨眠を斷ず。證する所の擇滅、是くの如きの擇滅は、離繫果、及び士用果と名く。若し分に色、無色の貪を已に斷じ、見道に入る時、苦類智忍は、色、無色の十八隨眠に於て、斷、不斷あり。證する所の擇滅に、新あり、本あり。其の次第の如く、二果、一果なり。是くの如く、乃至、道類智忍の、若し全く色、無色の貪を、未だ離れざると、及び分に已に離れたるとは、色、無色の十四

隨眠に於ても亦、全斷、分斷、不斷あり。證する所の擇滅に、新あり、本あり。其の次第の如く、亦、二果、二果、一果あり、義は前釋の如し。修道中に於て、諸の無間道は、各其の義に隨つて、例の如く應に思ふべし。

是くの如く、已に離繫果の相を辯じたり。增上果の相を今、次に當に辯ずべし。諸の有爲法の前に在りて生ずるを除きて、是の餘の有爲は、之れ增上果なり。必ず少果も、因の前に在りて生ずること無し。果が因の前に在らば、斯れ何の咎あるや。若し未來法の其の果が已生なれば、是れ則ち未來の所作は、已に辯ず。無用なるを以ての故に、應に更に生ぜざるべし。本不生にして、滅あるべきに非ず。生滅なきが故に、諸行は、應に常なるべし。若し此れは應に不生の法の如く、生滅なしと雖も、體は常に非ざるべしと謂はゞ、此の救も然らず。彼の種類を見るに、生滅あるが故に、不生の法に例するも、是れ無常なるべし。若し行、本より來(このかた)、都て生滅なければ、何に例して其の體、常に非ずと說くべきや。故に救は成ぜず。

第四項　增上果

士用、增上の二果の差別は、云何が應に知るべきや。作受者に對して、差別あるが故に、應に差別を知るべし。士用果の名は、唯、作者のみに對し、增上果の名は、兼ねて受者に對す。穀麥等の、諸の農夫に對して、士用果と名くるが如し。彼れの力の生の故に。亦、增上果は、彼れの受用の故に、唯、受者のみに對して、唯、增上果なり。彼れの力の生に非ず。彼れの受用なるが故に。工匠の所成は、諸の工匠に對すと、及び非匠に對すと、二果、一果なり。上に准じて、應に知るべし。餘の例は、皆な爾なり。

第十四節　六因の取果と與果

第一項　取果と與果との相

一七 上の所說の六種の因の中に於て、何れの位に、何れの因が取果し、與果するか。頌に曰はく、

五の取果は、唯、現なり。　二の與果も亦、然り。

過現の與は、二因なり。　一の與は、唯、過去なり。

論じて曰はく、一八 五因の取果は、唯、現在に於てし、定んで過去には非ず。彼れ已に取るが故に。亦、未來にも非ず。彼れ用なきが故に。

取果と言ふは、是れ能引の義なり。謂はく、未來を引きて、其れをして生ぜしむる等なり。同じ體類に於ては能く種子と爲る。異の體類に於ては同一果に由る。非一の果に於ては同性類に由る。異の性類に於ては是れ自ら聚りて相續すること有るに由る。是の故に、一切は皆な能引と名く。是くの如く能引を名けて取果と爲す。此の取果の用は、唯、現在に有り。去來に非らず。唯、此れは有爲の作用と名く可し。

六因の內に於て、何れの因を簡去して、而も五因、唯、現に取果すと言ふや。謂はく、六因の內、能作因を除く。此の能作因は、何に緣りて簡ばるゝや。有餘師の說かく。「此の能作因は、取果と與果と、時に決定なし。故に取と與との中、倶に分別せず」と。彼れの說は理に非ず。所以は何ぞ。此の因の取果は、現在に非ざること無し。又、取らずして、而も與の義あるに非ず。如何が乃ち時に決定なしと言ふや。然るに能作因の、能く取果することは、定んで、唯、現在のみなり。與は、過現に通ず。應に同類、遍行の二因の如くなるべし。但、一切、增上果有りて取り或は與ふべきに非ず、故に此に說かず。「豈、此の因の能く果を取るの用も亦、過去に通ぜずや。如何ぞ乃ち能く取果するは、定んで、唯、現在なりと言ふや。故に本論の中に、是くの如きの說を作す。過去の諸法を、等無間と爲して、能く二心を生ず。若し無想、滅盡の定を出づる心は、入定の心に由りて、現在に

【一七】此の段は、六因の取果と與果とに就いて述ぶ。取果とは、法の現在に出でゝ果を生ずる用を起すを言ひ、又果の生ずる時、因が果に力を與ふるを與果と言ふ。

【一八】五因と言ふは能作因を除ける他の五因なり。能作因の取果も亦、唯、現在なりと雖も、無爲法、未來法の如きは、同じく能作因なるも取果せざるが故に、此の一を除くものなり。

取らば、則ち應に二定は、永く現前せざるべし。又、取らずして、而も與の義あるに非ざるが故に、應に取果も亦、過去に通ずべし。」是くの如き事なし。二定に入る心は、唯、現在の時、能く二定、及び出心の果を取る。然るに二定は、是れ正しく求なる所なるに由りて、必ず應に先づ起るべし。此れを障と爲すに由つて、出定の心をして入心の無間に、卽ち起るに非ざらしむ。此の義は、後に於て、當に更に分別すべし。故に上に言ふ所の此の因の取果は、現在に非ざること無し。又、取らずして、與ふる義あるに非ず。其の理、極めて成ず。

然るに毘婆沙に、是くの如きの説あり。其の能作因は、取果と與果と、倶に過現に通ずと。理は應に然るべからず。

法の現在に居るも亦、同類、遍行の二因の如きは、總じて未來を取りて、自果と爲すが故に。倶有と相應の與果も亦、爾なり。唯、現在に於てす。此の二因の、取果と與果と必ず倶時なるに由るが故なり。同類、遍行の二因の與果は、過現に通ず。

[18]能作因中の諸の果ある者は、應に此の説に同じかるべし。然るに一切は、皆な果あるべきに非ず。故に此には、同類、遍行の二因の與果は論ぜず。[19]過去は然るべし。現在は如何にして等流果を與ふるか。[20]等流果の無間に生ずること有るが故に。謂はく、此の二因の等流果の無間に生ずること有りとは、卽ち現在時、無間の果に於て、亦は取、亦は與なり。此の果の已に生じて、因の過去に謝せるを、已取與と名く。若し此の二因の滅して過去に至り、其の等派果の方に生ずる時に至れば、則ち此の二因は、正生の果に於て、先に取りて今與ふ。與果と言ふは、謂はく、此の諸因の正しく彼れの力を與へて、其れをして生ぜしむる等なり。其の能作因は、正しく現在に居りて、彼の增上果の、現に已生なること有り。眼根等の能作因と爲りて眼識等の諸の增上果を生ずるが如し。無間に生ずること有り。世第一法等の能作因と爲りて苦法智忍等の諸の增上果を生ずるが如し。隔越に生ずる

【一九】過去云云。同類遍行の二因は、前の法が後の法の因となるに依りて、因が過去へ入りて後與果するは勿論の理なるも、現在にて與果すとは、その理由云何との謂なり。
【二〇】等流果云云。等流果が無間に生ずる時には、因が現在に居する時に果も未來生相位に來るを言ふ。

こと有り。順解脱分の善根等の能作因と爲りて、三乘の菩提の盡智等の諸の增上果を生ずるが如し。

第二項　同類因の取與果に就きての四句分別

善の同類因は、有る時には、取果して。與果に非ず。應に四句を作るべし。[二一]第一句は、謂はく、斷善根の時の最後に捨する所の得なり。[二二]第二句は、謂はく、續善根の時の最初に得る所の得なり。

[二三]經主は、此に於て謬つて是の言を作す。「應に說くべし、爾の時の續く者は、前の得なり」と。今、彼の說を詳かにするに、理は應に然るべからず。所以は何ぞ。唯斷位に最後に捨する所の得、今の續時の初得の等流果を與ふるに非ず。斷位に於て先に已に得を滅し、亦、續の時の得の等流を與ふるを以ての故に、如何ぞ。前位の多刹那の得を、同類因と爲さんや。皆な今の得を取る。而して今の時に於て、但、最後の一刹那の得、今の得る果を與ふと說く。是の故に、應に本文の如きを善と爲すべし。[二四]第三句は、謂はく、善根を斷ぜざるものを、所餘の諸位に於てするものなり。[二五]第四句は、謂はく、前相を除く。

又、不善の同類因の中に於ても亦、[二六]四句あり。第一句は、謂はく、欲貪を離るゝ時、最後に捨する所の得なり。第二句は、謂はく、[二七]離欲を退する時の最初に得る所の得なり。[二八]經主は、此に於ても亦、是の言を作さく、「應に說くべし、爾の時の退する者のは前の得なり」と。今、彼の說を詳かにするに、理亦然らず。前の所說の如き過あるを以ての故に。第三句は、謂はく、未だ欲を離れざるものを、所餘の諸位に於てするなり。第四句は、謂はく前相を除く。

[二九]有覆無記の同類因の中にも亦、四句あり。阿羅漢に於て、得する時と、退する時と、未得と、及び餘とにして、理の如く、應に說くべし。

[三〇]無覆無記の同類因の中に、順後句あり。謂はく、與果の時は、必ず亦取果するなり。無覆無記は、同類因と爲りて、乃し、涅槃に至るまで恒に相續するが故に、或る時は、取果して與果に非ず。謂

【二一】第一句に、取果にして與果に非ざる場合なり。
【二二】第二句は與果にして取果に非ざる場合なり。
【二三】經主云云。俱舍論六・二一左。
【二四】第三句は、取果にして與果なるものなり。
【二五】第四句は、取果にあらず與果に非ざる場合なり。
【二六】此處に於ける四句も亦、前の如き取果と與果との關係に於て述す。
【二七】離欲を退する時とは、一旦斷ぜる欲貪を再び起して退する時、最初得する所の得なり。
【二八】經主云云。俱舍論六・二一左。
【二九】有覆無記云云。有頂天の煩惱は、其性が有覆無記なる故に得も亦然り。
【三〇】無覆無記は、色身又は命根、衆同分等なり。

はく、阿羅漢の最後の諸蘊なり。

[三一]有所縁の[三二]刹那の差別に約するに、善の同類因に應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、善心の無間に、染、無記心を起すなり。第二句は、謂はく、上と相違するなり。第三句は、謂はく、善心の無間に、還、善心を起すなり。第四句は、謂はく、前相を除く。

不善心等も、其の所應の如く、亦、四句あり。例准じて應に說くべし。

異熟の與果は、唯、過去に於てす。異熟果は、因と倶なること、或は無間なること無きに由るが故に。

第四項　九果說　三

西方の諸師は、說かく、「果に九あり」と。前の五果の外に、別に四果を立つるなり。一には、[三三]加行果なり。謂はく、無生智等の、遠く不淨等の果たるが如し。二には、[三四]安立果なり。謂はく、[三五]水輪は、風輪の果と爲り、乃至、草等は、大地の果たるが如し。是くの如く一切の安立せらるゝ法は、當に知るべし、皆な能く安立果と爲す。三には、[三六]和合果なり。謂はく、芽等の時、地、水、種子等の果と爲り、眼の色、明、作意等の果と爲るが如し。四には、[三七]修習果なり。謂はく、化心等の、諸の靜慮の果爲るが如し。[三八]是くの如きの四果は、皆な是れ士用、增上果の攝なり。是れに由るが故に、果は、唯、五ありと說く。

第十五節　法と因との關係

[三九]因果を說き已りぬ。復、應に思擇すべし。此の中、何の法か幾くの因の所生なるや。應に知るべし。此の中、法に略して[四〇]四あり。謂はく、染汚法と、異熟生法と、[四一]初無漏法と、三の所餘の法となり。餘の法とは何ぞ。謂はく、異熟を除きて、[四二]餘の無記法と、初無漏を除きて、[四三]諸餘の善法とな

【三一】有所縁とは、心心所なり。

【三二】刹那の差別とは、三性の心心所が雜起して前念後念差別すること。

【三三】加行果。Prayoga-phala とは、不淨觀を加行として修行し、次第に無生智等の果を生ず。故に無學の無生智を最初の不淨觀等に望める時、加行果と名く。

【三四】安立果。Pratiṣṭhā-phala とは、舊譯に依止果としものゝ足場の如き地位に立つものをいふ。

【三五】水輪と風輪とは此の器世間の土臺を成す水、及び風所成の輪なり。

【三六】和合果。Sāmagrī-phala は、內譯に集果と言ひ、衆物の和合に依りて生ずるものなり。

【三七】修習果。Bhāvanā-phala 修習の結果顯はれるものをいふ。

【三八】是くの如きの云云。第二の安立果は增上果、他の三果は士用果に攝す。

【三九】此の段は、法と因との關係に就いて論ず。

【四〇】四には、不相應法を入れず、相應法のみに於て作法し四となす。

【四一】初無漏法とは、苦法智忍、並に相應俱有の法なり。

り。是くの如き四法は、頌に曰はく、

染汚と異熟生と、　　餘と初聖とは、次の如く、
異熟と遍と二と、　　及び同類とを除きて、餘より生ず。
此れは、謂はく、　　心心所なり。餘は及び相應を除く。

論じて曰はく、諸の染汚法は、異熟因を除きて、餘の五因の生なり。異熟因に由りて生ずる所の諸法は、染汚に非ざるが故に。異熟生法は、遍行因を除きて、餘の五因の生なり。遍行因に由る所生の諸法は、唯、染汚のみの故に。[四四]三の所餘の法は、雙べて異熟と遍行の二因を除き、餘の四因の生なり。所餘の法は、異熟性に非ざるが故に、及び染汚に非ざるに由るが故に。初無漏法、及び同類を除く。及びの言は、亦、異熟、遍行の二因を除きて、餘の三因の生なることを顯はさんが爲めなり。初無漏は、前生に同類の法あること無きに由るが故なり。及び是れ善なるが故なり。

有餘師の言はく、「此の中、應に諸の染汚法は、唯、四因の生と説くべし。所以は何ぞ。遍行因の體は、同類因を離れて、別性なきが故に」と。彼れの言は、理に非ず。所以は何ぞ。若し彼れ遍行因を説かざれば、便ち餘部の染の因を説かずと爲す。若し彼れ同類因を説かざれば、便ち非遍行法、及び遍行は諸の染法の因を得ると説かずと爲す。然るに實には、貪等は、貪等を因と爲して得す。得の因に由りて、得生起す。故に染汚法は、異熟因を除きて、餘の五因の生なり。此の説は、理に應ず。

是くの如きの四法は、何等を説くと爲んや。應に知るべし、唯、是れ心心所法なり。若し爾らば、所餘の不相應行、及び[四五]色の四法は、復た幾くの因より生ずるや。心心所の如くに除く所の因の外に、及び[四六]相應を除く。應に知るべし。餘の法は、四、三、二の餘の因より生ずる所なり。謂はく、染汚の色と不相應行とは、心心所の如く、異熟因を除き及び相應を除きて、餘の四因の生なり。異

【四二】餘の無記法とは、威儀、工巧、能變化なり。
【四三】諸餘の善法とは、初無漏を除きたる餘の一切の有漏無漏の善法なり。
【四四】三の所餘の法とは、染汚、異熟、初無漏の三の外の法の意なり。
【四五】色の四法とは、染汚の色（惡律儀）、異熟色（五根）、初無漏色（苦法忍の上の道共戒）、三所餘の色（道共戒定共戒）
【四六】相應因の除かるゝは、相應因は心心所のみに限る因なるを以てなり。

熟生の色と、不相應行とは、心心所の如く、遍行因を除き、及び相應を除き二、餘の四因の生なり。三の所餘の色と不相應行とは、心心所の如く、雙びに異熟、遍行の二因を除き、及び相應を除きて、餘の三因の生なり。初無漏の色と不相應行とは、心心所の如く、前の三因を除き、及び相應を除きて、餘の二因の生なり。[四七]一因より生ずる法は、決定して有ること無し。

今、應に思擇すべし。一切の法中、何の法か能く幾くの因の自性と爲るか。謂はく、或は法ありて、具足して能く六因の自性と爲る。次第して、乃至、法ありて能く一因の自性と爲る。此の中、法ありて具足して能く六因の性と爲るとは、謂はく、諸の過現の不善の遍行の心心所法なり。或は無記の遍の心心所法なり。法ありて能く五因の性と爲るとは、謂はく、諸の過現の不善の遍に非ざる心心所法なり。或は無記の遍の心心所法なり。或は善有漏の心心所なり。或は不善の遍の不相應行なり。法ありて能く四因の性と爲るとは、謂はく、諸の過現の不善の色法、或は善有漏の色、心不相應行、或は不善の非遍の心不相應行、或は無記の遍の心不相應行、或は無記の非遍の心心所法、或は諸の無漏の心心所法、或は諸の未來の不善、善有漏の心心所法なり。法ありて能く三因の性と爲るとは、謂はく、諸の過現の無記の色法、或は無記の非遍の心不相應行、或は無漏の色と心不相應行、或は未來の不善、及び善有漏の色と心不相應行、或は無記と無漏の心心所法なり。法ありて能く二因の性と爲るとは、謂はく、諸の未來の無記と無漏の色と心不相應行なり。法ありて能く一因の性と爲るとは、謂はく、無爲法なり。法として因に非ざるはなく、法として果に非ざるは有り。所謂る虛空、及び非擇滅なり。

復、應に思擇すべし。是くの如きの六因の自性を相望するに、純あり、雜あり。且らく能作因は、俱有因に對して、後句に順ずと爲す。謂はく、俱有因は、必ず雜能作なり。純能作有り、俱有因に非ず。謂はく、無爲法なり。又、能作因は、同類因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、同類因は、

【四七】一因云云・能作、俱有・の二因は決定して有るが故なり。こは外道の一因論を破する爲めに述べたるものなり。

必ず雜能作なり。純能作有り。同類因に非ず。謂はく、未來法と及び無爲法なり。又、能作因は、相應因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、相應因は必ず雜能作なり。純能作有り、相應因に非ず。謂はく、諸の色法、不相應行、及び無爲法なり。又、能作因は、遍行因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、遍行因は、必ず雜能作なり。純能作有り、遍行因に非ず。謂はく、未來の法、過去、現在の非遍行の法、及び無爲法なり。又、能作因は、異熟因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、異熟因は、必ず雜能作なり。純能作有り、異熟因に非ず。謂はく、無記法と及び無漏法なり。

若し倶有因は、同類因に對して、後句に順ずると爲す。謂はく、同類因は、必ず雜倶有なり。純倶有有り、同類因に非ず、謂はく、未來法なり。又、倶有因は、相應因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、相應因は、必ず雜倶有なり、純倶有有り、相應因に非ず。謂はく、諸の色法、不相應行なり。又、倶有因は、遍行因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、遍行因は、必ず雜倶有なり。純倶有有り、遍行因に非ず。謂はく、未來法、過去現在の非遍行法なり。又、倶有因は、異熟因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、異熟因は、必ず雜倶有なり。純倶有有り、異熟因に非ず。謂はく、諸の有爲の中の無記、無漏法なり。若し同類因を相應因に對せば、應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、過去、現在の色と不相應行なり。第二句は、謂はく、未來世の心心所法なり、第三句は、謂はく、過現世の心心所法なり。第四句は、謂はく、未來の色、不相應行、及び無爲法なり。又、同類因は、遍行因に對して、後句に順ずると爲す。謂はく、遍行因は、必ず雜同類なり。純同類有り、遍行因に非ず。謂はく、過現世の非遍行法なり。又、同類因は、異熟因に對して、應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、過去、現在の無記、無漏法なり。第二句は、謂はく、未來の不善、及び善の有漏法なり。第三句は、謂はく、過現の不善、及び善の有漏法なり。第四句は、謂はく、未來世の無記無漏、及び無爲法なり。若し相應因を、遍行因に對せば、應に四句を作るべし。第

一句は、謂はく、未來世の心心所法と、過現の非遍の心心所法なり。第二句は、謂はく、過去、現在の遍の不相應行なり。第三句は、謂はく、過去、現在の遍の心心所法なり。第四句は、謂はく、諸の色法、未來の一切の不相應行、過現の非遍の不相應行と及び無爲法なり。又、相應因は、異熟因に對して、亦、四句を作す。第一句は、謂はく、無記、無漏の心心所法なり。第二句は、謂はく、不善と善の有漏色と、不相應行なり。第三句は、謂はく、不善と善の有漏の心心所法なり。第四句は、謂はく、無記、無漏の色、不相應行、及び無爲法なり。若し遍行因を異熟因に對せば、應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、過去、現在の無記の遍行の法なり。第二句は、謂はく、未來の不善と及び善の有漏の法と、過現の善の有漏と不善の非遍行の法なり。第三句は、謂はく、過去、現在の不善の遍行の法なり。第四句は、謂はく、未來世の無記、無漏法と、過現の無漏、無記の非遍行法、及び無爲法なり。

又、應に、是くの如きの六因の、色、非色等の諸門分別を思擇すべし。謂はく、六因の中、相應、遍行の二因は、非色なり。餘の四因は、色、非色に通ず、有見、無見、有對、無對は、應に知るべし、亦、爾なりと。又、六因の中、唯、相應因は、但、相應法にして、餘は相應、不相應法に通ず。有所依、無所依、有發悟、無發悟、有行相、無行相、有所緣、無所緣は、應に知るべし。亦、爾なりと。又、六因の中、遍行、異熟の二因は、唯、有漏なり。餘の四因は、有漏、無漏に通ず。又、六因の中、能作の一因は、有爲、無爲に通ず。餘の五因は、一向に是れ有爲なり。又、六因の中、遍行の一因は、唯、是れ染なり。餘の五因は、染、不染に通ず。有罪、無罪、黑、白、有覆、無覆、順退、不順退は、應に知るべし、亦、爾なりと。又、六因の中、異熟の一因は、唯、有異熟なり。餘の五因は、有異熟、及び無異熟に通ず。又、六因の中、能作の一因は、三世及び非世に通ず。倶有、相應、異熟の三因は、皆な三世に通ず。同類、遍行の二因は、唯、過去、現在に通ず。又、六

因の中、遍行の一因は、不善、無記なり。異熟の一因は、善、不善に通ず。餘の四因は、皆な三性に通ず。又、六因の中、遍行、異熟は、三界繋に通じ、及び不繋に通ず。又、六因の中、遍行、異熟の二因は、唯、是れ非學非無學なり。餘の四因は、皆な三種に通ず。又、六因の中、遍行の一因は、唯、見所斷なり。異熟の一因は、見修所斷に通ず。餘の四因は、見修所斷、及び非所斷に通ず。又、六因の中、能作の一因は、四諦攝、及び非諦攝に通ず。遍行、異熟の二因は、唯、苦、集諦攝に通ず。餘の三因は、苦、集、道の三諦の所攝に通ず。又、六因の中、相應、遍行は、唯、四蘊の攝なり。俱有、同類、異熟の三因は、五蘊の攝に通ず。能作の一因は、五蘊攝、及び非蘊攝に通ず。又、六因の中、相應、遍行は、意と法の處の攝なり。異熟の一因は、色、聲、意、法の四處の所攝なり。餘の三因は、十二處の攝なり。又、六因の中、遍行の一因は、意、法、意識の三界の所攝なり。相應の一因は、七心界と法界の所攝に通ず。異熟の一因は、色、聲の界、及び七心界、法界の所攝に通ず。餘の三因は、十八界の攝なり。

第八章　六因四緣(その二)

第一節　四種の緣

四八 此等の因果の諸の差別の相は、一切智に非ざれば、能く遍知すること無し。已に我等は、覺慧の所行に隨ひて、因果の義中、廣く其の相を辯じたり。重ねて明了にせんが爲め、諸緣を忠擇す。何をか諸緣と謂ふや。頌に曰はく、

四種の緣ありと說く。　因緣は五因の性なり。
等無間は、後に非らず。　心心所の已生なり。

【四八】此の段は、四種の緣を述ぶ。四種の緣とは、

(一)因緣(Hetu-pratyaya, Hetu paccaya)とは、物の種子の如きものにて物を生ずる親因なり。能作因を除きて五因を總括す。

(二)等無間緣(Samanantara-pratyaya, Samanantara-paccaya)とは、前念の心心所が過去に滅して、その後を次念の心心所にあけわたすを言ふ。古來これを一本橋に喩ふ。

(三)所緣緣(Ārambana-pratyaya, Ārammana-paccaya)とは心心所に對しその所緣の法が無くてはならぬ關係を指して云ふ。

(四)增上緣(Adhipati-pratyaya,Adhipati-paccaya)とは、一切の法の存在に對し他の法が不障礙の關係にあるをいひ能作因と等しきものなり。

所緣は、一切法なり。　增上は、卽ち能作なり。

論じて曰はく、何れの處に於て、說けるや。謂はく、契經の中なり。[四九]契經の中に、四緣性を說けるが如し。謂はく、因緣性、等無間緣性、所緣緣性、增上緣性なりと。此の中、緣性とは、卽ち是れ四緣なり。四の所居は、卽ち所居の性の如し。種類を顯はさんが爲めの故に、性の言を說く。意は諸緣を辯ずるに、事の差別に隨ひて、無量の體あり。然るに其の義を括するに、四種類の中に攝入するに非ざる無し。謂はく、一切の緣は、此の性を過ぐること無し。六因の內に於て、能作因を除きたる所餘の五因は、是れ因緣性なり。本論に說くが如し。何をか因緣と謂ふ。謂はく、一切の有爲法なり。論に旣に亦、無爲を攝すと說かざるが故に、五因を立てゝ、因緣性と爲す。無爲は、何が故に因緣を立てざるや。此は前に釋するが如く、唯、無障に住して能作因を立て、餘因の攝に非ず。能作因の體は、法を攝して普周し、事の不因に隨つて差別多種なり。譬へば行蘊の法界、法處、法寶、法歸、法念住等の如し。法を攝すること多きが故に、別に通名を立つ。五因、及び三緣性の攝せざる所を攝せんが爲めの義なり。能作因、及び增上緣を立つるは、體倶に廣きが故なり。

又、諸の因相の差別は、云何ぞ。因の差別相に略して二種あり。一は生因、二は了因なり。復、二種あり。一は定因、二は不定因なり。復、二種あり。一は共因、二は不共因なり。復、二種あり。一は近因、二は遠因なり。復、二種あり。一は前生因、二は倶起因なり。復、二種あり。一は自他相續因、二は非有情類因なり。諸法の性は、本有にして無に非ずと雖も、而も功用の成には、必ず因力を待つ、諸の造色の體の如きは、本無に非ざれども、而も功用の成には、必ず大種に因る、因中の勝なる者は、其れ唯、五因なり。造色の因の勝なる者の如きは五なし。有爲法の成は、因に由らざることなし。羸病人の自ら起つこと能はざるが如し。此の如き義に由るが故に、頌に說いて言はく、

【四九】契經云云。緣生初勝分本經上卷(大正藏一六・八三三中)分別緣起初勝法門經下卷(大正藏一六・八四〇中)にあり、現存阿含、尼柯耶には出でず。

少しき成立も、　因に由らざる無し。
一切は因に由ると、　佛の說く所なり。
諸法の因は多にして、　細に了し難し。
世は迷ひて便ち、　總て因なしと謂ふ。

然も上座の言はく、『因緣性とは、謂はく、舊隨界なり。卽ち諸の有情の相續展轉して、能く因と爲る性なり』と。彼れは謂はく、世尊は契經の中に說かく『應に知るべし、是くの如きの補特伽羅は、善法を隱沒し、惡法を出現す』と。隨俱行の善根の未だ斷ぜざる有り。未だ斷ぜざるを以ての故に、此の善根より、猶ほ餘の善根の起るべき義あり。隨俱の善根は、卽ち舊隨界なり。相續展轉して、能く因と爲る性なり。斯くの如き等の類を、說いて因緣と名く』と。此れも亦、前の經主の所執の種子の義と同じく破せん。此の舊隨界は、卽ち彼の種子の名の差別なるが故に、今、義に乘じて、便ち彼の所執の名義の殘り有るに隨つて、更に廣く遮遣せん。彼の隨界を觀ずるに、但虛言あるのみ。其の體を推徵するに、都て不可得なり。故に亦、卽ち此れを說いて、相續展轉して能く因と爲る性と爲すべからず。諸有の相續展轉して因と爲るは、有體にして可得なり。色受等の如し。若し舊隨界、是れ相續展轉して因と爲ること有らば、應に色等の如く、有體にして可得なるべし。此れは何の相と爲すや。是れは、種々の法の薰成する所の界を、其の相と爲すを以て、此れ亦、知り難し。體は是れ色と爲んや、乃至、識と爲んや。隨界を舊と名く。應に是れ有爲なるべし。一切の有爲は、皆な五蘊の攝なり。故に若し是れ有ならば、應に色等の五蘊の性の中に於て、是の一種に隨ふべし。或は彼れ應に說くべし。何の有爲か有りて、是れ色等の五蘊の所攝に非ず、然も體は、是れ有はして、極成すと爲すべしと。故に但言有りて、都て實體なし。

又、舊隨界は、體の知るべき無し。猶し合行和合有等の如し。此の舊隨界の體は、說くべからず。

但說いて言ふべし、是れは業煩惱の所熏の六處にして餘生の果を感ずるなりと。此の界は、唯、體の說くべからざるのみに非ず。但執して有と爲すも理と相違す。體の說くべからざるは、極成有と爲すべきに非ず。諸の假有の補特伽羅と瓶等は說いて別體なしと爲す可きを以てなり。若し諸の實有の色受等の法は、一一、別體ありと爲すと說くべし。舊隨界は、猶、補特伽羅、瓶等の假有の如しと說くべきに非ず。亦、實有なること色等の法の如きに非ず。是の故に、應に此れを執して有と爲すべからざること、既に爾り、何ぞ執して因緣と爲すことを得んや。

又、隨界の言は、聖敎の說に非ず。但、上座等、擅に此の名を立つるなり。又、彼れの諸の業煩惱の所熏の六處にして、餘生の果を感ずと許すは何ぞ。業煩惱と俱生滅の者と爲んや。此の後時に相續して生ずる者と爲んや。是れが無間に生ずる異熟なる者と爲んや。若し業煩惱の俱生の六處の能く果を感ずるものならば、卽ち後の六處は、果を感ずる能なし。俱も亦、應に然るべし。豈、能く果を感ぜんや。應に、唯、業煩惱のみ、感果の能あるべし。何ぞ六處の餘生の果を感ずと執することを須ひん。

又、彼れは應に定んで執すべからず。眼等を、業煩惱俱起の助因と爲すと。盲等は、唯、業煩惱の緣に託し、亦、餘生の眼耳等を感ずるが故に。

又、因と果とは、隔越して成ずと許す。何ぞ斯れを舊隨界と爲すと執ずるを用ひんや。

若し此の後時の相續の六處、能く果を感ずれば、業煩惱と都て不相應なり。如何が彼れを熏じて隨界を成ずべきや。有と無と相應の義あるに非ず。豈、因果相應有りて、彼の相と同じくして緣を成ぜしむるを得ずや。故に彼の相同じとの語は、理と相應せず。彼の相の言は、彼れの相に目くるを以て、應に此の相と彼の相と同じと言ふべし。然るに此の中に於て、此の相の語を略す。此の業煩惱と彼の後時に相續する六處と、性類各別なり。如何が此の相と彼の相と同じからんや。豈相應

して緣性を成ぜしむることを得んや。或は、彼れの意の謂はく、「業煩惱と俱なる六處の將に滅せんとするや、後の六處と其の相、是れ同じく、緣を成ぜしむ」とは、亦理に應ぜず。前の六處の相の將に滅せんとする時に於て、後の體は、未だ有らず。體未だ有らざるが故に、彼の相も亦無し。何ぞ相ひ同じくして、緣性を成ぜしむること有らんや。故に彼の所說は、但(たゞ)虛言あるのみ。

若しは、彼の相の言は、當有に依つて說く。世間に煮飯磨麨を說くが如し。彼れ當來に有を極成するを以ての故に、と。此の喩は理に非ず。所立の宗と等しく成ぜざるが故に。又喩と法とは、世俗の容有不容有の故に、且らく應に先に審にすべし。勝義の煮磨は、自性、或は差別の類ありと爲んや、畢竟じて無なること猶し、空花の若しと爲んや。故に喩と宗とは、義の等しきを成ぜず。若し世俗に據らば、煮磨あるべし。此れに依りて、煮飯磨麨と言ふべし。有法と無相とは同じかるべからざるが故に、此の喩は宗を證するの力なし。然も此の飯麨は、當有の名に非ず。現に極成せる飯及び麨有るが故に。此れを觀ずるに、提婆達多と此の相と同じと說くべし。煮飯磨麨の所喩は、爾らざるが故に、相應せず。煮磨せらるゝ飯麨成し已つて、所方の飯麨の相續猶存す。彼此の相は、同じく俱に現に可得なり。後念の六處の、已生時に至れば、爾の時、已に前念の六處は無し。故に彼此の相同じと說くべからず。後の未生、及び已生位、俱に此彼の相同じと說くべからざるに由るが故に、所立の喩は、法と等しきに非ず。設ひ飯麨は、是れ當有の名、喩ふる所は相ひ同じと許すも亦、理に應ぜず。前念の六處の所生は、業煩惱俱行の六處と、業煩惱を俱助緣と爲すに由りて、異相の起ること有るに非ざるを以て、因果に非ず、故に如何が力ありて後に、緣を成ぜしめんや。故に業煩惱俱行の六處と、勝の前六處とは、後相の與めに、同じく緣性を成ぜしむと言ふべからず。是の故に、若し前六處滅して還(また)、能く後の自類の六處を生じ、業煩惱滅して還(また)、自類の後の業煩惱を生ずと言はゞ、是くの如く、當有の名に依り、相の同じき義ありと說くべし。若し業煩惱俱行の

六處と前と異なくして、而も能く後有の異相を生ぜしめ、緣性を成ずれば、則ち應に後の六處と其の相是れ同じく、緣性を成ぜしむと說くべからず。

又、此れは何が故に、後をして緣を成ぜしむるや。故に彼れの言ふ所は、都て實義なし。若し是れ無間に能く異熟の六處を生じ、因と爲りて、能く果を感ぜば、是れ則ち應に[五〇]順後受業なかるべし。唯、無間の因のみ、異熟を生ずるが故に。「斯の過失なし。鄰近に展轉して、能く果を牽くが故に、花種等の、鄰近に展轉して、能く果を引き生ずるが如し。」若し爾らば、更に尤も重き過失を招かん。順生後受業は、應に雜亂すべし。汝が宗は、自ら一業の所熏の六處、相續して一果を牽くと許すが故に。又、種芽等の一相續は、種芽等を擯して滅すと雖も、而も後果は生ずべし。業煩惱の六處の相續は、各別にして業煩惱、滅し已り、何ぞ後時に六處の自類展轉相續して最後時に至り、能く彼の果を生ずべきや。故に彼の法の喩は、義に相應せず。又、業煩惱倶生の六處は、彼れは應に業煩惱の熏と許すべからず。同時に因果ありと許すこと勿きが故に。如何が彼の業煩惱の所熏の六處に非ざるより、更に別緣なくして、後時に於て類に復諸の業煩惱の所熏の六處を生起するや。故に汝が所宗の理は、善く立つに非ず。若し[五一]種の糞土の資熏にて能く芽等を生ずるが如しと謂はゞ、此れも亦理に非ず。我れの許す所なるが故に。又成ぜざるが故に。謂はく、我が宗は、同時因ありと許す。(故に)此の喩を立つべし。汝が宗は、爾らず。云何が、種の糞土の資熏の如くならんや。又、此の中に於て、正しく法喩を立つ、種は應に正しく業煩惱心を喩ふべし。六處は應に猶し糞土の如しと言ふべし。則ち業煩惱の類は、應に隨界と名くべし。如何が六處を隨界と爲すと說くや。「糞土が、種を資熏するに由るが故に、還(また)糞土の類の芽を生起せしむるに非ず。故に種は唯、應に六處に喩ふべし。此の六處の業煩惱の熏に由りて、當の六處の異熟果を生ずるが故に。」此の救は理に非ず。後の六處の果は、即ち前の六處を用ひて因と爲すと說くに非ざるが故に。謂はく、經に

【五〇】順後受業は、未來次後生に果を受くる業なり。無間に果を感ずるとなれば、この未來次後生の果を感ずる業無きことゝなるとの意なり。

【五一】種云云。大正藏神に作るも種の誤植なり。

說かく、『眼等、業煩惱を因と爲すこと、種の因と爲りて芽等を生ずるが如し』と。芽等、糞等を用ひて因と爲すに非ず。故に彼の救ふ所は、理に應ずと爲すに非ず。

又、經に『生は業を因と爲す』と說くが故に、當の六處は、六處を種と爲すに非ず。業煩惱を因と爲して生を感じ、六處を其の種子と爲すと執すべきに非ず。故に眼等の五は、當生を感ずることに於て、全く勝用なし。意處は或は、業煩惱と、同一果の義あり。立つる所の喩と法と相違す。或は種の相續と、彼の糞土の相續と俱時にして、能く異果を生ず。諸の業煩惱の相續久しく滅して六處の相續を因と爲し、業煩惱の牽く所の異果を生ずと許す。斯くの如きの法喩は、豈、同じと言ふを得んや。

又、種と糞土と俱に分あるが故に、芽の中に二果の續生すること有るべし。如何が無分と有分と同じく一果を招くを、同法喩と爲すべきや。若し芽の中の糞土と種の果の體、別なしと執せば、是れ則ち能喩と所立と同じく俱に成ぜざるが故に。又、彼れが舊隨界の有を證せんが爲めに引く所の聖言、「隨俱行の善根の未だ斷ぜざる有り」との、此の經は、還つて彼れが妄執する所の舊隨界の無を證するなり。諸の善根の無貪等の性は、彼れ此の位に於て、現在前せざるも、得は未だ捨せざるを以ての故に、名けて未斷と爲す。時に善を斷ぜんとするに依るが故に、此の言を說く。此の中の善根は、唯、生得善なり。諸の加行善は、先に已に斷ずるが故に。生得の善根は、續善の位に於て、染心に隨つて得するが故に、九品に隨行して頓得すと謂ふ。故に俱行と謂ふ。或は此の善根は、先得後起なるが故に、隨行と謂ふ。現起と得と相ひ違害せざるが故に、俱行と謂ふ。是れを此の經の此の句の實義と謂ふ。善根の斷ずる者は亦、現に此の隨俱の善根なきが故に、此の經に、彼れは後時に於て、一切皆な隨俱の善根を斷ずと言ふ。既に舊隨界に此の善根なきが故に、彼の隨界も亦、無なり。隨界既に無なり。後に何法に因りて善根續起するや。又、初續位の善根は、現に無なり。

應に隨界も無かるべし。既に隨界なし。何に緣りて續いて後の善根起ると名けんや。復何の因に從るや。然るに、契經に說かく『此の善根從り、後に餘の善根、定んで當に還起るべし』と。故に此れ還つて舊隨界の無きを論ず。

又、彼れ自ら、此の舊隨界の體は、不可說なりと言ふ。如何が此に於て、善根と善根の因性と爲すと說かんや。又、一念の一心の體の中に於て、細分あること無し。如何が能く愛と及び非愛と倶と相違との果を牽かんや。定んで差別の因は、不可得なるが故に。

又、善、不善、及び無記心は、一切時に於て、應に倶に現起すべし。然るに應に許すべからず。互に相違するが故に。謂はく、善心の正しく現行する位に於ては、不善と無記心界は、恒に隨ふ。彼れと善心とは、別體あるに非ず。何の理に依りて彼れ現行せずと說くや。餘の二性心の正しく現行する位も、各二性に徵し、亦、應に此れと同じかるべし。又、彼れは應に說くべし。若し一心の中、多くの品類の心界の隨逐あらば、何に緣りて此の多心の隨界より、後時に但一品類の心起るや。然も一時に於て、一切の識の所依と境界と等無間緣と因緣とあり。又、具に何ぞ並起せざるや。彼の所依等は、一一の刹那に、皆な能く一切の識を生ずるの義あり。何の法か礙を爲して、一時間に於て、一根より多識を並生するに非ざるか。然るに彼の上座は、此に於て說いて言ふ『一念に一根の倶に二識を生ずる有り。一身根を共にする命命鳥等の如し。一處に二身根生ずべからず。是くの如きは、便ち有對の法性に違す』と。此の言は、但上座の自心に順ず。二有情の一根を同じくする義なし。相續異なるが故に。而して命々等は、二根雜住す。身舌根の如し。故に二根より二識を生ず。一根の上に二識並生するに非ず。亦、一根を二有情の共にすることなし。理應に是くの如くなるべし。謂はく、一根有りて是れ多業の果なることは、理成ぜざるが故に。然も一切の根は、皆な共有に非ず。是くの如く、上座は、何の理にて能く一の相續に於て、同時に一根と多根に依止して、

多識を發すの過を遮するや。故に舊隨界は、善說と爲すに非ず。

又、上座等は、唯、諸法は無間より生ずと執す。豈、大師の、因緣性を說くこと便ち無用と爲らずや。所有の法の籍る所の因は、等無間の力能く成辦するに足るを以て、何ぞ勞して、此の外に更に因緣を說くや。彼れ釋して「等無間の力と、生因力と、其の義殊あり、生法の中に於て、倶に功用あり」と言ふと雖も、而も實理なし。但虛言あるのみ。卽ち隨界の力は、無間に住するが故に。心等の等無間力を離れて、別に因緣の功用ありと言ふべきに非ず。

又、彼の上座は、「法體ありて、劫を經て滅すと雖も、而も自ら相續し展轉し、相ひ仍り猶ほ因性と爲る」と執す。今、彼の法の但能く緣と爲るを觀じて慶を生じ自心に妄に計して喜悅するも、法を生ずるに於て、實は能く因と爲るに非ず。所以は何ぞ。若し法體ありて、劫を經て滅すと雖も、猶ほ能く因と爲す。卽ち彼れ因と爲りて能く法を生ずるに足れば、何ぞ虛構を勞して、隨界を因と爲すや。又、若し彼の法、體あること無しと雖も、而も能く因と爲りて所生の法を生ぜば、是れ則ち應に諸の石女の兒も亦、能く因と爲りて、餘の子息を生ずと許すべし。若し「因の體は、本有にして今無なり。諸の石女の兒は本も無なり」と謂はゞ、則ち應に彼の法は因緣を成ぜざるべし。本因有る時、果法は未だ起らず。今、果の起る位には、因の體は已に無なるが故に、因緣を說くことは、定んで應に無用なるべし。

若し上座が、「唯自の相續の生起は、決定して因緣と爲るを得」と許さば、云何が復、善、不善の法の因緣と爲りて無記の異熟を生ずと許すや。善、不善の隨界は、因と爲りて無記を生ずべきに非ず。相續異なるが故に。若し善、不善の無間に能く無記の異熟を生ぜば、此の中、應に何が故に、云何が、善、不善が因と爲りて、無記の異熟を生ずるかを說くべし。若し無記は善、不善を熏ずるが故に、善、不善を、無記の因と爲すと言はゞ、此れも亦理に非ず。前に已に數辯じたり。彼の

熏習の言は、實義なきが故に。

又、彼れは云何が、善、不善の法、無記の熏なるが故に、異熟因を成ずるや。若し、先の時の異熟の熏なるが故にと謂はゞ、則ち應に異熟は異熟因と爲るべし。若し異熟果は、善、不善の法を因と爲すが故に生ず。而も此の中、因緣の用なく、唯、增上の攝なりと言ふは、甚だ非理と爲す。所以は何ぞ。善、不善、因と爲りて、能く彼の果を牽起す。此れ彼の果に於て、何が故に因に非ざるや。又彼れの言ふ所は、聖教は違越す。契經に說くが如し。『此の因、此の緣は、彼の有情をして、地獄等に生ぜしむ』と。又、說かく、『眼等は、業を以て因と爲す』と。又、說かく、『諸の生は業を、因と爲す』等なり。此の中、上座は、此の釋言を作す。「諸の增上緣は、因性を越へざるが故に、我が說く所は、其の理善く成ず」と。此れも亦、理に非ず。因緣を離れて外に、經に別に增上緣ありと說くが故に。又、曾つて彼の說に同じき處なきが故に、謂はく、曾つて經に是くの如きの說を作すこと無し。增上緣の性は、卽ち是れ因緣なりと。正理論師は、是の釋を作すべし。譬喩者は是の言を作すべきに非ず。能作因は、彼れの許すところに非ざるを以ての故に。又、彼の上座は、如何が執して、一心は種々界を具有し、一心に多界を熏習すと言ふべけんや。理成ぜざるが故に。聖教の中、勝義法は、唯、一體あり、多體集成すと許すに非ず。若し心ありて、其の體は一なりと雖も、而も其の內に於て、界は衆多ありと言はゞ、多界と心と體に異なきが故に、界は應に一を成ずべし。心と多界と體に異なきが故に、心は應に多を成ずべし。諸界を相望するに、體に異なきが故に、一と一切と體は應に相ひ雜すべし。此の執は、終に理に非ず。應に廣く思擇することを止むべし。然れども隨界の名は、應に隨過と言ふべし。無量の過失に隨逐せらるゝが故に。彼れを觀ずるに、但聖教を破せんと欲するが故に、正理を壞するが故に、此の名を矯立す。或は彼れは但法性の深細に由りて、久しく忍ぶこと能はず、聞思して疲勞す。是の故に、中に於て未だ了達すること能はず。

然も諸の佛弟子の衆中に於て、方便して了達、稱譽を求むること無く、是くの如きの隨界の虚名を矯立す。此れに由りて、應に阿毘達磨の所說の正理に隨つて以て因緣を釋すべし。是の故に、因緣は、五因を性と爲すを、誠に善說と爲す。傾動すべからず。

（卷の第十八終）

無漏根 216
無漏の五蘊 7
無漏法 283

—メ—

馬勝 291
鳴鼓聲 195
滅定 32
滅盡定 37
滅と事 424

—モ—

魍魎 284
諸の見道 147
諸の色根 124
諸の餘の有情 284
聞 56
聞慧 8
聞所成 393

—ヤ—

取舍 318

—ユ—

用の得べきこと 424
猶豫 175
踰繕那 169

—ヨ—

餘因 211
餘界 197
餘經 119
餘師 33
餘處 135
餘の四蘊 81
餘の一切の具縛の異生 288
餘の十七界 142
餘部 399
餘の無記法 449
預流 225
容 221
欲 233
欲愛 53
欲界 44
欲界繫 90
欲界の初靜慮 93
欲界に生じて 133
欲界の化心 394
欲に隨つて 127

—ラ—

樂根 228
樂に隨つて 284
樂の三種 68

—リ—

離境斷 143
離繫の邪論 404
離生 296
離貪瞋 256
離縛斷 147
離欲退 400
離慾 447
了義 13
律儀 32
隣阿伽色 83
隣近 286
隣近緣 159

—ル—

流轉の所依 212

—ロ—

六愛身 88
六因の中 399
六界 119,276
六思身 48
六識 30,45
六處 23
六觸所 126
六內處 243
六六經 88,243

—ワ—

和合界 448

——毗曇部二十七索引終——

頗勒具那 59,165
倍離欲貪 227
薄伽梵 5
八支聖道 15
八勝處 81
八十八の隨眠 145
筏蹉子 144
般羅若 307

—ヒ—

比量 53
非一 171
非有情 21
非學非無學 290
非黑非白 14
非時解脱道 393
非所斷 145,290
非世 409
非相續 283
非想非々想處 302
非觸 181
非擇滅 25,283
非得等の十四 230
非得の四門 292
非六性 146
彼同分眼 30
譬喩部師 164
譬喩論師 21,119
苾芻 11
毘瑟笯天 331
毘濕縛羯磨天 291
毘婆沙 357
毘婆沙論 181
毘鉢舍那 51
鼻額 190
表 356

—フ—

不共の業 440
不繫 220
不還 225
不還果 228
不時解脱 295
不淨 80
不淨觀 74
不說依 11
不染 146
不退墮法 49
不同類心 304
不律儀 204
補特伽羅 11
風界 182
風輪 448
佛使 317
佛世尊 303
分別 89

—ヘ—

別解脱律 11
別人 217
別名の法界 195
遍體 180
邊際定 217
邊際定智 71
邊處 80

—ホ—

法蘊 18,80
法界 88,149
法界所攝の非相應 94
法勝 218
法智 274
法と詞 351
法と隨相 367
法同分 296
傍布 167
北俱盧洲 299,317
發智論 164
沒 216
本法 296
品類足論 27.371,388,400,405
梵行 53
梵行 53

—マ—

末奴沙 286
摩納婆 41
摩怛理迦 14
麥芽 195
曼馱多王 234

—ミ—

未知根 229
未來の苦法忍品 395
身に隨ふ 358
味 216
味受 71
水を食し、風を食す 293
名色 242
命根 202,408

—ム—

牟尼 79
無爲 201
無爲と有爲 366
無爲と無爲 366
無爲法 72
無衣者 379
無學 56,149
無學法 290
無願無願 17
無記 219
無窮 295
無礙 128
無礙解 80
無繫の法 290
無間業 204
無間道 142
無間滅 30
無形 223
無色 44,80
無色愛 53
無色界 311
無色より沒して 133
無執受 30
無所有處 301
無生智 150
無淨 80
無常想 80
無諍願智 71
無相有情天 82
無想 32
無想有情天 298
無相無相 17
無對 35
無比 21
無表 29
無覆無記 149
無邊の意識 142
無餘依涅槃 222
無量光天 50
無漏 6

全離欲貪 227
善逝 68
漸現觀 13

—ソ—

相應 276
相應具有因 226
相雜 171
相似 384
相續 326
想 273
想蘊 47
僧衆 217
總說 347
總同句義 297
增上緣 56
增上 389
增上果 31,438
增長自在 285
增長・相續業生 276
象跡喩經 196
觸 90,233
觸の別有 250
續生 222

—タ—

他心智 279
多界經 82
多財 9
多修習 416
墮一世 369
退轉 52
胎 222
對法 283
諦 80
體 231
體の得べきこと 424
大六處經 243
大德 187
大法 233
第一法 73
第二因 105
第二靜慮以上 152
第三刹那 241
第三識住 50
第三諦 423
第七心 46
擇滅 25,283
擇滅の得 290
擇法 6
達弭羅 317
段食 90,241
段食天 307
斷 5
斷・害・壞 84
斷滅を怖る 302

—チ—

知斷 48
智 5
地界 274
中有 13
中間靜慮 273,298

—ツ—

通別の法 195

—テ—

天帝 6
展轉 286,296
轉變生 88
轉輪王 284

—ト—

唐捐 11
等 197
等活那落迦 170
等持 126
等無間緣 191
等量 188
等流 30
等流果 435,446
等流性 125,359
同異句義 297
同分眼 30
同分住 207
同類因 128,240
道聖諦 19
道類智 208,209
倒想 71
得・非得 282
得の行依 212
獨得 133
貪等 205
貪・瞋・癡 80

—ナ—

那落迦 146,317
內界の全 203
男根 63,202
煖 148,308
難陀 327

—ニ—

二因 211
二蘊 407
二界 39
二俱非 313
二根取 105
二三四の靜慮 133
二種 211
二種の空經 104
二十二根と四果 225
二諦 165
二德 6
二念 142
二念の意識 142
二分 144
二縛 229
二門 388
女根 202,229
任持食 298
忍 209
忍住 293
忍所斷 146
忍地 203

—ネ—

涅槃 426
念 234
念の有 251

—ノ—

能依 162
能依正 276
能作 389
能作因 56
能說者 351
能詮 107
能別の相 152
能變化 219
能變化身 291

—ハ—

波羅提木叉 12
頞胝迦 103

集 216
衆同分 205
聚 65
十位 384
十色の少分 129
十種の造色 34
十七の少分 130
十處 82
十八意近行 89
十八界 24
十八觸身 224
十遍處 81
十無學支 256
十力 286
宿所習 41
出世道 226
順決擇分 208
順後受業 299,458
順取 23
順生受 300
順前句答 191
順不定受業 217
循身觀 140
所依 162,310
所緣有對 86
所行處 233
所繫事 436
所除の法 371
所相の法 320
所長養 125
所緣事 436
所緣斷 147
初刹用の具縛の聖者 283
初靜慮 407
初の無漏根 212
初無漏法 380,448
諸依 426
諸蓋 104
諸現觀邊 17
諸趣 27
諸世俗智 17
諸無漏の苦法忍品 129
諸餘の善法 449
處 221
助生緣 43
少光 50
正法滅經 19
生 412
生死の因 71
生得 9
生門 65
性 215
性相 18
牀座の言葉 162
障礙有對 86
聖道の非得 296
勝義阿毘達磨 8
勝義の境 106
勝解 234
勝處 80
聲聞 6
牆壍 206
上座 23
上三定に生じて 198
定心 368
定の別有 251
成就 283
淨色 29
淨無記 384
貞實種 404
諍 280
諍根の因 71
靜住 301
靜慮 80,91
心 230,275
心一境性 274
心解脫 51
心栽覆事 23
心所 230
心善解脫 256
心の心所の關係 278
心と心隨轉 367
心獨行 278
心に違す 311
心不相應行 230,282
身一想異 50
身見 80
身語業の九品 148
身根 228
身受 213
身表業 30
信勝解 393
信等の五根 202
審慮 150
神通 80
尋 57
尋思 80
尋伺 93
盡智 210,303
盡無生智 149

—ス—

素怛纜 14
水輪 448
隨界 289
隨界別 73
隨器 72
隨信行 293
隨染 72
隨麁 72
隨增眠 20
隨轉の色有り 407
隨煩惱 21
隨眠 53
隨眠品 399
數々退し 227

—セ—

世友 84
世間道の次第證の場合 226
世俗阿毘達磨 8
世尊 313
世路 26
施設 18,297
施設論 86
施設足論 387
是觸 181
青 59
刹那の差別 449
說一切有部 13
說行 57
舌形 190
前後生 191
前生 386
扇搋 205
贍部洲 333

業の異熟 9
聲は色の如く 144
殑者羅 317
黑白 87
黑風 40
極光淨天 50
極成の因果 371
極微 42
金剛喩三摩地 303
金剛喩定 43,210
根の三種 68
言依 27

—サ—

作意 274
作用 335
差別 286
薩迦耶 28
西方の師 304
西方の諸師 143
災横 420
最初の已起の染汚の思 400
雜修靜慮門 17
雜藏 14
三有 10
三蘊 19
三學門分別 289
三觀 141
三結 52
三現觀 7,209
三眼 79
三藏 214
三種分別 199
三受 47,243
三處現前 51
三性門分別 289
三世門分別 289
三相經 322
三觸 184
三斷門分別 289
三道 215
三人 51
三の所餘の法 449
三分 27
三摩地 57,234
三無爲 24
三無色 73
三無漏根 202
讃學根本異問經 13

—シ—

士用果 225,367,438
尸羅 18
止觀 17
四蘊 407
四依 11
四句 87
四事決定 389
四處 38
四正行 16
四生 195
四聖諦 8
四攝 63
四攝事 159
四大種 34,367
四大洲 203
四道 208
四念住 15
四法處 16
四品 95
四無礙解 16
四量 11
死生智 253
次第因 71
至敎の量 321
志樂 207
思 233
思慧 8
思所成 394
資助 126
資糧 9
指鬘 22
自愛人 19
自境の微 184
自在隨行 205
自野 5
自性事 436
自性受 46
自性斷 147
自性分別 95
自部 385
自部の果 442
事 8
事平等 276
持息念 74,80
時解脱者 295,393
時平等 276
慈定 317
色 22,53,223
色界 35
色識と眼根 197
色對識 198
色斷 416
色の四法 449
色遍智 416
熾盛光顯 203
識 20,120, 275
識住 49
識身足論 390
識・無識 143
食 49
七有性 13
七依 50
七心界 81
七造觸 31
七と半 101
七寶 284
七漏 53
室路迦 357
舍利子 10
奢摩他 51,221
手居士 159
取與 411
取漏 24
種々の義 275
種族 65
受 233
受蘊 45
受の別有 250
集異門 18
修習果 448
修慧 8
修所成 394
修所斷 145
修所得 127
修所得の天眼 127
執取受 46

寡學の上座 103
我慢 80
河樂階陞樂 31
戒 51
契經 6,119,158,425,454
界繫門分別 280
覺 297
覺分 23,80
隔越の遠き士用果 439
羯刺藍 37,173,316
勝論 297
甘露 41
觀行者 222
觀照 149
願智 80

—キ—

記別 146
起 80
期心 304
喜覺支 53
喜食 214
義品 40
吉祥 87
經師 311
經主 5
經主世親の難 285
經說者 421
經部の古師の第一—五說 244
經部の古師の第六說に對する釋 244
脇尊者 70
境界有對 86
輕安 91
行 232
行蘊 47
行度 190
形色 30

—ク—

九界 84
九根 208
九地 226
工巧路 219
功力 285
苦根 229
苦集法智 242
苦諦 21
苦法智忍 25
苦法智品 394
鳩摩羅時婆 318
鳩摩羅多 137
鵂鶹子 181
具壽 41
具知根 229
具縛 294
倶有因 30
倶起 291
倶行 8
倶舍 9
倶胝 183,343
倶の言 399
倶分解脫 304
倶品 394
愚の三種 68
瞿波洛迦 49
空 80,305
空界 35
空界と識界 82
空々 16
空華論者 101

—ケ—

化地部 88
計度 119
計度分別 95
繫 90
繫地に非ず 390
下地 45
下の三地 214
外郭 127
外の四界 125
外分 385
解脫 80
戲忘念天 316
決度 150
結集 10
結伽趺坐 305
見苦所斷 385
見至 393
見所斷 145
見度 28
見稱事 244
見諦 52
見・聞・覺・智 163
堅勝 108
眼根 228
眼根、眼識 132
眼壽 172
眼觸所生の想 277
眼と色と識 236
眼と耳との通慧 291
現觀 7
現行 21
現在の非得 292
現法樂住 49,209
現量覺 192
現量の三 192
還門 74
顯色 23
古昔師の第一說 243
古昔師の第二—四說 243
古昔師の第五、六說 244
去來 422
鼓襊 190
五因 445
五界 83
五境 29
五解脫處 82
五根 29
五識 23,93
五取蘊 20
五種 436
五受根 201
五濁法 55
五部 63
語に隨ふ 358
語表業 30
後有 205
後々の道 207
後の無漏根 212
向遊塵 181
劫初 207,223
香菱花 167
廣果天 298
喬答摩 101
業 408
業感に由る 128

索　　引

（頁數は通頁を表す）

—ア—

阿羅漢 23
阿笈摩 19
阿氏多 14
阿難 12
阿耨羅多三藐三菩提 216
菴羅 297
安 251
安膳那 66
安立果 448

—イ—

已起の隨眠 415
已生の諸の無生智 391
已生の遍行の隨眠 399
伊字 246
威儀路 219
異 336
異緣分隔 124
異熟 302
異熟因 409
異熟果 437
異熟生 125
異熟性 88
異熟法 403
異生 22
意 275
意根の彼同分 143
意地の散慧 95
意處 408
意成天 307
意・法・意識 92
意憤恚天 316
一因 450
一蘊 407
一果 369
一果の少分 350
一形 223
一切所有 369
一切の時 398
一切の不善 440
一生住識 369
一刹那 125, 323
一分 180
一法 336
一來 225
因 33, 393
因果の性 289

—ウ—

有爲相 367
有爲と無爲 366
有爲の有 325
有爲法 19
有學 149
有學法 290
有起 30, 218
有行相 276
有繫の法 290
有見 41
有見無見 85
有根身 311
有事 28
有色 230
有色有情 49
有實事 125
有所依 276
有所緣 276, 448
有處 436
有情の業 436
有心位 32
有身見 20, 371
有說 30
有染 29
有頂 241
有頂の四蘊 302
有部の古師の第一說に對する釋 245
有部の古師の第二說に對する釋 246
有部の古師の第三說—第五說に對する釋 248
有覆無記 292, 447
有覆無記・無覆無記 33
有分 171
有報受 31
有餘師 91, 148, 185, 212, 216 387
有餘部 167
有離 27
有力因 364
烏盧頻螺迦葉波 22
嗢遮 347

—エ—

依主 9
依と緣 86
慧 233
慧見論 163
慧の別有 251
緣 8
緣起 80
緣生 323
遠・速・明 75
鹽賢 42

—オ—

王仙 317
憶念 192
恩德 5
嗢怛羅 317
陰藏隱密 221

—カ—

加行 30
加行果 448
加行生 390
伽他 89
迦佉伽 347
迦遮吒多波 351
迦葉波 15
迦多衍尼子 10,362
迦比羅 210
過患 216
過去 65,190,446
過去・未來・現在 65
過未の五根の苦 102

昭和八年六月十五日印刷
昭和八年六月二十日發行

國譯一切經　毘曇部二十七

不許複製

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者　渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所　大東出版社
東京市芝區芝公園七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝 二一一六番 / 三〇四〇番

製本所　兩角製本所

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03148 9792